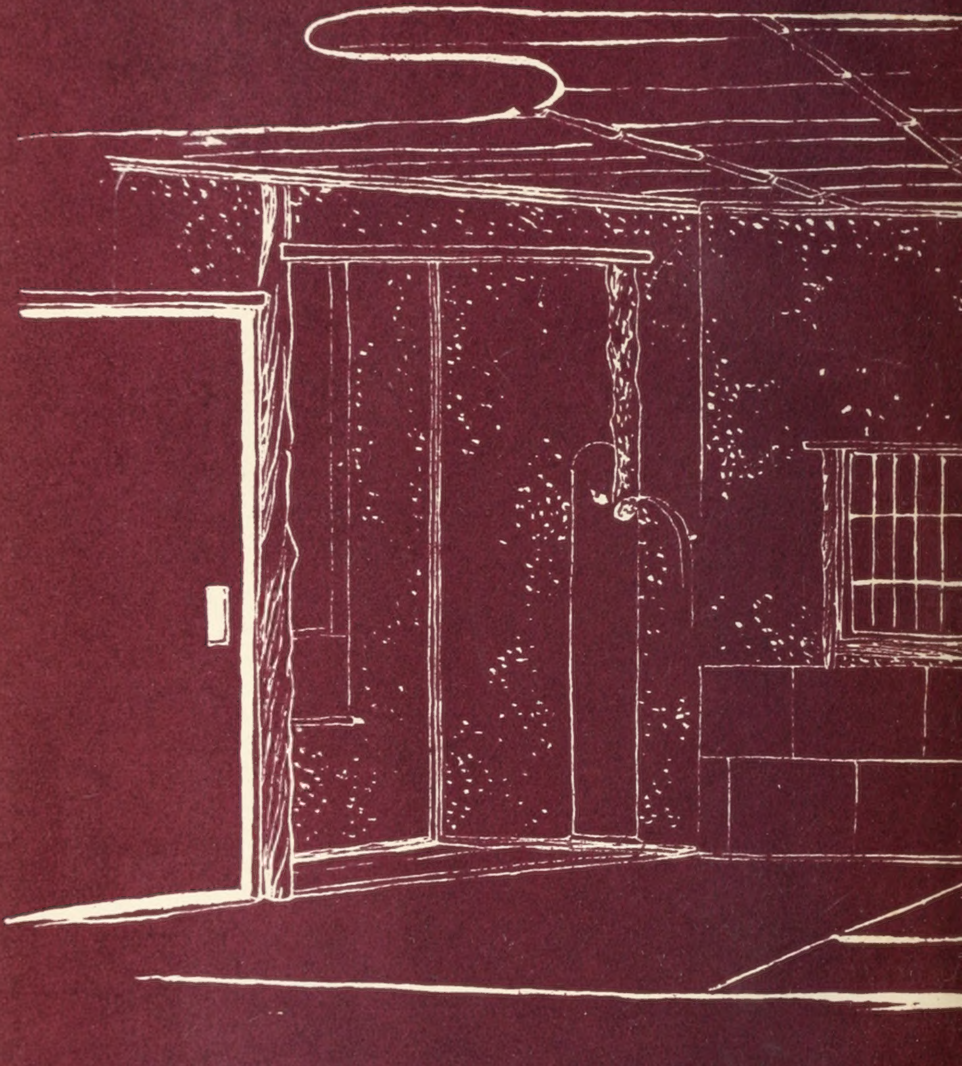

鈴



贈從三位本居宣長著

増補 本居宣長全集 第六

正三位本居豊穎校訂

例言

一　本輯には、「玉匣」「秘本玉くしげ」「呵刈葭」「臣道」「答問錄」「馭戎慨言」「眞暦考」「眞暦不審考辨」「國號考」「神代正語」「天祖都城辨々」「神代紀髻華山蔭」「古語拾遺疑齋辨」「伊勢二宮さき竹の辨」「石上私淑言」「國歌八論同斥非評」ノ十六部二十四卷を收めたり、

二　句讀點濁點等、すべて原本のまゝなり、

三　括孤【　】を附したるは、原本細註なるを一行になせる印なり、

四　「秘本玉くしげ」の原本は木製活字版にして、句讀點濁點なし、今濁點のみを加へて通讀に便ならしむ、假名遣の誤等あれど本のまゝになせり、

五　「呵刈葭」は原本寫本なるが、濁點多くはなし、今之を加ふ、

又舊全集本は、篇の前後を誤りたれば之を正す、

六 「臣道」は、舊全集本には寫本を採りたれど、木版本を用ゐ濁點句讀點なきを、濁點のみ加へたり、

七 「眞曆不審考辨」は、原本片假名を用ゐたるを、舊全集本は平假名に改めたれど、今原本に復す、

八 「石上私淑言」は、所々に頭書あり、其の多き所は、（　）を附して、之を本文中に挿入せるもあり、

九 「國歌八論同斥非評」は、國歌八論及び國家八論斥非を評せるものなり、原本は、其の評を本文に或は頭書し或は傍書せり、今傍書は其のまゝになし、頭書は、或は（　）を附し或は一字さげにして、之を本文中適宜の所に挿入することとなせり、即ち平假名交りの文は皆本文にして、片假名交りの文は悉く宣長の評なり、

目次

玉匣（二巻）一……二
秘本玉くしげ（二巻）三……六〇
呵刈葭（二巻）六一……九九
臣道（一巻）一〇〇……一〇三
答問録（一巻）一〇四……一三〇
馭戎慨言（四巻）一三一……二三五
眞暦考（一巻）二三六……二五三
眞暦不審考辨（一巻）二五四……二九〇

天下よろこび榮ゆるはじめの年の春のなかば。かくいふは

尾張の殿人

横井千秋

玉くしげ

此書は、ある御方に、道の大むね今の世の心得を書て奉れるなり、それに哥をもよみて書そへたる、中の詞を取て、かくは名けつ、其哥は、

身におはぬしづがしわざも玉くしげ
あけてだに見よ中の心を

まことの道は、天地の間にわたりて、何れの國までも、同じくたゞ一すぢなり、然るに此道、ひとり皇國にのみ正しく傳はりて、外國にはみな、上古より既にその傳來を失へり、それ故に異國には、又別にさま〴〵の道を說て、おの〳〵其道を正道のやうに申せども、異國の道は、皆末々の枝道にして、本のまことの正道にはあらず、たとひこゝかしこ似たる所は有といへども、その末々の枝道の意をまじへとりては、まことの道にかなひがたし、いでその一すぢの本のまことの道の趣を、あら〳〵申さむには、まづ第一に、此世ノ中の惣躰の道理を、よく心得おくべし、其ノ道理とは、此天地も諸神も萬物も皆こと〲く其本は、高皇產靈神　神皇產靈神と申す二神の、產靈のみたまと申す物によりて、成出來たる物にして、世々に人類の生れ出、萬物萬事の成出るも、みな此御靈にあらずといふことなし、されば神代のはじめに、伊邪那岐伊邪那美二柱ノ大御神の、國土萬物もろ〳〵の神たちを生成し給へるも、其本は皆、かの二神の產靈の御靈によれるものなり、抑此產靈の御靈と申すは、奇々妙々なる神の御しわざなれば、いかなる道理によりて然るぞといふことは、さらに人の智慧を以て、測り識べきところにあらず、然るを外國には、正道の傳へなき故に、此神の產靈の御しわざをえしらずして、天地萬物の道理をも、或は陰陽八卦五行などいふ理窟を立て、これを說明さむとすれども、これらは皆、人智のおし

はかりの妄説にして、誠には左樣の道理はあるとなし、さて　伊邪那岐大御神、　女神のかくれさせ給ひしを、深くかなしませ給ひて、豫美國まで慕行せたまひしが、此顯國にかへらせたまひて、その豫美國の穢悪に觸給へるを、清めたまふとして、筑紫の　橘　小門の檍原に御禊し給ひて、清淨にならせ玉へるところより、　天照大御神生出ましくて、御父大御神の御事依しによりて、永く高天原を所知看すなり、　天照大御神と申し奉るは、ありがたくも即今此ノ世を照しまします、天津日の御事ぞかし、さて此ノ　天照大御神の、　皇孫尊に、葦原中國を所知看せとありて、天上より此土に降し奉りたまふ、其時に、　大御神の勅命に、　寶祚之隆當與天壤無窮者矣とありし、此ノ　勅命はこれ、道の根元大本なり、かくて大かた世ノ中のよろづの道理、人の道は、神代の段々のおもむきに、ことごとく備はりし、これにもれたる事なし、さればまことの道に志あらん人は、神代の次第をよくよく工夫して、何事もその跡を尋ねて、物の道理をば知べきなり、その段々の趣は、皆これ神代の古傳説なるぞかし、古傳説とは、誰言出たるともなく、たゞいと上代より、語り傳へたる物にして、即チ古事記日本紀に記されたる所を申すなり、さて此ノ二典に記されたる趣は、いと明らかにして、疑ひもなき事なるを、後世に神典を説者、あるひは神秘口授などいふ事を造り出して、あらぬ僞を説き教へ、或は異國風の理窟にのみ泥みて、神代の妙趣を信ずる事あたはず、世ノ中の道理は、みな神代の趣に備はれる事をもえさとらず、すべて吾古傳説の旨をば、立ることあたはずして、かの異國の説のおもむきにすがりて取さばかむとするから、その異國のいふところに合ざる事をば、みな私の料簡を以て、みだりに己が好むかたに説曲て、或は高天原とは、帝都をいふなど、解なして、天上の事にあらずとし、　天照大御神をも、たゞ本朝の大祖にして、此土にましくし神人の如くに説なして、天津日にはあらざるやうに申す類、みなこれ異國風の理窟にへつらひて、強てその趣に合さんとする私事にして、古傳説を、ことさらに狹く小くなして、その旨ひろくゆきわたらず、大本の意を失ひ、大に神典の趣に背ける

もいない、抑天地は一枚にして、隔なければ、高天原は、萬國一同に戴くところの高天ノ原にして、　天照大御神は、その天をしろしめす御神にてましませば、宇宙のあひだにならぶものなく、とこしなへに天地の限をあまねく照しましく／＼て、四海萬國此ノ御徳光を蒙らずといふことなく、何れの國とても、此ノ　大御神の御蔭にもれては、一日片時も立ことあたはず、世ノ中に至て尊くありがたきは、此ノ　大御神なり、然るを外國には皆、神代の古傳說を失へるが故に、これを尊敬し奉るべきことをばしらずして、たゞ人智のおしはかりの考を以て、みだりに日月は陰陽の精などゝ定めおきて、外にあるひは唐戎國にては、天帝といふ物を立て、上なく尊き物とし、其餘の國々にても、道々に主として尊奉する物あれども、それらは或はおしはかりの理を以ていひ、或は妄に說を作りていへる物にして、いづれも皆、人の假に其ノ名をまうけたるのみにこそあれ、實には天帝も天道も何も、あるものにはあらず、そもく／＼外國には、かやうに實もなき物をのみ尊みて、　天照大御神の御蔭の、よに尊く有がたき御事をば、しらずしてあるは、いとあさましき事なるに、皇國は格別の子細あるが故に、神代の正しき古說の、つまびらかに傳はりて、此ノ　大御神の御由來をもうかゞひ知て、これを尊み奉るべき道理をしれるは、いと／＼難有き御事にぞ侍る、さて皇國は格別の子細ありと申すは、まづ此四海萬國を照させたまふ　天照大御神の、御出生ましく／＼し御本國なるが故に、萬國の元本大宗たる御國にして、萬ノ事も異國にすぐれてめでたき、其ノ一々の品どもは、申しつくしがたき中に、まづ第一に稻穀は、人の命をつゞけたもち、此上もなく大切なる物なるが、其ノ稻穀の萬國にすぐれて、比類なきを以て、其餘の事どもをも准へしるべし、然るに此國に生れたる人は、もとより見なれ來りて、常の事なる故に、心のつかざるにこそあれ、幸に此御國人と生れて、かばかりすぐれてめでたき稻を、朝夕に飽まで食するにつけても、まづ　皇神たちのありがたき御恩賴をおもひ奉るべきことなるに、そのわきまへだになくて過すは、いとも／＼勿體なきことなり、さて又本朝の　皇統は、すなはち此ノ世を照

しましまず、　天照大御神の御末にまし〳〵て、かの天壌無窮の　神勅の如く、萬々歳の、末の代までも、動かせたまふことなく、天地のあらんかぎり傳はらせ玉ふ御事、まづ道の大本なる此ノ一事、かくのごとく、かの　神勅いしるし有りて、現に違はせ給はざるを以て、神代の古傳說の、虚僞ならざることをも知ルべく、異國の及ぶところにあらざることをもしるべく、格別の子細ども申すことをも知ルべきなり、異國には、さばかりかしこげに其ノ道々を說て、おの〳〵我ひとり尊き國のやうに申せども、其ノ根本なる王統つゞかず、しば〳〵かはりて、甚みだりなるを以て、萬事いふところみな虚妄にして、實ならざることをおしはかるべきなり、さてかくのごとく本朝は、　天照大御神の御本國、その　皇統のしろしめす御國にして、萬國の元本大宗たる御國なれば、萬國共に、この御國を尊み戴き臣服して、四海の内みな、此まことの道に依り遵はではかなはぬことわりなるに、今に至るまで外國には、すべて上件の子細どもをしることなく、たゞなほざりに海外の一小嶋とのみ心得、勿論まことの道の此ノ皇國にあることをば夢にもしらで、妄說をのみいひ居るは、又いとあさましき事、これひとへに神代の古傳說なきがゆゑなり、さて外國には、古傳說なければ、此ノ子細どもをしらざるも、せんかたなきを、本朝には、明白に正しき傳說の有りながら、世の人これを知ることあたはず、たゞかの異國の妄說をのみ信じて、其ノ說に泥み溺れて、返てよしなき西戎の國を尊み仰ぐは、いよ〳〵あさましき事ならずや、たとひまさりたりとも、よしなき他國の說を用ひんよりは、己が本國の傳說にしたがひよらんこそ、順道なるべきに、まして異國の說はみな虚妄にして、本朝の傳へは實なるをや、然れども異國風のなまさかしき見識の、千有餘年心の底に染着て、其他を思はざる世の人なれば、今かやうに申しても、誰も早速には信ずまじき事なれども、惣じて異國風のこざかしき料簡は、よくおもへば、返て愚なることぞ、今一段高き所を考へて、まことの理は、思慮の及びがたきことにして、人の思ひ測るところとは、大に相違せる事のあるものぞといふことを、よくさとるべきなり、又かの異國人の思へるごとく、本朝の人も、此ノ御國をば、

たゞ小國のやうにのみ心得居るに付ては、天地の間にゆきわたりたるまことの道の、かゝる小國にのみ傳はらんとはいかゞと、疑ふ人も有ぬべきなれども、これ又なまさかしき一往の料簡にして、深く考へざるものなり、惣じて物の尊卑美惡は、その形の大小によるものにあらざれば、國も、いかほど廣くても、卑く惡き國あり、狹くても尊く美しき國あり、其ノ内に、むかしより外國共のやうを考ふるに、廣き國は、大抵人民も多くて強く、狹き國は、人民すくなくて弱ければ、勢におされて、狹き國は、廣き國に從ひつくから、おのづから廣きは尊く、狹きは卑きやうなれども、實の尊卑美惡は、廣狹にはよらざることなり、そのうへすべて外國は、土地は廣大にても、いづれも其ノ廣大なるに應じては、田地人民はなはだ稀少なり、唐土なども、諸夷の中にては、よき國と聞えたれども、それすら皇國にくらぶれば、なほ田地人民は、はなはだ少くまばらにして、たゞいたづらに土地の廣きのみなり、これは彼ノ國の書どもに、代々の惣口數戸數を載たると、本朝の戸數口數とをくらべ見て、よくしらるゝことなり、又今現在に本朝の國々にて、同じ一國の内にても、土地は廣くて、人民物成のすくなき所あり、狹くて人民物成は多き所もあるを以て、惣躰土地の廣狹にはかゝはるべからざることをさとるべし、古ヘ大國上國中國下國、大郡上郡中郡下郡小郡と分定められしも、必ズしも土地の大小にはかゝはらざりし事ぞかし、然るにむかしより世の人、此わきまへなくして、たゞ土地の廣狹を以て、其國の大小を定むるは、あたらざることなり、皇國は古ヘよりして、田地人民の甚ダ多く稠密なること、さらに異國には類なければ、此ノ人數物成を以て量ることは、甚ダ大國にして、殊に豐饒殷富勇武強盛なること、何れの國かはよく及ぶ者あらん、これ又格別の子細にして、何事も神代より　皇神たちの、かくのごとく尊卑勝劣をたておかせ給へるものなり、然るに近世儒者など、ひたすら唐土をほめ尊みて、何事もみな彼ノ國をのみ勝れたるやうにいひなし、物躰なくも皇國をば呑下すを、見識の高きにして、ことさらに漫に賤しめ貶さんとして、或は本朝は古ヘに道なしといひ、惣じて文華の開けたることも、唐土よりははるかに遲しと

いひ、或は本朝の古書は、古事記日本紀といへども、唐土の古書にくらぶれば、遙に後世の作なりといひて、古傳說を疑り、或は日本紀の文を見て、上古の事はみな、後の造りごとぞといひおとすたぐひ、これらは皆例のなまさかしき、うはべの一わたりの論にして、精く思はざるものなり、そのうへ唐土の書にのみ泥み惑ひて、他あることをしらざるものなれば、返て見識もいと小く卑きとならずや、又かやうに他國を内にして、吾ヵ本國を外にするは、己がよる所の孔子の意にも、いたく背けるものなり、すべて右の論ども、當らざるとをいはゞ、まづ皇國の古へは道なしといふは、此方にまとの勝れたる道のあることをしらずして、たゞ唐戎の道をのみ道と心得たるひがことなり、かの唐戎の道などは、末々の枝道なれば、ともあれかくもあれ、それにかゝはるべきとにあらず、又文華早く開けたりとて、唐土を勝れたりと思ふも、ひがことなり、早く文華の開けたるやうなるは、萬ッの事の早く變化したるにて、これ彼ノ國の風俗の惡く輕薄なるが故なり、いかにといふに、かの唐戎は、上古より人心なまさかしくして、物事舊きによるとを尙ばず、ひたもの己が思慮工夫を以て、改め變るをよき事にせる國俗なる故に、おのづから世ノ中の模樣は、世々に速に移りかはりしなり、然るに皇國は、正直重厚なる風儀にて、何事もたゞ古き跡により守りて、輕々しく私智を以て改むる事はせざりし故に、世ノ中の模樣のよゝにうつり變るとも、おのづから速にはあらざりしなり、此ノ重厚の風儀は、今もなほ遺れるとぞかし、猶此變化の遲速の勝劣をいはゞ、牛馬鷄犬などのたぐひは、生れてより成長すること甚速なるを、人はこれに比ぶれば、成長する事甚遲し、これらを以て准へ見るに、勝れる物、變化すると遲き道理も有ルべし、又かの成長することの速なる鳥獸などは、命短く、人は遲くて、命長きを以テ見れば、世ノ中の模樣の、うつりかはれること早き處は、其國の命短く、うつりかはることの遲き國は、存すると永久なるべし、そのしるしは、數千萬歲を經て後に見ゆべきなり、」

又古書の事を、その撰出の時代を以て論ずるも、うはべのことなり、其故は、右に申せる如く、唐戎はなまさかしく、

私智をふる國俗にて、其ノ古書も、おの〳〵作者の己が心より書出せる故に、その時代に應じて、古き近きの勝劣あることなるが、皇國の古へは、重厚なる風儀にて、すべての事に、己がさかしらを用ひず、かろ〴〵しく舊きを改むることはせざりしかば、古傳の說も、たゞ神代より語り傳へのまゝにて、傳はり來りしを、其ノ古傳說のまゝに記されたる、古事記日本紀なれば、かの輕薄なる唐戎のあらはせる書どもと同じなみに、時代を以て論ずべきにあらず、撰錄の時代こそ後なれ、其ノ傳說ノ趣は、神代のまゝなれば、唐國の古書どもよりは、返てはるかに古き事なるをや、但し日本紀は、唐土の書籍の躰をうらやみて、漢文を飾られたる書なれば、その文によりて解するときは、疑はしき事おほかるべし、されば日本紀を見るには、文にはかゝはらず、古事記とくらべ見て、その古傳の趣をしるべきなり、大かた右の子細どもをよくわきまへて、すべて儒書どものなまさかしき論には、惑はさるまじきことになん、さて世ノ中にあらゆる、大小のもろ〳〵の事も、天地の間におのづからあることも、人の身のうへのことも、なすわざも、皆こと〴〵く神の御靈によりて、神の御はからひなるが、惣じて神には、尊卑善惡邪正さま〴〵ある故に、世ノ中の事も、吉事善事のみにはあらず、惡事凶事もまじりて、國の亂などもをり〳〵は起り、世のため人のためにあしき事なども行はれ、又人の禍福なども、正しく道理にあたらざることも多き、これらはみな惡き神の所爲なり、惡神と申すは、かの伊邪那岐ノ大御神の御禊の時、黄泉國の穢より成出たまへる、禍津日神と申す神の御靈によりて、諸の邪なる事惡き事を行ふ神たちにして、さやうの神の盛に荒び玉ふ時には、皇神たちの御守護の御力にも及ばせ給はぬ事もあるは、これ神代よりの趣なり、さて正しき事善事のみはえならずして、かやうに邪なる事惡き事も必ずまじるは、これ又然るべき根本の道理あり、これらの趣は、神代より定まりて、其ノ事古事記日本紀に見えたり、その委き子細どもは、古事記ノ傳に申し侍り、事長ければ、こゝにはつくしがたし、さて善惡の神といふに付て、一ツこゝに申すべきことあり、まづ黄泉國と申すは、地下の國に在て、根國底國とも申

して、甚ダきたなく、悪き國にて、死せる人の罷往ところなり、其ノ始メ伊邪那美尊かくれさせ玉ひて、此豫美ノ國に往きたまひしが、黄泉戸喫して、其國の炊爨の物を食し給ひし穢によりて、永く此顯國にかへらせたまふことかなはず、此ノ穢によりて、つひに凶悪の神となり給ひて、その穢より、かの禍津日神は成出玉へれば、此道理をよく思ひて、世に大切に忌愼むべきは、物の穢なり、さて世の人は、貴きも賤きも善も悪きも、みな悉く、死すれば、必ズかの豫美國にゆかざることを得ず、いと悲しき事にてぞ侍る、かやうに申せば、たゞいと淺はかにして、何の道理もなきことのやうには聞ゆれども、これぞ神代のまことの傳説にして、妙理の然らしむるところなれば、なまじひの凡智を以て、とやかくやと思議すべき事にあらず、然るを異國には、さま〴〵の道を作りて、人の生死の道理をも、甚ダおもしろくかしこげに説ことなれども、それは或は人智のおしはかりの理窟を以ていひ、或は世の人の尤と信ずべきやうに、都合よく造りたる物にして、いづれも面白くは聞ゆれども、皆虚妄にして、實にあらず、惣じて人のかしこく造りたる説は、尤なるやうに聞え、まことの傳へは、返て淺々しく、おろかなることのやうに聞ゆる物なれども、人の智慧は限ありて、得測りしらぬところ多ければ、すべてその淺はかに愚に聞ゆる事に、返て限なく深き妙理はあることなるを、及ばぬ凡智を以てこれを疑ひ、かの造りごとの、尤らしく聞ゆるを信ずるは、己が心を信ずるといふものにて、返ていと愚なることなり、さて死すれば、妻子眷屬朋友家財萬事をもふりすてゝ、馴たる此世を永く別れ去て、ふたゝび還來ることあたはず、かならずかの穢き豫美ノ國に往ことなれば、世の中に、死ぬるほどかなしき事はなきものなるに、かの異國の道々には、或はこれを深く哀むまじき道理を説き、或は此ノ世にてのしわざの善悪、心法のとりさばきによりて、死して後になりゆく樣をも、いろ〳〵と廣く委く説たる故に、世ノ人みなこれらに惑ひて、其説共を尤なる事に思ひ、信仰して、死を深く哀むをば、愚なる心の迷ひのやうに心得るから、これを愧て、強て迷はぬふり、悲まぬ躰を見せ、或は辭世などいひて、ことごとしく悟りきはめたるさまの詞を遺しなどするは、皆これ大き

たる偽のつくり言にして、人情に背き、まことの道理にかなはぬとなり、すべて喜ぶべき事をも、さのみ喜ばず、哀むべきとても、さのみ哀まず、驚くべき事にも驚かず、とかく物に動ぜぬを、よき事にして尚ぶこと、みな異國風の虚偽にして、人の實情にはあらず、いとうるさきとなり、中にも死は、殊に哀しからではかなはぬ事にして、國土萬物を成立、世ノ中の道を始めたまひし、　伊邪那岐大御神すら、かの　女神のかくれさせ給ひし時は、ひたすら小兒のごとくに、泣悲みこがれ玉ひて、かの豫美ノ國まで、慕ひゆかせたまひしにあらずや、これぞ眞實の性情にして、世ノ人も、かならず左樣になくてはかなはぬ道理なり、それ故に、上古いまだ異國の說の雜らざりし以前、人の心直かりし時には、死して後になりゆくべき理窟などを、とやかくやと工夫するやうの、無益のこざかしき料簡はなくして、たゞ死ぬれば豫美ノ國にゆくことゝ、道理のまゝに心得居て、泣悲むよりほかはなかりしぞかし、抑これらは、國政などに要なき申し事なれども、　皇神の道と異國の道との、眞僞の心得にはなり侍るべき事なれば、まづかの世ノ中にあしき事どもあるは、みな惡き神の所爲なりといふことを、外國にはしらずして、人の禍福など、道理にあたらぬ事あるをも、或はみな因果報應と說きなし、あるひはこれを天命天道といひてすますなり、しかれども因果報應の說は、もと申せしごとく、勝手よきやうに作りたる物なれば、論ずるに及ばず、また天命天道といふは、唐土の上古に、かの湯武などの類なる者の、君を滅して其ノ國を奪取る、大逆の罪のいひのがれと、道理のよからぬ事を、強てよきさまにいひなしたる言なりと知べし、もし實に天の命天の道ならば、何事もみな、かならず正しく道理のまゝにこそ有べきに、道理にあたらぬ事も多きは、いかにぞや、（畢竟これもみな、神代のまことの古傳說なきが故に、さまぐヽことよきやうに道理をとりつけたる物にて）、有りのごとく、善神惡神、こもぐヽ事を行ひ玉ふ故に、世々の時もあひだには、善惡邪正さまぐヽの事ども有て、或は　天照大御神の　皇統にましますを　朝廷をしも、ないがしろにし奉りて、姦曲をほしいまゝにし、武

威をふるへる、北條足利のごとき逆臣もいでき、さやうの者にも、天下の人のなびきしたがひ、　朝廷大に衰へさせたまひて、世ノ中の亂れし時などもなきにあらざれども、然れども惡はつひに善に勝ことあたはざる、神代の道理、又かの　神勅の大本動くべからざるが故に、さやうの逆臣の家は、つひにみな滅び亡て、跡なくなりて、天下は又しも、めでたく治平の御代に立かへり、　朝廷は嚴然として、動かせたまふことなし、これ豈人力のよくすべきことゝならんや、又外國のよく及ぶところならんや、さて右のごとく、中ごろ　朝廷の大に衰へさせ給へることも有ッしは、天下の亂によりての事とおもふは、普通の料簡なれども、實はこれ　朝廷の衰へさせ玉ふによりて、天下は大に亂れて、萬ヅの事もおこり、廢れしなり、此道理をよく思はずはあるべからず、そも〳〵かの足利家の末つかたの世は、前代未曾有の有リさまにて、天下は常闇に異ならず、萬ヅの事、此時に至て、こと〴〵く廢敗して、まことに壞亂の至極なりき、然るところに、織田豐臣の二將出たまひて、亂逆をしづめ、　朝廷を以直し奉り、尊敬し奉り給ひて、世ノ中やうやく治平におもむきしが、其後つひに又、今のごとくに天下よく治まりて、古にもたぐひまれなるまで、めでたき御代に立かへり、榮ゆることは、ひとへにこれ　東照神御祖命の御勳功御盛德によれる物にして、その御勳功御盛德と申すは、まづ第一に　朝廷のいたく衰へさせ給へるを、かの二將の跡によりて、猶次第に再興し奉らせ玉ひ、いよ〳〵ます〳〵御崇敬厚くして、つぎ〳〵に諸士萬民を撫治めさせたまへる、これなり、此御盛業、自然とまことの道にかなはせ玉ひ、　天照大御神の大御心にかなはせたまひて、天神地祇も、御加護厚きが故に、かくのごとく御代はめでたく治まれるなり、かやうに申シ奉るは、たゞ時世にへつらひて、假令に申シ奉るにはあらず、現に御武運隆盛にして、天下久しく太平なるとは、申すに及ばず、又前代にはいまだ嘗てあらざりし、めでたき事どもゝ、數々此ノ御代より起れるなど、彼此を以て、その然ることをしればなり、惣じて武將の御政は、かの北條足利などの如くに、大本の　朝廷を重んじ奉ることの闕ては、たとひいかほどに仁德を

施し、諸士をよくなつけ、萬民をよく撫玉ひても、みなこれ私のための智術にして、道にかなはず、これ　本朝は、異國とは、その根本の大に異なるところなり、その子細は、外國は、永く定まれるまことの君なければ、たゞ時々に、世ノ人をよくなびかせしたがへたる者、誰にても王となる國俗なる故に、その道と立ることろの趣も、その國俗によりて立たる物にて、君を殺して國を簒へる賊をさへ、道にかなへる聖人と仰ぐなり、然るに皇國の　朝廷は、天地の限りをとこしなへに照しまします、
天照大御神の御皇統にして、すなはちその　大御神の神勅によりて、定まらせたまへるところなれば、萬々代の末の世といへども、日月の天にましますかぎり、天地のかはらざるかぎりは、いづくまでもこれを大君主と戴き奉りて、畏み敬ひ奉らでは、　天照大御神の大御心にかなひがたく、この　大御神の大御心に背き奉りては、一日片時も立ことあたはざればなり、然るに中ごろ、此ノ道にそむきて、　朝廷を輕しめ奉りし者も、しばらくは子孫まで榮え、おごりしこどもありしは、たゞかの禍津日ノ神の禍事にこそ有けれ、いかでか是を正しき規範とはすべき、然るを世ノ人は、此大本の道理、まことの道の旨をしらずして、儒者などの小智をふるひて、みだりに世々の得失を議し、すべてたゞ異國の悪風俗の道の趣を規矩として、一度はかの逆臣たりし北條が政などをしも、正道なるやうに論ずるなどは、みな根本の所たがひたれば、いかほど正論の如く聞えても、畢竟まことの道にはかなはざることなり、下々の者は、たとひ此大本を取違へても、其身一分ぎりの失なるを、かりにも一國一郡をも領じたまふ君、又その國政を執ん人などは、道の大本をよく心得居玉はではかなはぬことなり、されば末々の細事のためにこそ、唐土の書をも隨分に學びて、便によりて其ノかたをもまじへ用ひ給はめ、道の大本の所に至ては、上件のおもむきを、常々よく執へ持て、これを失ひ玉ふまじき御事なり、然して國の治まると亂るゝとは、下の上を敬ひ畏るゝと、然らざるとにあることにて、上たる人、其ノ上を厚く敬ひ畏れ給へば、下たる者も、又つぎ〳〵に其ノ上たる人を、厚く敬ひ畏れて、國はおのづからよく治まることなり、さて今の御代と申すは、

まづ　天照大御神の御はからひ、　朝廷の御任によりて、　東照神御祖命より御つぎ〲、大將軍家の、天下の御政をば、敷行はせ玉ふ御世にして、その御政を、又一國一郡と分て、御大名たち各これを預かり行ひたまふ御事なれば、其御領內〲の民も、全く私の民にはあらず、國も私の國にはあらず、天下の民は、みな當時これを、　東照神御祖命御代々の　大將軍家へ、　天照大御神の預けさせ玉へる御民なり、國も又　天照大御神の預けさせたまへる御國なり、然ればかの　神御祖命の御定め、御代々の　大將軍家の御掟は、すなはちこれ　天照大御神の御定御掟なれば、殊に大切に思召て、此御定御掟を、背かじ頽さじとよく守りたまひ、又其國々の政事は、　天照大御神より、次第に預かりたまへる國政なれば、隨分大切に執行ひ玉ふべく、民は　天照大御神より預かり奉れる御民ぞといふことを、忘れたまはずして、これ又殊に大切におぼしめして、はぐゝみ撫玉ふべき事、御大名の肝要なれば、下々の事執行ふ人々にも、此旨をよく示しおき玉ひて、心得違へなきやうに、常々御心を付らるべき御事なり、さて又上に申せるごとく、世ノ中のありさまは、萬事みな善惡の神の御所爲なれば、よくなるもあしくなるも、極意のところは、人力の及ぶことに非ず、神の御はからひのごとくにならでは、なりゆかぬ物なれば、此根本のこころをよく心得居玉ひて、たとひ少々國のためにあしきことゝても、有來りて改めがたからん事をば、俄にこれを除き改めんとはしたまふまじきなり、改めがたきを、強て急に直さんとすれば、神の御所爲に逆ひて、返て爲損ずる事もある物ぞかし、すべて世には、惡事凶事も、必まじらではえあらぬ、神代の深き道理あることなれば、とにかくに、十分善事吉事ばかりの世ノ中になす事は、かなひがたきわざと知べし、然るを儒の道などは、隅から隅まで掃清めたるごとくに、世ノ中を善事ばかりになさんとする教にて、とてもかなはぬ強事なり、さればこそかの聖人といはれし人々の世とても、其國中に、絕て惡事凶事なきことは、あたはざりしにあらずや、又人の智慧は、いかほどかしこくても限ありて、測り識がたきところは、測り識ことあたはざ

るものなれば、善しと思ひて偽ることも、實には悪く、悪しゝと思ひて禁する事も、實には然らず、或は今善き事も、ゆく／＼のためにあしく、今悪き事も、後のために善き道理などもあるを、人はえしらぬことも有りて、すべて人の料簡にはおよびがたき事おほければ、とにかくに世ノ中の事は、神の御はからひならでは、かなはぬものなり、然れば何事もたゞ、この神の御はからひにうちまかせて、よくもあしくもなりゆくまゝに打捨おきて、人はすこしもこれをいろふまじきにや、と思ふ人もあらんか、これ又大なるひがとなり、人も、人の行ふべきかぎりをば、行ふが人の道にして、そのうへに、其事の成と成ざるとは、人の力に及ばざるところぞ、といふことを心得居て、強たる事をば行ふまじきなり、然るにその行ふべきたけをも行はずして、たゞなりゆくまゝに打捨おくは、人の道にそむけり、此ノ事は、神代に定まりたる旨あり、大國主命、此ノ天下を　皇孫尊に避奉り、　天神の勅命に歸順したてまつり給へること、　天照大御神　高皇産靈大神の仰せにて、御約束の事あり、その御約束に、今よりして、世ノ中の顯事は、　皇孫尊これを所知看すべし、大國主命は、幽事を所知べしと有て、これ萬世不易の御定めなり、幽事とは、天下の治亂吉凶、人の禍福など其外にも、すべて何者のするとも、あらはにはしれずして、冥に神のなしたまふ御所爲をいひ、顯事とは、世ノ人の行ふ事業にして、いはゆる人事なれば、　皇孫尊の御上の　顯事は、即チ天下を治めさせ給ふ御政なり、かくて此ノ御契約に、天下の政も何も、皆たゞ幽事に任すべしとは定め給はずして、顯事は　皇孫尊しろしめすべしと有るからは、その顯事の道行ひあらではかなはず、又　皇孫尊の、天下を治めさせ玉ふ、顯事の御政あるからは、今時これを分賦がり給へる、一國々々の顯事も、政も、又なくてはかなふべからず、これ人々その身分々々に、かならず行ふべきほどの事をば、行はではかなはぬ道理の根本なり、さて世ノ中の事はみな、神の御はからひによることなれば、顯事とても、畢竟は幽事の外ならねども、なほ差別あることにて、其ノ差別は譬へば、神は人にて、幽事は、人のはたらくが如く、世ノ中の

人は人形にて、顯事は、其ノ人形の首手足など有ッて、はたらくが如し、かくてその人形の色々とはたらくも、實は皆も人のつかふによることなれども、人形のはたらくこゝろは、つかふ人とは別にして、その首手足などを有ッて、それがくはたらけばこそ、人形のしるしはあることなれ、首手足もなく、はたらくこゝろなくては、何をか人形のしるしとはせん、此差別をわきまへて、顯事のつとめも、なくてはかなはぬ事をさとるべし、さてかの　大國主命と申すは、出雲の大社の御神にして、はじめに此天下を經營し給ひ、又八百萬神たちを帥て、右の御約束のごとく、世ノ中の幽事を掌り行ひ玉ふ御神にましませば、天下上下の人々、恐れ敬ひ尊奉し奉らでかなはぬ御神ぞかし、惣じて世ノ中の事は、神の御靈にあらではかなはぬ物なれば、明くれ其ノ御德をわすれず、天下國家のためにも、面々の身のためにも、もろ／＼の神を祭るは、肝要のわざなり、善神を祭りて福を祈るは、もとよりのこと、又禍をまぬかれんために、荒ぶる神をまつり和すも、古への道なり、然るを人の吉凶禍福は、面々の心の邪正、行ひの善惡によることなるを、神に祈るは愚なり、神何ぞこれをきかんとやうにいふは、儒者の常の論なれども、かやうに己が理窟をのみたてゝ、神事をおろそかにするは、例のなまさかしき唐戎の見識にして、これ神には邪神も有ッて、よこさまなる禍のある道理を知らざる故のひがことなり、さてかの　顯事の國政の行ひかた、幷に惣躰の人の行ふべき事業は、いかやうなるが、まことの道にかなふべきぞといふに、まづ上古に、　天皇の天下を治めさせ玉ひし御行ひかたは、古語にも、神隨天下しろしめすと申して、たゞ　天照大御神の大御心を大御心として、萬事、神代に定まれる跡のまゝに行はせ玉ひ、其中に、御心にて定めがたき事もある時は、御卜を以て、神の御心を問うかゞひて行はせ給ひ、惣じて何事にも大かた、御自分の御かしこだての御料簡をば用ひたまはざりし、これまことの道の、正しきこゝろの御行ひかたなり、其時代には、臣下たちも下萬民も、一同に心直く正しかりしかば、皆　天皇の御心を心として、たゞひたすらに　朝廷を恐れつゝしみ、上の御掟のまゝに従ひ守り

て、少しも面々のかしこだての料簡をば立ざりし故に、上と下とよく和合して、天下はめでたく治まりしなり、然るに西戎の道をまじへ用ひらるゝ時代に至ては、おのづからその理窟だての風俗のうつりて、人々おの〳〵の私のかしこだての料簡いでくるまゝに、下も上の御心を心とせぬやうになりて、萬ヅの事むつかしく、次第に治まりにくゝなりて、後にはつひに、かの西戎の悪風俗にも、さのみかはらぬやうになれるなり、抑かやうに、西の方の外國より、さま〴〵の事どもの物の渡り入來て、それを取用ふるも、みな善惡の神の御はからひにて、これ又さやうになり來るべき道理のあることなり、その子細を申さんには事長ければ、こゝにはつくしがたし、さて時代のおしうつるにしたがひて、右のごとく世ノ中の有さまも人の心もかはりゆくは、自然の勢なりといふは、普通の論なれども、これみな神の御所爲にして、實は自然の事にはあらず、さてさやうに、世ノ中のありさまのうつりゆくも、皆神の御所爲なるからは、人力の及ばざるところなれば、其中によろしからぬ事のあればとても、俄に改め直すことのなりがたき事どもも多し、然るを古への道によるとして、上の政も下々の行ひも、強て上古のごとくに、これを立直さんとする時は、神の當時の御はからひに逆ひて、返て道の旨にかなひがたし、されば今の世の國政は、又今の世の模様に從ひて、今の上の御掟にそむかず、有來りたるまゝの形を頽さず、跡を守りて執行ひたまふが、即チまことの道の趣にして、とりも直さずこれ、かの上古の神隨治め給ひし旨にあたるなり、尤刑罰なども、ゆるさるゝだけは宥めゆるすが、天照大御神の御心にして、神代に其跡あり、然れどもまた臨時に、止事を得ざる事あるをりの行ひかたは、上古にも背く者あるときには、あまたの人を殺しても、征伐し給ひし如く、これ又神代の道の一端なれば、今とてもそれに准へて、何事によらず、其事其時の模様によりて、寛にも嚴にもあるべきなり、又下々の惣躰の人の身の行ひかたは、まづすべて人と申す物は、かの　産靈大神の産靈のみたまによりて、人のつとめおこなふべきほどの限は、もとより具足して生れたるものなれば、面々のかならずつとめ行ふべきほど

の事は、教をまたずして、よく〳〵務め行ふものなり、君によく仕奉り、父母を大切にし、先祖を祭り、妻子奴僕をあはれみ、人にもよくまじはりなどするたぐひ、又面々の家業をつとむることなど、みな是人のかならずよくせではかなはぬわざなれば、いづれも有るべきかぎりは、異國の教などをからざれども、もとより誰もよくわきまへしりて、よくつとめ行ふことなり、然れども其中には又、心あしく、右の行ひどもの闕たる者も、世には有て、人のため世のために悪きわざを、はかり行ふ者などもあるは、これ又悪神の所爲にして、さやうの悪き者も、なきことあたはざるは、神代よりのことわりなり、人のみならず、萬ッの物も、よき物ばかりはそろひがたくして、中にはあしきも必ズまじるものなるが、その甚ダ悪きをば、棄ることもあり、また直しもすることなれば、人もさやうの悪き者をば、教へ直すも又道にして、これかの橘の小門の御禊の道理なり、然れども大かた神は、物事大やうに、ゆるさるゝ事は、大抵はゆるして、世ノ人のゆるやかに打とけて樂むを、よろこばせたまふことなれば、さのみ悪くもあらざる者までを、なほきびしくをしふべきことにはあらず、さやうに人の身のおこなひを、あまり瑣細にたゞして、窮屈にするは、皇神たちの御心にかなはぬこと故、おほく世俗はなくして、返て人の心褊狭しくこざかしくなりて、おほくは悪くのみなることなり、かやうの教の瑣細なる唐戎の國などは、邪智深く姦悪なる者、殊に多くして、世々に國治まりがたきを以て、その驗を見るべし、然るに此道理をしらずして、惣躰の人を、きびしくをしへたてゝ、悉にすぐれたる善人ばかりになさんとするは、かの唐戎風の強事にして、これ譬へば、一年の間を、いつも三四月ごろのごとく、和暖にのみあらせんとするがごとし、然れども、冬夏の時候もあるによりてこそ、萬ッの物は生育することなれ、世ノ中もそのごとくにて、吉事あれば、かならず凶事もあり、また悪事のあるによりて、善事は生ずる物なり、又晝あれば夜もあり、富る人あれば、貧しき人もなくてはかなはぬ道理なり、それ故上古に道の正しくおこなはれし時代とても、此道理のごとくにて、悪き人も世々に有リて、それは

その悪きしわざの輕重にしたがひて、上にもゆるしたまはず、人もゆるさゞりしことなり、然れ共上古は、悪事はあしきにて、惣躰の人は、心直く正しくして、たゞ上の御掟を恐れつゝしみ守りて、身分のほど〳〵に、おこなふべきほどのわざをおこなひて、世をば渡りしなり、しかれば今の世とても、おなじことにて、悪き事する者は、その輕重によりて、上よりもゆるしたまはず、世人もゆるさゞれば、其餘は、いさゝかは道理にあはざる事などのあればとて、人をさのみ深くとがむべきにもあらず、今の世の人はたゞ、今の世の上の御掟を、よくつゝしみ守りて、己が私ッのかしこだての、異なる行ひをなさず、今の世におこなふべきほどの事を行ふより外あるべからず、これぞすなはち、神代よりのまことの道のおもむきなりける、あなかしこ、

本　居　宣　長

活字板秘本玉くしげの序

かうやうのすぢの書くさぐ〳〵あれごもみな鹽沫の凝て成たる漢書にくちおひまじこられたるひごゞものおのが精進ごゝろよりあげつらひ定めたるなめればうちきくにはさてこそごおもはるれご取行ひたらむには民のうれひ國のそこなはるゝこごのみおほくていご味氣なかるべしかけまくもあやにかしこき現神吾大皇の神ろぎ神ろみの尊八百萬の神たちを高天原に神集々たまひ神議々たまひて天地の依相之極遠く長く堅石に常磐に動くまじくさだめたまへりしおほむ政のおほん法を古き大御書等によりてさごり明良目今の大御代のおほむ形勢を深くおもひ遠くはかりて本居の大人のかきいでたるこれの書はも野中の清水ぬるきやうなれごおこなひたらむにはよきこやしいれたる廣田の若苗のひにけにみごりそひつゝさかゆく如くに青人ぐさの榮え行なむと疑なし然而かくありがたくたふごき書うつし卷にてよに乏しくまれなりけるをこたびわが大御神に同じく仕奉る祝部東雄うゑもじのすりまきになしてこれかれしれるひごゞもにわか

たむとするいとよきことほめよろこべるまに〳〵いひけらくはもし此書いはまくもゆゝしき今の現に天地八方にてりとほり大まします天照大御神珍の大御子現神吾大皇に依したまへる大御民を徒にあづかり奉りてあらむは大御神の御照覧天皇の御念めさむ大御こゝろも甚恐懼しいかでやすらかにたひらかにをさめまし樵にもとびくさかりにもきゝてよきたばかりごともあらばと寐てもさめてもおきふしにも憂ひおもへる國の守はたその事執れる人などの許に洩ゆきたらむにはいかにうれしかるべきさてはかくひにけにかゞふりてあるおほむめぐみの千々のひとつもむくい奉るこゝろにひとしからざらめやあなかしこあなたのし

嘉永四年といふとしのう月廿三日

座摩宮社務

従五位上渡邊近江守都下朝臣資政

秘本玉くしげ上

本居宣長著

身におはぬしづがしわざも玉匣
あけてだにみよ中のこゝろを

我ら如き下賤の者の御國政のすなほなるをかりそめにもとやかく申奉ることはいともいともおふけなく恐れ多き御事なれどもとにかくに御武運長久御領内上下安靜ならむことを恐れながら朝くれ祈り奉る心からとあらばやかくあらばやと思ふ事どものおほきこころに存　君御仁德深くましまして此度ありがたき思召共御出され猶又勘辨の事もこれあらば隔意なく申出べしとの御事を承はるに付てはいよいよつねづね祈り奉る心の内のかたはしをも申し顯さまほしくて下賤の身分をわすれ恐れをもかへりみず當時うけ給はり及ぶ他國の樣子共をかれこれ引出て存心のほどをつくろはずかざらず此一書に申述侍る也然れども猶恐れあるべき事とならば　御覽に備へられんことはともかくも取傳へ玉はん人の心にまかせ奉る也さて又我我ごとき者の申事百千に一つも取用ひさせ玉はんことなどは思ひもかけ奉らずただ願はくはかりにも一たび　御目にふれさせられて御咎だになくば僕が大幸也且又高貴の御方へ御覽にも備ふべき書は其詞を目上に申上候趣にも書べきなれ共左樣にては却て恐れもあるべきままた同輩どちの物語の心持の詞を以て書つづり惣体の文もかざることなくただ通俗の平話を以て申す也是又愚意のほどをおしはからせおはしまして何事も御覽じゆるされむ事をこひ願ひ奉るなりあなかしこ

凡て天下を治め一國一郡を治むる政道大小のことにつきて其善惡利害の料簡を立るにまづ學問せざる人の料簡は多くはた

だ今日眼前の手近き事のうへばかりにつきて工夫をめぐらして根本の所には心のつかぬ事おほしたとひ又其本の所へ心はつきてもその工夫の至らざること多し殊に近來の世の風儀はただ眼前の損得の事のみを計りて根本の所を思ひていふ料簡をば今日の用にたたずまはり遠き事にしてとりあはぬならひとなれることこれ大なるひがこと也今日眼前の利益を思はばまづ其根本より正さずばあるべからず本を正さずしてはいかやうに工夫をめぐらしてよき料簡を立るとも其諺にいはゆる頭上の蠅をおふといふものにて本とぐることなく皆いたづら事となり或はついに大害を引出ることもあるもの也然ればさしあたりてはまはりどほく迂遠なるやうなれどもとにかくに根本の所に眼をつけて諸事の料簡を立べき也さて又少少學問にたづさはる人の料簡は多くはただ四書五經など經書の趣を以て今日の政事に施さむとすこれは根本の所には近けれども經書の趣ばかりにては時世のもやう國所の風儀古今の變化などにうとき故に今日の政務にはまことに迂遠にして却て世俗の料簡にもおとる事もあるもの也然れ共惣体ほかの當座の利益にのみはしる俗吏の料簡よりははるかにまさるべし又一向學問に深く身を入て經書のみならず歴史諸子などをも取あつかひその意味をも思ひ古今にひろくわたりて何事もよく辨へ經濟の筋をもよく呑込たる人の料簡は本をも末をもよく照し考へること故識にあつはれと聞えて俗人の及びがたき事多しさて又世にしられたるほどの學者の經濟の心がけあるはいよいよ學問も厚く廣ければ猶さら宜しきことはむろん也然れども又いかほど學問よく經濟の筋にも鍛練し當世の事情にも通達したるもとかくに儒者は儒者のかたぎの一種の料簡ありて議論のうへの理屈は至極尤に聞えても現にこれを政事に用ひては思ひの外にあしかるべき事もおほくして却て害ある事もある也惣じて何事も實事にかけては其議論理屈の如くにはゆかぬもの也又儒者はかの聖人の道を本とすること故に國政の根本の所はもとよりあくまでよくしれるやうに思へ共實はなほしらざる所あり故にこれを國政の根本至極と思へる趣も相違して實の道には叶はぬ事ありされば こそさばかり議論かしこくとりおこなふ唐土の代代に久しく治平のつづけることはなし彼國は學問をもよくしかしこき智者どもの世世に出て國國をとさまのよき料簡を立れども古へより今に

至るまでつひに治まり方宜しくして其政の久しく行はれたることなし其ありさまを考るにまづ前の人の立たる料簡につきて其通りを行ひこころむるに思ひの外宜しからざるによりて是はいかがと思ふ所へ後の人の出て前の人の料簡は非なることをいへばげにもと思ひあたる故に又其料簡につきて行ふにそれも又よろしからず又その非をいひたてて又新しき料簡をたていつまでもかくの如くにてひたもの度度改め變るほどによき事は出來ずして却て改むる度ごとに害多くその間には姦曲なる者も多く出てさまざまと國政をなぶりものにして終には國を亡すに至れりさて右の如くいろいろと改め改めて代代を經たるあひだにはしばらくは久しくつづきて後世より見ても其仕方まことに宜しとおもはるる事もあれ共それもまた其かたを後に行ひ見る時は思ふやうにもあらずして改むるなりすべて儒者のくせとして先代の滅びたる所以を論じてかくの如くなりし故に其國はほろびたれば此度は改めてかやうにせば必長久なるべしといふは代代のつねのこと也然れ共その弊に懲てこれを改めても又それも同じことにて久しくはつづかず又議論には常に聖人の道聖人の道といひたつれどもその聖人の道のままにても國は治まりがたき故に代代にいろいろの新法をば立ること也惣じて古より唐土の風俗として何事によらず舊きに依ることをばたつとばずただ己が私智を以て考へて万の事を改めかえて功を立んとするならはし也これただ己が才智を恃みてまことの道をしらざるもの也故にその考へたるところの議論理屈はいかほど尤にて的當したるやうに聞えても實事になりてはその議論の如くには行はれず思ひの外の失あるはまことの道理にかなはざる所あるが故也然るを此方にても儒者の料簡はひたすらかの唐土のかたをよき事に思ひてもの事を己か心もて改め變んとするかの儒者かたきの一種の料簡と申すはこれ也儒者はとかく唐土の治めかたをよろしきやうにいえどもかの代代の治まりぶり學者の議論のやうにはゆかざるを以て其實はよろしからざることをさとるべしかの國はさばかりかしこき聖賢の出て學問もあつく智慧深き人も多げに聞ゆる國なるにいかなれば左様に代代の治まりかた悪くしてとりしまらぬことぞといふに上に申せる如く道の根元をしりがほはすれ共實はこれをしらざるが故也惣体世の中の事はいかほどかしこくても人の智慧

ことに及びがたき所のあるものなればたやすく新法を行ふべきにはあらず、すべての事ただ時世のもやうにまかせて先規の有来りたるかたを守りてこれを治むればたとひ少少の弊は有ても大なる失はなきもの也、何事も久しく馴来りたる事は少しあしき所ありても世人の安んずるもの也、新に始むる事はよき所有てもまづは人の安んぜざるものなればなるべきだけは旧によりて改めざるが国政の肝要也、これ即まことの道にかなへる子細ありそのわけは別巻に委しくいへるが如し、又唐土の治めかたにては此なにてはいよいよ道にかなひがたきわけありかやうにいはば儒者の心には却てあやしく思ひて天地は一枚にて人情はいづくもいづくも同じければ唐土日本とて道に二つはなく治めかたの根本にかはりはなき事也、殊に唐土は聖人の国なれば其道をおきて外に身を治め国を治むべき道はあることなし聖人の道をおきて外に道をいふものは皆な異端にして正道にあらずと儒者はいふべし、然れども是は一通りの論も皆いふ事にてめづらしからず、なほそのうへを今一段高く見てかの聖人の道はいはば根本の所にたがひ有てまことの道にかなはざるところある所を探り求むべき也、これは宗廟のましましきに及びて正道に二つむべきにあらず殊に本朝は異国とは格別のしるしあれば別して国政を行ふに道の根本よくらずばあるべからず、これらのわけも委しく別巻にいへり、但し根本の所こそ違ひたれ唐土の道もさばかりの聖人の智巧を以て様にしたるものなれば末末の今日の行ひの筋などには取用ふべき事もおほし、朝廷にても中古以来は漢国の政に依て宜敷人心もふくまれ儒法に叛かぬ世中なれば今は末末の事にはかの国の道をもまじへ行ひて宜かるやうなることもある也、されば儒者たる人は申すに及ばずその政を執行ふ人人も随分に儒学をもして其道に通じたる所をばこれを取用ひてゝ又皇国の代代の治めかたの筋にはよろしからざることをもさとし其は根本の所に至りては天に違ひ有といふことをよく弁へ漢国のやうの道にかたより思ふべからず、すかへすがへすも此根本の所こそ大切なる其かた世人すべて此事を下の者ほゞの道にたより悲ひて但ある事なしとも此根本の違ひやうを心得て国政をもやうやうとこゝろむべき也、こゝろをばよく聴て心にしみて動かされば、いかにも儒者をして朝夕これに馴染しむとも僻にかたよるべからず、その国の風ぶりに

その大本の趣をまづ開卷のはじめに申すべき事なれども世に書籍をも見るほどの人の料簡は漢によることなければおのづからみな漢樣の料簡なるものにて其漢樣の料簡の外なることは耳に入がたきものなれば始めにその大本のわけを先づ申しては甚迂遠に聞え國政に無益なるいたづら事の如く聞ゆべければ看む人たちまちに卷をすてゝ末をも見玉ふまじきことをおそるるが故にこれをばしばらく末へまはし別卷として本書には手近き事共をのみ申す也その別卷は先年述作せるところなるを此度相添へ侍る也さて國政には甚事廣く多端なるものにて一一はたやすく申しつくしがたければ此書はただ當時さしあたりたる事共をこれかれ拔出ていささか愚意を申すのみ也さて此書はその末末の手近き事に至るまでも根本の意を主意として是に背かざるやうを詮とすれば事によりては猶まはり遠く無益の事に聞ゆる所も多かるべし然れ共万の事まことの道理にそむきてはいかほど尤に聞ゆることもこれを行ひ見る時にその思ひし如くには行れぬものにてかへりて傷害ある事もあり又當分は利益あるやうにても必末とほりがたきもの也又根本の道理によりておこなふことはまはり遠き如く却て思ひの外に速に其驗ありてよく行はるゝ事も有或は當分はそのしるしみえざれどもつひにその驗あらはれて永久に行はれ或は目に見えてはしるしなきやうにても目に見えぬ所に大なる益ある事なども有るなりされば打聞たるところ迂遠なればとてこれを取らざるはかしこきやうなれ共却て愚なること也かへすがへすも道の大本の所を主意として末末の細事までもこれに背かざるやうを詮として何事をもとり行ふべきことなり

惣體上中下の人人の身分の持やう各その分際に相應のよきほどあるべきは勿論なれども其分際分際につきていかほどなるが相應のあたりまへといふ事はたしかなる手本なければ實は定めがたきことなれども古今の間をあまねく考へ渡してこれを案ずるに今の世の人人の身分の持樣は上中下共におしなべて分際よりは殊の外重重しきに過たりまづ上をいはば今の大名方の御身分の重重しさは上古の天子中古の大將軍などの御樣子よりもまさりて万事重重しき也それに准じて中下の人人もみな同じ事にてたとへば今の世に千石もとる武士は昔一万石乃至四五万石を取し人ほどの重重しさ也百石とる人は

れがかし上石四五千石もとりしはこの人に同じかくのごとく上中下おしなべて身持躰の外に甚重しき故にこれに准じて分際不相應に心持も甚重敷身分の樣にて昔は大名の自身にせし程の働きをも今は百石五十石位取程の人も皆下なる者に云付働かせて自身はせぬ事の樣になれり富める町人抔は猶更の事也然れ共是天下一同の事なる故に各分際に過たりとも云事をみづからも覺えず元より箇樣に有べき筈の物とのみ心得居る也身分を重重敷するは奢りとは別の事の樣なれ共是即人なる者の也世中に卒人の者りは其身一分ぎりの事のみにては害の他に及ぶ事はなきを上たる人の奢りは其害領内に及ぶ事也然体治平の代久しく續く時はいつとなく世に物事華美に成て漸漸に人の身持も重重敷なる事なるを時時に是を糺さずして捨置時は年年月月に長じ行て際限なく次第次第に世上困窮に及び竟に如何敷事の起る也既に近來諸大名の家家用脚足らず多くは御勝手大に逼迫するは全く此故也昔は諸大名何れも年年に大きうなる軍役抔を勤められし時すら今の如く逼迫する事は無くして豐かなりしに今の世は常に軍役抔は勤る事もなく別行の物成は新田抔も出來て多くなりつれ昔より減じたる事はなきに却て御勝手の純逼迫するはいかなる事ぞや全く是世上次第に華美になりいつとなく自然と御身分の餘り重重敷成り何に付ても御物入の昔よりは格別に多きが故也然りとて目に見えては先例と格別に變りたる事も有まじけれ共只目に見えざる事共に大に變り來ぬる事多かるべし扨御身分の重重敷によりて次第に御物入のおほくなれる譯は先限前には飲食衣服住居抔は調度抔なれ共是らは大名の御身上にては何程の事にもあらず然るを世に儉約といへば第一に飲食衣服住居抔をおこす事なれ共是は下下の身上にてこそ大なる違ひも有事なれ大名の御身上にては是らの儉約ばかりにては中々の御勝手の直る程の事は出來がたかるべし是らの外に貪度されとは心の付ざる事共に廣大の費ある事多し先御身分の重重敷によりて其につきたる万事を躰の外重重敷取扱ふから武備用政の外に御身分の事に付たる種種の役人抔多くして一人にても濟べき事にも上役下役添役抔に有て人多くかかりさらでもなき事にも多くの人手間かかり諸事に事も繁く費多く其上一の取扱ひにつきして無益の事はあらず又役役の役人多ければ樣遣へ獲行物入も多かるべし惣体上の事を

下下にて取扱ふ事餘り重重敷故に下の煩ひと成事は申に及ばず無益の費も甚多き事なるを其細かなる事共迄は上には御心もつきがたき事なるべしかの飲食衣服抔の類ひも上にあづかる所はいか程度を盡してもたかのしれたる事なれ共それを下にて餘り重重敷取扱ふにつきて役役抔も多くひたすら念を入るをよき事とする習ひにて年年月月に諸事重重敷なりて無益の事に徒念を入るから何に付ても費の甚多き也すべての事を餘りに大切に重重敷する時は只無益の費無益の扱ひのみ多くして却て其本意の實をば失ひ表向計りになり麁末に取扱ふよりは結句遙に劣る事も多く又却て手行の甚惡き事多し譬へば直に御前へ達してもよき事をも安の役人の手を經かしこの役所へ伺ひ抔彼此とする故に無益の人手間かかり紙筆の費抔のみ有て却て急ぎの御用の辨じ抔は滯りて何の益はなし万の事是に准じて知べし大かた今の世大名分の御身分のうへに付たる諸事の取扱ひを見るに十に六七はみな省きてもよき事のみ也これ皆先規の定格のやうに思へどもむかしは惣体何事も簡畧作にして今の世の如く重重しくはあらざりし故に何事も物入は今の半分にもあらずして却て手行も宜しかりし也さて軍記などをよみてむかしの大名の身分働きと今の様子とをくらべ見て今の世の甚おもおもしき事を考へ知べし上君の然るのみならず家中までも皆ほどほどに分際よりも殊の外重重しくなれること上にも既に申せるがごとしこれらは戰國の時代と治世とは同じ口にはいふべきにあらざれ共今の世のありさまはあまりに重重しきに過たりたとへば甲乙丙丁と上下段段の役人有て事をとり行ふに昔は甲がみづからとりあつかひし事をも今は乙に云付て取扱はせ先年は乙が勤めたりしわざをも近年は丙につとめさするやうになり去年までは丙が手づからつとめたる事もいつしか今年は丁につとめさせて丙が手をおろさぬやうになりて惣体上下まで武士の身持次第に重重しく成行に付ては國中の政事のためにも宜しからぬこと多き也右のごとく身を重く持につきてはおのづから家内の暮しもよくなりて身の勞はすくなけれ共物入は多ければ畢竟は面面のためにも損也さて又諸大名の江戸御往來の人數殊の外に多きこと也今の大名の御往來の人數は全く軍陣の人數なり平常の往來にかやうにおびただしき人數をめし具せらるる事は和漢古来聞も及ばぬことにて無益の費おほかるべき事也但しこ

れば昔し戦国より間近かりし時代の御定めにて武備にあづかり　公儀へおかかはりし御事にて今私に減少はなりがたきわけも有へきかしらねども今の治平の御代の有様にとりては大に減少し玉ひて五分一ぐらゐにても宜しかるべく思はるることと也さて主人の人数の多きに准じて家中の人人の常常の往来の人数も甚多し一僕にても宜しかるべきは三四人も三人五人めしつれ三人五人ぐらゐにて宜しかるべきもあり廿人卅人五十人もめしつれらるるかやうに人数に多けれども賑さかい時の用にも立べき供まはりはまれなるべければこれ皆無益の人数にてただ外見の華美しきと途中身の用事を自由に辨ずることの二つには過ずたとひ武備のためになるにもせよかく静謐の御代に常々の往来にさばかり多くの人を引連ることも何のあやともかあらん畢竟ただ身分をおもおもしくするかざりにのみなることと也さてまた江戸詰の人数も是又大抵　公儀の御定めあるかはしらねど昔治平の御代にしては甚おほくして皆おびたたしきことなるべし　御領内の政務の筋はみな御国元にてとり行はるる事なれば江戸御屋敷の御用ことしてはただ　公儀の御つとめ方さては御親類方其外の御むつび幷に御国元との掛引なとのみにて其餘は大分みな御方々の御身分のうへに付たる御用のみなるべければ必しも武備のためにもならずただ御身分の重々しき方に付たる男女の人数の甚多きゆゑ無益の御物入のおびたたしかるべき事也大かた右の事共など今の人は今の通りをあたりまへの御事と思ふべけれども人ごとに然らず昔をよく考へ見て今の御事を大に過たることと悟るべき也惣体大名の御身分のあまりおもおもしきにつき御物入のおびたたしきは勿論の事にて又これによりて御政の趣とかく事何につけてもおぼしそのわけに役所向に申すべし掛下良は定まれる禄なければ困窮に及ぶ者多き故諸理なるが武士は定まれる禄あれば其分限相應にすべくらくは通用することは有まじき道理也大名方もさすがに内事不如とてありて御政務の減ずる事もあれ共これらは古へよりある事にて今始まりたることにあらざれば常常の御手當まてかなはぬ事也　公儀への御手傳などに過分の御物入あれ是も定まりたる事なれば常にその手當も有へき事にて又内年合さに御領内の民を已分支夫に使ひ玉ひて一人も飢寒に至らぬやうに取計ひ玉ふべきは是も定まれる事也さて御軍用

のたくはへは申すにも及ばぬ事すべてつねづね右の事共の手當をも丈夫にして其餘のところをはかりて年年の御用脚をまかなひ玉はんには格別の御逼迫はあるまじき道理なるに右の御手當ども行とどきがたきのみならずあまつさへ年年定まれる御まかなひさへ出來がたき家家の多きはいかなる事ぞや古へは下民より上る物今の年貢にくらぶれば甚いささかなることにて有し時代すら今の如く上の逼迫し玉ふ事はなくして民を救ひ玉ふ筋も隨分ゆきとどきて凶年なれば年貢をも或は半分も減ぜられ時によりては皆ながらも免し玉へる事も有てまたそれぞれの御手當などもよく出來てとほりし也然るに今は臨時に年貢を過分に免し玉ふこともなく惣体の御收納も古へには十倍せるに尚ほ用脚の足らざるは惣体の事の取扱ひあまりにおもおもしく無益の事繁多にして御物入の過分に多きが故ならずやさて中下の武家の多く內證困窮するも又同じく分限不相應に身分重重しく諸事花美になりて物入多き故也武士はおほくは町人などにくらぶれば內內は花美とはいはれぬが如くなれどもそれも世につれておのづから何事も花美になれる也武士奢れば金銀のほしきままにおのづから非義をも行ひ又至りて困窮する時はおのづから肝心の武備をも闕ことありよくよく心得べき事也それに付て思ふに當時役用のしげくもなき家中衆は大小上下共に隨分多く農作をさせ家內婦人は女工を出精せられて宜しかるべきにや其中に輕き人人は隨分なるべきだけは自身鋤鍬をとりて働き又自身はさすがそれほどにはたらく事も成がたきほどの人人も隨分かけまはりて指圖手傳等なして惣体多くつくりをせらるるやうにあらまほしき也さやうにするときはさし當りてまづ內證用脚の助けにもなるべく又武士の筋骨身体つよくなりて第一武事の働きのためにも甚宜しかるべき也惣体武士はつねづね身をおもおもしく安佚に持ならひては身体柔弱になりて肝心のはたらきの時大に苦しむべき事なればつねづね是を心がけて筋骨を丈夫にあらせまほしきこと也

近來百姓は殊に困窮の甚しき者のみ多しこれに二つの故あり一には地頭へ上る年貢甚多きが故也二つには世上一同の奢につれて百姓もおのづから身分のおごりもつきたる故也まづ一つに地頭へ上る年貢のはなはだ多きこと申す子細はまづ

唐土の上古には十が一といふを中分の宜しきほどとしたるなれども後には段段多くなりたり然れ共此方の今のごとくに多くはあらずさて本朝は大寶のころ令の御定めを考ふるに廿分の一ほどにあたりてたとへば米廿俵とる所にて年貢はわづかに一俵ほどにて濟たる也但しこれにはいささか不審なることありて別に僕が考へもあれどたとひその考への如くにしても十分の一には過ざることと也其外に調庸などいふ物ありしか共それ何もほどの事にもあらず大寶のころかくのごとくなればそれより以前上古にはなほすくなかりけん事思ひやるべしさて中古より次第に令の制くづれて年貢なども今くそのあふの定めの如くにはあらざりしかども見ゆれどもさのみ過分にかはれる事はなかりしに源平の亂の後鎌倉より諸國にことごとく守護地頭といふものをおかるる世になりては領主と地頭と兩方へ年貢を上る事になりて此時より年貢もほど多くなれる也領主といふはもとより其地を領し居たる京家の人人也守護地頭は武家也さて次第に守護地頭の威勢つよくなりて足利の世の中頃より後になりては領主へ上べき年貢をも一向に皆地頭へ押へ取り大將軍の號令も行はれぬやうになりては天下の大名小名面面心まかせに領地を治め隣國を攻取ることをつとめとするほどに面面武威を盛んにし兵力を強くせんためには扶持人數を多く扶持するから年貢をも過分に多く取らではたらぬやうになりて年年にましこることになりし也又かの戰國の時のもやうは田畑の物成の内わづかに農民の命をつなぐに及ばぬほどを百姓の手にのこして其餘は皆年貢に取なるゝ事なりしは甚しき事ならずやさて豐臣關白の御世に天下一統に治まりて何事も法制定まりてありたれども年貢は中みな其年貢の分量は大抵もとの戰國の時のままにて僅にかへり減じたる事もなかりき次に　東照神御祖命の御時も同じ事にて此時世中治平に歸して軍事はやむといへどもかの戰國の時のもやう年代を經て久しく其ならひに成ゐることなればば俄に天下の武士を減少し玉ふべきやうもなければたとひいかほど御志はましましても年貢も俄に減じ玉ふことはなりがたき自然の勢なれば其分にて今に至れる也されば今の世の年貢はかの戰國のころのままなれば至て多きこと也然るに今の武士は古への定めの分量をも考へず次第に多くなりゐるわけをも思はずしてただ本より今の如くに上るべきほどの物

こゝ心得居てみだりに百姓をしへたげ苦しむる國もよそには有ときくはいかなる事ぞやさて年貢什分の一とこそ聞えたれ古へ
の代とても百姓富る者ばかりにはあらず貧しき者も有しかども其時代は年貢いとゞかるかりし故に一反か二反の田地を作れ
ば今の世に一町の餘も作るほどの米を得たる故に貧しき者も貧しきなりに身を勞し心を勞する事は甚少なかりしに今の世
は年貢多き故に古へに一反二反の田を作りて取しほどの米は一町も二町も作らざれば我物にはなりがたきによつてそれだけ
に身を勞し心をも勞する事甚しきがうへにあまつさへ正味の米は多くは上へ上げて自分はたゞ粃などの悪米の物をのみ食
して過す也これを思へば今の世の百姓といふものはいとゝもあはれにふびんなるもの也さて今の世はいづれの國に
もせよ仁德深くおはします領主有て右の子細をよく考へ辨へ玉ひ百姓を不便に思召て年貢を半減にも成させたく思召て
御志ありても是は決してかなひがたきこと也其故は戰國以來諸大名の武士をおびたゞしく扶持せらるゝことおのづから定
まりと成て久しく年代を經來りたる事なるに其武士を過分に減ぜられては　公儀の御軍役も勤まりがたく又あまたの武
士の儀に難義に及ぼることにて是を減ずることゝ成がたければ年貢も今更俄に減ずることは決してなりがたき御事也又
百姓も年代久しくなれ來りたる年貢の事なれば今の定まりほどは必上るべきはづのものと心得居て是を過分にもしとは思
はぬことなればふびんながらも年貢は定まりのとほりなるべき事なれ共せめては右の子細を思召て今の世の百姓は心身を
勞する事も古よりは甚しく年貢に大に苦しむものぞといふ事を朝夕わすれ玉はず不便に思召て有來りたる定まりの年貢の
上をいさゝかもまさらぬやうにすこしにても百姓の辛苦のやすまるべきやうにと心がけ玉ふべき事御大名の肝要なるべく下
下の役人たちまでも此心がけを第一として忠義を思はば隨分百姓をいたはるべき旨を常常仰付らるべき御事にこそさて今
の世には百姓の方にも年貢のすぢに正直ならざることをかまへてこれを免れんとする者もあることなれ共これも畢竟は上
よりのいたはりなくあしらひの悪さに下よりも左様のかまへをいたす也上の御めぐみだに行とゞけば下は速に感じ奉る
ものぞかし然るに他國の樣子をうけ玉はれば上にも下下の役人も百姓をあしらふに露ほどもめぐみいたはる心はなくして

年貢は本より今の世の定まりの如く出すべきはづのものと心得その定まりの年貢の外にもなほさまざまの事共を工夫し出してただひたすらに取上る事をつとめとしてあきたる事なくたまたま主君は仁心ありてこれをゆるやかにせんと思ひ玉へどもトなる役人これをゆるさず或はトなる役人仁心あれども上よりこれをゆるさずただ百姓を苦しめに苦しむる所もありとかやうけたまはる右にも申せる如く年貢は有來りたる定まりのほどはやむ事を得ず其通りなり其せめては其うへをいささかもまさぬやうにこそあらまほしきに近來は漸漸に增事のみにて少しも減ずる事はなく猶又さまざまのかかり物などいふことどもへ次第に多くなり其外何のかのと云て百姓手前より出す物年年に多くなりゆく故に百姓は困窮年年につのりて未進つもりつもりて終に家絶へ田地あふるれば其田地の年貢を村中へ負する故に餘の百姓も又堪がたきやうになり或は困窮にたへかねては農業をすてゝ江戸大坂城下城下などへうつりて商人となる者も次第に多く子共多ければ一人はせんかたなく百姓を立させれども殘りはおほく町人の方へ奉公に出してつひに商人になりなどする程にいづれの村にても百姓の竈は段段にすくなくなりて田地あれ郷中次第に衰微すこれに因て法度を立て百姓の兄弟子共などを外へ出す事を嚴しく禁ぜらる國國もあれどもそれは源を濁して流れの末を清くせんとするが如くなる物なる故にその禁制もとかくに立がたく又今の世はただ當座の事をのみはかりて始終の所を考へざるならひなればさしあたりてまづ其年の上納だにさへ調へば宜しき事にして百姓の痛むをばかへり見ず百姓いためばゆくゆく上の大なる御損失なることをも思はず漸漸に農民のおとろへゆく事はかへすがへすも歎かはしきことの至りなりさて二つに百姓の身分は右のごとくくつろぎなきうへに又町人などの風俗おごりを見ならひておのづからおごりもつきたる故にいよいよ困窮甚しき也さて町人の奢りにくらぶれば百姓のおごりは何ほどの事にもあらねど是れ其地體くつろぎなきうへなればいささかの事にても痛みにはなる也困窮の百姓の身分にて奢などいふほどの事はさてもならぬことなれ共世上につれて覺えずしらずおごりの付たる事多したとへば衣服なども昔はもめんならでは用ひざりし程の者も今はおしなべて絹帶などは紬類をも用ふるやうになりむかしは莚ならでは敷ざりしほどの屋も今

は壁を敷くやうになり昔は雨中に簑笠わらんづにてありきし者も今は傘をさし履をはくやうになれりこれらに准じて餘の事にも此類多くして物入多き也

百姓町人大勢徒黨して強訴濫放することは昔は治平の世にはをさをさうけ玉はり及ばぬこと也近世になりても先年はいとまれなる事なりしに近年は所所にこれ有てめづらしからぬ事になれりこれ武士にあづからず畢竟百姓町人のことなれば何ほどの事にもあらず小事なるには似たれ共小事にあらず甚大切の事也いづれも困窮にせまりてせんかたなきよりおこるとはいへども詮ずる所上を恐れざるより起れり下民の上をおそれざるは亂の本にて甚容易ならざる事にてまづ第一その領主の耻辱これに過たるはなしされぱたとひいささかの事にもせよ此すぢあらばその起るところの本を委細によくよく吟味して是非をただし下の非あらばその張本のともがらをおもく刑し玉ふべきは勿論の事又上に非あらばその非を行へる役人を重く罰し玉ふべき也抑此事の起るを考るに後にいづれも下の非はなくして皆上の非なるより起れり今の世百姓町人の心もあしくなりたりとはいへどもよくよく堪がたきにいたらざれば此事はおこるものにあらずたとひ起さんと思ふ者ありとても村村一致することはかたく又悪黨者ありてこれをすすめありきてもかやうの事を一同にひそかに申合す事はもれやすきものなれば中中大抵の事にては一致はしがたかるべし然るに近年此事の所所に多きは他國の例を聞ていよいよ百姓の心も動き又役人の取はからひもいよいよ非なること多く困窮も甚しきが故に一致しやすきなるべし然れ共また近來世上に此事多きに付ては何れの國も上にもつねづねその心がけおこたらず起しがたきやうのかねての防ぎもあることなれば下はいよいよ一致しがたく起しがたき道理也上のかねての防ぎは隠すべき事にあらざればいかやうにも議しやすく表向にてとりはからふ事なれば行ひやすくまたたとひ下へ隠してはからふ事も上はもとより一致なればいかやうにもなる事なるに下のかやうの事を起さんとするは上へ隠して至て密密に談合すべき事にて殊に世間ひろければかならず中途にて漏れ顯はるべき道理なるに近年たやすく一致し固まりて此事の起りやすきは畢竟これ人爲にはあらず上たる人深く遠慮をめぐらさ

るべきなり然りとていかほど起らぬやうのかねての防ぎ工夫をなす共木を防ぐばかりにては止がたかるべしとかくその因て起る木を直さずばあるべからずその木を直すといふは非理のはからひをやめて民をいたはる是也たとひいかほど困窮はしても上のはからひだによろしければ此事は起るものにあらず然るに近年はここにもかしこにも多きによりてめづらしからぬ事になりてまづ一旦靜まればよき事にしてそのみ跡の吟味もくはしからず張本人を一兩人とらへて定まりのごとく刑に行へばそのむきにて跡の上の取計らひをたしなみ改むる事もせず世間に例多ければさのみ恥辱とも思はれぬやうの所もありとぞさてその張本人といふものも近來はたゞ假にまうけたる者にて實の張本にはあらずその假の者といふはかねて此事をおこす始めより相對にてかりにこれを張本人といふ者にたてて後に刑に行はるべき覺悟にて定めおく故にこれを刑しても何の益もなくあたら罪もなき民をころすはあはれむべき事也上にもかりのものといふ事はしりながらたゞ定法たに立ばよきことにして濟す也近來はすべてかやうの輕薄無實の刑多きは甚あるまじき事也たとひ我張本也と名乘出る者ありともよくよくその實否を吟味して疑はしくば實の張本人の出るまではそのにせものを刑すべきにあらず事の根を分てもまことの張本を尋ぬべき事也さて又近來此騷動多きにつきて其時の上よりのあしらひもややきびしく成てもし手こはければ飛道具などをも用ふる事になれりこれによりて下よりのかまへも又先年とは事異じて或は竹鑓などをもち飛道具などをも持出し惣体のふるまひ次第に增長する樣子也これいよいよ容易ならず此さわぎに乘じて万一不慮の變なきと相濟事あらんも又はかりがたきもの也まづ下は高が百姓町人の事にてその願ふ所を聞とゞけだにすれば宜しく又たとひ頑取に及びても武具などもそろはず戰の法などもしらぬ者なれば畢竟は恐るるにはたらぬ事のやうなれどもしも上より用捨なくきびしくこれをふせがば下よりもまたいよいよ用捨なく身命をすててかかる事もあらん其時たとひ武士一人は百姓町人の二人五人づつに當るほどの働きありともつひに多勢に及びがたからん事はかりがたく又たとひいかやうの計略をめぐらして十分勝をとる共敵とするところみな自分の民なれば一人にてもそこなふところは畢竟に自分の損也又手にあまれる

ごとき近國などより加勢ありて人數を出されてはたとひ早速靜まりてもいよいよ騷動の基也但しさしあたりてはすこしきことはやむ事を得ず少々人を損じてなりとも先づ早く靜むるやうにはかるにハ事もことに然るべき事也又後々を恐れしめんためにも一旦は武威を以てきびしく押へ靜むるも權道也然れども始終は武威ばかりにては押へがたし此方よりきびしくあしらふは以後又かの方よりもいよいよきびしくかかれと教ふるやうの道理なれば也然れば此事はとにかくにその因て起る本をつゝしむ事肝要たるべし

今の世町人の奢は殊に甚しき事也すべて飲食衣服よりはじめ諸道具住居等みな高貴の人のうへとさのみ異ならず中にもすぐれて富る者などは内内こまかなることのおごりは大名にもおさおさおとらず何事も善美をつくしてゆたかにくらす事也さて町人は殊に定まれる階級のなきものにて先はひら一まいなるがゆゑに身上の大小は[illegible]らびてもとかく富たる者のうへを見ならひうらやみてさしもなきものもそのまねをして分不相應にゆたかにくらさんとするから内證は困窮する者甚多き也或はその困窮を隱さんとするからいよいよ困窮つのり或は身上を持直さんために急に大利を得んと欲してあらぬ事にかかり家をほろぼす者も多しさてかやうに惣体殊の外におごり長じたれ共これ天下一同の事なるゆゑに地になりて奢といふやうにも見えず面面みづからもおごり也といふ事を覺えず本よりかやうにあるべきもののやうに思ひ居る也その中にたまたま世上奢の長じぬる事に心づきて物事質素を心がくるものもあれ共世間並をはづれては却て變なるやうに云なされ人にわろく思はるるによりてせんかたなくおのづから世間にしたがふ事多き故にこれもおごりをまぬかるる事能はず又時時儉約儉約といひたてて省略する事共もあれ共或は省略すまじき事をまづ省略し或は止めてもさのみ傷にもならぬ事を止などして惣体の奢は相替らず又しばらく儉約を加へても世間みな然るにあらざれば世間につれて又いつのほどにかゆるみて本のごとくになりなどしてすべて質素にかへる事はつゆほどもなくて年年月月に世上華美にのみなりゆくほどに貧しき者も世上につれておのづから物入多く困窮する者のみ多き也さて世間のおごりにつきては商事もおほく世の

にぎにぎにもなりて金銀融通すればさのみ困窮はすまじきやうなるものなれ共左様にはあらず上中下共に身分不相應にお
ごりて内證は困窮なるゆゑに商事は多くても買たる物のあたひを得出さざる者殊の外多く又借たる金銀を返さざる者おほ
きゆゑに貸者借者利を得ることなりがたくて損をする事おほく又世上の惣体の商は多けれ共百姓の商人になるが多くて商
人の數次第に多きゆゑに手まへ手まへの一分の商高は多からず商高少なくては渡世になりがたきゆゑにしひて多くうらんと
すれば拂損ることに多くなりて又困窮に至るなり町人は内證は困窮しながらも百姓よりは身を樂する事もすくなからず又百姓よ
りも奢てくらすものゆゑに百姓はこれをうらやみてとかく町人になる事を願ふもの多しそれ故に商人は年年に多くなりこ
まへつまれになる也さて又世上の奢甚しきゆゑに其奢のために用るもろもろの物おびたゞしくそれに人の手間をつゐやす事
もおびたゞしき也およそ人間の用をなす一切の物は其本は皆地より生ずる事なるが其中に無てかなはぬ物と無益のおごり
に用る物とあるを世上のおごり甚しければその無益の事に多くの物を費すその無益の物のために田地山林多くつゐへて有
用の物の出る妨となり又無益の事にさまざま人の手間へ事多き故に有用の業をなすべき者もその無益のわざをなして世を
渡るこれ天下の手間の費にしてかの無益の物に土地をつゐやすも同じ事也然るに世人此子細をわきまへずして何ことを
してなりとも人の渡世になる事多く商事おほければ世上のにぎはひ繁昌也と心得るはひが事也牛民の身一分のうへに
てはいかにも何わざをしてなりとも金銀を得る事の多きが利なれども上に立て民を治むる人の身にとりては領内おしなら
して利益あることならでは損ある也たとへば城下はにぎはふて商人は利を得る事多くても在在百姓のつまりとなりては
本を失ふて末を益する也但しこれは天下と一國一國との差別ありたとへば何にもせよ世上に無益の者のために用る物を
多くつくり出す國あらんにこれは天下のうへよりいへば損なれども其國にとりては損にあらずいかにといふに其物を多く
作り出すだけ米穀を作り出す事すくなけれ共其物の價を取て米穀等をばそれだけは他國より買取ゆゑに其國には損なし然
れ共その國にてその米穀をつくり出さざるだけ天下の上にては損ある也すべてこれらに限らず天下と一國一國との上に

てその趣のかはる事外にも多しさて又交易のために商人もなくてはかなはぬものにて商人の多きほど國のためにも民間のためにも自由はよきもの也然れども惣じて自由のよきはよきほど損あり何事も自由よければそれだけ物入多く不自由なれば物入はすくなし然るに今の世は人ごとに我おとらじとよきものをのぞみ自由なるうへにも自由よからんとするから商人職人年年月月に便利よく自由なる事めづらしきものなどを考へ出し作り出してこれを賣ひろむるゆゑに年年月月によきもの自由なるもの出來て世上の人の物入は漸漸に多くなること也すべて何事も今まではなければなくて足りぬる事もあるを見ては無が不自由に覺え又今までは麁相なる物にてことたれるもそれより美物出れば麁相なるは甚わろく思はるゝ故に次第次第に事も物も數數おほくなり華麗になりゆくこと也かくて事も物も一つにても多くなり華美になればそれだけ世話も多く物入は勿論おほき也これみな世中の奢りの長ずるにて畢竟は困窮の基となることぞさて又世間の困窮に付ては富る者はいよいよますます富を重ねて大かた世上の金銀財寶はうごきゆるぎに富商の手にあつまること也富める者商の筋の諸事上面よき事は申すに及ばず金銀ゆたかなるによりて何事につけても手行よろしくて利を得る事のみなるゆゑにいやとも金銀は次第にふゆる事なるを貧しき者は何事もみなそのうちなればいよいよ貧しくなる道理也さて世上困窮して不勝手なる商人多ければその不勝手なる方は何事も手行あしきから賣者も買者も多く手行のよき方へつく故に富商はいよいよ上面よき也又世上困窮に付ては金銀を借者多き故にゆたかなる者はこれを貸て利を得る事多きに貧しき者は借りて利を出していよいよ苦しむ也尤借りて返さざる者も多けれ共それに付ては貸者は又はいろいろと勘辨して慥なるやうを考へてかしこく立まはる故に損をする方はまづ少なし惣じて今の世は大抵利を得る事は難くして損はしやすき時節なるゆゑに富商は隨分金銀をへらさぬ分別を第一として慥なるかたにつく故にまづは減ずる事はすくなくてとにかくにふゆる方おほき也さてそれも少し不廻りなる方に趣くときは又万事みな右のうらへまはる故に鉅万の金銀も消やすき事も又春の雪の如しされど其金銀も貧民へは潤はずしてそれもまた皆富商の手に入る也又富る者は一旦大に損をする事あれ共土臺が丈夫な

れば又取返す事もやすきに貧しき者は損をしても再び取かへすべきたねなければ永くその損をいやすことあたはず何につきても貧人と富人との堺は甚しき違ひにて貧人は富人のために貧をまし富人は貧人によりて富をかさぬる也右は商人のみならず百姓などのうへにても同じ事にて富る者は百姓ながらに多く商をもし金銀のやりくりのうへにて利を得る事も商人にかはることなし又農作のうへにしも富る者は利を得ること多し肥しなどをも丈夫にいれ人手間をも十分にかけてつくる故にみのりも殊に宜しく米などを賣出すにも利の多き時を待て賣故に金銀を得ること多く貧しき百姓はすこしの米を賣にも待ことなりがたき故に急にうれば見す見す利を得ることなりがたくしてすべて商人の趣とかはることなしとにかくに貧民は何に付てもふびんなる者也然れば其世上の金銀財寶はとかく平等には行わたりがたきものにて片ゆきのするは古今のつねにてほどよく融通するやうにはなりがたき事也其内にも今の世は別して貧しき者はますます貧しく富る者はますます富ことの甚しければ上に立て治め玉ふ人の御はからひを以ていかにもして甚富る者の手にあつまるところの金銀をときほどに散して專ら貧民を救ひ玉ふやうにあらまほしきもの也但しその散しやうはその者の歸服して心から出すやうにあらではおもしろからずいかほど多く蓄へ持たればとてもこれみな上より玉はりたるにもあらず人の物を盜みたるにもあらず法度に背きたる事をして得たるにもあらず皆ゝ其面面の先祖又は己が働きにて得たる金銀なれば一錢といへどもしひてこれを取べき道理はなし金銀はいかほど澤山に持ても人每に猶ふやさんことこそ思へいさゝかにても故なくしてこれを出す事をば甚厭ふるもの也然れば其又心よりの歸服だにすればよしなき佛寺などのために多くの金銀を出してをしむことなければまして簡末の貧民を救ひ玉ふ御仁政のためならんには其模樣に依て隨分心から感服して相働き御用に立つべき事にて是には宜しき仕方の有べき事也とにかくにしひてこれを召んことは心よからず又其金銀を他の事に用ひんも心よからずひたすら貧民を救はれたきこと也上より民を救ひ玉ふ御仁政の專行はれて貧民その御めぐみを有がたく存じ奉る樣子を見ば御仰付られず其趣のおのづから富人は救ひの志出來べきこと也さてもし志ありて貧人を救ふ者あらんにはそのほどほどに厚くこれを賞美

したゝけば端相はけみて救ふ者多かるべし然れ共他國の樣子をうけ玉はるに近來民を救ふ政はすくなくしてただいたづら上の御用の金銀をのみ云付らるゝゆゑに富人はこれを恐れて志ある者も救をば得せず又たまたま救ふ者あれどもこれをば賞せらるゝ事もなくしてただ上の御用に立ものをのみ賞せらるゝやうなるが左樣に金銀を以て上の御用に立て賞美せられはぶりのよき者をば世上にては却てそねみにくむことゆゑそれを望む者はすくなし貧民を救ひて賞せられんは世の中の人の甚悦ぶ事なればそねみにくむ者はなくしてこれをうらやむもののみ多かるべし此所をよく考へて富人の金銀を散して貧民を賑はすべき仕方はあるべき事也さて右にも申せる如く富人とてもその金銀は面面の働きにて得たるこゝろなればしひてこれをめされんは心よからぬ事也又やむ事を得ずこれを借り玉ふことありともそれもしひては心よからず但し御領内に住居してゆたかにくらす君恩をありがたく思ひ奉りて冥加のためにさし上んことを願ふ者あらんは格別の事也されど左樣の金銀も皆貧民に施してなるべきは上の御用には用ひ玉はぬやうにこそあらまほしけれ又面面の勝手のためにもなく冥加のためにてもあればとてつねに金銀の御用を勤めんと願ふ者あらんにはもし御用あらば是は許し玉ふべきにやされど上の御用をうけ玉はるに付て人に金銀を貸にもその御用のすぢにことよせて貸しつくる事近世何方にも多しこれますます富者を富す事にて世の貧民のために大なる害也たとひ上のためには御勝手になる事なりとも下民のために害あらん事はすべて禁ぜらるべきにこそさてまた今の世は武家大小によらず仕おくりといひて町人に勝手をまかなはすること多しこれは便宜にして自由はよきやうなれ共つまる所は損多し町人はこれによりて多くの利を得るそれだけ武家に損ある事は目に見えたれども困窮の節なごさしあたりて便宜なるによりて損をば知ながら皆申付る事也然れどもこれはみな富者のうけたまはりてよる事なればますます富を重ねさせて武家には損あることなればなるべきだけは無用にせまほしき事也

人は何事もその身の分際相應にするがよき也分限に過て奢るがわろき事は申すに及ばず又あまり降して輕くするも正道にはあらず大名は大名相應に御身を持玉ふよし質素がよきとて下下の武士の如く御身を持玉ふべきにもあらず次に其下に

たつ武士も又その相應相應がよし百姓町人も又その身上相應に身を持が宜しき也すべて事を輕くするがよろしきとても又あまり身持かろがろしければそれに應じておのづから心も万の行ひもいやしく輕輕しくなりて上にたつ人などは殊によからぬ事多きもの也又儉約を心がくればおのづから悋嗇きかたに流れやすきものにて必ずすべき事をも止てせず人にとらすべきものをも惜みてとらさず甚しき者は人のものをさへ貪ほしく思ふやうの心にもなりやすし然に此所をよく心得て儉約にしてしかも悋嗇に流れぬやうにはありにくきもの也殊に上にたつ人など此わきまへなくして悋嗇なるときは下の潤ひかはきて甚よろしからずされば儉約も實には宜しき事にあらずとかく上中下各身分相應にくらすがよき也然りといへどもその相應といふはいかほどが相應なるや手本のなきものなればよきほどは知がたき事なるに惣じて華美なるかたにはうつりやすくすこしも質素なる方へはうつりにくきものなれば治平の久しくつゞける世は一同に段段華美の長ずるならひにして上にも申せる如く今の世はとかく下が下まで華美なること古今の間になき事なれば今の世にこれぞ分限相應のよきほどならんと思ふ事は皆大に分限には過てある也然ればこれをよきほどにせんと思ふときは万事を大にそぎすてゝ狂人かと人に笑はるゝほどに落さゞればおのおの身分相應の所へは當りがたし然れどもさほどまでにはとてもおとしがたきものにてたとひ自分一人は人にかまはず右の如くにおとしても家内までにも行とゞきがたく又上よりいかほど嚴しく命令を下してもこれを制せられても時世の勢は中中防ぎがたく人力の及びがたきところあるもの也たとひしばらくは命令に恐れてこれを愼しむやうにても末とげがたく又うはべは命令を守るやうにても内内にては皆これを破る衣服の制などみな其例也又一國ぎりにこれを制しても天下一同ならざればその制立がたき事も多し又惣体表向へは出ざる家内のことなる事の奢の甚しきを一つ一つ吟味をとげてこれを禁ずべき由なければとにかくに此世上一同の華美おごりはいかやうにしても俄には停めがたく年年月月に長じゆくばかり也然れ共ものはかぎり有てのぼりきはまる時は又おのづから降ることなればいつぞは又本へかへる時節も有べきにそれまでは此世上の奢りごとの有様に自然と質素になりかへるといふことはまづは難

ぞ變なる事などのなくてはかへりがたきことなればその變の有て自然とかへるを安閑として待居るべきにもあらずされば上にたつ人は隨分なるべきだけは工夫をめぐらして自他奢の長ぜざるやうに少しづつにても質素の方へかへるやうにはからひ玉ふべき也すこしづつにても質素の方にかへりて長ずることなければ起るべき變事もおこらずして長久に無事なるべしさてそのはからひはいかにといふに右に申せる如く此事は嚴しき命令にかりにてはとても直りがたきことにてただ面面自然とたしなむ心になりておのづからにするやうにはからふべき事也下はとかくによき事もあしき事も上にならふものなれば先上より物事おとさるるだけ落して輕くして見せ玉はゞ漸漸におのづから御家中も下下の者もそれにならひ其心に成てつひには却て華美なる事を笑ふやうにもなるべきこと也すべて何事にても心よく歸服してする事にあらざればまこほりがたく永くは行はれぬものなりさてその下下を心より歸服せしむることは皆上よりのはからひ仕方によることぞかし

秘本玉くしげ上終

秘本玉くしげ下

本居宣長著

金銀通用はその法によりて大に得失の有べき也まづ此金銀といふ物は上もなき寶にてはあれども實は飮食の替りにもならず衣服のかはりにもならずすべて何の用にも立がたきものなるにこれを通用するはその何の用にもたゝる物を買て世中の一切の用を辨じさする仕方なる故にその仕方によりて得失はある事也其仕方とは先づ第一に天下に通用する所金銀の多少によりて大に得失あるべし抑金銀を廣く通用する事は慶長のころより始まれることにてその以前はたゞ錢のみの通用なりき然るに此金銀通用始まりては甚世上の便利にして尤自由よろしき事也さて通用の金銀は隨分多きほど便利にして自由に宜しき也然れどもそれに付て又失ある事多く却て世上の困窮に及ぶ基ともなること也かくて當時天下に通用する金銀は殊の外に多くして甚便利はよき事なるに今の人はもとよりかくのごとくなる世に馴たる故に金銀の甚多きといふ事をしらず便利の甚宜しき事をも覺えずして却て世上通用の金銀の拂底にて得がたきゆゑに世は困窮するやうに思ふは商人心にして末をのみ思ひて本をしらざるもの也今の世に金銀の得がたきは少き故にはあらずあまり多きよりおこれることなりその道理はいかにといふに米穀をはじめ其外何にても万の物を取引するにその正物を取引するよりは價をはかりて金銀にて取引する事格別に便利よき故に昔は正物にて取引したる事をも今はみな金銀にてするやうになり其外万の事みなたゞ金銀にてすればはかゆくやうになりて世帯に金銀のとりやり多くしげくなり其とりやりかけ引の間に[illegible]ことは便利なる仕方などあるかやうに万物万事みな金銀にて間の合やうにしなれるはこれ全く世上通用の金銀の甚多き故也少なくてはいかほど便利よき事有てもかやうに廣く何事にも用ひゐることはなりがたし然るに昔は金銀を取引することも今よりはす

くなく又金銀にて万の事を取はからふ事もまれなりし故に人のこれを願ふ心も今のやうに甚しくはあらざりしを今は右の如く世間に此とりやり掛引しげく金銀つねに人の耳目にちかく親しく又金銀にて何事も濟む故に人毎にこれを得んことを願ふ心もむかしよりは格別に甚しく切なるにより一段得がたきやうに覺ゆる也惣じて在て得がたき物はこれを得んと欲する念も無ものなるに今の人の金銀の得がたきを憂ふるは地体が多くて得がたからぬ故也さて又何事につきても金銀のはたらきしげくいそがはしき故に實に得がたくもあり得がたきによりては少きやうに思ふ也たとへば毎年盆前と臘月には常よりも又格別に金銀逼迫していよいよ得がたきはいかなるゆゑぞ此時とても世上の金銀常よりすくなくなるにあらず常には遊ばしおく金銀をさへ二季には出して働かす事なれば常よりは多きに却て左様に得がたき事は常よりも又やりとりしげく金銀いそがはしきが故ならずや是を以て惣体金銀の得がたきは少なき故にはあらざる事をさとるべし其本を尋ぬれば實には世上通用の金銀甚多くして自由に手まはるから起りて何事にもこれを用ふるやうになり次第にはたらきいそがはしくなれるによりて其多きよりもなほいそがはしき方が勝ゆゑに得がたくしてすくなきやうに思はるる也さて金銀通用始まりていまだ久しからざりしほどは多ければますます便利のよろしきのみにてさのみ其弊はなかりしが漸漸年代久しくなるにつきてはその弊も多くなれる也右に申せるごとく世上何事にも是を用ひて取引する事多きままに其取引の間にて過分の利を得る事多く或は商人ながら物の交易をもせずただ金銀のうへのみを以て世を渡る者もおびただしく富人は別してこれによりてますます富を重ぬること甚し惣じて金銀のやり引しげく多き故に世上の人の心みなこれにうつりて士農工商ことごとく己が本業をばおこたりてただ近道に手早く金銀を得る事にのみ目をかくるならひとなれり世に少しにても金銀の取引にて利を得ることあればそれだけ作業をおこたる故世上の損也いはんや業をばなさずしてただ金銀の上のみにて世を渡る者はみな遊民にて遊民の多きは國の大損なればおのづから世上困窮の基となれり又世上の金銀おほくして便利なれば人人買まじき無益の物をも買ひ爲まじき無益の事をも爲などする故におのづから奢を長ずるこれらみな世の困窮の端

となることゝ也さは又上下の人ことごとく金銀にのみ目をかくる故に今の世は武士も百姓も出家もみな鄙劣なる商人心になりて世上の風儀も輕薄になる事ぞかしかくのごとく世上通用の金銀高多くして自由便利なるにつきては其失も甚多けれども年久しく馴來りたる事なれば此ならひは俄には改めがたし不便利なる事すら久しく馴たるを俄に改めては人の難儀しにくきものなるにましてこれは甚便利なる事なるを今更通用の金銀を減少なさしては當分大にさしつかゆる事なども多くして却て大に失あるべし且又金銀通用の筋などは天下のうへの事なればいかほど害ある事有ても一國ぎりの私にはいかにともすべきやうなししかれども右の子細どもをつねづねよく心得居て惣體正物にて取引すべき事は少々不便利にはありともやはり正物にて取引をして金銀の取引のすぢをはぶるべきたけはこれを省き猶又さまざまの金銀のやりくりなどをもなるべきたけは隨分これを止め又僞べき事を金銀にて仕切るやうのすぢは猶更無用にあらまほしき事也それも民間にて下々どもの細事などはさる事もあるべけれ共少々金高にも及ぶほどの事には決してあるまじきわざ也惣して物事は不便利にても却道にそふ事は害少なく失なきものなるを便用にかゝり便利にはしるときは必間違ひもいできて弊のすぢもありやすく思ひがけぬ失のあることなれば國の政をとり行はん人などは此所をよくかんがへて万事なるべきたけは金銀便利にかゝらぬやうに心がけ玉ふべきにこそさて金銀のやりくり取引をはなるべきたけは省きて少なくするときは自然とすこしづつも人情金銀にうとく遠ざかるやうになりて面々の本業を大切にはげむやうになり金銀にのみ目をかけて近道にはしるならひやうやうつゝもうすらぎて人の鄙劣なる心輕薄の風儀も直るべきもの也とかく下は上を見ならふものなればかやうの事も上のしならはせ計らひに有べきことにこそ

天下のため國のために害なる事世に多し其中に實は大に害あれども害と見えざる事もあり又こゝには害あれどもかしこに益ある事あり又當分は益あるやうなれども後日に大害となることあり是らも皆人の思ふところ也國政をとらん人つねに心を付らるべし又眼前に大害としれながらも停めがたく國君の勢にても　公儀の御威光にても俄には禁止しがたき事も多くあ

る也然るにその類を俄にしひて禁ぜんとするときは却て又害を生じていかんともしがたき事もあるもの也されば害ながらも俄に禁じがたき事はつねづねに心をつけて隨分長ぜぬやうにはからひいつとなくそろそろとこれを押へておのづからと止む時節をまつより外なし万の事は日日に增長することも思ひの外に又いつとなく衰へゆく時節もあるものなればかならず事を急にしてしそんずまじき也又國のため民のために利益ある事を考へ出してこれを行はんとするも同じ事にてたとひ利益あるすぢも新規に俄にこれを行はんとすれば人も歸服しがたく又却てそこなひも出來ることあるもの也とかく人は久しく馴來りたる事は少少勝手あしき事も其分にて安じ居るもの也益ある事も新規なる事は煩はしく思ふならひなれば有來りたる事は少少はあしくとも大抵のことはそのままにて有べし新規の事は大抵はまづはせぬがよき也すべて世中の事は何事もよきもあしきも時世の勢によるものにていかほど惡きを除かんとすれどもいかほど善事を行はんとすれども極意のところは人力には及びがたきものなればしひて急にこれを行はんとすべからずただつねづね善事はそのかたのくづれぬやうに止ぬやうにはからひ惡き事は少少づつも消するやうに長せぬやうにと心がけさて又新規に始めんとする事はよくよく考へて人人の料簡をもきき他國の例などをも聞合せ諸人の歸服するかせぬかをよく勘へて行ふべしすべて新法はこれを始めて國のため人のためにもまことに宜しく末長く行はるるときは後世までの功にもなることなれども思ひの外人も歸服せずためにもならず或は思ひかけぬつまづきなど有て長くは行ひがたくしてほどなくこれを止めなどするときは却て費のみ有て國政のかろがろしきそしりをも取ること也隨分かしこき人の工夫し出て大益あらんと思ふ事も爲て見ぬ事は賴みにならぬものにて思ひの外最初の料簡のごとくにはゆきがたきものなればとにかくに大抵事すまば舊きにしたがふにしくはなし

近來上下おしなべて內證困窮する者多きわけ又奢の自然とうすらぐべき仕方など段段上に申せるが如し然れども困窮甚せまりていかにともすべき方なくさしつまりたる時に至りては右のごとくゆるやかなる仕方ばかりにてはとてもさしあたり

ての間には合ひがたき事なれは左樣の時はいかにしてなりとも急にそのはからひなくてはかなはす上下大小ともにみな同じ事也其中に大名の御勝手の甚逼迫しきしつまりたる時の作略はまづ町人百姓の金銀をめさるるが近代世間並の事也然れども是は上にも申せるが如く甚心よからぬこと也たとひしひてこれをめされてもそれは限りある事なればいつまでも左樣にて濟ことにあらず始終のすまぬ事に大切なる御國政に瑕をつけん事はいかにしても殘念なること也されはさしつまりしやむことを得ざるときは御家中の祿を年を限りて減じ玉ふより外の上策はなしこれ當然のあたりまへ也但し御家中大小上下いつれもいつれもほどほどに先祖よりその祿を玉はり御蔭によりて家をたて代代妻子をはごくみ家の子を扶持し來りたるに俄にその祿を過分減ぜられては一圓に甚難義の至り殊に近年世上困窮の時節御家中は別して切つめたる祿にて餘分くつろぎもありにくきうへなればいよいよ難澁の人人多からんことまことにいとをしき御事なればなるべきたけは此事はなくてあらまほしきものなれども上の御身分につきたる御物入どもをもなるべきたけ省略減少せられはしはしくもよまで御手をつめられてそのうへやむことを得ぬときは此法より外に作略は有まじきこと也故に近年此法を行はるる方諸國に多き也これ全くやむことを得ざる故の事なればもし此事ありとても必必御はからひを恨み奉るべきにあらずもし亂世にも生れあひたらんには猶いかなる艱難辛苦もあるべきにありがたくも靜謐の御代に生れて身命を全くし飢ず寒からず安穩に世を渡る君恩を思ひ奉るのいそこと思ひこりてしばらくの難義をばしのぎ玉ふべき也さてもし何國にもせよ此法を行はれんに付てはおのおの祿の大小によりて減少の差別あるべき事勿論なれども下下に至て微祿の人人は殊にくつろぎなければ誅求甚しかるべし此所かへすがへすも御かへりみあるべき也さて又此年限の内に是非とも御勝手の立なほるべき様の算用のつもり其しまりも且又年限終りて後のしまりかたなどかねてよくよくつもりのあるべきこと也もしそのつもりのしまりあしくては年限の内御收納の過分にあまりがたくせに成て年限終りたるとき又俄に大に御手つかへ有て數年御家中一圓の辛抱もいたづら事になり却て御勝手の逼迫いやまさることも有べしそのとき又年限を延られんはいよいよ人氣の害也とかく物はくせ

つきやすきならひなれば此年限の間御收納多きがくせにならぬ様の作略返す返すも肝要たるべきにや上と下との間甚遠くして下の情態の上へとほりがたくしれがたき事は古へより誰もよくしれることなるが近代は別して大名の御身分殊の外に重重しき故に猶更此弊は甚しき也たとひ此御心つきて下の様子をしらんと思召ても委しく知り玉ふべきてだてなし御前へ出る人人とてもただ恐れ愼しむのみにて中中にこまごまとしたることを御咄し申上るやうの事はなりがたく一通り申上る事もただあたりさはりを思ひ御きげんをあやぶむ故にただ不調法を申さぬやうに難のなきやうにのみ申上て下の事はただ宜しきやうに諸民ありがたがる様子にのみ申上てすこしにてもわろき事を申上る者とてはあることなし是は其人の申上ぐるがあしきにはあらずただ上のおもおもしくて申上がたきやうのならはしなるがあしき也同輩どちの中にてすらその人のわろき事などは少しにても云にくき物なればまして主君に對し奉りては其はづの事也家老たる人をはじめとして右の如くなればまして下下の人はいかほど目にあまる事の下にありても直に申上るなどいふことは叶はぬこと也階級を經て段段に申上る事は其中途にて次第に違ひゆくものなれば下下の有さまとかくありのままには上へはとほりがたし學問をし玉へば書物のうへにて大抵下下の役人の事民間の事もおほだたいの所はしるることなれ當時のこまかなる趣は中中書物のうへなどにてしることにあらず下下には上の御存じよりもなき事共のさまざまある也さればただ書物のうへの一通りの趣を以てはからひては思召す旨とは違ふこと多かるべしたとへば上には深く下をいたはり玉ふ御心にていささかにても民のいたみとならぬやうにとおぼしめしても其通りに下へはとほりがたし他國の様子をうけたまはるに下下の取はからひは上の思召とは大に相違することのある様子なりとかやとその下のくはしき様子は上には御存知のなければただ仰出されたる通りにゆく事とおぼしめすなるべし又下より願ふ筋などもとかくに中途にて滯りて上へはとほりがたき事がち也これら皆上のあまりおもおもしくして遠き故の失也小身の御大名などはさほどにはあらぬこともあるべけれど御大家ほど此失は多き也大小の事何によらずよき料簡あらばたとひ輕き人なりとも少しも憚ることなく申出るやうに有たきもの也然れども惣体

たゞ上の事をおもおもしくするならひにて中中輕き人などは御政務筋のことなどは申出がたきやうのならひにて万一身分に過たることなどを申出れば上を輕んじしひるなどいひたてて却て咎められ或は又よき料簡ありて申出ることありても傍よりとやかく妨げて其申分立がたく又何事にても一料簡ある事はかならずすこしはさはる所もあるものなればそのさはる所よりこれを妨げなどするほどに申出たき事有ても憚りて得申出ざる也況や君へ諫言がましき事などは決して申上られぬことになれり諫言はさておき主君の一度仰出されたる事は詞をかへして否それはとも申されぬことになれるはあまりにおもおもしきならはしにて甚しき政道の妨也隨分に威を嚴重にして下の恐るるやうにすべきは勿論の事なれどもそれも事によりて程のあるべきこと也とかく御政務につきては御前へ出たる人あまりに憚り恐れず何事もうちくつろぎては料簡を申上るやうにし輕き役人をも近く召れて心やすく何事をも申上るやうにあらまほしきもの也

惣体新法の事を立て行ふに思ひかけず間違あやまちなどあれば最初に其事を申出して始めたる者の越度としてこれを咎むることなれども最初より悪しかれとて始めたることにあらず思ひかけざるあやまちは是非なければ其者をとがむべき事にはあらず惣じてかやうの取はからひもあまり上の事をおもおもしくするからあたらぬ事もある也さて武士の風儀として上へ對して申譯なき事などあるとき切腹するはまことにいさぎよくはあれ共よろしからぬならはしなり實に死なでかなはぬ事は格別なれども其餘さしての悪事にもあらずたたいささかの一時のあやまちによりて大切なる一命をうしなひ父母妻子の歎きも殊に深かるべきをおもへば極いとをしき事也願はくは此ならひを停めまほしき事なれば　御先代に天下一同に追腹殉死を禁ぜられたる如く此切腹の事も上より御付らるるの外は私に切腹する事をば堅く禁止せらるべき也譬へても一時のあやまち思ひはからぬ不調法はあるまじきにあらざればさのみ深く咎むべきにもあらずいささかの事にて一命をすつるには及ぶまじきこと也すべて少しの事にても品によりて切腹するならひはもと戰國の風也さて又下の事をあまりおもおもしく取扱ふならひなる故すこしの不調法をしても身のたたぬやうに思ふから也惣じて何事によらず主君へ對して

ただいさゝかの不調法ありても重くとがむるならひなれ共其すぢによりて大かた心より外にあやまりてせる事は大抵の事は宥免せらるべき也かやうの事を至て嚴重にするも一つの法にてはあれども今の世のならひを見ればあまり嚴に過たることも多き也

一國の政道は万事家老たる人人心を一致にして其元をよくしめくゝり其趣を以て次次下下の諸役人まで一國の諸事のはからひみな一致するやうに有べき事也然るに近來他國の様子をうけ玉はるに御大家などはまづ家老たる人人はその國内の政事にこまかにはかかはられずして次なる役人その元をしめくゝりて取はからはるゝとかやこれ宜しからぬ事也何事によらず元のしめくゝり政務の出る所は家老たる人たるべし惣じて重き所より出たる事は傍よりも妨げがたく下下の受る心持も格別にて諸事しまり宜しきもの也次なる人にては憚るところ有て諸事のはからひ十分に伸がたく又下の受る心持も違ひて取しまりがたく一致しがたきもの也もし一國の政事一致せずしてたとへばここの役所の趣とかしこの役所の趣とは相違して同じ一國内の政とも見えず本の出る所異なるが如くにては政事とりしまりがたしこれその本のくゝりの所のしまりわろきがゆゑ也又それぞれうけとりたる役義をば自分の身のうへの事にして随分身を入て働くべき事なるに左様の人は少なくてただ不調法さへなければよしとし又吾役の内不調法なくてさへすめば跡はいかやうになりてもかまはずして身分のための用心をのみ第一にして役義のための事は思はず又さまざま心ある人の役の内にあしき事を直しよき事を始めおきなどしても其人役替有てのけば其跡役の人は身に入て世話もせぬ故たちまちきえうせてよき事を始めおきたるが益なく又本のくゝり所にしまりなければ下は心心別別のやうになりてたとへば先役人の時に堅く約束したる事も其人かはれば跡役の人はそれを用ひずその約束の事も立がたきやうになるこれら大にあるまじき事也何國にても役人は下下のためには殿様も同前なればたとひ其人はいくたり替るとも前に一度約しおかれたる事は決して變ずまじきはづ也すべてかやうの事とりしまりなく約束などたやすく變じてはおのづから上を輕しむるはしとなりて命令などもおこなはれがたくなる

ことなり

世に目附といふ役あれども猶又諸役人いづれも互に目附役をするがよき也それはいかにと云にまづ今は自分の受取まへの役目をさへ勤むれば他の役義の事はかかはらぬことゝしてたとひ傍に目にあまるほどのわろき事或は不調法なるはからひをする事ありて上の御ためにも下のためにもよろしからぬ事とは見つけながらも我役義にあづからぬ事はたゞそのまゝ見て居るばかり也これ甚不忠なることなれ共左様なるならひなれば心ある人もせんかたなし然るをたとひ己がかゝはらぬ他の役義のうへの事にもせよ宜しからずと思ふ事あらば互に心をそへて相助け又事によりては早速に申出るやうにあらばこれ諸役人みなたがひに目附役となること也

惣じて物を得ることを願ふは千人万人まぬがれがたき人情のつねにて本より然るべき理也それに付ては物を人のくるるを悦ぶも又人情なる故に物を人に贈りて志のほどをあらはすも本より然あるべき道理古今いづれの國とても皆同じ事也されば万の事にその相手の人を悦ばせて其事を成就せんとはかるに賄賂といふ物をつかふ事のあるもおのづから然るべきいきほひ也さて物を得るを悦ぶは本より人情なればその賄を受るもさのみ咎ともいひがたし殊更此事世中のなべてのならひと成ぬる事なれば其人を深くとがむべき事にもあらず然れ共此賄の筋は甚國政の害となる事故に古よりも嚴くこれをいましむる事なれどもとかくに止がたきものにして次第に増長し近来は殊に甚しき事共ありてそれも上に立たる人正しければさすがに身分重き役人はおのづからたしなむ事もあれども下々の役人は上へはしれぬ事をよきとのみこゝろ得るうへにたとひすこしくれても身分かろければ禄もすくなくて得る所なく何事にもこれをむさぼる也又上たる人に賄きは上中下ともしなべていよいよ甚しき事あり其中にたとひたまたま廉直なる人ありても其身分の役義にかぎりて廉直なれ外々の防ぎにはならず又目附横目をつけておいても其人もおなじく此道におちいる故に益あることなし惣体近年は何事によらず此筋の行はれざる事はなくして公事訴訟に偏頗なるさばきをなし判断にあたらざる事多きなどは申に及ばず其外諸の作事普請などに付て

も此すぢもつはら行はるゝこと也これも少少づつの事はさても有べきなれ共甚しき事のみ多くしてすべて賄をまいつかへば其仕方わろくてもよしとして是をすまし賄すくなければよくてもわろしといひて濟さずそれゆゑに下なる者もことを計りて爲べき事をば多く手ぬきをして賄をつかひて其事のすむやうにし又法度にそむきたる事をする者も賄をつかへば見ぬふりをして是を咎めざる故に賄を行ふて惡事をなす者も世に多し猶此外も此すぢに付ては種種さまざまの正しからざる事多くしてことごとくは擧るにいとまあらず餘はおしはかりて知るべき也すべて世中に此筋盛んなるゆゑにおのづから國政正しくは行はれがたく又上に損失ある事おびただしく下にも損害甚多したとへば金千兩入べきところをも役人へ三百兩賄すれば五百兩にてすむゆゑに下にも二百兩の得あれども上には五百兩だけの所の損あり或は五百兩にてすむべき事も賄をせざれば七百兩も八百兩も入りて其二百兩三百兩は脇道へぬけ行やうの事も有て上にも利なく下には大損ありてあまつさへ上を恨み奉ること甚しされば國政の大害下民の大害此賄に過たるはなししかれ共上と下とは甚遠ければその吟味もとかくに行とゞきかぬる事なればこれを止る法はまづ賄を取者を禁むるのみならずこれをつかふ者をきびしくいましめて何事によらずいさゝかにても賄をつかふ者相しるゝに於ては急度曲事に申付べしとの旨をつねづねふれおかれてもし犯す者あらんには一人二人きびしく咎められなどせばつかふ者は勿論にてとる人もおのづからきみわろかるべし上の制禁ならんにはこれをつかはぬを怒ることも得せじそもそも賄はつかふ者にはとがなくして罪は取者にある事なれ共取者をのみ制しては止がたければつかふ者をいましむるも一つの權道なるべきにや

公事訴訟願ひ事御咎め筋などの類早く濟してもよきことは隨分なるべきだけ早く濟すべき也なほざりにして一日もすておくべきにあらず下にては惣じて上へかかりたるすぢの事はいさゝかの事にても相濟までは甚心勞する事にて殊に貧しき者などは家業にも障り甚迷惑する事なるに上にかまふ事なければとてなほざりにすて置て長引するはいと心なき事也又訴訟にかぎらず万の事に權門がかりのすぢは取さばく役人の甚迷惑なるものにてこれ大なる國政の妨となる事ありされば

何事にもよらず權門の威を以て押す事は又下々まで主人に權威をふるひて無理非道のふるまひをすまじき旨常にきびしく制せらるべく又諸役人いさゝかも權門を憚りて不正の判斷などをなすまじき旨をも命ぜらるべき也此事は古より異國にも本朝にもつねにあるならひにて誰もよく合點はしたることなれどもとかく止がたきもの也

刑は隨分ゆるく輕きがよき也但し生ておきてはたえず世に害をなすべき者などはころすもよき也さて一人にても人をころすは甚重き事にて大抵の事なれば死刑には行はれぬ定まりなるはまことに有がたき御事也然るに近來は決してころすまじき者をも其事の吟味のむつかしき筋などあれば毒藥などを用ひて病死とし又その吟味をすます事なども世には有とかうけ玉はるいといとも有まじきこと也又盜賊火つけなどを吟味する時覺えなき者も拷問せられて苦痛の甚しきに得たえずして僞て伏也と白状する事あるを白状だにすれば眞僞をばさのみたださず其者を犯人として其刑に行ふやうの類もあるとか是又甚あるまじき事也刑法の定まりは宜しくても其法を守るとして却て輕々しく人をころす事ありよくよくつつしむべしたとひいかなる法にはづることあるとも其情實をよく勘へて輕むるかは難なかるべしさて異國にては怒りにまかせてはみだりに重刑に行ひ貴人といへども會釋もなく嚴刑におこなふならひなるに本朝にては貴き人はされだけに刑をもかろく宥らるるはこれ又ありがたき御事也

何事にても先規よりの法を守るといふは天下一國の事にてまことによろしきこと也然れども近來はこれを守るといふにつけて表向にて實は大にくづれて其法の本意にも背ける事のみ多し又法は法とておきて其法をとけてさはらぬやうに取事をなす者も多きをたゞ法だに立ばいかほど惡事をなす者有てもとがめざる事ありたとへば關所をこゆればかなはざる者もわけ道をして通ればとがむる事なく其關をさへ越されば見のがすやうのことあり万の事に此類おほし但し古定まりたる法も年代久しくうつりて世のありさまもかはるにつきては今は其法の如くにしても害となる事また其法の守りがたき事ともあるをば人目に見ゆるしなぶりもしたりする先代の法を變せん事をば憚りて其法をばやはり法とておきて背かざるやうにする

はおのづから本朝のあつき古意にかなひて宜しき事なれば其事の筋にもよるべきもの也

近來は上より命令ある事をも下にはゆるがせに心えてこれを守らざる事多く又しばらくは守る事もあれどもほどなくゆるるこれ甚あるまじき事也一度仰付られたる事は長く堅くこれを守るやうにあらざれば政道立がたし然るにかやうに制令法度の立がたきはいかなる故ぞといふに上より命令出る事あれどもただ一通りこれを觸渡すはかりにて其令を守ると守らざるとの吟味もなく犯す者ありても咎めもなき故にやぶれやすくしまりがたく又上にも申せる如く急度約束有し事もたちまち變じ或は重き役人の證文などさへ反古になりてやくにたたずすべてかやうに下に對して上の信なき事多きときは下民も上の仰せをつつしまずおのづから輕しむる心できて命令をも守らざるやうになる也又すべて命令の趣はことごとく道理のつみたる事にあらざれば下の心から歸服せぬもの也いささかにても上の勝手にまかせて尤ならざる事のまじる時は事なはうはべこそ威勢におそれて服せるやうなれ內內にてはあざわらひて中中歸服はせずかやうの事も上をかろしむる端となればよくよく心すべきこと也とにかくに下の上を恐れずかろしむる心のあるは第一に宜しからざる事ぞかし

近來大名方用脚不足などが多きに付て御勝手方といふ役人多くある事也これはその領分の內何事によらず內外物入のすむに心をつけて隨分はぶかるるだけははぶき或は諸事に算用工夫をつけて物入すくなく費なきやうをはかるべき役にしてそれは當時隨分尤なること也然るに他國の樣子をうけたまはるに此役人はただいろいろと働きて金銀の工面をするをつとめとせりさてそれは專ら金銀を得る工面の事なればなほなほ町人を相手とすること故武士かたぎの人にては手行はれしからざれば商人心の金銀やりくりに功者なる人をえらむ事故下をいたはる憐愍の心などはなくいかやうにしてなりとも當分金銀を多く得るを働きとして後日の大害をもかへり見ず昔の御恥辱をも思はずひたすらに利をむさぼる商人の如し然るに上役の人人とてもまづさし當りて金銀の手まはりて御用の達するが當分目前の功なる故にこれを賞するからいづくにても此すぢの役人はすらすらと立身をする事にて大かた當時は此御勝手をはたらくが第一の政務のやうに成て金銀を多く得るは

敵國を切取たらん如くの功となる所もありとかやうけ玉はる抑かやうに當分の御間を合さんためばかりに君の御威光をも損じ國政の妨となる事何に付ても多くは父下の上を恨み奉ることも甚しくおのづから上をかろしむるはし共なるはいといとなげかはしきことなり然りといへどもまことに御勝手大にさしつまりて當分のまかなひも出來がたき時に於てはまづ金銀を得ることにあらざればさしあたりていかにとも作略すべきやうなければ左樣の時は此働きを重く賞するも理の當然也又これを働くも時に臨みての大功なればとくその人をわろしといふべき事にもあらずただわろきは左樣に御勝手のさしつまるやうになるがわろきなればとかくその本をよく吟味して諸事をいかやうにつめてなりとも物入の少なきやうにして是非とも御收納にて何事もこと足るやうに相はたらかんぞ肝要なるべき

いづれの御大名にも無益の輩に永永扶持用行を玉ふ事おほし昔はいづれも御勝手ゆるやかなりしゆゑにさしてもなき遊藝の輩などにも左樣に御扶持を多く玉ひて代代御扶持人となれる者多けれ共これらは無益の費也儒者醫師のたぐひもその時にすぐれたるをゑらみて召抱へらるべきは勿論の事なれどもいづれもその子の代になりては學問も藝も大におとるものにて殊に身に祿あれば家業におこたりて多くは御用にも立がたく祿おほければ身分おもおもしく成て殊更業をばおこたる也其外雜藝の輩なども御用あらば時時に召抱られて少少づつの祿を玉はん事は御大名の御身上にては隨分さも有べきことなれ共一たび抱へられたる者は何の御用もなきに永永いたづらに多くの御扶持を玉はりて過す者江戸京などにも其國元にも多きは甚しき奢の費也すべて何の職も祿を世世にするは本朝の古格にて厚き風儀にてはあれ共その筋にもよるべき事也然れども久しく有來りたる事の俄に改まりては大に難義に及ぶ者多ければ右の類とても御先代より有來りたる分は今さらゆゑなく祿をめしはなたるべき事にあらずさればは左樣の事も隨分御用にも立やうにそれぞれの家の道を出精し相はげみてその道道に非上へ精勤の人となりて御用の合やうにあらせまほしく猶又その藝すぐれて其國の御内の其人と他國までも名をあぐるほどにもあらば猶更忠勤にて有べき事也

武士の兵術軍法を第一に心がくべき事は今さら申すに及ばずされども今治平の御代久しくつづきたることなれば法も術も實用をこころみ知れる人は一人もなければただ家家に傳はりたる通りを學びならひて其上にはただ面面の工夫あるのみなるがその工夫とても實にこれを試むるにあらざれば畢竟みな空按也されば其の同じ空按の中にもただ道理のあたるあたらざるばかりをば考へずしてとかく實用の所を心がくべき也さて又時代のうつるにつきては世中のもやう人の氣質などもうつりかはるものなれば昔の法のままにては今は宜しからざる事もあるべければ其時代時代の世中のもやう人の氣分などをよく辨へて昔の法をもこれに引當て考ふべき也さて又もろもろの武術も治平の世には實用することなきゆゑにおほくは華法といふものにして見分のよろしきをよきことにして巧拙を定め實用の巧拙をば思はざる事多し弓を學ぶにもただ的にあたることを詮とし強弓をひく事をのみよしとす此二つはいかにも弓の肝要にはあれども實用はあながちこれらのみにも限るべからず其外にも敵をうけたるときふせぐにも攻るにもこれを用ひて利方おほからんやうを考ふべし又馬を乘とてもただ馬にばかりいかほどよく乘ても實用には益すくなしただ馬上にての働きを心がくべし馬に乘ほどの人は今の火消などの如くただ下知ばかりをしてすむものと思ひても大に違ふべし軍書を見てむかしの馬上の働きをしるべき也すべて武術を稽古するには何によらずみな此心がけ肝要たるべき也

武道軍術のためにはとかく軍談の書を常常見るがよき也それも源平盛衰記太平記などの類はおもしろくはあれどもよほど時代ふるきゆゑに近世とはもやうの違ひたる事多しただ足利の代の末つかたの戰のやうをよく考ふべし殊に織田豐臣の御時代の軍は古今にすぐれてたぐひなく功者なるもの也大がい武士はつねづねかの時代に在てかの戰の中にまじり居る心持になりて武道をば心がくべき事也さて唐土の通俗の軍書共は見て益すくなし國の模樣も大にかはり時代も遠ければ間にあはぬ事のみ多しかの國の古への名將共の大利を得たる計策など今の人に用ひて心やすく欺かるるものにあらず其外すべて唐土は軍談議論などは道理をつくして尤に聞え甚功者なるやうに見ゆれ共實用に至てはさやうにもあらず軍の仕方は此

方の近代にくらぶれば大きにつたなし然るを世人の心に唐土といへば軍の仕方は格別に勝なるべきもののやうに思ひ又殊の外大國と心得それに應じて軍勢も甚大軍なるべきやうに心得ておぢ恐るるはみな大なるひがこと也まづかの國をひたすら大國とのみ心得るも甚間違ひなり其故は國の廣きはいかにも甚廣き事にて日本の十倍なるよりも過たれども然れ共日本にくらぶればいづくもいつくも空曠の地多くしてひろさ相應には田地も人民もすくなく物成もいとすくなければ軍もさのみ格別の大軍なることもなしこれみな世世の書にのせたるかの國中の戸口の數軍賦の數などを見てもよくしらるること也すでに豐臣太閤朝鮮御征伐の時唐土よりの加勢の軍などをも此方の人は或は五十万百万などと聞ておひただしきことのやうにいひふらしつれども大なる相違にて其時の軍兵始終十万にも過たることはなしそれほどの軍兵も大抵の事にてはかの催しがたくていろいろと世話をやきてやうやうに催し立たるところ右のごとくなりしこれみなかの國の書共に見えたる事也さてかの時の戰ひは此方にも小西の如き臆病者のつきたりし衆もありつればこそまれまれには負軍もありつれな樣ききむるを一にせずば始終毎度十分の勝たるべしさて加藤主計頭殿の蔚山に籠城せられしとき一國の寄手楊鎬が軍たい軍法は古今に比類なしといふほど嚴重なりし事にて朝鮮の諸人おどろき感じてたのもしく思ひ悦びしが其久しく攻てつひにかの城を落すこともあたはずあまつさへはてには行長が後詰に切立られて蜘の子をちらすが如くとるものもとりあへず我先にと遁去りしはめざましかりける有樣なりきすべて唐土は何事もみなかくのごとくにて議論法術はいと巧に聞ゆれ共實用に立てはさもあらざる事此一事を以てもおしはかるべし殊にかの蔚山の城を攻し時の軍には唐土朝鮮の全力をつくしたりしよしかの國の書に見えたるをそれさへ右の如くあさましき敗軍に及びたりしを思ふべし又此方戰國の比西國邊のあぶれ者ども唐土へ渡りて處々を掠奪せし事明の代の書共に多く見えて倭寇と稱して殊の外に恐れ明朝大に手にあまりて靜めかね國中の大騷動なりし事也これ此方にては世の人とも一向しらざりしほどの事にしてただわづかのあぶれ者のしわざにて有しをかの國にては右のごとく殊の外大きなる騷ぎなりしこれを以ても唐國の軍法の拙く弱き事をしるべし總じて何の諸

びゐきの儒者などのひたすらかの國の軍法などをほめあげ高ぶいて武士をおどすはいとをかしくかたはらいたき事也皆日本はありがたき神威の護の嚴重なる事は申すに及ばず國の殷富田地人民の甚多きこと外國のかけても及ぶところにあらず殊更御當代天下諸國の藩鎭の盛大なる今たとひ武備は少少おこたり有といふともなほ甚堅固なればたとひ他のいかやうの大國より寇賊來るといへどもさのみ畏るるにはたらずゆめゆめ聞おぢなどすべきにあらずこれ又武士の常に心得居るべきことにて西國方は申すに及ばず何方にても海面を受たる國國は猶更也

凡て天下の大名たちの　朝廷を深く畏れ厚く崇敬し奉り玉ふべきすぢは　公儀の御定めの通りを守り玉ふ御事勿論也然るに　朝廷は今は天下の御政をきこしめすことなくおのづから世間に遠くましますが故に誰も心には尊き御事は存じながらも事にふれて自然と敬畏のすぢなほざりなる事もなきにあらず抑本朝の　朝廷は神代の初より殊なる御子細ましまする御事にて異國の王の比類にあらず下万民に至るまで格別にありがたき道理あり此事別卷に委しく申せるが如しされば國國郡をも治め玉はん御方方は殊さらに此子細を御心にしめて忘れ玉ふまじき御事也これすなはち　大將軍家への第一の御忠勤也いかにと申すにまづ　大將軍と申奉るは天下に　朝廷をかろしめ奉る者を征伐せさせ玉ふ御職にましまして是ぞ　東照神御祖命の御成業の大義なれば也さて又御武運長久御領內上下安靜五穀豐登の御祈禱にもこれに過たる御事あるべからずその子細は　朝廷を畏れ尊み奉り玉ふは　天照大御神の大御心に叶ひ玉ふ御事にて天神地祇の御加護厚かるべければ也世間の學者ただ漢流の道理をのみ說て此子細をしらざるが故に今ことさらに顯はし申す也かの　水戸西山公の格別に此御志厚かりし御事大日本史を修撰し玉へる御趣など道の大本を辨へ玉へるほど誠に有がたき御心ばへ也そもそも御子孫の中にかばかり明良なる殿の出玉へりしもひとへに　神御祖命の御盛德の餘烈　天照大御神の御はからひとかへすがへすたふとく有がたき御事也然れば御大名方御自身の御心得は申すに及ばず御家中の人人までにも此子細をよく仰渡されてつねづね相愼みて　朝廷を畏れ奉るべきやう又公卿官人たちも其祿こそ輕けれほどほどに官職を帶て　皇朝にしたし

く仕奉り玉ひ其事を御禮典ども執行ひ玉ふ人々なれば貴き御方々は申すに及ばず末末の官人衆に至るまでもほどほどに厚く尊禮を加ふべき御事也その祿うすく身分の輕きをあなどりてあなかしこ非禮あるべからずたとひ輕き人にても官人は皇朝に仕へ奉る人也然るに今の世大かた堂上の御方方をば厚く敬することなれ共地下と申す官人衆をばその祿うすく身分の輕きをあなどりて物の數とも思はぬやうなるはいとあるまじき事也祿のうすきは亂世に武士に奪ひ取られたる故也されば心あらん人は此所をよく思ひわきまへていよいよ大切に存ずべきこと也

天下の神社は古へはことごとに 朝廷より祭らせ玉ふ御事にて諸國の小社までもその國守のうけ玉はりて祭られし事にて今は天下の事 大將軍家の執行はせ玉ふ御代にて諸國の神社の御事 朝廷よりは御力及ばせ玉はねば其國國を治め玉ふ御方方のみなこれに祭り玉ふべき御事也然るに中比久しき兵亂によりて天下の神社大に廢し祭典もすたれ或は其社跡もなく或は纔に又存在せるもそれと分れずなど總じて神社はいみじき衰微なるを治平の御世にかへりて御再興ありし物あれども猶あまねくは御事の及ばざるにや今に至りますてすたれたるままなるがおほきはいともいとも歎かはしき事也今時御體作大名の領内の神を祭り玉ふさまはただ戰國の比の風にておろそかなる事也今の世國家の繁昌諸大名も盛大なる時に當りては神社はいかほど再興し玉ひても宜しき事なるに戰國の習にも似ず神社の衰へたる事はかへりみず敬かにしきこと也そもそも神を敬ひ祭る事はただおもく取扱ひたる事にはあれどさまざまこの道の根本を手綱をしめらるる故に世人の思ふところに背かぬもこの事也別きて其手綱は彌しく申せば今かくめでたき治平の御代久しくつづけるに付ては大名がはいよいよ領内諸神の崇敬を厚くなし厚く祭り玉ひ殊に式内の社などは御自身とおりおり御參詣あるべき御事也殊に又尾張に熱田大神宮御國に日前國懸の御大神出雲に杵築大國主大神などの類其外ともかうの類なる由緒ましまして大社はたとひ其領主の大切に厚く敬祭し玉ふべき御事也むかし御領なりし地と中比の兵亂にみな奪ひ取られ玉ひて今は大名の領地となれるなどをはじめとして御祭祀のためにはともかくもにはあるまじき事也其外御武運長久の御ためにも國内安全のためにも五穀

豐登のためにもかならず神を厚く祭り玉ふ御政にあらまほしくなんさて又領内村村の産神城下町町の神社など領主より祭り玉ふほどの神社にはあらず共命令を出されて其所所の神社を隨分大切にいたし神事を麁略に致すまじきよしをつねづねねんごろに示し玉ふべき御事也然るに當時は惣じて神社神事などの上の取扱ひ甚おろそかにて村村町町の神事などは假令のいたづら事のやうに心得てこれを押へ輕くすべきやうにいひつけ下下にても神事に物入多きは無益の費のやうに心得る者もあるは皆甚しきひがこと也何事も神の御めぐみ御守りにあらでは世によき事はなし困窮して苦しくばいよいよ神をば厚く祭るべきこと也然るを世に儉約といへばまづ第一に此神事或は先祖の祭より省略せんとするはいかにぞや抑今世上一同に次第次第に華美になり奢長じたることなればそれに准じて神事をも次第に華美に丁寧にすべきはあたりまへ也己が身分のみ奢をまして神を祭る事をばまさずしてはいかが也たとひ身分の事をば昔にかへして万を省略すとも神事のみは次第に加へまさんこそ本意ならめ又神事に風流俳優などをなし或は酒を飲み樂み遊ぶを無益の事と思ふは大にひがこと也神に物を供して祭るのみならず人も同じく飲食し面白くにぎはしく樂しみ遊ぶを神は悦び玉ふこと也これらの子細は通例の學者又神道者なども夢にもしらざる事にて世間共に大に料簡違ある事也惣じて世間の人のよき料簡と思ふはみな唐流の理屈なる故に其中にはまことの道理にかなはざる事も多し領主たる御方並に役人中なども國のためを思ひて災害おこらず凶事無く上下共に安全に榮えて長久ならんことを願ひ玉はばこれらの根本の所の心がけ大切なるべき御事にこそ

秘本玉くしげ下終

呵刈葭　上

上田秋成論難同辨

秋云々

秋成の初度の難文は、寫しとゞめざる故に、こゝにしるすことあたはず、次々の條も全文にはあらず、たゞいさゝかづゝ出すのみなり、見む人その心して見べし、

宣　田安中納言殿の御問、藤原美樹の答といふ物は、共に他人の僞作にはあらざるか、疑はしき事ども多し、よく〳〵ただしたまへ、

秋　假字問答は、往年美樹子に逢し時、借し與へられしを寫藏したるなり、御問の起りは、魚彥が古言梯の發端に、美樹のいはれし言を見てなはしての事也と議ぜられき、さらに他人の僞作にあらず、美樹かたじけなくも御名を犯すべからず、秋成又師名を僞はらず、是は問答共に淺學の所爲也との隱謗なるか、直くあらばにこそうけ玉はるべけれ、

宣　おのれさきに僞作歟といへるは、さらに隱謗にはあらず、實にうたがはしくて僞作にはあらざるかと問し也、然れ共美樹主の手より、たゞに借りて寫せりとあれば、僞作にはあらず、今はいふべき事なし、

右第一條

秋　古の人の言語にんの音なしといふは、私の甚しき物也、古風を加牟加是と讀べしと教へむに云々

宣　私の甚しきとは何事ぞや、古への例證にもよらず、理りもなき事を、己が思ふまゝに定めていはんこそ私なるめ、古の

のん゜の音なかりし事は、明らかなる證據共有て、既に本書にいへるが如し、然るを音便にくづれたる後世の詞例になづみて、古へも必かくのごとくなりけんと思ふは甚しきひが事也、今を以て古への證とするときはなきにあらざれども、そは事のさまによる事なり、此ん゜の音の事、もし今を以て證とせば、唯一を今はたッた一といへば、古書にたゞひとつと書るをも、今を證として、古人とても口語にはたッたひとつといひつらめども、つまる音は假字なかりし故に、畧きてたゞひとつとは書る也といひて、よむときはたッたひとつとよむをよしとすべきにや、又ゆかむ かへらむの類を、今はゆこ かへろといふ、是も古書にゆかむ かへらむとあるをも、今を證として、皆ゆこ かへろといふ例によむべきにや、されど書をよむには、今とてもたゞひとつ又ゆかん かへらんとよむならひにて、これに馴たる故にたゞひとつ ゆこ かへろの類は、いやしき言と誰も知るにあらずや、されば此例を以て推て今一段古へにさかのぼりて見よ、中古のゆかん かへらんも、又共に訛にて、本の正しき語には、ゆかむ かへらむといひし事をさとるべし、然るをたとひ書にむかひては、加牟加是とよむとも、書をはなれては、かん風 かみ風とならではいひがたし、かむかぜとは唱へぐるしかるべしと思ふは、後の世の訛に馴たるが故なり、凡てわろき事も、久しく馴たる事は穏に思はれ、馴ぬ事は、よき事も穏ならずおもはるゝ物なるをや、されば後世人のかんかぜなどゝよむを、上古の人の聞きたらむには、返りて甚聞ぐるしく思ふべし、今とても人の名の三郎などをば、さむらうと唱ふれども、さらに聞ぐるしからず、さんらうと唱へたらむは、返て聞ぐるしかるべし、是にて馴たると馴ざるとのけぢめをさとるべし、又万葉にゆかむをゆかも せむ【將爲】をせもなどゝいへる哥あり、これらは今思へばかの牟よりも聞ぐるしきにあらずや、さりとてこれらをば今もん゜とはよまず、字のまゝにもとよむにあらずや、さればむ゜も字のまゝにむとよまむに何事かあらん、又書をはなれても、古言をばみなむと唱へむに何事かあらむ、唱へぐるしく思ふは馴ざるが故なり、但し古言にても、右の類のむ゜は後

世いごく、古へもんと唱へし證據ありや、きかまほし、證例もなき事を、己が心もていひまくるこそ私の甚しきには有ける、

秋 音勾を主とする西の國々に、すらんと呼に一定の字なきは、んは音にあらず、勾なれば也、しかれば御國の單に出たる音には、んの音有べきにあらずといはんに、御國にも上よりの連聲に隨ひて、自然にんの音あるを、其に然るべき字を假わづらひて、牟爾毛等の音の方髴たるを用ひて、其唱るには活用して詠哥せしならんとは、ひたすらに思はるゝ也、

宣 西の國々にても、んは音にあらず、勾なる事勿論也、しかれども御國の音は、難者もいへるごとく、單直なる故に勾といふ物はなし、【長く引ていふは別の事なり】さて連聲にしたがひて、自然にんの音あるは、中古以來音便にくづれたる訛言にして、本の正しき言にはあらず、抑自然の音に古今の異はなければ、今の人にんの音あれば古の人とてもんの音も有つらめども、それは不正の音なるが故に、古へは言語に用ふるをなかりしなり、自然にある音をいはゞ、つまる音、はひふへほの半濁の音、これらも今の人にある音なれば、古への人にも有し事知べし、然れども皆不正の音なる故に、是らは中古までも言語にはをさ〳〵用ひざりしにあらずや、これに准へて、んの音をも思ふべし、自然にある音も、言語に用ると用ひざるとのけぢめある也、もし自然にあるを以て、古への言語にも用ひし證とせば、つまる音はひふへほの半濁の音なども、古への言にもあるべきに、これら一ッもなきはいかに、

右第二條

秋 上古にんの聲ありといふは、其證をも漢字にんの勾あることゝ、吾も元來しか聞とらるゝを、其字を假りて書とぞ、万葉集に語を見とれり、巳黜、告棄、日寛、幣南、佩令可閑、濫也久良三、これらの字音にんの勾なるを明白也、さるを字にては一定の字なき故に、武牟無等の音を假て、其活用には上よりの連聲にて、自然の開口に隨ひ、合其ん其存

べき也、それを悉くにむとのみ唱へむには、開口の妙用文字のために活動する事あたはず、

[宣] 古へは右のてん けん らん なんの類をもてむ けむ らむ なむと、むをさだかに呼しを、それに點兼覽南等の韻の字を書るは、んがむに近き聲なるに依て、借りたる物なり、然借りたる例は、集中にも他書にも多き中に、地名の神なみを甘南とも書る類を思へ、もしんの韻の字を書るを以て、必ずんと呼し證とせば、神なみをも古へはかんなんと呼びとせんか、又右の別れなむなどのなむに菅ノ字を借りても書り、菅は今とてもなむとこそいへ、なんとはいはず、又國名の多爾波に丹波と書れども、和名抄其外の古書には太邇波とこそあれ、たんはといへる事は見えず、これらにても、んの韻の字は近き聲に借りたる物なる事を知べし、さて右のたにはも中昔以來たんばと呼ぶ、是にてんと呼ぶは皆音便に頽れたる訛なる事をも知べし、猶此類いと多し、古書をひらき見てみづからさとるべし、又語の定格、上にこそといへば、下を第四の音にて結び、上をぞなどゝいへば、下を第三の音にてむすぶ、たとへば見む 聞むなど上にこそといへば、見め 聞めといふ類是也、これむとめとは同行の通音にて第三と第四と轉用する也、然るにもし見ん 聞んなどゝいふ時は、んはめと同行の音にあらず、他の例に違ふをや、又開口の妙用文字のために活動する事あたはずといへるも、今の世馴たる所になづみて、古への正しきを思はざるもの也、其よしは下に委く辨ずべし、

右第三條

[秋] 三郎をさむらうとよぶは、字音のうへながら御國の言語の連聲にて、即むとんと互に相通はせて唱べき證の且字は、むを假れる由也、然れども悉くにしか唱ふるにもあらず、唐玄宗を楊妃の李三郎と書たりしを、儒士はりさんらうと讀て、りさむらうとはいはず、又俗の呼名に源三郎といふは、げんざぶらうと唱へて、げんざむらうと呼ぶ人なし、謠曲家の三老女をさんらうぢよと唱るも、皆自然の連聲也、昔の金明軍もこむみやうぐんとは唱ふべし、こむみやうぐむ

は連聲せず、叟が春庵もしゆんあむは連聲すべし、しゆむあむは音聲調ふべからず、

答 これは返て此方より證例に出すべき事ともなるを、難文に出せるは笑ふべき事なり、難者今一度よく思ひて心つかばみづから愧て赤面すべし、いかにといふに、此論はもと神風の類をかむと呼ては唱へぐるしと難じたるを、余が返答に然思ふは、今んとのみとなへなれたる故なり、凡て馴たるとは唱へよく、馴ざるとは唱へぐるしく聞ぐるしく思ふ物なりといひて、其例に三郎をば今もさむらうと呼べども、さらに唱へぐるしからざるにあらずや、これ又然唱へなれたる故也といひしなれば、同じ三ノ字を、かの李三郎ニ老女などの時は、さん夷(エビス)三郎朝比奈ノ三郎などの時は、さむ、源三郎平三郎などの時は、さぶと唱ふ、是皆唱へなれたる故に、いづれも唱へぐるしからず、聞ぐるしからざるにあらずや、右の中にさぶとさむと呼むよりは聞ぐるしかるべき物なるに、それすら聞ぐるしからざるは馴たるのみ也、かくのごとくなる故に、これらは返て此方より證に出すべき事也とはいふ也、されば上古には神風などの神をかむと唱へたらむも、其世に唱へなれ聞なれては、何か唱へぐるしく聞ぐるしきとあらむ、今の世にてもしばらく一兩年がほど、假字のまゝに加牟(ム)加是と唱へならひて試よ、然して後には返てかんと唱るが聞ぐるしかるべきぞ、こは余みづから試て思ひしれるとある也、さておむをかんと唱へ、右三郎をさん共さむ共さぶとも唱へなれたるは、いかにも自然の音便にして、おのづから然唱へなれたるもの也、凡て音を訛り言を誤るも、皆自然の事にて、然訛るべき理有ておのづから然る也、然りといへども、自然の理なればとてその頽れ訛りたるを正しと心得るは、大なるひがことなり、たとへば今の世に大事無(オホゴトナキ)といふ事をだんないといひ、其様(ソノヤウ)なといふ事をそんなといふ類、これらも皆然訛り癖る(タ)とき自然の音韻の理ありておのづからかくいふ也、然れどもそれを正しき唱へとはいかでかいふべき、又南無阿彌陀佛を、俗にはたゞなまみだ佛と唱へ、又かけ念佛とて早く唱る時は、なまいだと唱ふ、これらも自然の音也、今此難者の說の

如くば、此なんまみだ　なまいだをも、自然の連聲として、正しとするにや、神風をかんかぜと唱る類は、南無阿彌陀をなんまみと唱る類と心得べし、然るになんまみは今とても正しく唱る時はなむあみといひて、それをも聞なれたる故、なんまみは訛なりと誰も知るを、神風は後世にかむ風と正しく唱る人なきゆゑに、かん風を正しと心得る也、猶いはゞねもころといふ詞を中古以來はねんごろといひ、なみだを漢籍讀(カンセキヨミ)にはなんだとよむ、もしかの神風の類のん゜を正しとせば、これらもねんごろ　なんだを正しとして、ねもころ　なみだ　は唱へぐるしく連聲せずといはんか、然れどもふ゜などはん゜と唱るとあたはざる故に、ねもころと書るをば、假字のまゝにねもころとよみ、なみだをばなみたとよむにあらずや、然るにたゞむ゜をのみ唱へぐるしとて、假字にそむきて、ん゜を正しとすべきいはれなし、凡てな゜み゜も゜ぬ゜になど、いづれも中古以來音便にくづれてん゜とよぶ語甚多し、そは皆右のねもころの類にて、ん゜とよぶは本語にあらず、頽れたる音なるに、其中にたゞむ゜をのみ本よりん゜と唱へしといふは、み゜も゜ぬ゜に等の例にかなはず、此例のいと多き事をよく思はゞむ゜をん゜と唱るも、同じく訛音なる事をさとるべし、凡て此難者は音便よろしく唱へやすきを自然の連聲相諧の音と心得たる、これ大にひがと也、そはたゞ音便のよろしきに引れて自然と頽れたる物にこそあれ、いかでかそれを正しとはせん、但し悉曇家に音便不音便といふとありて、音便のよろしきかたを取てよぶ事あり、難者これらを思へるにや、外國の語にはさる事もあらめども、皇國の古言にはさる例なし、ねもころは不音便なりとて、ねんごろとは唱へざりき、もし音便なるかたをよしとせば、源ゑもんを、源によむ　平ひやうゑを平べゑと唱る方正しきにや、

右第四條

[秋]旻云、自然の音にも、金石絲竹草木羽毛の音は人の音にあらねば、不正音とすべし、漢土の人も音聲それに似たれば、これ又正しからずとや、糸竹不正の音ならば、人の言語に合奏すべからず、草木いかで神を和め奉らん、上古は言語を糸

竹の音勾に合せて、聲を調へ咏哥せしにあらずや、彼ノ蹈とゞろこす覆槽の音も神樂の聲に叶はで、うたて響かんには、大御神いよゝ深く閉こもらせ玉ふべし、人と物と音勾和諧せず、聞のうたてき物ならば、其始にいかでさるとの出來べき、又風は級戸ノ神の御息とかいふを大呼ましませば、於々の勾あるも、音を引ヶは不正といふや、又物に觸るれば、其物の音と和して響動す、水音の許袁呂〱も、正しからぬ音に、始めて御國は成出たりといはゞいかゞ、糸竹草木の音、禽をも人をも和めまつれるを、一民の已が私なる思慮を以て、不正也といふ共、人信せんやは、海外の國々の人の言語、羽毛に等類すといふも、又私の甚しき者也、かの右往左往を叟か論ぜしごとく、萬國皆音の長きを、御國のいひとへなるか、反て正しからずといはむにはいかゞ、元來ひとへなるが正きといふも、音の長きが不正といふも、叟・人の心にてこそあれ、いづれの國々も、自然に出る聲なれば、何の論なき事也、我尊し他卑しの説は、直き御國魂の

人心ともなし、昔の人はさゝ栗ばかりの言過ちなりけるをや、

答 ○こは余がいへる事をいかに心えて難じたるぞ、大に相違の事也、余はいかでか万物の聲を不正也といはむ、人にして萬物の聲に近きをこそ不正とはいふなれ、抑人は人の音、萬物は萬物の音なれば、其ノ正不正は各々異也、然るを人にして萬物の音に近きは、これ不正にあらずや、萬物にして人の音に近からむも又不正也、たとへば琴を彈ずるに、其聲人の聲に似たらんは、誰か是を正音といはん、たゞに不正なるのみならず、妖怪也、又人の物いふ聲、琴の聲に似たらんも、これと同じ、然れば人の音はいさゝかにても、萬物の音に近きは不正也と知べし、さて又糸竹不正の音ならば人の音聲に同じくして和せむやといふは、音律の諧和しらざる論也、凡て物の和すといふは、異なる物の合して一つになるをいふ、人の音と糸の音と竹の音と、みなおのゝゝ異なる物なるが、合して一つになるを和といふ也、その和すると和せざるとは、其音の正不正にはかゝはることにあらず、人の音も糸竹金石の音も、律合へば皆和す、もし不正は和せず

といはゞ、各物の音相和することなかるべし、糸の音の正は竹にしては不正、竹の音の正は糸にしては不正なればなり、すべて音の正不正と、律の和不和とは、別事にして相あづかることにあらず、又音を引くは不正といふやといへるも、余がいへる意とたがへり、哥などは皆長く引てうたふ物なるを、余いかでか長きを不正といはん、余がいへるは、外國人の音はゆるやかに短く呼事能はず、短く呼ば必末のつまる音となりて、ゆるやかならず、ゆるやかに呼べば、必長く引ッ音になりて正しからず、たとへば阿の音を呼ッに、短く呼べば必ッアッとつまる音になり、ゆるやかに呼べば必ア、と引ッ音になりて、アと正しくは呼ッことあたはず、故に不正とはいふ也、人のいふところの意をよくも考へずして、みだりに難ずるはいかに、万國の人の音皆長しといふも、余が意にあらず、外國にもみな短聲も有、漢國の人聲の類是也、さて余が皇國の音、ひとり皆單にして、外國に異なるを正音也といへるにつきて、難者かの万國左袵の例を引て、万國に異なるを返て不正といはゞいかにといへるも一偏也、凡て事にまれ物にまれ、万國に同しきが正にして、異なるが不正なるもあり、又異なるが正にして、同じきが不正なるもあり、一ぺんには定むべからず、たとへば人の頭も手足も萬國大抵は似たるを、其中にかの手長嶋足長嶋などいふらむ物のやうに、手足のこよなく長きあらば、其長き方を正しとして他の長からぬ國を不正とせむや、これらは他に異なるが不正なるにあらずや、さて又異なるが正しきは即皇國の音聲の如き是也、然れ共これは今難者の主として破する所なれば、しばらくおきて他を以ていはゞ、かけまくもかしこき皇統の無窮に傳はりまして、永く君臣の道の變易なきなど萬國に異なるが正しきにあらずや、もし他に異なるを皆不正といはゞ、是をも不正といはむや、我尊し他卑しといふは、直き御國心ともなしといふも、いみじきひがどなり、尊きを尊しといひ、卑きを卑しといふぞ、直き御國心には有ける、そは本より皇國は父のごとく君の如くにして、外國は子の如く臣のごとくなれは也、然れば君父を尊しとし、臣子を卑しとするに何の論かある、今難者かへて尊き御國に

生れて、その御陰にかくれながら、これを尊む事をしらずして、返て人のこれを尊むをさへにいひ破らむとするは、そも〳〵いかなるまが心ぞや、

右第五條

［秋］半濁を不正音とや、もしん゜の聲は強て字につきてむ゜なりといふも、しばらく從ひなさらん、此半濁におきては固く從べからず、凡言語を打出たらむに、連聲なくては調ふまじき也、半濁といふは清と濁との中間に在て、實に和諧の聲といふべき音也、阿波をも安和と唱へたらむには、何を所因として波と和とを聞分つべきぞとは、いはれたるさまなれど、於眞は其言を別ちて一字を用る也と、さらば於と裏は、唱る口にも聞耳にもさやかに分りて、波の半濁と和とは、何とて呼にも聞にも分りがたきや、偏見を強ていはむとするには如此迫りぬ言も出くるものぞ、成を以ていはゞ共に〳〵方鄙たる音聲ならんか、上古の人はよく唱へ分しなりなどいふべし、是叟が於裏の別ありといふに叶へるにあらずや、又

［宣］まづ半濁とはひふへほを呼ごとくに、脣を彈てしかも清音に呼、音なる事と音考にいへるが如し、此音はたとひ連聲の便にても、いと聞悪しき不正音也、まして連聲ならぬ所をや、故に皇國の古言には此聲はさらにもいはず、連聲の便にていへ共、此音一つもある事なし、凡て余が半濁音といふは、此音の事也、然るに先輩此外にはひふへほを連聲の便にて、わゐうゑをの如く呼をも半濁ともいへり、今釋者のいふ所の半濁も是也、然れ共これは半濁といふべきものにあらず、もし是を半濁といはゞ、音便にあらざるわゐうゑをも、すべて半濁聲といふべし、然れ共わゐうゑをは十行の中の一行なれば、清音にして半濁といふべきいはれなし、然るを外國にては是を半濁とする事あるによりて、猶く音便のかな先輩もしか稱したるなるべけれ共、皇國にては此音を半濁とはいひがたし、さて右に余がいへる半濁は甚不正の音也、其わゐうゑをの如く呼は、音は不正にあらざれ共、はひふへほを音便にてわゐうゑをのごとく呼は、古言の正しき音

にあらざるなり、然るに今難者は此二種を混じて、余が半濁といへるを、此音便のわゐうゑをへも係て心得たるは違へり、於と衰とは口にも耳にも分りたるに、波の半濁と和とは何とて分らざりしやといへるは、撥音の連聲の波行の音を、今と同じく上古にも必わ行の音の如く呼しごとく心得居る故に、かゝるひがことあり、凡て上古には阿波をあわと唱るが如き、連用の音便はさらになかりしことにて、本音のまゝに、はと唱へたれば、何ぞ別に半濁の音といふ物あらむ、【こゝに半濁といふは、姑く難者の稱するところに從ひていふ也、實は是は半濁といふべき物にはあらざる事上に辨じたるがごとし、見む人あやしむ事なかれ、下なるも同じ、】既に半濁の唱へなきうへは、わと分る分らざるの論はなき事也、於と衰と別ありしは此類にあらず、於衰の別は假字二ツあるを以て知べし、波行の音を和行ノ音に呼ブ事は、波の外に別に其假字なければ、中古以來の訛なる事明らけし、もし上古にも今の如く唱へたらむには、阿波などゝは書ずして、阿和と書べきを也、たとひ此半濁は和とはいさゝかの異はあり共、波よりは近きに、その近き和を書ずして、遠き波を書べきよしあらんやは、是にて上古には此半濁の音なかりし事をさとるべし、然るを上古にもこれ有といふは、今の世の呼ブこころを準として、闇推にいふのみ也、猶いはゞおこをこは、後世には其音混じて分りがたきほどのいさゝかの差なるに、それすら假字を二ツに書分けたるほどなれば、もし此半濁音あらむには必是をも書分ベきに、別に此半濁の假字とては無きを以て、上古には決してこれなかりしことをさとるべし、

右第六條

〔秋〕魚の名に鱓と蝦は共に衣比と書、草木に櫟子覆盆子は共に伊知比と書、此類清濁半濁の動用なくば、其分なかるべし、これら文字の名をさながらに呼ては、言語の用をなすことあたはざるべし、又淡を阿波、沫を阿和、延を波閇、榮を波衣、堪を多閇、絶を多衣の類は、歌ふには同じからんを、かく書替しは音の用にはあらで、事物を分るために書分たり

といはど如何、書契東しては是を採はやしつゝ、はやくに漢土の利便を羨みて、これらの法則をも設けしもの歟、彼土に
は後々の人、文字を合せて事物をさとらしむる事あり、其例は莫の字に日を合せて日没をしらせ、馬を合せて白駒とし
らす類あまた見えたり、是も日莫塗遥と言をなせば、よく聞えたるを、只一字にてしらさんとするが、後人の意也、是
御門の言語を得て其意は知らるゝとあるを、古意ナルベク思ヘルと云は此謬也、万葉集の東人が哥など、音句は通ふ
とも其一首の意を得ずば聞得べからず、阿母志々といひて、父母ならんとは、當時の宮人も心得べからずや、波裕波
母と云ては、春哉にや聞まがへん、針哉とはふとは思ひよらじものを、それも一首の意を得ては、其物其事とさとら
るゝにあらずや、もし此事義の相當らずとも、成が浅學以て推究めず、且他人を教示せざれば改むとも又たやすき事
也、叟が梓行のすゞろき業は、俄に械立なほすべき術もなかるべし、

言 清濁の分は上古より有て假字をも書分たれば、鱓と蝦とはまぎるゝ事となし、又櫟はいちひ覆盆子はいちごなれば何の
まぎるゝこともあらん、此ことをこゝに出せる、難者の麁忽也、されど論意にはあづからず、他の物にかへても同じ事
なれば也、畢竟難者の意は清濁半濁の分ちなくては分りがたしといふ也、是大きなるひが言也、まづ清濁は假字を用
ひ分たれば論なし、彼等の音便の半濁は上古にこれなかりしと、前條にいへるがごとし、さて其半濁はなしといへども、
言語の用をなすに、何のとかく事あらむ、其言の意は上下の語によりて分るゝこと、難者みづからもいへるにあらず
や、もし此半濁なくては、言の差別なからんといはゞ、箸橋端などは何を以て分んとする、但しこれらは猶其語の
上の下のを以ても分べけれども、神髪紙などは語の上の下のまで全く同じくして、いさゝかも違なけれども、混ずる
となかりしをや、然るに液をはあれば、凍をばあれと書たるを、事物を分んためと云は、いといと可笑くこそ、然らば
川と皮、道と路などは何とて書分けざるぞや、よしやこれらも皆、川はかは皮はかは直はなほ猶はなほとやうに書分る

にもせよ、そはたゞ波行和行の音の言のみのことなれば、何の益もなきいたづらごと也、もし事物を分むために、書分ることならば、此例を以て、同音の言は十行の音と〲く書分けずば有べからず、十行の音と〲くとは、たとへば天雨雲蛛霍(サ行)下立絶(タ行)　頷糖恭腥(ナ行ヌカヌカハ行)松待(マ行)守漏闇止(ヤ行)　我輪(ワ行ツワ)かやうの類、同音の言みな書分ずば何の益かあらん、

右第七條

［秋］曳が假字の論定に、婆は全濁也といへり、然れども婆を半濁に用ひたるも見えたり、古事記の哥に、阿里加用婆勢、邇祁婆那久、伞那美流登伎婆、日本紀にも、倶婆絶謎鳴、那備婆陛武岐底、万葉にも、君之當婆、氏甲丘を氏流婆、これら婆をたゞに濁りては何ともなき言也、これ上古に半濁の聲有し證也、凡て假字は清字をも、全濁又は半濁にも唱へ、又全濁をも、たま〱には清て唱るあり、猶假名の清濁雜せるを、古書に探り出ば其限あるべからず、曳が私なる耳には、半濁は朦朧の音に聞なさるゝにや、成が私なる耳には清濁の中間に有て、和諧の聲とこそ聞ゆれ、所詮書に依て、眼は千歳をわたれ共、耳は是に從ふとあたはず、さるを書に依て說を立、文字ひとつ〱の正しく、御國の言にあたれるや否やをしらず、字のみに附て自然の音を不正ともいふは如何、彼悉曇家にはう゚とむ゚との中間にん゚の勾あるを、不正とはいはざるよし也、因て思ふに、言靈のうへの事は口舌に隨て定むべし、口舌に隨て定むるを私意臆說なと云は、返て漢土魂の字學者とかいふべきものぞ、音聲の委しきは悉曇家に過たるはなし、彼を以て漢土又御國の音勾を說んも、悉くには當るべからず、其悉ゥにあたらぬが自然にこそあらめ、往古の書にん゚の形なきは其字無きによりて也、さるから武爾毛等の音の方彿ぜるを假りて記し來れるを、いと心ゆかぬものにて、中世に誰か造りなして、ん゚の形を以て、自然の音を扶けなせる活用の手段也、それも殊に新字を設けて造れるにあらず、平假字にはに゚をん゚と文なし、片かなには二゚をん゚と文なしつゝ、共に筆尾をはねて其勾を知らせたる物也、梵には是らを變躰といふ、それに

やならひけん、凡事物を見聞に上古とだへに宜しく、後より造りなせしは皆あしきにあらず、後に補足して利あるあり害あるあり、一概になづむべからず、さるは言語は、昔によりて證例をとり活用を口舌に合せて考へむものか、字例のみに拘泥して他人を鴃舌に教ふべからず、

宣長云、古事記の哥共の中に、波を後世和の如く唱へて半濁と称する者、都て百六十あまりあり、其内百四十あまりは皆清音の波ノ字を書て、濁音の婆ノ字を書るはわづかに十四ならでは見えず、其十四の内も六七は、他本には波に作りて、残りたゞ七八也、余古寫本を三四本校合せる所有のごとし、然れば今三四本も別本を校合せば、かの七ッ八ッも波に作れる本あるべく、婆は後の誤寫なる事明らけし、波と婆とは、互につねに誤れる事此外も多し、たとひこれ寫誤にはあらざるにもせよ、百六十あまりの中に、わづかに七八あるかを執へて必半濁有し證也といはゞ、其餘百四十あまりの波を書る所をば何とかいはん、もし半濁といふ音有て、其假字を書分しほどならば、百六十あまりの者悉く婆を書べき也、そのうへ記中に朱櫻(ハヽカ)を婆々迦と書る、これは連聲にあらず、わゝかと讀べき所にはあらぬをや、又通れを杼富禮と書る所有、これらは清音によむべき所にして、決して濁るべき所にあらず、又右の婆々迦も決して半濁によむべき所にあらざれば寫誤歟、もし寫誤にあらずば杼富禮と同例の違なり、然ればかのまれ〳〵に清音の所に婆と書るも、皆其例にて寫誤にあらずば違也、今違といふは日本紀万葉にもあまたあり、そは惣じて清濁の假字をよく書分たる中に、所々清音の所に濁音の字をかけるも多し、然りとて清濁分らずといひがたし、惣じてはよく書分たるに、まれに違へるがある也、さてその違なる方を執へて、凡清濁分わかずとはいふべきにもあらず、これたとへば櫻の花は必春咲ものなるを、たま〳〵にはかへり花とかいひて、秋などにも咲事あり、これは違也、且には非ず、然るに今難者のかの婆を書るを半濁ありし證也といふは、此櫻の秋の返り花を見て、櫻は秋咲もの也といはんがごとし、又もし果して波行に

此半濁有て、濁音の假字を用るならば婆一つには限るべからず、ひ゜ふ゜へ゜ほ゜にも音便半濁の所には濁音の毗夫倍煩を書る所あるべき事なるに、其例一つも見えず、五音の中に波の一音のみに限りて、半濁を書分たらんもいと可笑き事ならずや、たゞ古事記に、遂にを都毘備と書るあれども、是又いと多きが中のたゞ一つなれば疑也、さて難音の書によりて、眼は千歳にわたれ共耳は是に從ふことあたはずといへる、まことに耳は千歳の上にわたりて上古の音を聞ことあたはずといへども、幸に假字といふ物あれば、眼を以て是を得べし、抑眼の得る所は耳の聞所に及ばずといへども、上古の音今耳に聞ゆべき由なければ、假字によりて得るより外の術なし、かくて音を得ることにおきて、假名は漢國にて字音を論ずる比にあらず、はるかにまさりて殆ど耳に聞ゆに髣髴たり、其よしは三音考に委くいへるが如し、されば假字の事は漢國にて音を論ずる例を以てこれを論ずべきにあらず、然るに今難者假字を信ぜずして、たゞに己が口舌を以て上古の音を定めむとするは、私の甚しきもの也、口舌は便にひかれてうつりゆく物なれば、準としがたし、もし今の世の人の口舌を以て定めば、上にいへるねもころもねんごろを正しとすべし、たには もたんばを正しとすべし、大事ないもだんないを正しとすべし、そのやうな 此やうなもそんな こんなを正しとすべし、然れどもこれらみな後に音便に頽れたる言とは、難者もしるべきに、ひとり神風の類をのみ、ん゜と唱るを正しと心えたるはいかにぞや、かんかぜの類も、かのねんごろの類にて、音便に頽れたる物なるをさとらずして、猶口舌に隨ひて正不正を定むるは、馴たるに溺れて、其訛なる事をえさとらざるなり、これたとへば上古にかむかぜと呼しは、衣冠正しくして座せるが如く、後世にかんかぜと呼ぶは平服にして臥たるがごとし、平服にして臥たるは、甚安佚にして心よけれども、何ぞこれを正しとせむ、抑古への人はつねに頭には烏帽子をはなつことなく、下賤のものまでも、ほと〳〵に身には上の衣をもきてありつれ共、つねに馴てはさのみ窮屈也とも思はざりけん、其如くかむかぜと呼ともさのみ口舌の便あしくも思はざりけん

ふ、今學者これをいぶかるは、今の世頭に物をもかぶらず、身にうへの衣をも着ずして、たゞかんかぜの不服なるにのみ馴たるが故なり、かくてその安佚なるをよしと思ひて、返りて其不服を正しといふは僻見にあらずして何ぞ、さて悉曇家にうとむとの中間にんの音あるは、凡て外國の音はもとより不正なれば也、余既に外國の音不正とするうへは、是はこゝに引べき事かは、んを不正の音とせざるを以て、其國の音の不正なることをさとるべし、古書にんの形なきは其字なきによりてなり、さるから武爾毛等の字を假りて記し來れりといふも非也、もしんの音に當べき字なくばそれに近き音の字を假りて、必ずんに用る假字と別に定めおくべきことなるに、何れの古書にもんの假字とて定まれるはなし、假字は凡て正しく其字の音のまゝに用ひたるはすくなし、多くは近き音を假て、延ぞへ、哀速をを、略をば、略をさに用たるがごとし、しかればんの音あらば、それにも或は云因などの字を借りて、んの假字に定めおくべき事也、然るにんの假字なきは其字のなき故にはあらず、古言に其音なかりし故也、日本紀などは、一字を二音三音にも兼用ひたれども、古事記の假字は一字はたゞ一定の用ひて、二音三音に兼用ひたる例一もなきに、亦そのみなむこんに兼用ふべきよしなし、記中假字二音兼用の例なき此一を以ても、難者の說の非なる事を知るべし、上古の事悉くに宜しくして、後に違のなせるはみなあしきにあらずといへる、是守論のことなり、余がつねにいふは、後世の事はみなあしきにはあらず、たゞ上古の事を後世を以て說くを悪しとはいふなり、上古は上古によりて說べき也、後世の事は後世に從はんも何ぞあしからん、故に詞の上の緒などには、後世んと呼ぶ韻はそのまゝんを用ひたるを、これを以て萬ず思ひわたすべし、又呼んぎかんの韻のんなど、上古を論ずる時は、決してむにといでんには非されども、今時は韻目年も馴たる事故、余とてもとなへむとは呼ことあたはず、常には混むべきにはあらざるなり。

右第六條

〔秋〕或人々はあいうえのをはお也、わるうえのおはを也とて、位置をかへて、おをを端とし、をを奥とす云々、いぬゐぬの通ひを何とかいふべき、そのうへ、大は必おといひ、小は必をといふに、おは重く、をは輕きとわり又たがへり、云々

〔宣〕先年尾張の名兒屋の田中道麻呂といふ人、己がおをの所屬を改めたる說を聞て、たちどころに舊來の誤りをさとり、大に感服していはく、いぬゐぬとをちこちあちこちとの通ひはあれど、これらは何か妨ゝんとて、卽其時に來て門人となれり、此道麻呂はこれらは妨なきことをよく解りたるものなり、然るに今難者のこれらになづみて猶疑ひたるは、いと心鈍しといはん、いかにとなれば、あ行わ行はもとより通ふ音なれば、など通ふ言なからむ、もしこれらに滯りて、おをの所屬を疑はゞ、われとあれ、わかつとあかつと通へば、あとわとの所屬をも疑ふべきにや、此外もあ行わ行わ行通ふ例は猶多し、然ればいぬゐぬなどもあれわれの類とせんに何事かあらむ、又大はお、小はをなるを以て、音の輕重をいふもひがと也、凡て言語の意の輕重と、その音の輕重とは別なる物にて、さらに相あづからぬ事也、されば言の意は大は重く、小は輕けれども、そは其言の音の輕重にはかゝはらず、たとへば、岩は甚重き物なれ共、いはは甚輕き音也、綿は甚輕き物なれども、わは甚重き音也、又かのあれとわれとの如きも、音には輕重あれ共、言の意には輕重の異あることなし、大かたこれらにても意の輕重と音の輕重とは相あづからぬ事をさとるべし、かくてあ行は必おにて輕く、わ行はをにて重き事は明證とも多きを、既に字音かなづかひに出せるがごとし、猶何をうたがひて定めかねたるぞや、さて事のついでにいはん、先輩おたぎとあたごを言の通ふ例の如く思はれためれども、精しからず、おたぎの郡をあたごの郡といへる事もなく、あたご山をおたぎ山といへる事もなければ、言の通ふ例にあらず、こはたゞ愛宕の字音を通はし用ひたるのみ也、凡て地名の假字にはかゝる例いと多し、こは事のついでにおどろかしおくのみなり、

〔秋〕あいうえをの位置を改められし事、古言を說に益ありて聞ゆ、或人のいぬゐぬあちこちをちこちを以て問れしに、

御辯なきにあらねば、前のごとくいへるものゝ、實には於喜の所屬を改められしこと、畢竟不二谷成章の功少からず、思ふに左に右に音の通ふと通はぬは、自然の理義なれば、尾張人の是のみ害なしといふにはあらで、理義のゆきあはぬも大らかに見過さんに、深き害もあるまじき事也、又おたぎとおたごの別なると承りぬ、是は然るべきことわりなりかし、

宣 尾張人の云々といへる何事にか、ともわり聞えがたし、

右第九條

秋 御問の大をおほ小ををに分ち給へるは、證例もたしかなれば推戴きぬべし、おとのみは畧言なるを、師の輕重を以ていはれしは從ひがたし、言語は連聲に隨ひて重くも輕くも活用するを、一言の輕重をいふは漢の字例に似て、御國の言語にはあらじ、

宣 言語は連聲に隨ひて重くも輕くも活用すとは、たとへば山川谷川(ヤマガハタニガハ)などいふときは、山谷は輕く川は重し、川舟川獺などいふ時は、舟獺が重くして川は輕し、此類をいへるにや、然らばよろし、然れどもかやうなるを、連聲といふ物にはあらず、連言なるに連聲といへるは、右の類にはあらざるか、おぼつかなし、

右第十條

秋 淺(アサ)と淡(アハ)と云々

宣 これらの類、上古には、淡は口語にもあはと唱へて、今のごとくあわとは唱へず、然るを淡沫ともにあわと唱へて別なきは、後世音便の訛なり、是又今の世にいひなれたるに泥みて、古へを推すべからず、もし淡も古へよりあわと唱へたらむには、文字なかりし代には、沫と全く同言なるべければ、假字を定むる時に何をより所にはとわとは別(ワカ)つべきぞ、凡て假字の別あるは、もとよりの口語に別ありし故なり、もし口語に別なからむには、何の由にかはわづらはし

く假字を別つべき、

右第十一條

【秋】みなそこふおみのをとめ、こは上よりつゞく言がらにて、臣のお魚のをのわきなく魚とつゞけさせ給へりけむ、云々

【宣】此說のごとくにてはおを分ちなく混ぜり、古へはあとわとは通へる例あれども、おとをと通はしいへる例はあることなし、

【秋】みなそこふのふの音を引けばうの勾生ずるによりて、臣のお卽魚のをと聞しらるべし、云々

【宣】こは己が考へとはいとよく似たり、但し上田氏はおをの所屬舊說を用る趣なれば、舊說にてはおは卽うをなれば、ふの音を引くといふ事無用の論なり、己が考へは、凡て上古の哥は皆うたひたるものなれば、ふを長く引てうたふ時は、ふうとなり、猶長くひけばふううとなるを、おへつゞくれば、卽ふうをとなる也、をは上にうを帶たる音にてうおなれば也、

みなそこふ ─ 引韵
みなそゝぐ ─ うう ─ おみ 臣
魚 ─ を

□をはうおなると字音かなづかひにいへるがごとし、

かくいへば事むつかしくくだ〳〵しきやうなれども、これ自然の音調なり、他にも例あり、万葉などにやすみしゝわごおほきみとよめるは、かお約まりてごとなり、其ごを引ばごおとなる故也、

わがおほきみ　わご─おほきみ
　　　　　　　おはごの引韻也

右のごとくなる故に、吾(ワガ)をわごといへるは、下おほきみとつゞける所に限れることにて、外には例なし、吾の松原の吾をあごとよむは誤なり、こは別に考へあり、

秋 みなそゝぐ、みなそこふの冠辭猶疑あり、加茂翁の考にもみなそゝぐの解なし、御間によりてしかも意得へし、又叟の説も一に用ふべし、社友猶是には異なる考へも有べき歟といへり、

右第十二條

秋 我社友磯貞今路、頃日浪花に寄たり、一夜談こゝに及ぶ、今路云此度の論中に、んの勾を辨ぜんとて、たゞたなどいふ俗言を以ていはるゝは、叟の説しばらくこゝに完したるに似たり、元来ん等は吐聲の連聲、ゞ等は吸聲の連聲と分別明らかなるを、熟々古書を考へるに、吐聲吸聲に雅俗を分ち、其吸聲は哥辭の雅なるには、假にも用ひず、郡名郷名等には雅俗紛雑せるも有と見えたり、されど万葉集以往の書に俗語とて傳はれるものあらざれば、和名抄より以下今日に至りて、其分別あることを知べき也、此例左大臣の中には南大臣と孫國と相似たる物あり、所謂ん等とたこふ説ゝて論ずべきにあらず、又ゆかむをゆかんと呼、ゆかふと轉じ、ゆこと約まるの類、三郎をさぶらうと呼ずしてさむらうといふ等は、其故縁明らけ也、規矩を正してうまく計らんに事紛るべからず、

宣 余がさきにんの論に俗言のたゞたといふ事を出せるは、後世の誤言の傍例に出せるのみなれば、吐聲吸聲のさたには及はぬ事なり、其うへ吐聲吸聲を以て雅俗を分つはひがと也、五十音の中にうくすつ等の十音は吸聲にあらずや、もし吸聲果して俗ならば、哥の辭などに此十音を避ざるはいかに、但磯貞氏が今云ところはたゞ急促る音便のみの事にてうくすつ等にはわたらずとおしはからるれども、吐聲吸聲に雅俗を分つといへるはいひざまの違へるにや、さは其磯貞氏が論の大意は、んの連聲は雅なる故に上古よりこれあり、急促る連聲は俗なる故に古へはなし、然れば俗言のたゞたを以てんの例には取がたしといへる、これ一わたりはいはれたるに似たれ共、これはたゞ此二の間にてくらべ見る時こそ、急促音は殊に俗にしてんは俗ならざるが如くなれ、諸の音の中へおし出していふときは、二つ共に不正の

音也、其例をいはゞ、水中へ物の落入るさまをいふに、中古迄の雅言にはつぶりとおちいるといへるを、今の俗言にはづんぶり共づっぷり共いふ、然るに麗波氏の論の如くば、是もづんぶりはなほ雅言也といはんか、又かの唯を俗言にはたったともいひたんだ共いふ、是もたったは俗也たんだは雅也といはんか、これらにても吐聲雅也吸聲俗也といふ論のあたらぬ事をさとるべし、これたとへば、乞食と町人とをくらべ云ときは町人は賤しからされ共、貴人のうへより見る時は、共に賤きが如し、然るを今麗波氏がん。の音を俗ならずと思ふは、町人の町人を賤しからずと思ふがごとく、もし上古にさかのぼりて貴人のうへより見ば、その共に賤しき事を知らぬものぞ、

右第十三條

[秋] 又云【今道云也】ん。と讀に證例ありやとならば、む。と讀たりといふも又證なしといはゞいふべし、兒の言の如く、口は千歳を度れども耳は是に從ふ事あたはざれば、たゞ當然の理を究めて、口耳に試むべき他に術なし、彼聖の古書をよむは、一ッ〳〵の文字を見て、それに一ッ〳〵の名を呼連ねて、これ古への言也と偏に心得たるものなり、いとしもたやすき術なるべし、抑言語を物に書しるして其意を示さんとて、文字といふ死物を連ねて、其活用をなすなれば、千歳の上下里の外といへども、其文字を見て今の口に唱へ今の耳に聞取て、事の理義を得る也、されば其死物を見て其活用をなさんに術なくてやは有べき、其術は音勾を正すにあり、其音勾を正さん事は其音勾の因て來る所をしるにあり、其因て來る所を知らん事は、人々の喉舌牙齒脣等にあり、其喉舌牙齒脣等の活動を以て、古今言語の精微を探るも必法則によらざれば、其正しきを得べからず、叟云はずや、阿等の五音相拗て三行を分生すと、是則喉音を辨ぜん第一則也、されば五音既に三行をなせば、余の七行も因て來る所なからんやは、必因りて來る所ある也、歴乞其七行をなさんには必ん。の勾なかるべからず、ん。の勾なきときは、十行備らず、然のみならずん。の勾なきときは、諸の舌音に

濁音をなす事あたはず、是、道が當然の理を以て古言にんの聲ある事を察する故也、たゞんの勾に一定の形なき事は、印度支那共に然也、かしこにも又當然の理を以て辨へ知るのみ、

宣 むと讀たりといふも證なしとはいかゞ、牟武等の假字を以證とすべし、何ぞ證なしといふことを得む、これらの字むにあらずして何とかよまむ、すべて假字をはなれて古言の音を知るべき術なし、然るか當然の理を究めて己が口耳に試み定めむは、漢國宋儒の學にして、皇朝古學の意と天地懸隔せり、當然の理は何を準として定むべきぞ、たゞ己が心を以て究むる外なし、己が心を以て定むるは皆私也、又こゝにいへる死物活用の論も大に違へること也、いかにといふに、まづ活用する所は言語にこそあれ、音には非ず、音は死物也、假字も又死物也、假名はたゞ音を記するものなれば也、さて其死物の音又死物の假字をつらねて言語となりたる所に活用はある也、然れば活用は假字にはあづかることなし、もし其死物の假字を活用するときは、返りてつらねたる言語の活用を誤ることあり、抑假字は死物なるが故によくつらねたる言語の活用をなす物也、然るをもとより活用する時は返て活用をなす事あたはず、たとへば日本紀の假字は、一字を二音三音にも通用したる故につらねたる言語にまぎらはしき事多き、是は通用といふものにて、活用とは異なれ共、活用して返て言語を誤るもこれに准てさとるべし、たとへば咬齒といふ言を山牟波と書たられを見て、其論旨の讀のごとく口音に試み連聲の法を以活用して、牟をんとよみ、波を半濁してかんぱとよまば、返て何事共分れざるべし、但し牟を加牟師岐と書るが如き、牟はんとよまずば咬水嶽にまぎるべしと思ふべけれども、凡て同音異義の言語は、いとも多き皆、上下の語によりて分るゝ事にて、假字の活用を待ずともよし、もしこれらを混るべしといはゞ、かの[illegible]疑紙ときの假字をいかに活用して分むとする、又んの勾なきことは上古備にあらず云々、此論は[illegible]貢氏みづから口音に[illegible]、誤ていへるか、稀音娶家に此類の証多ければ、其誰有ていへるか、今たゞ[illegible]ことらには覺えず、たとひ音義等に此説あ

るにもあれ、外國の音は異なる事多ければ、彼を例として皇國の正音を論ずべきにあらず、皇國の五十の正音にはんの勾有事なし、此勾なしといへども、何ぞ音をなす事あたはざらむ、但し此論の如く音の因て出る所を稱くいはゞ、五十音皆いさゝか鼻にふるゝ事有とはいふべし、然れども其ふるゝ所はたゞいさゝかなる故に、顯れたる鼻音はなし、又十行の内其音により清濁によりて鼻にふるゝとの多少のけぢめもあるべけれども、そのきさといへども、なほいささかのとなり、然るにんは是全く鼻より出て口にふれず不正の聲なれば、五十音にいかでか此不正の勾を帶む、諸の音いさゝか鼻にふるゝことあるを以て、強て是をんの勾也といふ共、そはたゞいさゝか觸るゝのみにこそあれ、顯はれたる鼻聲もなく、ましてんの勾もなければ、いかでか上古の言にんの音ありといふ證にはなるべきぞ、抑人には鼻も有て、其鼻より出るんの聲ももとより人皆具したる物なれば、上古の人とても、んの聲もおのづからありしことは何ぞ疑はむ、然れども言語は口より出す物にこそあれ、鼻より出すべき物にあらざるが故に、んは言語には用る事なかりし也、皇國の音聲言語の万國にすぐれて正しき事、是を以ても知べし、然るに外國の不正なる音を例證として、皇國の正しき音を論ずるは何事ぞや、上古の言語にんの音なきは、これたとへば人の身にはみな陰所あれども、是をあらはして見苦しき故に、衣のしたに猶特鼻褌をもして顯はすことなきがごとし、しかるを外國人の音にんの勾の多きは、かの陰所を隱しおほはず顯にしてありくが如し、かくて今礪波氏のんの勾を論ずるは、陰所の人の身に必ず具すべき理にて、人毎にこれある物なれば、何ぞ見苦しき事あらん、たゞ顯にすることそよけれといはんが如し、

右第十四條

〔秋〕又云【今道云也】みなそこふの説は、理におきて最然るべし、是はた於袁の所屬を改正せられたる功といふべし、猶一二他の例を得てきかば、いかに嬉しからまし、今頓に思ひあたらず、但し字音かなづかひに云、皇朝にて拗音を用

ることゝ決してなしと説たるは、こゝにあたらずかし、

宣 これらをうちまかせて拗音と心えたるは精しからず、拗音とはきや しや しゆ きゆ くわなどの類の音をいふ、かくのごとき音は皇國の古言には一つも有事なし、みなそこふおみのつゞきを余が説るは、たとふの音を長く延べ、うおの二音を約めたるものなり、凡て音を延べも約めもするとはいと多し、是何ぞうちまかせて拗音ならん、余がわ行わ行は拗音なりといへるは、其音の元をさとさんためにいへる也、其音をさしてたゞに拗音也といふ意にはあらず、此二行の音も其躰は直音なり、故に五十の中に在て古言にも用ひたり、今例をあげて是をさとさば、古言に吾家を和岐閇といへるが如きは、賀伊を約めて岐となれる也、然れば其岐の本は拗音なれ其岐をさして拗音とはいひがたく、又此和岐閇の岐の音につきて其本を説くときは、賀伊は拗音なれ其然りとてうちまかせて、賀伊を拗音とはいふべからず、賀は吾の賀にて伊は家の伊にて本より別なれば也、是に准へてみなぞこふおみのつゞきをも心得べし、

右第十五條

秘 又云【今道云也】やすみしゝわご大君はわがおのがお約まりてわご大君となるといふ、是は上のふゝおの例とは同じからず、是を見れば皇の古言を読はいまだ法則備はらざるに似たり、上のふゝおは、音韻出沒の法にて、今は沒とすべし、下のごおほは連聲合呼の法とすべし、是則皇風をかむかぜと書てかんかぜと連聲すべき音例に同類すべし、法には不音便の連聲といふ、こゝもわがおほきみなるを吾輩大君と書し、他に我大王と書たるも今のとごとおほきと合呼すべきを示す書例也、是ぞ上古より連聲の例を傳へたる明證なる、是ぞ文字をさながらに讀まむき所以なりける、心を平らかにして熟く思ふべきなりと云々、今道は此音韻の學術を具て、御國の古言を読むの志ありて年月に思ひわたれる人なり、是は歳ごいまだ學び得ぬ術なれば、其可否を辯すべきにあらず、依て彼人の言のまゝをこゝに書記て見せ

まつる也あなかしこ、花押

［宣］さきに余がわごおほきみといふを例に出せるは、たゞ音を延べ約ぶる例をいへるなれば、何ぞ出没の法と合呼の法との差にはかゝはるべきぞ、かゝる法を論ずるは無用の辨にてさらに當らぬ事なり、此はいづれにても同じ事也、鵜波氏のやゝもすれば、悉曇家韻學家の法を引出て論ぜる、かやうに彼の法どもになづみ拘はりては、大に古言の義を誤る事多し、あはれむべし〳〵、他に我大王と書たるをも今のごとくごおほと合呼すべきを示す書例なりとや、此說の如く、我大王をば必連聲合呼の法にて、いづれをも皆わごおほきみと唱ることゝ思へるにや、もし然らば古事記の哥などには、みな和賀意富岐美(ワガオホキミ)とのみ有て、和期(ワゴ)と書るは一ッもなきをばいかにとかする、連聲合呼の法ぞ音便不音便ぞなどとくどくしげにいへるとの當らざる事此一ッにてさとるべし、又此一ッを以てかの當然の理を究めて定むといふが大なる私にて、古意にかなはざる事をもさとるべし、當然の理を以て定めたる事はかくのごとき相違のある物ぞかし、鵜波氏かの万葉などに和期と書るをのみ執へて、是ぞ文字をさながらには讀まじき所因なるとかしこげにいへれ共、もし必わごと唱ることならば、古事記などにもたゞ和期とこそ書べけれ、ごとよむべき所をいかでか賀とは書べき、但し此論者の說の如く文字をさながらにはよまぬ法ならば、賀(ガ)と書るをも當然の㸔を究めてごとよむべきにや、笑ふべし〳〵、さやうの甚しき私ごとは有べくもあらず、古へにはわが大君ともいづれにもいへる也、其中にわごといへる方を合呼の法也といはむはさることなるを、其法を主として、いづれをも此法のごとくよめといふは私の强(シヒ)ごとなるをや、今道は此音韻の學術を以て御國の古言を說むの志ありとや、おぼつかなし〳〵、凡て古言を解するに異國の悉曇又音韻家などの術をまじふるには、大に心えある事也、そはまづ皇國と外國とは、音勺言語の趣同じき所と異なる所とのあれば、其同じき所にあたりては、彼異國の術を以て得る事もあり、其異なる所にあたりては、彼ノ術によりては又大に失ふ事

きあるなり、然るに今難波氏が上件の論共を見るに、あたらぬ事ども、ひたすら彼の術にあてゝ解せんとするもの也、かやうにてはたゞ失ふとのみにて得るとはあるべくもあらず、これ他なし、此と彼との異同をもわきまへずして、ひたぶるにかの法を以て解せんとするが故なり、かくのごとくにては彼ノ法術によりて大に古言を誤るべき物なり、いよいよ學ばゝいよ〳〵違ふべし、あなかしこ、余が此辨によりてすみやかに開悟せば幸甚々々、

天明七年正月　　　　宣長

右第十六條終

【宣】さきつころ見せ玉ひし往々笑解とかいふ物に、宣長があらはせる馭戎慨言を評せし論、皆例のなまさかしき漢意にて、普通の學者のつねにいひあへることゝもは、みゝなればさらにめづらしからず、みづから漢意にあらずと思ふ人も、猶その染付たる漢意は去りがたき物也けり、かにかくに此からごゝろの清くさらぬほどは、皇國の古意は得がたかるべし、あなかしこ、

八月廿日　　　　宣長

菊家ぬし

○往々笑解は上田秋成が作也、

呵刈葭　下

鈐狂人上田秋成評同辨

［秋］狂人鉗せらるゝ共反て其罪に伏せざるべし、しばらく此鐵索を放べ、他日本心を待て再糺問せんもの歟、今は是を已るに忍びず、代りて其一二を陳せむとす、唯恐らくは已連索せられむとを、大人希くは哀憐を垂よ、神武紀に載たる年數を不足論といふは、誠に狂人の銜レテ口ヲ發する僭言也、大古の事蹟の靈奇なる誰か其理を究むべき、大凡天地内の事悉皆不可測ならぬはあらず、心偏ならぬ人は、大古の靈奇なる傳説疑ふべからず、天地の無究なる大理も意得べし、其靈奇なる事蹟を傳ふる古言にも、物數に於ては大神たちを現に幾柱と稱すこと、二名洲三子洲の類、或は斬、偽ニ三段等のほかには、大八洲國、八百萬神、五百箇磐石、千頭、百机、八千矛神、八重垣、八尋鳥等の數をいふは、すべて多數の義にて、手指以て算べきにはあらぬを、此年曆の無量廣大なるを、今日の人の所爲めきて算へつめしは如何ぞやとおほゆ、今も邊國の山中には淳朴野の民大古に方弗せりとや、其人民等は別に子孫を計らねども、自然に長久なるべければ、財を貯ふる利欲なし、然ば思慮に渉らねば態となる疾も患ふべからず、設けずしてよく生を養ひ、天年を以て終るなり、其生涯耕織の業に依て寒暑に時の移るを計れども、己がよはひを算へつむる勤は有べからず、又大都近き田舍にても、予が寓居せし加島といふ里に一老嫗ありしが、隣人これが齢をば今年百十八歳になれりといふ、又一人は百廿五歳になれりといふ、かくいふ人々は傳説のみにて、己齢を同じくせざれば、分明の事にあらず、仍て老嫗に問へば、今は百歳を超ぬらんとばかり答へぬ、其頃までも猶耄せず、紡績怠ることなきが、往事を談るには凡五

六十年來の事を、今や二十年ばかりあなたにも成ぬらむなどいふ、其言いかにも大やうにて長生すべき人の有さまなりけり、まして大古の時一世六十萬歲をも經玉はむに、其年數をかくまで委々曲々に指を折て算へ給はんといかにぞやと覺ゆ、殊に是は日本紀に載て古事記には載ざるを以て思へば、大古の傳說といふにも、後に撰する人の聞ちらせし事も有か、或は私意以て陶汰せし事も有しにや、二記の傳說異同少からず、然れば疑ふべからずといふ共、猶疑念の休む時もあらじとおぼゆ、當時より疑有てこそ國記燒亡の後に、川島皇子等に勅有て撰せられしを、かさねて稗田翁の口誦に古事記成ぬ、猶遺漏や有し、紀ノ淨人等が撰せしも有けるよし也、程なく日本書紀成て、神代に一書の異同現然たり、猶又後の古語拾遺にも猶有ㇾ所ㇾ遺、愚臣不ㇾ言恐絕無ㇾ傳と言るを見よ、諸書の傳說同じからず、然るを千歲の下に出て、己其眼也と漫に取捨せんと、衆の疑念を生ぜしむる處也、舊事紀今は僞なる物に皆論定せり、しかれども古書の殘簡後人是を補ひなせるか、間々殊勝の事も見ゆれはと師は談られき、

宣 古事記に世々の天皇たちの御年の數を記して、或は一百三十七歲、或は一百六十八歲なこともあれは、上古の傳へに絕て物の數をくはしく算へていへることなし共いふべからず、然れどもかの神武紀なる年數は、猶あまりくはしきこと也、然るを彼の狂人は古へに昧き故に、年數のくはしきをば疑はずして、たゞ其甚遠長なるを以て、ひたぶるに不足論といへるは、普通の漢意のなまさかしらにして古意にあらざる故に、己これに辯せり、然るに今上田氏は其甚遠長なるをば疑はずして、其あまり詳細なるを疑ひて、上古の傳へにはいかゞと思へるは誠にさる事なり、其論は古意にかなへり、まして當時も疑ひ有てこそ云々といへるより下論の趣意聞取がたし、異同あるを以て古傳說疑はしといはゞ、凡て古傳の異說はいづれよけんと、其異の間を疑ふはさる事なれども、異あるによりて其事をなべて疑ひて取らざるは非也、凡て傳說に異あることは同國同鄕の內にして、當時の事すら異說はある物也、今の論に出せる加鳴里の靈が年の數にて

も思ふべし、百十八歳といふが實か、百廿五歳といふが實歟の疑ひは有べき事なれ共、いづれにまれ世にたぐひ遠からぬとは知られたり、然るに此異說あるによりて百餘歳なるをもおしこめて疑ふべきにはあらざるをや、

右第一條

〔秋〕日神の御事、四海萬國を照しますとはいかゞ、此日神の御傳說は、此ノ千光華明彩照二徹於六合之內一とも、又閉二天磐屋戸一而刺許母理坐也、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇因レ此而常夜往など、これら六合は天地四方の義なれども、此には御國の内に借りたるにて、四海萬國の義にあらずと思はるゝは、葦原中國悉ク暗といふにて知るゝ也、此外に御國のみならず、天地内の異邦を悉く臨照ましますといへる傳說、何等の書にありや、又思ふに書典は、わづかに二千年來の小理にて、取あふまじき旨なればさし置べし、此に畫圖といふ物は、事理を發にも渉らず、たゞ其物をあるがまゝに寫しなす物也、是も漢土の上古史、皇妹嫘の跡はいかなりけむしらず、唐明以來は彩色をも巧出し、もはら美觀を求むるより、其眞物に勝劣有て、寫生の古意は疎く成たり、皇國の畫圖は、其末流に習て、近世はますく〳〵正しからず枝藝也、今も一字を書せぬ兒童らが物を寫しなすに、大抵正形をなすは、却て上古の遺風ある物也、こゝに阿蘭陀國の畫圖は、其物をよく見あきらめて、其形の大小高低寸を計り尺に度り、遠近浮沈暗光に附て、美醜のいたはりなく、もはら寫生を事とすれば、さらに屬觀の望なき物也、此國の人性貪利萬國に通め、凡大世界の内、舟楫の到らむ限は往廻りて交易を事とす、是が往返の便に圖せし地球之圖といふ物を閲るに、文字且て事理の通ふ國は少にて、其餘は國號をさへ聞知らぬが多く、しかも地形廣大なるが見えたり、此圖中にいでや吾皇國は何所のほどゝ見あらはすれば、たゞ心ひろき池の面に、さゝやかなる一葉を散しかけたる如き小島なりけり、然るを異國の人に對して、此小島こそ万邦に先達て開闢たれ、又大世界を臨照まします日月は、こゝに現じまし、本國也、因て万邦悉く吾國の恩光を

從らぬはなし、故に貢を奉て朝し來れど數ふとも、一國も其言に服せぬのみならず、何を以て爾（シカ）いふぞと不審せん時、こゝの太古の傳說を以て示さむに、其如き傳說は吾國にも有て、何日月は吾國の太古に現はれましゝにこそあれ、と云爭んを、誰か裁斷して事は果すべき、天竺は其始佛身の光明に國內を照したるが、其後に寶應吉祥の二菩薩に令して、日月を造らしむといへど、漢土は盤古氏の兩眼日月と成れり共、又地皇氏の世、定三辰之分晝夜ともいへり、猶文字の通はぬ國々にも、種々の靈異なる傳說ありて、他國の事は不可肯、たゞ此國の人は、大人の如く太古の靈奇なる傳說をひたぶるに信じ居らんぞ直かるべき、言を廣めて他國に對する論は、馭戎慨言の如きも取捨の眼あるべき書也、典はいづれも一國一天地にて他國に及ぼす共、諺にいふ緣者の證據にて、互に取あふまじき事也、昔年吾鄕に有穗積某といふ人有けり、太古の靈奇を論ずるあまりに、戯にいへるは、今試に醜男醜女を配偶せしめて、無人境に住せ、それに出生の兒のいかに生立らむを見ばや、太古の人物に方佛たらんかとなん、余又戯て云、今大人を漢土西竺の國いづれにも生ぜしめ、三國の事跡を兼學せしめて、後の覺悟いかなるか可承思ゆ、

〔宣〕日神の御事を論じ奉れる例の漢意にくゝられたる物なれば、今さら辯するもうるさけれど、猶いさゝかいはむ、天照大御神天地內の事を悉く照し玉ふといへる傳說、いづれの書にあるにかといへるは愚也、あまねく世に照臨し、今にあるをば、萬く御德のこゝに借りていへること詭曲たゞにゆるすとも、日ノ神と申す御號をばいかにせん、殊更を假に異名たると說明とする歟、書紀一書に使照臨天地とあるをばいかんとかする、唐天竺などの天地は、皇國の天地と別なるにや、又、書に日月旣生、次生蛭兒、云々、是はいかに、日神月神とあるをば、猶日月にあらずと強ていはむこと、たゞに日月とあるをばいかにとかする、猶此類多し、神代紀をよく見よ、但し唐天竺の日月は、皇國の日月とは別なりとするにや、いぶかしといへる、たゞ一點の漢意の雲だに晴れなば、神典の趣はいと明らかなる物を、其一點の黑

雲に障へられて、大御光を見奉るをあたはざるは、いとも／＼憐むべきとなり、又古事記に華原中國悉晴とあるによりて、かの六合を四海萬國の義にあらずと難ずれども、凡てかゝる事はその主とする所をいひて、餘はおのづから包括る事、常に例多し、いで譬（タトヘ）を以てさとさむ、京に富商ありて、江戸に店を出しおきたるが、或時天下一同にはやり風行はれけるに、其江戸店なる手代の方より、京の主人の許にいひおこせたる狀に、其御地はやり風一同に候よし、此方も店中壹人も殘らず病臥候とあるを見て、一人がいはく、店中壹人も殘らずとあれば、江戸もおしなべてはやる也といふに、又一人がいはく、いや／＼然らず、江戸もはやらんには、江戸中とこそ書くべきに、店中とあるは、江戸はたゞこちの店ばかりはやる也といへる、此說いづれよけん、そのうへ高天原も華原中國も晴しとあるからは、石戸に隱り玉へるは日なる事しるし、もし日にあらずは隱り玉ふとも何ぞくらきとあらん、さて既に日なるからは、唐天竺の日も別にあらざれば、其國々も暗かりしを何ぞ疑はむ、但し唐天竺の日月は別なるにや、書の論はこゝに何の用かある、又阿蘭陀の人物の論も用なき事也、さて万國の圖を見たる事を、めづらしげにとく／＼しくいへるもをかし、かの今時誰か見ざる者あらん、又皇國のいとしも廣大ならぬ事も、たれかしらざるらん、凡て物の尊卑美惡は、形の大小にのみよる物にあらず、數尋の大石も方寸の珠玉にしかず、牛馬形大なれ共人にしかず、いかほど廣大なる國にても、下國は下國なり、狹小にても上國は上國也、かの万國圖といふ物をみるに、南極の下の方にあたりて荒茫の國あり、草木も生せず人物もなし、其廣大なると、大よそ地球の三分の一に居るほど也、定めて上田氏はこれを四海中の最上の國と思へる成べし、抑皇國は四海萬國の元本宗主たる國にして、幅員のさしも廣大ならざる事は、二柱ノ大御神の生成玉へる時に、必さて宜しかるべき深理のある事なるべし、其理はさらに凡人の小智を以て、とかく測り識ルべきことろにあらず、かくいはゞ又例の不測に託すといふべけれど、不可測なる事は不可測といはで何とかいはむ、不可測

なしひて測りいはむとするは、小智をふるふ漢意の癖也、さて其不可測の理はさしおきて、現に目に見えたることにても、皇國の萬國にすぐれて尊き事はいちじるし、まづ皇統の不易なる御事はさるにも申さず、其餘第一に人の命をたもつ稻穀の美しき事、萬國とは天地懸隔せり、其外すぐれたる、あぐるにいとまあらず、又境域は廣大ならずといへども、神代よりしこ外國に犯されず、かのもろこしの元の世祖が威力にても、皇國ばかりは、つひに犯すことあたはず、かの異國の隣國のためになやまされて、つひに併呑せらるゝが如き比類にあらず、此一事を以ても、不可測の理ありて存するとか思ひはかるべし、又もろこしの國などは、諸の戎の中にては殷富の國と聞えたれども、皇國に比すれば猶おとれり、皇國は彼らに比すれば、境域はこよなく小狹なれ共、田地甚多くして、人民の多きこと、彼國のよく及ぶ所にあらず、彼國などは土地こそ廣大なれ、それに應じては、山澤曠野多くして、皇國にくらぶれば、田地甚すくなく人民甚稀少なり、然ればたゞおほよそに土地の大小のみはかりて、是を論ずる時は、大にたがふ事也、人か戸口稠密にして殷富隆盛なること、宇内に於て皇國に及ぶ國なし、これらの事共をよく／＼考へても、又かの不可測の理あることをさとるべし、然るに世々の人たゞひたすらに、漢籍にのみ惑ひて、皇國のかくの如く勝れて尊き子細をえしらず、今上田氏も又たゞ舊轍に泥みて、これをさとる事あたはず、膚淺の論辯をなすは、そもいかなる癖事ぞや、上古の傳說各國にこれ有といへども、外國の傳說は正しからず、或はかたはしを誤りて傳へ、或は妄に僞造して愚民を欺くもの也、漢字の通ぜざる國々の傳說も大抵類推すべし、かの遙の西の國々に尊敬する天主教の如き、皆僞造の說也、然るにいかで皇國の古傳說は、諸の外國の如き比類にあらず、眞實の正傳にして、今日世界人間のあること、一一神代の趣に符合して妙なるといふべからず、然るを上田氏たゞ外國の雜傳說と一つにいひおとして、この妙趣をえさとらざるは、かの一點の黒雲いまだ晴ざるが故也、此黒雲の晴ざる程は、いか程說きさとすとも、諺にいはゆる馬耳

風なるべし、然れども十人のたとへをまうけて、これをさとすべし、京極黄門の小倉山莊百枚の色紙眞筆は、もとより一首一枚づゝならでは無き物なるに、今其卷頭の色紙とて、持たる者十人あらむ、これを萬國おの〳〵傳說ありて、いづれも似たる事共承れども、其中に眞の古傳說は一ッならではあらず、餘は僞なるにたとふ、かくて上田氏の今の論は皆是を贋物也と云て、十枚ながら信せざるが如し、これ贋物なる事を知て、あざむかれざるはかしこきやうなれ共、しかれども其中に一枚はかならず眞物のある事をえしらずして、大づもりに皆一ッつに思へるはいかにぞや、是ぞまさかしらといふ物にして、その眞を見分る事をばえせずして、たゞ贋に欺むかれざる事をかしこげにいひなせる物也、そは何のかしこき事かあらん、一枚の眞物をよく見分て、これを信ぜむこそかしこきにはあらめ、かくいはゞ上田氏又いはむ、たとひ其中に必一枚は眞物ありとても、十人の持主おの〳〵皆極札はいふに及ばず、傳來の正しき事までを口々にいひたてゝ、我が持たるこそ眞筆なれといはむに、いづれを眞とは定めむといふべし、是又其眞僞をみづから見定むる事あたはざる故の疑ひ也、もしよく漢意のなまさかしらを清く洗ひ去て、濁りなき純一の古學の眼を開きて見る時は、神代の吾古傳說の妙趣ありて、眞實の物なる事おのづから明白に分れて、かの九枚の贋物とはいさゝかもまぎるゝ事なかるべし、其域に至りなば、其眞物をかの贋物共と一ッさまにいへる事もおのづから耻かしかるべき物ぞや、たゞ此國の人は、太古の靈奇なる傳說をひたぶるに信じ居らんぞ直かるべきといへるも、又なまさかしら心にて、實に信ずべき事をえしらざるひがごとなり、此言の如くにては信じ居るにはあらずして、信ずるがほして居る也、これぞ漢人の僞の常なる、もし實に信ずべくは、天地は一枚なれば、此國の人のみならず、萬國の人みな信ずべき事也、然るを唯此國の人はといへる、これ實には信ずる事なかれ、たゞ信ずるがほして居よといはぬ計也、いかでか是を直しといはむ、

右第二條

秋　左袵右袵、いづれを脩とし否とも定むべき事にあらずといふは諾也、萬國皆左袵ならんに、一國のみ右袵なるべき由なしとはいかゞ、もし万國を經歴して、右袵の國多くは何とかする、本より一國のみ右袵なるを見とゞけたる傳說あるにもあらじ、とかくに皇國を萬國の上に置むとする程に、彼智術を以己が尊大をふるまふ漢土の道と誹謗するに同談なるべし、日本魂と云も、偏よるときは、漢籍意にひとし、儒佛の二教も土地にふさはずは害毒することも生ずべからず、既に切支丹の國禁嚴なるを見つべし、二教の神孫の御心にかなはせ玉ふは、即國土に相應しきともいふべし、其ふるへる大理は人の小智に推測るべきにあらず、今や二教は羽翼に用ひさせ玉ふをや、國津神の愛ませ給はぬにて見れば、今日遺恨もなき事也、事物みな自然に從て運轉するを、其勢に對へ立て止むべきにあらず、復古は學びて得べし、復古は學者の贅言也、然れども天地の無究なる間には、自然の運轉にて古に復る時も有まじきにあらず、藤氏が一切は習慣の巧なれば從ひがたし、今日の俗風うれたきとて、一民の努力にはいかむ其すべからず、昔聞い、らく、往時は往時にして宜しく、今世は今世にて宜しと、此言旨味あるかな、

宣　もし萬國を經歷して右袵の國多くは何とかすることは、いとこゝろえぬ論也、己既にもとより右袵の國もあるか、あまねくはしらねども、他國はいかにもあれ、皇國云々といへるをば、いかに見誤すん事ぞや、他國の右袵何か我說に害ならん、「もろこし一國のみ別に右袵なるべきよしなければ」といへるは、萬國の事は己あまねくはしらざる故に、諸く漢人の右袵にほこるにつきていへる也、故に上に「もし萬國皆左袵ならんに」とはいへり、もとの詞をいかに見ていふとぞ、とにかくに皇國を万國の上に置むとするほどに云々とは、余が意に反覆せり、余は皇國の萬國の上たる事を世人の知らざることを憂ふるぞ、上田氏は、皇國の萬國の上にあらむ事を憂ひて、とかくに余が言を破せんとす、あな是

非もなきこと也、儒佛の二教も土地にふさはずは云々、此論世人の誰も皆いふ事なれ共、まことの道をしらざるもの也、物の廣まるは必宜しき理ある故に然るにはあらず、凡てわろき事の廣まるは、禍津日神のこゝろなり、もし廣まるを以て、神の惡ませ給はぬ故ぞといはゞ、國に盜賊のあるも、水火の災のしげきも、稻に虫のつくも、神は惡ませ給はぬにや、時ありて天下の亂るゝとあるも、神のにくませ玉はぬ故といはむか、事物皆自然に從て運轉するを、其勢に對立し止むべきにあらず云々、こは余がもとより常にいふ所也、但シ自然の運轉といふは非也、運轉は神たちの御しわざ也、抑世中の萬の事はことごとく神の御心より出て、その御しわざなれば、よきもあしきも人力にてたやすく止むべきにあらず、故にあしきをば皆必止よと敎るは強事也、たゞ其善惡邪正眞僞をよくわきまへて、惑はじとするぞ學問には有ける、

右第三條

[秋]清濁の事、古言は精嚴なるを混淆して云は、後世の俗解也とや、大抵然云て宜し、近日是に論あれども此には略す、按ずるに精嚴なるは、文字東渡以來に立たる假借の法也、是は人作なれば強て往合するによりて、いかにも精嚴也、清や濁や必上よりの連聲にて、清は必清、濁は必濁とのみにもあらずと覺ゆ、

[宣]清濁の精嚴なるは、文字東渡已後に立たる法也とは、甚しきひが事也、もとより口語の精嚴なりし故に、後に假字を用るにも、精嚴に定めたる也、もとより口語の清濁の精嚴なることをいはゞ、今ノ世の俗語にすら、祖父母をば濁りてぢゝばゝといひ、父母をば清てちゝはゝといふにあらずや、此清濁誰ゝか假字の法を立て敎へたるぞ、かやうの清濁乳のみ兒といへ共、さらに混ずる事なし、もとより精嚴なるにあらずや、是に准へて上古の語もおしはかるべし、清や濁や上より連聲にて云々とは、連聲によりて清濁の變ずるを以て、精嚴ならざる證とせるにや、連言によりて變ずる

も又精嚴にして、變ずるは變じ變ぜざるは變ぜず、さらに混淆することなし、

右第四條

〔秋〕すべて哥は其時々代々の風ありて爭ひがたきもの也といふは、古人の格言、信ずべし、其韓袁津の哥は、今渡り來りし異國人のかくまで麗艷に作り出すべきにあらず、且格調も其世の風躰にあらず、依て是も日本紀竟宴の哥にて、仁德天皇を頌ひ奉れる探題なるべしと論ぜし事あり、又是につけても疑ふべき者あり、素鵞の八雲立、豐玉姫の赤玉は、火々出見尊のおきつ鳥、神武天皇の葦原の繁けき小屋、伊須氣余理姫の佐井川、又畝火山等の御作は、後の万葉集中にもあまた有べき格調にて、しひていはゞ、飛鳥清御原藤原の御世のこゑまでの風姿なるべくやと、簡に調しかば、大息須臾ありて思あはざる事昔日も議論せしが、決て簡にはあらずとも一決め難くなん、あなかしこ、人毎には打出さと聞とられしなり、大人はこれらも不可測に託して論なかるべし、然れば時代格調の論定も爭ひがたしといはれまじきにや、太古の傳說異同のほかに、これらの事も我社友は存疑してさし置のみ、

〔宣〕二記に載れる上古の哥どもの中にや、後の調と覺しきがありといふことは、岡部翁も既にいはれたり、されは上田氏の簡といへる人【藤原宇万伎】も其傳へなるべし、然れ共今思へば、翁のいはれたる所もいまだ至らざる事あり、大方近來古學家の古哥を見るやう、其詞又つゞきの解しがたく耳遠きをば古しとし、耳遠からずやすらかに聞えたるをば後世と定むめり、是ひが言也、凡て調も其つゞけざまも、古へと後と大にかはれるもあり、又いさゝかもかはらぬとあるとにて、花見る月まつなどいふ詞は、神代も中古も今の俗語までも同じことにて、かはれることなきを以て、萬詞をも准へて思ふべし、されば上古の哥に耳どほき詞なく、一首の詞つゞきもやすらかに聞えたるは、其花見る月まつの類にて、たまたま後世とかはれることのなき也、たまたま後世とかはれる所なければこそ、古調にあらずといふ、

からず、万葉集の内同じ時代の哥にも、詞づかひのいたく耳遠きもあり、又はるかに後世の格に全くかはらぬもをりまじれり、是にて上古の哥をも准へ知べし、時代の風調は詞の耳遠きと然らざるとにか、はる事にはあらず、別にそなはれるところの有物也、其味はみづから心に會得すべし、言にあらはしていはるゝ物に非ず、然るにたゞ詞のうへにつきて上古の哥どもをかれこれ疑ふは、此味をしらざるが故也、今上田氏請御原藤原宮の頃の哥ならんなどいへるは過論也、ふるやのかべのかたつぶりの口つきにては、上古の哥の時代見しらむといと覺束なし、これらも不可測に託して論なかるべしとは何事にか、不可測も事にこそよれ、抑漢人は天地萬物の理もとく〳〵測り識るべく、測られずといふとは無がごくいふなるを、今上田氏も凡て漢意なる故に、余が不可測といふを託言の如く思ふ也、

右第五條

[秋]天竺漢國三韓其餘の國々も、みな少彦名神の何事も始め玉へるものとこそおぼゆれとは、一層眼を高くすれば然見ゆるとや、もし人有て、今一層眼を高くして見よ、然にはあらず、備がいふ所は、備か讚へたる富士の山の詠に同じからん、これらは却て尋常の人情、我を前にし他を後にする類にて眼高からずといはゞいかん、此神常世國に渡りといふを因(ヨリ)所として、かくいふなるべけれど、太古の事蹟の中にも、此談は殊に荒蕩にて、何共論ずべきにあらず、常世國とは他に在て、國號をも知らぬをひろくさしていへる神言也、語意も他國を卑しむるにはあらで、却て稱辭の意に聞なさるゝ也、一國をさすにあらぬを以て、此神天地内の國々に往めぐりて、萬事を創業し給へるやうにいふは、强說にて從ふべからず、大名持神と力をあはせ、心を一ッにしても、此小島の内さへ作りあふせたまはで他に去ましをや、粟莖に縁(ノボリ)て彈(ハヂ)かれ玉ふ程の矮小なる一神をして、廣大もなき國々に萬事を創業し玉はむ事もいかにぞやなどいはむに、それぞ人たる小智の害ある論ないとや云、さらば萬國を悉く創業せしといふ傳說ありや、無きにおきては、此常世國

に渡るのみを所因として、思属妄想の念他より我の老婆心に異ならず、天孫降臨以來百八十万歳の傳說あるに、これより往時なる代の神を因として、杳の後なる伏羲より堯舜にかけていへるは意得がたし、殊に漢にとぐ〳〵しくいへるなど云諸聞よからず、彼土にても聖主と崇稱すべき由あるを、とぐ〳〵しくいはでや有べき、國に君あり家に主あり、それに仕る者の心をも見知らねばかりにて、人情頼もしからずといふべし、大人の著述は馭戎慨言も何も他國に聞ゆるにはあらで、こゝの漢籍に泥める者のために說示すべき用意なれば、國内の鼻缺狙が全軀を咲ふの譏は事ともあらじをや、やゝもすれば言を過して、彼立言家の弊こそ聞ゆ、こゝに至りては狂人反て己が罪に伏せず、刑具を採て立對はゞ如何、言を過せばいつしか禍津日の狂言にまじこられて、神直毘大直毘の御靈には違ふべし、あなかしこ恐るへし謹むべし、

一夜鉗狂人といふ書を讀て、いとめづるあまりに、をり〳〵おのが思ふにたがへると等も、ひとつふたつかいそへたれば、あやしうたてある物に成にたるが、かへりてはうれたくてなむ、さみだれのふる屋のかべのかたつぶりつゐあて何をあらそひやせむ、いせ人は國に忠あるもの也、我はいせ人に忠ならむものぞ、

上田秋成

宣今一層眼を高くして見よ云々といはゞいかにといふ、是はかの狂人の說を難ずべき論にてこそあれ、かくいひて余を難ずるはいかに〳〵といふに、彼狂人の世人の眼高からずといへればこそ已が辨に今一層高くして見よとはいへるなれ、眼高からずといへるは、本彼ゝに在て余にはあらざるをや、然るを又今一層といはんは兒童のあらそひ也、縱れともし強ひて然いはゞ、已も又今一層高くして見よといはんとす、此一段の難文、すべて漢意の常見にして、めつらしからず、眼がらに導かれて海を渡りしはこの人の、萬國を經營し玉へりといふ奇異の說を、常見の人はたれ有て

か是を信ぜん、かゝる事は子曰をよむくらゐの書生は、皆よく辨じいふことなり、然るを今上田氏めづらしげに、こと〴〵しく論じたるは何事ぞや、いとをさなし〳〵、抑奇異なるによりて信ぜざるは例の漢意にて、凡人の小智を以て、大神の妙業を測らむとするもの也、これらの事既に葛花にも、鉗狂人の始にも委くいへれば、今こゝにははぶけり、かにかくに漢意の去らざる人には論をなしがたし、殊にこの少名毘古那神、萬國經營の御事は、それとさだかに傳說のあることにもあらず、故に決して然也といふにあらず、さればこそ古學の眼を以て見ればといひ、又始め給へる物とこそは思はるれといへるなれ、此文の意をよく見よ、己レは古學の眼を以て見れば然思はるゝ也、古學を信ぜざる人は、これを信ぜざらむ事もとより論なきをや、猶此事は古事記傳に追考して委しくいへり、信ぜん人は信ぜよ、信ぜざらん人の信ぜざるは又何事かあらん、常世ノ國といふは、他國を卑しむるにはあらで、却レ稱辭と聞ゆとは、常世の文字に惑へる說也、笑ふべし、杳の後なる伏羲堯舜にかけていへるは心得がたしとは、又いと心得がたし、伏羲堯舜などいふ者も、此神よりはるかに後なるが故に、本は此神より出つらむといへるに何事かある、又かれらを漢國にてこと〴〵しくいふといへるをとがめたるも心得ず、其故はたゞこと〴〵しくいふといへるのみにて、其こと〴〵しくいへる事を難じたるにもあらざるを、何故とがむるにか、又かれらは彼國にて聖主と崇むべき由ある主どもなれば、こと〴〵しくいひて尊むはもとより人情然るべきこと也とやうにいへるは、誠にさることなり、故に余其こと〴〵しくいふをわろしとは難ぜず、然るに今上田氏のこと〴〵しくいはでやはあるべき、これ人情也とやうにいへるは心えず、いかにとなれば、他國の事をばさやうにいひながら、皇國の天下經營まし〳〵たる御神の御事をば、此談は殊に荒蕩也といふは、これいかなる人情ぞや、なまさかしら心にはたとひ荒蕩也と思ふにもせよ、正しき古典に載て傳り來たる古說を、皇國の人としてかくいひおとすべきことか、かへす〴〵も皇國の古へをひたすらいひおとさむとして、人のこれを稱美する

をさへに忌にくみて、いひ破らむとするは、是も又かの狂人の徒とやいはむ、あなかしこ、さみだれのふるやのかべの云々、此哥てにをは不調、下句聞えず、又伊勢人は國に忠あるもの也云々、國に忠ありと思ふものゝ、何故に其人を難破せるぞ、但し我はいせ人に忠ならんものぞといへる、いせ人皇國を尊稱するは忠なれ共、尊稱し過て非なる事を多きを告て、これをいふは諫なれば忠也といふならん、かくいふはよきまにつくろひいへるにて、實は其心に非す、何をがな非を見付出して、余が立說をくじかむとする物也、其心のみすゝみてさかんなる故に、余を破すると思ひて、即皇國をいひおとせる事多くして、おほえずかの狂人のたぐひとなれるは、いと〳〵あはれむべきことゝなり、

上件上田氏が論いたく道の害となる物なれば、いさゝかこれを辨ずる也、見む人あらそひを好むとなおもひそ、

清めおく道さまたげて難波人
あしかる物をことゝめざらめや　宣長

上田秋成は大坂の人也、

寛政二年庚戌六月書寫畢　稻掛大平

千巻八千巻ふみはあれどもかけまくもかしこき
皇我大御國の古の道もて君に仕へまつるべき心しらびをちかくさとしたる書の世にあらまほしくおもひたりしをちかきころこのふみを得たるがいとも〳〵尊くめでたく道のこゝろをたやすくさとりえつべくかきしるされたりかゝるふみの世に埋もれたらむはいとあたらしくてこたび板にはゑらせたるなりあはれこの書をみむ人すが〳〵しき大倭心をふりおこして君につかへまつり其君をして
天皇の大御心を心としてかしこみ〳〵もつかへ給はむことをつとむべきわざになむ

慶應三年といふとしのしはす

尾張殿人　岡田豐秋

臣道

或人今の世に古の道もて君に仕へ國を治めむ心ばへはいかにあるべきと問に答諭す詞

天照大御神と申すはとこしへに高天原をしろし食して世の限りを御照し坐ます天津日の大御神にまし坐せば萬の國々にあらゆる人も萬の物も此大御神の御蔭を蒙らずては一日片時もある事えずさるは此大御神神代の始に此皇大御國に成出坐し坐し又其御孫尊を天降坐さしめ給ひて天地と共にとこしへにしろしめせと事依し御言仰せて此御國授まつり給へれば御世御世の天皇尊は即ち天津神の御子と申て高御産巣日大神神産巣日大神の御靈によらして伊邪那岐大神伊邪那美大神の始め給ひて天照大御神の受たもち給ひて授奉り給へる道のまに〳〵其大御心を大御心として御みづからの狭意を加へ給はず行ひ給ひ治め給ふが故に神乍ら天の下知食すとぞ古語にも申したりける是ぞ此まことの道の本にしあれば天の下の大御寶もろ〳〵幾萬代の末の世までも此旨を心にしめて立ても居ても忘るべからず後の世に外つ國の道々はあれども皆此本を知らずて天照大御神の尊き御蔭を思はざる物にしあればいかに言よく賢きも實の理には違ひてなおあるを今有難くも此御國にしも生れて斯る神代の正しき傳事を聞ことは幸の中の幸ひなるを　おほろかに思ひ過すべき事にはあらずかへす〳〵も此旨を心にしめて立ても居ても忘るまじきは天照大御神の御蔭になむ有ける斯て今又古にも類まれなるばかり愛たき大御代にしも逢ぬる事は又幸の中の幸ならずや抑今の世の斯まで愛たく治りぬる事はもはら東照神御祖命の天照大御神の大御心を御心として御孫尊天皇の大朝廷の中ごろの御衰へをもて直しまつり彌榮えに御榮え坐さしめ彌尊みに尊み敬ひ奉り給ひて天下を鎮め給へる御功績の實の道に叶ひ給ひて　天地の神相うづなひ坐をすが故ぞ然れば此東照神御祖命の天照大御神の大御心より天皇の御依しによりて天の下預り申行はせ給ふとして又國々を別け依して其君々に預け置き給へる御政

を受繼給ふ國々の今の君々も又其本を尋ねて天照大御神の大御心を御心として彼御祖命の御おもむけに背き給はず違ひ給はず能守りて治め給はむぞ實の道にはあるべかりける斯て又禍津日神の御心に因て神たちの荒び坐す事しあれば世の中には必惡き事も交りて何事も正しき理のまゝにはえあらぬ物なりされど善き惡きけぢめこそあれ夫もみな神のしわざになむ有れば更に人の力もて忽に改めらるべきわざにはあらぬを強ちにもて直さむとしては中々にしゞこらかす事多かり惡き神の荒びは神代よりして天照大御神高御産巣日大神の御心にすらまかせ難きをりありしをもて思慮るべし然るを唐戎などには是らの理をえしらざるが故に古よりたゞひたぶるに己が狹意心をもて萬の事を定め行ふ國のならはしにて其代の又政事とる者共もかにかくに己がいさをゝ立むとして先の人の定め置つる事をば惡しといひてはつぎ〳〵に改め〳〵する程に中々に國人の苦とのみなりて善き事は出來がたく竟に國の亂れとなりつゝ古より今に至るまでよく定まりて久しく治まれる代はなき物をや都て世中の事は斯ては善からずかく改めなば必善けむと思ひ定めて物する事も思ひの外によくはならずて中々に始よりも惡くなる事多し久しく馴ぬる事はいさゝかわろきもさしも覺えずてあるを新に始むる事は惡きも善きもわづらひ有りて馴れぬに苦むわざぞかし又目の前にはわろしと思はるゝ事も實には善き理の有て人しれぬ處に利ある事あり善しと思はるゝ事も實にはわろき事わりありて人知れず損ひある事ありともかゝるも悉く神の御心にしあれば人の小き智心もては實の善き惡きは知難きわざなるをあくまでに善からむとしていさゝか惡きをも改めてゆかば何度物すとも盡る時あるべくもあらずこゝに善ければ彼處にわろくてかにかくに滿足ひ難きは世の理なれば大かたさてもありぬべき事はさてあるこそ善けれさりとてはた善とも惡とも成行まに〳〵見はなちてしりあつかはずて有べきにも非ず國治め給ふ君々などは況て御心の限りを盡して天照大御神の大御心に叶ひ給ふ御はかりをぞ思ほすべき大御神はよく治めよとてこそは依し預け給ひけめ天の下の人草一人も大御神の大御寶にあらざるは無ければ爭でかおほろかには思ひ放ち給ふべき使ひ

給ふ人たちを始めて貴き賤きほど／＼に從ひて惠み給ひ撫給ひ立ても居てもそれ平けく安けくあらせむ事をぞ神にも祈（コヒノミ）み自らもおもほし計ふべかりけるたはた神の御はからひのまに／＼彼東照神御祖命の定めおかし、御掟を守り給ふを本こしてなむをり／＼の有樣に從ひ善きを擇びて行ひ給ふわざは有べきさて猶定めがたからむ事は御卜（ミウラ）もて神の御心を問ひ給ふぞ古の道なれども上つ代こそ人の心直くして萬の事はひたぶるにしかまかせて物しければ世降りては人皆漢籍のなまさかしら心にのみ成りて神にまかせ奉るべき事も猶かたつかたに疑ひのまじりて其心ひたぶるならねば神も受け知り給ふことまれらにて古もいたづら事になる類おほかめれば今の世にしては此御卜の事はしも必ずしも申し難くなむあるされど萬の事皆の御心はなれてはえあらぬ物なれば國内（クヌチ）に坐す神たちの社々を齋（イツ）き奉り給はむわざぞあるが中にも專とあるべき物なりける所で又其君々に仕へまつらむ人たちも上の件の始終をよくあはせ心得をりて其君の御行ひ御心ばへを此趣におもむけまつりて國内の事をば申行ひ給ふべきわざになむ有ける卿も禍津日神にあひまじこりて外（ト）つ國書に惑ひて本を忘れ私心をさひへ横さまなる方によゝめいざなひ奉りて民を苦め國の爲にも上の爲にもうしろめたき行ひ有らむはまさに天照大御神の大御心に叶ひなむやもあなかしこ

しまらくも直日の神を忘らすな
君とたみとの御中とるきみ

本居宣長

答問錄序

此一巻は佐久くしろ鈴屋翁のもとに風音の遠き國々葦垣の間近き所々少女の眞袖古こと學びに志ふかくいそしむ人々野路の朝霧思ひまとはひいかり猪のかしこきうたきうたかはしき事らさま〳〵足柄の土肥のかふちの間おこせたるをりをりに山妣姑の答へやられたる解こと〻もを二俣椙のまた人も見るかにしるしおかれたるになもありけるかれそのかみ時にあたりていめたて〻とみに思ひよられたるも深海松の思ひふかめて論ひさためおかれたるもありこれか中には春日なる羽易の山のはかなき言の心をいはれたるもあれど大方玉鉾の道にか〻らさるはなくなもあれはうへな〳〵石上古ことまなひにこ〻ろさし深き人々は眞十見の鏡見まほしみすらしかくてこたひ葉廣熊白檮世に弘くほどこらしてなど思ひよらせるは名くはし江門の司人にして百小竹三野國高北の八十一隣の里に住てそのわたりうしはきいます宮人の美祁斯のまけの綾にしき千村主なりこの事ゆゑありていつきてこれか端にはし文をとこひおこせたるは眞菅よし尾張國

嶋このみつくれる庭に植松茂岳なりかくいふは麻裳よし木國人末ふりおこし射る弓の本居大平

此書は今世にもたる人のまれ〳〵あるを見るにみなまたきものにもあらさなるをこは翁のみつから書れたるを春庭のもとより出されたるによりてものしつもとより世に廣うせんことにもあらすやありけむ俗文なる所々も多くひらかなかた假字をさへにましへけしもし加へもして手習のやうにかきとめおかれつるを今はさる條々も大かた引なほしてあけたり又古事記傳注かつきに出されたる說ともは多く略けるか中に道をとかれたるをもを〳〵またさらぬもはふかて出したるもこれかれありまた本書には問者の名ありけるを今はこと〳〵く略けり　千村仲雄

答問録

本居宣長著
千村仲雄訂

或人問、つたなしといふ言の意は如何

答、無レ勤の意なり、事におこたりて勇氣のなきをいふ、故レ勇の反對の怯を訓る、これつたなしの本義にて、それより拙の意にも轉れるなり、無レ傳の意とは聞えず、さてつとむるは進利むるの意なり、すとつと通ふ例は、次をすきとも云是なり、さて廣くするをひろむる、固くするをかたむると云格にて、利くするをとむるとはいふなり

問、きたなしは如何

答、無明淨の意なり、美麗はきら〳〵し、淸はきよきなり、これら上のあを省く例なり、さてあきは明淨の義なる事古事記傳御禊ノ段に云が如し、さてきらをきたと云は、こゝらを、こゝたとも、へらをへたとも、ゆら〳〵をゆた〳〵ともいふ、これらこたと通ふ例なり、無レ段の意とするは、古意にあらず

問、職原抄に左京をひだんのみさとゝ訓り、ひだりをひだんと云訓、古もあるか、又京をみさとゝよむ事如何

答、左京右京の京をみさとゝよむは、御里なり、同じ京ながら、みやこと云ときは宮城にかゝる名にて、宮所の意なればなり、又みさとゝいふときは、京中の事にかゝる名なり、故レ左右京職は、宮城の事を掌る官にはあらず、京中の事を掌る官なり、故レみさとのつかさといふなり、ひだりをひだんと云は音便に頽れたる言にて、正しき言にあらず、和名抄にも、比

多爾乃美佐比豆加佐ここそあれ

仲雄云、處をコと云は、其處をソコ、此處をコヽと云とおなじ例なり、此は天皇の宮敷坐處と云意なり、御里とは、諸方に對へて、京を天皇の御里とは申なり、物語書などに、己が家をさして里といひ、今世にも然云は、みなおなじ意にて、そのもとは此御里より云ならへるにやあらむ、さてさとゝいふ言の意は、植松茂岳云、里は一區なる所を云て、狹所(サト)の意なるべし、國郡の廣大なるに對へて云ならんと云り、然なるべし、こは谷川士清もしかいへり

問、人死ぬれば黄泉ノ國へゆくと云は、佛道の地獄にゆくによれるに似たり、魂氣天に上るとみればおもしろけれども、黄泉國へゆくと云に合ず、此事如何

答、人死ぬれば、善人も惡人も黄泉國へゆく外なし、然るを佛道の地獄の説に似たりとて疑ふは、いかゞなり、たとへ地獄と全く同ジ趣なりとも、それにさはる事なし、神代の古傳、何ぞ後世の佛道にはゞからん、そのうへ佛道の意は、惡人は地獄、善人は天上淨土に生ると云、是我道と大に異なり、かれは方便の作事なる故に、善惡當然の理に叶へるやうにかまへたり、又魂氣天に上ると云も、漢國の人の、理を考へてかまへたる作事なる故に、おもしろくは聞ゆれども、其は作事なれば、いかやうにもおもしろくはいはるゝなり

問、皇祖神を祭れる社へ、臣の位階を授賜ふ事いかゞ、或人は、位田を寄る事なり、其神に位を賜ふに非ずと云、又或人は、そこの社へ賜ふ位にて、神に賜ふに非ずと云り、共におぼつかなし、如何

答、此事誰もいぶかしく思はるゝ事なり、然れども必然るべき故ある事なるべし、故考るに、古語拾遺に、天照大神者、惟祖惟宗、尊無二、因自餘諸神者、乃子乃臣云々とあり、天照大神は、伊勢大神宮、自餘ノ諸神とは、諸國の諸社の神なり、此諸國の諸社の中には、伊邪那岐ノ命、高皇產靈ノ命などを祭れる社もあれば、それは天照大御神の御親なり、御父なり、然れどもそれらの社をも、凡て子なり臣なりとするは、其社によりて尊卑ある事にて、必しも祭れる神の尊卑にはか

かはらぬ事と見えたり、然れば同じ天照大御神を祭れる社といへども、必しも伊勢同等に尊きにはあらず、その社のほどほどに從て、其神に尊卑あれば、位階を授たまふも、其社の神へ授たまふなり

問、鈴の起は如何、又佐那伎は鈴の事か

答、鈴の起詳ならず、先ッは古語拾遺石屋戸ノ段に、鐃鐸の事見えたり、これや始ならむ、さて其古名を、佐那伎と云よし記せるは心得ず、鐸は、古事記雄畧ノ段ノ大御歌に、奴弖と見え、又仁德紀に須儒とあり、さなぎといふ事は、何にも見えず、故おもふに、古語拾遺に、着鐸之矛とあるを、さなぎのほこと訓めり、然ればさなぎは、鐸をつけたる矛の名なるを、廣成心得誤りて、鐸の古名のよし記せるにや、さなぎのほこと云よしは、さゝなぎの畧けるなり、さゝはすゞとおなじくて、鳴ル音をいひ、なぎは草薙などの薙にて、鐸をつけたる矛もて物をなげば、さゝ〳〵と鳴ル故に、さなぎの矛とはいふにや

仲雄云、記傳四十三、奴理且の條に、古語拾遺に、鐃鐸古語佐那伎とある、佐那伎と云名は、外に見えずとありて、拾遺の誤なるよしは記されず

問、古書に麻笥と桶とを、通はして云ること多し、此義如何

答、桶は形麻笥と同じき故に、通はしてをけと云なるべし、太神宮式神寶の麻笥は、木工寮式によるに、銕にて作れる物にて、其形も下のすぼりたる物にて、二合とあれば、蓋もありと見えて、すべて桶とはいたく異なれども、又古より桶と同形なるもありしにや、今わが里のあたりにて、麻をうみて入るゝ器を、をごけといひて、深サ一尺ばかり、徑ノ七八寸、形かゝるものにて、桶のごとく曲物なりこれも古よりある形ならむか、さて桶は今は厚き板をならべまろめて、竹の輪をかくめれど、中昔ごろまでは曲物なりきと見えて、職人歌合檜物師の歌に、汲たむる桶なる水に影みれば、月をさへこそまげいれてけれ、これ檜物師の歌によみて、まげいれてなどよめるも、曲物なる故の緣語なるをおもふべし、然れば

昔の曲物の桶は、右にいふをごけとおなじ形なるべし

問、儀式帳、所攝大社の神を、國生神とも、大國玉とも、または大國玉姫ともまをすときこえてまぎらはし、この義いかゞ

答、大土、國生、大國玉、みな同意の神名なり、國生はくになしと訓べし、其國を經營成したまひし神なり、國とは、上代には、一縣一鄕などの所をもいひつれば、その地々(トコロ〳〵)に、國生神は有べし、大土ノ神と申も、そこの土地を經營したまひしよしの神號なり、國玉の事は、古事記傳九ノ六十一丁、十三ノ十八丁にいへる如く、是も同意なり、故諸國に其國玉の神社多し、さて又大國玉比賣と申すは、其國の大國玉ノ神の妃をもいふべけれど、度會の大國玉比賣などは、女神にして、其國經營の神と聞えたり、又國御祖ノ神、大土御祖ノ神など申も右の意なり

問、神代紀に出たる倭文神と、建葉槌とは、別神歟、一神か、

答、一神なり、倭文はしどりと訓べし、訓註の圖ノ字、この假名に用ひたるなり、さてしどりは後取(シドリ)にて、經津主ノ神の殿後(シンガリ)なり、殿後をしどりべとも云是なり、さて建葉槌は其名なり

大平云、建葉槌は、建は例のたゝへごと、はつちは、竟津父(ハテツチ)にて、後取と云におなじかるべし

問、祝部と云名義は如何

答、まついむをいはむとも、ゆまはるともいへば、いはふをいはふるとも云べし、ゆまはると通音なり、然ればはふりは、いはふりのいを畧けるにて、いはひと云に同じ、神を齋ひ祭る人なるよしなり

古事記傳に、いはふと云ことをいはふるとは云がたし、ゆまはると同意にはあれど通音とは聞えず、此の事は記傳廿二ノ卅丁の説とある處になし、云れたれど此説はもらされたり、故に今は畧くべく思へど姑く本のまゝに擧つ、

問、荒魂和魂の義は如何

答、まづ古言に、あらとにぎとを對へ云るに、種々の意あり、そは物の生れるまゝにて、未だ修理を加へぬを、あらと云、さてにぎと云に熟字を書るは、此あらの反對にして、生熟の義なり、又麁妙和妙の類は、麁精の義なり、又物の間隙のまどほにあきたるをあらきと云、【大間麁籠、あら〻松原などの類】さて饒は物の稠く多きを云へば、これ右のあらきの反對にして、稠密と麁疎となり、又波風などのさわぐを荒ると云、しづまるを和ぐ【なぎとにぎと同意なり】と云、これ動靜の義なり、又遠放りゆきて依附ぬを、あらぶると云、【万葉に、あらぶるきみなど云是なり】分散をあらくると云、これらも動散の義なり、又にぎに和ノ字、あらに、荒ノ字を用るをも思ふべし、かくの如くさく〲の義あれども、ふくおもへば、みなつぎ〲に轉れるものにて、その本はみな一ッ意なり、さて古書に見えたる荒魂和魂の事を考るに、神代紀、大穴持命幸魂奇魂と問答ノ段に、出雲ノ國造ヵ神賀ノ詞に、大三輪を此神の和魂なりといへることを合せて見れば、幸魂奇魂は、共に和魂の徳用なり、【幸魂奇魂を荒魂和魂にあつるは、おほきに妄說なり】さてかの問答の意を以て見れば、和魂の和は、かの精麁の精の義、又生熟の熟の義、又疎密の密の義などに當れり、又神功紀に、和魂服ニ王身ニ而守ニ壽命ヲ、荒魂爲ニ先鋒ニ而導ニ師船ヲと見え、出雲風土記に、大神之和魂者靜而、荒魂者皆悉依給云々と云るなどを以て見れば、かの波風の動ると靜との義、又荒魂は放行義、分散にあたれり、しかれば右にあげたるあらにぎ種々の義を、かれこれ通はし合せて心得るときは、和魂荒魂の義もおのづから明らかなり、さて神の御靈を、和魂荒魂と二ッにわけて對へいふは、其徳用を云ときの事にこそあれ、全體の御靈は、必しも此二ッに分るゝにかぎりたる物にはあらず、譬へば御靈の全體は火の如し、和魂荒魂は、其火を薪と燭と二ッにわけて燃すが如し、さて二ッにわけて燃すといへども、本の火もなほもとのまゝに燃て、いくつの薪、いくつの燭に移しわけても、おなじ事なり、必二ッにかぎる物にあらず、然るに一ッを荒魂と云る事のあればとて、今一ッを必推て和魂と定るは、ひがことなり、たとへば、大和の三輪は、大穴持ノ神の和魂なるによりて、出雲の杵築

を推て荒魂なりと云むが如きは、あたらぬことなり、是一ッの薪の火を見て、其餘の火は燭火なりとせむが如し、杵築は全體の御靈にして、荒魂といふものにはあらず、又伊勢の荒祭ノ宮は、天照大御神の荒魂とあれども、本宮を和魂と申せる事はなし、是又本宮は全躰の御靈にして、本の火の如くなればなり、又右の荒祭ノ宮は、大御神の荒魂なるに、神功紀には、津ノ國の廣田ノ社も、天照大御神の荒魂なるよし見えたり、これを以て一ッが荒魂なればとて、それに對へて今一ッを推て和魂とは定がたき事を知べし、おなじ薪火も、いくつにも分るべきがごとし、又三輪は大穴持神の和魂なるに、同郡なる狹井ノ御社をば、神祇令にも式にも、三輪の荒魂と云り、これ和魂なる三輪神にも、又荒魂あり、燭火より分って又薪火ともなるが如し、かくの如く大和國に和魂も荒魂も坐ども、出雲の杵築も、又同神の御靈なるは、本の火もなほ本の如く燃るが如し、これらを以て御靈の全體は、必しも二ッに分れて、其ゝに限れる物にはあらざる事をさとるべし

神靈云、此和魂荒魂の事は、記傳三十の七十二丁より七十五丁までに委しく解れたり、故ゝ今は略くべくおもへど、しばらく本のまゝにあげつ

問、明衣と云物は、いかなる衣ぞ

答、漢にて宗廟の祭に、菜を明菜と云ヒ、酒を明水と云ヒ、又喪葬の器用を、凡て明器と云ヒ、符を明符と云フ、然れば明衣も、もと潔義なり、漢國にては、祭祀と喪葬とを一ッにして分なき故に、兩方へわたるなり、論語註、明衣以布、沐浴衣也と云、唐六典、凡國有大祭祀、云云皆給前習禮、沐浴、並給明衣、とあり、これを見るに、祭祀の衣と、沐浴の衣と、二重あるにはあらで、沐浴して淨清になりて着る意とおもふ人あれど、さにはあらで、祭祀の明衣と、沐浴のときの衣と、其色も製も同じやうなる物なるゆゑに、かの祭祀の方より轉じて、沐浴衣をも明衣とは云なるべし、さて御國にて祭祀に用る明衣は、かの漢國の祭祀の明衣をとれるなり、それにつきて、此衣上代よりありしを、後にかの漢の明衣の字を借てあてた

るか、又上代には無きものにて、もとより漢國にならひて製せるものか、詳ならず、昔よりたゞ明衣と音にとなへて、訓のなきをおもへば、本より漢にならへるものとも見えたり、神樂歌【弓立】すべ神はよき日まつればあすよりはあけの衣をけころもにせむ、とよめるは、明衣と聞ゆ、あけの衣とよめるは、字につきていへるなり、古名とは聞えず、さて和名抄に、內衣、和名由加太比良とあり、これは漢國の沐浴衣の方につきて、ゆかたびらとは云るなり、祭祀の明衣は、ゆかたびらとは云がたし、【忌帷の意とも云べけれど左にはあらじ】西宮記に、明衣、古人沐浴之外不レ服レ之と云るも、沐浴の方の明衣をのみおもひたまへるなり

鈴木腺云、喪葬の器用を、凡て明器といふといひては、事たがへり、葬に殉ふる棺の外、槨の內の器物なり、其曰二明器一、神二明之一也、といへり、漢國にては祭祀と云々、是又事情相違せり、からにても、祭をば吉禮、喪葬をば凶禮といひて、吉は潔き意、凶は穢の意なり、玉がつまに、周禮大祝の事につきて、是に似たる說あれども少しいかゞなる事なり、さてから國にて明衣と云物、祭祀の前、齋の內著るものにて、祭祀の時にきる物にあらず、齋の內は、折々沐浴するなり、沐浴して明衣を著ると云はこれなり、別に祭祀の明衣といふものはあらず、明は清淨の意なり、さて此二說のうち、前說しかるべし、漢の明衣とは、同名異物なるべしといへり、茂岳云、皇國の書に明衣といへるは、書紀景行天皇ノ卷に、開二其棺櫬一而視レ之、明衣空ク留ル云々、また推古天皇ノ卷に、覔レ屍明器明衣之類、万五千種也などあるはもとより漢文にして、骸の料なる事あきらかなり、推古紀なるも、皇大夫人堅鹽媛を葬りまつる時の事にて、槨の內へ入る品物なるべし、さて太神宮式神衣條に、太神宮司、禰宜、內人等率二服織女八人一、並ニ著二明衣一云々又遷宮禰宜內人等ノ裝束の條に、絹ノ明衣、布ノ明衣などあるは、同名異物にて、神御衣を奉る時、又遷宮なし奉る時など、禰宜內人たちの著る料なり、こは皇國の明衣にして、漢とはもとより異なりと見えたり、かの沐浴して著るところの明衣とも異なる事あきらけし、漢なるはもちひざま明かなるにつきて、皇國のもその異なる事又あきらかにわかるゝなり、といへり、仲雄按に、儀禮士喪禮に、外御受レ浴入、主人皆出二戶外一北面、乃沐櫛挋用レ巾、浴用レ巾、挋用二浴衣一、渜濯棄二于坎一、蚤揃如二他日一、鬠用レ組乃笄、設二明衣裳一云々と見えたり、こは骸を葬るに生る日の如くせることにて、浴して明衣を著ると云意なるべし、さて此書紀に見えたる明衣は、漢文の潤色にて、則みけしとよみてこともなきを、太神宮式の明衣は、もとよりの製作は異なるものにもせよ、明衣と云名は、から國のをとりたるものと見えたり、これらのことよくせずは混ひぬべし、故レくだ〳〵しかれど、諸說を擧て委しくことわりつ

問、神功紀あつなひの罪の事、如此事は後世にもあるべきに、その時必しも常闇にならねば如何

答、これ常人の事にあらず、神社の祝（ハフリ）なる故なるべし、二祝（フタリノハフリ）者共合葬焉と云るを以て知べし、これ祝（ハフリ）なる故の罪なり、然れば後世までも、神社の祝二人ひとつに葬らば常闇になる事あるまじきにもあらず、たとへさる事ありて常闇にならずとも、此段を疑ふべきにあらず、此段の趣も、神社の祝二人一所に葬れば決て常闇にならずと云事なしと云にはあらず、其時時の神の御心測りがたければ、決めては云がたし

問、垂仁紀に、倭彦王【云々】遁二山壑一この遁をにげほとばしりと訓り、いかなる意ぞ

答、ほとは、俗言にありてふためくと云ふたにおなじ、ふためき走るなり

大平云、ほとばしるは、はたはしるなり、足音のはた／＼となるを以て、ほとばしると云詞のあるなり、あわてふためくなどいふふたもおなじといへり

問、借字をひとこころふと訓むは、いかなる義ぞ

答、等比（ヒトコロフ）なり、たとへば天子の眞似をして、天子と等（ヒトシ）く比（コロフ）なり、このほふは、其位にひとしきほどになる意なり

問、定ノ字又決ノ字を、書紀などにうつなしと訓るは如何

答、うつなしは、通音なれば、疑なしの意なり、皇極紀に、勝（ウツナシ）定之

仲哀紀に、うたがひと云も、もとうたと云言なるべし、そのあひは、あらがひ、うけひなどのあひとおなじくてもと異ならずも思ひることを、古へうたといひけん、そのうたをするを、うたがふと云しなり、それよりうたがひと云詞にもなれるなるべし、さてはうたたしといふ言も、同じく、決字定字もよめる、當れり、これと異にうたと云はいまだ見當らず、また全勤全見のうつぼにて、谷川士清も[illegible]違也、と云説によるべくもおもへど、なほしかにはあらざるべし、又横井茂樹は、うるなしと通ひて、いまだと意にとはんか[illegible]云、ウラウチウツは皆かよふ例なりといへり、ともにいかゞあらむ

問、神代紀一書に、[illegible]遇二[illegible]一遁山[illegible]云々とある、是は同[illegible]見事なれ、如何

答、同母兄弟の婚なり、然れども迦具土ノ神は、御母ノ神を燒殺し奉れり、故ニ鎭火祭ノ祝詞にも、那美命の御口に心惡子と詔り、然れば此婚は通例の事にあらず、惡行とすべし

問、神代下卷に、鹿葦津姫を、天神娶ニ大山祇神ニ所レ生兒也とあるは、諸說と異なるうへに、大山祇神といふいひて、その女といはざるは、女ノ字脫たるか

答、鹿葦津姫は、古事記にも書紀の一書ともにも、皆大山祇神の女とのみ見えて異說なきを、こゝに天神の女とせるは、傳のまぎれつる物なるべし、そは邇々藝命の、大山祇神の女を娶て、火々手見命を生ませるを、誤りてかくつたへたるにて、御母子の系圖のまぎれたるなるべし

仲雄云、この書紀の文にては、大山祇神は女神の如く聞えていかゞなり、此は問のごとく、神ノ下女ノ字脫たることあきらけし、さては鹿葦津姫は大山祇神の外孫にて異なる傳なるを、とりて本文にしも擧られたるをいかにと云に、古事記また一書ともには、只大山祇神の女とのみありてこと廣きを、此傳は天神云々、とありて、すべての例にもかなへるを正しとして、本文には定たまひけむかし、されどこはこゝにわきまへたる如く、傳のまぎれつるものにて、古事記また一書ともの傳を正しとすべし、御母神のたぐひ、もれたるにもあるべく、また記傳に云れたるごとく、大山祇神の靈の、他女にあひまして生ましゝ御子と見てもあるべし

問、俗に疫病神といふは、古事記崇神天皇ノ御段に、大物主ノ神の御心によりて、神氣おこりし事ある、これ即疫病神か、又善神もあらびたゝります事あれば、世中にわろき事は、みな禍津日ノ神のしわざといはんもいかゞ、又大物主ノ神の如きの疫を起したまふもいかゞ

答、すべて神と申すものは、佛家にいはゆる佛、儒家にいはゆる聖人などゝは異なる物にませば、正しき善神とても事にふれて怒り賜ふときは、世人をなやましたまふ事もあり、邪なる惡神とても、まれ〳〵にはよきしわざも有べし、とにかくに神の御事は、かの佛菩薩聖賢など云ものゝ例を以ては云べからず、善神のしわざには、邪なる事つゆばかりも有まじ

きこゆる理をもておもふは、儒佛の習氣なり、神はたゞ尋常の人のうへにて心得べし、すぐれてよき人にても、をりによりては怒る事あり、怒りては人のためよからぬ事もなきにあらず、又あしき人にても、まれにはよき事もまじれる事にて、一概には定めがたきが如し、されば崇神天皇の御代に、大穴牟遲ノ神の御心によりて疫のおこりしも、あやしむべきにあらず、さてすべて世間にあしき事のあるは、本は皆禍津日神の御靈による事なれば、此大物主ノ神の御心より疫を起したまへるも、その本は禍津日ノ神の御心なり、疫のみならず、よろづのまが事皆、この例をもてさとるべし、さてその大物主ノ神は、國津神の長にましまして、八百万神を帥たまへれば、その中の神等に命じて疫をおこなはしめたまへるなるべし、さてその命令をうけて疫をおこなふは、つねに疫をおこなふ事をわざとする一種の邪神あるか、又よのつねの神にもあれ、時にのぞみて命をうけておこなひしにも有べし、又時によりては、他神の命令を受るにはあらずして、心と疫をおこなふ事も有べし、そはいづれにまれ、その時にあたりて疫をおこなふ神を、疫神とはいひつべし

又問、今世疫病ある時に、その所々に祭らむには、式の遷却祟神祭ある例にしたがひ、外にあるを防ぐには、道饗(ミチアヘ)祭の例にしたがはむか、又かの崇神天皇の御代のは、ことさらに神の御教によりての事なれば、異なりとせんか

答、かの祟神を遷却も、道饗祭も、崇神天皇の御代の故事も其事こそいさゝかかはれ、みなおなじ意なり、されば今も疫病をもつぱらと祭らむには、その本を以ていはゞ禍津日神をも祭るべし、又その時によりて、何れの神にまれ、祟りによりておこれるならば、そのたゝる神をまつりなごすべし、又他神の命令を受て疫をおこなふ神をも祭るべし、又その疫を防ぎ守りたまふ神をもまつるべし、そはときのさまにしたがひて、まつる神は定まるべからず、又外にあるを防ぐて、内にあるをしりぞけむとは、たゞ祝詞にこそけぢめあるべけれ、祭る神にはかはり有べからず

又問、頃俗に疫神とて牛頭天王を祭し、疫神としてまつるは、疫神を防ぎ守りたまふ神なりや

答、牛頭天皇と申す神號は、例の佛家より出たるなれば論に及ばず、さて須佐之男命を疫神として祭るは、此神もとあらぶる神にまし／＼て、天照大御神をさへになやまし奉りたまへる、世中の禍事の道の元首の神なれば、その本によりてまつるなり、そのもとの神をまつりなごせば、すゑの神をしづめたまふは、もとよりの事なり、さて此須佐之男神のあらぶるも、その本を以ていへば、禍津日神の神靈より出たるなり

問、世にわびしくまづしくならしむるを貧乏神といひ、とみ榮えしむるを福ノ神と云、これらも別にその神の有にはあらで、そのしからしむる神靈をいふなるべくや

答、然なり、いづれの神にまれ、然らしむる神をさして云べし、但し人を富しむる神、貧しからしむる事をわざとする神も有まじきにあらず

問、疱瘡神は、外國よりきたりし惡神なるべし、これも禍津日神の神靈とやせむ、此病は物のたゝりにもあらず、又一たびやみぬれば、二度とはやまぬ事など、他の病とはかはりていとあやしきはいかに

答、問の如く此病は古へはなかりしかば、此神もと外國よりきたりし神なるべし、もろこしにても古へはなかりつれば、かの外國へも、もと他國よりきたりしなるべし、さて天地の間の事は、みな神の御しわざにて、御國と外國とのたがひなければ、いづれの國の神にまれ、あしきわざするは、みな禍津日神の御心なり、さて世にこの疱瘡、又疫病、あるひはわらはやみなどを、殊に神わづらひとおもふなれど、これらのみならず、餘のすべての病もみな神の御しわざなり、其中に、そのわづらひのさまのあやしきと然らざるとは、神の御しわざなる事の顯に見ゆると、顯ならざるとのけぢめのみこそあれ、何れの病も神の御しわざにあらざるはなし、さて病あるときに、或は藥を服し、或はくさ／＼のわざをしてこれを治むるも、又みな神の御しわざなり、此藥をもて此病をいやすべく、このわざをして此わづらひを治むべく、神の定めおきたまひて、その

神のみたまによりて病は治まるなり

問、書紀欽明ノ巻十三年、敏達ノ巻十四年などのおもむきを考るに、國ツ神の祟と他國の佛の祟と、各勝劣なきが如し、されどつひには國ツ神の御稜威(ミイツ)にあへずして、佛は用ひらるまじきを、さはあらで、佛をも尊ふ事となりたるは、禍津日神の御しわざなる事は論なき物から、然ばかり佛像の祟あることぞ心得ね、此義如何

答、考の如く禍津日神の御心なり、既に禍津日神の御心と見るうへは、佛のたゝり何ぞ疑ふに足らむ、凡て佛道にてさまざま靈異あるも、みな神の御しわざなれば、疑ふにたらず

又問、他國にてはふるくは神の御しわざなる事をしらねば、漢國にては天地陰陽の靈といひ、天竺にては佛と名付て、みだに其ものゝなす事とすなる事は、段々の辯説にて聞えたり、然るをおしあてに名付けたる佛像の、國津神と同じく祟あるは心得ず

答、おしあてに名つけたるにも何にもあれ、凡て世にさるまがまがしき物のあるは、みな禍津日神の御心なれば、これ又疑ふべきにあらず、さて佛法始りて二千餘年、皇國に來てより千餘年、今に榮ゆるはいかにといふに、これ又禍津日神の御心なれば、疑ふべきにあらず、かの萬花にいへる如く、千年二千年などは久しきやうなれども、天地の無窮なる間にこれは、たゞしばしの間なれば、久しといふべからず、今こそは佛法盛りといへども、やゝ衰へのきざし既に見えたり、然ればこれも後にはやうやう亡びゆくべし、さてその後にも又いかやうのまがまがしき法始まらむ事もはかりがたし、たとひ後にまたさる事はありても、天照大御神の正道は、盛衰こそあれ、とこしなへに存してほろぶる事なし、あふぐべしあふぐべし

又問、[illegible]天皇の[illegible]、[illegible][illegible][illegible]像を延壽命とある如くに旱に雨をいのり、又病を祈り、産を祈り、[illegible]を祈り、又祈願などいひて、事ゝ公にも用ひたまひ、大内にも僧を請て祈禱あり、驗者などの祿たまはる事、めづらしからぬ事になり

にたり、されどこれはかの狂人のたぐひに、佛道にまよひたる愚人は、富士山のみねにて日のいづるを見れば、三尊の彌陀の形にみゆるとある如く、代々佛法にあざむかれたる凡心には驗しありと思へど、實には驗と何かはたる事か一應はあれど、佛像の祟ありし如く驗やありけむ、今も石地藏へ疣の立願し、太郎坊へ瘧の願立るに、まのあたりに驗あるはいかに

答、佛法も何もみな神の御しわざなれば、祈るにそのしるしある事、これ又何か疑はむ

又問、さて驗ありとしては心得ず、その故は、よろづ神の御しわざなる事をしりて、その神にいのらばこそ驗はあらめ、さかしらに佛鬼神などゝおしあてに名を設けたる物に祈ては、いかでか驗の有べき、且祈るべきわざも、さかしらに定めるわざ以てする事を、いかで神の受たまはん、さてこの驗あるあらぬは、御國にての事のみにあらず、から國にても、かの富士山にて三尊を見る如きのみならんには、なべて人の信ずべきこととはおぼえず、此義如何

答、しるしあるとなきとの事は、上に辨ずるが如し、さて漢國にても天竺にてもいづくにても、善き事は善神の御しわざ、惡き事は惡神の御しわざなれば、いづくの國もおなじ事なり、その中に、皇統のうごきたまはぬを本として、その外にも他國にまされる事のおほきぞ、天照大御神の御本國のしるしにて、他に異なるなり、さかしらに作りたる事も、そこもとはみな、禍津日神の御心なれば、おなじことなり

又問、吉利支丹などいふもの、又狐をつかひ、又今世魔法といふ類は、たちまち奇妙のわざはあれども、國用にたつ事なく、人の目をまよはせ、あやしますのみなれば、八十禍津日神の類なる事はしられたり、然るをその禍津日神も、御國にて生れたまふを、それをつかふ法は、御國にはなくて他國にあるは、御國は大御神の御本國なる故、かくつたなくわろき事は傳はらで、外國々は、かの禍津日神の所得たまへる國なるから、さるわろきわざは傳はりけんかし、かれおもふに、かの

佛にいのりてしるしのあるも、實には用なきことながら、しばらく目のまへにしるしのあるごとくみゆるは、かの魔法のたちまちにあやしきことのある類か、とおもへど、さにはあらじか

答、きりしたむの國にては、その法を以てその國を治る事、漢國にて漢國の道を以て治むるもおなじ事なり、神をつかひてあやしきわざをなす法も、いろ／＼品はかはれども皆禍津日神の御しわざと見る時は、少も疑はなきなり、さる法どものもとは異國に傳はる事は、彼のごとくにてもあらむか、そはくはしき事ははかりがたし、とまれかくまれ、善悪邪正とさま／＼のわざはありて、一々そのこまかなる事は、人の測りがたき事なれども、これみな善悪の神の御しわざとみるうへは、いさゝかも疑はなき事なり

仲雄云、記傳十二、少毘古那ノ命常世ノ國にわたり坐る事を説れたる處に、此神は初ノ惡かりし神に坐は、もはら此神の經營(ツクリ)たまへる外ツ國々は、もとより惡き事多かるべき理なるよし云れたり、然れば邪法どもの外ツ國に多かるも、此神の經營たまへる故なるべし

問、釋迦も神といへば、聖人なども神といふべし、もしさらば、古へ後世、貴き賤きけぢめこそあらめ、ともに神のはじめし道にして、ひたぶるに人のつくれる道とも云がたからんか

答、漢國にいはゆる聖人も神なり、然ればその道も神の治めし道なり、然るに是を人の作れる道なりといふ事は、顯露事(アラハニゴト)幽事のけぢめを知るときは、よくわかるゝ事なり、顯露事幽事のことは、神代紀に見ゆ、さてその顯露事と云は、今日の人事なり、されば漢國にて聖人と云神の出て其道を作れるは、人事なる故に、人の作れる道なりとは云なり、聖人の如きは神なれども人なり、故その作れるは人の作れるなり、まことの道は伊邪那岐伊邪那美の神の始めたまへる道にして、皇國に傳はりたり、此二柱の如きは、同じく神と云名は一つなれども、かの聖人のたぐひにはあらず、神といふはいと廣き名にして、その中にさま／＼の品ある事なり、かの聖人の如きは、神と云中にも、一通りの正しき神にはあらず、人なる神な

り、故にかの二神の作りたまふ道のたぐひにはあらざる故に、人の作れる道とは云なり、さて顕露事は、人事にて人のなすわざなれども、それもその本を尋ぬれば、みな神の御心より出る事なれば、極意は顕露事とてもみな神のしわざなり、さればかの聖人の作れる道も、本をいへば禍津日神の心より出たるなり、然れば根本はみな神のしわざなれども、その中にあらはに人のなすわざを顕露事と云ひ、目に見えぬしわざを幽事とは云なり

問、空海を世にたふとみて、今の世にも種々あやしきわざありとなん云、是もかの禍津日神にましこれる心ならむにや、ありけむ、もしかつぐ\も實ある事あらば、これはた神の御しわざとまぎらはし

答、空海の如きも神なり、あやしきわざある事何ぞ疑はむ、これ又そのもとは、禍津日神の御しわざなり、空海が如き神の世に出て、あやしきわざをなして人のたふとむも、みな禍津日神のしわざならずや

仲雄云、此は俗説をもて問たりしを、又俗説によりて答られしものなり、事實をもていはゞ、空海が如きはいはゆる晩年僧にて、こよなくことなる人にあらず、國史を考るに、天長四年の大旱に、法力をもて雨を降せたるよししるしたる、そのほかあやしきわざある事なし、又今世にも、顕身にて世上を廻るなどもいひ、その外にも種々あやしき事を云たつるは、みな僧どもの作事なりけり、續後紀、承和二年三月丙寅、大僧都傳灯大法師位空海終二于紀伊國禪居一とありて、年六十三と見えたれば、死たる事疑なし、また扶桑略記にも種々あやしきことゞもを書たれど、此書はもと僧の著したるものにて、信がたき事ども多し、元亨釋書なるは、もとより僞事なり、されど密家の奥義をさとりて、一宗をも起したる人なれば、世に名高く、あやしげに云さわぐを、しばらくその俗説にまかせて答られたるものなり、これ事實を論ずべき處にあらざれば、そを辨むもいたづらなれど、見む人の難あらんことをおもひて、かくことわるものぞ

問、徂徠が見は、神道と云事は卜部に權輿したる事にて、書紀よりはじめ、六國史及律令格式等にも、神道をまなべこと云事なければ、神道と云事はなき事なりと、今按に、もとより神道と云格段に教の書はなけれど、凡家を興し一家を立るも、もとはそのおこれる故によらざる事なく、おしたてゝいはゞ、或は國取になり、天下を知むに、皆そのおこりし本なき事あたはず、その本をさへたづね取失はざるときは、いつまでも亂れず堅固なるは、當然の理なり、日本はも

こゝ神明のひらかせたまひし御國にて、その神道は、万世無窮の基を立させ賜ふ御事跡と由緣とを云事故、おのづから英大の教こもりある事、書を味ひて知べきなり、こ儀と禮を正し給ふより、全體日神守は、神功の天地にあらわれたりある事なるをば、徂徠は知らざりしにや、さらばとの神道と云神ノ字をくだすは、儒道佛道などあり後に、それに對して云神ノ字なり、そのくだすに、神ノ字をば何故に云ぞといはゞ、先ッ理を以て一通りいはゞ、先ッ小治田朝聘隋天子書云、日出處天子云々、唐書云、日本、其國近日、日故、日本爲號、漢書郊祀志曰、東北神明之舍云々張晏注、神明日也、日出東北舍云、各書記をあはせて、日本の道を神道と云べき理きこゆ、さて孝德紀、惟神者、謂隨神道、亦自有神道也、推古紀、用明紀等にもあり、又日神の道にてあれば、日本の道に何の紛れあり云ても、神道と云べきことなり、然るによし人ありて、道は天道なれば、日本の道、西土の道、と云て道はなきものと思ふべけれど、さにあらず、凡ッ人を治むる聖道と云ものは、何國にても共に同して立ることなれば、皆同じきはずなるを、日本は日本の道、西土は西土の道、天竺は天竺の道、むすこうへはむすこうへの道、みな其水土につて立るものなれば、大本は、いづくへも一なるも違はざる道にしなく、大體同じけれども、其志へもほかはらざることなくてはかなはざる子細は、たとへば人面は、目鼻口のつきやうは何も異なることなく、同じきやうなり、然れば少しも異なるまじきといへば、何百人ならべても、銘々顔は各々違ふごとく、その國に於しては其國の道を行ふは、たとへば植物の出來る國にては、それを植ても繁り、こゝに二樹をもしなひ、米の出來る國にては米を食ふが如し、さて其各國の道、各天に歸り立たる物に、本は天上を道とこゝるほどに、儒道といへども、上古のは聖道なり、いはんや日本は神明の御かざり給ふ御國にて、其道と云は、道を糺こゝへ事明論なり、一日も神道にあらでは、立べき理なし、高見は如何

宇、人の政事に隨ひて云、其皆言の政道は、皆聖に傳さによりて道となる物にて、只國常立尊て、高天原で云名

日のかはりたるばかりにて、其説く處の趣は、儒佛の意に異なる事なく、別に其道とて立たる趣は無ければ、其作などか神道と云道はなき事なりと云るは、至極當れる事なり、これ神道者流愚にして神道の旨を知らず、只儒佛の説にとりすがりて説故に、かくの如く儒者に難ぜらるゝなり、荻生大宰などは、かくの如く後世の神道者流の説を辨じたる事はよく當りたれども、其神道者の云處の外にまことの神道ありて、いと明らかなる事をば、いまだ知る事あたはざる物なり、其ゆへ彼らが徒は、ひたすら漢國をのみ貴く、何事もすぐれたるごとくに云て、皇國をばことさらにつとめて賤しめおとし、強て疎にするを卑見の如く思へり、さやうに漢國より外によき國はなきことゝ心得、他を知らざるは、返て見識の狭き卑劣なる事なり、かれらも幸に皇國に生れて神典を伺ひながら、己が國の万國に勝れて尊き事をば考へ知る事あたはず、又此神道の外國の道どもにまさりて、眞の正大の道なる事をも考へ知ることあたはず、剰是をおとしめそしるは、いかなる心ぞや、さて又神道に教の書なきは、是眞の道なる證なり、然るにその教のなきを以て、其道なしと思ふは、外國の小き道道にのみならひて、眞の道を知らざる故のひが事なり、教のなきこそ貴けれ、教を旨とするは、人作の小道なり、其由は別に委く云へれば、こゝにはいはず、さて又日本はもと神明の開かせ給ふ御國にて云々とある、是には大に心得ある事なり、此心得一たびたがふ時は、大に道のもとを失ふ事なり、いでその趣をいはん、先づ天地は一枚なれば、皇國も漢國も天竺も、其餘の國々も、皆同一天地の内にして、皇國の天地、漢國の天地、天竺の天地と、別々にあるものに非ず、然れば其天地の始まりは、万國の天地の始まりなり、然れば古事記日本紀に記されたる天地の始まりのさまは、万國の天地の始まりのさまにあらずや、然れば其時に成出給へる天之御中主神以下の神たちは、これ万國の天地のはじまりの神たちにして、日ノ神は、万國の照し給ふ日神にあらずや、然るに若し此神たちを、たゞ日本のみの神とする時は、天地の始まりも、又日本のみの天地の始まり、日神も日本のみの日神にして、異國の天地日月は別なるが如し、然れども天地も日月も、異國とても

別々ならねば、必然なるべき理はなき事なり、然るに天地の始まりを說くこと、漢國の說あり、天竺の說あり、同じからず、今いづれを正しとしてこれを信ぜむ、若シ漢國の說を是とせば、その餘の國々の說は皆非なれば信ずべからず、若又天竺の說を是とせば、又其餘の國々の說は非なれば信ずべからず、天地はたゞ一にして、其始まりもたゞ一にて、二ツなきことなれば、其說も又正實なるは必一に決せる事なり、今聞に日本は神明の開かせ給へる御國なりといへるは、皇國の古典に依ての事なれば、定めて皇國の古典を信ずるなるべし、若シ皇國の古典を信ずとならば、天地開闢の說に[illegible]ため[illegible]皇國の古典を信ずるなるべし、然らば是天之御中主ノ神以下の神たちは、万國同一の開闢の神たち、日ノ神は万國を照し給ふ日ノ神なるべきに、日本に限りて神明の開かせ給ふ御國なりとはいかにぞや、問の心をおしはかるに、日本の人は、日本の傳說を信じ用ふべきなり、他國の人は又各その國の傳說を信じ用ふべきなりと思ふべけれども、さやうにては信用すると云ことへ、皆虚にして實にあらず、いかにといふに、天地のはじまりに二ツはなければ、その說も眞實なるは、必たゞ一ならではなき事なるに、各國その傳說を信ずることは、眞僞をもとはずして、たゞ己が國の傳說と云ばかりを用ふるなれば、これ虚にあらずして何ぞや、若シ實に皇國の說を信用するならば、他國の說は論もなく皆非なれば、少しもこれに心をひくべきにあらず、万國こぞりて皇國の說を信用すべきものなり、ここを云べき事なれ、此断の心得はいかにあるにか、問をほし、皆又は萬國共に皇國の古典に傳へたるところの神たちの開かせ給ふ國なから、其中にも日本は殊に天照大御神の御本國、其の餘の萬國に在ては、殊に神の開かせ給ふ國々の云意なれば、右に辨ずるところの意にさむかすべし、此趣いかに心得るに、[illegible]、[illegible]文萬國を云時は、儒道佛道などのもの後に、それに對して云なりこと論はまろし、且道と云名すら後の事なれば、既に神道と云名はなきなり、又いづれのすちものゝ云ては神道と云べき事なりとあるも宜し、但し漢書唐書等を引しはしきなり、これらは、日本と云國號の論には引て宜しけれども、神道と云名の論には、あたらぬ事なり、若しかを

以上云むとならば、皇國の古典に、その理はあくまで見えたるをさしおきて、外國の書を借りてその理を云べき事にあらず、抑此道を神道と云てあたれる事は、まづ外國の道は、いづれもみな神代の傳說を失ひて、まことの道を知らざるゆゑ、各かしこき人どもの私に造り立たる道なるに、皇國に傳はれる道は、正しき神代の傳來にして、其本高御産巣日神、神産巣日ノ神ノ産靈(ムスビ)によりて、伊邪那岐伊邪那美二柱神の始め給ひ、天照大御神の受行ひ傳へ給へる道なれば、神道と云べき事論なし、又皇國をば他國よりは神國と稱せれば、その神國に傳はれる道と云意にとりても違はず、いづれのすぢより云てもかなへり、といへるを宜しと云はことゝなり、さて又問に、凡ッ人を治むる道と云ものは、いづくにても、天に則りて立る事なればとあるは、甚しき漢意にて、大に違へり、漢國などの道こそ、まことの道傳はらざる故に、天に則ると云なして、人の造り立たる道なれ、其外は佛道なども、天に則りたる道にはあらず、況や神道は右に云如く、産巣日ノ神の産靈によりて、神の立給へる道なるを、いかでか天に則ると云む、凡て天理天道天命など云て、天を可畏(カシコ)く尊き物に云は、神ある事をしらずして、何事をも天のなすところと云ひなせる漢人の作事なるを、なほさとらずして、道を天に則るなどいふは、是いまだ漢意の去らざるこころなり、さて又各國の道少しづゝは異にして同じからず、これ人面の千万人同じきは無が如しこの論は、一わたりは聞えたれども、なほ精しからず、いかにも各國の道は此たとへの如く、人面のひとり〳〵異なる、いづれも各其人面なるが如くなれども、其中には美醜の次第なき事あたはざるが如く、各國の道も勝劣眞僞の異ある事なるを、此論のごとくにては、その眞僞をも勝劣をもえらばず、たゞ己が國の道を用ひ居らんとや、これたとへば己が面は美か醜か知らず、鏡をも見ずして、妄に己レ美顏なりとおもひ居るが如し、己レ美顏なりと思ふとは、己レが國の道を用ふるたとへなり、己が國の道勝れたりと思ふこのたとへにはあらず、さて各其國の道を用ふべしといへるは、これなほ漢意さらずして、かの漢國の道をも全くすつる事あたはず、又神道を實に信ずる事あたはざるより出たる論なり、いかにと云に、天

地は一枚にして、道もまことの道は、天地の間にたゞ一すぢならではなき事にて、其餘の道はみな正道にあらず、其正道をさらへてこれを正道と知うへは、其餘の道にはいさゝかも心をのこすべきに非るに、なほ他國の道に心のひかるゝ故に、これを淸くすつることあたはず、その他國の道の意にも背かぬやうにと思ふから、各其國の道を用ふべしと云て、まぎらかしおくやうに聞ゆればなり、上にも云る如く、さやうにては皇國の道を用ふるも、たゞ應にして實にあらず、これは世間の識者たちも皆同じことにて、なほ漢國の道にまどへるから、これを非として淸くすつる事あたはず、その漢國の道の意にもたがはぬやうに說むと思ふから、神典を私にさまざまにあらぬさまに說曲げ、天地の始まりの神たちをも、日神をも、日本ばかりの神のごとく說て、みづから道を小く卑くなすは、いかなることゝぞや、故に吾つねに云く、神道者の天地日月は、日本限の天地日月にして、他國の天地日月とは別なりと云て笑ふ事なり、吾又云、神道者は、他國の說によりて古典をとりさばくなり、吾は吾が古典によりて、他國の說をとりさばくなりといへり

問、世に大黑を大名持ノ神、惠比須を事代主ノ神といふ說は、垂加などよりの事にや、信じがたし、又惠比須を西ノ宮といへるは、よしある事にや、此二神をあまねく家々に祭るは、いかなるよしにか

答、此二神を、大名持事代主神とするは、近世の附會と見えたり、大名持事代主二神は、まことに家々に祭るべき神にましますなり、然れども大黑惠比須は、此二神にはあるべからず、大黑は佛家の大黑天とまぎらはしきなり、惠比須は西ノ宮の神にて其見ないとすし事に、五六百年以前の書にも見えたれば、いかなるいはれによりて出來しことなるべし、但し此神を家々に祠るべきよしはおぼつかなし、されど天下一同に祠ることにて、其家々にも、先祖より祠り來たる神ならば、其まゝにてしさてこれを廢すべきにあらず、從來のまゝ、祠るべきなり、しかし天下にあまねくまつる事となりぬるも、神の御心なればそむきがたし

問、平家物語殿下乘合の段に御車ぞひには、因幡のさいつかひ、鳥羽の國久丸といふをのこ云々とあるさいつかひは
いかなるよしぞ

答、さいつかひは在番なり、上京在番のものといふなるべし、其事は賦役令等にて知べし、それにとりて二やうに聞ゆるなり、一には宮衛令などに、兵衛衛士の、本國より京に上るをも上番といふべし、さてザイツガヒといふは、番ヲツガヒといひなれたるまゝにいふなるべし、在鎌倉在江戸などいふ類なり、一にはつがひは番長なり、番長は、今には在官員衛府の官員なれども、後には左右近衛府に屬して、職原抄に近衛舍人中撰二用之一上皇執政、若給二兵仗一大臣、及左右大將、必召二仕之一とありて、騎馬或は歩行にても供奉する者なり、然るに今ツガヒノヲサといはずしてツガヒとのみいひ、又在といへるは、京の人なれば番長といふが常なれども、諸國の人の在京して此職を勤むるなれば、其國の在番長といふを、略して在番といひならへるなるべし、在とは、上京してその職役に在をいふなり、右二つの内、時代のやうをもておもふに、後の方なるべし、鳥羽は姓なり

一拙作直毘靈の趣、御心に叶ひ候よし、悦はしく存候、それにつき、人々の小手前にとりての安心はいかゞと、これ猶うたがはしく思召候條、御ことわりに候、此事は誰も〳〵みな疑ひ候事に候へども、小手前の安心と申すは無きことに候、其故は、まづ下たる者は、たゞ上より定め給ふ制法のまゝを受て、其如く守り、人のあるべきかぎりのわざをして、世をわたり候より外候はねば、別に安心は少しもいらぬ事に候、然るに無益の事を色々と心に思ひて、或は此ノ天地の道理はかやう〳〵なる物ぞ、人の生るゝはかやう〳〵の道理ぞ、死ぬればかやう〳〵になる物ぞなどゝ、實はしれぬ事を

さま〲に論じて、己が心々にかたよりて安心をたて候は、みな外國の儒佛などのさかしら事にて、畢竟は無益の空論に候、すべてさやうの事はみな、實は人の智を以てはかり知べき事にはあらず候へば、色々に申すも、みなおしはかりのみに候、御國の上古の人は、さやうの無益の空論に心を勞し候事は、つゆばかりもなく候ひしなり、しかるに外國よりさま〲の書どもわたりまゐりて、それを學び候世になりてより、右の如くなる無益の事を、とやかくやと心に考へて、或は儒により佛により、或は老子によりなど、各安心を立る事になり候なり、さてさやうに世中おしなべてさかしくなり候て後は、何ぞの道によりて一ッ此安心を定め候はでは、心のよりどころなきやうに、人皆思ひ候から、神道の安心なども造りて、人に教へ候事に成候ひしなり、此安心なくては人の信ぜぬ故に候、然れども其神道の安心は、諸流ともに古をよくもわきまへざる者の妄作にて候ゆゑに、たゞ佛と儒との意にすがりて造り候物にして、一ッもいにしへのみちにかなへるは候はず、もし強て神道の安心を定めんとならば、いさゝかも儒佛等の意を心にまじへず、此習氣をきよく洗ひさりて候て、清らかなる心を以て、古事記日本紀の上古の所をよく見候べし、少しにても儒佛等の習氣ありては、眞實の道は見えがたく候故、是を洗ひすて候事第一義に候なり、然れ共此習氣、千有餘年人心の底に染こみ候事に候へば、隨分によく洗ひ清めたりと思へ共、猶殘りは有物にて、とかくぬけがたき物に候なり、さて此習氣のこりなくすゝぎ去て後、古書をよく見候へば、人々の小手前の安心と申事はなき事と申事も、其安心は無益の空論にて、みな外國人のつくりごとなりと申ことも、おのづからよくしられ候、これ眞實の神道の安心なり、然れども此域に至り候はぬほどは、いかに說聞せ候ても、安心なしと申しては、人は信に承引せぬ事に候、是かの儒佛等に纏有故に候、さてかくの如く、神道に安心といふ事なしと申て、他の事は承引し候人も、千百人の中に一人二人はありもすべく候へども、只一ッ人のきはめて承引し候はぬことは、人死て後はいかになる物ぞといふ事、是先第一に人毎に心にかゝるものなり、人情まことに然るべき事に

候、此故に佛の道は、こゝをよく見とりて造りたて候物に候、されば平生は佛を信せぬ者も、今はのきはに及びては心ほそきまゝに、やゝもすればかの道におもむく事多き物に候、これ人情のまことに然るべきことわりに候、然るに神道におきて、此ノ人死て後いかになる物ぞと申安心なく候ては、人の承引し候はぬもことわりに候、神道の安心は、人は死候へば善人も惡人も、おしなべて皆よみの國へ行く事に候、善人とてよき所へ生れ候事はなく候、これ古書の趣にて明らかに候なり、然るにかくの如くのみ申ては、儒者も佛者も承引いたさず、いと愚なる事のやうに思ひ候、又愚人とてもつねに佛　敎なども聞居候故に、かやうにのみ申ては承引せず候、そも〳〵佛者は此生死の安心を人情にかなへておもしろく說なし、儒者は天地の道理といふ事をこしらへて、まことしげに申す事に候故、天下の人みな此儒佛等の說を聞馴て、思ひ〳〵に信じ居候處へ、神道の安心はたゞ、善惡共によみの國へゆくとのみ申て其の然るべき道理を申さでは、千人萬人承引する者なく候、然れども其道理はいかなる道理と申事は、實は人のはかりしるべき事にあらず、儒佛等の說はおもしろくは候へども、實におもしろきやうに此方より作りて當候物なり、御國にて上古、かゝる儒佛等の如き說をいまだきかぬ以前には、さやうのこざかしき心なき故に、たゞ死ぬればよみの國へ行物とのみ思ひて、かなしむより外の心なく、これを疑ふ人も候はず、その理を考る人も候はざりしなり、さてよみの國はきたなくあしき所に候へども、死ぬれば必ゆかねばならぬ事に候故に、此世に死ぬるほどかなしき事は候はぬなり、然るに儒や佛や、さばかり至てかなしき事を、かなしむまじき事のやうに、いろ〳〵と道理を申すは、眞實の道にあらざる事あきらけく候なり

一やゝもすれば老子の意に流るゝと思召候事、御ことわりに候、まづ老子の自然を申すは、眞の自然には候はず、實は儒よりも甚しく誣たるものに候なり、もし眞に自然を尊み候はゞ、世中はたとひいかやうに成行共、成行まゝにまかせて有べきことにこそ候へ、儒のおこなはるゝも、古の自然のそこなひ行もみな天地自然の事なるべきに、其をわろしとて、古への

自然をしふるは、かへりて自然にそむける强事に候なり、此故に其流れを汲もの、莊周などを始として、自然を尊むといひて、そのいふ事する事は、みな自然にあらず、作りごとにて、たゞ世間にしたがひてことやうなるを悦び、人の耳目を驚かすのみなり、わが神道は大にそれとは異に候て、まづ自然を尊むと申す事は候はず、世中は何事もみな神のしわざに候、是第一の安心に候、もし此安心決定せずして、神のしわざと申事を假令の如く思ひ候ては、誠に老子にも流るべく候、さて何事も皆神のしわざにて、世中にわろき事共のあるも、皆惡神のしわざに候へば儒佛老子など、申道の出來たるも神のしわざ、天下の人心それにまよひ候もまた神のしわざに候、然れば善惡邪正の異こそ候へ、儒も佛も老もみなひろくいへば其時々の神道なり、神には善なるあり、惡なるある故に、其道も時々に善惡ありて行はれ候なり、然れば後世國天下を治むるにも、先づは其時世に害なき事には、古へのやうをもちひて、隨分に善神の御心にかなふやうにあるべく、又儒を以て治むべき事は、儒を以てをさむべく、佛にあらではかなはぬ事あらば、佛を以てをさむべし、是皆其時の神道なればなり、然るにたゞひたすら上古のやうを以て後世をも治むべきもののやうに思ふは、人ノ力を以て神ノ力に勝たむとする物にて、あたはざるのみならず、却て其時の神道にそむく物なり、この故に神道の行ひとて別に何もなき事と申すは、此事に候なり、然れどもその善惡邪正をわきまへ論ずるときは、上古の世は惡神あらびずして、人心もよかりし故に、國治まりやすく、萬ノ事善神の道のまゝに行しなり、後世は惡神あらびて、上古のまゝにては治まりがたく成ゆくなり、かくの如く時有て惡神あらび候へば、善神の御力にもかなはぬ事あれば、神代に其證明らかなり、然れば人の力にはいよいよかなはぬわざなれば、せんかたなく、其時のよろしきに從ひ候べき物なり、是いかでか、老子が自然をしふるとおなじく候はむ

件題云此二條は、書簡の文言なし文も本書のまゝに出せり

先師鈴屋本居先生著書。大小三十餘種。率既梓行。獨此答問錄一編未梓。此編獨可以不梓哉。大而發道理之精微。小而辯名言之紛錯。皆足以破世之迷闇。此編獨可以不梓哉。今賴　千村君。而此憾始釋矣。　君世居美濃之泳。以守信之伊奈。悅　先師之道。而私淑艾焉。頃取此編。校訂詮次。略加考注。而梓行之。其忠　先師而惠後生。不亦懿乎。抑嘗聞之。君子爲善。其賴遠大。匹夫爲善。其賴近小。吾之大有望於　君也。此特其末端小小者爾

尾藩　鈴木朖謹撰　印

馭戎慨言序

天地の中に。八百國千國と。國はおほけど。吾皇御國ぞ。よろづの國のおや國。本つ御國にして。あだし國々は皆。末つ國のいやし國になもありける。さるは此皇御國はしも。ひさかたの。天津神代のいにしへより。玉だすき。掛まくもあやにかしこき。天照大御神の。御孫命の食國と。事依し定め玉へる。天津日嗣の。天地のむた。いやとほ長に傳はり坐て。神ながら。安國とたひらけく。しろしめす。うまこりの。あやに尊き御國にして。もろ〳〵の戎夷の國々の。ひとしたぐひにあらず。はるかにすぐれてあればぞかし。然あるに。三ッ栗の。中つ代より。言さへぐ。から國學の世にひろごりて。こも枕。高きみじかき。そのからぶみの言よきに。まどはぬ人なくしづたまき。いやしき戎國をしも。眞玉なす。たふとき物に。あがまへ思ふは。いでやいかなる禍津日のまがことぞもや。もろ〳〵のから國の中にほうしがともはてむぢくと云國をしも。あが佛の御國とし。尊みあへれど。そはさかひはるかにへなりて。古へより。丹生の川。と通ひし跡もなく。その國籍はた。黒髪の。すぢとな

れば。殊に世の人の。國の位を思ひあやまる。つひえはしも。聞えざめるを。もろこしの國は。こまの國にならびたるあしがきのまぢかき戎にて古へより。皇國に用るもじも。其もろこしの國もじ。學(マナ)ぶ書も。其もろこしの國ふみにし有ければ。おのづからに其國人の心詞に。しみならひて皇國人の思ふまじき心を思ひて。よしなきそのから國を。みだりにたふとく思ひ。皇國人のつかふまじき詞をつかひてよしなきその戎(カツ)國の事を。みだりにあがまへいふならひとなもなれりける。そもそもかの國ぶみの意詞にならふとならば。皇國人は。もろこしの事をば。かの國人の。他國(アダシクニ)の事をいへるごとくにいはむこそ。よくならへるには有べけれ。もろこしの書に。もろこしの事いへる詞は。その國人の詞ぞといふことを。えわきまへずて皇國人しも。その詞にあしくならひて。昔より。むつびの間の書詞(フミコトバ)は。さらにもいはず何となくうちいふ詞にも。かのいやし國を。大明よ中華よなどいひはやし。其賤き王をしも。天子よ皇帝よなどいひのぼすなるは。をこ也ともつたなしともいはむかたぞなかりける。さるひがことをのみ。聞なれ思ひなれたるから。天地のあひだに

てりかゞやくべき。おや國本つ御國の光は。かへりていやしき末つから國におほはれて。世にあらはれずなも有ける。されごかゝることのこゝろをも。わきまへしらぬかぎりの者は。いかゞはせむ。儒者なごは。さる内外の詞のわきためなごをばしらずしもあらざめるを。此光をかゝげむ物とは。思ひもかけずて。ことさらにみづからおほひけたむとさへする心は。かへす〴〵もいかなるまがつびの。まが心ぞもや。たとひひとしなみの國ならむにも。己が國をおきてあだし國をたふとまむは。己が君にはまめならずて。よその君にへつらひつかへ。己が親をすてゝ。人の親をいつかむがごとし。さることわりあるべき物かは。かれわが本居大人としごろ此まがことの。さかさまごとを。いたくいきごほりなげかして。云るなす。はるけきいにしへの御代よりはじめて。ちかの嶋。近き文祿慶長のころ。豐臣大臣の。いみしき御稜威をかゞやかし給へりしほごまで。こゝとかしことの間に。有りと有し事ども。かきと書しふみども。いひといひし詞共の。よきあしき。又かのもろこしぶみどもの。みだりごとそらごとの多かるなご。あさむはら。つばら〴〵にあげつらひ。

山菅の根の、ねもころ〳〵にわきため定めて、からをさめのうれたみごと、名づけ玉へる此書よ。まづ馭戎とあるうはぶみを見るより、これぞこの神直日大直日の神の光と、てりあからひて、雄々しくたけく、たふとくめでたきほどは、あふがるゝを。世中のひがこゝろえしたるともがらはた、此二もじをみてもたちまちに驚きさとらざらめやは。おのれ此大人をば學びの道のおやとなもたのみてあれば。親のいさをは、子のさきはひと、よろぎの磯の、よろこぼひ思ふあまりに子のをぢなきは、親のはぢと、雨づゝみ。つゝましき物から、はふつたの、つたなき言の葉をつゞりて、おふけなくはしがきとなもなせる。かくいふ時は寛政二とせこいふ年の、夏のはじめころ。豐國の道の口なる、吹出の高濱八幡古表社の神主、從五位下上野介藤原朝臣重名

伊勢人　白子昌平書

駁戎慨言序

臨中萬駁百戎者

天皇之事也。本居先生。以布衣之身。慨而言之可乎。吾將解之以仲尼之言。曰。知我者其唯春秋乎。罪我者。其唯春秋乎。春秋尊內。而貶外。仲尼曰。必也正名乎。世之學孔氏者。無不聞此。聞服其義。則蔑如也。彼襲其迹。而不尋其意。耳目漸漬詩書而忘身之安在也。夫跖犬吠丘。黨猶爲德。堯狗戀桀。何其謬也。劉安有言曰。越人學遠射。參天而發。適在五步。而不易其儀。其斯之謂歟。夫天位之高。不可及也。則　大邦之尊。孰能匹焉。是義一立。而羣物咸定。是義一不立。而衆弊隨生。蓋其湮沒隱晦也。自中古已然。有識之士。能無慨乎。仲尼曰。天下有道。庶人不議。今天下道。有其質矣。文亦漸彰矣。獨其鬱而未暢。雜而無統。使志道脩辭者。紛然錯謬。茫然迷乎主客本末。高下之辨。是則學之未明。而文之彰於下者。有未理也。夫名之不正。言之不順。其究或至於不君其君。而君他人。不父其父而父他人。如是。則君不君。臣不臣。父不父。子不子也。可不懼歟。夫探本顯隱。釐索

亂反諸正、用以潤色鴻業、而冀人心之復古、治平之彌久者。　先生之志已、又何難焉

余固嘗曰、　先生之道、異仲尼、而其志有同也、是以引而序之。至於事遠而旨近、考

覈之勤、討論之破的、則觀書可睹焉、

寛政四年十二月

尾張　鈴木朖謹撰

馭戎慨言上之巻上

伊勢國　本居宣長著

天照大御神の御子の尊の所知食。此ノ大御國に。外國もろ〳〵のまつろひまゐる事の始メをたづぬれば。まづ

師木瑞籬宮ニ御宇【崇神】天皇の大御代の七年に。

天皇の大御夢にし。大物主大神のみさとしに有て。同き十一年に。あだし國人あまた參りきつるよし見えたるは。いづれの國々ともしられね共。今思ふに。からのほとりのちひさき國どものそのかみは。おの〳〵ひとりだちたる君長のありけむが。此御代にまつろひまうきて。

皇朝の[illegible]けん。そはたゞ何の嶋くれの嶋などいひて。後には國々につける嶋々なるべし。次に同き御代六十五年の秋。任那の國といふより。使まゐりて。みつぎ物を奉りき。そは筑紫をはなれて。二千餘里北の方にある國也と見えたり。此國は。もろこしの書ごもにものせて。後の世までからなれば。これをぞまさしく外國のまゐりし始とはいふべき。かくて

師木玉垣宮ニ御宇【垂仁】天皇の二年。むさせといふになん。かの使御いとまを玉はりて。國にかへりける。其時赤絹百疋。其王に賜ひつかはしき。同三年新羅國の王の子天日槍まゐる。その後

息長帶日賣ノ尊。【神功】神の御教にしたがひて。御みづから新羅の國を言むけにおはしましゝに。此土やがて大御舳のま

へにまゐり(降)て。くさ〴〵のちか言(誓)をたてゝ。まつろひ(臣服)しよりつ つねに八十艘のみつぎを奉る例とはなれりけり。此時高麗百濟のふたくにも。同じさまにまつろひ參りてよりこなた。この三の韓のから(戎)國。またそのわたりの國々も。ひたぶるに皇朝のみのり(制)にしたがひて。つかへまつり(服事)し事は。世の人もよくしれるが如し。さてみこともち(宰)をつかはしおきて。こゝに。其〴〵の事はとり行はせ給ひし。書紀に日本府とあるこれ也然るをかの韓の國々。三國史記東國通鑑などいふふみどもに。一言もかゝることをばしるさずして。たゞ皇國の事をば。よそげに。おのがひとしなみ(等)の國の如くいへるは。古くにかくみやつこ(稱臣)として。つかへまつりしとをきらひて。はぶける物也。されど中昔までも。まさしく使をさして。みつぎ物奉りしとを絶ず。又もろこしの國の隋書といふふみにも。新羅百濟皆以倭爲大國多珍物並敬仰之。恒通使往來といひ。近き明の世の世法錄といふに。御國の事をしるせるにも。其屬國有五十餘新羅百濟莫非屬國」といへるなどを見ても。かのふみ共のまとならぬはしるべき也。さて此三ッの韓國の中にも。百濟は。かの姫尊の御時より。内官家國と定め給ひて。皇國の内の御縣にもことならず。殊にあつき御恩をかけたまひて。御代〳〵をへて。まめやか(忠誠)につかへまつり來にしを。新羅ぞまめならずして。ともすればそむきまつりて。西のほとりの國にあだせし(入寇)事なども。をり〳〵有しを。つひに近江大津宮御宇【天智】天皇の御世に至りて。百濟は。新羅唐のあた(賊)どもにほろぼされ。高麗はた程もなくほろびにたり。さて後寧樂宮御宇聖武天皇の御世に。又高麗より出し渤海といふ國より。使をさし。ふみ(表)をもみつぎ(貢)ものをも奉りはじめて。延喜のころ迄も絶ずつかへまつりしを。その後程なく。高麗の王建といひしもの。三韓のあたりの國共を。み

なひとつにあはせとりて。又高麗となんなのりゐたりしを。

後小松ノ天皇の御時にほろびて。其臣に李成桂といひしをのこ。かはり立て。國の名をさへ、朝鮮となんあらためける。昔を思へば。此朝鮮は。今も琉球などゝひとしなみに。大御國には。みやつこと申し。つかへまつるべき國なるをかし。

次にもろこしの國は。筑紫のはるかに西のおきなかに在て。これはたから國ともいへり。からとは。東の方なるをえみしといふごとく。西の方のもろ〳〵の外國をなべていふ名なり。さてこのもろこしといふからは。韓のからの西南のかたにつゞきて。いと大きなる國にて。胡の國天竺などいふらん國迄も皆つゞける。一つのしまなるなかに。東南の方になんよれりける。國のをさは。なべて外國のならひにて。古へより定れるはなくて。たゞその時々。いきほひつよくかしこきものぞなれりける。

後宇多ノ天皇の御世のころになりては。その北の方なる。蒙古といふ國より出しものゝなりて。九十年ばかりたもち。又其後

後光明天皇の御代正保のころ。その東北なる韃靼といふ國の者。この國をもうち取て。百卅年あまり今にたもてり。かくの如く常のぬしなきが故に。其國にては。定れる國の名もなくて。その時々をさになれるものゝ。本つ國の。またはじめによさゝれしところの名などをよび。あるはあらたにまうけなどもすめり。其中に。むかし漢といひ唐といひしは。やゝ久しくたもちける故に。其すゑほろびての後の世にも。なほ漢とも唐ともいへり。されば皇國にても。からとはには今に此二の名をよびて。やがてその唐の字を。もろこし共から共よめり。かくて其をさ。古へ周といひし代などには。王となのりしを。

黒田廬戸宮御宇【孝靈】天皇の御世にあたりて。秦ノ始皇といひし王。周をほろぼし。其國をとりてより。あらためて皇帝といふ。此時に萬ツのさだめをもあらためはじめつるを。おほくは今に至るまでもちふめり。又其國のなどは

しは。かく君をほろぼして。その國をうばふがつねなる故に。いにしへより。下(シモ)なるものは。上のひまをうかゞひてとらんとし。上(カミ)なるものは。人にとられじとかまふるから。上(カミ)と下(シモ)としたの心やはらがず。かたみにこわたき思ひははかりごとするあまりに。よろづの事まことはいとすくなくて。たゞいつはりかざりのみぞおほかる、そも〳〵昔の國をうばふにつけては。そのいみしき罪をまぎらはさんがために。あるひは天より授(サヅ)けたまふなどやうのいつはりごとを、くさ〴〵かまへ。ふみことば(文辭)をうるはしくかざりて。民をあざむき。又よろづのさだめをくはしくして、たふとき事に思はせなど。すべてうはべはいとめでたけれど。したの心なんわろくきたなき國なりける。されどかくよろづに心して。思ひはかりのすぐれたる故に。よゝにかしこき人もおほくいでき。何事もたらひて、あかぬことなきがうへに、國もいと廣くて。いきほひつよければ。かたはらなるちひさき國の王共をも。あまたなつけしたがへて。みづからは天子となのり、一(ヒト)きは尊(タフト)げにもてなし。おのが國をば中國といひ。かたへの國共をば。夷狄などおとしめあなづりて。天地のあひだにならぶものなきがごと。みだりにおごり高(タカ)ぶりをり。これみなこのをさ(長)のおのがわたくしどなるを、かのしたがひおぢたるかたはらの國王どもは。そのさだめをうけて。天子とあがめ。中國とあふぐめり。さるは古、より今に至るまで。たれも〳〵かのうはべのめでたく。ふみことばのうるはしきにはかられて。誠にさるべきことわりとのみ、深くしんじ(信)をるなりけり。さて此もろこしのからも。かの息長帶姫尊(オキナガタラシヒメノミコト)の御時より。韓(カン)のから(戎)どもと同しさまに。大御國(オホミクニ)へはみつぎ物(入貢)奉りて。まつろひまゐる(臣服)べかりしことわりなるを。よゝにさばかりおごりたかぶりをる王なりしかばにや。さるともなくて。御代〳〵をへけるに。

小治田宮御宇(ヲハリダノミヤニアメノシタシロシメシ、)【推古】天皇(スメラミコト)の御代に。かへりてこなたよりぞ大御使(オホミツカヒ)つかはしける。十五年秋七月戊申朔庚戌大禮小野臣妹子遣(ヲ)二於大唐(ニ)一。以(テ)二鞍作(ノ)福利(フ)一爲(ス)二通事(ト)一。と書紀に見えたる是也。そも〳〵かの國王より。いまだ使をもまださ(不遣)

ざるに。かたじけなく
皇朝より。かくふりはへて大御使をつかはしゝは。いかなる故にかとたづぬるに。扶桑略紀に。此御使の事しるせる所に。太子奏曰。臣之先身修行漢土。所持之經。今在衡山。望遣使將來。此校所誤之本云々と見え。又かの國ぶみ隋書といふにも。此度まかれる御使の詞とて。聞海西菩薩天子重興佛法。故遣使朝拜としるせる如く。聖德太子の。大御政きこしめす御代なりければ。おほくは佛の道のためにつかはしゝ御使なりけり。又そのかみは。韓國の人共おほく參りゐて。したしくつかへまつれりければ。其人どもの。かのもろこしのことを。めでたき國也と。つねにほめ申せるを。きこしめし。又そのころぞかしこき書共を見そなはすにつけても。いかで御言かよはして萬の事共をまねびとらばやとおもほす御心もまし／＼けるなるべし 同じき御世三十一年の紀に。もろこしの國に物ならひにつかはしゝ人共の。かへり參りて申ける詞に。其大唐國者。法式備定珍國也。常須達といへるにても。さか／＼韓人共のことも。かくさまにそゝのかし申せしたぐひ有けんとしるべし。さてかく此もろこしのかの國へ
皇朝の大御使つかはして。むつび玉ひしは。此御時ぞはじめなりけるを。かの國の書共には。まづ前漢書の地理志に。樂浪海中有倭人。分爲百餘國。以歲時來獻見云といひ。又後漢書には。倭凡百餘國。自武帝滅朝鮮。使驛通於漢者。三十許國。國皆稱王。世々傳統。其大倭王。居邪馬臺國云々。光武中元二年。倭奴國奉貢朝賀。使人自稱大夫。倭國之極南界也。光武賜以印綬。安帝永初元年。倭國王帥升等獻生口百六十人。願請見といへり。又魏志に。倭人舊百餘國。漢時有朝見者。今使譯所通三十國。などいへるによりて。其後のもろこしの書どもにはみな。漢の時より通ひ始めたりとのみいひ。又皇國にてもみな。誠にしか有けんとのみ心得るて。いさゝかうたがふ人もなし。今つら／＼考ふるに。そのかみ御おもむけのいまだ天の下にあまねからざりし程。いと／＼かたほとりの國造

通交

別稲置などやうの。一しま一郷をうしはきゐたりけん人共などの。わたくしにかの國へこゝかよはしゝ事などは。おのづから有もやしけん。それだに猶うたがはしきを。まして
皇朝より。大御使などつかはすべきよしさらになし。其ゆゑは。まづかの漢の武帝が朝鮮をほろぼしゝといふは。
春日率河宮 御宇【開化】天皇の御代なれば。いまだ三韓の國だに。あることをさだかにはしろしめさぬ程なるに。ましてはるかに西なるもろこしの國のあることをば。いかでかしろしめして。御使はつかはすべき。それよりはるかに後。
筑紫橿日宮 御宇【仲哀】天皇の御世に。新羅の國をうち給へと。神の御教の有し時すら。
天皇うたがひまして。高き岳にのぼりて。はるかに大海原を見そなはしけるに。さらに國見えざりしかば。神のそらごとならんとおもほし。次に
息長帶姫尊の。かの神の御をしへのまに／＼。その新羅の國ことむけ給はんとせし時もまづ吾瓮のあま烏麻呂といひしものを。西の海につかはして。國あるやと見せ玉ひしに。見え侍らずと申ける故に。又しも礒鹿のあま名草といふものを遣して見せ玉ふに。日をへてかへり参りて申けるは。西北のかたゝ、もゐはるかに。山の見え侍るは。國侍るにやと申き。そも／＼神代にはやく。
須佐之男尊の。新羅の國に天くだりましけるよしは見えたれども。たゞその名のみ傳りて。いまだ誠に其國のありやなしやは。さだかにしる人もなかりけんゆゑに。此御世に至りても。猶かくの如くなりけり。さればこれよりさきに。かの任那の國人の参りしも。いづかたにある國とも。そのかみはいまださだかならざりけんとしるべく。ましてそれよりさき／＼の世は。思ひやるべし。さてかの漢書後漢書の言をよく考るに。百餘國といひ。國皆稱レ王といへるは。國國の國造また別稲置などのともがらの。おの／＼其所々をうしはきゐたりしを。王とはいへる也。すべてからぶみ

漢籍

にては。大きなるちひさきをいはず。一國一嶋にまれ。うしはきて。獨だちたるをば。みなそこの王といへり。韓の國のうちにても。新羅百濟高麗などの外にも。なに王くれ王とて。いとおほかりしにてもしるべく。界此下に引ク魏志の詞に。伊都國世有レ王。皆統二屬女王國一といへる。伊都國は。筑前ノ國の怡土郡をいひ。世有レ王とは。仲哀紀に見えたる。筑紫の伊覩縣主なるべければ。これさることもがらをも。王といひしるし也。近き世のからぶみには。今の嶋津氏をも。薩摩王といひ。毛利氏を安藝王。大友氏を豐後王といへるたぐひをも思ふべし。そも／＼大御國には。神代より今に至る迄。

天皇の御末ならで。王といふ例は。さらになきことなるを。三十許國。々皆稱レ王といへるは。まことには王にはあらで。次に大倭王といへるぞ。まさしく

天皇をさし申せるには有ける。かゝればそのかみ漢にことかよひしは。

皇朝の御使にはあらざりしと。いよ／＼いちじるき物をや。かの魏志に。舊百餘國漢ノ時有二朝見スル者一といへるも。百餘國の王どもの中に。朝見せしが有しといふ詞なるをも思へ。次に後漢の光武ノ時に。倭奴國奉貢といへるは。倭奴國は。いづれの國をいへるにか。さだかならねど。これも凡百餘國といへる中の一つにて。倭國之極南界也とあれば。つくしなどの南のかたつかたなるべし。然るを此後漢書の註にも倭といひ。唐書などに。日本古倭奴也といへるに。いかにぞや。こは本の詞をよくもわきまへず。なほざりに見て。まぎらはしつるひがことなるぞ。御國の人すらなほわきまへず倭奴をも。たゞ倭とひとつと心得をるかし。さるからかへりて。かの倭ノ國之極南界也とあるをも。倭は國の南ノ界也としも訓るは。いみじきしひごと也。さるつたなき文詞あらんやは。次に安帝永初元年云々といへるも。かの國々に王と稱すといへる其中の王ども也。帥升等といへる等の字もて知るべし。これを杜佑が通典には永初元年。

倭面土國王師升等獻生口といへり。面土地の三字。いかにいへるにか。さだかならねど。何とかや一つのおびとの國の王めきても聞え。又面土地と王師升と。かしこへまかれりし二人の名のごとくも聞えたり。又隋書北史などには。此安帝が時にまかれりし使をも。倭奴國のといへり。次にまた後漢書に。桓靈間。倭國大亂。更相攻伐。歴年無主。有一女子。名曰卑彌呼。年長不嫁。事鬼神道。能以妖惑衆。於是共立爲王云々といへる。桓靈の間とはかの國後漢の桓帝靈帝が時をいへれば。いさゝか時はたがへれど。有一女子云々とは。まさしく息長帶姫尊の御事を。三韓などより。ひがことまじりに傳へ聞奉りて。かけるもの也。卑彌呼は。姫兒と申す事にて。神代巻に。火之戸幡姫兒千々姫命。また萬幡姫兒玉依姫命などある姫兒に同じ。姫を比彌といへる例も。古きふみに見えたり。さればこはたふとみて御國人のつねにかく申せしを。韓人などの聞て傳へしを。御名と心得しなるべし。以妖惑衆などいへるは。からびと（戎人）大御國の神の道をしらざるが故に。かゝるみだりごと（漫言）はするなり。また魏志に。倭人。在帶方東南大海之中云々。從郡至倭。循海岸水行。歴韓國。乍南乍東。到其北岸狗邪韓國。七千餘里。始度一海。千餘里。至對馬國云々。又南渡一海。千餘里。至一支國【支本誤作大。今依北史改】云々。又渡一海。千餘里。至末盧國云々。東南陸行五百里。到伊都國云々。世有王。皆統屬女王國云々。東南至奴國百里云々。東行至不彌國百里云々。南至投馬國。水行二十日云々。南至邪馬臺國女王之所都。水行十日。陸行一月云々。自女王國以北。其戸數道里。可得略載。其餘旁國。遠絶不可得詳。次有斯馬國。次有已百支國。次有不呼國。次有姐奴國。次有對蘇國。次有蘇奴國。次有呼邑國。次有華奴蘇奴國。次有鬼國。次有爲吾國。次有鬼奴國。次有邪馬國。次有躬臣國。次有巴利國。次有支惟國。次有烏奴國。次有奴國。此女王境界所盡。其南有狗奴國。男子爲王云々。不屬女王云々。女王國東。渡海千餘里。復有國皆倭種云々。參問

倭地絶在海中洲島之上。或絶或連。周旋可五千餘里。景初二年六月。倭女王遣大夫難升米等詣郡求詣天子朝獻。太守劉夏遣吏將送詣京都。其年十二月。詔書報倭女王云々。正始元年。太守弓遵。遣建中校尉梯儁等奉詔書印綬詣倭國拜假倭王云々。倭王因使上表。答謝恩詔。其四年。倭王復遣使大夫伊聲耆掖邪狗等八人上獻云々。其八年。太守王頎到官。倭女王卑彌呼與狗奴國男王卑彌弓呼素不和。遣倭載斯烏越等詣郡說相攻擊狀。遣塞曹掾史張政等。因齎詔書黃幢。拜假難升米。爲檄告喩之。卑彌呼以死云々。更立男王。國中不服。更相誅殺。復立卑彌呼宗女壹與【壹北史梁書作臺】年十三爲王。國中遂定。政等以檄告喩壹與。壹與遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人。送政等還。因詣臺獻上云々といへり。景初正始は。ともにかの國魏の年號にて。まことにかの姫尊の御世にはあたれり。然れども此時にかの國へ使をつかはしたるよししるせるは皆まことの皇朝の御使にはあらず。筑紫の南のかたにていきほひある。熊襲などのたぐひなりしものゝ。女王の御名のもろこしのかたくにまで高くかゞやきませるをもて。その御使といつはりて。私につかはしたりし使也。其故はまづ右の文に。かの國の帶方郡より。女王の都にいたるまでの國々をしるせるは。かのかしこの使の。大和の京へまゐるとて。へてきつる道の程をいへる如くに聞ゆれども。よく見れば。まことは大和の京にはあらず。いかにといふに。まづ對馬一支末盧伊都などは。しるせる如くにて。たがはざるを。其次に奴國不彌國投馬國などいへるは。漢呉音はさらにもいはず。今の唐音をもてあてゝも。大和への道には。さる所の名共あることなし。又不彌國より女王の都まで。南をさして水行せしことをいへるもかなはず。大和はつくしよりはすべて東をさしてゆく所にこそあれ。また自女王國以北といへるもたがへり。其國こそいふべけれ。みづから來たらんに。かく北南と西東とをわきまへまじきよしなきを。

又投馬國より女王の都まで。水行十日陸行一月といへる。水行十日はさも有ッぬべし。陸行一月はいと心得ず。行は日の誤なるべし。さて一日としては。いづこの海邊よりも。大和の京へはいたりがたく。又一月ならんには。山陽道のなかぢのほどより。陸路をのぼりしとせんか。さると有べくもあらず。古へ西の國よりやまとへのぼるには。すべて難波の津までは。船より物するぞ。定れるとなりける。かくあまたがへる事共のあるは。大和の京にまうきしゝしにて。誠にはかの筑紫なりしものゝ。おのれ姫尊也といつはりて。魏王が使をも受つるに。あざむかれつるものなれば。其使のへてきたりけん國々も。女王の都と思ひしも。皆筑紫のうちなりけり。されば不彌國といふより。投馬國などいへるもみな。つくしのしまの東べたを。南をさして物せし。海つ路にて。その過し方を以北といへるも此故なり。また周旋可五千餘里といへるも。筑紫の洲にてはさりの嶋々かけたる程によくかなへり。さて女王國東渡海千餘里。復有國皆倭種といへるも。大和にしてはかなはず。これもつくしより海をへだてゝ東なる。四國をいへるなり。後漢書には是を。自女王國東。度海千餘里。至拘奴國。雖皆倭種。而不屬女王といへるを。かの筑紫のいつはれるものにしたがはぬをいへるにて。狗奴國とは。伊豫國風早郡に河野郷あれば。それなどをいへるか。魏志に狗奴國の男王といへるも。すなはち此河野のわたりをうしはきゐたりしものをいふなるべし。さて思ふにかの伊都國の次にいへる奴國は。仲哀紀に儺縣。宣化紀に那津とあるところにて筑前。不彌國も同じき國にて。明宮御宇【應神】天皇のあれましゝ所を。宇瀰となづけしよしあれば。それなるべし。投馬國は。それより南水行二十日といへるにつきて尋ぬるに。日向國兒湯郡に。都萬神社有て。續日本後紀三代實錄延喜式などにみゆ。此所にてもあらんか。さて其餘の旁國とは。此道すぢにはあらぬ國々をいひて。其名共の中に。斯馬國鬼國爲吾國などいふがあるを。志摩ノ國紀の國伊賀ノ國にて。大和のかたはらの國也と思へる人あれど。よく思へば。斯馬は筑前ノ國志摩郡か。

或は大隅ノ國噌唹郡の志摩郷かなるべし。鬼國は肥前ノ國三根郡也。爲吾は。筑後國に生葉郡あり。然ればこれにもあ
なりつくし也けり。その外姐奴國は。伊豫國周敷郡に田野郷あり。對蘇國は土佐をいふか。邪馬國は。豐前ノ國下毛郡
に山國あり。又景行紀に八女縣といふも見ゆ。烏奴國は。周防ノ國吉敷郡に宇努郷あり。又大野といふ所も。西の國
國にこゝかしこ見えたり。さて後漢書また此魏志に。かの
姫尊の御事を申せる中に。自爲王以來。少有見者。以婢千人自侍。唯有男子一人。給飲食。傳辭出入といへるは
あらぬこと也。今思ふに。これもかのつくしに。いつはりしものゝ。おのれをことには男にて。女王にあらざるが故に
かの魏の使にすら。はたあはで。帳などに隔れて。物ごしにであへりけん。其時にいつはりて。女王はをさ〳〵人に
見え給ふことなし。此國人にあひ給ふも。つねにかくのみこそあれ。などいはせしならどを。其使は誠と思ひて。國に
かへりても。しか語りし也。又倭王因使上表といへるも。いつはりしきひがこと也。そのかみ御國にいまだ漢もじをしること
なし。されば是は使に來しものゝ。いつはり作りて。かの王に見せけるか。又みだりにそへていへるにも有なんかし
また卑彌呼以死。云々。立卑彌呼宗女壹與。年十三爲王といへる。
皇國にはかたもなき事なれば。是もかの筑紫のものゝうへにて。かの張政といひし者のきつるをりは。さきの度の使を
うけしをのこは。誠にしにけるか。又さらず共。卑彌呼は崩ましして。その宗女也といひなして。此度は十三になれ
るめのわらはを。王にいつはりしにて。あはせしなるべし。さるはかの
姫尊の御名の高くまし〳〵しによりて。此度もしか女王には作りしなりけり。もし此時も。かの張政まことに大和の
皇京にまゐりたらましかば。
明宮御宇【應神】天皇の御代なる物を。何のよしにかは。女王とはいひきかさまし。これらすべて。まことにあら

ざりしとしるし。そもそも古へにたゞ人の。かしこくも

天皇といつはりしためしは。これよりさきにも。

師木水垣宮御宇【崇神】天皇の御世に。意富加羅國の王の子。都怒我阿羅斯等といひしが。長門ノ國につきしに。そこなる伊都々比古といふ人。我ぞ此國の王なる。我をおきて又王はなしといひしこと有、又後には。

師木島宮御宇【欽明】天皇の御代三十一年に。高麗國よりまゐりし使の。たゞよひて〔漂〕越國につきけるを。その國の郡司なりし人の。われ天皇也とて。その御調をよこさまにこれりしを。

皇朝にはしろしめさゞりしを。ほかよりあらはし申せし事も有き。そのかみつねにゆきかふ蕃國の使をすら。かくおさむくものゝ有しかば。ましてそれより上つ代に。いまだおほやけより御〔言〕をかよはし玉ふともなき國へは。私にいつはりて通ひしたぐひ。これかれおほかりけんを。思ひやるべし。むげに近く、こゝのこともかしこのことも。たがひによくしりぬべき世になりてすら。かの明の太祖が。征西將軍ノ宮を。まことの天皇と心得て。いとねんごろにとかよはし奉りしをも。思ひあはすべし。その事は。下つ巻にいふべし。かゝればこの

息長帶姫尊の御代のほど。魏ノ國とゆきかよひしも。みないつはりどにて。

皇朝にはさらにしろしめさゞりしとなれば。古事記にも書紀にも。しるせることもなし。然るを書紀の今ノ本に。三十九年魏志云云々。四十年魏志云云々。四十三年魏志云云々とあるは。後の人の魏志をよみて。その語を。かたはらへかきいれおきしを。又後にうつす人の。あやまちて正しく本文のごとかきなしたる物にて。さらにもとよりの文にはあらざると。そのかきざまをもてもさとるべし。すべて書紀には。小書に。あだし國のふみを引て。本文とのかはり〔異〕をことわりなごせる例こそはあれ共。たゞ某年とのみいひて。からぶみを引ことは。例もことわりも。さらになきと也。又か

の三十九年の所に。是年也大歳己未とあるも。もとよりの文にあらざるしるし也。すべて大歳云々とは。御代〳〵の
はじめの年の所にのみことしるせる例なれ。かゝるところには。さらに例なき事なるを。さて四十三年のかたはらに。
譜本ニ向无之ニかけるは。三十九年云々四十年云々をもあはせて。すべてなしとにや。又四十三年のみをいへるに
やいづれにまれ。なきが正しき本なるとはしらる也。次に晋書に。宣帝之平ルヤ公孫氏ヲ也。其女王遣ハシテ使ヲ至ル帶方ニ朝見ス。
其後貢聘不絶。及文帝作ルニ相ト又数至ルといへるは。かの魏の時の事也。次ニ。泰始初遣シテ使ヲ重ネテ譯入貢スといへる。泰始
は。晋の武帝が年號にて。その元年は
息長足姫尊の六十五年にあたれり。この入貢といへるも。またさきのたぐひとしるべし。書紀の今の本に。六十六年。
是年晋武帝泰始二年云々とあるも。前にあげつらへるがごとし。次に
難波高津宮 御宇【仁徳】天皇の御世五十八年に。呉ノ國高麗ノ國並朝貢といふ事書紀に見えたる。呉ノ國の朝貢せし事。
ふかし。なほ呉ノ國の事は。下にいふべし。次に
泊瀬朝倉宮 御宇【雄略】天皇の御世八年に。身狹村主青と檜隈民使博徳とを。呉ノ國に遣し。同十年にかへり參
る。又同御世十二年にも此二人を呉ノ國に遣し。を。同十四年に。呉ノ國ノ使と共にかへり參れる。并に呉ノ國より獻
れる。手末才伎漢織呉織。及衣縫兄媛弟媛等を將て。參れりと書紀に見えたり。これよりさきに。明ノ宮の御代にも。
三十七年に。阿知使主都加使主を。呉ノ國に遣して。縫ノ女を求めしむ。まづ高麗に渡り。高麗人を導者として。呉ノ國
にいたりしかば。呉王。工女兄媛弟媛呉織穴織四人をあたへたるを將て。同四十一年に歸り參れる事見えたれど
も。それは此朝倉宮の御世の二ツの事の。まぎれたる傳説にして。實は明ノ宮の御世にはなかりし事也。そのよ
しは古事記傳卅ノ卷にも。くはしくいへるごとし。又明ノ宮の御世に。八年三十一年と。二度遣しゝ事あれども。ま

とは一度なりしが。まがひたるにはあらざるにや。そも〳〵そのころもろこしの國は。南朝北朝こて。ふたつにわかれたり。ほごにて。そのかみ吳こいふ國はなかりしかごも。三韓のあたりにては。はやくよりいひなれしまゝに。その南朝をなほ吳こいひし也。むかしの吳の地なればぞかし。かくて朝倉ノ宮の八年は。かの南朝は宋こいひし代にて。世祖孝武帝が大明六年こいふにあたり。十二年は。明帝が泰始四年こいふにあたれり。然るをかの國の宋書また南史に。高祖永初二年。詔曰。倭讃萬里修貢云々。太祖元嘉二年。讃又遣司馬曹達奉表獻方物。讃死。弟珍立。遣使貢獻。自稱使持節都督。倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事。安東大將軍倭國王。表求除正。詔除安東將軍倭國王云々。二十年。倭國王濟遣使奉獻。復以爲安東將軍倭國王。二十八年。加使持節都督。倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國將軍事云々濟死。世子興遣使貢獻。世祖ノ大明六年。詔曰。倭王世子興云々。宜授爵號。可安東將軍倭國王。興死。弟武立。自稱使持節都督。倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七國諸軍事。安東大將軍倭國王。順帝ノ昇明二年遣使上表曰云々。臣雖下愚。忝胤先緒。驅率所統。歸崇天極。道遥百濟。裝治船舫。而句麗無道。圖欲見呑。掠抄邊隸。虔劉不已。毎致稽滯。以失良風。雖曰進路。或通或不。臣亡考濟。實忿寇讎壅塞天路。控弦百萬。義聲感激云々。今欲練甲治兵。申父兄之志云々。詔除武使持節都督。倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事安東大將軍倭王こいへる。高祖永初二年。また太祖元嘉廿八年こいへるみな。遠飛鳥宮御宇【允恭】天皇の御代のほごなるを。此間に。倭讃【梁書作賛】こいひ。讃死弟珍【梁書作彌】立こいひ。また倭國王濟【南史或作綏濟】こいひて。三御代こし。次に世祖大明六年。順帝昇明二年こいへるは。こもに朝倉ノ宮の御世なるを。此間に。倭王世子興こいひ。興死弟武立こいひて。二御代こしたるなご。みなたがへり。又此あひだの御代〳〵の

天皇に。讃珍濟興武など、申す御名あることなし。但しかくしるせるおぼつかなさ。

磐余稚櫻宮御宇【履中】天皇の御次に。その御弟

多治比柴垣宮御宇【反正】天皇。その御次に。

遠飛鳥宮御宇【允恭】天皇。その御次に。御子

石上穴穂宮御宇【安康】天皇。その御つぎに。御弟

長谷朝倉宮御宇【雄略】天皇と御世しろしめし、御次第にあへる故に。松下氏の此ノ

天皇たちの御名ノ〜かの讃などいへる名共にあてたれども。さらにかなはず。いさゝかも似つかぬしひごと也。

但しかの小野妹子臣も。唐の國にては。蘇因高とかいはれしがごとくに。此御世ノ〜の御名をも。かりにかりそめにかりて作り（假）かへて。韓人などの傳へし事は。あるまじきにあらず。又こゝの御代と。かしこのしるせる年と。やゝたがへる。これはもとよりあしおほかれば。ことがむべきにあらず。然はあれども。遠飛鳥ノ宮よりの穴穂ノ宮までの御代ノ〜にもろこしへ御使つかはして。むつび玉ひしこといふと。さらに

皇朝にはしりしめさぬ事共にて。かの國のつかさなど（僭號）つけ給ひしよしなどしるせるは。ましてかたじけなく。かけてもあるまじきわざ也。すべてこれらは。そのかみ韓のから國へまかり（戎）ゐる（居）て。此國々の政とりける。日本府の卿などの。わたくしのしわざになん有りし。さるはそのころほひ。韓の國々みだれて。

皇朝にそむき奉りしこともありしかば。かの卿たち。みだりに

天皇の御稜威をいはせなし。もろこしの王とことかよはし（下）。物などおくりて。かれにもつかさ（僭號）を受などもして。國の大きなる勢いをはひそかに。かゝる事共をもつくろへしつのかさにて。はかりごとにてありけんもしりがたく。又朝

倭ノ宮の御世の七年に。吉備上道臣田狹を。任那の國のみこともちとしてつかはしけるに。ふしあひて此田狹。新羅とひとつになりて。皇朝にそむき奉りし事あり。又同き九年には。新羅の國のそむけるを。ことむけにつかはしたりし將軍たちかしこにて。おのがじゝいきほひをあらそひしとも有り。また

近飛鳥宮御宇【顯宗】天皇の御代には。紀生磐宿禰。任那の國にありて。高麗とむつび。三韓の王にならんとして。みづから神聖となのりし事も有き。かゝるたぐひ。なほ前にも後にも有けん。然ればさる人共の。おのがいきほひをかゞやかさんがためめ。いつはりどにても有けんかし。さればこそ倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事など、なのり。またさるつかさを賜はらんこともこひたりけめ。かの昇明二年遣使上表といひて。のせたる詞を見るに。さらにそのころの御國人のかけるふみことばのさまにあらず。韓國にてあひはかりて。その國人にかゝせし物也。句麗無道云々といひし。高麗をいたくあしざまにいへるを思へば。かの新羅とひとつになれりし。田狹がしわざにや有けん。かの御代の事をたづぬるに。七年に田狹が事有て。その父のこし。新羅の國王。皇朝をおそれ奉りて。高麗とむつばむとせしを。高麗いつはりうけがひて。新羅をまもらするまねして。または其國をとらんとして。軍を出しける時に。新羅王任那王にかたらひて。日本府の元帥たちのすくひをこひけるに。任那王やがて。日本府なる膳臣斑鳩吉備臣小梨難波吉士赤目子などをすゝめて。新羅をすくはせ。高麗とたゝかひし事有り。此とき新羅は

皇朝にそむける國なるを。日本府元帥どもの。かへりてこれをすくひしは。みなかの田狹がともがらなりけらし。高麗をば かくかたきとして。戰ひ ころなるが故に。いたくあしざまにはいひなせし也。そも〳〵此時に。高麗の

雄略

皇朝へゐやなかりしとは見えず。新羅こそかにかくにゐやなかりしかば。

征

天皇御みづからうちにいでまさんとさへおもほしたりき。されど神のいさめ給ひしによりて。御みづからはいでまさで。

征

紀小弓宿禰蘇我韓子宿禰大伴談連小鹿火宿禰などに。大御言おふせて。うたしめ玉ふ。其時の大御詔にて。新羅自居西土。累葉稱臣。朝聘無違。貢職允濟。逮乎朕之王天下。投身對馬之外。竄跡匝羅之表。阻高麗之貢。呑百濟之城。況復朝聘既闕。貢職莫脩。狼子野心。飽飛飢附。以汝四卿。拜爲大將。宜以王師。薄伐天罰龔行と。

書紀にあり。然るにかの宋書にのせたる書のおもむきは。これとかへさまなるにても。かの書の皇朝の大御心にあらざりしことは。いちじるき物をや。此事は。かの昇明二年よりは。十五六年前にあたれ共。すべて古のふはこゝろかしこく。しるせる年のあはざるためしは。いとおほかれば。まさしく此ほどの事とぞおぼゆる。但し同じき御世廿年に。高麗王軍をおこして。百濟をせめしによりて。同廿三年。筑紫の安致臣馬飼臣ら。船師をゐて。

高麗

こまをうちしこと見えたる。これかの昇明二年にあたれば。此時の事か共いふべけれど。此時も高麗は。ほかの深き御とがめ共聞えず。その同じ年にもまた。征新羅将軍吉備臣尾代などゝ見えて。かにかくに新羅と高麗は事かるに。かの書に。そのあしき事をば。つゆばかりもいはざれば。猶其をりの事にはあらずなん。さてか

清寧

朝の宋の。【雄略】天皇の御世に。呉國に御使つかはしゝよし。書紀に見えたるは。いかにぞいふに。さは二十使とり國に行し。よき限線衣縫などありといふことを。韓人のつてにきこしめして。それをめさむためにこそ有けれ。ここに其國々に御つかはしてむつび給はむとの御使にはあらず。たゞひとのついでに。かの王にもさたしも。御せうそこつかはしゝ。たゞ事は有けむにても。かれからはかの王へいひやりこそつからひて。なめしきさまなことは。しろしめすべきにあらず。たゞ二國なとの王とあきらひしなへにおとしたるべければ。何事も三の趣にてはありけめ。そのかみの大かたのあり

さまをもて思ふに。さらにかの國の書どもにしるしたる如くなる事には有べからず。まして詔書などつかはすべきさまにもあらず。さればかの宋書にしるせるは。みな上にいへるごとく。三韓にて日本府の卿たちの。わたくしのしわざにこそありけれ。

皇朝にはかつてしろしめさぬ事にて。書紀にしるされたる御使は。別事にぞ有けむ。さる故にかの十四年に。呉國ノ使の參り來つるは。いとたしかなる事なるに。かしこの書には。かへりて其事はすべて見えず。すべてかれこれとあへる事一つもあらず。これによりて思ふには。呉ノ國の使とて參りしも。いかなるさまにか有けん。高津ノ宮ノ御世にも呉國朝貢とあると共に。いといふかしきことなりかし。次に北史また隋書に。至開皇二十年。倭王姓阿每。字多利思比孤。號阿輩雞彌。遣使詣闕云々。王妻號雞彌云々。名太子為利歌彌多弗利云々。大業三年。其王多利思比孤。遣使朝貢云々。其國書曰。日出處天子。致書日沒處天子。無恙云々。帝覽不悅。謂鴻臚卿曰。蠻夷書。有無禮者。勿復以聞。明年上遣文林郎裴世清【隋書無世字下同】使倭國。度百濟。行至竹島。南望耽羅國。經都斯麻國。逈在大海中。又東至一支國。又至竹斯國。又東至秦王國云々。又經十餘國。達於海岸。自竹斯國以東。皆附庸於倭。倭王遣小德阿輩臺。從數百人。設儀仗。鳴鼓角來迎。後十日。又遣大禮哥多毘。從二百餘騎郊勞。既至彼都。其王與世清相見。大悅曰。我聞海西有大隋禮義之國。故遣朝貢。我夷人僻在海隅。不聞禮義。是以稽留境內。不即相見。今故清道飾館。以待大使。冀聞大國惟新之化。清答曰。皇帝德竝二儀。澤流四海。以王慕化故。遣行人來此宣諭。既而引清就館。其後清遣人。謂其王曰。朝命既達。請即戒塗。於是設宴享。以遣清。復令使者隨清來。貢方物。此後遂絕といへる。開皇は。かの國隋の文帝が年號。その二十年は。

小治田宮御宇【推古】天皇の御代八年にあたれり。廿年倭王遣使といへるも。まことの皇朝の御使にあらず。そのよしは下にいふべし。すべて上の件のもろこしの書どもに。又御國のありさまをしるせることどもを見るに。あるひは韓人のつて。又西のほとりの國人の。みだりにいへるをきゝ。あるひは又かしこの使などの來て。みづから物せしも。たゞ貨財わたり。西のかたそばを見たるのみにて。なべてのまさしき事どもは。しらずしていへる故に。いづれもみだりにて。ひがことがら也。さればかのよゝに。倭王の使といつはりしたぐひをも。深くは思ひたどらで。たゞふみなるまゝに心得て。みだりにしるせし物也。さるは人の國としもたがへることにしあれば。すこしはいつはりを共しりながら。しらずがほにて。まことになして。國の光にせんと。その國にては。ことさら行ぬべきわざなるを。此國の人さへ。そのいつはりなりしことを。くはしくもいひあきらめず。かのみだり書おほかるから書をたゞまことゝのみ信じをるは。いともかしこく(可畏)。うれたき(概)わざなりかし。かの國ぶみどもの中にも。たゞ唐書にのみは。ちかきふみことにしるせる事共をばとらで。たゞ用明天皇亦曰目多利思比孤。隋開皇末。始通中國。としるせり。これはた開皇といへるはたがへれど。隋よりはじまるといへる。これぞまことにて。隋のころ。御國の朝使のかよひけるを聞しおもむきとおぼしければ。そのかみ御國の古への傳へも。たゞ書紀のごく。小治田の御代の御使を。唐國のみつかひ(通)の始。とおぼせし也。さて大業は。隋の煬帝が年號。その三年は。すなはち同じ御代の十五年にて。此御使ぞまさしくかの妹子臣をつかはしゝをいひて。皇朝の大御使のはじめには有ける。此時かの國は。隋の代なりしを。書紀に。遣於大唐としるされたるは。此後ほどもなく隋はほろびて。書紀撰れしほどは。唐の代なりし故に。その時の名を。前へもかよはしていへる也。さて多利思比孤とは。是ぞ世の中々に聞えたる。これをかの隋書に。

用明天皇の御名とせるは。御代もたがひ。又かの天皇をしか申せし事も見えず。

小治田【推古】天皇は。姫尊にましませば。もとより此御名おひ給ふべくもあらず。又かの開皇廿年に御使つかはしゝ事も。書紀に見えず。かれこれうけがたきによりて つら／＼思ふに かの開皇廿年に使をやりしは かの息長帶姫尊の御代に有したぐひにて。西の邊なるものゝしわざにて。姓阿每字多利思比孤とは。僞りて大足彦となのりしなるべし。そも／＼足彦と申すは。御世／＼の天皇の大御名に。これかれあまた有て。たゞ人のみだりにつくまじきに。天とさへいへるは天皇の御使といつはらんかためなりけん。號阿輩雞彌とは。唐類函には。其國號阿輩雞彌。華言天皇也といへり。しかれはこれらもみな、僞りていへるなるべし、然るをかの國には。これをまことの御國の君と心得るたりし故に。そのゝち七年をへて。大業三年に。まとの御使のまかりしをりも。猶さきの同じ君の御世なるべしと思ひて。ふみびとのおしあてに。さきの名をしるしおける物なるべし。さてかの唐書に。開皇といへるは、御國人はたゞ隋の時を始とかたりけんを。隋書によりて。おしてしか定めて。しるせるなるべし。さて日出處天子云々とある詔書は。書紀にはのせられざれども。まことにさぞ有けん。かの國にて。後の代のふみどもにまで引出て。名高き事也。そも／＼天皇のかぎりなく尊くまします御事は。申すもさらなれど、まづ大御國は。萬の國をあまねく御照しまします。日の大御神の御國にして。天地の間に及ぶ國なきを。やがてその大御神の御末を。つぎ／＼に傳へまし／＼て。天津日嗣と申して。其御國しろしめし。萬代の末までも。うごきなき御位になんましませば。かのよしもなくみだりにたかぶりをる。もろこしの國の王などの。かけても及び奉るべき物にあ

らず。はるかにすぐれて。尊くましませば。もしかの國王などへ。詔書たまはんには。天皇物隋國王。などこそ有べきに。此度かれをしも。天子とのたまへるは。ゐやまひ玉へること。ことわりに過たりき。しかはあれ共。かれはたしかすがに大きなる國にて。かたへの國共をしたがへて。古へよりおごりならへる王にしあれば。しか隋國王などゝのたまひつかはさんには。いさゝかいみしくはらたちぬべきを。こなたには深く心ありて事し有て。つかはす御使なれば。しばし心をやぶるべきにはあらざれば。心よからぬわざながら。其詔書には。かれに天子とゐやまへつかはさんと。さも有ぬべし。然るをなほゐやなしとて。よろこばざりしは。かのかたはらの小き國の王ども。したがひおぢつゝ。へつらひくるにのみならひて。おのれよりは天皇のこよなくたふとくましますことわりをしらざるが故なり。もし此ことわりをしらば。有べきまゝに勅隋國王とあらんにても。悦びかしこまりて。かたじけなき大御詔をうけ拜み奉るべきわざなるをや。さてその明年文林郎裴世清といふもの。かの國王が使として參りて。その八月に京にめされ。

皇國にまゐ來りし事も。書紀とあへり。又それが經て來つる道の國々をしるせるも。たがへることもなくて。かの息長帶日賣命の御世に。いつはれるものゝ許へ。使の來たりしをりの。道の國々をいへるさまとはいたくこと也。これにてもかの時のは。いつはりなりしといふしるし。但し此度も竹斯國より東に秦王國といへるのみは。山陽道の西へたの國の地名を。聞あやまれる物と見えて。さだかならず。さて北史には。其王與世清來貢方物といへり。こは隋書にあはせ見るに。清字の下に。おほくの文字おちて。いふかしきひがこと也。隋書には。與清相見といひて。下に復令使者隨清來貢とあれば。此二つの清字を見まがへて。其あひだの文字共を。おとせるなりけり。されば今はその隋書のまゝに引けり。さて

天皇のかの使にのたまはせし御言とて。我夷人僻在海隅云々などしるせるは。いみしきつくり言也。日出處天子とのたまひつかはし

天皇の。かゝるとの給ふべき物かは。かの詔書とあひかなはぬをもて。使のそらごとなりしほどは。おしはかりつべし。すべて此詞も。清答曰云々の詞も。みな國にかへりて。かの王が悦ぶべきさまに。われだけつくりて。そらごとせし也。其まゝにしるせし物ぞ。さて此とき妹子臣。かの國王が御答の書をもてこしを。道にして。百済人にかすめとられけるよし。書紀に見えたり。又かの使裴世清がもて參りし書は。皇帝問倭皇。使人長吏大禮蘇因高等至具懷。朕欽承寶命。臨御區宇。思弘德化。覃被含靈。愛育之情。無隔遐邇。知皇介居海表。撫寧民庶。境内安樂。風俗融和。深氣至誠。遠修朝貢。丹款之美。朕有嘉焉云々。と書紀にのれり。これはかの妹子臣がもてこしとは。ことなりしにや。此書に倭皇と申せることこうたがはし。其故は。すべてかの國の王は。古へよりおごりならひて。尊きものはたゞおのれひとりと思ひをるから。あだし國の君をば。みだりにあなづりいやしめて。おしてみなやつこの如くにあへしらふならひに。いまだ

天皇のかぎりなく尊くまします御事をば。しらざるがゆゑに。此書の詞。すべていとなめしきにおはすれば。皇と申せることあひかなはず。さればこれは經籍後傳記に。小治田朝十二年。歳次甲子。是時國家書籍未多。爰遣小野臣因高於隋國。買求書籍。兼聘隋天子。其書曰。日出處天皇致書日沒處天子。隋煬帝覽之不悅。猶怪其意氣高遠。遣裴世清等十三人。送因高來觀國風。其書曰。皇帝問倭王。聖德太子甚惡其黜天子之號。爲倭王。而不賞其使。とあるぞまことなりけんを。書紀には。王とおとし申せるとをきらひて。皇ノ字には改めてのせられしなるべし。然るを平氏の聖德太子傳暦に。此隋王が書の事をいかにと。

天皇の問せ玉へる。太子の御答に。天子賜二諸侯王一書式也。然皇帝之字。天下一耳。而用二皇字一。彼有二其禮一。と申給へるよししるせるは。書紀の皇ノ字につきて。疑れると、聞えたり。すべてこの傳暦にはかゝるたぐひのつくりごとおほくて。うけがたし。さてその九月に。かの使がまかりかへるにたぐへて。又しも妹子臣を。かの國へ遣しける。其度の詔書は。東天皇敬白二西皇帝一。使人鴻臚寺掌客裴世清等至。久憶方解。季秋薄冷。尊候何如。想清悆。此即如レ常云々と。書紀にのれり。今つらつら此二度のゆきゝのあひだの事を考るに。まづはじめのたびつかはしゝ詔書を。かの王よろこばで。今より後かゝるやなからんをば。なうけいれそといひつけたかりし。其御使のかへるにたぐへて。やがて使をたてまつりしはいかにぞや。かの後傳記に。猶怪二其意氣高遠一とあるも。ちのゆゑなべし。又思ふに。大御國の事は。うきんへより。韓國のつてなどにも聞わたりて。下にはいかでむつび奉らんと思ふ心も。しかすがに有けんかし。又後傳記に。かの王が書に。倭王と申せる事を。皇太子のいたくにくみ給ひしとあるも。まことにさも有べきれる也。さてこのたびは。かれを天子とのたまひしだに。傳み遣し玉へる御心なるに。みづから皇帝となのりて。かへりて

天皇を。かしこくも倭王たゞおごし申奉れるは。いはんかたもなきゐやなきなれば。其書うらにうけ入れ玉ふべきあらず。ほこしらぬ申ざまぞと。きびしくとがめて。使をもすみやかにおひかへして。かたく御むつびをたち玉ふべきわざなるに。その書をもうけいれ給ひて。使をもあへしらひ玉ひ。ふたゝび御使をもつかはしゝは。猶かの國にのぞみ玉ふ事の。ありながらなりしが故に。御いかりをば。おさへしのばしけるなるべし。但し書紀に。かしこの使。六月十五日に難波につきて。八月三日に京に入とあれば。おほよそ五十日ばかり。いたづらに難波にとゞめられし也。かくしてさみに京へめさゞりしは。ゆゑ有べし。妹子ノ臣。かの國王が書をうしなひしかにとがめて流さるべきかな

といふさだめも有しかば。さるさわぎなどによりて。日數は經しか。其書もたゞ人にとられしといふは。そら言にて。まことは書のさまのゐやなかりし故に。こなたの大御心にかなふまじきことをはゞかりて。ことさらにうしなひしにも有べく。又かの王が悅ばざりしことなど。何くれの有さまの。おのづから聞えし故に。ゐやなくおぼしめして。かの使をも。京へは入らるまじきよしなどのさだめも有しにや。いかさまにも久しくとゞこほりしはかゝる事共のゆゑにぞありけんかし。然るをかの隋書に。我夷人僻在海隅。不聞禮義。是以稽留境內。不即相見。と天皇ののたまひしよししるせるは。ことに京にめされずて。久しく難波にとゞめられし。おのが罪をかくさんためにいへる事世清が。國へかへりて僞りいひし。例のつくりごと也。さて後の度の詔書には。日出處天子を。東天皇。日沒處天子を。西皇帝と改め給ひしは。始のを。かの王が悅ばざりしとの。聞えたりし故に。いさゝか加へて。又ゐやまひ玉ひし也。されど猶かの王をば。たゞに皇帝とはのたまはず。東にむかへて西とのたまひ。こなたにはた。倭とも王共あらため給はで。猶天皇とのたまへるにて。かの王が書に。倭王と申せるゐやなきをにくみて。それにはしたがひ玉はざりしはしられたり。又すべての御詞も。かしこよりは申せる趣を。うけ玉へるさまにはあらず。よく心をつけて見るべし。しかはあれ共。あながちにのぞみ給ふ事ましますが故に。前には致書と有しをも。敬白とあらため玉ひ。又尊候なとゝのたまへるは。いともいともかたじけなく。から王どもへは。いたく過たる御詞なりかし。尊候の候の字は。書紀の今の本にはおちたるを。善隣國寶記に引たるに。あるによりて引つ。かくて妹子臣は。またのとしの九月にかへり參れりしよし見ゆ。其度隋王より奉りし御返事は。物に見えず。又同じき御世廿二年六月に。犬上君御田鍬矢田部造某を。もろこしへ御使につかはし。廿三年七月にかへり參りき。

馭戎慨言上之巻下

次に

岡本宮御宇【舒明】天皇の御世二年八月に。大仁犬上君御田鍬大仁藥師惠日を御使としてつかはしけるに。同四年八月に。かの國より。高表仁といひしものを使として。御田鍬をおくりきて。對馬につきたりと。書紀にみゆ。此時はもろこしの國は。はやく唐の代になりつる程なりき。唐書に。太宗貞觀五年。遣使者入朝。帝矜其遠。詔有司毋拘歳貢。遣新州刺史高仁表往諭。與王子爭禮。不平。不肯宣天子命而還。といへる。このこと也。太宗は高祖といひしが子にて。唐の第二世の王。貞觀五年は。すなはちこの岡本の御世の三年にあたれり。さて此時の使長仁を。新唐書には。右の如く仁表とあれども。舊唐書には。書紀と同じく表仁とぞある。與王子爭禮云々の事は書紀には見えず。但しさきの

小治田の朝廷の御時の如く。此度の使も。大宮内にめされて。天皇を拜み奉りし事も。しるさるべきに。さる事はなくて。たゞ冬十月に。難波津の館に入て。御酒を賜はり。また明年の正月に。かへりまかりしよしをのみしるされたるは。よし有て。事にはのせられしにや。又もらしつれき。かの唐書にいへるごとく。ゐやどをあらそひ奉りて。にきびざりし故に。しるされざりしか。さだかならず。そもそもかの太宗といひしは。いさかしこき王にて。その國をよくをさめて。さきざきよりも。いきほひすぐれたるころほひにて。いよ／＼これを心にほこり。御國よりの御使の趣も。さこそしたがひおぢたらめと。思ひゐたりつらんにこそはあらめ。

よろづいと高かりけんを。思ひのほかにゐやなしと思ひて。又御使つかはさんには。かならず倭王某となのりて。ゐやゝしく有べしとやうに。いひしらせ申さんとてぞ。この高表仁をばおこせけん。されば表仁も。いとゞみだりにおごりたかぶりつゝ。いともかしこく天皇をもかろめ奉りて。かの國にしたがひをる。かたはらの國王ども。ひとしなみにあへしらひ奉らんとせし故に。皇朝には。すべてさるゐやなきあへしらひは。さらに受たまはで。よろづにぎびざりけんを。さも有ぬべし。されば杜佑が通典には。由是遂絶といへり。さて唐書の右のつゞきに。久之更附新羅使者上書といへり。舊唐書にはこれを。貞觀二十二年のこととせり。書紀には此事は見えず。次に同唐書に。永徽初。其王孝德即位。改元曰白雉。獻虎魄大如斗。碼碯若五升器。時新羅爲高麗百濟所暴。高宗賜璽書。令出兵援新羅といへる。永徽は。かの國高宗が年號。その元年は。難波宮御宇【孝德】天皇の御代。白雉元年にあたれり。書紀にいはく。白雉四年夏五月。辛亥朔壬戌。發遣大唐大使小山上吉士長丹。副使小乙上吉士駒。學問僧云々。百二十一人。俱乘一船。又大使大山下高田首根麻呂。副使小乙上掃部連小麻呂。學問僧云々。并一百二十人。俱乘一船。秋七月。被遣大唐使人。高田根麻呂等。合船沒死云々。同五年二月。遣大唐押使大錦上高向史玄理。大使小錦下河邊臣麻呂。副使大山下藥師惠日云々。分乘二船。留連數月。取新羅道。泊于萊州。遂到于京。奉覲天子云々。押使高向玄理卒於大唐云々。秋七月甲戌朔丁酉。西海使吉士長丹等。共百濟新羅送使。泊于筑紫。是月。褒美西海使等。奉對唐國天子。多得文書寶物云々といへり。此白雉四年の度。大使副使など。おのおの二人づゝ。二つに分てつかはしゝは。いかなるゆゑにか。又その使のいまだかへり參らざる程に。引つゞきて又高向玄理などをつかはしゝも。いといふかし。さてかの唐書に。獻虎魄

云々とは。これらの時にや有けん。かくて

後岡本宮御宇【齊明】天皇の御世元年八月に。かの河邊ノ麻呂ノ臣などはかへり參りき。次に同じき御代五年七月に。小錦下坂合部ノ連石布。大山下津守ノ連吉祥をもろこしにつかはす。仍以陸道奥蝦夷男女二人。示唐天子。と書紀に見えたり。此度のことは。すなはち其時かの國にまかりし。伊吉ノ連博徳がみづからしるせし書を引て。つぶさにしるされたり。坂合部ノ石布ノ連は。ゆくさまに南の海にたゞよひて。みうせぬれば。津守ノ吉祥ノ連ぞかの國にいたりて。唐土にてあへりける。然るに唐新羅とかたらひて。來年百濟をほろぼさんとするによりて。御國の御使をとゞめおきて。久しくかへさざりき。此度の事を唐書に。天智立。明年使者與蝦夷人偕朝と。天智天皇の御世にかけていへるは。ひがこと也。かくて其又のとし新羅と唐として。百濟をほろぼしたりき。かの唐書に令出兵援新羅といへるは。かならず此時の事なるべきを。孝德天皇の御世にかけたるも。ひがこと也。さてかく唐土がもとよりは。新羅をすくひ玉へと申しゝ其に新羅をすくはせ玉ふべきよしなければ。さらにきこしめしいれずして。ここかりのまゝに。百濟をすくはせ給はんがために。かたじけなく

天皇みづから筑紫に幸行て。そこにして崩りましき。こゝに皇太子まつりごときこしめして。筑紫の長津宮にましまして。百濟の王子豐璋が。御國にさぶらひけるを。百濟國王にたてし賜ふ。冠を賜ひ。又多臣蔣敷が妹を。妻に賜ひて。あまたの兵をそへて。おくりつかはして。其國を建しめ給ひき。又百濟國をもうしなはじがために。又しも御軍を遣はして。新羅唐の賊とたゝかはしを。官軍不勝といくさまけたまひて。

近江大津宮御宇【天智】天皇の御代二年九月に。百濟はつひにほろびはてぬ。此三年五月に。唐より百濟の鎮將

劉仁願といふものゝもとより。郭務悰といへるもの。使として參れり。善隣國寶記に。海外國記を引て。此事をしる
せるを見るに。まづ此使。四月に對馬に來れる時。智辨といふほうしをつかはして。事の趣をとはせ玉ひしに。有二將
軍牒書一函并獻物一と申て。すなはち智辨にわたせり。その九月に。津守ノ連吉祥伊岐ノ連博徳僧智辨らに仰せて。筑紫
太宰の詞といひて。かの使に告けらく。今見二客等來狀一者。非二是天子使人一。百濟鎮將私使。亦復所レ賚文牒。送二上執
事一私辭。是以使人不レ得レ入レ國。書亦不レ上二朝廷一。故客等自事者。畧以二言辭一奏上耳といへり。かくて十一月に。か
の牒書のこたへをつかはす。其詞は。日本鎮西筑紫大將軍。牒下在二百濟國一大唐行軍總管上。使人朝散大夫郭務悰等至。
披二覽來牒一。尋二省意趣一。既非二天子使一。又無二天子書一。唯是總管使。乃爲二執事牒一。牒是私意。唯須二口奏一。人非二公
使一不レ令レ入レ京とあり。かゝればこは唐王が使にはあらず。されど共まことは。そのいひつけをうけて。おこせしには有べ
し。さきにかの國より。新羅をすくひ玉へと申せしを。きこしめしいれずして。かへりて百濟をしもすくひて。戰は
しめ給ひしに。今此使を（不遣）まだせしは。かの王此度。
皇朝の御軍にたむかひ奉り。百濟の國をうちほろぼしつれば。
天皇の御いかりふかゝらんとをおそれて。その大御心をなごめ奉らんがため。かつは御國のありさまをもうかゞはせ
んとなるべし。然れども今御いきどほり深くましますをりからと申し。殊にその王が使にもあらざるがゆゑに。京へ
もめし入れずして。對馬よりかへされしなりけり。そも〳〵かの百濟の國は。
息長帶姫尊の御代より。宮家國として。御世〳〵におこたらず。まめやかにつかへまつりきつるを。今かくうち滅しつ
れは。唐はいみしき
皇朝の賊なれば。たとひ此使のむねゐや〳〵しく（卑辭）とも。さらにうけいれさせ玉ふべきにはあらぬを。ましてさもあらざれ

ばこまとにすみやかにおひかへさるべきことわりぞかし。されど猶御うつくしみをもて。甕などをも賜ひしとぞ。書紀に見えたり。さて其ころ。對馬壹岐ノ嶋筑紫などに。防人烽(サキモリトブヒ)などをおき玉ひ。又筑紫に水城(ミヅキ)して。大堤(オホツヽミ)をつきて。水をたくはへなどせさせ給ひ。又長門筑紫に城をつかせ玉ひしなどを思へば。かの劉仁願が牒書に。もし唐に御使をつかはして。むつび玉はずは。軍をおこして。おかし(犯)奉らんとやうのおもむきを。ほのめかして。おどし申せしとだにもや有けむ。さらず共。かの使を京へもいれずて。かへし玉ひしかば。かの國の心。はかりがたければ。かねてしかとな玉ひけむこと。も有ぬべし。かくて同四年の九月に。又かの國より。劉徳高といふ者に。かの郭務悰なども添ひて。すべて二百五十四人。筑紫に來て。表函を奉れり。これも京へはいれられず。みあへをも賜ひ。物などをも給ひて。筑紫よりかへされしよし見えたり。此時守ノ君大石坂合部ノ連石積などを。唐につかはすこと有て。蓋送ニ唐使人一乎。といふ註あり。此年の使を。つかはさずかへされしかば。(不遣)かの王いかりて。軍をおこしあた(寇)ひ奉るやうも有べきによもあらで。又しもかく人をかへて。使をまたせしは。いよいよねんごろに申して。なごめ奉らんとするなるべし。これも。王の使にはなくて。猶かの百濟ノ鎭將が所より奉れるよしと聞えたり。それは。なごまりて。守ノ君などを。おはしても。筑紫の太宰より。百濟ノ鎭將がもとへの使と聞ゆ。されどそれも。唐よりおけ(置)るものなれば。唐に遣すと。書紀にはしるされたるなるべし。此度此使にのたまひつかはしゝは。いかなるおもむきなりけん。しられず。續錄の東國通鑑といふ書に。於ㇾ是仁願。領ニ新羅及百濟耽羅倭人四國使一。浮ㇾ海西還。といへる。倭人の使はこれなるべし。西還とは。新羅より唐國へかへりし也。かくて同き六年十一月。又かの百濟ノ鎭將が所より。司馬法聰といへる者をおくりて。かの坂合部ノ連石積などを。筑紫の都督府に送れり。いにし四年十二月にまかりし使の。かへりしこと久しさまりて。いまだ四十二月にかへりしも同じ有けるかし。かくて此度きた伊吉ノ連博德などを使として。かの法聰をお

くらせられしを思へば。諸國が參りしも。たゞにこなたの使を送れるのみにはあらで。又しも申おこせしむね有し故に
こなたよりも。又御こたへのむね有けるなるべし。此月對馬の金田ノ城などを築(キヅカ)せし事もあれば。その御こたへのおも
むきも。おしはからる。同七年九月に。新羅ノ國使をまうして。御調(ミツギモノ)を奉れり。新羅は
後岡本宮御宇(ノチノヲカモトノミヤニアメノシタシロシメシ・)【齊明】天皇(スメラミコト)の御世。唐にへつらひつかへて。
皇朝にそむき奉り。つひに唐とかたらひて。百濟の國をうちほろぼせしより。こなた。絶(タエ)てまゐらざりしに。今かくまゐれ
闕朝貢
るは。右のごとく唐より度々使をまだして。ねんごろになごめ奉り。又新羅の事をも。しばしばこひ申せしによりて。
天皇御いきどほり。やうやくにとけ給て。かの罪をゆるされしなるべし。これにて唐より度々申おこせし趣。また唐をい
きどほりおもほしめしつる大御心(オホミココロ)も。やうやくとけたまひしほど。おしはかられたり。さて後新羅よりは。としどしに
絶す。御調(ミツギモノ)奉りき。同八年に。河内ノ直鯨(クヂラ)を。唐の國につかはす。唐書に。咸亨元年。遣使賀平高麗といへるは。
此使をいふか。同じ年。又唐國より。郭務悰など二千餘人參るとも見えたり。されどこれはうたがはしきよし有。同じ
き十年正月。またかの百濟ノ鎭將がもとより。李守眞といふものをまだして。表を奉り。その十一月に。又郭務悰ら二
千人。四十七艘の船にのりて參れり。此をりしも。
崩
天皇かむあがりましましかば。郭務悰ら筑紫に侍(サブラヒ)て。喪服(アサノコロモ)をきて。三たび擧哀(ミネタテマツリ)。東の方にむきてをがみ奉るとあ
り。さて書函(フミバコ)また信物(クニツモノ)を奉り。こなたよりも物たびて。かへしやり給ひき。此度も例の京にはいれられず。さて此時
唐主より奉りし書に。大唐帝敬問日本國天皇云々。また
天武天皇ノ元年に奉りし書には。大唐皇帝敬問倭王と有しよし。元永元年菅原ノ在良ノ朝臣の勘文(カンガヘブミ)に見えたり。されどこの
勘へは。ひがとあり。書紀を考るに。まづ此度郭務悰が參りしは。右にいへるごとく。十年十一月にて。十二月に

天皇とはあやまりまし〳〵。書函を奉りしは。又のとしの三月にして。すなはち
飛鳥清御原宮御宇【天武】天皇の元年なれば。奉りし書はひとつなるを。古き書に。あるひは
天智天皇の十年ともしるし。あるひは
天武天皇の元年と記せる書も有しを。これかれを見て。二度の事と。心得あやまられし物也。されば倭王とあるは。かの
まゝ。日本國天皇とあるは。かの
小治田【推古】朝廷の時の。倭皇の皇の字のごとく。こゝにてあらためて。しるせし物なるべし。さてこの
淨御原宮御宇【天武】天皇
藤原宮御宇【持統】天皇と二御代。絶てかのもろこしの國に御使つかはす事のなかりしは。すでに
皇御國の大御心とは給て。蕃國の列にてもてなさるゝされ。又御使をもつかはし。故に。唐土いましはしたひと思ひしを。又其國
しきりにしば〳〵使をまゐらせて。いよ〳〵あやなく。おこりたるをのみ申せとせしによりて。なほ又しもつかすなは
もたしめして。ねつびをたち給ひしにや。又さらずとも。此二御代は。かの國とむつびは給はぬ御心ましましけるにし
やつとまれかくまれ。御使つかはす御事のやみにしにて。よろづよりもめでたく。たけきわざ也かし。かくて三十年あ
まり過し程に。又しも
藤原宮御宇【文武】天眞宗豐祖父天皇の御世大寶元年に。粟田朝臣眞人を。遣唐執節使として。やがて其年船出
せしを。波風あらくて。え渡らず。又のとしの六月に。まかり渡りて。慶雲元年七月に。かへりまゐりき。唐書に。長
安元年。其王文武立。改元曰大寶。遣朝臣眞人粟田貢方物云々。といへること是也。此時唐國は。則天がなりける時。
その女武后の王となりて。國の名をも。周と改めたりしころにて。長安はそれが年號。その元年は。すなはち大寶元

年にあたれり。舊唐書には。長安三年とあり。まとにかの王が所へ至りしは。その三年なるべし。次に

寧樂宮御宇高瑞淨足姫【元明】天皇の御世。靈龜二年八月に。多治比ノ眞人縣守を。遣唐押使とし玉ひ。またのとし養老元年にまかり渡りて。同二年十二月に。かへり參りき。これを唐書に。聖武立。改元曰白龜。開元初。粟田復朝。請從諸儒授經。詔四門助教趙玄默。即鴻臚寺爲師。獻大幅布爲贄。悉賞物貿書以歸といへる。開元は。かの國唐ノ玄宗が年號にて。その五年ぞ。養老元年にはあたれる。白龜は靈龜をあやまれるなるべし。又これを聖武天皇の御代にかけたるは。神龜とまがひつるなるべし。粟田復朝とは。からひと皇國の朝臣眞人などいふかばねをしらざる故に。此度の御使のかばねの眞人と。前の大寶の度の御使の名の眞人とを。ひとつにまぎらはして。同じ人と心得し也。舊唐書には名をいはで。たゞ又遣使來朝とのみいへり。次に

天璽國押開豐櫻彦【聖武】天皇の御世。天平四年八月に。多治比ノ眞人廣成を。遣唐大使とし給ひ。同五年四月に。まかり渡りて。同七年三月に。かへり參りき。入唐留學生下道朝臣眞備も。此御使にたぐひて。かへり參りて。唐禮百卅卷。太衍暦經一卷。太衍暦立成十二卷。樂書要錄十卷。そのほかくさ〴〵の物を得來りて。たてまつりき。此人は。さきの養老の度の御使にたぐひて。かの國にまかり渡りて有けるが。ことし十九年といふにかへり參れるなりけり。後に吉備朝臣といふ姓をたまはり。右大臣までのぼり給ひて。世に吉備大臣と申すはこれ也。かの唐書に。請從諸儒授經云々といへるは。まさしく此眞備朝臣の事なりけんを。眞備と眞人とをまぎらはして。これをも粟田眞人の事とし。又此天平の度の大使のかばねも。多治比眞人なる故に。養老の度の御使と。一つにしてしるせる。みなあやまりなり。さて此度の御使たちのかへるさまに。波風にたゞよはされし事につきて。かの國王玄宗がもとより。副使中臣ノ朝臣名代がかへる使につけて。

天皇に奉りし書を。張九齢といふものゝかきたりしを。文苑英華といふふみに載たるを見るに。勅日本國王主明樂美御德。云々【張九齢文集ニ作リ王ニ作ル御作レ御皆誤也】といへり。かく申せるは。此度御使の人に。天皇の御名をいかにとゝひしに。御名を申奉んは。かしこければ。主明樂美御德と申すよし。書て答へけん。そはすなはち漢文に天皇と申す事なるを。から人は。皇國言葉をしらねば。御姓御名と心得て。そのまゝに書て奉りし物也。然るを近き世。新井氏の殊號事略といふ物に。此事を論ひて。大國の天子として。外國の君を。天皇と稱せられんも。然るべからず。又國王とのみしるさば。本朝の君臣。相悦ざるところなる故に。本朝にて天皇の御事を申す詞に。兼用ゐて。かくしるされしと見えたり。これ大國の体をもうしなはず。隣國の禮をも失はずして。ふたつながらおひまたる書法なりといへるは。ひがこと也。すべて此奉りし書の中に。いさゝかも尊みたる詞はまじらぬ中に。かしこくも

天皇を卿とさへ申せり。卿とは。かの國にて。下ざまにたつものをさしていふことば也。本朝の君も臣も悦ばじとて。國王とも申すかたには。はゞからんものゝ。かゝるやなき詞はつかふべき物かは。又伊藤氏は。主明樂美御德とは。もとこなたの詔書にしるしてつかはしたりしを見て。かしこよりもしか申せるなるべしといへり。儀制令の義解にも。須明樂美御德と申奉るよし見えたれば。此說はさも有ぬべく聞ゆれど。かの國唐の代となりては。こなたより詔書はつかはさゞりし例なるを。藤原ノ葛野麻呂の書に見えて。下にくはしく論ふがごとくなれば。さるにもあらず。又たとひこなたよりのたまひつかはしゝにもあれ。かしこよりは。それも猶御名と心得て申せし也。然れ共。これは
（僭甚　妄自尊大）
天皇と申すと同じ御事なれば。皇國にては罪ふかきを。すべての詞いとゐやなく。みだりにおごりたかぶりて。無禮きことさへ申せるなど。

天皇をはじめ奉りて。つぎ〳〵の君にいたるまでも。御心にはいみじくほこりて。下にくだし賤とおもほしつらん物を。なほかしこに
（不知名分）

あながちにのぞみ給ふ事共の有ル故に。御いかりをしのばして。其書をも受ケ入レさせ玉ひつゝなほ御むつびをかはし給ひしなど。すべていとノ\うれたく心うきわざにぞ有ける。次に

孝謙天皇の御代。天平勝寶二年九月に。藤原ノ朝臣清河を。遣唐大使とし玉ひ。同四年に。まかり渡りて。同六年正月に。副使大伴宿禰古麻呂。吉備ノ朝臣眞備などは。歸り參りしを。大使なりし清河ノ朝臣は かの國にとゞまりて。えかへらずなりぬ。此度かの國の天寶十二年といふ正月朔日に。唐王があふ時。御使たちを。新羅の國の使よりは。下ざまにおきけるを。古麻呂うれたみて。然るべからざるよし。かたくいひけるによりて。つひに新羅のつかひをはくだして。御使を東づらの一のくらゐにつけゝるよし。古麻呂申しき。たとひ一の位にまれ。新羅の使などゝひとしなみにあへしらひしは。皇朝の大御使にしも。猶いとあかぬわざなりかし。かの天寶十二年は。天平勝寶五年にあたれり。唐書に。天寶十二載。朝衡復朝すといへるは。此度の事なるを。大使副使などの名をばいはずして。たゞ朝衡とのみいへるは。此人は。さきにもまかり渡りて。久しくとゞまりゐたりしかば。かの國人どもよくしれりし故にや。但し舊唐書には。開元初。又遣使來朝云々。其偏使朝臣仲滿。慕中國之風。因留不去。改姓名爲朝衡云々。留京師五十年云々。逗留不去。天寶十二年。又遣使貢。上元中。擢衡爲左散騎常侍鎭南都護といへるをもて見れば。かの天寶十二年のころも。仲滿はかの國にありし程也。然るを新唐書に。復朝といへるは。又遣使貢といふことをも。ともに此仲滿が事と思ひまがへし誤なりけり。次に

廢帝の御代。天平寶字五年十月。仲ノ眞人石伴を。遣唐大使とし。副使などをも定めおかれしかど。此程もろこしの國みだれたるよしを。きこしめしけるが故に。つかはさずなりぬ。次に

光仁天皇の御世。寶龜六年六月に。佐伯ノ宿禰今毛人を。遣唐大使とし。同七年四月に。船のりしつれ共。風あしくてかへりて。同八年四月に。又京をたゝしに。病おこりて。又こまかうず。副使小野朝臣石根に仰て。まづ船のりし。節を持て大使の事をおこなはしむ。同九年の春。かの國王が所にいたりつきて。王にあひ。そのとしの冬。第三の船[illegible]第二の船と。つぎ／＼にかへりつきぬ。此かへるさまに。あしき波風にあひて。第一の船は破れて。石根ノ朝臣をはじめ。六十三人海におちいりてうせぬるよし。其船に在し。判官大伴ノ宿禰繼人。からくして命たすかり。かへり參りて。まうし申す。此度かへる船のたよりに。唐國よりも使をまだせし。その使ざね。趙寶英といひし者は。此第一の船に在し。うせにけり。其外判官孫興進秦怱期などいふものども。ことなく參り來て。同十年五月に。皇朝を拜み奉りて。かの王が書。またくにつ物などをさゝげ。御饗などにまはりてかへりつ。又同じき判官高鶴林といふものは。おくれて參りて。十一年正月に。みかどをおがみせり。さてかの第三の船。判官小野朝臣滋野がかへりつきし時。此度のゆきゝのあひたの事共を。つぶさに鎮紫より京に申ゝける中に。今唐客[illegible]臣入朝。迎接祗候。令[illegible]例。臣具陳。太宰府。[illegible]といひ。又此度唐客使の申せる文に。唐使之行。左右建旗。亦有帶仗。行官立旗隊。臣等稽之古例。未見斯儀。禁不允否。伏聽處分と申けるに。たゞ使の禮をとゝのゆるされて。旗にいる事は[illegible]。又申けるは。新羅朝貢使。王子泰廉。入京之日云々。[illegible]今領唐客。准擬[illegible]例[illegible]と申せり。これによりて見れば。そのかみ唐王の使をもあへしらひ給はしも。たゞこのたびをはじめとし[illegible]事しられて。まづ鎮紫より京までのぼる。道のほどのよそひなども。かれがするまゝにはゆるし給はず。こなたよりはからひ玉へりし事もしられたり。又この使どもの。みかどをおがみして。王が書を奉りける時の大詔に。唐使上書。朕見之云々。[illegible]時の詔に。客等此在。[illegible]

宜知之とあり。又まかりまうしゝけるときの詞に。臣等多幸。得謁天闕。今任罪辭。不勝悵戀と申せり。貽くはしくは。續紀にしるされたり。さて唐書に。建中元年。使者眞人興能獻方物。といへる。建中は。かの王德宗の年號。その元年は。寶龜十一年にあたれば。此度の御使のかしこにいたりし年と。一年たがひ。又御使の名も。或の延曆の度とまがひたり。次に

平安宮御宇【桓武】天皇の御世。延曆廿年八月に。藤原ノ朝臣葛野麻呂を。遣唐大使として。同廿二年四月に。船出せしかど。浪風あらくて。船やぶれつれば。えまかり渡らで。またの年廿三年五月に渡りて。その冬。かの王德宗にあひ。廿四年正月朔日にも。又あへりしに。其月德宗死て。その子跡をつぎけるよし。六月に。對馬にかへりつきて申したり。そはかの國の貞元廿一年にて。順宗がかはり立て。永貞と改めし年なりけり。此度副使石川ノ朝臣道益は。かの國にして身まかりにき。さて唐書に。貞元末。其王曰桓武。遣使者朝。其學子橘免勢。浮屠空海。願留肄業。歷二十餘年。使者高階眞人來。請免勢等俱還。詔可といへる。此度の事也。然るをかの寶龜の度の御使をしも。眞人興能としるせるは。誤れり。興能とは。此度の大使葛野麻呂の事にて。むかしかの小野ノ妹子を。因高といひし如く。かの國にて。葛野をさは名のりし也。日本紀畧又空海のかける文などには。賀能とも見えたり。眞人とは。これも此度の判官高階眞人遠成を。まぎらはしつる也。遠成の事は。類聚國史に。大同元年十二月壬申。遣唐判官正六位上高階ノ眞人遠成。授從五位上。遠成率爾奉使。不追治行。其意可矜。故復命之日。特授焉とあり。これは大同元年に又遣したるにはあらず。此延曆の度の判官四人の中の一人也。其故は。大同元年に遣唐使の事。物に見えたることなし。然れば大使副使などなくして。たゞ判官のみつかはすべきよしもなく。又右の文のまへに。此遠成を遣し、事もをはりて復命とて見えず。又わづかにこぞの六月に。前の御使のかへり參りしに。ことしの十二月に。又後の御使の。すでにかへりと

申すべきにもあらず。大同元年三月に。
桓武天皇かむあがり（崩）まし〳〵て。
平城天皇は。この五月に御位につかせ給へれば。いまだ遣唐使あるべきあひだもなき物をや。かゝれば此遠成は。延暦廿四年に。かの大使などゝともにはかへらず。ゆゑ有て。かの國にとゞまりゐて。又の年大同元年に。おくれてかへり參りしなりけり。朝野群載に。此時唐主が。遠成にあたへたる位記をのせたり。日本國使判官正五品上兼行鎮西府大監高階眞人遠成。右可。中大夫試太子中允。餘如元云々。元和元年正月廿八日とあり。かの國の元和元年は。すなはち大同元年也。舊唐書に。貞元二十年。遣使來朝。留學生橘免勢。學問僧空海。元和元年。日本國使判官高階眞人上言。前件學生。藝業稍成。願歸本國。便請與臣同歸。從之といへり。此文の趣も。高階眞人その年にかしこへまかりしふしにはあらず。免勢。空海などゝともに。貞元廿年よりふたとせ。かの國にとゞまりゐたりしが。元和元年に。ふなともなひてかへらんとこ（請）ひしよし也。然るをかの新唐書に。歴二十餘年。使者高階眞人來云々といへるは。いみしきあやまりなり。又逸勢をば。ともに免勢とあやまれり。さて

平城天皇

嵯峨天皇

淳和天皇の御代は。遣唐使のさだなかりき。奈良宮の始の御世のころよりしては。延暦までは。御世〳〵ごとに一たびは定れる例のごとくにて。かならず此事有しに。今かく絶たりしに。又いとめでたし。そも〳〵かの國にせちにのぞみおもほしめしける事共の有しほどだに。かのすぢもなくいやしき戎王に。むつび給ひしは。大皇國のあかぬわざなりしか。今はましてかたじけなく大御使つかはして。何にかはし給はん。ともすれば。あしき浪風のわざはひにさへ

あひて。あたらおみたちの。いたづらになる。いとあぢきなく。かなしきわざならずや。それもかの國王。天皇の。かぎりなく尊くましますとわりをわきまへて。ゐやゐやしくあへしらひ奉らばこそあらめ。かれよりは。ひたぶるにおとしめ奉りて。かたじけなく日本國王などゝのみこそ申すめれば。かへすがへすも此御おきては。さもこそあらまほしきわざになん。然るに又しも。

仁明天皇の御世。承和元年正月に。藤原ノ朝臣常嗣を。遣唐持節大使にめされ。同三年五月に。[illegible]りせしを。例の浪風あらくて。船共もそこなひて。たゞよひかへりしかば。船などつくろひて。同四年三月に。又船出せしに。またしもえ渡らず。たゞよひて。太宰府にかへりき。かくて同五年六月に。大使は太宰府より又ふなでせしに。副使小野ノ朝臣篁は。いかれることありて。病のよし申シてまからず。嵯峨ノ太上天皇いかりましまして。隱岐ノ國にながし給ひてき。同六年八月に。大使をはじめ。みなかへりつきて。九月に京にまゐりぬ。唐書に。次仁明。仁明直ニ開成四年ニ。復入貢スといへる。此度の事也。開成は。かの王文宗が年號にて。その四年は。すなはち承和六年にあたれり。さて此度も。唐王より奉りし書有し事。續後紀に見えたり。されど其詞はしるされず。そもそも御世御世の紀どもに。渤海ノ國より使をまだせし度ごとに。其王より奉りしふみ共。又其王に賜ひし詔書などもつぶさにのせられたるに。唐王より奉りし書の詞とては。かの小治田の御世の後は。ひとつも載られたることなきは。例のいとゐやなくのみ有し故に。いみはぶきたるものなるべし。又こなたよりは。かの國唐の代となりてよりは。すべて詔書はつかはさゞりし例と見えたり。其故は。かの延暦の度の御使の船の。かの國のさかひにいたりつきし時。大使葛野麻呂ノ朝臣の。かの國の福州觀察使といふがもとへおくられし書に。賀能啓云々。又大唐之遇日本ノ也云々。待ルニ以ス上客ヲ云々。與ト夫ノ璅々タル諸蕃ニ。豈同ニシテ日ヲ可ンヤ論ス乎。又竹符銅契ハ。本備フ詐ニ。世淳ク人質。文契何用ノ是

故我國淳樸。已降常事。好隣。所献信物。不用印書。所遣使人。無有詐偽。云々。何更用契云々。然今州使貢上只文牒云々。捻指藩上云々。官吏之道。實是可然。雖然云々。建中以往。入朝使絶。州縣舘司云々。不撿舊例。今則事與昔異云々。伏願顧好隣之義。不怪常風云々とあり。此書は。そのをりたくひて物せし。學問僧空海がかけるにて。性靈集にのれり。もし唐の代になりて。詔書つかはしゝ例あらんには。えもかくはいふまじければ也。さてつかはさぬは。使のいつはりなき故と。この書にはかけれど。そは此時にふれて。ことさらにいひなせる物にこそあれ。まことにはさるとにあらず。唐の代となりては。かの小治田の御代のごとく。天子天皇などのたまひては。かの王号をゆるしくいきどころてかれが申すまゝに。日本国王などゝ。おとしてはたのたまふべきにあらざるが故に。詔書にはかはらずなのにしを。例として。度どにかれがせむるにも。とかくいひて。したがはざりし也。さるはかの國にはあたし國々の使をうしてむへびくるには。必その王のふみ有べきさだめなるを。これにはもたず。かく後迄もことさらに國をたかをなんことほしたまひし。御いきほひは。舊唐書に。其人入朝者。多自矜大。といへるに思ひあはされて。いとたけしかし。さて承和の後。

文德天皇

清和天皇

陽成天皇

光孝天皇の御御世にも。又たえて。遣唐使はさたなかりき。次に

宇多天皇の御世。寛平六年九月に。唐客に詔て入朝さ。扶桑略記に見えたり。こはかの承和の後五十餘年。遣唐使の絶たりし故に。又續つたつひの絶えしとを。心りへ思ひて。昔のごとく遣使はるべきよし。申しなりしとならんし。

ればにや。やがて其八月に。菅原ノ大臣の。参議左大辨にておはしけるを。遣唐大使。紀ノ朝臣長谷雄を副使になされて。判官主典などをもさだめられしか共。此ほど唐の世おとろへて。かの國みだれたるよしをきこしめしける故にや。つひに其事はたし給はでやみにし後。ながくたえて。さだもなくなりぬるは。かへす／＼めでたし。同七年五月十五日。唐使入朝すと。扶桑略記に見えたるも。さきのおもむきの使なるべし。かくていくほどもなく。

醍醐天皇の御代延喜のころ。唐(タウ)はほろびて。國内(クヌチ)いたくみだれて。五十年あまりも。しづまらざりしそのあひだを。五代とかいひしを。

村上天皇の御代。天徳の末にあたりて。趙匡胤といへるもの。國をとり王となりて。宋といふ。これよりもろこしの國。又しばらくをさまりぬ。されどその北の方には。なほ宋にしたがはぬ所も。これかれ有き。さてかの五代のほど。呉越といへる國の王より。蔣承勲といふものを。使にまゐらせたりし事有き。其時かの王。小野ノ宮ノ實頼ノ大臣。九條ノ師輔ノ大臣などへ。書を奉りて。其返事(カヘリゴト)共。本朝文粋にのれり。おほやけごとならねど。そのかへりごとのさまなどは。よろしく聞ゆ。又日本紀畧に。承平六年八月二日。左大臣賜フ二書状於大唐ノ呉越王一ニとある大唐の大ノ字こそ。例のわろければ。賜ノ字などは。よろしきしるしざま也。この呉越といふは。錢氏にて。五代のころより。宋の始つかたまでの。もろこしの浙江といふ所にて。王となのりゐたりしもの也。そこは皇國へちかき方なるから。かくこそ通はせしなるべし。もろこしの書にも。呉越ノ錢氏。因テ二海舶ニ一通ス二信ヲ日本ニ一。天台ノ智者ノ教。五百餘卷。有テレ録而多ク闕ク。賈人言ス。日本ニ有リレ之。錢俶致シテ二書ヲ於其ノ國王ニ一。奉リ二黄金五百兩ヲ一。求メ二寫シテ其本ヲ一。天台ノ教大ニ布ク二江左ニ一といへり。又

圓融天皇の御世。天元五年に。奝然といふほうし。もろこしにわたりて。宋王にあひて。御國の事共を。つぶさにかたりけるに。宋王太宗。神代より天津日嗣(アマツヒツギ)の御位の。かはらせ給はぬ御事。又もろ／＼の臣(オミ)たち迄も。御世／＼につかへま

つり來て。氏門のたえざるとなどを聞て。いみしくうらやみ奉りて。おのが國のみだりなるをなげきしと。宋史など
にくはしくしるせり。此外にも。ほうしのかの國にまかりしは。御世〳〵にあまた有き。又かの國の書どもに。大中祥
符元年。日本國忽稀頻稱貢。非常貢也。蓋因本國之東。有祥光現。其國素傳。中原天子聖明。則此光現。眞宗大
喜云々といへる。これらは。いづこのいかなるもの〻しわざなりけん。（賞）めでものを得んがために。かたもなきそら言
をかまへ出て。あざむける物なるを。かの王えさとらで。よろこびしも。いとをかし。又
白河ノ天皇の御世。承暦二年に。宋ノ國の孫吉といふもの。まうできて。大宰府に奉れる牒に。賜日本國太宰府ノ令藤原經
平としるせり。こはかの國のうち。いづれの所のつかさより奉れるにか。ゐやなきといはんかたなし。（傲慢不恭）宋史に。元豐
元年使通事僧仲回來。明州又言得其國太宰府牒。因使人孫忠還遣仲回等といへる。孫忠とかの孫吉とは。同
じ人なるべし。かの國の元豐元年は。すなはち承暦二年にあたれり。又
鳥羽ノ天皇の御代に。元永元年に。宋ノ國より。孫俊明鄭清などいふあき人につけて。書を奉れる。其詞に。矧爾東夷之長。實
惟日本之邦。人崇謙遜之風。地富珍奇之產。曩修方貢。歸順明時。隔濶彌年。久缺來王之義。遭逢熙旦。宜
敦事大之誠などいへり。此書。いにしへの例にかなへりやいかゞと。博士たちをめしてかむかへしめ給へりしか
ど。御返しはなくてやみにき。かゝるたふれごと（狂語）申さんには。いにしへの例などかむかふる迄もなく。きびしくとがめて。
すみやかにおひかへし玉ふべきわざなるをや。又
高倉ノ天皇の御世。承安二年に。かの國の明州ノ刺史なにがしがもとより。書をそへて物を奉れりしとあり。その書のさま
も。例のゐやなかりしかば。大外記清原ノ頼業。うけいれずて。かへしてんと申けれども。
法皇きこしめさで。奉れる物をも受玉ひ。御答をも有しとぞ。近きころ栗山氏。此事をいたくうれたみて。（擬國詐）國のひかりをそ

こなふわざ也と申せるは。誠にさることぞかし。そも〳〵もろこしの國王が。いにしへよりおごりたかぶる（傲慢）さがなきは。天皇のことなる（殊）御尊（シタフト）さをわきまへしらずて。ことわりにそむける。みだりごとなる物をや。古へこなたより。御使つかはしゝ御代〳〵には。かの國にのぞみ給ひしこと有ければこそ。御怒（ミイカリ）をおしのび玉ひて。むつび給ひしかど。それすら今思へば。あかぬ（不快）御事なりしを。まして其後。かしこにのぞみ玉ふ事もなく。萬にことたらひてめでたき御代に。何のこし有てかは。から（戎）王がさるゐやなきみだり言（コト）をば受（ウケ）給はん。一（ヒト）もじ一言（ヒトコト）も。なめしき（無禮）すぢのまじれらんには。深くとがめ（詰責）て。そのふみかへし（卻）やりて。たゞいくたびも。

天皇のかぎりなく（至）尊く（尊）ましまず御事を。たしかにいひしらせ（喩）やりて。皇國（ミクニ）のひかり（皇威）をかゞやかすべし。さあらんにかの國王。なほむつび奉らんの心あらば。おのづから詞をあらためて。理（リ）りのまゝに。ゐやまひ（崇敬）奉るやうも有ぬべし。かれ（彼）は。うへ（陽）にこそいさゝかもゐやまひ申せるけしきを見せね。いにしへより。したには。むつび奉らまほしく思ふ心深きが故に。こなたよりはたえて。御使をもつかはさずなりぬる御世〳〵にも。かく度々使をまゐらせしぞかし。すべてかの國より使をまゐらせんに。その國王ならぬものゝ。奉らん書などは。かの國にても。臣の王に奉るといふ表のさまに。天皇陛下とあがめ申さずは。さらに受入べきにあらず。もしそのさまにたがひて。いさゝかもなめしから（无禮）んに。猶御こたへなくては。えあらぬすぢなどもあらんには。まへつぎみ（卿）たちの書にて。奉（ハリテ）二

天皇聖旨（ノ）一。諭（ス）二宋國王（ニ）一などゝ。おとし（黜）てかきやるべし。すべてかしこより。

天皇とあがめ申さゞらんかぎりは。こなたよりも。かの王を天子皇帝などゝ。あがめいふべきにあらず。又かの國につかはす書のみにもあらず。すべて皇國（ミクニ）のうちにて。つねに物にかき。口にいふ詞にも。ましてかの王を尊みて。天子皇帝などゝは。かりにもいふべきわざにあらず。そはかの王のさだめをうけ（受制）。したがふ國のものゝいふ言（コト）にこそあれ。

皇御國人は。たゞ唐國王宋國王。もしくは唐主宋主なごゝぞいふべき。又それが死ぬるを。崩こいふなごも。ひがことなり。たゞ死ぬるをかくれぬなごいふべし。其妻をも。妻こいふべし。皇后こはいふべきにあらず。其外のいひざまも。なべてこれらになすらふべし。かしこくもわが

天皇をおき奉りて。かれをしも天子こせんは。ふたごゝろにて。すなはち

天皇をなきになし奉る也。かのから國にてすら。天に二つの日なきにたぐへて。地に二人の王はなしこて。ひこの國の君をば。いさゝかもたふこむ上なし。されぱかの三國こいひし時なざ。劉備に心ひくこもがらは。後の世にも。蜀を尊む故に。魏はまさしく漢のつぎをうけたりしをだに。天子こせず。ましてそのかみ魏の人は。蜀を天子こいひしこもさらになし。又北南こ。國のふたつに分れたりし程なごも。南よりは。北をば胡虜こあなごり。北よりは。南をば島夷こおこしめて。たがひにわがかたならぬ王をば。天子こいふ事はさらになかりし物を。まして天地の間に二つこなく尊くまします

天皇をいたゞき奉りながら。そのよしなきから國の王を。いさゝかもたふこみいふべきこわり有なんや。儒者なごの心にももろこしの國にまさりて尊き國なく。その王を天子こあがむべきは。天地のおのづからなるこわりのごこくおもひをるは。いこも〳〵こゝろえず。そも〳〵わが

天皇は。まづ懸にも。神代の始より。萬代の末までゆきこほらして。御たふこさの。ここしなへにかはらせ給はぬうへは。禍にも又。天地の間に。あまねくわたらして。御尊さのならびましまさぬこころわり。おのづから著しけきを。ひろうこしの王なごは。みづからこそ。みだりにたふこげにもてなせ共。まことにしか尊かるべきしるし有やはある。何のいつはりもて。しひたる物にこそ有けれ。然るをみだりに。かれをいみじくたふこき物にいひ思ふは。みなから

國ぶみのいつはり言になれて。まとならぬを。えさとらぬ故のひがこと也。そのうへおのが國をいやしめて。人の國をたふとむは。かへりてかのもろこしのおきてにも。そむける物をや。但しかの堯舜禹湯文王武王などいふらん王をば。儒者は。その道のおや（祖）なれば。尊ばむもさることなるを。その心よりうつりて。さらぬよゝの王どもをも。なべてたふとみ。又その國をも中華中國上國などいひて。ひたすらたふとむあまりに。かへりて皇國をば。ことさらに東夷ぞなどゝいひなすなるは。いともかしこく。大反逆にひとしき罪人也。されど今の御代には。昔のうへの詞などは。とあるもかゝるも。さしてとがめさせ給はぬから。はゞかりもなく。口にまかせ筆にまかせて。かゝるたふれごとども（狂言）をさへ。いひもしかきもするなゝめり。そもそも昔といふものは。天の下にひろごりて。後の世までも。つたはりゆく物にしあれば。かゝるよこさまごとせんともがらは。おもき御とがめもあらまほしきわざになん。大寶の御さだめにも。蕃國の列に置れ。其人をも。蕃客とあるうへは。必その御令にこそしたがふべきわざなれ。かしこくも皇朝の御さだめにそむきて。かの外國のさだめにしもしたがひいはむは。いみしき罪人にあらずや。儒者ならんからに。もろこし人にはあらず。皇國人にして。皇國にあらんほどは。いかでか

皇朝の御のりにそむく事を得む。然るべき儒者などの。つねにかの國をたふとびて。いひあへる詞を聞ならひ。さる書をも見なれては。たゞそれをよき事に心得て。ちかきころは。物の心をもしらぬものはた。からもろこしとはいはで。中國中華などいふよ。さるはかならずしも。ことさらにその國をたふとむ心にはあらぬも。すべて學問する人は。むねとかの國のふみをのみあけくれよむゆゑに。目も心も。それになれては。おのづからかの王ぞ。我王（主）の如く。したしく尊き物に思はれて。よろづにまさなきひがことはあるぞかし。さる心よりして。たゞもろこしをのみむねと思ふから。何事にも。かの國の事には。漢とも唐ともいはで。かへりて御國のことに。日本本朝などいひて。ことをわくるも。み

なひがこと也。たとへば詩歌の事をいふとて。詩は思ふ心をいひいづるもの也。和哥は我國の風俗にて云々などいふたぐひ。まづ和哥といふも。うけばらぬこと。又我國といひ。風俗といふ。みな皇國を。せばくちひさく。かたはらになしたる詞にて。かならず皇國人のいふべきさまにあらず。かくさまのことをいはんには。哥は思ふ心をいひのぶるわざ也。詩はもろこしの國哥也。などやうにこそいふべきことなれ。すべて何事をいはむにも。此内外のわきまへなくはあるべからず。皇國は内也。もろこしは外なれば。かの國の事をいはんには。分て唐には云々。漢の云々。などやうにいふべき也。皇國の事には。日本本朝本邦吾國などいふべきにあらず。然るを世の人のいふは。みなかへさまにて。皇國と外にし。もろこしを内にしたるいひざまなるをや。儒者などの中にも。皇國だましひあるは。かくさまの心ばへをも。思ひわきまへて。みだりにいはず。かの國を中國といふなどをば。よからぬこと、思ひいふも。まれ〳〵はあめり。されど其王を。こゝにて。天子といふ迄を。ひがこと、思ふ人は。いと有がたくて。もはら皇國の學問をのみして。から國をば。いやしと知れるともがらすら。これには猶こゝろつかぬぞかし。中國といはんが。ひがことなるうへは。その王をも。天子とはかならずいふまじきわざ也。こゝにある人。おのが此言をとがめていひけらく。そも〳〵中國天子などいふことは。皆もろこしより始まりて。本よりかれが號也。されば御國の古の正しきふみにも。唐國を天子などゝしるされ。又つねに大唐と。大の字をそへて。たふとばれし物を。今これをひがことゝいふは。いかにぞ。おのれ答けらく。まづ皇國には。もと書といふ物なかりしを。明宮の御世よりはじまりて。かの人の學びなれば。みなもろこしのふみなれば。いづれにも。其王を天子とあがめ。よろづにたふとげにかきなせる。其ふみどもになれては。御國人も。おのづからかの王をば。天子といふものぞと。何心なく思ひとりて。いにしへのふみどもにも。さはかゝれし物なれど。まことにはひがことなり。又大の字をそへて。大唐とかゝれたるも。同じ事にて。かの國のふみに。しか

いへるにのみめなれたるうへに。又かの國。周といひし代迄こそ。もろ〳〵のところの名なども。おほくは一字なりしか。秦漢のほどよりしては。二字なるがおほきにめなれては。たゞ一字の國の名は。物にかくに。なにとかやことたらぬがごとくなる所のおほかるから。二字にたさんがためにも。そへたる也。國々の郡鄕の名共。かならず二字にかくべきよし。御とのり有しなどをも。思ひあはすべし。すべて古への正しきふみには。中國中華とは。皇國をのみいひて。もろこしをば。西土などゝいひ。すべて蕃國の御あへもらひなりしにあはせて思へば。かの大の字。たふとぶこころにてそへたるにはあらずかし。されどかの國にても。その代の程こそ。尊びて大とはいふなれ。その代過て後までいへることは。例なければ。ましてあだし國の名に。皇國人の。しかゝきならひしは。いみしきひがごと也。然るをかれはいと大きなる國なる故に。むかしより大唐大宋などゝはいふぞ。と心得たるしれものもや有けん。中昔の書には。かの國をさして。たゞに大國とさへいへるもあるぞかし。又大元大明などの大の字は。もとより然つゞくべき號にて。たゞにたふとべるのみにあらざれば。こゝの人のいはむも。あしからず。といふとも。ちかきころきこゆれど。猶わろし。かの國にても。明の代になりて。元を大元。淸の代になりて。明を大明といへることは。さらになき物をや。又もろこしを中國中華などいふことも。中むかしの人は。かの大の字と同じ心ばへにて。必さはいふまじきことわりをも。思ひたどらで。たゞめなれたるからぶみのまゝに。何心なくいへる物なれば。ひがことながらも。罪かろきを。近き世になりては。學問の道あきらかになりて。儒者などは。かうやうのことの心をも。いとよくわきまへしりながら。ことさらにいふなれば。そのつみこよなく重きぞかし。それが中に。皇國を大東などゝ。大の字をもて尊びいふは。さることながら。東とは。なほかのもろこしを中にせる事なれば。これはた有まじきこと也。もしかの國は。まことに天地のもなか也と思へるか。それも。さるしるしさらになければ。いとみだりなること也。又世に大笑もろこし日

本とならべて。三國といふなれば。もろこしは中也と心得る人もありなんか。そはここに愚也。かの三國といふこと
もいにしへはうしのこともがらの。いひそめしとこそ聞えたれば。佛法の事などをいはんに。三國傳來などは。いひもすべけ
れど。うちまかせては。天竺もろこしにへつらひたるさだにこそあれ。天竺の西にも。國はなほあまた有て。いと廣
ければ。ここにかぎりていふべきにあらず。ましてもろこしを中とは。いかでか定めむ。ここにもろこしは。天竺など
とひとつゞきの國なる中に。天竺は。西南北かけて。猶いと大きに。廣き國にて。西域記といふふみには。そのめぐ
り九萬里といへり。これにくらぶれば。もろこしは。わづかにその東のかたのはなる國也。されば其國の古への人の。西北
の方には。海のあることをしらで。天地は西北にあまり有て。東南にたらずなどいへるも。その國の位の正しからで。
かたすみによれるとを。しらざりし也。さるひが心共にては。まことに天地の眞中なる國ぞとも思ひてや。中國とはい
ひそめけん。こまれかくまれ。そはたゞみづから尊べる。その國內のわたくしごとなるを。そのほとりの。朝鮮など
のごときは。外ながらも。したがひをる國なれば。同じさまに尊びて。しかいふなるは。さもあるべきわざなる
を。さるいやしき國共の例にならひて。いともたふとき皇國の人の。よしもなくいやしきかの國を。いたくもたふと
びいはんは。かへす〴〵あぢきなく。ここのさまたがへるわざになん有ける。さて又天子と申すことも。もともろこし
にていふなを。ここにはかれる物ながら。はやくわが物として。上つ代より
天皇をしか申奉り。御國をなん中國と定められたるうへは。かの國は西戎也。然れば
皇朝のふるきおきてにしたがひをるかぎりの人は。西戎の王を。もとよりのかれが號ならんからに。かの國にて天子とさ
こはことさらにいふべきことわりなし。又殊にわが
天皇を。天子と申奉ることは。こよなく久しければ。かの唐來たるにむかへては。かへりてこなたのをこそ本とより御

號とは申しつべかりける。すべて世の人の心に。もろこしを中國天子と。思ひあやまることは。かへりて皇國をば。かしこくも東夷のごと。ひがこゝろえすめり。さて今より後。もしかの國に罪ありて。うち給ふことなどのあらんには。さる人どもの下心には。おのれら夷狄のともがらとして。中國天子の軍にたむかひて。弓ひかんは。いともかしこし。たゞしたがひまつらんこそ道ならめ。と思ひあひて。かならずいみしきひがこともし出なんものぞ。かゝればかの國をつねに尊きものにいひ思ふは。たゞに書のうへのひがことなるのみにはあらず。あなかしこまことの國の大事にもかゝるいみしきよこざまごとになんあンめれば。かへす〴〵も深くいましむべきわざになん有ける。

馭戎慨言下之卷上

伊勢國　本居宣長著

龜山ノ天皇の御世文永六年に。蒙古の國の使。高麗の使と共に參りて。對馬に著て。其王の書を奉る。その程は征夷大將軍の。相模ノ國鎌倉にましく〳〵て。天ノ下の大御政は申シ玉ふ御代なりければ。其書太宰府より鎌倉に奉り。かまくらよりぞ。朝廷へは奉られける。御答あらんかなどいふさだも有しかども。かの書の詞。例のゐやなかりし故に。なくてやみにき。同じき八年に。又その國の使趙良弼といふ者參りて。筑前ノ國今津といふ所につきぬ。そも〳〵此時もろこしの國は。此蒙古すでに金といふ國をほろぼし。ほと〳〵宋をもとらんとするころほひにて。その王が名は忽必烈。元の世祖といふ是也。かたはらなる國々をもみなうちしたがへて。いみしくいきほひ盛なるあまりに。おふけなく皇國をもうかゞふ心有て。かく度々使をば奉りしなりけり。元史を考るに。まづこの世祖が至元三年といふに。黒的殷弘といふ二人の者を使として書を奉る。其書にいはく。大蒙古國皇帝奉ル書ヲ日本國王ニ云々。日本高麗ノ之隣國。自リ昔通ズ中國ニ。至テ於朕ガ躬ニ。而無シ一乘之使。以テ通ズ和好ヲ。云々。冀クハ自今以往。通ジ問ヲ結ビ好ヲ。以テ相親睦セム云々。以テ至ルハ用ルニ兵ヲ。夫レ孰カ所ン好ム。王其レ圖ル之ヲといへり。高麗國王にいひつけて。此使をしるべせさせけるを。高麗王とかくいひのがれて。みちびかずもありしかば。むなしく〳〵歸りしを。同五年に。又しもおこせしかども。御國に受入ざりしによりて。又つしまよりいたづらにかへりぬ。かの文永六年に參りしは。此使也。此ほど高麗よりも度々つかひを奉りなどして。此事をとかくはからひけれ共。

太宰府にてとゞめて。うけいれず。同じき至元七年十二月に。又この趙良弼をおこせて。書を奉る。その書には。云々如即發使。與之偕來。其或猶豫。以至用兵。王其審圖之といへり。同八年九月に。高麗の使。此使をゐて來て皇國に來りしといへり。すなはち文永八年にあたれり。太宰府のつかさ此使をめして。蒙古國王より奉る書を見んといひしに。京に參りて。たゞに天皇に奉らんといひて。出さず。されど蒙古の使。京に入べきにあらず。猶こゝにて奉れと。しひてせめければ。別に寫して出しけるを。鎌倉におくり。鎌倉より皇朝に奉り給ひき。これを或人の。もろこしより。御國の大將軍へ書をおくれりといひ。又此時の將軍は。親王にましますす故に。國王と申せりといへるは。ひがこと也。大將軍の御政事を主る事は。此時かの國にてはいまだしらぬほどなれば。たゞ御國の君へとて奉れる也。さて此蒙古が書のおもむき。いみしくゐやなしとて。御答なくして。又かゝると申て參らんには。かならず命いけてはかへさじ。此よしたしかに汝が王にかたれといひて。おひかへされき。かくてまかりかへりて。かむのくだり（上 作）かたりければ。其王いたく怒りて。軍をおこし。御國をおかし奉らんとぞ思ひかまへける。そも〳〵この趙良弼が參りしとは。文永八年の十月にて。かへしやりしは。同九年の冬より。十年の春までの間なるべし。元史の此良弼が傳に。居日本歲餘とあれば也。さてその文永十年は。蒙古の至元十年にて。その五月に。かの國にはかへりつきしよし。同傳に見えて。又世祖が本紀にも。十年六月にかへれるよししるせり。然るを同じ元史のうちに。日本傳には。至元十年六月。復使日本といふ。二度來しがごとくしるせるは。歸れる事を誤りて。又つかはすよしにしるせる也。その上の詞を考るに。はじめ來りてより。これ迄かへれりとは見えず。其間は御國にとゞまれりしさまに聞ゆれば。此日本傳はひがこと也。又皇國の近き代の書共にも。文永八年と十年と。二たび來つるよししるせ

なは、かの日本傳にみえて誤かなるを。又は年をこえて、久しく筑紫にとゞめられゐたりしかば、二度來つるかと、世には聞えしにも有べし。さて同じき十一年十月五日に、蒙古の船おほくむらがり來て、對馬の淺茅が浦につきて、あたなふ。其嶋のものゝふ共、ふせき戰ひしか共、力及ばであまたうたれぬ。同十三日にあた共壹岐ノ嶋まで入たちけるを。その嶋にてもふせきかねて、同十九日の夜、筑前ノ國までせめ來つるを。あくる廿日の日筑紫のものゝふどもおほく出て戰ひけるにぞ。あたの軍みだれて退きぬるを。をりしも當月廿一日の夜。雨風いみしくおこりて。其船どもあまたやぶれぬるは。もはら皇神たちの御守り也けり。一代要記には、同廿日始テ合戰ス、宰府軍官敗北ス、又同日亥刻許、兵船一艘出來、隔大合戰、非凡慮之所ニ及。偏ニ是神明之化儀也。即異國軍兵退散ス、としるせり。元史に。至元十一年三月。忻都洪茶丘といふものらを將軍として。大小九百艘の船に。一万五千のつはものをのせて。日本をせめしむ。冬十月其國に入云々。といへるこれ也。かくてあくるとしは。

後宇多天皇の御世。建治元年。其又蒙古の國より。杜世忠といふ者を使として。書を奉りける。此度も例にたがへたゞ、使どもは京へは入られず。またの年の正月に。鎌倉にめさる。そのともひとどもなどは。みな太宰府にとゞめて。つかひざね四人を。道のほどもたゞとらへ人のごとくして。きびしく守りつゝゐてゆきて。九月六日に。かまくらの龍の口といふ所にて殺して。由井の濱といふに首をかけられき。元史に。至元十二年二月杜世忠何文著撒都魯丁を遣はし。又書をいたす。又こたへなし。同十七年二月。日本殺ニ國使杜世忠等ヲ。といへる是也。かの國の至元十二年は。即建治元年にあたれり。さて杜世忠を殺されしは。そのまたの年なるを。同十七年といへるは。かの國にては。此事を久しくしらざりしが。始めて聞えたりし時也。然るを皇國の近き代の書共に。建治二年九月に。蒙古の使を斬るとしるしても。又弘安二年七月に。杜世忠を殺せるよししるせるは。かの元史に。至元十七年といへるを見て。ひがへたる。

其年の事と思ひ誤れる物なり。さて弘安四年六月。蒙古のあたどもおびたゝしくおしよせ來つ。皇國にも。年ごろその心せられて。ふせきのまうけおごそかにて。つくしの御軍。所々にして防ぎ戰ひければ。あたのいくさつよしとはいへども。筑紫の國内に入をあたはず。閏七月朔日。

天皇神祇官に行幸ましまして。中御門ノ大納言經任ノ卿を勅使として。發遣せられ此事を大神宮に祈り申シ給ひ。又國々の社々にも。御いのり共有けるに。そのしるしの御さとし共おほかりける中にも。伊勢の風ノ宮の神の御さとしなど。いちじるかりしに。すなはちその閏七月朔日の日の午の時ばかり。あからしま風おこりて。あたの船三千五百艘。たちまちに浪にたゞよひ。うちやぶられて。おぼれ死き。殘れるあたども。鷹ノ嶋といふ嶋に有て。船をつくろひかへらんとせしをも。又御軍おしよせて。ことごとくうちたひらげてけり。元史に。至元十八年正月。命日本行省右丞相阿剌罕右丞范文虎。及忻都洪茶丘等。率十萬人征日本云々。六月阿剌罕以病不能行。命阿塔海代總軍事。八月。諸將未見敵。喪全師以還。乃言。至日本欲攻太宰府。暴風破舟云々。未幾敗卒于閶脱歸言。官軍六月入海。七月至平壺嶋。移五龍山。八月一日。風破舟。五日。文虎等諸將。各自擇堅好船乘之。棄士卒十餘萬于山下云々。七日。日本人來戰。盡死。餘二三萬。爲其虜去云々。久之莫青與吳萬五者。亦逃還。十萬之衆。得還者三人耳といへる。此時の事也。平壺嶋とは平戸嶋をいふ。五龍山とは。かの鷹ノ嶋をいふなるべし。鷹ノ嶋は。いま玄海といふ嶋也。閏七月朔日の風を。八月一日といへるは。皇國と閏月のたがへる故也。然るを皇國の書どもにも。おほくは八月としるせるは。元史によりて誤れる物ぞ。さてかく俄にはげしき風のおこりて。たやすくあたの軍のほろびうせぬるは。世にも語り傳ふるごとく。まことに皇神たちの御力也。かくて此度のあやまちに深くこりて後は。ながくから國よりいさゝかもえうかゞはずなりぬる。神の御國の御いきほひよ。かしこ

し共たふとしこもいへばさら也。然るをもろこし人は。此神の道のくしびなるとわりをばえしらで。後世まで此やぶれを。只あしき風の吹べきをりをはからはざりし故こ思ひ。あるは蒙古陸の戦ひは得たれ共。船いくさにつたなかりし故こいひ。あるは御國の國形の。海をへだてゝ。おかしがたきとなごをのみ思ひをるは。いこもおろかなりけれ。さて此後も蒙古は。猶こりずまに御國をうかゞふ心やまずして。年々に軍をまうけ。種々手のかぎりをつくして。はかりごちけれども。つひにえおかし奉らで。

伏見ノ天皇の御世永仁二年に。かの世祖は死き。その孫鉄木耳あとをつぎて。成宗といふ。此王また

後伏見ノ天皇の御世正安元年に。一山といふほうしを使として。書を奉る。例の御答なし。一山をばとらへて。伊豆ノ國に流されき。後にはゆるされしかども。御國にとゞまりて國へはかへらず。おほやけにもたふとまれ奉りて。南禪寺の住持になされける。元史に。成宗ノ大徳三年。遣ニ僧寧一山者ヲ。加ヘ妙慈弘濟大師ヲ。附ニ商舶ニ往テ使ム日本人覺ト不ト至ト云ヘり。そもそも

後鳥羽ノ天皇の御代より。北條氏大將軍の家の執権といひて。事とりけるを。當例ノ大臣かくれ給ひて後よりは。ひたすら天ノ下の事をほしきまゝにおこなひて。御世々々を經けるあひだに。承久のほどのさかしまごとこそ。いはんかたもなかりしか。かくて此ころの蒙古の事も。始ノよりみな此北條氏がはからひなりしを。さばかり度々書奉りしにも。一度だに御答せさせ奉らず。かの國人の例のみだり言にもまよはず。もろこしの國には。こしかたゆくすゑたぐひなくたぴかゞ國もなかりし蒙古王がいきほひにも。いさゝかおそれずして。つひにこれをひしぎ、おほやけしきこつもなくて。後の代まで大御國のひかりを。かの國にかゞやかせしは。承久のいみしきつみをあがなふはかりこそはあらざめれども。北條が世のおきりの。大きなるいさをになん有ける。さて

吉野行宮御宇後村上天皇の御世正平のころ。京師は

後光嚴天皇の貞治の末に。もろこしの國は。かの元ほろびて。朱元璋といふ者。其國をうばひて王となる。明の太祖といふ是也。これより明といひし代のほど。その國の書共に。皇國の事をいへるいとおほかる中に。御むつび（通好）の事をしるせる。大むねはみな同じけれど。これかれいさゝかたがひどもゝあるを。ことごとく引出てことわらんは。いとうるさく。かつは中々にまぎらはしくもあんめれば。今はたゞ近きころ渡りまうで來つる。明史といふ書によりて論ふ。その日本傳にいはく。洪武二年三月帝遣二行人楊載一。詔三諭其國一。且詰下以二入寇一之故上。謂。宜下朝則來レ廷。不則修レ兵自固。倘必爲二寇盜一。即命レ將徂征耳。王其圖レ之。日本王良懷不レ奉レ命。復寇云々といへる。洪武とは。かの太祖が年號、その二年は正平廿四年。京の應安二年にあたれり。詰以二入寇一之故とは。そのころ西のほとりの國々のあふれもの（逋逃之徒）ども。やゝもすればかの國へわたりて。いたくあらびけるに。國人共いたく苦しみける故に。其事を申しおこせし也。日

本王良懷とは。

後醍醐ノ天皇の御子。式部卿懷良親王。此ころ肥後ノ國に菊地肥後守武光といふ人。つくしをうちしたがへて。いきほひつよくて有けるがもとへ申し下し奉りて。征西將軍とあふぎ奉りて。その國にましまさせたるを申せる也。されば此親王を。御國のきみ（主）ぞと申しなして。明王が使をそこ（其處）に受しを。まとゝ心得て。日本王とは申せるなりけり。御名は懷良とこそ申せしを。もろこしのふみ共にはみな。良懷とのみあるは。此時にぞ誤りそめけむ。さて此度の明王が書。明史には言を略きてしるせり。こと（他）ふみ（書）にくはしくのせたるをみるに。如必爲レ寇。朕當下命二舟師一揚レ航。捕二絶嶋徒一。直抵二王都一。生縛而歸上。などゝいへるたふれ（狂言）どあり。すべてのことばの。みだりにおごりたかぶれると。いはんかたなし。そもそも此程。御國人のかの國へ渡りてあらびしは。かたほとりのあふれものゝしわざなれば。おほやけにはさらにし

みしめさとりし事なるを。かの王ごとはしらざるか。又しりながら猶かくことさら奉れるかそはいかにまれ。おのが國人のこれになやまされて。國のまどはきなるか。からくは。其よしを申て。御いきほひもてせいし給はんとや。ゐやゐやしくこひ申すべきことわりなるに。さはあらで。おのれにしたがひをる。かたはらの國王どもへいふがごとくに。かしこくも御國のきみへ。さばかりゐやなきいたりごと共を申せる。きこしめしいれざりしは。ことわりもことわり也。命舟師云々とには。かの蒙古がやうに。又罪もなきおのが國人おほくうしなはむことにこそ。さるはかのそりのいふしきやぶれにきゝごりして。わづかなるあぶれものゝまかりてあらぶるにだに。おち苦しむめり。誠にはいかでかいとゝかも其國をはおかし奉ん。かゝる後はかなるおごし言して。おのが國のくるしみをのがれむとせしこそ。いとくはかなけれ。かゝるたぶれごとを申しおこせたる使は。かの杜世忠がごときに。又くびをは切共。いでふことかあらんを。其使いのちいきて歸りしは。明王がさいはひなりけり。又明史に。三年三月。又遣萊州府同知趙秩。責讓之。泛海至析木崖。入其境。守關者拒弗納。秩以書抵良懷。良懷延秩入。秩諭以中國威德。而詔書有責其不臣語。良懷曰。吾國雖處扶桑東。未嘗不慕中國。惟蒙古與我等夷。乃欲臣妾我。我先王不服。乃使其臣趙姓者訹我以好語。語未既。水軍十萬列海岸矣。以天之靈。雷霆波濤。一時軍盡覆。今新天子帝中夏。天使亦趙姓。豈蒙古裔耶。亦將訹我以好語。而襲我也。目左右將兵之。秩不爲動。徐曰。我大明天子。神聖文武。非蒙古比。我亦非蒙古使者後。能兵兵我。良懷氣沮。下堂延秩。禮遇甚優。遣其僧祖來奉表稱臣。貢馬及方物。且送還明台二郡被擄人口七十餘。以四年十月至京。太祖嘉之。宴賚其使者。念其俗佞佛。可以西方教誘之也。乃命僧祖闡克勤等八人。送使者還國。賜良懷大統曆及文綺紗羅。云り。三年はかの應安三年也。當時中國成德。には。例のかの王が。かたはらの小き國王どもを。あざむきすかせるふたりごと也。御國にては。何のよしにかは

からくにをおそれたふとまん。また責其不臣こは。いみしきさかさまごと也。かの王こそは。やつことうして。わが
天皇につかへまつるべきことわりなれ。良懐曰云々。此親王今皇國のきみのまねして。此使をうけ給はんに。此國詞どもは。何
事ぞ。かけまくもかしこき
大御神の天津日嗣をうけ傳はり給ひて。大御國のきみとましまさんに。いやしきから國を慕ひ王ふべきよしあらなんや。又
蒙古與我等夷こは。ここにいみしきひがごと也。我をしも夷とせるは。さらにもいはず。明を中華として。蒙古を夷と
いはむもひがごと也。そはもろこし人のわたくしのさだめにこそあれ。御國より見れば。蒙古も明も。たゞ同じ戎狄に
こそあれ。何のけぢめかはあらん。さきに蒙古の申せる事を。北條が受入ざりしは。もろこし人のいはゆる中華にあら
ざるが故にはあらねば。明の使なり共。ゐやなくはかうべは落なん。すべて今此親王ののたまへりこいへる詞どもは。
此使のものゝ。かの國にかへりて。例のわれだけく作りそへていひし言おほく見ゆれば。もはらまとにはあらざれ共。こ
あまりなるひがことは。見過しがたくて。いさゝか論ひつ。其臣趙姓者誅我以好語こは。かの趙良弼が事にして。ま
とに然也。然るに其時に誅しことを知ながら。今又明の使の。同じみだり言に誅はれ玉ひしはいかにぞや。から王が使
を。天使とは何事ぞ。但しこれらも。かの國人のつねにいふなるさだめのまゝに記せる物にて。まとに親王のかくの
たまへるにはあらざゝめれど。御國人はさる心ばへをえわきまへしらで。たゞからぶみの詞のまゝによろづを心得て。思
ひあやまるゆゑに。おごろかしおく也。我大明天子。神聖文武。非蒙古比こは。例のみだりど也。つねにかゝると
のみいひて。人をあざむくが。かの國のくせ也。明のから。蒙古と何か異ならん。良懐氣沮下堂云々。これも例のま
としからねど。もしまことならんには。いとくつたなし。大かた鳥獸などども。あだし國のは世にめづらしがるなら
ひなれば。から人も。すべてもろこしの王が使にまれ何にまれ。まれくに來たらんは。めづらしければ。ふみつく

らせ物かゝせたまひて。もてあそばむはさるとなれ共。もとより皇國人のつらにあらず。こよなくいやしきものなるを。さばかりおそれたふとみ玉ひしは。何事ぞや。能兵兵我といはんには。此使うちてすてなんも。なでふことあらん。されど此度ばかりは。命をゆるして。御國のかぎりなく尊き御いきほひをよくしめして。又もかゝるたふれごと申て參らむには。かならずいけてはかへさじと。たしかにいひしらせて。おひかへすべきわざ也。さて次に參りしほうし（僧）祖闡は。もろこしの天寧寺といふ寺の住持にて。仲猷ともいふ。克勒は。瓦官寺といふ寺の住持。無逸ともいへり。此二人のほうしの事。御國の善隣國寶記にしるせるは。應安六年に渡りまうで來て。久しく鎮西にとゞまれり（居）。其程に克勒が。御國の天台座主の許へおくれりし書あり。其書にいはく。瓦官爲天台教寺。某師推某主之。爰前兩年皇帝凡三命使于日本。關西親王悉拒絶之。予時以祖來入朝稱賀。帝乃以大寧禪寺住持祖闡。瓦官教寺住持某。命曰。朕三遣使于日本者。意在見其持明天皇。今關西之來。非朕本意。以其關禁非信不通故。欲命汝二人。密以朕意。往告之。日中國更主。建號大明。改元洪武。鄉以諸寇故。悉阻於關西。今密以我二人。告王知之。大國之民。數寇我疆。王宜禁之。商賈不通。王宜通之。與之循唐宋故事。修好如初。又命曰。朕聞其君臣上下咸知奉佛教。僧非汝儕不足以取信云々といへり。これに。命曰。朕三遣使于日本者。意在見其持明天皇。今關西之來。非朕本意といへるは。心得ぬ事也。もしまことに然らば。かの國の書共の中にも。その趣をしるせることのあるべきに。すべてさることは見えず。此度の二人のほうしをも。かの國王にて。たゞ懷良親王の御許へ參らせたるものにて。懷良親王をまことのきみと心得ゐたりし趣なれば。持明天皇關西親王など申す事は。かの國にては。此時まではまたしらざりしはこそかし。されば是らの詞は。まことにはかの王がいひつけし趣にはあらで。此二人のほうしのはからひて。つくりいへる物也。さるは鎮西に久しくとゞまれるほどに。皇國の有さまを見聞て。かの懷良親王は。まこと

ならぬことを。始めてしれるから。いかでまとの天皇の御許に参りて。王がいひつけをつたへ奉らんと。思ひめぐらして。此書をおくりて。明王が意は。しか〳〵なりと申しあはせるなりけり。かくて京には。明王が使の参りつることを。此時はじめてしろしめして。應安六年の六月に。めしのぼせて。九月にかへしつかはしき。明史に。祖闡等既至。爲二其國一演レ教。其國人頗敬信。而王則傲慢無禮。拘レ之二年。以二七年五月一還レ京。時良懷年少。有二持明者一。與レ之爭レ立。國內亂といへる。これ二人のほうしどもがかの國にかへりて語りけるを聞て。御國の事をほのかにしれる趣也。こゝに王といへるも。懷良親王也。拘レ之二年は。かの筑紫にとゞまりゐたりしをいふ。洪武七年は。應安七年にあたれり。持明とは。

天皇の御事也。そは

後深草ノ天皇と

龜山ノ天皇と。御兄弟の御末わかれて。かはる〴〵天ノ下しろしめしける。此時京のみかどは。その

後深草ノ天皇の御末にて。此御すぢ（皇統）をば。御世〴〵持明院殿となん申けるを。かの使のほうし。筑紫にて傳へ聞て。天台座主へおくれりしふみにも。持明天皇と申し。國へかへりても。しか語りしを聞て。かくはしるせる也。此持明天皇と懷良親王と。立つ事をあらそひ玉ふとは。足利氏の事を。くはしくもしらで。かたりしひがことなるべし。さて此後かい洪武七年。又九年又十二年と。御國人のわたくしに使つかはしけることなども。明史にしるせれど。いづこよりたが使ともさだかならず。次に十三年復貢無レ表。但持二其征夷將軍源義滿奉二丞相一書一。書辭又倨。乃卻二其貢一。遣レ使齎レ詔譙讓。十四年復來貢。帝再卻レ之。命二禮官一移レ書責二其王一。幷責二其征夷將軍一。示以レ欲レ征之意一。良懷上言。臣聞云々。帝得レ表慍甚。終鑑二蒙古之轍一。不レ加レ兵也といへり。かの洪武十三年は。京師の康曆二年にあたれり。鹿苑院ノ大將（義滿公）

軍のもとへ御書つかはしゝは。これや始なりけむ。さて明の太祖が文集に。かの國の禮部尚書といふ官人より
ことあり。皇國へ奉りたる書をのせたり。禮部尚書至意專答日本國王云々といへり。是は洪武十四年の事こ。ある書に
いへれば。かの命を紀官に云々とは。これをいふ。これも懷良親王へ奉らせたる也。此書の詞と。例のみだりにたかぶり
たると。いはんかたなし。又此時同じ官人より。征夷大將軍へ奉らせたる書もあり。大明禮部尚書致書日本征夷大將
軍云々といへり。其書の中に。前年本書我朝求相とといひ。又洪武十二年。將軍奉表。なといへる詞あれば。これ
鹿苑院大將軍へ奉れるにて。并責其征夷將軍といへるはこれ也。此書の趣を見るに。さきにこなたより遣し
御書のさま。明史に書辭又倨といへる如く。皇國の尊く貴きことをのたまひつかはしたるを。たふとみ給へる御詞なりけむと
聞えたり。まことに然有てよろしき事也。然るをかの王。みづからみだりにおごる事をば思はずして。皇國の御書の詞を
しも傲といひて。みだりにさかゐ奉れるはいかにとや。さるときらにすけ入上ふべきにあらず。さて良懷上言さしる
せる。その御書にいはく。臣聞三皇立極。五帝禪宗。惟中華而有主。豈夷狄而無君。云々。臣居遠弱之倭。褊小
之國。城池不滿六十。封疆不足三千。尚存知足之心。陛下作中華之主。爲萬乘之君。城池數千餘。封疆百萬
里。猶有不足之心。常起滅絶之意。云々。臣聞天朝有興戰之策。小邦亦有禦敵之圖。云々。又聞陛下選股肱之將。
起精鋭之師。來侵臣境。水澤之地。山海之洲。自有其備。豈肯跪途而奉之乎云々。臣何懼哉。倘君勝臣負。且滿
上國之意。設臣勝君負。反作小邦之羞。自古講和爲上。罷戰爲強。免生靈之塗炭。拯黎庶之艱辛。年々奉貢
於上國。與々爲臣於弱倭。今遣使臣。敬叩丹墀。臣誠惶誠恐頓首頓首。上奏以聞といへり。此書かの國の書ども
わかれにみせて。いさゝかもじのことなる所々あれど。すべて皆同じき中に。全書兵制といふ書にこそ。皇國の天皇
さて。二方のせたるうちのひとつにて。懷良王退行意表とこしるせり。懷良王退行表とは何事にか。いともいともあやし

ずなん。さて此書のさまよ。すべていとあさましく。つたなきといはんかたなし。まづすべて皇國人の。から王にむかひて臣といはんと。あるべくもあらざるに。ましてこれは親王にましますうへに。かのためにも皇國のきみとして。いたまひつかはす御書なるをや。又かれを中華上國などいひて。みづから夷狄とのたまひなせるだに。いみしきひがことなるに。弱倭偏小之國などゝは。いかなるこゝろぞも。皇國のはぢをも思はで。ひたぶるにかれにへつらはむの心ならばこそ。さもいひなすやうもあらめ。これはさるこゝろとも聞えず。何懼哉などゝ。つよげにいへるにも似ぬよわさこそ。いと〳〵も心得ね。かゝるひがことのかぎりを。ひとぐにゝいひつかはして。後の世まで大御國のはぢをのこしける。みだれたる代のしわざよ。かへす〴〵もあさましくつたなし。そも〳〵此書。何者かはうけ給はりてかきけむ。そのかみ菊地がもとには。京よりかむだちべなども。あまたくだりゐられしかばさる人々もともに。あひはかりてこそはかゝれけめ。されどそのかみ。がくもんの道もいたくおとろへて。からぶみのすべしれる人も。世ノ中にをさ〳〵なかりしかば。かゝることはすべてほうしに仰せて。かゝせしぞかし。さてほうしのともがらは。つねにほとけぶみに。粟散國などいへるとにめなれて。皇國をみだりにちひさき國のごと思ひいふを。聞なれて。上も下もなべてさることゝ思ふにあはせて。又もろこしの國をば。其國の書共に。いみしく大きに尊げにかきなせるにもめなれては。いよ〳〵彼をば大きに。皇國をばちひさくのみ思ふめり。太平記に。かの弘安のころ。蒙古のぬすびとのきたりし事をしるせる所に。大元の老皇帝すでに支那四百餘州をうち取て。日本をせめんとせし時のさだめをきけば。元の大將軍。まづ日本の王畿五國の地に。つはものをすきまなく立ならべんに。三百七十万騎と計り。此勢を大船七万よ艘にのせて。よせ來つとしるせり。今元史を見るに。其時のあたのつはもの。たゞ十萬人也。これをしも三百七十萬騎といへるは。いともいともみだりならずや。又ちかき文祿のころ。朝鮮うちの時。明の國より朝鮮をすくひし軍を。太閤記といふ書に。

漢南の勢百萬騎にて來るといへり。これも今もろこしの書ごもを以て考るに。そのほごすくひ(救)に出せしいくさ。十萬人に過たるそのはなかりき。すべて皇國人の。もろこしを何事にもいみしく大きにいひ思ふ事のみだりなるほご。これらにておしはかるべし。かゝるひが心なるから。弱倭などゝもいへるなりけり。かの國は。まことに御國よりはひろきはさるとなれ共。又あだし(他)國々に。皇國ばかり盛(サカリ)なる國もなければ。聞えず。そのうへおほみたから(人民)のいや榮えにさかえて。みちたらひたる數をはかられには。をさ〳〵もろこしにおさるべくもあらず。又いくさ人のたけくいさめるとなごはしも。かの國のかけても及はぬほごにて。つねに南倭北虜といひ。又强大之國なごゝもいひて。御國をばいみしくおそれつると。かの國のふみ共におほく見えたり。たとひかれ(彼)おそれずとも。おそるべきさまに。たけくつよく大きにこそいひきかすべきことわりなるに。かへりてみづからよわくちひさくいひなしたるは。何のこゝろぞや。終に寧常自稱不加兵也といへる。まことにさこそ有べけれ。さき〴〵いみしき事共いひしは。みなおこし出たる也けり。さて其ほど。かの國の大臣胡惟庸といふもの。ひそかに王をころさんとはかりける事有しか。あらはれて殺されぬるを。皇國人もかたらはれて。それがたすけをなさし事の。後にあらはれけるによりて。明王いみしくいかりて。今よりのちは。末々にいたる迄。日本となむつびそ(勿通好)と。かたくいましめおくこと(禁)有きとも〳〵。皇國人の。かの胡惟庸にかたらはれしは。例の西のはこりのあふれもの共か。又は征西親王の御計よりおこりしとにもや有けん。しかるをさきに鹿苑院大將軍の。かの國の丞相へ御書をおくり給ひしぞ。此事にかけておもふは。あたらぬこと也。さて其後

後小松天皇の御世應永八年に。鹿苑院ノ前ノ大將軍より。明王がもとに使をさして。御書を遣したりしに。其次としにかれよりも使を奉りし書も有て。ともに善隣國寶記にのれり。然るを此時かの國は。太祖はやく(既)崩て。孫建帝といふが世にて。建文といひし時なりしに。國又しばし亂れて。應永九年につひにそのおぢ燕王國をうばへり。成祖といふ是也。

さるさわぎにて。記しもらせしにや。此度のゆきゝ(往來)の事は。すべてかの國の書共には見えず。かくて其年に。又御使つかはして。御書をおくり玉ふ。明史に。成祖即位。遣使以登極詔諭其國。永樂元年。又遣左通政趙居任行人張洪偕僧道成往。將行而其貢使已達寧波。禮官李至剛奏。故事番使入中國。不得私攜兵器鬻民。宜敕所司覈其舶。諸犯禁者。悉籍送京師。帝曰。外夷修貢。履險蹈危。來遠所費實多。有所齎以助資斧。亦人情。豈可概拘以禁令。至其兵器。亦准時直市之。毋阻向化。十月使者至。上王源道義表及貢物。帝厚禮之。遣官偕其使還。賚道義冠服龜鈕金章。及錦綺紗羅といへり。成祖は太祖が子也。父の深きいましめ(禁)をそむきて。又しも皇國に使をしきりて奉り。又國のおきてをもやぶりて。よこさまにいひなして。我御使の。いましめの物ひさぐ(鬻)をゆるせしなどゝ思ふに。此王も皇國を深くしたひて(慕)。いかでむつび(通)奉らんと思ひて。したにへつらへるほどしるかし。永樂元年といひしは。應永十年にあたれば。これかの九年につかはしゝ御使也。國寶記を考るに。これはかの建文の王がもとより答の使を奉りし。その又御答として遣しゝ御使なりしを。彼國に至りてきけば。世かはりたりし故に。御使の人の心しらひにて。やがてあらた(新)に立る王をほき(賀)給ふ御使のどいひなして。事おこなひし也。御書に晉中興之洪業などいふ詞あるは。元をほろぼして。明の代になれるとをいへるが。すなはち成祖がとにもかなへるゆゑに。そのまゝ用ひしか。又はかき改めて授しにもあるべし。かくて此度かの成祖がこたへの書も。同書にのれり。次に明史に。明年十一月。來賀冊立皇太子。時對馬壹岐諸島賊。掠濱海居民。因諭其王捕之。王發兵盡殲其魁二十人。以三年十一月獻於朝。且修貢。帝益嘉之。遣鴻臚寺少卿潘賜。偕中官王進。賜其王九章冕服。及錢鈔錦綺。加等而還。其所獻之人。令其國自治之。使者至寧波。盡置其人於甑。烝殺之といへる。明年とは永樂二年也。國寶記に。此度のも同三年のも。こなたよりの御書は見えずして。かの王より答へ奉れる書のみのれり。三年

の旨へは。永樂四年正月十六日としるせる是也。壹岐對馬のあらびたりし者共を。とらへてわたせしを。かれがこなたへまかせしはさることなるを。其人どもを甑にてむし殺せしは。いかにぞや。たゞ其國のみのまゝにこそつみなふべけれ。殊にいみじき罪にもあらざりけるに。さるからきわざせしも。みなかの王へおもねりこびたるにて。いとあぢきなし。明史に又いはく。明年正月。又遣侍郎兪士吉。齎璽書。褒嘉。賜賚優渥。封其國之山。爲壽安鎭國之山。御製碑文。立其上。六月使來。謝賜冕服。といへる。明年とは同四年也。封其國之山とは。豐後國の阿蘇山也。此山は。たふとき神の靈の御座て。殊にくしびなる山なるに。から王がつくりておくれるふみをしも。ゑりてたてけんは。いとけがらはし。此いしぶみ今もあるにや。もしあらば。はやく打くだきてすつべき也。さてこの時どもには。此時道義を。日本國王によさし。勘合といふ物奉りし事なども見えたり。又明史に。五年六年頻入貢。十一月再貢。十二月。其國世子源義持。遣使來告父喪。命中官周全往祭。賜謚恭獻。且致賻。又遣官齎勅。封義持爲日本國王。時海上復以倭寇告。再遣官諭義持勦捕といへり。國書記に。永樂五年五月廿六日の明主が書をのせたり。さて十二月云々とは。應永十五年五月六日に。鹿苑院殿前大將軍かくれ玉ひしを。勝定院ノ大將軍より告給ひし御使の。十二月にかの王が所へいたりし也。されど此事は。信じがたきこと有。下にいふべし。さて其時かの王より使をさして。故大將軍を祭れる文。また勝定院ノ大將軍へとぶらひの書なども。國書記に載たり。又明史に。八年四月。義持遣使謝恩。尋獻所獲海寇。帝嘉之。明年二月。復遣王進。齎勅褒賚。收市物貨。其君臣謀。不使進歸。進潛登舟。從他道遁還。自是久不貢といへり。義持遣使謝恩とは。日本國王に封ぜしといへる。その答となるべし。されどこれ勝定院大將軍は。必明主が封せしを受玉ふべきにあらず。又使をつかはさましきよしあり。下にくはしくいふべし。但しそのころ。かの國へわたりてあらびたるあぶれものをとらへて。おくり給ひし事などはありもやしけむ。

それをゐてゆきし者などの。かの王にこびんとて。おのが心もて。よきさまにいつはりいひしなどをや、大將軍の御せし。かの國にては思ひけむ。とにかくに此程の事は。物のまぎれ有し也。阻進不使歸といへるも心得ぬこと也。もしは西國のほとりのものなどや。さるともしけん。又いはく。十五年。倭寇松門金郷平陽。有捕倭寇數十人。至京者。廷臣請正法。帝曰。威之以刑。不若懷之以德。宜還之。乃命刑部員外郎呂淵等。齎勅責讓。令悔罪自新。中華人被掠者。亦令送還。明年四月。其王遣使。隨淵等來貢云々といへり。かしこにてとらへたる御國人を。つみなはずして。かへしたるよ。こなたの御心をとらんためのはかりごと也。明年其王遣使隨淵等來貢といへるも。又いと心得ぬ事也。其故は。國寶記に。

稱光天皇の御世。應永廿六年に。明國より參りたる使の。京へさゝげたる書に。使臣呂淵。去歲奉國命。齎勅書。就帶倭人來。日本國公幹令人通報。國王命古幢長老。到海濱。未曾審詳來意。長老旋車之後。向信息不聞。以此齎捧勅書。回京師云々。今復蒙遣。齎捧勅書。重來云々。永樂拾柒年柒月拾參日とあり。これによれば。呂淵は。王が書をだにえたてまつらで。いたづらにかへりぬる物をや。さて又此時明の使におほせ玉ふ御書二つあり。其詞は下に引出て論べし。そのおほむねは。前ノ大將軍の。いまはの御時に。仰せおきしむねによりて。明ノ國との御むつびを。かたくたち玉ふよし也。されば此大將軍の御時に。御使つかはして。したがひ玉ひし事を。かの國の書共にしるせるはことごとくひがこと也。そはみなこゝの人にまれ。かしこの人にまれ。いつはりごとせしが。まぎれつる物ならんかし。さてかの御書の趣を見るに。かの國のむつびをたち給ひしとは。はやく鹿苑院ノ大將軍のかくれ給ひしとき。御とぶらひに參りし使に。いひしらせてかへされし也。然るを又も去年呂淵が參りし故に。等持寺の古幢ほうしをして。又そのむねをいひしらせて。かへされしを。ふたゝびながら。かの王が許へは。此ノ仰せのとほらざりしとおぼえて。又し

も今年使を奉れる故に。此度はたしかにかの王にもきかせんとてこそ。漢文にてさへ仰せ給ひけめ。然るに此御書のおもむきも。又こほらざりしにや。かの國の書どもに。此御むつびたち給ひしよしは。いさゝかもしるせるなし。さればもとより此事。さばかり三度まで。たしかに仰せしに。つひにかしこにとほらずなりにしは。うけ給はれるほうしどもの。心しらひして。かの使へは有のまゝにはいひしらさで。こゝよくとりなほしてつたへしにや。すべてひとの國へ言を傳ふるには。此たぐひのみおほくて。有のまゝにはゆきとほりがたきものなり。されば一こと一もじのたがひにて。國のながききずともなるわざなれば。其心して。よく人をえらびて。かたくいましめつかはすべきと也。但し此度の御事は。うけ玉はれるほうし共は。ありのまゝにも傳へけんを。かしこの使の。國にかへりておのがはからひのあしさに。むつびのやぶれたるにとりなされんとを思ひはかりて。かの王へは。こなたの仰せのおもむきをばかくして。たゞよきさまにのみいひまぎらはせしにもあるべし。大かたもろこしの使は。昔より其國にかへりては。われたけく仰りといひて。王がよろこぶべきさまにかへりごとすなる。例の事ぞかし。又思ふに。此をりの御事は。かの王も聞ながら。御國のむつびのたえん事のくちをしさに。又思ひなほし玉ふともやと。こゝろみがてら。しらずがほして。猶かく度々使は奉りしにも有べし。此成祖は殊に深く皇國をしたひしさまに聞ゆれば。さあるまじきにもあらず。もしさも有けむには。かの御事の趣をば。深くかくして。世にもらさゞりし故に。かの國の書どもにはもれたるなるべし。さて右の三世の大將軍の御ことどもの。もろこしの御あへしらひのよきあしきを。猶くはしく論はんには。まづ鹿苑院大將軍の。かの應永八年につかはし、御書は。日本准三后某。上書大明皇帝陛下。日本國開闢以來。無不通聘問於上邦。某幸秉國鈞。海内無虞。特遵往古之規法。而使肥富。相副祖阿。通好献方物。云々。某誠惶誠恐頓首頓首謹言とあり。まづ此御書の。皇國の名には。大字をそへずして。かへりてかの國の名に。大明と書玉へるところしか

らず。某とは。國寶記に。御名をはゞかりて。かくのせたる也。中原ノ康富ガ記にのせたるには。すなはち道義とあり。道義はのりの御名也。上書とは。うやまひ過し給へり。皇帝陛下も同じ。皇帝といふなは。しばらくかりに。かれがいふまゝにゆるす共。陛下とはきはめてのたまふまじきわざ也。日本開闢以來云々とは。あともなきこと也。かゝるそら言いひて。から王にこび給ひしは。いかにぞや。かの國を上邦とあるもわろし。使肥富とかの勝定院大將軍の御の使に仰せし御書に。肥富口辯とあるこれがこと也。通好とは。よろし。獻方物とはわろし。方物とは皇國をかの國のかたはらになしたるいひざまなれば也。終りの誠惶云々もいたく過たり。又年號をしるし給はぬも。かれをはゞかりたるにて。よろしからず。そもそも大御國の大將軍は。から王よりたふとくましませば。いかにこびたまふとも。かならずひとしきほどよりは。かれをばのぼせ玉ふまじきわざなるに。かくいみみだりにあがめ給へるは。みなひがこと也。みだりにかの王をたふとき物に思ひをる。世の人のひが心には。今かくいふを。あたらぬ事とも思ふべかめれど。さ思はんは。猶からぶみのみだり言にのみなれて。皇御國のまことにたふときことわりをしらぬもの也。さて此御書の御答へとして。明王より奉りし書は。奉天承運皇帝詔曰。覆載之間。土地之廣。不可以數計。古聖人。疆而理之。於出貢賦力役。知禮義。達於君臣父子大倫者。號曰中國。而中國之外。有能慕義而來王者。未嘗不予而進之。非有他也。所以牽天下。同歸于善道也。朕自嗣大位。四夷君長朝獻者。以十百計。苟非戾於大義。皆思以撫柔之。茲爾日本國王源道義。心存王室。懷愛君之誠。踰越波濤。遣使來朝云々。朕甚嘉焉。日本素稱詩書國。常在朕心云々。今遣使者道彝一如。班示大統曆。俾奉正朔云々。俾天下以日本爲忠義之邦。則可名于永世云々。建文四年二月初六日といへり。奉天承運とは何事ぞ。古へよりもろこしの王がつねのならひにて。明日ほろびんとするけふまでも。かくさまのみだり言いひて。いみじきことに思はせて。人をあざむくぞかし。日

本國王とはいかゞ。こなたよりの御書には。准三后とありしを。しらずがほにかくいへるは。すべて國王にあらで。使をさし。書をおくるは。私のまじはり也とて。受入ざるかの國のおきてなるゆゑに。おして國王といひなして。おのがおきてをたて。又かみに

天皇のましますをも。しらずがほして。此大將軍をしひて王になして。御國をしたがへんとの心也。かく國のおきてをやぶりながら。やぶられぬさまにまぎらはして。受入しも。御國へなつび奉んの心深きが故とかし。道義と御名をさしたといはんかたなくゐや（無禮）なし。これらすべてかのかたはらなる國王共へつかはす書のつね（式）なめれど。御國の大將軍は。かれにしたがひをる國王どもと。ひとしなみのあへしらひを受給ふべきにあらず。懷愛昔之誼。とはいつから昔になりて。こなたをおして臣とせる詞。またいはんかたなし。來輸といひ。貢といへるなども。すべてゐやなし。日本來リ稱ス貢書ヲト。すべてかくさまに。かれがほめたるを。御國のひかりに思ふめれど。そはかれにへつらへる心にていか王也。かゝる人にほめらるゝは。何のたけきことかあらん。雖永大統。保奉正朔。これもゐやなし。皇御國の大將軍の。いやしきゑびす（夷狄）くにの正朔を奉て。何にかはし給ふべき。此時こなたより。いまだ臣とものたまはず。たゞ通好ノ有しのみなるに。おしてかく。やつこぐに（蕃國）めかしく。よろづをいひなせるよ。かへすがへすみだり也。然ればこれら如きしを。深くとがめ（責）て。此書をも使をも。すみやかにおひかへさるべき物也かし。かの國の建文四年は。應永九年にあたれり。かくて其年又つかはしたる御書は。日本國王臣源。臣聞。云々とあり。これにも。源ノ字の下に道義とありけんを。御國のはゞかりて。はぶきて載たるなるべし。さて此御書にきこゆることのありと。今まではやれるたふとさにていとくへつらひ臣といへること。さらにいはんかたなし。國寶記に。瑞溪ぬしの。此御書の事を論ひけらく。彼國以吾國將相為王。蓋推尊之義。不必厭之。今表中自稱王。則用彼國之封也。無乃不可乎といへり。かしこくもおして

日本國王と申せるを。推尊といへるはあたらず。こはさきにいへるごとく。しひて御國をしたがへんとの心にてうはべは尊きがごとく聞ゆれ共。かへりておとしめたる物也。又みづから日本國王とのたまへるをよろしからずといへるは。まことにさること也。此事は或人のしひたる説もあれど。ゆゑあれば。今くはしくあげつらはず。近き世東照神御祖命よりこなた御世〳〵の大將軍へ。朝鮮國王が奉る書にも。日本國王と申し奉る事をば。こなたよりとゞめさせ給ひ。又其王に賜ふ御書にも。よはかゝせ王はぬ御事よ。天皇をはゞかり奉り給ふ御ことわりの有がたきのみならず。御國の尊きをさへおとし給はぬ御はからひ。めでたしともめでたし。然るを太宰氏などが。今の世大將軍と申すは。名正しからず。あたらぬ事と申せるは。いみしきわたくし事也。征夷大將軍と申すは。まさしく皇朝よりよさし給へる御つかさにて。天の下しもが下迄も。明らかに仰ぎ奉る御なのりなる物を。あたらぬとゝは。いともかしこく。中々に名をみだる事これよりいみしきはあらじとぞ思ふ。すべて儒者は。たゞもろこしの例をのみ思ひて。大御國のゆゝしきことわりをば思はぬ故に。かゝるひがことはある也。さて又かの瑞溪が論ひに。又用二臣字一非也。不レ得レ已。則日本國之下。如レ常當下書二官位一。其下氏與レ諱之間。書二朝臣二字一可乎。蓋此方公卿恒例。則臣字屬二於吾皇一而已。可下以避中臣二於外國一之嫌上也といへる。まづ官位をかきてし。源朝臣とかき給はんは。御國ののりのまゝなれば。まことにいとよろしきこと也。但しからびとは。朝臣などいふかばねをしらねば。その臣字をも。なほたゞかの王にむかひてのたまふと心得て。そのおき所つたなしとわらふべし。さてからびとのわらはんは。事にもあら

ねど。臣ノ字をかの王へかけて心得んとぞ。猶やすからぬ。もしやむをえぬをりなどは。さてあるはすわざも有りもすべけれど。こなたには此ごとき。何のやむをえぬ事かはあらん。かの王こそは。蒙古がやぶれにおちゐるうへに。近きほどは。殊にかのあふれもの共になやまされて。いみしくうれへあへるをりからなれば。下心には皇國をばいたくおぢて。何わざをしてか。此わざはひをまぬかれんと。思ひゐたるをりなれば。そこをおしはかりて。かれが申す事をば。いさゝかもきこしめしいれずして。こなたよりは。始めの度に征夷大將軍のたまひ遣したるが。いとよろしければ。ただいく度も。その御なのりをこほし玉ひて。いよ〳〵皇國のたふとくたけき御いきほひをしめし給ふべき物也。皇國は。萬の國にすぐれて。

天皇はかぎりなく尊くましませば。あだし國々の王どもなどへは。大將軍の御書をたまふぞ。もとよりのことわりにもかなひ。

天皇いかしこく及びたまふ御事も。遠き國々迄とほりて。いみしき御國のひかりなりける。さも〳〵あふこしの王などは。大將軍の御書ならんには。たやすくは受奉らぬよしもあるべけれど。其國の書共に。皇國の事を記せるに。國王の上に

天皇をしも〳〵て。國王は御國の内にては。王とはなのり給はぬ事も。又あだし國々のまじらひなどは。みなその國王と申すかしり給ふよしなども。つまびらかにしるして。さる事とは。かれもよくここにはいさよくしれゝに。猶いく度もおしてのたまはんには。始めの度のまゝならんをも。つひにはなどか受ヶ奉らざらむ。もしなほうけ奉らずば。御むつびをたち給はむに。なでふ事かあらん。されどかの王。うはべこそいさゝかも〳〵しくいへ。下の心には。いみしく皇國をばおそれて。いかでむつび奉らんと。深く思へるをりなれば。此事によりて。御むつびたち給はんとあらば。いよ〳〵おそれて。やむをえず。つひにはのたまはんまゝに受奉りて。かれよりぞやう〳〵にゐやまひ參り來なむ物ぞ。さは

えあらで。例のかの王がみだり言にはかられて。かへりてこなたより。しりよわりによわりもてゆきて。ひたすらかれがいふまゝに。日本國王とのたまへる。かく御なのりの。はじめとかはりて。定まらぬも。いとかたく〳〵しきに。かの王が申す言にしたがひ玉ひ。又臣とさへのたまへることよ。皇朝へまめならぬほどはさらにもいはず。もはら皇國をから國のやつこになして。末の代迄。いみしき恥をのこし玉へるは。天地わかれてのち。きしかたゆくさきたぐひなきわざなり。かゝるいみしきひがことして。はづかし共おぼさゞりけんは。おろか也ともつたなしとも。いはんかたぞなかりける。次に右の御書の答に奉れる。明王成祖がふみ。奉天承運皇帝制曰云々。咨爾日本國王源道義。知天之道。達地之義。朕登大寶。即來朝貢。歸嚮之速。有足褒嘉。用錫印章。世守爾服云々。永樂元年十一月十七日とあり。次に同二年十二月初二日。同四年正月十六日。同五年五月廿六日と奉りし三度の書あり。いづれも皇帝勅諭日本國王源道義云々といへり。此書どもにいへることども。例のおのが國を。いみしくたふとげにもてなしおごりたる。いつも〳〵同じすぢのみだりごと共也。又此大將軍の。おのが國へしたがひ玉ふことを。えもいはず度毎にうるさきまでほめ奉りて。日本自有國以來。如王之賢達者。蓋未之有也などゝいへり。されどゐやまひたる詞は。いさゝかもまぜたることなく。いと〳〵ゐやなきことのかぎりなるを。とがめ給ふ心は。いさゝかもなくて。たゞ此ほめ言にのみあざむかれつゝ。いよ〳〵ます〳〵へつらひこび玉へりき。大かたかれは。おのれにしたがふをほむめれば。かれがほむるすぢは。みな御國のはぢなることを。わきまへ玉はざりしはいかにぞや。さて此大將軍のもろこしの御むつびの事を。或書に。應永八年。道義。贈書并物于大明國。建文皇帝賜璽書。同十年。大明成祖皇帝。賜書于道義。告其即位。などゝしるせるは。かの國にてしるさん詞のさま也。皇國人は。何のよしにか。かの王をたふとみて。かくはいふべき。たゞ前大將軍源道義。遣使明國。賜書及物其王。其王

朱允炆奉書謝之。また明王朱棣。奉書前大將軍。告其即位。などゝこそしるすべけれ。すべてもろこし人は。かゝる事は一もじといへ共みだりにはかゝぬを。御國人は。物かくすべしらず。内外のわきまへなくて。たゞかのくにぶみにつねいふ詞にならひて。そのまゝにしるす故に。ひがごとのみして。みづから皇國のくらゐをおとすとおぼきぞかし。次にかの應永廿六年七月に。勝定院〔義持公〕大將軍の。明國の使に仰せし御書は。征夷大將軍某。告元容西堂。今有大明國使臣。來說兩國往來之利。然而有大不可者。本國開闢以來。百事聽諸神。神所不許。雖云一細事。而不敢自施行也。頃年我先君。惑於左右。不詳肥富口辯之愆。猥通外國船信之間。自後先人不利。雨暘失序。先君尋亦罹病。其易簀之際。以冊書誓諸神。永絕外國之通問。執事遵先君之治命。而犯諸神惠重哉。去歲既命吉輔長老。往諭其意。今有使而至。蓋前諭之未達也。又嘗以海島小民。數侵邊圍。是實我所不知也。今責之。止之。則兩帝閒令之也。豈有下人主而教民爲不善者乎。何不思之甚矣。雖然。逋逃亡命。或竄居對馬絕之海嶋。時々出害邊民者。悉行之。當命沿海之吏。制焉。西堂宜以此件。歡々陳之。應永廿六年七月廿日とあり。この御書の趣。すべていとよろし。但し大明國とある大字。例のかろく。御國をも本國とあるも。今すこしあかぬ事也。同じくは百事聽諸神などゝあらまほし。百事聽諸神云々は。まことに皇國の道にかなひて。いともいとよろしき仰せ也。すべてあだし國人にしめす書には。殊に御國の道のこゝろを。むねといふべき也。然るをたゞもろこし國の道のこゝろのみをもてよろづをいふは。へつらへるわざ也。先君惑於左右とは。まさにしかる也。肥富は人の名也。明字。本に誤て音ごかけり。こは貪業のあき人にて。もろこしへかよひ商はんとす。申てかつて應永元年の頃の御使に附つけられてまかりし者にて。そのをりの御書に見えたり。此者のみならず。すべてかの國の學問せる人などかの國をしたひて。いかでかよはせ奉らばやと思ふめり。君の御はかり。御國のはたらき思ひたまひてかくにぞ。

のかし聞ゆめり。さてもろこしのくはしき事などは。上にはしろしめさぬすぢなるを。さる人どものみだりに。めでたく貴きさまにかたり申せば。おのづから君の御心もまよひ玉ふ事也。自後神人不和云々。これまさにさるべきことわり也。去歲既命吉輔長老往諭此意とは。筑紫へ往て。かの使呂淵にさとさしめし事也。此事。此度又參りたる使の奉りたる書に見えて。上に引り。次の御書に。等持長老とあるも。此人のとなるべし。今倘云止之。則前亦知而令之也とは。文つたなくて。聞えがたし。おしはかるに。今もしかれがこふまゝに。とゞむべしとうけがはゞ。始よりみなわが知てせさするごとく聞ゆべし。さらにさにはあらず。といふ意なるべし。さて同じ時の今ひとつの御書は。同君曰。夫與隣國通好。商賈往來。安邊利民。非所欲乎。然而余之所以不肯接明朝使臣者。其亦有說。先君之得病也。卜云。諸神為祟。故以奔走精禱。當是時也。靈神託人謂曰。我國自古。不向外邦稱臣。比者變前聖王之為。受曆受印。而不却之。是乃所以招病也。於是先君大懼。誓乎明神。今後無受外國使命。因垂誡子孫。固守毋墜。其後僧使堅中。與明朝行人偕來。余欲不接之。以其未以如上事諭使臣。亦為弔先君來故。遣誓而迎之。及乎使臣之歸。令堅中為諭此意。不知未詳通乎。去歲使船重來。亦使等持長老。重傳此趣。使臣歸到本國。胡不以此意達爾主耶。余之所以不接使臣。亦不遣一介者。非敢特嶮阻不服也。順明神之意。奉先君之命。以行事耳。昔元兵再來。舟師百萬。皆無功而溺于海。所以何者。非唯人力。實神兵陰助。以防禦也。遠聞是事。必為怪誕。古來吾國之神靈顯赫。可不恐乎。事詳國史。今聞將以使者不通為辭。用兵來伐。使我高深城池。我不要高我城。亦不要深我池。除路而迎之而已。至夫寇掠邊圉。則逋逃之徒。竄於海嶋之間者之所為也。欲討電滅飆逝。師還則烏合蟻聚。而不受吾命者也。捕而戮之可也。奚必帶甲而來哉。來書亦云。使臣至中國。或拘留或殺戮。聽爾所為。是何謂哉。吾不欲拘殺使

臣、只要彼不来、此不往、各保封疆、荘子曰、民至老死而不相往来、若此之時、則至治已、不亦休、尚堂以此意

諭朝鮮国行人、遠回丹樹幸甚とあり。此御書の趣も、すべていと〳〵よろし。明王を御主とのたまへるなど、殊にめでたし。すべてかくさまにぞいふべきかぎりなる。非敢恃険阻不服とある一句は、なくてあらまほし。不服といふと、猶かれを尊ぶ意になれば也。此外も、もじづかひのよろしからで、何となくかの国をたふとむこゝろにわたる事など、所々あれど、そはかける人の誤りにて、ふみのつたなきにこそあれ。仰せ玉ふ御心ばへは、すべていとめでたく、あかぬ事なく聞えたり。かくて此大将軍の程は、つひにかの国へ御使つかはす事なくてやみにしかども、かれよりも、あたなひ奉ることもなく、又何のたらはぬ事もなかりしぞかし。然るに明史に又いはく、宣徳七年正月、帝念四方番国皆来朝、独日本久不貢、命中官柴山往琉球、令其王転諭日本、賜之勅、明年夏、王源義教遣使来、帝報之賚白金綵幣、秋復至といへり。宣徳は、かの国宣宗といふが年號、その七年は、後花園天皇の御世、永享四年にあたれり。國寶記によるに、このとし普廣院大将軍より、明王に賜ひし御書あり。明史に明年云云といへるに、此御使、年をこえてかしこには至りつきしなるべし。かの王よりこたへ奉れる書もありて、宣徳八年六月十一日としるせり。そも〳〵此大将軍も、鹿苑院大将軍の御子にて、勝定院大将軍の御弟也。然るに神たる御御心にも、父君の終りの御いましめにも、兄君の御心にもみなそむきて、又しもかの王が例のみだり言にあざむかれて、よめしくも御むつびし玉ひしは、かへす〳〵あさましく。されば此大将軍、よこしまのわざはひにて、御命をうしなはせ給ひしも、ことわりあることになん。さてかの御書に、貢萄不入、因維弊邑多虞、などのたまへる語あるは、ことごのみして、御使つかはす事の、とだえたる〳〵を、かくいひなして、こび玉へる也。明王が御こたへの書、例のいとやう〳〵みだりなるも、是此大将軍をいみじくほめ聞えたる上なる、はらへきなき事の聞えたるも也。又明史に、十年、

月。以英宗聞位。遣使來貢。正統元年二月。使者還。賚王及妃銀幣といへる。十年とは。同じ宣德十年にて。永享七年にあたれり。國寶記に。又永享六年にかはしたる御書をのせたる。これかの英宗が位なるをほぎ給へる御書と聞えたり。然るに此英宗がたてるは。同七年の事なれば。六年とあるは。七年の誤なるべし。さてかの王がこたへ奉れる書も有て。正統元年二月初四日としるせり。永享八年にあたれり。次に明史に。景泰四年。入貢至臨淸。掠民貨。云々といへる。景泰は。かの國景帝が年號。その四年は。享德二年にあたれり。國寶記に。寶德三年に。慈照院大將軍よりたまひし御書。又その御答へに奉りし明王が書もあり。これに。景泰五年正月初九日としるせり。然れば寶德三年の御使。二年過て。享德二年に。かしこへはいたりしになむ。次に又明史に。天順初。其王源義政。以前使臣獲罪天朝。蒙恩宥。欲遣使謝罪。而不敢自達。移書朝鮮王。令轉請。朝鮮以聞。廷議勅朝鮮。諭以實。令擇老成識大體者。充使。不得仍前肆擾。既而貢使亦不至。成化四年夏。乃遣使貢馬。謝恩云々といへる。天順は。かの國英宗がふたゝびたてるをりの年號。その元年。長祿元年にあたれり。移書朝鮮王云々の事。康正二年に。同大將軍より。朝鮮王に賜ひし御書の中に見え。朝鮮王より答へ奉りし書もあり。成化は。憲宗が年號。その四年は。後土御門ノ天皇の御世。應仁二年にあたれり。國寶記に。寛正六年に。同大將軍より。明王に賜ひし御書あり。此御使。さへらるゝ事有て。三年の後。應仁二年にかの王が所へはいたりし也。此御書は。瑞溪ほうしがかけるを。其中に。自日西照。再中。以發皇明といふ詞あり。これにわが日本の光を。かの國に蒙らしむといふ下心をふくめたりと。みづからいひ。又永享六年に。惟肖ほうしがかける。さきの御書に。秋水長天極目。雖迷上下。春風和氣同仁。豈阻東西といへる語は。御國とかの國と。上下のけぢめ。さだめがたき意をふくめたりといへり。されどこれらの詞に。さる下心ありとは。みづからこそさ思ふべけれど。さらに御國人だにえさとらぬことなれば。ましてかの國人の。

いさゝかも聞知べきにあらず。ことわざにいはゆる。すのこの下の儛にて。なにのかひなきいたづら事也。すべてさるこゝろを。あらはにはえいはで。かれがきゝしるまじきおまに。まぎらはしたるは。いと心ぎたなく。中々に人わらへなるわざなるをや。次に明史に。十三年九月。來貢云々。使者述其王意。請於常例外増賜。命賜錢五萬貫。二十年十一月復貢といへり。かの國の成化十三年は。文明九年。二十年は。同十六年にあたれり。國寶記に。同大將軍より。文明七年。又同十五年につかはし、御書あり。これ也。此後も御使つかはし、事は。度々ものこしの書共にしるせれども。大將軍の御いきほひも。あるかなきかにおとろへ玉ひて。天の下いみしくみだれつるころほひなりしかば。かの西國のあふれものども。かの國へわたりて。あらぶるとも。いよ〳〵さかりにて。御むつびの使も。いときざはしくなりつゝ。ことにくれこみだりがはしき事共のみにて。いと〳〵あさましきありさまなりき。さら〳〵ざばかり世の中みだれて。萬の事すたれたりしほども。かく遠きもろこしのむつびをしも。やめ玉はざりしは。いかなる故にかとおもへば。たゞかの國の物をむさぼり給ふばかりにて。さらに外のこゝろはなかりき。然るをかの國には。中國をはともいはずおそれたりしころなりければ。御使のまかれる度ごとに。物にこふにまかせて。おほく物かけしからに。いよ〳〵むさぼりて。あくよなかりしよし。かの國ぶみどもに見えたり。かの慈照院大將軍の。文明十五年につかはしたまひし御書の中に。抑弊邑久承兵燹之餘。銅錢掃地而盡。官庫空虚。何以利民。今差使者入朝。所求在斯耳。伏望憫恤廣大。賜得壹拾萬貫。以満其所求。則賜莫大焉。といへるとあり。

皇朝の大將軍ともし〳〵て。天の下の御政申し給ふ君が。物こそあらめ。わづかに十万貫の錢をしもえんとて。人の國にふかくきこえなき事のたまひつかはしけんとよ。あさましなどもいへばよのつね也。大かた天地わかれてこのかたこの足利のよゝの大將軍の御政申し給へりしほどばかり。何事もあさましかりし世はなかりけり。よつにしめに。

後醍醐
後村上
後龜山三御世（ミヨ）の天皇を。なやまし奉り玉ひし。いみしきつみ（大罪）は。さらにもいはず。そのゝちいともかしこく。皇朝のいよ／＼日々（ヒヾ）におとろへさせ玉ひしまに／＼。天の下も。こしかた行末たぐひなきまで。みだれにみだれつゝ。おほやけ（朝廷）のもろ／＼の御わざ（禮典）も。學問の道も。よろづの事も。なべておとろへにおとろへて。よの中はたゞ野山の木草の霜にしぼみて。冬枯はてたるごとくになん有ける。しかはあれども。これ禍津日神（マガツビノ）のあらびたりしほどの。しばしのまが（厄）ここにこそ有けれ。さすがに

天津日嗣（アマツヒツギ）の御位は。いさゝかもたじろき玉ふ事なくて。神（カム）ながら傳はりましませば。又古への御榮（ミサカ）えに立かへり給はで。やむべきならねば。いくほどもなく。總見院ノ右大臣（信長公）。豐國ノ神（秀吉公）のおひすがひ（追次）て。同じ尾張國より出給ひて。

皇朝をあがま（崇）へたふ（尊）とみ奉り給ひて。天下をはらひしづめ玉へるにぞ。よの中は。枯たりし木草のゝ。春立かへるめぐみにあへるがごとくなりける。かくて朝鮮の國をもことむけ（征）給へる御いきほひに。萬の國々。かのもろこしのから國迄（戎）。いよいよます／＼ふるひおぢ（震怖）たりしは。もはらかの尾張ノ國に鎭座（シヅマリマ）す。熱田ノ大神草薙ノ御劔（ミツルギ）の御いきを（威）になん有けらし。

馭戎慨言下卷之下

そも〳〵この豐國ノ神の。てうせんの國をうち玉ひしは。後陽成天皇の御世にして文祿元年より事始まりき。その程ははやく關白のつかさをば。秀次ノ君にゆづり聞え玉ひて。大閤とぞ申しける。御みづからは肥前ノ國松浦ノ郡なる。名護屋の御陣にましまして。備前ノ宰相秀家ノ卿を。すべてのいくさの君として。加藤主計頭清正小西攝津守行長をさきてとして。その外あまたの大名たち。おびたゞしき御軍をおしわたして。たやすくかの國王をばおひおとして。その國をのこりすくなくうちとり。又もろこしの國より。あまたの軍を出して。度々そこかしこにたゝかひすくひしにも。戰ふたびごとに御軍のみかちて。いと〳〵いみしき御いきほひなりけるとは。皇國の書にも。朝鮮もろこしの書どもにも。つぶさにしるせるがごとし。此時明の國は。神宗といふ王が世にて。萬曆廿年といふ年の事なりしに。御國の軍けふあすありなれがはを渡りて。よせくといひて。その王も官人どもゝ。いみしくおぢおのゝきつゝ。いかさまにせんとぞあはてあへりける。朝鮮王は平壤といふ所へにげのきしを。こゝにもえあらず。またにげて。義州といふところにゐたりしが。そこへ小西ノ行長のもとより。いひつかはしける書にいはく。日本興大明動干戈。是九牛ノ一毛。大海ノ一粟也。雖然。只擬通國命。要借路於朝鮮。吾國一統以來。國富民豐也。無望奪國。又無意掠財。只以欲復讐怨也。朝鮮介於兩國之際。路繹入大明。故朝鮮外。又何國乎云々といへり。九牛ノ一毛云々などは。かたきをあなどりていはん詞などにこそ。かくも有べけれ。かゝるをのに我御國の事を。かくいへるは何事ぞや。此程御國の御いきほひのさばかり盛なりしにあはせてはつかゝる

ふみことばども。すべてかくよわくつたなかりしこそ。いと〳〵くちをしく。あかぬわざなりしか。さてこの年の八月。行長が平壤にありける許へ。明ノ國より遊擊將軍沈惟敬といふもの來て。むつびをこひけるに。行長あひてしばらくだりの事を仰せつ。明主これをうけたまはらば。軍をやめてん。五十日がほどに。かへりごとせよといひつけやりき。又そのとき沈惟敬がもとへおくりし書あり。日本差來先鋒豐臣行長。謹啓二大明遊擊將軍沈公閣下一。日本絕二朝貢一者久矣。數年難レ求二計和議於朝鮮一。朝鮮不レ應二日本之求一。故起レ兵矣。惟時閣下來二平壤一。實南門伊。傳見レ之遍未レ辨。抑閣下以轉奏。遣二天使於日本一。以爲二和親之驗一。則幸莫レ大焉。若見レ許二天使一。則相待者以二中間五十日一爲レ期。若又憚レ期者。則難レ留二日本諸將於朝鮮城中一。伏乞亮察。誠恐頓首不宣といへり。明の書どもに。宋應昌得二倭將惟敬書一といへるはこれなるべし。さて此書に。謹啓云々といへる。いとわろし。たゞ諭二明遊擊將軍一と有べし。さて日本絕二朝貢一とは何事ぞや。此時かけてもいふまじき詞也。朝鮮の懲毖錄といふ書に。此度の御軍の事を。皇國の玄蘇といふほうしが。さきに朝鮮人にみそかにかたりける詞に。中國久絕二日本一。不レ通二朝貢一。平秀吉以レ此心懷二憤恥一。欲レ起二兵端一。朝鮮先爲奏聞。使二貢路得一レ達。則必無レ事といひ。又同じほうしが。又朝鮮人にいひける詞にも。日本欲レ借レ道朝二貢中原一。而朝鮮不レ許。故事至レ此といへり。今の書の趣。これらの詞ともはら同じ。もとより此ほうしは。此度の御軍の中にありて。朝鮮もろこしの書のかよひなどをつかさどれるものなれば。此行長が書も。これがかきつらんを。朝貢などいふひがごとは。おのがわたくしの心も書つるか。又は行長もともにかたらひて。はかりごとにかくいひなせるか。さきに朝鮮王におくりし書には。只以欲レ復レ怨也といへること。いたくたがへれば也。とまれかくまれ。大閤の御心には。いたくそむけること也。そのうへかゝる詞は。後の世まで御國のひかりをおとすことなれば。たとひかりそめのはかりごとにもあれ。必いふまじきわざ也。また天使とは。わが

天皇の御使ならでは。いふまじき事也。こゝは足下特遣ハシテ明使ヲ日本ニ云々などゝかくべし。難留日本諸將於朝鮮城中ニとは。わが御軍朝鮮にこゝまゝでゝ。明ノ國までせめゆかんといふ意なるれど。文ノたなくして聞こえがたし。誠恐頓首などゝも。かゝるをりの書には。あるまじきことやまひ詞也。かくて沈惟敬は明にかへり。右のくだりの事共を其王にかたらひて。またのとしのやよひに又來て。かの七くだりの事。明王うけがひ奉りけるよし。かへりごと申せり。行長むつびはおのがもとまいねがことなりければ。翁よきさまにとりつくろひて申けるに。太閤さもことおぼしめし。御ゆるしありければ。明王が使また沈惟敬もろともに。前護屋の御營に參りぬ。文祿二年五月の事なりき。大閤明の使謝用梓徐一貫を御前にめしあひ給ひ。むつびの事やかためさせ給ひ。ねんごろにあへしらひ給ひ。物さまざま賜ひて。六月にかへし給ひき。其ときさきにいけどりにしたりし朝鮮のわうじも。王が子をはじめみなゆるして歸し玉ひにき。又朝鮮にありし人々のもとへ。此時に御ふみたまひし御書にいはく。大明與日本和平相定條々。一天地不可間者。不可有相違云云。婚約者。大明帝王之賢女。日本帝王之后宮可被相備之由。可申事。一勘合之儀。可申談事。一大明日本武官等。誓紙可取替事。一朝鮮國之儀。先驅兵盛衆申付候。此上者經年月。民百姓已下帶蓬之体。雖憐人數可被仰下候。今度大明國へ被申出數ヶ條相究者。朝鮮國王之儀。雖不相背候。大明にめいじさせられ。又者最前一禮をも申上候條。朝鮮之都に付而。可被遣四道候事。右王子一人。并大臣之族可相渡候。一最前生捕王子二人之儀者。非下々之者候條。相構無事。留置同人。令歸國。其上遊擊相添朝鮮國へ可遣事。一朝鮮國家臣之者共。永代相違有間敷との誓紙之事。右之趣可申聞大明之勅使之事。一牧使城取普請申付。于貴無之通令。堅固如何も丈夫に仕。一人も不殘可引取事。一於其上。赤國へ相働。可致成敗事。一赤國成敗之上に可有御上之様相捨。依人數之多少城之大小ニ。具ニ見計夫々可被相定事。一中國令降參。四國之輩手之者

共之事。九州衆之外に可候間。釜山浦熊川浦其近所可レ然之事。一兵粮數之事。其樣持せ可レ入數。相定可二〆置一事。一鹽噌右同前之事。一鐵炮玉藥可レ爲二同前一之事。一自然大明國御佗言申上候とも其。實ニ油斷一有レ之通可二申付一候。來年名護屋へ被レ成二在付一可レ被二仰付一候事。一仕置等於下被二相濟一上者。備前宰相可レ有。名護屋へ可レ爲二在城一之事。付壹岐對馬には。御馬廻り在番被二仰付一事。一猶以樣躰委曲。熊谷半次木野致左衛門。両人ニ被二仰含一候事。文祿二年五月朔日。秀吉朱印。淺野彈正殿。黑田勘解由殿。増田右衛門尉殿。石田治部少輔殿。大谷刑部少輔殿とあり。此御書の中に。大明國へ仰せ出さるゝ條數とある。大ノ字は例の事にてひがことなれども。のたまひざまはよろし。朝鮮國王ノ儀。最前ノ禮をも申上候條。可レ被レ遣二四箇道ヲ一事。これもよろし。右之趣可二申渡ス大明之物使ニ一。これもよろし。但し大明ノ物使は。いとわろし。明國之使者とはいふべし。大明國御佗言申上候共とある。申上ゲは殊によろし。此一言を以てもこの大閤の御心のほど。おしはかられたり。すべて漢文にかゝむにも。何事もみな此さまにこそいふべき事なれ。大明帝王之姫宮。日本帝王之爲レ后。可レ被レ相渡之由可レ申事。これはもと沈惟敬が申そめし事にて。むかし漢の代に。公主を匈奴にあはせし例もて。あだし女を。明王がむすめといひなして。大閤に奉らんと。かの國にてはからひけるよし。明の書どもに見えたり。然るをいま帝王之后にとあるは。すべてあだし國人とかたらふとは。詞をつたふるあひだに。かゝるたがひも有しならん。又は大閤みづからは年老玉ひて。につかはしからねばとおぼして。皇后にとさだめ給へるにや。たはぶれにも王が女を皇后になどゝは。いとけがらはしきさだめ也。又此のたまひざまも。よろしからず。明王之息女爲二日本帝王之皇后一可二相渡一。などゝこそあらまほしけれ。さて又此時に。行長などゝ。明の使の者と。たがひにむつびの事をちぎりかためし書ありて。大閤記といふふみにのせたり。其詞のいとつたなきとはさる物にて。いと／＼あるまじき事共おほし。ひ

こゝにふたつ引出ていはく。日本聞和親之實。遂結隣國之約。則以日本爲先驅。伐韃靼。何不歸大明之掌握乎。こといへるとあり。隣國とは。朝鮮などのごとく。ひたすらかれにしたがひをる國をこそいへ。かたじけなく皇國をしもしかいへるよ。すべて物かくすべしらぬもの丶しわざとはいひながら。あまりにつたなきことぞかし。又いはく。以日本誠心。在天朝云々。則爲之以天朝何事ぞ。かゝるたぐひはみな。かれにしたがへる朝鮮人などのいふにならへるさかし也。さて大閤以和親大臣。再任僕與。臨決私面決之。則以僞大王及關白。故難使作之とこ(いへる)。此おもむきはいとことあし。すべてもろこしの國とのまじはりのふみには。こともらにも

天皇の御事をあらはし申して。その國人にも。

皇朝のかぎりなく尊きほどを。しめすべきわざ也。そは

天日嗣たふとみ奉り給ふのみならず。大かた御國のたふとき事をしめすしわざ也。其故は。まづ此度の大閤。前よりの御むつびごとにも。かれは皇帝となのりて。おのがうへをいふ言。すべてたふとくあがめたるに。こなたは。ひたぶるに皇帝となのり給はんとも。はゞかり有て。わが御うへをのたまふ言。みな一きはひきくて。あがめ給はぬこるほどもはら

天皇をばひかへ奉り玉ふが故なれども。其御事を。一言もあらはして申し給はでは。たゞかしこの王に憚り給ひてのへりくだりのさまと聞えて。御國のくらゐのおつるわざ也。然るを上に

天皇のよしと御事をかゝげ出玉ふときは。へりくだりの御事をば。一きはくだしてのたまふも。みなこの

天皇につかうまつる臣と玉ふほどあらはなれば。かの王をはゞかり玉ふに似たるきらひなれば也。さてしか大臣として。かの王とむつび玉ふは。いよく

天皇の御たふときは。かぎりなき物にて。皇國のくらゐ。一きは高く聞ゆるわざなるをや。さて此書に。

天皇の皇の字をかへて。天王とかけるは。いとわろし。また馳使告之といへるも。よろしからず。奏之とあるべし。かの明王にいふとをば。奏大朝などゝかきながら。わが

天皇に申すをば。告といひてよろしからんやは。關白とは秀次ノ君の御事也。こは大閤の御子なれど。今の關白にましませば。此御事を申せるもよろし。次に大閤沈惟敬にたまへる御書あり。日本國前關白秀吉。書大明國使遊擊將軍沈宇愚麾下。大明日本爲和親於朝鮮國。趣四人予前驅營中。切雖起兵故。實猛將也長盛吉繼三成行長四臣。其奏達之矣。急雖可裁瓊報。前年委關白職於秀次。秀次可達之於天聽也。任予思慮。難可決大事。不案大綱者世禮也。圖之王京去此地。水雲遼遠也。依之大明使者。停台輿於此營中。徊涉猶豫。不捨晝夜。以命侍臣。馳羽檄。檄書待相達。可投回報。餘者附四臣舌頭。書底縷。方物如別錄。領納。特長刀十振投贈焉。以黃金纏裹之。不宣。仲夏日秀吉朱印。達沈惟敬遊擊將軍とあり。まづ例の大明の大ノ字。日本の上にうつしおかまほし。秀吉と御名をかき玉へるも。あるまじきわざ也。書ノ字の上にもじおちたるべし。麾下とあるも。たふとみ過てわろし。大明日本も。日本明國とあるべし。奏達とは。大閤の御許へ申せしとゝ聞ゆれば。奏ノ字いかゞ。秀次可達之於天聽也とは。

天皇へ申給はんといふ事にて。うたがひなけれど。もろこし人の聞んには。よくせずはかゝる詞は。明王がもとへいひやり給はんとの事と。心得たがふるともありぬべければ。今すこしたしかに。わが

天皇への事と聞ゆるさまにかくべきわざ也。王京は。帝京又は皇京とあらまほし。此ほかも。詞はすべて例のいとつたなけれど。おもむきはいとよろし。京の御返事をまちて。御返事あるべしとの御事。殊によろし。此事まとには。

皇朝へはうかゞひ給はず共。たとひことつけごと（託）にもあれ。かくのたまへるは。ひとの國へきこえむ。おもく〳〵しく御國の
ひかりとなるとなり。さて此度那護屋の浦のけしきを見て。明の使どもい作れるからうた（詩）に。蓬萊日本傳明詔。遙
出大唐報聖光。といへる句あり。こなたをたふとめる詞は。いさゝかもなくて。たゞおのがかたざまをのみたふ
とげに。明詔聖光などいへると。いこるやなし。また遍朝萬國悉撫四夷。また忽蒙聖諭九夷清など。皇國を夷にあ
てゝいへる詞さへあり。かゝるみだり言をいはんには。ものしりびと（學士）たちきびしくとがめて（詰責）。作りあらためさせてこ
そ。御前へはいだすべきわざなりけれ。さて此使共のかへりまかる時に。賜ひし御書もあり。一和平誓約無相違者。
天地縱雖盡不可有違變也。然則迎大明皇帝之賢女。可備日本之后妃事。一兩國年來依間隙。勘合
近年斷絕矣。此時改之。官船商舶。可有往來事。一大明日本。通好不可有變更之旨。兩國朝權之大臣。互
可誓詞事。一朝鮮遣前驅追伐之矣。至今彌爲鎭國家安百姓。雖可遣良將。此條目件々於領納
者。不顧朝鮮之逆意。對大明分八道。以四道并國城。可還朝鮮國王。云々。一四道者既返投之。然則朝鮮
王子并大臣一兩員。爲質可有渡海事。一去年朝鮮王子二人。前驅者生擒之。今爲四人。度與沈遊擊。可歸舊
國事。一朝鮮國王之權臣。累世不可有違却之旨。誓詞可書之。如此者。爲四人向大明勅使。縷々可陳說
之者也。文祿二年癸巳。六月廿八日秀吉朱印とあり。かの去年の八月。朝鮮の平壤にて。行長が沈惟敬に仰せし七
くだり（條）は。すなはち此御書のおもむき〳〵也。同じ事にぞ有ける。此御書の趣も。すべてよろし。但しさきに淺野彈正な
三五人に仰せし御書に。日本帝王之后と有しを。今明の使に仰する御書にも。帝王といふもじをのぞき給へるは
いかにぞや。さる〳〵此時。かの國とのことに。皇國をばいみしくおそれたなれ。內國をば。いさゝかもかれはあ
ざれたることもなきに。こなたの帝王の字をさへ。たゞひをさ。つゝみかくし給へるは。いさ〳〵あぢきなきこと也。か

の國のうちにて。わづかにかたすみなる所なるを。たゞしばしがほどうしはきをるもの、たぐひすら。かの王にしたがはぬかぎりは。はゞからず帝となのるも。古へよりめづらしからぬ事なるを。ましてうへもなき天皇の御事を。しか申さんと。天地の間にたれをかは憚るべき。古へ小治田の御世に。日出處ノ天子とのたまひつかはしゝをりにも。かしこの王。悦ばずは有しかども。何事かは有し。後の世には。かへりてそのをりの詔書を。ためしに引出て。日本には今もなほ。そののりぞのこりたらんこそやうに。かの國ぶみにもいへる物をや。さればさきにもいへるごとく。すべてもろこし人などに見すべき書などには。ここさらにも帝の字皇ノ字などのたぐひを。おほくかきあらはして。いよ〳〵御國の尊き事をしめすべきわざなりけり。さて又此時に。増田右衛門尉長盛。石田治部少輔三成。大谷刑部少輔吉繼。小西攝津守行長と。四人に仰せつけし御書に。對大明勅使可告報之條目。一夫日本者神國也。神卽天帝。天帝卽神也。全無差。依之國俗風度。崇王法。體天則地。有言有令。雖然風移俗易。輕朝命。英雄爭權。隣國分崩矣。予之慈母懷胎之初。夢日輪入胎中。覺後驚愕。而卽相士卜之。曰。天無二日。德輝彌四海之嘉瑞也。故及壯年。夙夜憂世愁國。再會復聖明於神代。遺威名於萬代。思之不止。纔經十有一年。族滅凶徒姦黨。而攻城無不拔。敵陣無不廢。有乖心者。自消滅矣。已而國富家娛。民得其所。而心之所念。無不遂。非予力。天之所授也。一日本之賊船。年來入大明國。橫行于處々。雖成寇。予曾依有日光照臨天下之先兆。欲匡正八極。既而遠嶋邊陬。海路平隱。通貫無障礙。制禁之。大明亦非所希乎。何故不伸謝詞耶。蓋吾朝小國也。輕之侮之乎。以故將兵欲征大明。然朝鮮見機。差遣三使。結隣國允。隣丁前軍渡海之時。不可塞粮道。不可遮兵路之旨。約之而歸矣。一大明日本會同事。從朝鮮至大明。啓達之。三年內可及報答。約年之間者。可偃干戈之旨諾之。年期已雖相過。無是非之告報。

朝鮮之妄言也。其罪可逃乎。各自已出怨之所攻也。欲匡違約之旨。於是設備棄城。高壘防之矣。前驅以寡擊衆。多々刎其首。疲散之群卒伏林。恃嶮將巢蠻戈。雖寘隙。交鋒則潰散。追北數千人討之。因城亦一炬成焦土矣。一大明國救朝鮮急難而失利。是亦鮮反間之故也。於此時大明之使両人。來日本名護屋。而說大明之綸言。答言以七件。見于別幅。爲四人可演說之。可有返章一冊者。相追遣可遲速者也。六月廿七日。秀吉朱印とあり。此御書からもじにかゝれしは。明の使に見せし。かの王にもきかせんとなるべし。然るこそいかゞ。かゝる物かくすべなしれる人なかりしと見えて。例の詞のいとつたなきは。さらにもいはず。いひざまのよろしからぬことこそおほき。一きていはゞ。國俗とは。ひとの國のうへをこそいふべけれ。みづからかくいひては。御國をちひさくかたはらになす詞也。王法とは。ほうしども。言によりて。中昔より佛法王法とつねにいひならへり。いと好ましからぬ詞也。ましてこれは。あだし國人にも見すべき御書なれば。かゝる佛ぶみめきたる詞つかふべきにあらず。吾朝小國也。輕之侮之乎。この詞も。かの懐良親王の御書のたぐひにて。例のものいひしらぬものの也。說大明之綸言も。いとわろし。明使兩人來進。其王之意なども有べし。すべてかゝるたぐひの書きざまは。おほやけのもわたくしのもの。わが皇國の事をたふとく大きにいひ。あだし國の事をば。ひきくちひさくいふぞよろしき。さて此御書のすべてのおもむきはいとよろし。神の御國なるよしなどをのたまへるは。殊にめでたきを。詞のつたなきに。猶心のくばりはえあらぬぞくちをしきや。さて此度かく名護屋へ參りし。明の使の事は。朝鮮にして。其時のいくさのつかさなる宋應昌などが。沈惟敬とかたらひて。ひそかにはかりしわざにて。かの王はしらざりしにぞ。あるこ とのふみどもには。すべて見えず。そもそも此むつびの事。明の國にては。兵部尚書石星といふ。重き官人のひたすら沈惟敬がいふことを信じて。王にもすゝめて。しひてはからひつれ共。はじめより心得ぬ事に思へるものどももおほ

く。こなたにはたゞうけひかぬ人々は有しかども。かの沈惟敬とかたらひて。行長ぞひたふるに申しおこなひけることなれど。うたがはしき事共有て。なほ朝鮮なる御軍は。かへし玉はざりし故に。明のすくひの軍人(イクサビト)どもゝいよ／＼うたがひて。かへらで有しに。御軍は仰せのまゝに。晋州の城といふを。ていたくせめおとして。そのをさ(酋)なる牧使徐禮元といふものをも。うちとりしかば。明のをさ共いよ／＼いかりて。沈惟敬をいつはりせりとて。いたくせめければ。惟敬小西がいほりにきて。しか／＼のよしいひて。とがめけるに。小西はたいみしくいかりて。いまし(汝)は我をあざむきけり。むつびことゝのひぬるに。明の軍はなどてかかへさゞる。はやかへしてよ。さらずはゆるさじといふに。あふゝきるさせんかたなくて。此よしかの石星にうれふ。石星もいとわりなくて。王にとかくいひかたらひて。さはいかにせん。わがいくさ引かへるべしといひつけゝるにぞ。明の軍はまづみな引かへりぬるを。御軍はなほ釜山といふ所にとゞまりて。さらにかへらずなん有ける。此とき明王いどみにまけて。まづかゝ軍をかへせる。此ひとつにても。大閤の御いきほひのさかりなりしほど。又かれがいみしくおそれしほどなど。よろづに思ひわたすべし。さてこなたよりおほせしにしたがひて。明のいくさよろづひきかへしける故に。内藤飛驒守如安といふ人を。明へはつかはしたり。されどむね／＼しき御使のさまにはあらず。たゞむつびのしるしはかりとぞ見えし。然るにかの國にても。此むつびのこと。猶いとうたがはしくて。沈惟敬がいつはりならんと思ひいふものゝみ。おほかりしによりて。此如安をも。久しく遼東といふ所にとゞめ置て。王がところへはよばず(不召)。此事とり／＼にさだし(議)けるほどに。朝鮮王はやく日本のむつび(和)をとゝのへて。おのが國をやすめまほしきよし。明王へねがひければ。石星よろこびて。これをとらへ所にしてなん。しひて王にすゝめて。如安をも北京へはよびよせける。如安をもてなしあへしらふとなのめならず。石司馬(カ)優遇(スヘシ)如王公ニと。かの國ぶみにもしるせり。さてくさ／＼うたがはしき事共のかぎり。此如安にせめとひけるに。こと／＼く

かれがうべなふべきさまに。いひまぎらはし。よろこぶべきさまに。僞りこたへて。ひたぶるにたゞしたがひける。さればこの時この如安がこたへたる趣は。こと〴〵く大閤の御心にもそむき。皇國のいみしきはぢのかぎりになん有ける。そが中にもいみしかりしは。そこの國の君を。天皇といひ。又國王といふなるは。天皇すなはち國王なりやいかゞ。こ問ける答へに。天皇すなはち國王にて。はやく信長にころされ給ひにきとこそいへりき。あなかしこ。かゝるゆゝしき空言(ソラゴト)をさへせし故は。もしありのまゝに。

天皇上にましますといはゞ。關白はまことの王にあらざれば。むつびゆるしがたし。といひやせんとあやぶみて。今は關白ぞまことの君と思はせんとてなるべし。されど大閤は。あだし國へも。たゞ關白とのみなのり給ひて。まことに王とはのたまはねば。上になほ君のましますことは。もろこしにてもよくしれて。すなはち此時の事をしるせる書共にも。日本王居住山城。有文祿之年號可證。與小西飛稱國王爲信長所弑。互異。といひ。あるひは其國王與關白上下相安。歷世不易。號曰天正王。不與國事。不轄兵馬。惟世享國王供奉而已。每元日。國王率大臣謁天王。其它國事掌兵馬。於國王無與。關白主之。關白。倭之大頭領。即漢大將軍宰相類也。といひ。又此時に大閤を王に封ぜんといふ事をあげつらひて。日本有山城君在。雖其權弱。名分猶存。一日封大閤爲王。加之倭通之夫二日並擧。山城君於何地。ともいへり。然るに今如安がそらごとをうたがはで。うべなひしは。有司いかにもしてむつびをこひ。ねがへんと。あながちに思へりしが故也。すべて此こたへのこと共。かねてかくこたへよと。ひとかどに行長がをしへおきしものぞとも。かのくにふみにいへり。如安も。遼東に久しくとゞめられて。いとからくまちわびしき事に思へるゆゑ。いかにもいひのがれて。はやく歸らばやとおもひて。ひたぶるにはしにいひしなるべし。そもそも此如安は。所謂國の人にて。さるさまあるきこえの有けるゆゑに。行長につけて明朝へつかはし。此使にもさゝれける

に。行長おのが氏をなのらせたりと見えて。朝鮮又明の書共には。おほく小西飛となんしるせる。すべてかゝるさき、かたきの國への使は。よく人えり（擇）してつかはすべきわざなるを。この如安がごとくなるをぢなき（怯弱）ものをしもやりて、皇國のはぢ君のはぢをのこせるは。いとも〳〵くちをしく。心うきわざなりけり。かくて明には。此如安がこたへ。おもふごくにて。ひたぶるにうべなひける故に。李宗城といふものを正使。楊方亨といふ者を副使として。たてまだし（奉遣）けり。さるは釜山にある御軍。一人もとゞまらで。みなさりなんをまちて。御國へは渡れとなん。いひつけおこせける。沈惟敬は。此事とゝのひなば。おのれ正使にてをあらんと。かねてしたまちゐたりしに。思ひのほかに。こと人どもをさして。副使にたゞにいひつけざりけるを。いみしく心うきことに思ひて。いかで此使をふたけてんとぞ思ひかまへけるかの使の者共は。朝鮮まできて。久しくまちをれ共。皇國のいくさ人猶あまた。釜山にとゞまりゐて。さらに引かへらざる故に。御軍早くかへし給へと。いひおこせけるに。御軍のかたよりはまた。明の使のものども。まづ此いほりへ參れといひつかはせば。せんかたなくて。まづ釜山のいほりへ參りぬ。此ほどこなたにもかなたにも。猶うたがはしく思はるゝとおほくて。とかくせしほどに。この明の使は。文祿四年の正月に。北京をば出たりしを。朝鮮にて。いたづらに其年もくれにけり。そのあひだに沈惟敬は。大閤また行長へ。さま〴〵の物奉りなど。よろづにこびへつらひて。こなたの御心をよくとりおき。又石星をもよくあざむきて。とにかくにふるまひつゝ。宗城方亨がいたく御國をおそれて。故鄕にかへらまほしくのみ思ひをるを。はかりごちて。いみしくおどしければ。いよ〳〵おそれて。宗城は。王が書をもすてゝ。つひににげかくれにければ。方亨を正使に。惟敬を副使にぞかはらしめける。かくて御軍は猶さらざりけれ共。惟敬とかくいひまぎらはして。朝鮮の使どもをも。ともにひきゐて。つひに船を出し。皇國にわたりて。慶長元年九月二日になん。伏見の城に參りて。大閤にまみえ奉りける。其時楊方亨も沈惟敬も。大閤の御いきほ

ひにおそれ奉りて。いさゝかかしらをだにえもたげず。ひれふして。いみしくわなゝきけりとなん。但し清正記とい
ふ書には。此とき大閤の御座より引さげて。明の使の座をまうけたりければ。むつかりて。われらは天子の御使なる
に。此ゐごころこそ心得ね。關白しきゐをくだりて。ゐやゝしくみことのりを受玉ふべきことわり也と申けるを。き
こしめして。いみしく御けしきあしかりけるよししるせり。されど此ほどの皇國の書共にも。明の書どもにもさる
ことはさらに見えざればひがごとなるべし。もしさもあらんには。皇國の書にこそしるさず共。かの國のふみには。か
ならずしるさるやうあらじを。平壤錄といふ書にも。楊沈且二關白一卑屈狀。有下不レ堪レ言者上。隨行譯官徐志修。歸
私對二人言一之。故知。小人不レ當二重用一也。といへるをや。さて明王より奉れる國王の冠さうぞくを奉り。又大名た
ちの料をも。五十餘具奉りぬ。同三日。御前にて。明の使どもに御饗を玉ふ。此をり大閤をはじめ奉りて。座につき
給へる大名たちみな。かしこより奉れる冠さうぞくをぞたてまつりける。事をはりて。使共は御いとま給りて。むか
つみにまかりかへりし後。相國寺のほうし承兌といふに。明王が奉れるふみを。よませ聞しめしけるに。其詞かねておぼし
けるにはいたくたがひて。すべていみしくおごり高ぶり。いはんかたなくゐやなきうへに。封二爾爲二日本國王一といへ
へる言あるをきこしめして。俄に御かほの色かはり。いみしくいかり給ひて。かの王われを日の國王になし奉らんと
申すよし。申せしによりてこそ。朝鮮の王子どもをもゆるし。軍をも釜山までしりぞかせつれ。日本國王にとは。い
かなるたはごとぞ。われ何のよしにかは。かれがよさしをうけん。おれ行長。國王に心をかよはし。おのれ人共をかた
らひて。われをあざむきける罪。いはんかたなしとて。いみしき御けしきにて。たてまつれる冠さうぞくも。此書も。行
ふ。ひろ庭になげすて給ひしは。まことにさも有ぬべき御事也けり。さるは行長かねて。承兌に。此書ありのまゝによ
み給はんには。君かならずいかり給はんを。よきさまによみなし玉へと。かたらひけれど。うけひかで。有のまゝに

よみけりとぞ。又朝鮮の事は。此度明よりねがへるによりて。むつびをゆるし玉ひ。いけどりたりし王子共をも。かへしつかはしつれば。その王子参りて。みづからかしこまり（謝恩）を申すべきことわりなるに。おろ〳〵しき使をのみ奉れるを。いとゐやなしとて。その使には。はじめよりあひ給はずなん有ける。かくて三奉行ども。萬の事とり申す。石田大谷増田などいふ人々をめして。仰せけるは。明王がゐやなき罪は。しばしのごむ（宥）べし。朝鮮こそさらにゆるされね。其使どもは。行長と共に。かうべをはねべしとぞのたまひける。されどほうしどもなども。いとねんごろにこひ申せしによりて。これらも命ばかりはたすかりにけり。又明の使の者共も。かゝるうへは。ひと日もこゝにとゞむべきにあらず。明日（アス）つとめて。堺までおひやるべしとぞのたまひける。されど猶いたづらにかへるとをば。あはれとおぼして。物などは給ひて。かへし玉ひにき。あるふみに。大閤いみしく明王が書のゐやなきをいかり給ひて。行長がかうべをはねんとし給ひけるを。いさめ奉るとて。承兌ほうしが申けるは。大明は中國として。すぐれたる國に侍れば。いにしへよりもろ〳〵の國は。そのよさし（封）を受ヶ侍るぞ。例の事に侍る。今君の御いきほひ。さかりにましますによりて。かれ使をまだし（遣）。日本國王によさし（封）奉れるは。いとめでたき日本のひかりにて。末の代までほまれなるためしにこそ侍れ。と申けるよししるせり。すべて古へも今も。學問せる人は。もろこしの書をのみ見なれたる故に。みだりにかの國をのみたふとき物に思ひて。わが御國の猶はるかに尊（タフト）きとをは思はず。たゞかれにしたがひをる國々とひとしなみに。ひがこころえするを。みな此承兌がたぐひにて。かならず君の御心をもまどはし奉り。又かゝるひが心なる人共の。あだし國のふみのつたへをつかさどるから。其御いきほひをも。皇國のひかりをもおとすあやまち（隠）はいでくるぞかし。かくて沈惟敬。楊方亨とかたらひて。國にまかりかへりては。かく事のやぶれぬるとをばかくして。たゞ關白いみしく悦び玉ひしよしいひ。又王に贈り給へる物といひて。おのがえ（得）つる物共をとりあつめ。つくりまうけてさゝげ（献）など。猶

よろづにいつはり共しありきけるを。かの國人ども、みなしりてわらひけれど。王と石星とは。なほまことにて。まことゝのみ思ひゐけるこそ。あさましうをこなりけれ。又大閤御答の書をもて。おのれよさまに作りいでゝ。見せけるに。其書さまのにあらぬさま。しるかりけるによりてなん。はじめよりのいつはりも。みなあらはれにける。そもそも此大閤の。かく朝鮮をうち給はんことを。おぼし立ける始めを尋ぬるに。むかし總見院ノ大臣のおほせ（命）にて。西の國をことむけにおぼしましける時に。申し給ひけるは。秀吉山陰道山陽道。又筑紫の國々をも。まつろへ（征服）て侍らんには。やがて朝鮮の國にまかり渡り侍らまほしく思ひ侍るを。御めぐみに。その朝鮮。秀吉に給はんとの。御教書を給へかし。あはれさも侍らば。君のみこと（命）をもて。心やすくかの國をことむけ。猶もろこしの國をもうちとり侍りて。君たち一所を渡し奉りてこそ。その國のあるじになし奉りなば。朝鮮もろこし迄。わが君の御手に入侍るになんと。いとたやすげに申し玉ひければ。大臣例のきもの大きさにて。うちわらひ玉ひて。京より西の事は。いつこまでも。ようこが思はんまゝに。さもかくも物せよかしとぞの給はせける。かゝればそのかみより。はやく此御心ざしは有けるにこそ。さてかの大臣かくれ（薨）玉ひてのち。とゝせ（十年）ばかりがほどに。御國の内をはやくたひらげ玉ひて。こし方にたぐひなきまでさかゝなる御いきほひなりけんから。いよいよかのもろこしの國迄も。御手にいれんとはおもほしなりしなり。まづ朝鮮をしたがへて。道しるべせさせてんとおぼして。天正十八年に。その國より使たてまつりしをりの御答への中に。夫人生於世也。雖歷長生。古來不滿百年焉。鬱々久居此乎。不屑國家之隔山海之遠。一超直入大明國。易吾朝風俗於四百餘州。施帝都政化於億萬斯年者。在方寸中。貴國先驅而入朝。有遠慮無近憂者乎。遠邦小嶋在海中者。後進輩者。不可作許容也。予入大明之日。將士卒臨軍營。則彌可修鄰盟也。予願無他。只顯佳名於三國而已云々。となん給ひつかはしける。又琉球王にもおほせ（命）つかはしける御書にも。今也欲征大明國。

蓋非吾所爲天所授也云々。來春可營九州肥前。不移時日。可使降幡而來服云々とあり。これを天正十一年の事とす。ある書にいへるは誤也。天正十九年の事と聞えたり。又文祿元年六月。朝鮮にある人々のもとへ遣せつかはしたる御書に。無油斷相働大明國。可成程可申付候と見ゆ。同二年夏。明の使の參りしをり。かの四人の人々へ仰せし御書にも。將兵欲征大明云々。といふこと有。これらをもて見るに。もとより明の國うち（征）給はん御心なりしとは。疑ひもなし。然るを朝鮮王。明におぢて（恐）。おほせ（命）にしたがひ奉らず。なほざりに思ひすごして。久しく御かへりごと（答）をも申さゞりけるがゆゑに。その御いかり深くて。まづかく朝鮮をきびしくはせめ（攻）させ玉ひしなりけり。さて明は。もとよりさばかりの罪もなかりければ。使たてまつりて。まつろひ參らば（朝）。さてゆるしてもおきたらん。とおぼす御心にぞ有けむ。さればこそ。はじめ沈惟敬がねがひにまゐりしにも。たやすくはゆるし玉ひてけめ。さておほせ（命）のまゝに。明王うけたまはり（承服）したがひ奉りなば（歸順）。朝鮮をもゆるし給ひて。御みづからも。めづらしきもろこしの國ぶり（風俗）など見給ひに。わたりおはしまさんの御心なりけむかし。さるは明の王などをも。物の數ともおぼしたらず。たゞわが大名の國などへおはしましやうの御心にて。かの國内をも見めぐり（巡覽）給はんとおぼしける。御心の高さ大きさこそ。いはんかたなくいみしく。御國のたふときにあひかなひて。いと〳〵めでたかりしか。されどあたら學問の御ざえなくて。かの國のおもむきを。こまかにえしり給はず。朝鮮明の人共と。ふみして（以書）いひかはすすぢに。たづさはる人々も。みなかの承兌が如くなる。つたなきひが心どもにて。くだりかきて見するとも。みな御心にはいたくそむきて。あらぬひがこと共のみなりしを。えわきまへ給はで。いみしき物のたがひめおほかりしこそ。いとあかずくちをしきわざなりしか。そが中に。むね（主）とある事を一ツ二ツいはゞ。まづかなた（彼方）へは。日本朝貢といひて。大閤へはそれを。明より日本へ朝貢するよしに申し。封王といふことをも。明の國王になし奉るよしに申しまぎらはせしがごとし。行長又

三奉行の人々なども。いかでとく軍をやめてかへらんと思ふ心のみ深かりしかば。沈惟敬がねがへるを。さいはひと
よろこびて。あながち(強)に此むつび(和)のことを。とかくのへんと思へるから。これらの事のたがひめは。此人々はもとより
しりながら。あざむき奉れるもの也。さて明の書共には。此度のむつびの事を。封貢ノ事といへり。また封をゆるして。
貢をゆるさじといへる事などあるは。足利の時。末になりて。御使かの國にていこみたりなる事共有て。國のさ
わぎになりし故に。こいたりしなるべし。そもそも此度の事。かの國のためをもていはゞ。大かたあだし(他)國の君の。
朝貢もせしを。王に封ぜんといかど。まして屬國とある朝鮮をせめて。その王をおひうしなはすべくの軍にもたちむかひ。
おのが國をいたくさわがし給へる大閤を。何のよし有てかは封ぜん。此事はやくかの國にても。そしれる人共有し
は。さると也。もとよりこなたよりむつびをのぞみそめしにもあらず。又後に内藤如安をつかはしつれ共。それもう
るはしき御使といふにもあらでありしかば。物おくり申すともなく。まして御書をもつかはさゞるに。かしこのは
事をこのへて。一度まで使を奉れりしは。うはべにこそかなたへの封貢といへれ。まことはかしこよりしたがひ奉り
て。ただ朝貢する也。されば此度の事は。いふしき明王が恥と。かの國人もみなしりながら。中國をいはずお
それるたのし故に。いかさまにしても。事をしづめんと思ふから。やむことをえざりし也。すべてかの國人。つねには
國のきだいをいみしげにいひて。その王は。人にしたがはぬ物のごとく(如)。たかぶりおごれ共。やむことをえぬ時は。世
んかたなくあだし(他)國へむかひて。臣となのりて。したがひしためしもなきにあらず。たとひこ(以)れまでにさるためしは
なきにても。此度ばかりおそくるしめるをりからなれば。こなたのはからひによりては。かの王。臣とならめのこともあ
るはにしたがひさるまじきにもあらざりしを。さもえはからはで。のみならず。かへりて封貢ともいはせて。みの
ためにも。三國の名をけがせるは。いとつたなく。大閤の御いきほひにあはせて。あかずくちをしかりける也。その

かゝる此事にかゝづらひし人々。御國魂つよくて。かしこからましかば。まづかしこより封貢などいふもじ(字)をいひ出んには。いでやわが大閤。いやしきから國の封をなにせんにかは受給はん。かけまくもかしこき皇朝の御よさし(任)をうけ給ひて。うへなき關白の職にましますを。汝が王はいまだしらずや。又貢といふなるは。汝が國、わが御國へ朝貢せんことにや。さもあらば。其よしつたへ申して。御けしきうかゞひ見ん。もし又汝が王へことならば。貢といふもじこそ。いとなめしくあたらぬ(无禮不當)まうしどなれ。今より後。すべてさるゐやなき事共なさらに申しそ。きびしくとがむべかりける物をや。然るにかの行長が書などに。かへりて。こなたよりはた日本朝貢などいへるは。かへすかへすつたなしかし。猶いはゞ。すべて此度の御いくさ(征)よ。朝鮮のつみをば。しばしゆるし(宥)おきて。おぼしたちけんよまに。はじめよりまづ明の國をこそ。うち給ふべかりけれ。そは朝鮮をへて(經)。かの北京へよせんは。たよりよからねば。南のかたより物して。まづ南京といふをとるべき也。かの足利のころ。西のほとりのあぶれもの共。わたりまかりて。あらびたりしをりをりだに。しづめかねて。いみじきさわぎなりしかば。かの國人は。日本ときけば。たゞ鬼神のごとおもひおぢ(怖)たるうへに。近きほど此大閤の御名。よものうみ(四海)の外迄。とゞろきわたりて盛りなるに。その御軍しもおしよせ(來)くときかば。はかばかしく弓引て。たむかひ奉るものも有まじく。おとに聞ても。わなゝきにげぬべければ。南京をとり給はんとは。いともたやすかるべし。されば此ほどかの國人も。これをあやぶかりて。倭之患。不必在北。而在南といひ。又は。平秀吉。不可謂無攻伐之謀。整造戰艦。以數千計。徵兵諸州。以數十萬計。日夜圖度。思得一逞。不可謂無窺中國之心。使其選將出衆。乘風揚帆。寇我沿海府都。備禦兵力。容有未完。一時勝負得失。是未可知也とも。又は。由朝鮮渡鴨綠江而上。由山東海面。乘風疾趨。設有疎虞。令倭得長驅。而入窺宸極。此不可以不慮。ともいへる事有しを思ふべし。さてしか南京をとり

給ひなば。いよ〳〵其御いきほひにおそれて。かの江南といふなる程などは。おのづからのこりなく。御手に入なん
と。うたがひなし。さてしたがひまゐらするものをばゆるして。よろしくはからひ。いさゝかも國のさまたげをなさず。
民をやすめて。よくまつりごちなば。かの國人共。こらおほかみのごと思へりし御國人を。ひきかへしたふやうもあ
りぬべし。かくしてやう〳〵に。北の方へおしもてゆきなんには。北京もまた御手にいりぬべく。よくしたゝめなば。
朝鮮の王子のごとく。明王をいけどらんともかたからじ。さて御心のまゝに。軍びとたちには。めぐみのこゝろをも
あたへ玉ひ。明王をば。事のさまにしたがひて。滅しもしつべく。又其國の内を分あたへて。ゆるしおきもしつべく。
いかにもよきはからひ有ぬべし。かくあらば。いかり玉ふ朝鮮は。手おろさで。おのづから御心ならんかし。さて朝
鮮もろこし迄。あまねく
皇朝のみのりのまゝにしきほどこし〳〵。其國々こと〴〵く
天皇國日につかへまつらば。いかにあらん。其御まつりごとだによろしくは。長き代までも。さてたもち給ひぬべし。よしし
ばしにても。さばかりのおごれるもろこしの國なるを。
皇朝のみのりをうけたまはりて。まつろはんには。こしかたにためしなき。此君の御いきほひなるべき物を。いさゝか御
いかりをしも。えしのび給はず。朝鮮にのみかゝづらひて。あまたの年月。ちからをつくさせ玉ひしは。今思へば。猶
いとあかず。いふかひなきわざになん。そも〳〵此大閤の。もろこしの國うちとり給ひぬべき事を。かくいひもて
ゆくに。いかなれば朝鮮かの國に心ひかるゝ儒者共などは。いみじきふたつなき事と思ふめれど。それはかれが。御國をい
みじくおもふ。いさゝかのゆゑもなきにも。國内のさわぎまでひし事。又此たび朝鮮のさわぎによりて。せんかたな
く。まなびの人に事などはからひけむ。つたなきことをば。くはしくも思ひはからで。たゞみだりにかの國をほむ

さも〳〵大きにて。軍のすぢも何も。すぐれたりとのみ。ひたぶるに思ひをる。ひが心にぞあるや。猶大閤の御心は。さはいへど。つひに明の國をもことむけんとおぼしけるを。行長又其外の人々も。おほくはしらぬさかひに年月をかさねて。くるしきいくさにいたづきぬれば。國戀しくて。いかでとくかへらばやと思ふ心深きにそへて。さばかり大きなりときく。明の國の軍も。なほいかばかりか出來なんと。おそるゝ心も。すこしは有けん故に。あるまじきあやまちは引出しなりけり。さるをはじめより。いさゝかもいさむる（勇）心のたゆまざりしは。加藤主計頭清正ぬしにして。ひたぶるに明の國まで。うちたひらげずはかへらじと。かたく思ひさだめて。かのまぎらはしかりけるむつびのすぢをも。さらにさらにうべな（諾）はず。大閤の御ためも。大かた皇國のためも。いと〳〵まめ（忠誠）なりしは。此ぬしになん有ける。かかりければ。行長などかたへの人々には。そねみにくまれて。なかよからざり（不和）しかども。朝鮮明の人共も。此人をば。殊にいみしき物におもひて。平壤錄にも。清正才能勝（ルヿト）行長（ニ）數倍。などゝぞいへりける。かくて大閤。朝鮮をいかり玉へる事。なのめならずして。又しもこれをせめさせ給ふ。此度も加藤小西をなん。さきて（先鋒）には仰せける。小西はしも。殺さるべかりしが。しばらくゆるされしを。此度のいくさのしざまにしたがひてぞ。ともかくもはからひ給はんとてなりければ。又明よりむつびをこひ申す事などあらんにも。此度はすべてたゞ。清正はからひてよ。行長はいささかもなしりそ（勿知）となん。いましめつかはしける。慶長二年の正月に。御軍すぎ〳〵におし渡りて。又しも城共あまたせめおとして。いみしきいきほひなりければ。明よりも又すくひの軍ども來て。とり〴〵になんさだ（議）しける。又沈惟敬使として。御軍のいほり（營）に來て。早く引かへるべきよしいふに。こなたよりは。さきにうべなひ申せしごとく。此朝鮮の三道をたてまつ（献）れ。さらずはさらに軍かへさじといふ。三道とは。忠淸道慶尙道全羅道をいふなりけり。されどこれを日本にたてまつ（献）らば。我國のためも。いとあしかりなんとて。明のをさ（酋）ども。さらにうけひかねば。惟敬は

思ひわびしに。清正の許に書奉りし。邢總督大兵七十萬將至。勒其退兵と。おどしおこせたるこたへに。清正より。大明云。大明之兵香至。是我所願也。朝鮮弱兵。而無向我敵也。對大明之兵。快作一戰。則朝鮮國不足言。大明北京。俺取之不可回首。幸又幸也。鋒不日。こぞいひおこせたりける。たけきことは。いはんかたなし。すべてかゝるたぐひの書は。かくざまにぞあらまほしき。但しかばかりたけき書にも。なほ例の大明の大の字のはなたぬこそつたなきならひなりけれ。また北京俺取之とばかりいへるも。何とかやことたらぬこゝちす。こは直抵北京。俺明皇帝擒。面王。回首献。大閤耳。などゝぞあらまほしき。清正記に。いにし文祿二年。行長が平壤をやぶられて。しりぞきけるころ。此清正は。咸鏡道といふに在て。猶ひとりいきほひつよかりける許へ。朝鮮の經略よりて。まこりすべけるの間のなり。宋應昌といふもの。使をやりして。いみじくおどしおこせしきの。此人の返事のおもむき。もはら右の書と同じきは。もとひとつ事なるが。まがひしにやあらん。かくて沈惟敬は。今ははかりごとつきて。せんかたなかりければ。明の軍をにげて。小西にしたがひて。命たすからんとせしを。にげあへでとらへられて。ひとやに入にき。其後この清正ぬしと。淺野左京大夫幸長ぬしと。蔚山の城といふにこもれりしを。朝鮮と明との二國の力のかぎりをつくして。日數へてせめけれ共。おとすことあたはず。つひに釜山に有ける倭軍のたすけ來たりしにより。いみじくきりやぶられし。さる時だにこらへあへず。みなにげかへりぬ。又島津兵庫頭義弘ぬしのこもれる泗川の城といふをとりかこみたるにも。えおとさず。かへりていたくやぶられにき。かくのみ明のいくさも。いとつたなかりければ。とにかくふせぎこたへらるべきにもあらず。まして朝鮮のいくさは。物の數にもあらざりければ。此度もその王やおしおそれとほりいこふすからんに猶すきまなくせめよせてゆかむには。明の國をもいとよくはかりつくべかりけるに。此度はたゞこもりつる城兵を。かたくまもるわざをのみむねとはして。しかすゝみせめんの心もなく。いたづらに月日をふる

くれて。そのとしもくれ。又の年の秋までも。さてのみ有しかば。そのあひだにかたきの方には。手くばりなどは。思ふまゝにせしぞかし。これを明の書どもには。かの國の軍のをさのはからひかしこく。ふせきけるいきほひの。たけかりしによりて。御國の軍はえうごかざりしやうにしるせれ共。さらにさることにはあらず。此慶長の度は。はじめさはかはりて。さきにちぎりし事共をだに。明王うけがひ奉らば。朝鮮の罪をゆるして。御軍かへし給はんの御心にて。そのむねは。清正ノぬしなんど。うけ給はりて有つるを。此人は直くて。かの行長が有しやうに。あながちにむつびをこひねがへんと思ふ心しなかりければ。沈惟敬などにもたゞ。おほせの趣のまゝにのみいひつけゝる故に。かの國のをさどもはきゝいれざりしを。猶かれがうべなひこむ迄と。城共をいみじくかためて。いきほひをしめしつゝ。久しく動かでは有しなりけり。かゝりし程に。その八月十八日に。大閤かくれさせ玉ひぬるは。いともあへなく。くちをしきわざなりけり。いま二とせ三とせおはしまさましかば。此朝鮮のいたつきも。いたづらに成てはやまざらましを。七年がほどの御いくさに。これぞと見ゆるしるしも。つひになくてやみぬるは。かへすがへすくちをし。さるは此事おもほしたたむには。まづかの

息長帯姫尊の御ふることをおぼし尋ねて。かならずさるべき神たちを。ねんごろにいつき祭り給ひて。くすしき御たすけを。深くいのり申給ひてこそは。殊なる御いさをもたちぬべかりけるを。はじめより此神わざをば。おぼしもかけず。たゞみづからの御いきほひをのみ頼み給ひしは。いかにぞや。又御軍の人々。いきほひにまかせて。心なき虎狼のよりけにけにはやくあらびつゝ。朝鮮の罪もなき民共を。いたくそこなひくるしめさせ給ひしも。いとあぢきなし。これはた始めより深くいましめつかはすべかりけり。大かたこれらや。神の御心にはかなはざりけむ。さてうせ給ひなんとせし程。朝鮮なるいくさ。今はその國をすてゝ。ことごとく歸るべきよし。のたまひおきしによりて。御軍すぎす

ぎにみな引かへりぬ。然るを明の書どもには。その軍のをこ共かいきほひもて。おひかへしつるごとくに。例のわれだけくしるしおきたり。すべて明の軍。此ころしば〱をきをかへ。さま〲に心をつくしはかりごちて。たむかひしか共。はか〲しきことはえあらで。わづかにたゞ下部の首ひとつふたつとれるなどを。いみしきかちのごとしるし。今又心ことかへる御軍のしりにたちておひしきへ。いさをがましくいひなせるは。いとも〱をかしくなん。そも〱いが御軍は。こしごろあまたゝびの戦ともに。大名ころあるきはの人どては。一人もうたれず。今はたしりぞくきはにも。事よくおきてしかば。殊なるあやまちもなく。みな人つゝがなくてかへり来ぬる物をや。かくのみたけくすぐれたる皇大御國のひかりをかゞやかしおき給ひし。こまもろこしの後の代まで。いみしかりける事に。かたりつたへかきつたへたるは。さはいへど。此豊國ノ神の御いさをになん有ける。かくて

東照神御祖命の。天の下申給ふ御代になりてよりこなた。おほきなるもろこしのむつびをば。きよくたちはて給ひて。いよ〱ます〱

皇朝をあがまへ仕へ奉り給ひて。いとも有がたき御めぐみに。世ノ中は野山の木草の。のどけき春の日に。さきのび花さくごとくにて。萬ノ事もやう〱にいにしへにたちかへりつゝ。いとも〱めでたく。さかゆく御代こし成ぬれば。はるけき國々の國々までも。みつぎ物たてまつり。かのもろこしの國はたゞむつびこそはね共。おのづからそのくにつものも。あまりある程。年毎に千箱百船につみもてもうで來て。萬ヅにたらはぬ物もなく。大かた

大皇軍の御いきほひ。天地のあひだにかゞやき玉へば。その國王はた。つひにことわりの如く。みやつこまうして。まつろひまゐりなん物ぞ。あなめでた。あなたふと。

安永七年戊戌二月晦日　　本居宣長（花押）

○馭戎概言下之下

眞曆考

あらたまの年の來經ゆき、かへらひめぐらふありさまは、はじめ終のきはゝなけれど、大穴牟遲少名毘古那の神代より、天のけしきも、ほのかに霞の立きらひて、和けきのきざしそめ、柳などももえはじめ、鶯などもなきそめて、くさ／＼の物の新まりはじまる此をなむ、はじめとはさだめたりける、

天はそら、和はのどけし、新はあらたまる、

年の首は、まことに此時なるべきことわりいちじるきを、から國にては、古夏の代には、今の正月を正月とせしを、殷の代には、今の十二月を正月とし、周の代には、今の十一月を正月として、おの／＼その月を年の始メとす、これをも正といひて、例の指理ある事のごとくいひなせども、まことには然らず、すべて萬の事を、改むるをよきにする國俗なれば、たゞ己が功を示せむとてぞ、かゝる事まで改めたる物なる、さても世ノ中のためによくばこそさもあらめ、なれたる事の俄にかはりて、まぎらはしければ、中々に民の煩となりて、よきことはいさゝかもなし、さればこそ周の代までも、國々の民などは、猶なれ來つるまゝに、夏の代の定めの今の正月を、正月とはし居しとも有つれ、これにても、正朔を改むるは、民のわづらひにて、よからぬわざなる事をさとるべし、さて秦の代には、又改めて、今の十月を正月とせるを、漢の代になりても、景帝といひし王が時まではさて有て、史記漢書などいふふみに、歳首どに、冬十月としるせるは、又をかしきことなり、もし十月を始メとせば、かの三代のごと、すなはち其月を正月とこそいふべけれ、はじめをしも十月といへるは、何の意ぞや、こは歳の始は、秦のさだめをもちひながら、月の名は夏の定めによれるにや、いとまぎらはし、さて武帝といひしが時に、又もはら夏の定めを用ひてより、今の世にいたるまで、改

おこりとなし、こは孔丘も、夏の時を行はむといへりし如く、まことに然るべきわざなり、さて皇國にも、今の立春の程を春の始といひて、年の始とせるは、から國より暦まゐりきて後に、其暦をもて推へて、上つ代よりを然定めつる物ならむ、と思ふはひがこゝろえなり、こは暦によることなく、もとより然行しこと、上にいへるがごとし、

さて一とせの來經行あひだを、四つにきざみて、春夏秋冬とはいひける、これはた神代より然ありし來ぬる事なれば、今その故は、いかなりとも知べきならねど、こゝろみにいはゞ、温なる暑き涼き寒き四つのかはりのあればなるべし、抑一年よ、四月より九月まで六月夏、十月より三月まで冬と、二つに分たらむも、又つねのごと四つにても、又二月づゝ六つに分ても、又四十五六日づゝ八つに分ても、みな同じことにて、難なかるべき中に、四つに分れたるは、かならず然るべきおのづからのことわりなり、暑き寒き中間に、暑からず寒からずて、温なる時と、涼しき時とのあれば、二つにてはたらず、六八にてはくだ／＼しくて、過たればなり、さて温なる暑き涼しき寒きによりて分れたらむにつきて、おの／＼その中央をもてなかばとせば、二三四月を春、五六七月を夏、八九十月を秋、十一十二正月を冬ともさだむべし、三月は温なるなかばなれば、春のなかばとし、六月は暑きなかばなれば、夏のなかばとするが如し、されどさはあらで、皆その始メをはじめと定めたる物なり、正月はあたゝかなる始メ、七月はすゞしき始メなる故に、春と秋とのはじめなるがごとし、餘もみな同じ、これらも神の御心もてさだめおかせる物なり、

此春夏秋冬てふ名ども、いと／＼古く聞えて、古事記書紀の哥どもにも、をり／＼見えたり、春日といふこと、書紀武烈ノ御卷の影媛の哥に見え、夏蟲といふこと、仁徳ノ御卷の磐媛命の御哥に見え、夏草といふこと、古事記の遠飛鳥宮段の、衣通王の御哥に見え、秋の田といふこと、萬葉集ノ二の卷の磐姫命の御哥に見え、冬木といふこと、古事記明宮段の吉野の國樔人が哥に見えたり、此はか哥ならぬは、猶ふるきもあり、

かくてこのよつの時を、又はじめなかば末と、三つづゝにきざみて、春の始、秋のなかば冬の末などいへりき、上つ代の四時は、暦の節氣のきざみと同じくて、春の始は、いはゆる立春のころなり、さて立春のころより、二月の節の比までを、春のはじめとし、それより三月の節のころまでを、春のなかばとし、それより四月の節の比までを春の末とせり、夏秋冬もなずらへてしるべし、さてかく三つづゝに分て、始なかば末とはいひしかども、某月といひて、一年を十二月と定むることはなかりき、

その春のはじめは、すなはち年の始なれば、上にいへるごとくにて、夏秋冬のはじめなかばすゑも、又そのをり〳〵の物のうへを見聞て知れりしこと、春のはじめと同じくて、天のけしき、日の出入かた、月の光の清さにぶきなどに考へ、あるは木草のうへを見て、此木の花さくは、その季のそのころ、その木の實なるは、そのときのそのほど、この草の生出るは、いつのいつごろ、その草の枯るゝは、いつのいつほどゝしり、あるは田なつ物畠つものにつきても、稻のかりどきになるはそのほど、麥の穗のあからむはそのころ、といふごとくこゝろえ、あるは鳥のとこよにゆきかへるを見、虫の穴にかくれ出るをうかゞひなど、すべて天地のうらに、をり〳〵にしたがひて、うつりかはる物によりてなむ、某季のいつほどゝはさだめたりける、

上なる天はそら、季はみなとき、下なるも皆おなじ、四時を四季ともいひならへるによれり、某はそのことふむ、

後の世には暦といふ物有て、月日のさだめはみなゆだねおく故に、天地の間の物のうへを見聞て、考へむ物ともせず、常に心をつけざれば、見ても見しることなし、されば今の人などの心には、上件のごとくして定めむをば、おぼつかなきこと思ふべけれど、いにしへこよみのなかりし代には、かならず然して定むるならひなりしかば、人みなよく見しり聞しりて、違ふことなかりきかし、すべて何わざも、心をつけてつね馴ぬる事と、心もつけずなれざることゝは、思ひのほ

かに、こよなきかはりのある物なり、万葉集の哥に、ひさかたの天のかぐ山、此ゆふべ霞たなびく、春たつらしも、又、うちなびく春たちぬらし、わが門の柳のうれに、鶯なきつ、春過て夏來たるらし、白妙の衣ほしたり、あめのかぐ山、妹が手を、とろしの池の浪間より、鳥音けになく、秋過ぬらしなどよめる、みな見聞く物によりて、その時をしれる趣にて、上つ代の意にかなへり、そがなかに、春過てふ大御哥は、殊に人のしわざをすら見そなはして、しろしめしつる御趣なるをや、此ほかにもおほかれど、さとりやすき二つ三つをあげつ、すべて今の世にいたるまでも、哥によむおもむきのみは、からごゝろのさかしらはまれらにて、おほくは古意にかなへるを、万葉集などのはさらなり、

さてしか一季の來經をば、

來經はきへ、きへとは、古事記に、倭建命の御哥に答へ奉り給へる、美夜受比賣のうたに、あらたまの年が來經れば、あらたまの月は來經ゆくと見え、万葉集十五のまきに、あらたまの月日も來經ぬとあるとし、年月日いづれにまれ、いまだ來ざりしが、つぎ〳〵に來つゝ經行をいへり、さて來經といへば、すなはち年月日の經ゆく事になりて、万葉などに、け長くとおほくよめるも、來經長くにて、そのほどの久しきをいふ古言、又日を數へていくかといふも、幾來經、暦をこよみといひつけたるも、來經數にて、一日〳〵とつぎ〳〵に來經るを、數へゆく由の名なり、されば今一季の來經といへるは、春夏秋冬いづれにまれ、一季を經る間のほどの、下にいへるも皆同じこゝろぞ、

たゞ三つにかいへるのみにて、そのほどの日次までを、いくかの日〳〵とさだめいふとはなかりき、されば年のはじめ季のはじめなども、さはやかに其日よりとはなく、その日數はた、かならず幾十日とさだかにはあらねど、みな大らかになり

有ける、

年また季の日數も、始メの日も、きはやかなる定まりはなかりしかども、神代よりいく萬の年をか經來ぬる、そのあひだに、かぎりなき世ノ中の人の中には、かしこく思ひがねのすぐれたらむも、さはに有ぬべければ、暦はなくとも、みなこまかにわきまへしるべき事も、あるまじきにあらざれども、から人のごとさくじりたる心なく、人の心も大らかになむ有ければ、世間にしらであり來ぬる事を、しひて考へしらむのこゝろもなければ、たゞもとよりのまゝに、大らかにては過にしなるべし、されどおしなべてのよの人のさとりにも、大かたにひとゝせ一季の日數などは、おのづから世々にこゝろみしりて、つぎ〳〵にいひも傳へ、傳へたるを聞ては、みづからもいよ〳〵こゝろみ知てありぬべければ、某季のはじめは、昨日にやあらむけふにやあらむ、明日にやあらむといふばかりまでは、おのづから定まりもしけむかし、されど猶、さだかに今日といふさだまりはなければ、たゞ思ひとれるこゝろ〴〵にて、此人かの人、一日二日のけぢめはつねにありぬべし、しかたがひぬれども、もとより日數のさだまりしなければ、これもかれもたがひなくて、次の季も又同じ事なりき、然るを季の始メ月のはじめを、きはやかに定め、その日より數へて、二日にあたる日を、やがて二日といひ、三日にあたる日を三日といひて、つぎ〳〵に皆かく、某日〳〵と定めいふとは、はるかに後に、暦を用る世になりての事なり、但し其後も中昔までは、たゞ二日三日などゝのみはいはで、二日の日三日の日などゝいへりと思はれて、假字書にはおほく然書り、これは古言の心ばへにてよろしきは、暦を用ひ始められし時に、定められしとなるべし、其故は、すべて上ッ代には、一二三より千萬といふまで、たゞ物の數を計ふる名にこそ有けれ、次第をいふ名にはあらざりき、物の次第を一云々二云々などいふは、からぶみまゐりきて、讀なれ聞なれて後の事なり、から國にて一二三などいふは、數をかぞふるにも、次第をいふにも、兼用る字なる故に、こゝにもおのづ

からそれがうつりてこそ、次第をいふにも用ゐるならひにはなりぬれ、本より然にはあらず、古への言に、物のついでを、一二三など、いへる例さらになし、かの倭建ノ命にこたへ奉りし哥に、夜には九夜、日には十日をとよめるも、日次のついでにはあらず、夜と晝との數をいへる言なり、されば日數をいくかと數ふるとは、上つ代より有しなり、又みかしほ播磨はやまちとよめる、みかしほも、三日の日の潮にはあらず、嚴潮の意にて、速といへるにかけたる枕詞なると、●古事記ノ傳、建御雷神のところにいへるが如し、又万葉集の哥などに、三日月とよめるも、三日の月といふにはあらず、朔より三日にあたる夜の月といふ意なり、さればかの一日の日三日の日など、いへるも、一日にあたる日、三日にあたる日といへる意をつゞめたる名なり、然るを後の世にいたりては、たゞ二日三日などゝのみいひて、古へのまゝにいふをば、かへりて言重なれると思ふは、もはら古への意をうしなへる故なり、そも〳〵暦を用ひ始め給へるころは、やゝ降りぬる世なりしすら、猶然古言の意をうしなはざりしを思へば、まして上つ代には、季のうちの日次を、いくか〳〵と定むる事のなかりけむも、うべにざりける、もし定めむとすとも、一日〳〵に名づくべき詞なからむを、しひて名づけむとせば、後にむ月きさらぎなどいふ月の名のごとく、三十日の名を、ことごとくまうけずばあるべからず、されどそれまでもあらず、その季の始をすら、其日とは定めざりしかば、つぎ〳〵の日どもゝ、いかでかはさだめむ、ある人のいひけらく、もし日次のさだまりなからむには、たとへば親などのみまかりたらむ後なども、年々いづれの日をか其日とは定めて、しのびもしなむ、こたへけらく、上つ代には、さるたぐひの事共も、たゞ其季のそのほどゝ、大らかにさだめて、ことたれりしなり、後の代のごと、某月の某日と定むるは、正しきに似たれども、凡て暦の月次日次は、年のめぐりとはたがひゆきて、ひとしからねば、去年の三月の晦は、今年は四月の十日ごろにあたれば、または十日ばかりも違ひて、月さへ其月にあたらぬをりもあるなれば、中々に其日にはいとうとくなむあるを、かの上つ

代のごとくなるときは、某人のうせにしは、此樹の黄葉のちりそめし日ぞかし、などゝさだむる故に、年ごとに其日は、まとの其日にめぐりあたりて、たがふとなきをや、さればこは、あらきに似て、かへりていと詳しく親しくなむ有ける、凡て過にし方、又ゆく末の事を、いつとさしていふべきをば、近からむ事は、某事の有しは、幾日さき、某事のあらむは、いま幾日といひ、あるは幾十幾日まへ、その季のそのころ、某事の有し、今幾十幾日ありて、その季のそのころ、某事のあらむ、などいひけむ、されど遠からむ事は、さしもおほくの日數をかぞふべきにもあらず、また日次の定まらざりし世には、いくかの日といふとなければ、それまでを尋ぬべきにもあらざれば、たゞ去年の某季そのほど、來むとしのその季のそのころといひ、あるはいく年さきの、某季のそのころ、いまいくとせ有ての年の、その季のそのほどなどいふべし、なほ遠き昔の事ならむには、某宮に天の下しろしめしゝ御代の、幾年といひし年のそのほどなどいひけむ、かくさまにいふはみな、年をも日をも、その數をかぞへていふなれば、上つ代のことばなり、かかれば上つ御代々々の年を、元年二年三年などゝ、史に記されたるも、訓に心得ある事ぞ、まづ元年は、もじのまゝにはじめのとし、とよみてよろしきを、二年三年よりはみな、次第をもていへる文なれば、もじのまゝに訓ては、皇國の詞づかひにあらず、ふたとせとのみ訓ては、たゞ數をかぞへたるのみの詞にして、其年をさしていふにならず、又ふたつのとしと訓ては、年といふ物の二つあるをいふ詞になりて、さらにかなはざればなり、されば元年よりの數をかぞへて、ふたとせにあたるとし、又はふたとせといひしとしなどいふぞ、上つ代のことばなれば、今も然よむべきとなり、三年四年より後も皆同じ、然るを近き世の人の、文などに、年號月日をかくに、某年號の二つの年、三つの年などゝかくは、皇國の詞のつかひざまをしらざるなり、中昔までの文には、然書ることはなくて、某年號の二とせにあたる年、あるは二とせといふとし、などゝのみ書りき、これ古への意言の殘れりしなり、此ことばづかひは、年をい

ふのみにあらず、何事にもその次第をいはむには、皆かくさまにいふぞ皇國のなる

さて此四時のめぐりにはつかずて、外に又月といふものありて、天なる月の、滿みかけみ、見えみ見えずみする、めぐりを、一月とせり、

上に引る美夜受比賣の哥に、あらたまの月は來經行とあるは、此月なり、

そのさだめは、一月を三つにきざみて、ついたちもちつごもりといへり、そはまづ西の方の空に、日の入ぬるあとに、月のほのかに見えそむる此を始めとして、それより十日ばかりがほどかけて、月立といへり、月のやうやうに立ゆくほどなればなり、

月立はついたち、

朔の始を定むるに、日次にはかゝはらず、今の二日の日にまれ、三日の日にまれ、昏に月の見えそむる日を始めとせり、昏に闇なる日は、いまだ月見えざれば、なほ晦の末なり、から國にては、合朔といひて、月と日とまさしく一方に會て、いさゝかも月の光の見えざる日を、朔とはすれども、皇國の古へは然らず、ついたちとは、月立の意にて、月のそらに立て見ゆるをいふなり、立とは空に見ゆるをいふ、霞霧などの立は、下より立のぼるをいふを、これは西の方へ下るころなれば、立といふ意にかへるに似たれども、昨日まで見えざりしが、初めてみゆるは、立のぼるに同じ、さてやうやうに昏に高く見えゆくところをかけて、ひろく月立とはいへり、倭建命の、美夜受比賣のおすひのすそに、月水のつきたるを見たまはして、月立にけりとよませ給へるも、天の月の立によせて、月とはのたまへるなり、月立といふ事、これにて心得べし、さて春の立、秋のたつなどいふは、から國にいはゆる立春立秋より出たる言か、又は二の月の立よりうつれるか、わきまへがたし、万葉集に、正月たつとあるは、月のたつをいへるな

り、又今の世の言に、月日のたつといふは、過行ことにて、こは今月の立を、先の月の過たる方へうつしていふ言なり、さて中ごろ十日ばかりがほどを、もちといへり、月の形の滿たればなり、その中に、月立の初より十四五日にあたる日の夜の月は、望のきはみなり、

十四五日はとをかあまりよかいつか、望はもち、

もちとは滿てふ意にて、月の滿たるをいふ名なり、中旬のあひだみながら、空の月まさしく圓にはあらざれども、缺たる所なく、やゝみちたれば然いふなり、さて今望の極みを、十五六日といはずして、十四五日にあたる日といへるは、上つ代の朔は、暦の二日三日ごろなればなり、さて伊勢物語に、そのころみな月のもちばかりなりければとあるは、中旬をひろくいへり、六月へかけていへるは、後の詞なれど、中旬をもちばかりといへるは、古への言ののこれりしなり、又万葉集三の卷の哥に、富士の嶺の雪の事を、六月十五日に消ぬればとよめり、空の月の事ならで、十五日をもちといひしは、これも古言なり、

さて末十日ばかりがほどを、月隱といへり、月のやう／＼に隱り行ほどなればなり、その中に三十日ごろにあたる夜は、月隱のきはみなり、

月隱はつごもり、

此ほどは、月の出ることおそくなりて、やう／＼に見ゆることすくなくなりゆく故に、月ごもりといふ、つごもりは月隱の意にて、月のかくれて見えぬをいふ名なり、さて暦法に依て見るに、天の月の一めぐりの來經は、廿九日六時あまりにて、廿九日にはあまり、卅日にはたらざる故に、卅日と定めて見れば、月の出入時の、先の月よりは遲くなりて、二月のほどには、おほかた一日たがふ故に、暦には大小の月を分て、二月に一月をば廿九日として、晦朔をとゝのふ

る事なれども、皇國の上つ代には、すべて日數にかゝはらざりし故に、たゞ空の月を見て、朔のはじめを、一人は今日ぞと思ひ、いまひとりは昨日ぞと思ひ、今一人は明日ぞとおもひて、心々に定めても、みな違ふこともなかりしかば、大小を分たれども、晦朔のみだれ行こともなかりき、

かくして一月とは定めたりしかども、月々の名もなくこれは何れの月をはじめをはりといふ次第もなく、四時にもつかず、たゞ一月〳〵と經ゆくのみにて、すべて年のめぐりとは別事なりき、さるはこれも十二たびめぐれば、大かたに一年なれども年の來經とは、十日あまり日數のたらざる故に、

年の一めぐりは、暦の立春より立春の比までなれば、三百六十五日三時にて、上件の十二月の日數、三百五十四五日なることは、十一日ばかりのけぢめあり、

つねに四時の始終とは、おくれさきだちつゝ行たかひて、たとへば秋のもなかのころ、天の月は、月隠の末月立のはじめなどの時もありけり、されどもさよふ事にし有ければ、かれはかれこれはこれにて、かゝはらずなむ有ける、

かく二つは別々にて有ければ、閏月といふ物を加へざれども、年のめぐりのたがひゆくこともなかりき、

かくてこの月といへるものの來經も、朔望晦、またははじめつかた中頃末つかた、ともいへるのみにて、これはたいくかの日〳〵といふ日次はなかりき、

但し、一月を三つに分いへるのみにて、日次はなかりし定めは、中昔までかつ〴〵のこれりと見えて、古今集などに、なほひらの朝臣の歌の詞書に、やよひのつごもりと有て、歌には、春はいくかもあらじと思へばとよめり、そのころまでは、月の末つかたをひろく晦といへりし故に、三十日の日よりは前の事なれども、詞書には晦といへるなり、然るを後世の釋には、卅日の日なれども、歌には大らかに然よめるなりといへるは、古へのさだをしらずてのおしあてなり、

さて又物語書などにも、一月を四つに分て、朔十日廿日晦、とひろくいへる事もおほし、いせ物語に、上に引るごと、六月のもちばかりといへるはさらにて、又時はやよひのついたち云々、む月の十日ばかりのほどに云々、さつきの晦に云々、しはすの晦に云々、時はみな月のつごもり云々、かみな月の晦がた云々、時はやよひの晦なりけりなどいへる、後の世のごとく、みな一日にかぎれる名ならましかば、かくおほく晦々などゝ、同じ日をのみいはましやは、又かげろふの日記に、つごもりに成ぬれど、人は卯ノ花のかげにも見えず、廿八日にぞ云々、これも晦になることは下旬になれるをいふなり、故下に廿八日にぞといへり、又源氏ノ物がたり藤末葉の巻に、四月朔ごろといへる所に、七日の夕月夜といへり、又うき船ノ巻に、朔ごろの夕月夜ともいへり、まさしく朔の日ならば、夕月夜といふばかり、月は見ゆべからず、また榮花物語若水ノ巻に、朔も過ゆけばといひて、十日のひるつかたといへり、これも朔とは、上旬をいへるさまなり、又鳥邊野の巻に、十二月廿二日の事を、つごもりになりぬればといへり、又狹衣にも、晦になりぬればといひて、霧ふたがりて月もさやかならぬといへり、もし卅日の日ならむには、月はあるべからず、これらをもてしるべし、上つ代の定まりの心ばへの殘れりしなり、此ほか十日比廿日比といひて、ひろく用ひたるもおほく見ゆ、それも心ばへは同じことなり、又今の世にも、月の内を、始つかた中ごろ末つかた、と分いふとあり、月にのみいひて、ほかの事にはをさ／＼いはぬことばなり、これも古への言のゝこれるなるべし、

そも／＼上の件のごと、季のはじめなども、きはやかにはあらず、月次も日次もなく、又かの天の月によれる月は有しかども、別事にこそありつるなど、すべて事たらはぬに似たれ共、然思ふは、よろづこまやかにこちたきをよきにする、後の世の心にこそあれ、上つ代は、人のこゝろも何も、たゞひろく大らかになむ有ければ、さて事はたり、

すべて世の事は、あればあるまゝに手附よくはあめれど、又あるまゝにわづらひも立そふを、なければ、なきまゝに

事はたりて、わづらひなきは、かへりてまされるかたもある物なり、たとへば今の世に、山寺へのぼる坂などに、道のほどをこまかにきざみて、幾町〳〵としるせる碑を立たるところ、こゝかしこにあり、また大道には、おほく一里塚といふ物有て、いづれも行かふ人のたづきとなるを、此大道ゆく人は、一里塚にて事たりて、かの一町どのしるしなくて、手おしとはさらに思はず、又なべての道には、一里塚だになきが多かれど、これはたなきまゝに事はたりてあらましかば、とは思はぬがごとし、

また、かの寒暑による月と、年の来経とを、しひてひとつに合すわざなどもなくて、たゞ天地のあるがまゝにてなむ有ける、

此ごとく、暦に一つに合せたるは、いと宜しきに似たれども、まことは天地のありかたにはあらず、もしかく一つなるべきことわりならば、もとよりおのづからひとつなるべきに、さはあらで、おくれさきだち行ちがふは、必別事にて有ぬべきことわりあるとなるべし、さて上件、上つ代の来経のさだまりをいへる、さる古き傳説のあるにもあらず、おのれさしごろ、此事をいぶかしく思ひわたりて、年月かにかくに思ひめぐらして、おもひえつるおもむきなり、されごとは猶いかに有けむ、今おしはかりにはしるべきにあらずと、うけひかぬ人かならず有べけれど、かならずかくあらではえあらぬわざぞかし、

これぞこの天地のはじめの時に、皇祖神の造らして、萬の國に授けおき給へる、天地のおのづからの暦にして、もろこしの國などのごと、人の巧みて作れるにあらざれば、八百萬千萬年を經ゆけども、いさゝかもたがふことなく、あらたむるたつきもなく、たふときめでたき眞の暦には有ける、

皇祖神は、いざなぎの大神いざなみの大神を申す、

もろこしの國などの暦といふ物は、神のなしおき給へるによらずて、聖人のおのが心もて作りて、民に時を授くこと、ことよげにいふめれど、上作のごとく、天地のおのづからなるこよみにて、民は授けざれども、時をばおのづからよくしることにて、まづ去年まきおきし青菘の花の咲るを見ては、苗代時をしり、つくりおきし麥の穂のあからむを見ては、田植るときをしり、又その稻の刈時をもて、又麥まく時をしるが如く、年々にかくしもてゆかば、いかでか其時々のしりがたきことはあらむ、敎へずて有べき事を、なほこちたくをしふるは、すべてかの國人のくせなりかし、さてその暦は、月の大小と閏月とをもて、朔晦と節氣と違はぬごとく、ひとつにあはせもてゆくなど、いとも巧にはあれども、猶歳差などいふこと有て、數十年を經ぬれば、一度といふ程づゝたがひゆくを、後の世には、つぎ〳〵に此たくみくはしく成ぬれども、考へつくすことあたはざれば、をり〳〵にその暦あらためずてはえあらず、又北斗七星の斗柄、いにしへは、子の月には子の方に建し、寅の月には寅の方に建せりといへるを、今の世には、寅の月に寅のかたには建さずて、丑の方に建すといへり、これ妄説にあらず、たしかなることなり、さればかゝることも、數千年を經れば、かくたがひゆくことと見えたれば、これらの外にも、今まではたがひなくて、考へ得たりと思ふことゞもゝ、また數千年を經なむ後には、たがひゆくべきことおしはかられたり、かくいへば月日星のめぐりも何も、後には次序なく、みな亂れゆくべきにや、とうたがふべけれど、然にはあらず、すべて月日星のめぐりは、皆さだまり有て、いく萬代を經ても、いさゝかもたがふ物にはあらざれば、數千年のほどにたがへることも、然たがひもてゆきては、又みな本へかへる事にて、それもすなはち定まりのうちなれば、まことにたがふにはあらざるを、たがへりと思ふは、たとへば十日ばかりの命ならむものゝ、天なる月の、形も出入る時も、夜ごとにかはり行を見て、いたくたがひゆく物かな、かくしもて行て、後にはいかになりゆきなむ、とうたがふがごとし、おのが命のみじかくて、又始メのごとくなりかへるを、え見ざるからの疑ひ

なり、然れば暦法といふ物は、數萬年を經て、かの數千年の程にたがへる事どもの、又本に復るを、いくたびも經こころみずは、まことに考へきはめむ事は、えあるべからず、又考への精くなりもてゆくまに〳〵、さきの考へのたがへる事の、つぎ〳〵に見えしられつゝ、つひに盡るよあるべくもあらぬは、これも又、おもほえずやう〳〵に本の方にかへりめぐりて、來しかたの精しと見しは、なか〳〵に粗かりける事の、あらはれゆくなりけり、かくしてつひに本の域に復り着なむ時にぞ、皇國の上つ代の大らかなりける定まりの、眞なるほどはさとりなむかし、但しこれらは、事のこゝろをつくして論ふなり、これまでもあらず、ちかくはつねに、月々の節氣と、天の月による月とを、正しくは合すとあたはず、閏月をおかむとするときには、半月のたがひ有て、正月の始は、なほ十二月の中氣、七月の半は、猶七の月の節氣なり、かくて閏月を置てすなはちは、又半月のたがひ有て、節中のさきだつとも同じほどなれ、これらもなほ、その精しさのつきざるものなるをや、されば近き代になりては、かの國にても、世々の暦法に、年の來經と天の月による月とを、一つにあはせて、天の月による月のかたをむねとせんは、よろしからずといふ事を、考へ出たる人も出來ぬるは、かつ〴〵にかの本の方にめぐりかへるしるしなりけり、

然有けるを、やゝくだりて、もろこしの國書わたりまうで來て後に、かの國のさだめにならひてぞ、一とせを十二月とはして、その月次を四時にくばりついでゝ、

もろこしの十二月は、天の月による月をもて定めたるを、皇國にてそのかみさだまりしは、猶もとよりのまゝに、年のめぐりにしたがひて、暦の節氣と同じかりき、

むつききさらぎなどと、その月々の名をも定められたりける、

すべてこれを月と名つけられたるも、ともにかの國のにならへるか、又ことにも、本よりかの天の月による月といふ

事の有つれば、その名をとれるにも有べし、万葉集にむ月たつとよめるなど、月に立といふも、こゝの詞なり、

此時よりぞ、春某月秋某月など、、月の名をあげ、又それを季へかけていふことなどもはじまりける、さて此月々の名ども、古事記書紀などの哥には、一つも見えたるはなけれど、そはおのづからもれたるにこそあらめ、皆いとふるければ、月次の定まりし世よりのなるべし、万葉集にはおほく見えたり、

此名どもゝ、もろこしのにならはゞ、やがて正月二月三月などゝこそつけらるべきに、さはあらで、あらたにまうけて、むつききさらぎやよひ、などゝしもつけられたるは、上にいへるごとく、物の次第を一二三などいふことは、古へはなかりし故なり、

さてかく月次のさだまりて、月々の名どもゝ出來つれども、かの天の月による月と、此月次とは、別事なりし、又いくかの日といふ日次、一月の日數の定まらざりしなど、これらはなほ本のまゝにてなむ有ける、

此時にしか月次をさだめ、月の名をもつけられたらむには、暦を用ひて、ふたかたの月を一つにあはせ、日次をもともに定めらるべきに、猶さばかりまでは及ばざりしは、いかにといふに、すべてなにわざも、久しくなれ來つる事は手着よくて、にはかに改まりぬる事は、たづきあしきならひなるに、神代より、よろづおほらかなるになれきつる世ノ中の、あらたに日次などきはやかに定まり、月の大小閏月、などいふ事の出來たらむには、中々にてわづらはしく、たづきあしかりぬべければ、俄にさまではえあらざりけむ、さて此時、年の來經の月次と、天の月による月とは、なほ別事なりしかば、正月の朔、六月の望の夜、十二月の晦など、、朔望晦を、月の名へかけていふことは、いまだなかりき、それは猶はるかに後にこよみを用ひらるゝ世になりての詞なり、其故は、む月などいふは、月次の月の名、朔などいふは、天の月による月のうちのことなればなり、此二かたの月には、長き短きけぢめしあれば、つねにおくれさきだちて、

ひとしくはならびゆかねば、たとひしひてしか某月の朔晦などいふ共、始つ方か中比か末つかたか、わきまへがた
からぬべし、

そもそもこの月次のさだまりつるは、いづれの御代よりとも、さだかにはしりがたけれども、暦をもちひそめ給へりし比
よりは、はるかに古への事と思はるれば、
古事記の長谷朝倉宮の御時に、引田部赤猪子といへりし嫗の、八十年の前の事を、天皇に申せし言に、其年其月とあ
るを見れば、そのかみはやく某月といふさだまりの有し事しられたり、
もしくは難波高津宮の御世のころにもやありけむ、
その故は、輕嶋の明宮の御世にくだらの國より、和爾などいひし物しり人ども參り來て、はじめて皇子たちにも
ろこしの書を教へまつりしに、いとよくさとりまし〻事、又伊波禮の若櫻宮の御代より、國々に史をおきて事を
記されしとなども、書紀に見えたればなり、古事記に、息長帶比賣命の、筑紫の末羅の玉嶋川にして、年魚を釣した
る事を記したるに、當四月上旬にといへるとあるは、いまだから書の渡りまうでこぬほどにて、月次も月々の名も
なかりし代なれば、四月とあるは、そのかみの詞にはあらず、其次の文に、故四月上旬之時、女人云々釣年魚、至于
今不絶也、とあるをもて見るに、後までさる事のあるが、四月上旬なるにつきて、その始をも、其月の名もて語り
傳へたるものなり、ここはただ、夏のはじめなどぞ、語りつたへたりけむかし、
また甲子といふ事をもちひはじめられしも、同じ御代などよりの事なりけむか、
甲子とは、十干、十二支をいふなり、暦はなくとも、年と月との甲子は定めつべし、さてこれも、あればあるまゝに、
たりなきに似たれども、なくば又なきまゝに、事はたりぬべし、これにくらべてこのたぐひをいふは、例のから國

のくせなれば、あげつらふまでもあらず、

かくて又あまたの御世〳〵を經て後に、暦をもちひはじめ給ひけるよりぞ、もろこしの國のこよみの、皇國に渡りまうで來つるは、まづ師木嶋宮の御世の十四年に、暦ノ博士、また暦ノ本をたてまつれと、百濟國に　勅　ありて、同十五年に、暦ノ博士固德王保孫、といへる人まうで來つると見えたり、これや始なりけむ、されどいまだ世には行はれざりしを、又小治田宮の御代の十年に、くだらのほうし觀勒といふまうで來て、暦ノ本をたてまつりしを、陽胡史の祖玉陳といふ人、この僧に暦法をならひて、事なれりと見えたれども、此時もまさしくこれを用ひて、世におこなひはじめ給へりし事は見えず、政事要略に、此御世の十二年正月朔より、始めて暦日を用ひたまひしよし見えたり、さも有べし、

月次の月と、天の月による月とを、ひとつにあはせて、いくかの日いくかの日といふ日次も、一年一月の日數も、みなさはやかに定まりて、よろづ今のごとくにはなれりける、

然るを書紀には、神武の御卷に、是年也太歲甲寅、冬十月丁巳朔辛酉云々、辛酉年、春正月庚辰朔、天皇即二帝位於橿原宮一、などあるをはじめて、すべて上つ代の事にも、皆年月をしるし、又甲子にうつして、日次までをしるされたるは、いとも〳〵心得がたし、そも〳〵これみな、後の世よりさかさまに推へて、長暦といふものをもて定めたりと、世の人はともなげに思ふめれど、まづ御代〳〵の年の數も、傳へ〳〵のかはり有て、さだかならねば、某年といへるすらうたがはし、されど年は、しばらく一つの傳へにつきても、定めつべし、次に某月といへる事、上つ代には、月次も月の名もなかりしかば、いかゞなれども、もとはたとへば、春のはじめといひつたへしを、月次出來て後に、正月とはいひ傳へたりともせば、これもさもあらむを、某日と日をしもさゝれたるぞ、いかにとも解べきよしなかりける、日

次のさだまりなかりけむ世の事を、某日といひ傳ふべき由あらめやは、もし上つ代に月次日次なかりきといふ、おのが考へを、信ぬ人もありなむか、いでそのゆゑをつばらかにさとさむ、すべて暦といふ物のなき世には、某月の某日と定むべきよしなし、月に大小を分ず、年に閏月を加へずては、日次と天の月のめぐりとたがひ、又月々の節氣も、みなたがひゆくめればなり、まづ暦法によりて見れば、月の一めぐりは、廿九日六時あまりなるに、大小を分ずして、いつも三十日を一月として、朔を定めゆかば、一年のほどに、五六日のたがひ出來て、正月の朔は天の月に合たらむも、十二月になりなば、朔とせむ日、天の月は弦なるべし、かくしもてゆきて、五年あまりには、又本の正しきにかへれども、そのあひだには、朔に天の月望になり、下の弦になりなどせむ月もあらむを、さるころもなほ朔としてありなむや、又年の一めぐりの來經は、三百六十五日三時なれば、十二月の日數三百五十四五日なることは、十一日ばかりのけぢめあり、たとひ十二月をみな三十日としても、猶五日あまりのけぢめあるを、閏月なくて過なむには、時々の暑さ寒さなども、みなやうやうにたがひゆきて、廿年のほどに、百日あまりたがひ、三十四年あまりには、つひに半年たがひて、冬と夏と行かはりて、六月のころ、十二月のほどのごと寒からむを、なほ夏六月といひ、十二月のころ、六月のごとく暑からむをも、なほ冬十二月といひて有ぬべしやは、しかれば、もろこしのならぬ他暦をもちひらかむはしらず、ひたぶるに暦なからむには、某月といふことだに、天の月によりては、さだめがたからむを、まして某日といふことをば、いかにしてかはさだめむとする、書紀をよまむ人は、かならずこのこゝろをえて、

天明の二とせといふ年のなが月の十日あまり二日の日

本居宣長考畢

故鈴屋大人はいにしへ今にわたりてたぐひ稀なるいみしき物しり人になむ有けるさるよしは生涯あらはされたる眞玉白玉數々の書どもにみえていちしるきを近比こゝかしこのなま翁等がおのれ光を蒙りながら露ばかりの疵をもとめ出て何くれといひのゝしるあり猶甚しきは玉を石といひけつも有ていと淺ましくをこがましき人々もすくなからぬぞかし扨かの輩とやいはむ此里人川邊某はやく眞暦考を見ておのが心のまゝにあげつらひて我學びのはらから新井在雄にあとらへて大人の許に送りまゐらせしをそれがひが心のくま〴〵淺ることなくくもれる玉をみがきなしたらむ如くにいと明らけくさとされたる是ぞめでたき答書になむ有ける年比在雄がもたるを或人こひえてかく摺卷にはなしつるなりそのよし一言書くはへてよと有まゝにかくなむ名兒屋人

市岡のたけ彦

眞暦不審考辨

一日書肆ニ迄リテ眞暦考ト云書ヲ閲タリコハ神風イセノ國ナル本居主ノ考ト題シス此主ニイマタアヒ見ルヿハアラサレ圧モロコシノ學ニ秀テ皇國ノ事ヲソランジ梓行ノ書コトゴトク古ヘ今ニ双ヒナクマコトニ世人ヲ迪クヿ大カタナラズサルヲ此考ニオイテマヽ事タカフヿモアリ疑ヘハ此主ノ名ヲカリテ佗人ノ著ス書ナランカ竊ニ此主ノタメニ痛ムデソノ是非ヲイハントスルニ筆ミジカクテ其趣ノ分チガタケレハ多クハ俗諺ヲ以テ此不審考ヲ書畢

舞津老隱

〇空ノケシキモホノカニノドケサノキザシテ霞モ立柳モヽエ鶯モナキクサヽナノ物ノ新マリハシマル此ヲハジメトハ定メタリ

〇年ノ首ハマコトニ此時ナルベキサモアラハアルベケレ圧天地ノ氣運ヒトシカラズマシテ人居ノ地ニ寒暖アリテ鳥獸草木ノ候ニ早晩アリ今ノ春正月ニ寒キ時ハ空ノケシキモノドケカラズ霞モ柳モソレニツレ又冬ノ日ノ暖ナルニハ鶯モナ

〇眞暦不審考辨

キソレヨリマツ常ニシモ夏ニサキタツ冬牡丹秋ニヲクル、寒菊木篇ニ春ノ文字ニタガヒテ白玉椿ハ八九月ニサキ冬瓜ハ冬マテ得堪ズ梅ノ寒紅梅ハモトヨリ八朔冬至ノ名モアリテコレミナ土地ノ寒暄ヨリ化シタルヲ養ヒ育ツレバ駿河苗子ノ時ニサキタチ炎天ノ氷室モタモツハ土地ニヨル故ナリサラデモ難波ノ芦ハ伊勢ノ濱荻ト名モカハレハ上代ニヽ心テ柳ト云木ノアリシヤラン鶯ノ春ナカヌ里モアルベキヲ然ラハ物ノアラタマリテ年ノ首トナルコトモ所ニヨリテカハルヘキヲオシナベテカク云ゾイフカシ

㊟辨 年々天地ノ氣運モヒトシカラズ地方ノ寒暄ニヨリテ草木ノ候ナトモ早晩アル丁ハ勿論ナリ然レ圧惣躰ヲオシナラシテ見ルトキハサノミ甚シキ違ハナキモノニテ其時々ノ氣候ハ必アルモノナリ漢國ノ七十二候ナド云丁ミ天地ノ間ノ物ニヨリテ時ヲ定メタルニアラズヤ現在今時ニテスラ天地ノ物ニヨリテ時ヲシル丁多シソレハ返テ暦ヨリモヨクアフモノナリトマサシク常ニ試ミ知タル者ノ云丁ナリサテ至テ寒キ國至テ暖ナル國ナドハ毎年ヨホドノ違モアル丁ナレ圧ソレハ氣候ノ正シカラザル地ナレハサヤウノ所マデカヽハルベキ丁ニアラズ其外先ヅ大抵ハイツクモイヅクモサノミ大イニ違フ丁ハナシ年々ノ不同モコレニ同ジサテ右ノ如クタトヒ少々ヅヽノ違ハアリテモ本ヨリ暦日ヲ用ヒヌ世ニハコヽトカシコト五日十日乃至廿日卅日ノ違アリテモ少シモ妨アルコトナシタシカニ日次ヲタテズ・年ノ日數モ定マレル丁ナケレハナリコレハイトヨク分リタル丁ナルガ難者ナホサトラズハ譬ヲ以テサトスベシ世間ノ人ノ朝起ルモ夜ル寢ルモ通例大抵ハソノ時刻定マリタルガ如クナレ圧其中ニ早ク起ル者モアリヤヽオソク起ルモノモアリ夜ル寢ルモ同ジ丁ニテ世間一同ニ少シモ遲速ナク同時同刻ニ起キモ寢モスルモノニハアラス然レ圧早ク起テオソク寢ル者モ一日ハ一日オソク起テ早ク寢ル者モ一日ハ一日ニテ間違ハナキ丁ナリ暦日ナキ世ノ人ノ年ノ始メ終リヲ定ムル丁コレニ同ジサテモシ上ヨリ掟アリテ世間ノ人朝ハ卯ノ何刻ニ一同ニ同時ニ皆起クベシ夜ハ亥ノ何刻ニ一同ニ同時ニ寢ベシトアルトキ

ハ起ルモ寢ルモ少シモ遲速ノタガヒハアリテハ濟マヌ曆日ヲ用ル世ノ年ノ始メ終リノ定マリハカクノ如シコレヲ以テ上代ヲサトルベシ　又寒菊冬牡丹ナトノ論ハカツテコヽニアヅカラヌヿナルヲ引出タルハイトヲカシ　又鶯ノ春ナカヌ里モアルベキニナト云ルハ殊ニカタクナヽリ鶯柳ノナキ里ハ又ソノ里ニアル物ニヨリテ知ベシ何ソ鶯柳ニカギラン本書ニ鶯柳ヲ出セルハ初春ノムネトアル景物ナルガ故ナリコレラハ辨ズルニモ及バヌヿナレモツイデニ云ナリ

○夏ノ代ニハ今ノ十一月ヲ正月トシテ各ソノ月ヲ年ノ始トス是ヲ三正ト云テ例ノミナ理アル事ノ如クイヒナセモマコトニ然ラズスベテ萬ノ事ヲ改ムルヲヨキニスル國俗ナレハタヾ己カ功ヲ示サントテゾ

(辨)凡三正ノ事ヲ云ル甚然ラズ先カノ國ニテモ古今ノ變ヲシラザルナリカノ三代ノコロハ皇國ノ上古ヨリモナヲ古クカツ質朴ニメ己カ功ヲ示サンナトヤウノヿハアラジ正ヲ立改ムルモタヽ其時ノ宜キニ隨テ皇居ヲ遷シ後世ニ年號ヲ改ムルニ等シク至テ深キ理ハアルベカラズサルヲナレタル事ノ儀ニカハリテハ中々民ノ煩トナリテヨキヿハイサヽカモナシトハ何ヲモテカク云ソヤ儀ニ事ノカハルハ其天子ノ替ルハ其國ノ大キナル事ナリソノ天子ノカハリテ其先制ヲ改ムルコレミナ其時ノ宜キニ隨フナラン此正月ヲ替ルゴトキハイサヽカノ事ニテ民ノ煩トナルベキ謂絶テナシ此代ノ比ノ事ハ彼國ノ書モ備ナラザルヲ周ノ代マデ國々ノ民ハナホ聞來ツルマヽニ夏ノ定メノ正月ヲ正月トシ居リシモアリツトヤ夏ヨリ周ニ至ルニ千百余年ヲ經テモ夏ノ定ヲ用フベキカハセメテ殷ノ正月ノ周ニ殘レリトイハヾ可ナランヲ後世ノ人ノ無稽ヲモ案ヽベシ其後二千余年ヲ經テ秦ニ至リ正ヲ改メタル始皇ハ勢ノ勝レタル帝王ナレモ此時代ニ降リテハ本書ニ云如ク己ガ功ヲ示サントテノ事ニテモアルベキ是ニテゾ何國ニテモ古今ノ變目アルヲモ知ヘシ此秦ノ定メヲ漢ノ代ニモ初メハ用ヒシ後史記漢書ニ歳ノ首コトニ冬十月トモ記セシナリ漢ノ初ヨリ百四歳ヲ經テ武帝ノ時夏ノ正ニ改替タルヲ漢書ハ又ソノ後ニ作リシ故ソノ漢ノ定メヲヨキニシテ前ニ用ヒタリ秦正ハ冬十月ト書シナラン然ラハヲシキコトモマギラハシクモナキヲリ　又云凡曆ニ夏ノ定ヲ用ヒテヨリ今ノ世ニ至ルマデ改ムルヿナシ是孔子ノ一言ニヨレリト云フモコトハシラヌ孔子

ノ夏ノ時ヲ行ハムトイハレタリ其善悪ハワキガタシ三正ヲ定メタル太祖ハ各孔子ノ尊ミ崇ム聖人ニノワケテ文武周公ノ改テ其代ニ六百年來用ヒテ何ノ難モナキ周ノ定メヲサシノケテ孔子ヨリ千七八百余年以前夏ノ定ヲ行ハムトイハレシモ穩ナラズ夫正朔ヲ改ル前ニモ云如クイサヽカノヿニテイヅレニテモ難ナカルベシタトヘバ其國々ノ法制ヲ其時々由定メ替テモサヽハルヿノナキニ等シク今ノ四文錢モ貳朱銀モマイテ銀札ノ通用モ行ハル、カ如クナリ亥ノ月ヲ正月トスレバソノ比ハ麥蒔クトキソレヨリ三四月過テハ立春ノ比トナル八九月モ過テハ夏至ノ比ニテ田植ル時ト心得テ馴レバソレニナリユクナリ丑ノ月ヲ正月トスレバ立春ハ多ク其月ノ中ニアリテ今ノ寅ノ月ヲ正月トスルニ大ヤウカハルコトナク今ノ正月ニ閏ノアルトキハ丑ノ月ヲ正月トスルニ等シキナリ秦ニハカノ三正ヲ弃テ用ヒズ漢ノ夏正ヲ用ヒシハ秦ニ三正ヲ取ラザルヲ貶シテ最初ノ夏正ニ戻リシニヤアランアナガチ孔子ノ一言ニヨルニモアルマジ夫ヨリシテ漢ノ正ヲ改ルヿナキハイツレヲ用ヒテモ難ナキ故タヾソノマヽニ改メザルナルベシ其中ニモ子ノ月ヲ正月トスルハ少シハ據アルト云ベシ太陽南至ノ極ニテ物ノ始物ノ端ナレバナリ皇國ニモ今ノ正月ヲムツキト云テ年ノ始トセルハ暦マヰリ來テ後ニ長暦ヲ以テ推ヘテ然申定ツルト思フハヒガ心得ナリトイフソモ此長暦トイフ書イカナル物ニヤ末ニモ長暦ト名ヲ出セリタトヘバ書記ニノセラレシ歳時月日ヲ基トスルハ神武ノ御宇ノ委キ暦法モ造ラルレドモソノ年月日ノ據ナケレバ長暦トヤランニテモ推定ムベキ術ハナキヿゾ又今ノ正月ヲムツキト云テ年ノ始トセルハ元ヨリ然アリシトコヽニハ云ヒ末ニハ月次ノ月ノ名ヲモ定メラレシハサダカニハシレガタシモシクハ高津宮ノ御世ノ比ニモヤト云テ其月次ハ一年ノメグリニシタガヒ暦ノ節氣ノ如シト云ルヲコヽニ元ヨリ然アリシト云ハ事タガヘルニハアラズヤシカモムツキト云テ年ノ首トナスナラバキサラキヤヨイ序デ十二月ノ月次モ一年ノ定リモアルベキヲ今ノ正月ヲムツキト云テ年ノ首トセルハコハ暦ニヨルコトナクモトヨリ然アリシコト上ニ云ルガ如クニテクサ〲ノ物ノアラタマリハジマル比年ノ首ハマコトニ此時ナリケルヤサラバ今ノ正月ノムツキト云モ神代ヨリ然アリテツイデ、月次ノ一年ノ定リモ然アリケルカイトイフカシ

（辨）此段殊ニ無用ノ事ドモヲ長々ト云ル多クハ其文意モ分リガタクイカナル旨趣トモ聞エガタキヿノミナルヲ其中ニト抓
意趣ノ聞エタル所々ヲツマンデ是ヲ辨セバマヅ漢國ハ三代ノ古ヘトイヘドモコサカシキ人多キ國ニテ聖人ト云者ノ如クナルカシコキ人モ出ルホドナレバ何ニツケテモ己ガ功ヲ示サントセシヿ甚多シ正ヲ改ムルヲ時ノ宜キニ隨フト云ハ大ニタガヘル料簡ナリ既ニ周ノ代ニモ民間ニテハヤハリ夏正ヲ用ヒタルヿアルニテ改ムルハ時ノ宜キニアラザルヿヲサトルベシカノ都ヲウツシ年號ヲ改ムルナドヽハ事ノ變異ナリ一ツニ云ベキニアラズサテ周ノ代ニ民間ニテ夏正ヲ用ヒシト云ハ予ガミダリニ云ルヿニアラズ彼國ニテモ云ルヿニテ其代ノ書ドモヲヨク見レバマコトニ然リシヿ明ケシ然ルヲ予ガミダリニ云ルヤウニ難シタルハイカニ　正朔ヲ改ムルハ民ノ煩トナルベキ謂ナシトハ大ニ事情ニウトキ論ナリマヅ正朔ハソノ當時現在ニ世間日用ノ事ナルヲ此難者ノ料簡ニハタヾ昔ノ書物ノウヘノコトバカリノヤウニバツト心得タルナリ昔ノ書物ヲヨムウヘニテコソ正朔ハイカニアリテモソノ分ニテ見過セバソノ通リノ事ニテ煩モ何モ見エザレドモ今現在日用ニアヅカリテハ俄ニ改マリテハ何ニツケテモ煩多クムツカシキヿ明ケシソレモ益アルヿナラバ當分少々煩アリトモ改メモスベケレドモ正ヲ改ムルハ少シモ益アルヿナク煩ノミナリ　夏ヨリ周ニ至テ千百餘年ヲ經テ夏ノ正ヲ用フベキカハト云ルモタヾ理屈ノミノ論ニテ實事ニウトシコレ夏ノ代ヨリシテ馴タルマヽニ殷ノ代ノ間モソノマヽニテ周マデモ相ツヾキテ用ヒ來レルナリ久シクナレバ久シクナルマヽニイヨ〳〵馴ルヿ深キ故ニイヨ〳〵改マリガタキハ必然ノ勢ナルヲヤ建寅ノ月ヲ正月トスルヿハ夏正トハ云來レドモ實ハ夏ノ代ニ改メタルニハアラズナホ上代ヨリノマヽナルベシ然ルニ殷ノ代ニコレヲ改メタルニツキテ夏ノ代ニ用ヒ來レルトコロナル故ニ夏正トハ云ルナリ夏ヨリ前代ノ事ハ何事モサダカナラザル故ニ姑クコレヲ夏ト定メトシ然云ルサモアルベキヿナリ　前書ハ又世後ニ作リシ故ソノ漢ノ定メヲヨキニシテ云云此所ノ意イカナルヿニカ趣意聞取ガタシ　孔子ノ夏ノ時ヲ行ハムト云ルハ殷周ノ正ハ己ガサカシラヲ以テ改メタルモノ旨實ナレトゾ夏正ハ正シキガ故ナリ然ルヲ穩ナラヌトハ何ノ意ゾヤ内文ノ誤ノタメニハ、向フタラズヿナリ是ハ進テ自ノ己ヲ

非ヲアラハセルヤウニテイトヲカシクコソ　漢ヨリ後改ルヿナキハイヅレヲ用ヒテモ難ナキヿ故ト云云トハ前ニ時ノ宜キニ隨フト云ルト目語相違セリイカヽ若シイヅレヲ用ヒテモ難ナクバ殷周ニコレヲ改メタルハイヨ〳〵無益ノサカシラナルヿ明ラケシ　皇國ニモ今ノ正月ヲムツキト云テ云云末ニハ月次ノ月ノ名モ云云コト違ヘルニアラズヤト云ルコレハヨキ心ノツケ所ナリ但シ今ノ正月ヲムツキト云テト云ルハ　皇國ニモト云ヨリト思フハヒガ心得ナリト云マデハソノヒガ心得シタル人ノ思フトコロヲ云ル詞ナレハ妨ケナシサテ下ニモトヨリ然アリシト云ルハ予ガ心ハ今ノ正月ヲ年ノ始トセシヿヲ云ルニテムツキト云テト云詞ニハカヽハラヌ意モテ書ルナリムツキト云名ハ後ナルヿ下ニ委ク云ルガ如シ何ゾ忽チコレヲ忘レン然レ𪜈此所ハ予モ何トヤランマキラハシキヤウニ思ハレシ故ニサキニ文ヲ改メテ今ノ立春ノホドヲ春ノ始ト云テト改メテ彫刻シタリ今ハ彫刻既ニ成レリ近キホドニ板本ヲ出スヲ見ルベシ此外少々ヅヽ所々改メタルヿアリ其中ニハ此度ノ論ニアヅカレルヿモアリナホ其所々ニ云ベシ　長暦トハ後ノ暦法ヲ以テ逆ニ推テ上古ノ暦日ナカリシ世ノ年々ノ月次日次ヲ紀スルヲ云ナリ然ルヲ年月日ノ據ナケレバ推定ムベキ術ナシトハイカヾ暦法ヲ以テ推トキハ年數ダニ知レテアレバ幾千年マヘノ暦モ造ラルヽヿナリ後年ノ暦ヲアラカジメ造ルモ同シヿナリ但シ至テコマカナルヿニ至テハ推ガタキヿモアルナレ𪜈モトヨリ暦ナカリシ世ノ事ヲ推スナレバイサヽカヅヽノ差(タガヒ)ハアリテモカヽハラヌヿナリ

〇一年ヲ四ツニキザミテ春夏秋冬トハ神代ヨリ然アリ來ヌルヿナリ

(難)此四ノ時ヲ神代ヨリト云ハサニアラズ天ノ命於穆不已ニテソノ春夏秋冬ハ日ノ往來ノ四ノ時ニノ又細ニキサメバ二十四氣ナリ然レ𪜈ソノ春夏秋冬ト云名ハカラ國ノ人ノ命シタルナリ其名目ヲ直ニ用ヒタマフゾ神ノ御心ナルヘケンソレヲ二ツニシ六ツニシ八ツニシ何ノ故ニカ分クベキヤ又三月ハ温ナル半ナレバ春ヲ二三月春ナトヽ云メルハ今サラノ強言ニテサハアラヌハヅナリ正月ハアタヽカナル始七月ハスヾシキ始ナル故ニ春ト秋トノ始ナルコレラモ神ノ御心モテサダメマセルモノナリト四季ノ始ヲカク定メタマハヾ年ノ定メモアルベシ年ノナラバ月次モ日次モナドカハ定メ玉ハヌモイブ

[illegible]春夏秋冬ハ云云カラ國ニテハタトヒイカヤウノ理窟ヲモイハヾイヘソレニハカヽハラヌコトナリ　皇國ニテハタヾ神代ヨリ春夏秋冬ト四ツニ分タルナリ然ルニカラ國ニテモ同シク四ツニ分ケタルガタマ〳〵合ヘル故ニ卽其字ヲ用ヒテハルニ春ナツニ夏アキニ秋フユニ冬ノ字ヲカクノミナリ然ルヲカラ國ノ名目ヲ直ニ用ルトハイカヾカラ國ニテハ春夏秋冬トコソイヘハルナツアキフユトハイハス論者ハハルナツアキフユト云名ヲモカラ人ノ命ジタルモノト思フニヤイブカシイブカシ凡テ言ト字トヲモトヨリ一ツノ物ト思フハ麁相ナルコトナリ二ツ六ツ八ツニハ何ノ故ニ分クベキヤトハイカヾ分ケトバイクツニモ分ラルヽコトニテイクツニ分ケテモソレ〳〵ニソノ理ハアルコトナリ既ニ論者自ラモコマカニキザメバ二十四氣ナリト云ルニアラズヤソノ二十四氣ヲ三ツヾヽヲ一ツニシテ見レバ八ツナリ四ツヾヽヲ一ツニスレバ六ツニナルニアラズヤ若シ六ツ八ツヲ何ノ故ニ分クベキヤトイハヾ二十四氣ニ分タルモ又何ノ故ニ分クベキヤト云ヘシ　三月ハ温ナル半ニテ云云サハアラヌハヅナリトハ何故ニサハアラヌハヅナルゾヤ其故キカマホシ　四季ノ始ヲカク定メ玉ハヾ云云四季ヲ定メ玉ヒテ月次日次ヲハ定メ玉ハヌハ深キ理アルコトナルヘシ其理ハ人ノ智慮ヲ以テ測リ知ベキニアラス然ルヲ今見人ノ心ヲ以テ四季ノ定メアルカラハ月次日次ノ定メモ必ナクテカナハヌコトゾト思フハヒガコトナリ凡テコレニ限ラズ何事ニテモ神ノミワザハ凡心ヲ以テ測リ知ルベキコトニアラサルヲ已ガ智ヲ以テトヤカク測リ云フハ外國意ノヒガコトナリ殊ニ此論ハカノ本書ニ云ル一里塚ノ譬ニテモ心得ベシ一里塚アルカラハ一町ゴトノ石碑モナクテカナハズト云カ如シ[illegible]ヘシ〳〵

〇此春夏秋冬マデ[illegible]名イト古ク聞エテ

[illegible]ニハ神代ヨリ既有ケルト云ル古キハ勿論ノ事ナラズヤソレニ書紀古キ事説ノ言ヲモテ引證トスルニハ及ブマジキヲ

[illegible]神ノ御代ヨリ既リト云ハ必然アリシコトヲオシ量リテ云ルナリ此書ノ全体ミナオシハカリナリ其由ハ下ニコトハレルガ

〇[illegible]考證

如シサテ古事記書紀ノ歌ドモヲ引タルハソノ名ノ古キヿヲ證センタヽニ現ニ物ニ見エタル古ヲ引ルナリコレ何ノ益カヽアル凡テ論者ノ物ノ義理ニ昧キヿ此類イカンドモシガタシ

〇此四ノ時ヲ又ハシメナカバ末ナトヽイヘリ

（難）コハカノ國ノ四時ヲ分テ孟仲季トセシヲ摸シテカク云ナラン暦ニモカク分テ云ヿナシナホ今ノ世ニサヘアツカハヌヿナルヲ四立ノ節ヲ以季ノ始トシ十二ノ數ニ合セテ何ノ用モナキ季ノ異名ナルヲ此三ツニキザメルモ神代ヨリノ事ナルカ又其後ノ事ナルカ是ニハ證歌モナキヿカ

（辨）ハシメナカバスヱト云ヿハ凡テ何事ニモツネニ多ク云ヿナレハ四季ニモ然云ンハオノヅカラノヿナリ四季ニ限リテコレヲ難ズルハイト心得ズ又カラ國ノ孟仲季ニナラヘルト云ルモ然ラズ又暦ニモカク分テ云ヿナシトハ何事ゾヤカノ孟仲季ハ即ハジメナカバスヱト云ヿニアラズヤタトヒ暦ニハカク云名ナシトテモ何ノ妨ケカアラム又今ノ世ニアツカハヌハ今ハ正月二月三月ナト云月ノ名アリテソレヲ以テ分ル故ニツネニハ始ナカバ末トハイハヌハヅノヿナリ然レドモ又事ニフレテハ今モ始ナカバ末ドモ云ヿアリ今ノ世ニアツカハヌトハイカデカ云ヘキ但シ尾張國ニテハアツカハヌヿニヤソハシラズ　四立ノ節ヲ以テ云云四時ノ始トカラ國ノ四立ノ節ト同時ナルハオノヅカラ然ルベキハヅナリイカニト云ニ年ノ始ガ同ジケレハ夏秋冬ノ始モ同ジハコビニナルヿナリカノ四立ノ節ヲ取テ然定メタルニハアラズ然ルヲ惣躰何事ニテモコトカシコトタマ〳〵同シキヿアレバ皆彼ニナラヘルモノト思フハ漢學者ノツネノ癖ナリ十二ノ數ニ合セテト云モ同シヿナリ必シモシヒテコレヲ合セザレドモ四季ニ始ナカバ末アレバオノツカラ十二ニハナルナリコレニハ證歌モナキ事カト云ルモイカヾ四時ノ名ハ他ニワタラズヒトリ立タル名ナリ始ナカバ末ト云ハ何事ニモツネニ云ヿナレバ分テ證歌ヲ引クニハ及ハヌヿナリ

〇ソノ春ノ始ハ即年ノハジメナレバ上ニ云ルゴトクニテ夏秋冬ノ始ナカバ末モ又ソノヲリ〳〵ノ物ノウヘヲ見聞テ知レリ

二七　春ノハシメト同シ

(答)植物ノウヘヲ見テ知ト云ヿ前ニ云如ク土地氣候ノ差アリテカシコニ春ノ始トスレハコヽニハマタ冬ノ寒サノ雪フカクコヽニ年ノ終トスレハカシコニ霞モ立渡テ春ノ始トナル又ソノ年ノ始ハ餘寒ニテコヽニ木草ノ目當モオソク其年ノ終リハ暖ニテ木草ノ目當モ早キ時ハソノ一年トスル短ク其年ノ始早ク其年ノ終オソキトキハ其年ハ長クヤアラムソノトキトキノ皇都ニシモ斯アラムナト上ツ代ヲ考レハ神武天皇ハ西國ニ久シク御座アリテ東征ノ後中國ニ都シ玉フ其土地ノ相隔ツヿモイクハクソヤ其後ノ帝都モ御宇々々ニテ遷都行宮所々ニシテソノ土地々々ニテ物ノウヘヲ見テ春ノ始年ノ始ヲ定ムルヿナリソモソモカラ國モ上古ハ中星ヲモテ四仲ヲ正シテ務農化育ノ要ヲナシ星ノ風雨ヲ好ムヲヲヘ刻合ノ日伏ヲ賞ヒ官家裁府ノ候ノ知タクヒハ大衆ニヨリテ土地ノ氣候ニヨラサレモ是サヘ中國ノミニノオシナヘテ萬國ヘ渉ルヿニハアラス然ルニ彼國ニテハ黄帝ノ調暦顓頊暦ナトヽテ暦法モハヤクヨリ行シカモソレヨリ堯舜ノコロマテ正朔ヲイツトセシヿミエス商ヽ夏ノ時ニ寅月ヲ用ヒシヨリ三正ノ事ヲ傳ヘタリソノ黄帝ヨリ暦法アレバ正朔ノ定ノナキヿハアラシヲ是ソ書傳ノ國ヽニナラムサラハ皇國ニモ神代ハシラス人皇ノ御代トナリテハイツレ暦法ヲ用ヒラレシハシラネモ其時ニ當ルナル年ノ始ノ正月モ日次ノ始ノ朔モアリシヿハタシカナリサハ書記ニモ崇神天皇ノ御時運氣不作正朔未習化耳ト載テ聞ユヤレハナリサナクテハ皇朝ノ大小事トモ一ヿ行ハレス朝政ナケレハ上ト下トナク君臣父子ノワカチモ無ク年モ日モナケレハ月モナク祖父ノ年忌モ父母ノ忌日モ何ニヨッテカ弔ハム彼蒙昧ノ書置シヿ鳥獸同生ノ民ノ如クニテモアリケムトヤサハカレシレト下ノ者ニテモ人里ヲハナレ十里アマリモ奥深キ山中ニ住者ハ伊勢ノ御師ノ暦サヘモ見ラス其書ハ機要ヲ捨ヒ侍ルハコマカノ樹ニ息ヒ夏ハ菓ヲツミ冬ハコレヲ一ナ此ヽ文ニイフ田ナツ物畠ツ物ハナクテ暦ノ刈時モ要ノアラム此ハシラサレヿ木ノウヘヲ見テ此木ノ花サクハソノ季ソノコロ其木ノ實ナルハ其時ソノネト此草ノ生出ル又枯ルヽハイツノホトヽコヽヲ知リコロコレラノ人ハ鳥獸ニモ等シクテ此氣暦ニヨラムカノカラ國ヨリ定メ來シケン七十二候ト國ノ寄ノ合ハ

サレハ今ノ暦ニ[illegible]ト半夏生ハカリソ取棄ナレタリ天地ノウラニチリ〳〵ニシタカヒテ世季ノイツホトヽ定ムルヿソイツカシ

(辨)此論ノスベテノ意ハ既ニ始メニ辨スルカ如シ　皇國ニモ人皇ノ御代トナリテハ年ノハシメノ正月モ日次モアリシヿ[illegible]シカナリトハ心得ス暦法ナクテハ月次日次ヲ定ムルヿアタハサルヿ本書ニ云ガ如シ然ルニ皇國ノ外國ト通スルヿハ三韓ソノ始ニテ任那ナト云國モ韓ノ内ナリサテ三韓ニモ別ニ暦法ノアリシヿハ聞エズミナ唐國ノ暦法ニヨレリト聞ユレハタトヒ皇國ニ上代暦法ヲ用ヒ玉ヒシニモセヨ唐國ノ暦法ヨリ外ニハアルヘカラス然ルニソノ唐國ノ文字ノ始メテ渡來シハ應神天皇ノ御代ナルニソノ以前神武天皇ノ御代ナトニ彼國ノ文字ダニシラデイカデカ其暦法ヲ立ルヿヲ得ム近キ世ニ年參ル阿蘭陀ト云國ナトノ暦法ハ唐國ノ暦法トハ大ニ異ナル物ナレトモ皇國ハ上代サヤウノ遠キ國ト通シタルヿナケレハタトヒ暦アリシト強テ云トモ唐國ノ暦ヨリ外ニアルヘキヤウナシ又他國ノ暦ニヨラズ別ニ皇國ノ暦アリシト云ムモイミシキ強事ナリ然レハイツレニシテモ上代暦日アルベキヤウナク暦ナクテハ月次日次ヲ定ムヘキヤウナキニ今論者月次日次アリシヿ慥ナリトハ何ヲ以テ云ヿソヤタヽ書記ノ文ヲ見テ云ナルヘシ凡テ書紀ハ漢文ノカサリノ多キヿ已レ別ニ古事記傳ノハジメニ委ク辨セルカ如シ然ルヲ世ノ學者タヽ文面ノマヽニ見ルカ故ニカヽル心得違ハアルナリ崇神紀ニ下奉正朔ナトアルタクヒモミナ漢文ノウヘノ潤色ニシテ實ハタヽ皇國ヘシタガハサリシヿヲ如此書ルノミナリコレラノ字ニナツミテ實ニ正朔ト云ヿアリシ證據トスルハ古學ニウトキ故ノ失ナリ書紀はスヘテカヤウノ文ヲ文ノマヽニ見テハ濟ヌヿノミ多シコレラノ事古學ヲヨクシタル人ハミナヨク辨ヘ知レルヿソカシ　サナクテハ皇朝ノ大小事行ハレズトハ後世暦日アルニ馴タル世ノ心ヨリ思フ故ノヒガヿナリ上代人作ノ暦ナシトイヘトモ神作ノ眞暦アルウヘハ何事カ行ハレサラン　父母ノ忌日モ何ニヨリテカ弔ハムト云ル此事ハ追加シテ梓行セリ板本ヲ見テナホ論スヘキヿアラハ論セヨ　今ノ世トテモ人里ヲハナレテ云云コレニテモ上代ノ事ヲ思ヒヤルヘシ皇國ノミナラス萬國イヅクトテモ世ノ降ルニシタカヒテ次第ニ

事モ物モ多クシゲククハシクナリテ次第ニ文華ノ開クルヤウニテハヤ三十年九十年以前ノ物ヲ今見レハ形モシサマモ甚不調法ニ思ハレテ今ノ風流トハ大ニオトレルヤウナルヿ多ケレ𪜈實ハ其先年ノ物ハ厚ク性ノヨキ所アリテ今ノ物ハ甚輕薄ナルヿ多シコレニ准ヘテ上古ノ事ヲモ思ヒヤルヘシ曆日ナクシテ天地ノ開ノ物ニヨリテ時ニ知ルハ今思ヘハ甚ハツトシタルヿノヤウナレ𪜈コレ返テ神ノ造リオキ玉ヘル眞曆ナレハ厚ク正シキコトアリ人作ノ曆法ハ委クスグレタルニ似タレ𪜈返テ薄ク危ナルヿアリスヘテ今ノ心ヲ以テ上代ヲ準ヘ思フトキハ違フヿ多シト知ヘシ

○ミナ見聞物ニヨリテ其時ヲシレルニテ上ツ代ノ意ニカナヘリ

(評)凡此六トコロノ萬葉ノ歌ノ心ハ知ラネ𪜈哥ハ時ヲシルヲ主トシテヨメル物ナルカ時アリテ其見聞物ノ時々ニウツリユク形相ヲ感シテヨメル歌ナラスヤ

(評)時々ニ見聞物ニ感シテヨムハ歌ノツネナリタヽ時ヲシルヲ主トシテヨムモノニハ非ルヿ勿論ナリ然レ𪜈ソノ見聞物ニヨリテ時ヲシレルヿヲヨムモ又歌ノツネナリコレソノ物ニヨリテ時節ノウツルヿヲ感スル故ナリ本書ニ引トコロノ數行然ナリサテ其歌共ヲ本書ニ引タルハ見聞物ニヨリテ時ヲシレル證ニ出セルニコソアレ歌ハ時ヲ知ルヲ主トセル物ソトハ謂ヌ云ル

○天皇受其賞ノ哥ニアラタマノ

(評)ハアラタマノ五文字ハ年モ月モアラタマリタルトノ枕詞ナラムカ年ガ來經レハ月ハ來經ユクト年ト月トハカケ合タレハ此時ニハモ年ノ始モ月ノ始モアリシナラム

(評)代ヨリ年ノ初アリシヿハ上ニ云ルカ如クナレハ勿論ナリ又月ノ始ノ事モ下ニ云ルカ如シ然レハコヽハ何ヲ難トスルカ心得カタシ若シサハ年ノ始月ノ始トハソノ始ノ日ヲ定ムルヿニヤ然レ𪜈此歌イカナル年ト月トノ始ノ定マレル日ヨリミ議論ニハナキニハ非ス若シ又ハ年ノ來經ト云ト月トハ別ナリト云ルヲ難シタルニヤ是又其證イカナルカソノ證ナキラ

ム年ノメグリト季ノ月ニヨル月トハ別々ナレバ年ガ經ユケバ其間ニ季ノ月ニヨル月モ經ユクヿナリ故ニ年ガキマレバ月ハキヘユクトヨメル何事カアラム猶イハヽ此歌ハ返テ年ト月ト別々ナリシ證據トスヘシ

○タヽ三ツニ分云ルノミニテソノホトノ日次マテヲ定メイフヿハナク年ノ始季ノ始モキハヤカニ其日ヨリトハナク日數モ幾十日トサタカニハアラス

(辨)四季ヲ三ツニ分ルヿ前ニモ云如ク今ノ時ニサヘオシナヘテアツカフヿニモアラスハタ何ノ用ニカ立ケンソレノミナラス年ノ始季ノ始ナトモキハヤカニナクハ一季ヲ三ツニ分ルハナホ〳〵ナクテモヨカラムモノヲ

(辨)何ノ用ニカ立ケントハイカナルヿソヤ三ツニ分ルカ用ナシトイハヽ暦法ニ月次日次ヲ立テクサ〳〵ノ委キヿヲ定メタルモ又何用ニカ立ムト云ヘシ思フニ論者ノカク云ル意ハ暦法ノ如ク月次日次ヲコマヤカニ定メテコソ用ニハ立ヿナレタタ四季ヲ三ツニ分タルノミニテハアラクテ用ニハ立カタシトノ意カ是又後世暦ニナレタル心ヲ以テ上代ヲ思フカ故ノヒガヿナリタヽ四季ヲ大ヤウニ三ツニ分タルマテニテ其始メ終リノ日モキハヤカニ定メズ大ラカナルガ實ハ宜キ理アリテコソ神ノカクハ定メオキ玉ヘルナレ其然ル理ハ人ノ知ヲ以テ測知ヘキニアラズ

○大カタ一年一季ノ日數ナトハオノツカラ世ニコヽロミ知テツギ〳〵ニイヒモ傳ヘタルヲ聞テミツカラモイヨ〳〵コヽロミ知テ季ノ始ハキノフニヤアラム今日ニヤアラムトイフハカリマテハ定リモシケンカシ

(辨)コハ皇都ニテノコトナルカ又村里ニテノヿナルカアルハ一家ノ内ノ事ナルカ此云ゴトキハ一家カ隣家マテノ事ナラハ次々ニイヒモ傳ヘ傳ヘモ聞テミヅカラモコヽロミモスヘケレト先皇都ニノハ上下多クノ集リ所其所モ宮居ヲ遷サレシ時時ハ土地モ替リ又ハ村里トテモ其所々ノヘタヽレリイヒモ傳ヘ傳ヘヲ聞モ便宜アルマシ一日二日ノケヂメヲ一季ノ日數ノ定マリナクテ差ヒユクナラハ五日トナリ十日トナリツイニハ一季ノ差モ出來ナムソ

(辨)本書ニツギ〳〵ニイヒモ傳ヘ云ムト云ルハ昔ヨリ次第ニソノ當代マテ云傳ヘタルヲ云ルナリ論者コレヲ心得違ヘテソ

ノ當代ノ内ニテ此人カノ人云傳ルヿト思ヘリ上ニ世々ニコヽロミ知テトアルナハイカニ見タルヿソ　一季ノ日數定マリナクテ差ヒユクナラハ云云コレハ暦日アリテ日次ノアル世ノ心ヲ以テ有ル故ノヒガ心得ナリ既ニ日次ノ定マリナク一季ノ日數モ定マリナケレハタトヒ其始メ終リハ一日二日乃至四日五日ナ差ヘテモ其一季ギリノ差ヒニコソアレ次ノ季モソノ次ノ季モ日數定マリナケレハイク千年經テモソノ差ヒノ次ヘモチコシテ積ルト云ヿハスコシモナキナリコレハヨク思ハヽミツカラサトルヘキヿソ暦法ノ差ヒトハ大ニ譯ノチカヒタルヿナリスヘテ此論者暦日ナキ世ノ心ニナリテ見ルヿアタハス何事モミナ暦日アル世ノ心ナ以テ思フユヱニ其難イツレモミナ當ラサルナリ

〇萬葉ノ歌ナトニ三日月トヨメルモ三日ノ月ト云ニハアラズ朔ヨリ三日ニアタル夜ノ月ト云意ナリ

[illegible]此朔ト云ハイツレナサシテイフヤランステニ日次ノ某日ヨリトハナキナラハ朔トサスヘキ日次モアラシ朔トサス日アラハ即朔ヨリ三日目ニテ三日ノ月ト云テ何ノタカフヿアラム

[illegible]朔ト云ハ月ノ始メテ見エソムル日ナ朔ノ始トスレハ三日月ハソレヨリ三日目ノ日ノ月ト云ヿナリ朔ノ事ハ上ニ委ク云ルハ見ヱマ朔ヨリ三日目ニテ三日ノ月ト云テ何ノタガフヿアラムトハ精シカラズ三日ノ月トヽルトキハ三日ト云ヿ其日ノ名ニナルナリ又朔ヨリ三日ニアタル夜ノ月トスルトキハ三日ト云ヿ其日ノ名ニアラズ數ナイフ詞ナリ此ケヂメヲヨク思ヘ

〇二日ノ日三日ノ日ト云モ二日ニアタル日三日ニアタル日ト云意ナツヾメタル名ナリ

[illegible]是モ朔トサス日アラバ其朔ヨリ二日三日ニテ事タリヌベシサラハ言重ナルコト思フモヒガヿニテモナシ

[illegible]是又タハミツラズ見テ此哥ハ暦ナ用ル世ニナリテノ事ナ云ルナレハ二日ノ日三日ノ日ナト云名ナツケタルモ暦日アリテノヽチノ事ナレハ此朔ハ暦ノ朔ナルヿ勿論ナリ　二日三日ニテ事タレリト思フハコレ又後世心ナリ今ハ然云ヒナレタル故ニ事タレリト思ヘトナリ其日ノ名ナ二日三日トノミ云テハ言タラサルヿタトヘハ街坊ノ名ナ某ノ町二丁目三丁目トヘバ第二ノ町第三ノ町ト聞ユルナタヾニ二丁三丁トバカリ云テハ其町ノ名ニハナリカタク其町ノ數ナ云ニナルナリ

〇[illegible]

〇季ノ始スラ其日トハ定メザリシ

辨コハ云ニ及ハズ季ノ始ヲ其日トハ暦ナクテ定ムルヿハナラヌナリ今ニ於テモ十月ノ節ノ日ハ冬季ノ始正月ノ節ノ日ハ春季ノ始ナレ𪜈其日ヨリ何々トノ當用ナキ故タヽ十月ノ朔ヲ冬ノ始正月ノ朔ヲ春ノ始ト思ヒワケテ正月朔ノ春ノ始ハ朝家ヨリ万民ニ至ルマテモ行事多ケレハメテタキ春ノ始ノ口トスルナリ

辨是ハ何ナ難シタルニカ心得ガタシタヽ寐言(ネゴト)ヲ聞ガ如シ

〇近カラム事ハ某事ノアリシハ幾日先某事ノアラムハイマ幾日ト云ヒ

辨コハ五日六日過ニシ程ノ事覺エ居テ答モスヘシ又先ノ事ハ十日𪜈廿日𪜈其物ニヨリテ日數ヲクリテ答モスヘケムヲ日數經タラム跡ノ事ヲ後ニ人ノ問フヘキナラント覺エテモ居ルヘキモノカ物ニ刻(キザミ)ヲモツケオクヘキカ是モ一事カ二事ナラハサモアリナムモシヤ事重ナリ事シケキニ至リナハ月次日次ノナキニハイカニ云ムヤマシテ季ヲ經年ヲ經シ事ハ猶更ナリソレモ私事ナラハタトヘ其跡先ノタカフ𪜈ソノマヽニテモアリナムヲ公事ニシテカク茫然タルヿニテ足リヌヘキヤイトイフカシ

辨此論ハ本書ニ遠カラム事ハ云々ト云ルニテオノツカラ辨ヲマタズ論者ノ例ノ後世心毎度云ニモ及ハズ抑暦モ日次モナカリシ世ニハナキマヽニテ事ハタレルヿニテ今ノ心ヲ以テ思フトハ大ニ相違セルヿソカシ

〇サテ此四季ノメクリニハツカズテ外ニ月ト云ヿアリ

辨是ハ前ノクサ〳〵ノ物ニツケテ季ノ始年ノ始ヲシルト云ヨリハマサリテ宜キナリサハ神代ヨリノ事ナルカ其後ヨリノ事ナルカ又ハアラタニ作リ設ケタルヿナルカ此月ノ見エソムルヲ月ノ始トシ朔トスレハ今ノ暦ノ月次ノ朔ニ少シノケヂメハアレ𪜈一月ノメクリノ大凡タガハザレハイツレヲ朔トスル𪜈難ナケレ𪜈ソノ月ノ見エソムルヿヒトシカラズマツ日月ノ合朔其晨前夜半ノコロニアレハ朔ノ夕ヘニ月ノ見エルヿモアリ又月道ニ正斜アリテ遅速シ月毎ニ見エソムルヿ等シ

ウラス猶モ東西ノ國ニシテハタカフヿ多ク一國ニシテモ西ニ高山アル所ハ見ユヘキ二日三日ノ月モ見エス或ハ霖雨十日モ廿日モフリツヽカハ朔モ望モイヅコニカ行リドコロノ知レザルモ便ナカルベシカヽレハ皇國ニテハ行ハルヽ事ニモアルマシイヅコニテモアレ人每ニ月々西ノ空ヲナカメテ今日ヤ月立ナラム明日ヤ朔ナラムト仰キ望ムハ里俗ニタカハスヿヲ西ヤ何處ト云剛房ノ鐵砲放ツ姿ナルヘシ

(辨)神代ヨリノコトナルカ云云是モ神代ヨリノヿナルヘシ　アラタニ作リ設ケタルカトハイカヽ既ニ倭建命ノ御宇ノ歌ニヨメルヲヤ　月ノ見エソムルヿヒトシカラズヒトシカラヌハ何ノ妨カアラム二日ノ夕ハニモセヨ三日ノ夕ハニモセヨ見エソムルガ月立ノ始ナリ曆法ノ合朔ノ時刻月道ノ正斜ノ事ナトコヽニサラニ用ナクイタツラヿナリ又西ニ高山アル地ハ月ノ見ユルヿオソケレハ月立ノ始トスル日モ遲キナリ然レ圧本ヨリ一月ノ日次ノ定マリナケレハ此所ト彼所ト一日二日タガヒテモ妨ナシ霖雨フリツヽケハ云云是ハアマリニクダ〱シクヲサナキ論ナリ抑此空ノ月ニヨル月ハ年ノメクリトハ別ナレハタトヒ長雨ニテ月立ノ始ハ知レサレ圧事カクヿナシ望ノコロ晦ノコロモシレズトイヘ圧事カクヿナシ然ルヲ知レストシテハ便ナカルヘシト思フハ曆法ニ年ノメクリト月トヲ一ツニ合シタルニ馴タル今ノ心ヲ以テ思フ故ノヒガヿナリタトヘハ今ノ世ニ自鳴鐘モ時ノ太鼓モナキ里ニテハ天ノ日ヲ見テ大抵何時ト知ルヿナルヲ空ノ曇リテ日ノ見エサル日ハ知レサレ圧大抵何時ニテモアラムト推量テ濟マスヿナリ時刻ハ人用ノ事ナルスラ右ノ如クニテモスマセバスムヿナリ況ヤ上代年ノメクリニモカヽハラヌ空ノ月ニヨル月々ノ朔望晦ハ雨天ニテ知レズトテ少シモ妨ナキヿナリ

○一月ヲ三ツニキサミテツイタチツコモリト云リ

(駁)朔ヲ定ムルモ日次ニハカヽハラネ圧一日ニテモ二日ニテモ昏ニ月ノ見エ初ムル日ヲ始トセリトナラハソノ定メタル朔ノ日ニ序テ二日三日トセハ日次ノ日モアルニアラスヤカクシテ三十日ハカリニ及ベバ一月ニノ月次ノ月モアルニアラスヤ

㊟辨上代ニ二日三日ト云名ハナシ本書ニ二日ノ日ニマレ三日ノ日ニマレト云ルハ今ノ世ニ二日三日ト云日ノ事ニテ後世ノ名ヲ借リテ云ルノミナリソノカミ然云リトニハ非ズ又月次ノ月モアルニアラズヤト云ルモアタラズタヽ空ノ月ノ一マヽリヲ一月トシテ一月々々ト經行クハカリニテ年ノメクリトハ別ナル故ニ何レノ月ヲ始メ何レノ月ヲ終リト云ヿモナク月々ノ名モナケレハ月次ハナキナリ

○其中ニ朔ヨリ十六七日ニアタル日ノ夜ノ月ハ望ノ極ミナリ

(難)此望ノ極ミハ朔ヨリ十二三日ニ當ルニハアラザルカ上代ノ朔ハ暦ノ二日三日コロナルヨシサラハソレヨリ十六七日ハ今ノ暦ノ十九日廿日コロニ當ルナリ本文ヲ傳寫ノ誤歟ト思ヘバ注ニモ委クイフナレハ是モ上代ノ古言ナルカイフカシ又上代ノ朔ハ暦ノ二日三日コロナリトヤサアラハ前ニイフ朔ヨリカソヘテ三日ノ日ニ當ル夜ノ月ヲ三日月ト云ヨシハ今ノ暦ノ六日月ナリ万葉ノ歌モ六日月ヲ賞シヨミタルカ是モイフカシ

(辨)本書ニ十六七日ニアタル夜ト云ルハ已レフト日數ヲ思ヒアヤマリテ書ルナリサキニ此方ニテモ門人ノ中ニ心ツキタル人アリテイカヽト問ケルニヨリテ已レモ娃メテ心ツキテ十四五日ニアタル夜ト改メテ彫刻シタリ上代ノ月立ノ娃ヨリ十四五日ニアタル日ガ暦ノ十五六日ナリ今論者此事ヲ難シタルハマコトニ當レリ但シ朔日ヨリ十二三日ニ當ルニハアラサル歟ト云ルハ又違ヘリ暦ノ二日ヨリ十二日目ハ暦ノ十三日ナレハ望ノ極ニアラズ今ノ暦ノ六日月ナリ云云上代ニ月ノ見エソムル日ヨリカソヘテ三日目ニアタル夜ハ暦ノ四日カ五日カナリ然レハ上代ニ三日目ト云シハ今ノ四日五日コロノ月ナルヘシサテ今コソ四日五日ナレ上代ハ月ノ見エソムル日ヨリ數ヘテ云故ニ三日月ナラズヤ是ヲ難ジタルハイカナル心得違ゾヤイフカシ〱又萬葉ノコロハ既ニ暦日アリツレハ今ノ如ク暦ノ三日ノ月ヲ三日月ト云シニテモアルヘシサレト又上代ヨリ云來シマヽニ暦ノ四日五日ノ月ヲ三日月ト云シモ何事カアラムタトヘハ今ノ世ニ此アタリニテ婚禮ニ三日目ニ三日ノ祝ト云フヿヲスルニ三日目ニ勝手ノアシキ事アルトキハ延ヘテ四日目ニテモ五日目ニテモスルヿアレ𪜈ソノ時

トテモ四日ノ覗五日ノ覗トハイハズヤハリ三日ノ覗ト云ナリ萬葉ノ三日月コレニテ心得ヘシ

○暦法ニヨリテ見ルニ天ノ月ノ一メグリ廿九日六時餘リニテ廿九日ニハアマリ卅日ニハタラサル故卅日ト定メテ見レハ月ノ出入時ノ先ノ月ヨリ遲ク二月ノホトニハ大カタ一日タガフ故暦ニハ大小ノ月ヲ分テ二月ニ一月ハ廿九日トシテ晦朔ノトヽノフ

(雜)是ハ一向暦法ヲシラズノ云ナレハ取テ論ズヘキヿナラネ𪜈大小ノ月ヲ分ル月ノ出入ノ遲キニヨルヿニテハ曾テナシ日月ノ合朔ヲ定ムル故ニ大小ハ自然ト出來ルナリ此云如クニテハ何レノ月ヲ大トシ何レノ月ヲ小トスヘキ暦法ハサテオキ今ノ暦サヘトクト見サルカ大ノ月ノ三ツ四ツモツヽク年アルヲ見ルナラハ二月三月ヲハ廿九日トシテト云誤ヲ恥ハキゾ

([illegible])日月ノ合朔ハ人ノ目ニ見ユルモノニアラズタヽ法ノツモリヲ以テ定ムルノミナリサテ其合朔ヲ以テ月ノ大小ヲ定ムルハ既ニ暦法アリテノウヘノコトニコソアレ其暦法ヲ立タル始ニハ月日ノ合朔ハ見エヌヿナレハモトハ目ニ見ユルヿヲ準トシツレコソ段々精シク目ニ見エヌヿマデヲ考ヘツモリテ定メタルモノナリサレハ大小ヲ分ルヿモソノモトハタヽ月ノ出入ノ次第ニオソクナリユクニ付テソレヲ段々ニ違ヒユカヌヤウニ入レ合スノミノヿナリサレハ何レノ月ヲ大トシ云々暦法ノ定マリノウヘノミノヿナリタトヘハ暦法ニテハ正月大二月小ナルヘキヲ正月小二月大トシテ入レ合セテモ妨ナシ目ニ見エヌヿハ差ヒテモ畢竟ノツヾマリタニ差ハザレハ難ナキヿナリサレハコソ 皇國ト唐國ト月ノ大小ノ合ハザリシヿモ閏月ノ置キ所ノタカヒシヿナドモアレ𪜈ソレラハスヘテノ違ヒニハナラサリシナリ論者タヽ暦法ノ定ニノミヨリテハリナツミテツノ暦法ノ本ヲシラズト云ヘシ近キ世ニ年々渡リ來ル阿蘭陀ト云國ナトハ天文地理ニクハシキ國ナルカ其國ノ暦法ナトハ唐國ノ暦法トハ殊ノ外ニ異リタルモノニテ一月ノ日數モ大ニチガヒ閏月ト云コトモナケレハ其通リニテモ年々差フヿハナキナリ今此論者ニ阿蘭陀ノ暦ヲ見セタラハ大キニ驚キテ目ヲマハスヘシ 二月ニ一月ヲ廿九日トシテト

云ルハ其大概ヲ云ナリ論者ノ云如ク大ノ月三ツ四ツヽケバトテモ前後ノ數月ヲ合セテ見レハサホドマテ大ノ月ノ多キモナキヿナルヲヤ　或人云此段ハ本書ニ暦法ニヨリテ見ルニトアレバ論者ノ暦法ヲ以テ難ジタルヿモ尤ナルニヤイカヽ答云本書ニ暦法ニヨリテ見ルニト云ルハ宵ノ月ノ一メグリハ廿九日六時アマリナリト云ヿナリカヤウニコマカナルヿハ暦法ニ依ラサレバ知レスヿ故然云ルナリサテ卅日ト定メテ見レバト云ヨリドハ暦法ニ依テ見ルニト云詞ニハカヽハラヌヿナリ

○タヽ宵ノ月ヲ見テ朔ノ始ヲ一人ハ今日トシ一人ハ昨日一人ハ明日ソト心々ニ定メテ

(註)カクメイ〳〵ニ朔ノ始ヲ　オモハヾ朔ト云日ハアリテモナクテモニテ今日トシ昨日トスルニモ及ブマシ前ニ云季ノ始ヲクサ〳〵ノ物ニツケテシル其季ノ始ハ二日ニテモ三日ニテモメイ〳〵定メ思フトモコハ難ナカルヘシ朔ハ月ノ始ナレハソレヨリ次々ヘ朔ヨリ幾日ニ當ル日又幾日ニ當ル夜ノ月ナトヽ日用ノアル其始ヲメイ〳〵ニ思ヒ定メバ市中ノ鬪論ハ更ニシテ家内ニ夫婦ノケンクソモ絶マジキナリサテカクメイ〳〵ニ定ムレバ一人ハ大ノ月ノ如ク長シ一人ハ小ノ月ノゴトク短クスレハ晦朔ハモトヨリ亂レテ居ルナリ

(辨)此段ノ難ハ殊ニ愚昧ノ至リナリ本書ニ云ル如ク宵ノ月ハ年ノメグリトハ別ニテ何モ用ニタツルヿハナケレハ朔望晦人ノ見ル所各タカヒテモ少モ妨ナシタトヘハ郭公ノ鳴ヲ聞テ鶯ゾト思ヒテ居テモ妨ハナキカ如シ　今日トシ昨日トスルニモ及ブマジトハイカナルヿソヤ用ナキ物ナレハトテ見ル物聞物ヲソレトイハデアルベキカハ右ノタトヘノ郭公ノ鳴ヲ鶯ゾト思ヒテ居テモ妨ナク用ニハタヽヌヿナレトモ聞人ハ郭公ガ鳴ゾ鶯ガ鳴ゾトハ思ヒモシ云ヒモスルヿナリ然ルヲ此論者ノ如クハ郭公ゾ鶯ゾト云ニモ及ブマシキヿナリト云ンガ如シ笑フベシ云云朔望晦ヲ日用ノアルヿト云ハ是又暦日ニ馴タル今ノ心ヲ以テ思フヒガヿナリ　夫婦ノケンクワモ絶マジキナリトハイヨ〳〵笑フベシ郭公ノ鳴タルヲ妻ハ鶯ゾトイハヾ夫ハ笑ヒテコソアルヘケレ何ノ喧花（ケンクワ）ヲカセムカヘス〳〵笑フベシ

〇斯シテ一月トハ定メタリシカトモ月々ノ名モナク四季ニモツカス一月々々ト經行ノミニテスヘテ年ノメクリトハ別事ナリキ

(難)此年ノメクリヲ三百六十五日三時トハ何方ノ法ナルヤ　皇國ノ上代ヨリ定マリタル日數ニテアリシヤラム又曆ノ立春ヨリ立春ノコロマテヲ年ノ一メクリトセシ定マリモアリケルカ曆法ヲ以テ云トキハ用節氣紀歳閏月可 晦朔弦望易レ見者也節氣過宮難レ見者也敬授二人時一莫レ如レ用二其易一レ見而爲二之閏月一以通レ之則四時不レ惑ト云リ其難見節氣ノ歳ヲ用テ上代ニハ年ノ一メクリトセシ定メニテアリシヤラム又立春ヨリ立春ノコロマテト云モ據ナシ此三百六十五日ハ冬至ヨリ冬至ヘノ一メクリノ日數ナリ又立春ノコロマテトイヒテ四分日之一ノ三時マテヲコマカニ云ル其無稽ナモ察スヘシ又上件十二月ノ日數三百五十四五日ト云此日數ハ何ノ數ヨリ出タルソヤ空ノ月ノ見エソムルヲ朔ノ始トシ其一月ニ日數ノ定マリナキナラスヤソノ定メノナキ日數ヲハイカナル妙算ニテカ十二メクリ三百五十四五日トハカゾヘタルヤ且三百五十四五日ハ晦朔弦望ノ易レ見トスル曆法ノ一年ノ日數ナルヲ強テカノイフ空ノ月ノメクリヘ取合セタレトモ本ヨリ月次モ日次モ一月ノ日數ノ定リナキトイフ上代ニ此三百六十五日三時ト三百五十四五日ノ日數ヲイフソ分テイフカシ

(辨)此論條ニ愚昧ノ至ナリカヤウニ心得ノアシキ人ニ對シテハイカヤウニ明辨ヲツクシテモ詮ナカルヘケレトモ一ワタリハ云ヘシマツ本書ニ年ノメクリ三百六十五日三時ト云ルハコマカナルヿヲ曆法ニヨリテ今云詞ナリ上代ニ曆ナキ時ニカクノ如ク定メタリト云ニハ非ズ上ニ云ル如ク上代ニハ日數ノ定リナキニ何ソ三百六十五日三時ト云定リノアランサテ又論者ノコヽニ引タル易見難見ニツキテ時節ヲシラセタリトノヿハコヽニハ無用ノ引證ナリ　皇國ノ上代ニハ見カタキ節氣ニツキテ年ノメクリヲ定メタルカト疑ヒタルハ不調法ナルヿナリ始ニ云ル如ク其時々ノ物ニツキテ節氣ヲ見ル何ノ見ワキノアランモトヨリ日數ノ定マリナケレハ少々ツヽノタガヒハ妨ナキヿモ上ニ云ルカ如シ又上代曆法ナクシテ閏月ヲ

立ルヿナカリシカハ見ヤスキ晦朔ニテハ年ノメクリハ定メカタキヿナリ又暦ノ立春ヨリ立春ノコロマデト云ハ　皇國上代ノ一年ノ始終ノ定メナリ三百六十五日三時ト云ハ暦法ノ定メナリコヽハコマカナル處ヲイハデハ分ラヌ處ナル故ニ暦法ニヨリテコマカニ云ナリ立春ノコロマデト大ヤウニ云ルト三時トマデコマカニイヘルトニテモ此差別ハオノヅカラサトルベキヿナルニカクノ如ク難シタルハカヘス〳〵愚昧ナリ　又冬至ヨリ冬至マテトイハズシテ立春ヨリ立春マテト云ルヲ無稽ナリト云ルモヲコガマシ　皇國ノ上代ニハ冬至ノコロヲ年ノ始トハセサレハ冬至ノコロマデトハイカデカ云ヘキ暦法ニハタトヒ冬至ヨリ冬至マデニモセヨソノ日數ハ即年ノ一メクリノ日數ナレバ何タガフヿカアラン又タトヒ冬至ヨリ冬至マテト立春ヨリ立春マテトハイサヽカ差ヒアリトテモ其差ハコヽニハ論スヘキヿニアラズタヽ暦法ニ云ル一年ノ日數ニテ事タレルヲヤ冬至立春ノ論ハコヽニハ無用ナリコヽハ立春ヨリ立春マテトイハデハ聞エズ又年ノ日數ハ三百六十五日三時トイハテハ分ラヌ所ナリヨク〳〵思フヘシ　又三百五十四五日ト云數ハ暦ノ正月朔日ヨリ十二月晦日マテノ大抵ノ數ナリコレ又暦ニヨリテ云ナリ上代ニカク定メタリト云ニハアラズ上代ニハモトヨリ一月ノ日數ヲ幾日ト定ムルヿモナカリシニイカデカハ十二ヶ月ノ日數ヲ合セテ何ジ百何ン十日ト云ヿアラム

○カク二方別事ニテアリケレハ閏月ヲ加ヘサレ𪜈年ノメクリノタガヒナカリキ

(難)空ノ月ヲ見テ定ムル一月ハ四季ニモツカス年ノメクリト別事ユヱ閏月ヲ加ヘザレトモ年ノメクリタガヒナシトサラハ上代ニ年ノメクリト云ハイヨ〳〵三百六十五日三時ト定マリテアリシト見ユルナリ此日數アリテ立春ヨリ立春マテ一メクリトスレハ本ヨリ閏月ヲ加フヘキナシサレトモ其年ノメクリ立春ノ始ヲ其日トイヒ次ノ年ノ立春ヲ其日トサスヘキ定メナクテハ此一メクリノ日數ノ定マリモ出來カタキヲ

(辨)此條ハ上ノ辨ニテアキラカナリナホイハヾ上代ニハ季ノ日數モ年ノ日數モ定マレルヿナシト云ハ本書ニシバ〳〵云

ル〓ナルヲカヘスノヽ此日數ノ事ヲイヘルハイカナル〓ゾヤ日數定マリナカリシ故ニ本書ニハ暦ノ立春ヨリ立春ノコロマデヲト云リコロト云ハ大抵ヲ云故ナリモシ日數定マリタラムニハコロト云テ可ナラムヤハ

○業平朝臣ノ歌ノ詞書後世ノ釋ニ卅日ナレ𪜈歌ニハ大ラカニ然ヨメルナリトイフハ古ヘノ事ヲシラステノオシアテナリ

(十九)此オシアテト云ルシカアレ𪜈月ノ末ヲヒロク晦日ト云リシユヱ卅日ヨリ前ノコトナレ𪜈詞書ニハ晦ト云ルナリトイフモ又後世ヨリノオシアテナラスヤモシ又横サマニ釋シテ詞書ハ晦近ケレハトカ比ナリケレハトカアルヘキヲ文字ノ脱セシナリト猶モオシアテニイハムハイカニソヤ又上代ニ日次ノナキト云 引證ノ別ニアリテソレ故伊勢物語ノコロヲテモカク月ノ末ヲヒロク晦ト云リシトイハヽ然ランヲ人皇ヨリ千九百餘年後ノ伊勢物語ヲ以テ上代ノ日次ノナカリシ定々ハカツノヽノコレリト取合セタルソ酌子定規ノタトヘナラスヤ此外引ルモミナソコハカトナキ作物語ニテ面白クオカシク艶ニ書タルモノナレハナトカ上代ニ日次ノナキト云引證ニハナルマシキナリカノ國ノ諸子史書ノ中ニモヽ誤ル〓モ數多アレハイカニ賢コトモ女文章ナド誤ル所ナキニシモアラシマシテ傳寫ノ誤ハ作者ノ意ニアラサレハ是非ナシ𪜈イフヘケレト此物語ドモヽ暦ヲヒロク行ハレシヨリ二百年ハカリ後ナレハ暦ノ月次日次ニ順ヒテコソ書ヘキヲソレニタガフハマツ誤リト云ヘキソ

(二十)晦日ヨリ前ヲモヒロクツゴモリト云リト云ハ其證文本書ニ引ルカ如シ何ンゾコレヲオシアテト云〓ヲ得ム 千五百餘年後ノ伊勢物語ヲ以テ證トスルハイヨノヽ明ラカナル證トナル〓ナリ凡テ證據ヲ引クニ古ク早キカヨキト近ク後ナルガヨキト其書ニヨリテ差別アリ此ツゴモリト云シ〓ノ證ナトハ近ク後ナルカイヨノヽタシカナリイカニトニ云ニ世々ヲ經ルマヽニ何事モ其始ニウツリカハルナラヒナルニ多クノ世々ヲヘテ近キ世マテカハラサルハイヨノヽ古ヘハ然アリシト云

證據明ラカナルモノナリ又上代ニ日次ノナカリシト云ヿ古キタシカナル證ハ見アタラサレヒ本書ニコトワレル如ク見テ眞暦考ニ上代ノサマヲ云ルハ己ガ考ヘナリ證ナシトテ信セヌ人ハ信セズシテアルヘキナリ然レヒ暦術ナクテハ日次ハ定メカタキヿナルヲ今論者カクノ如クシヒテコレヲ難ズルハ定メテ暦法ナクテモ日次ヲ定ムヘキ術アルナルヘシ其術コソキカマホシケレ其術ナクバ己ガ云トコロヲミタリニ難ズルヿアタハジ　ソコハカトナキ作物語ニテ云云トハ又大キナル心得違ヒナリ作リ物語ナレバトテ世間ニ晦トイハヌ日ヲシヒテ作リテ晦ト云ベキ由ナシ又月ノ見エヌコロニ月ノ見ユルヿヲ云ヘキニモアラズ凡テ作リテ云ヿモ事ニコソヨルヘキナレ又本書ニ引ル物語ヒノ中ニハ作物語ニアラテ實ノ日記モアルヲヤ又女文章誤ル所ナキニシモアラジト云モアタラヌヿナリ誤ルモコトニコソヨレイカニ女ナレバトテ世間ニ晦トイハヌ日ヲ晦ト誤ルヘキニアラズ又傳寫ノ誤ト云モ非ナリタヽ一ツ二ツハ傳寫ノ誤モアルマシキニアラサレヒ是ハ此物語ニモ彼物語ニモアマタアルヿナルヲ皆誤リトハイカテカイハルヘキ　暦ノ月次日次ニ從ヒテカヽザルヲ誤ナリト云モ又アタラヌヿナリ表ムキノ正シキ國史公事ノ文書ナドコソ表ムキノ定マリノ通リニ書ベキヿナレ凡テ物語書ナトハ私ノシトケナキスサミナレバタヾ世間ニナニトナクツネニ云ヒナレタルマヽニ書ルモノナリソノ何トナク世ニ云ヒナレタルコトハミナ古キコトナレハ返テタシカナル證據ニナルヿナリタトヘハ今ノ世ニテモ片田舎ノ文字モシラヌホドノ者ナトノ云言ニハ返テ古言ノコレルヿアルカ如シ論者スヘテコレラノワキマヘナキハイカニソヤ

〇空ナル月ニヨル月ト年ノ來經ト此二方ヲ暦一ツニ合セタルハ天地ノアリカタニシタガハヌワタクシノ強事ナリ

(難)此空ナル月ニヨル月トハ晦朔ヲ定メタル月次ノ事ナルヘシ上件ニ天ナル月ノ見エミ見エズミスル一メクリヲ一月トセシト紛ラハシ年ノ來經ト云モ前ニハ立春ヨリ立春ノコロマデヲ云リコヽニハ十二月ニテモアレ十三月ニテモアレ一年ト定メテナシテ此二カタヲ一ツニスルト云ナラム是モ前ニ云ゴトク晦朔弦望ハ見ヤスキ故ヲ以テ暦法トシテスナハチ天地

ノアリカタナリ何ゾ私ノシヒゴト、イハンヤ

○三云ニ月トセシト紛ラハシトハイケ、何ヲマギラハシタルニカイフカシイフカシ　又本書ニ年ノ來經ト云ルハ前ニ立春ノコロヨリ立春ノコロマテト云ルモノニテ年ノ一メクリナリ然ルニコヽニ論者ノ十二月ニテモアレ十三月ニテモアレ三云トスヘハイケ、十二月十三月ハ月次ノ方ニヨレル一年ニコソアレ己ガ云ヿ年ノ來經トハ異ナリ　晦朔弦望ハ云云スナハチ天地ノアリカタナリトハ心得スモシ天地ノアリカタナラバ十二月ノ一メクリト節氣ノ一メクリト必ス一ツニ運ヒユクヘキニサハアラテ違ヒアルハコレ天地ノアリカタハ此二ツ別ナルモノナリ其別ナルモノヲ一ツニ合セタル暦法ハ人作ノ巧ナリ何ゾ天地ノアリカタト云ヿヲ得ム人作ナル故ニ閏月ヲオカサルヿヲ得ス閏月トイフモノモト自然ノ事ニアラズ彼ノ二ツヲ強テ合サンタメニ構ヘタルモノナリサレハコソ西ノ方ノ國々ノ暦ニハ閏月ヲオカヌモアルナリ人作ナル故ニ其法イロ〳〵マチマチナルゾカシ

○上件上ツ代ノ來經ノ定マリヲイヘル傳說ノアル事ニモアラス年コロ思ヒメグラシテ思ヒ得ツルオモムキナリ

○傳說ナキハサラナリ皇國ノ上代ノ事ハ書紀古事記ヲ用ヰヘシソレニアラヌ定マリハ皆オシアテニシテ非當暦ヲ喝モモニテ上件ノ難皆ニイアリ月ノ始ヲ朏ク明トイヒ末ヲ廣ク晦トイフヨリ月次モナシト遷リハヒシヤ上代ヨリハルカ二年經シ中昔ノ事ヲ以テ上代へ推及ボスナラハカヘス〳〵モイブカシ

○上件ノ道云トハカノ伊勢物語等ノ事ナルヘシカノ物語類ヲ引タルハ必ソレヲノミ証トシテ定メタルニハアラヌ故ニハタタヽソノ傍證ノミナリサテ正シク証據トスヘキコトハ見ナレガ故ニ己カ思ヒ得タルヿナリトコトワレルニアラスヤサテ又上代ヨリハルカニ年經テ中昔ノ事ヲ以テ云云ト云ルハ前ニモ辨ヘタル如ク凡テ証據ハ古ク早キヲヨキトシ近ク後トナルヲヨキトハ言ヒエリコソ、ノ証ハ近ク後ナルカ宜キ事既ニ上ニ云ルカ如シ何ソ深ク思ハサルゾサテサテカヘス〳〵モイブカシ

トハ此眞暦考ノ一部ニワタル難破ナリ然レ𪜈論者別ニ考ルトコロアリテ予ガ云トコロノ非ヲ知レルカト思ヘハサニモアラス別ニ考ヘタル趣モナクシテソノ云トコロハタヽ漢國ノ暦法ノミナリソノ漢國ノ暦法ノイマダ渡リ來ザリシ以前ハ然ラハ何ニヨリテ日次月次ヲ定メタルゾカヘス〴〵イブカシモシ又漢國ナラヌ他國ノ暦法有シトナラバソノ他國ノ暦法ノ上代ニ渡リシ釋ナトヲ考ヘテカヤウ〳〵ノ譯ニテ漢國ナラヌ他國ノ暦アリテソレニヨリテ月次日次ヲ定メツラシ𪜈イハデハ論意立カタシサヤウノ事ノ考ヘモ一向ナクシテミダリニ予カ云トコロヲ難ズルハイカニ

○コレゾコノ天地ノハシメノ時ニ皇祖神ノ造ラシテ天ノ下萬ノ國ニ授ケオキ玉ヘルオノツカラノ暦ニシテ

(辨)コレソコノ皇國ノ始ノ時トイハヾマツ然ラムヲ此オノヅカラノ暦トハ木草ノウヘヲ見テ季ノ始年ノ首ヲ定メ又ハ葉ノ花ノ咲ルヲ見テハ苗代時ヲシリツクリオキシ麥ノ穗ノアカラムヲ見テハ田植ル時ヲシリ又ソノ稲ノ刈時ヲ以テ又麥マク時ヲシルタクヒヲ云ナラム木草ノ花サキ實ナリ麥苗代ノ蒔時モ千草萬木ノ榮エ枯ルヽモミナ日ノ往來ノ陰陽ニコソハヨレ其又日ノ往來モ萬物ヲ生育スルタメニ往來スルニハアラネ𪜈コレソ天ノ神化ナル是ヲ見カレヲタメシ見ル事ナ皇祖神ノ教ヘ玉フトイハヾ難ナカランヲ天地ノ始ノ時ハイカナ皇祖神モ知タマフヿニアラズ天地トナラベテイヘ𪜈天ヨリ見レハ地球九萬里至テチヒサキ物ニシテ其球中万國ノ中ニテモ皇國ハ又至テ小キ國ナレハ其皇祖神ノ天ノ下萬ノ國ニ授ケオキ玉ヘキ謂ヤアルヘキコレソコノ皇祖神ヲ褒奉リテ返テ貶ノ妄説ナラスヤカラ國ノイツレノ暦法ニテモ皇國ニ取用ヒ万民ノ據トナシ玉フソノ皇朝コソハ更ニ貴クメテタキ國ノ御寶トナシタヽマウナリ

(辨)皇國ノ始ノ時トイハヾマヅ然ラムトハ例ノ漢ブミニ溺レタルイトセバキ料簡ナリ皇祖神ハ天地萬國ニワタリテ萬ノ道ヲハジメ玉ヘル大神ニシテ此オノツカラノ眞暦モ萬國ニワタレルヿナリ皇祖神トハ伊邪那岐伊邪那美二柱ノ大神ナリ此大神ハ天地ノ始ノ時ノ神ニ〆萬國ノ萬ノ道ヲ始〆玉フ大神ナリコレラノクハシキ子細ハ漢ブミニ惑ヘル尋常ノ學者ノ

知ルトコロニアラス又世ニイハユル神道者モ知ルトコロニアラスタヽ漢フミノ習氣ヲ清ク洗ヒ去タル古學者ニアラスハシルヿアタハジ　地球ノ中ニテモ皇國ハ又至テ小キ國ニテ云云コレ又漢ソミニ溺レ居ル通例ノ學者ノ料簡ニテ大ニアヤマレルコトナリ此事ハ予他ノ書ニ毎々辯シオキタルヿナレバ今コヽニハイハズスヘテ予カ云トコロハ此眞暦考ニ限ラス何事ニテモ世間通例ノ說トハ雲泥ノチガヒナリト心得ヘシ然レハコレヲ難破セムトナラバ又格別ノ議論コソアルヘキニ今論者ノイフトコロハ世間通例ノ學者モ不學者モミナツネニヨク云ヿニテ何ソメツラシカラムカヤウノ乳臭キ論ハ辯スルモイトウツラハシ

○ソノ暦ハ月ノ大小ト閏月トヲ以テ朔晦ト節氣ト違ハヌコトク一ツニ合セタルナドイトモ巧ニハアレト猶歳差ト云コトアリテ數十年ヲ經ヌレハ一度トイフホドヅヽタカヒユクヲ

(辨)此イフハ彼暦法ノ氣ハ盈リ朔ハ不足シテ別々ナルヲ閏月ヲオキテ是ヲ一ツニ合セタルト云ヿナランカ節氣ハ日ノ周天ナリ周朔ハ月ノ轉周ナリ其日月ノ運旋ニヨリテ一年ノ閏日ヲ生シ積リテ一月ノ數ニ滿テ閏月トスルナリ然ルヲ晦朔ト節氣ト違ハヌコトク一ツニ合セタルイトモ巧ナリト云巧ニハアラテ日月運行ノ自然ニシタカフ算數ナリ又歳差ト云ヿハ日一周定マリテアルノ考驗ニテ日ノ退クモ星ノ進行トモ冬至ノ日迄ニ進退アルコトニテ大小閏月ニ少シモ拘ハルヿナラス並ベテ云ハクモアラヌヿナルヲカク一ツニ猶歳差ト云ハ其名ヲ知テ實ハシラザル故ナラムシカモ考ヘツクスヿアタハサレハナリ〳〵暦ヲ改メステハエアラズトイフ是モ暦法ヲシラヌナリ時々天ヲ驗テ改ムルガ暦法ナリ又斗柄ノ事ハ夏ノ時斗柄指寅ノ月ヲ以テ歳首トストハ古人ノ非說ニテ今ハ取ラサルトコロナリ月ノメクリノ十二支ハ斗柄ノ建ス事ニハアラス然ルヲ寅ノ月ニ柄ノ方ニ建スト云ハ妄說ニアラズヤシカナルヿナリトハ一笑スベシ古ヘノ非說ニ從ヒテモ斗ノ柄初ノコロニハヤ日ノ方ヲ建スベキヲ閏月ハ今ノ暦ニ隨節用之トスレ𪜈ソノ閏月二十日建ス方ノタシカナラザルニテモ

知ヘシ

(辨)巧ニハアラス日月運行ノ自然ニシタカフトハ大ナルヒカヿナリ日ト月トノ運行ヒトシカラサルガ自然ナリソノヒトシカラザルモノヲ強テ一ツニ合セタルハ人作ノ巧ナリ何ゾコレヲ自然ト云ヿヲ得ムモシ自然ナラハ閏月ヲオカズモヲノツカラ合ヒ行クハヅナルニ閏月ナクテハ合ヒガタキヲ以テ自然ニ非ルヿヲ知ベシ然ルニ此論者ハソノ閏月ガルミニ自然ノヿゾト思フハ一笑ニ堪タリ惣ノ此論者暦法ニ云トコロ定ムルトコロヲ一スヂニ天地自然ニ従フ事ト思ヒトレルハイトモノヽ愚昧ノコトナリ　歳差ノ事云云並ヘテ云ベクモアラスヿナルヲトハ本書ノ文意ヲヨクモ味ヘズ倉卒ニ見テミダリニ云ルナリ此所本書ノ意ハ暦法ト云モノハ大小閏月ヲ立テ節氣ト月次トヲ一ツニ合セタルハ巧ナレ圧然レ圧ソノ巧ナル暦法ニテモ歳差ハナホ今ニ考ヘツクスヿアタハズト云ルナリヨク文ヲ見テシルヘシ歳差ヲ大小閏月ノ事ヘカケテ云ルヤウニ思ヘルハ大ナル誤リナリ本書ニ歳差ノ事ヲ云ルハ大小閏月ニカケテ論スルニハ非ズスヘテ暦法ノ事ヲ論スルナリ時々天ヲ驗テ改ムルガ暦法ナリト云モ心得ス時々ニ驗テ改ムルハ次第ニ差ヒユクヿアル故ニ改ムルナリ一タヒ定メオキタル所タカフヿナクバ何ソ改ムルヿヲ勞セム無益ノ事ナラスヤ論者暦法ヲシリカホニハイヘ圧其暦法ノ所以ヲバケッテ知ラザルモノナリ　斗柄云云ノ事ハ古人ノ非説ニノ今トラザルトコロナリトハサモアルヘキヿナリ後世次第ニ天學精クナルニツキテ古人ノ麁謬ノアラハルヽナリ然レ圧此斗建ノ説ハタトヒ非ニモセヨ上古ヨリ云ルヿニテ代々ノ識者モ皆コレニ依リ來レルヿナレハ今予コレヲ引テ論スルモ何事カアラムモシ予ガコレヲ云ヲ一笑スベシトイハヾ上古ヨリ此説ニヨル代々ノ古人ヲモ皆一笑スヘシ何ソ予一人ヲ笑フヿヲ得ムサテ又此斗建ノ誤ハ上古ヨリ見ルヿニテ代々人モアマネク皆コレニ依來レル説ナルスラ後世ニ至テハコレヲ非ナリトスレハ是ニ准シテサトルベシ今ノ暦法モ今コソ至テ精キヤウナレ圧又今ヨリ後世ニ至テハイカナル非謬ノアラハレムモ分リガタシカノ斗建ノ説トテモ上古ニコレヲ考ヘ定

メタル時ニハ非謬ナリトハイカデカ思ハムトカク人ノ識量ヲ以テ考ヘ定ムルヿハ限アリテ自然ノ神作トハ合ヒガタキモノナレハ全ク盡スヿアタハサルモノト知ヘシサレハ此一事ヲ以テモ論者暦法ヲ自然ノ事トノミ思ヘルマトヒヲ悟ルヘキナリ

斗建ノ事ツイデニ云ヘキヿアリ抑此事ハ閏月ニサシツカユレバ古人ノ非ナリト云モ一ワタリ聞エタルヿナレドナホヨク思フニ閏月ハマレニアルヿニハ非ス大抵三年メグラヰニツネニアルヿナルヲ古人コレニ心ツカズノミタリニ設ケ立ツヘキニアラズナレハ斗建ハモシクハ晦朔ニハヨラズ節氣ニ依ニハアラザルカサレド此事ハヨクモ考ヘス今思ヒヨレルマヽニ云ノミナリ猶ヨク考フベシ

○コレラノ外ニモ今マデタガヒナク考ヘ得タリト思フヿドモ又數千年ヲ經ム後ニハタガヒ行ベキコトオシハカラレタリ

(評)ヨク云ツナホ事ニアヘリ考得タルヿノタガフニハアラデ古ヘニ考ヘノタラス粗ナリシ事ヲ今ソノタラザル考ヘヲ次第ニ精クナリテ且圖ニテモ百年來天ノ運行ニ密合シタル暦法ヲ行ヒ玉フナリ又數十年後ニハタガヒ行ベキヿオシハカラレタリトハ何ヲ以テオシハカリケンヤイブカシ

(評)何ヲ以テオシハカリケムトハ愚ナリ後世暦術次第ニ精クナリテ古ヘニ考ヘノタラス粗ナリシヿヲ考ヘ闡ルヲ以テ今シハカルヘシ今ヨリ後又次第ニ精クナリテ其時ハ今ヲ見ルヿ又今ノ古ヘヲ見ルカ如クニテ粗ニノタカヘルヿオホカルヘシ上ノ斗建ノ事ト引合セテミツカラサトルヘシ

○カクニテツヒニ本ノ域ニカヘリツキナン時ニゾ皇國ノ定マリノマコトナルホドハサトリナム

(評)此本ノ域ニカヘルトハ彼古暦ノ法ニアル演紀上元ニ據テカク云ヤラムコハ暦ノ諸率ヲ造ル基ニ立タル積數ニテ天ノ運行ニ際限ハナキヿナリ其故ハ今ノ暦法ニハ此積年ノ事ハ用ヒス〆當時ニ測リ驗ミタルニ合スルヲ以テ率トス今日ノ天

ニ審スレハ何ソ將來後元ノ期ヲ計ラムヤサラバ本ノ域ニカヘルト云コトナク皇國ノ定マリノマコトナルモサトルヘキヤウナキナリ

（辨）本ノ域ニカヘルト云ルヿ已カ云トコロハ今論者ノ云ルトハ大ニ異ナリ前後ノ文ヲ見テサトルヘシ論者ノ云トコロハ漢人ノ例ノ妄說ニノ取ニタラサルヿナレハ曆法家ニ用ヒザルハコトワリナリ已カ本域ニカヘルト云ルハタトヘハ海上ヲ船ニノリテ西ヘ〳〵トユクニ此大地ハ圓キ形ナルモノニテ東西ノ極トスル所ハナケレハイツクマテモ西ヘ〳〵トユケハイツノホトニカ本ノ所ヘメクリカヘル如クニテ此曆法モ西ヘ西ヘト精クナリテツヒニハ又本ノ眞曆ノ大ラカナル所ニカヘルヘシト云ナリ曆法ノ精粗ノ事ヲ云ルヲ論者イカニ見誤レルニカ今一度本書ヲヨク見ヨ

○近クハツネノ月々ノ節氣ト天ノ月ニヨル月トヲ正シク合スヿアタハス

（辨）コヽニ云天ノ月ニヨル月トハ是モ晦朔弦望ヲ用ヒタル月次ノ月ノ事ナラムヲ前ニ云四季ノメグリニモツカズテ又月ト云モ空ノ月ニヨルニテ其名ヲ混シテ紛ラハシ次ニ云天ノ月ニヨル月ノカト云モロコシノ十二月ハ天ノ月ニヨル月ヲ以テ定メタルト云皆同シク月次ノ月ノ事ト見エタリ其月ト節氣ノ正シク合ザルハ前ニ云コトク節氣ハ月ノメクリナレハ正シク合スヘキ謂ナシ

（辨）本書ニ天ノ月ニヨル月ト云ヿハ前ニモ度々出テヨク知レタル事ナルヲ論者前ノ事ヲハハヤ忘レタルニヤコヽニ至テマキラハシグニ云ルハイカニソヤサテ月次ノ月ハ月ノメクリ節氣ハ日ノメグリナレハ正シク合ヒガタキハヅノヿト云ハ勿論ノヿ也已ガ本書ニ云ルハコヽノヿナリヨク思フヘシ正シク合スヘキ謂ナクハ合サズニオカムコソ自然ニヨルトハ云ヘケレ曆法ハソノ合ヒガタキモノヲ強テ合サムトスル術ナル故ニ全クハ合スヿヲ得サルナリ今論者ノ詞ニ正ク合スヘキ謂ナシト云ルハ即コレ合スヿヲ得ザルニアラスヤ合スヘキ謂ナクハ何ゾ曆ニコレヲ合セタルヤ

○彼國ニテモ世々ノ暦法ニ年ノ東經トツラノ月ニヨル月トヲ一ツニ合セテ天ノ月ニヨル月ノ方ヲムネトセルハヨロシカラズト云フヿヲ考ヘ出タル人モ出來ヌル

[illegible]此一ツニ合セシナコロシカラスト云考ヘヲモテカノ本ノ方ニメクリカヘルシルシトハイカニゾヤ一向ニ取トコロナシモシヤ是ハ天經或問ニ以十二宮爲定節氣以冬至爲歳首冬至ヨリ冬至ニイタル一歳トシ日ハ日月ハ月ト運行ヲ別々ニス是ヲ天暦トスト云フニ據テノヿナランカ此或問ニイフトコロハ眞理ノ確説ニアラス寔ニ荒唐ノ言トルニ足ラサル臆譯ナリ此眞暦モモシ此天暦ノ名ニ泥ミテ發端セシニハアラサルカ又此本ニカヘルト云モ同書ニ至四千六百十七年子月甲子朔日夜半冬至則日月合璧五星連珠乃七曜暦元ノ第一日也トイフヨリウツリシヿニテハナキカ此年數ハ殷暦ノ立法ニノ前ニ云コトク其暦法ニヨリテ假ニ立タル虚數ナルヲ是モ又或問ノ説ハナハダ誤リナリ本書ハ或問ニヨルカヨラサルハシラネト假寄リタル説ニエニカクハ云ヅ

[illegible]モシ是ハ天經或問ニ云云此事本書ニ云ルトコロハ已レハルカニ先年見タリシ暦法ノ書ニアリシ説ナルヲ思ヒ出テ云ルナリソハ天經或問ナリシカ何ナリシカ其書ハ今タシカニ覺エズサレド彼ノ説ハ面白ク覺エシ故ニ慥ニ覺エ居タル故ニ引出タルナリ其書ハ何ノ書ニモセヨ誰カ説ニモセヨ彼説ハ甚宜ナリ然ルヲ荒唐ノ言取ルニタラストハイカヽ其荒唐トアル譯コソキカマホシケレソノ譯ヲモイハスシテミダリニ荒唐ナリトノミ云テハスマヌヿナリ凡テ此論者ノ云トコロヲ見ルニタヽ己ガ受タルトコロノ暦法家ノ説ヲノミ金科玉條ト信仰シテ自分ノ智見ヲ以テ可否ヲ辨スルヿアタハズソノ家説ニヨシトイヘバヨシト心得アシヽトイヘハアシト心得タルモノニテ一向愚昧ノ料簡ノミナリサレハコヽニ彼説ヲ荒唐ト云ルモ實ニ荒唐ナルヿヲ知リ得テ然云ニハアラズタヾソノ家説ニ從ヒテ云リト聞ユ右ノ説タトヒ今暦法家ニハ取ラストモ予ハ甚面白ク思フヿナリ又天暦ノ名ニ泥ミテ云云トハ然ラズ予ガ云眞暦ハ暦法ノナキ以前ノアリサマヲ思ヒヤリ考ヘテ必ヲ

クノ如クナラデハカナハヌトコロヲ云ナリ何ゾカノ戎人(カラビト)ノ説ニヨラム又本ニカヘルト云モ同書ニ云云コレモ大ニ異ナルヿナリ其辨ハ既ニ上ニ云ルカ如シ然ルニカノ天ノ月ニヨル月ノ方ヲ主トシタルハヨロシカラズト云説ヲ云人ノ出來タルハ予カ云トコロノ本域ニメグリカヘルヘキシルシノソロ〳〵見エソメタルナリ故ニコヽニ引出タリ論者コレヲ天ノ運行ノ本ニカヘルヿト心得タルハ大ニ趣ノ異ナルヿナリヨク〳〵本書ヲ見テ察スベシサレバカノ二萬四千六百十七年云云ナド云ヿハ少シモ似ツカヌヿナルヲ似ヨリタル誤也トハ論者イカニ心得タルコトゾ凡テ予カ云トコロハ尋常ノ暦法家ノ言ニカヽハリタル料簡ニテハ大ニタガフヘシ暦法ナ離レテ見ベキナリ

○カノ國ノ定メニナラヒテソ一年ヲ十二月トハシテソノ月次ヲ四季ニクバリツイデヽ

(難)コハ唐ノ定メニナラフトモ云ガタシソノ定メニナラハヾスグニ天ノ月ニヨル月ナ以テ十二月トスベキヲサハナクテモトヨリノマヽニ年ノメクリニシタガヒテ暦ノ節氣ニ同シトヤサラハ前ニ云立春ヨリ立春ニ及三百六十五日三時ノ年ノメグリヲ十二月ト分クレハ此一月ハ大概全日卅日ト五時ハカリナルヤラムヲソノ全日ニアマリアル故日數ノ定メハナシト云ニヤソノ一月ニ日數ノ定メナクハ何ノ用ニカ一年ヲ十二月ト分ルニモ及フマシ四季ニクバリツイツルニモ及フマジマシテ其月ノ名ナツケラルヽニハ猶及フマジ本ヨリカノ空ノ月ニヨル月トイフヿハアレハソノ月ト別事ナル月次ノ月ヲ定メラルヘキ所以ナキゾ

(辨)此段ハ又本書ヲイカニ見タルヤラム心得ヌ論ナリ此事ハ次下ノ段ニ委ク其由ヲ云ルニ其所マデヲモ見ズシテ論ジタルニヤ甚麁忽ナリ　サテ日數ノ定メナクハ何ノ用ニカタヽムト云ルモ甚事情ニウトキ論ナリタトヒ日數ヲバ定メサレドモ十二月トソリテ其月々ノ名ヲモ定ムレハソレダケノ用ハアルナリタトヘハ本書ニ云ル大道ノ一里塚ノ如シ今論者ノ云トコロハ一町ゴトノ石碑ガアリテコソ用ニハタテ一里塚ハカリニテハ何ノ用ニカタヽムト云ガ如シ一町コトノ石碑ハナク

テモ一里塚アレハソレタケノ用アルニアラスヤ　又空ノ月ニヨル月ト別事ナル月次ノ月ヲ立ラルヘキ所以ナシト云モイトイロカナリ凡テ此論者ハ一々全ク今ノ暦法ノ如クニアラテハ用ニタヽヌモノト思ヒ泥メルナリ上ニモ云ルカノ阿蘭陀國ノ暦ナトヲ此論者ニ見セタラハ一向ニ用ニタヽヌ偽ソト云ナルヘシ

○サテ此月々ノ名トモ皆イトフルケレバ月次ノ定マリシ世ヨリノナルベシ

([illegible])前ニムツキキサラキナト其月々ノ名ヲモ定メラレタリケルト治定シテコヽニ又月次ノ定マリシ世ヨリノナルベシト不決ニ云モ事タカヘリ

([illegible])コレ又臆説ナル論ナリ上ニ決シテ云ルハ月々ノ名ヲ定メラレタルヿナリコヽニ決セスシテ云ルハ今ニ傳ハレル名トモノ事ナリ下ニ傳ハレル所ノ名トモ即チ始メニ定メラレタル名ナリヤ中コロソノ名ハカハリタルヤソレハ決シガタケレハナリイカニ〳〵事タカヘリトハ自分ノ見ヤウノタカヘルナリ笑フヘシ〳〵

□此時ハ月次ヲ定メ月ノ名ヲモツケラレタランニハ暦ヲ用ヒテ一方ノ月ノ一ニシテ日次ヲモ定メラルヘキニサバカリマデハ及ハサリシハナニソサモ久クナレ來ツル事ハタヅキヨク俄ニ改マリヌル事ハタツキアシキナラヒナルヲ神代ヨリ大ラカナルニナレ來ツル世ノ中ノアラタニ日次ナト定マリ月ノ大小ナド云ヿノ出來タラムハ中々ソツラハシクタソキアシカリヌヘシ

([illegible])此時ハ彼國ヨリ暦法イマヽ傳ヘ來ラサルニハ非ルカサラバイヅレノ暦法ヲ用ヒテ一方ノ月ヲ一ツニシ日次ヲモ定メノト・ヘキヤ又月ノ大小閏月ナド云ヿノ出來タラムハ中々ニソツラハシトヤ其後ニテモ暦ヲ用初メ玉ヒシハ大カタ小治田ノ宮ノ御時ヨリノヿナルヘシト次ニ云リ其御時ハソツラハシクリケレヤタツキアシクモアリケルヤ又此月次ノ月モ此定マリノ時マテハナクテモ事タリナムヲ何ノ用ニ定メラレシソコレモ又少シハソツラハシキウキニハアラサルヤ

㊟辨此時暦法ハイマタ傳ハラサレ𪜈既ニ漢籍ヲトリアツカヒタレハ十二月ノ月次ヲ定ムルホトノヿハ出來タルナリサテソノカミ三韓人ノツネニ參リ居タルヿナレハ暦法ヲ用ヒテ日次マテヲモ定メテ宜シクハ三韓ヘ仰セテ暦博士ヲ召テイカヤウニカ定メラルヽヿナレ𪜈ソレマデニハ及ハレサリシハ本書ニ云ル譯故ナリ此所論皆本書ヲイカニ見タルヿゾ心得タカヒアリケニ聞ユルナリサテ小治田宮ノ御時ニ暦法ヲ用ヒ初メタマヒシヿヲ此御時ハワツラハシカラサリシヤナトヽ云ルハ只書籍ノウヘノ理窟ノミニテ甚タ事情ニウトキ論ナリ凡テ何事ニヨラス俄ニ改マルト漸々ニカハルトハ大ニ異ナルモノニテ同日ニハ云カタシ仁徳天皇ノコロト推古天皇ノコロトヲ一ツニ論シテ可ナランヤ　是モ又少シハワツラハシキウチニハアラスヤト云ルハマコトニ然リ少シワツラハシキハ勿論ナリ始テ月次ヲ定メタラン當分ハ少シハワツラハシキヿナキヿアタハズ然レ𪜈漢ブミ渡リ來テヨリハ何事モ彼國ノ事ヲ宜シトオボシメシテ彼ニナラハムトシタマフ故ニ少々ハワツラハシキヲモ忍ヒテ是ヲ定メ玉フナリサレト始メヨリ全クナラヒテハ俄ニシテ大ニワツラハシキニタヘザル故ニソレマデニハ及ハサルナリ是レ必然ノ勢ナリコハ萬事ニワタリテ皆同シ事ゾタトヘハ常ニ身ヲ安逸ニモチテ何事モセスニクラシナラヒタル者ニ俄ニ骨折リノ仕事ヲサセントシテハ力(チカラ)ノ堪ルトコロニアラザレハ先ツ少シツヽノハタラキヲサセテ次第ニソロ〳〵ト骨折ル事ヲモサスレハイツトナクナラヒ來テサノミ堪ガタクモアラザルガ如シ

○此月次ノ月ノ定マリイツレノ御代ヨリトサタカニ知カタケレト暦ヲ用ヒソメ玉ヒシヨリハハルカニ古ヘノ事トコソ思ハルレ

㊟難此月次ノ定マリヨリハ前ハ月次日次モナキヿハ云事ハヨク知テ月次ノ始マリノ知レサルモイブカシマシテ月次ハ定マリテ日次ハ定メスト極メテ云ソイヨ〳〵イフカシ

㊟辨三韓ノ往來ナカリシ以前ハ月次日次ノ定リナカリシヿハ決定ナリサテ月次ノ始マリシハ正シク何レノ御世トハ知レサルヿナレ𪜈雄略天皇ノ御世ニ其月ト云ヿアレハソレヨリ前ニテ若クハ仁徳天皇ノ御時ナラムカト云ヒ何事カアル月次

日次ナカリシヿナ決定ナリト云ソノ譯ハ本書ニ委ク云ルカ如シサテ又月次ハ定マリテモ日次ハ定マラサリシヿモ是又決定ナリ暦法ヲ用ヒスシテハ日次ハ定メカタケレハナリ

○長谷朝倉宮ノ御時引田部ノ赤猪子八十年ノ前ノ事ヲ天皇ニ申セシ某年某月トアルヲ見レハ

(辨)此イフ年モ月モ前ニ美夜受比賣ノ歌ニアラ玉ノ年カ來經レハアラタマノ月ハキヘユクトアル天ノ月ニヨル月ト此イフ月トハ同シキニハアラサルヘサアラハ此サタマリシ月次ノ月ノハヤクヨリ有シト云引證ニハナラヌナリ

(辨)年ノ事ハ論ニ及ハヌ月ノ事ハカノ美夜受姫ノ歌ニヨメル月ハタヽ空ノ月ニヨリテソノ一メクリナル一月トセルノミニテ其一月一月ノ經ユクト云ヿナリ然ルニコヽニ某ノ月トアルハ後世ニ云如ク或ハ正月或ハ二月ナトヽ其月ヲサシテ云ルナレハコレハ月次ノ定マリテノウヘノ詞ナリ月次モ定マリ其月々ノ名モアルニアラテハ昔ノ事ヲ某ノ月トサシテハ云カタシコレラハ辨ヲマタスヨク分レタルヿナルヲ一ツニ心得アヤマレルハイカナル愚昧ソヤ

○甲子ト云ヿヲ用ヒハジメラレシモ同シ御代ナトヨリノ事ナラム

(辨)是モ又前ニ定メタル月次ノ月ノ如ク何ニ用ユルト云ワケモナケレハ實ニ不用ノ事ナルヲ暦ハナクテモ年ト月トノ甲子ハ定メツヘシト云ソイフカシ此甲子ト云ハ暦術ノ標的ニシテ天運モ地位モコレニ憑リテ年ヲ紀シ月ヲ紀シ日ヲ紀シ時ヲ紀スモノナレハ年月ニバカリ定マリテ日次ニ定メサル謂ハナシ

(辨)此段ハアマリニ愚昧ナル論ナル故ニ辨スヘキ標モナキガ如シ年ト月トニノミ甲子ヲ定メムヿモ又カノ前ニ一里塚ノタトヘヲ引テ云ルニテ心得ベシ然ルヲ年月ニノミ定メアリテ日次ニ定メザル謂ナシトハ一向ツマラヌ論ナリ論者例ノ暦術ヲ出出テコト〳〵シク云ヘ𪜈甲子ハ無キ國ニテモ隨分精キ暦法ハアルナレハ凡テ一向ニ無クテモ其通リナルモノナリサレハ是ヲ用ルトテモソノ定ムル人ノ心次第ニテ或ハ年ハカリニ定メテ月日ニハ定メスシテモ其通リナリ或ハ又日次ニモ

時刻ニモ定メテモ其通リニテミナ心次第ニナル事ナリ何ゾ漢國ノ定メニ泥ムベキ然ルヲ定メザル間ナシトハイカナル心得ソヤ此論者ノ云トコロハタトヘハ唐國ニテ人ノ毎日ニ梳フ器物ヲ此方ヘ渡シタルニ此方ノ人ハ一月ニタヽ一度ヅヽ梳ヒテ毎日ハ梳バサルヲ見テコレハ毎日梳ノベキ器ナレハ月ニタヾ一度ヅヽ梳フヘキイハレナリト云テトカムガ如シ笑フヘシ〳〵

○然ルヲ書紀ニハ神武ノ御卷ニ是年也大歳甲寅冬十月丁巳朔辛酉云云トアルヲハジメスヘテ上代ノ事ニモミナ年月ヲシルシ又甲子ニウツシテ日次マテシルサレタルハイトモ心得カタシ

(辨)是ハ上代ニ日次ノナキト押テ定メタル作意ヨリ見レハ心得カタキナリ其年ト云ルハシハラク一ツノ傳ヘニツキテモ定ムヘシ某月ト云ルカノ元ヨリ天ナル月ニヨル月ト云アレハ是モ據アリタヽ日次ノアルナシノヨリトコロハナキヤウナレ𪜈是モ一ツノ傳ヘニシタカフトイハヽイヒモシテムサレ𪜈凡テ暦ノナキ世ニ某月某日ト定ムヘキヨシナト云ハ理ナリマコトニ暦法ニテ大小閏月ヲ定メネハ此云コトク朔ニ月ノメクリ弦トモナリ望トモアリ又年ノメクリモ漸ニ違ヒ冬ト夏トノ行カハリモ出來ナムコハ暦ナクテハ某月某日トイフカラサル證ニハナレ𪜈上代ニ月次日次ノナカリキト云すノが考ヘノサトシニハナラヌナリサハイカニトナレハ前ニモ云如ク上代ニテモイツレノ暦法カハシラネ𪜈皇朝ニシテ大小閏月モ元日ノ賀禮モタシカニアリシハ書紀ニ載ラレシ如クナルヘキヲミツカラノ頑ナル考ヘヲ以テ國史ヲ難スル甚非ナリソノ書紀ヲ撰ハレシハ人皇ヨリ千三百八十年後ナレ𪜈今ヨリ是レハ上ツ代ヘ近シ其書紀ノ後千餘年ノ末ノ世ニアリテ左右原ニ逢ハザル妄説ヲ以テ二千餘年ノ古ヲヘ考ヘ得タリト思フハ假ノ夢ナラムカヨシ夢ナラハ理ノ狂氣トモイフヘキソ

(辨)天ナル月ニヨル月ト云アレハ云云是又アタラヌ論ナリ天ナル月ニヨル月ハ年ノメクリトハ差ヒアレハタヽ年ノメク

リト別ニハ定ムヘケレ𪜈年ノメクリト一ツニ合セテハ暦法ナクテハ定メガタキヿ上ニ云ルカ如シ然ルニ書紀ニ某年ノ某月ヲ年ニ係テ云ルハ心得ヌ暦法ナクテハ年ニハ係ラレヌヿナリサレハ此論暦學者トモ覺エヌ論ナリ　サテ日次ノ事モ一ツノ傳ヘニヨルトイハヽ云モシテントハイカナルヿソヤ暦法ナクテハ一ツノ傳ヘモアルヘキヤウナシ予ガ一ツノ傳ヘニツキテモ定ムヘシト云ルハ年ノ事ナリ上代ノ御代々々ノ年數ハ異ナル説ニアリテ一定シカタケレ𪜈年ノ数ハ其中ノ一ツノ説ニヨリテモ定ムヘシト云ルナリ然ルニ月次日次ハ暦法ナクテハ立テガタキヿナレハ上代ニハ一ツノ傳ヘモ何モアルヘキヤウナシ　サテ又上代ニ月次日次ナカリシト云證ニハナラヌナリト云ルモヒカヿナリ暦法ナクテハ月次日次モ立テラレヌト云ガ何ヨリノ明證ナルヲヤ但シ暦法ナクテモコレヲ立ツヘキ術アリヤキカマホシソノ術ヲモイハズシテミタリニ難ズルハイカニ若シ己ガ云トコロヲ難破セムトナラハ暦法ハナクテモ月次日次ノ定マラルヽ法ノアリヤウ〳〵トタシカニ考ヘオキテコソ難ズヘキヿナレソノ法ヲモ考ヘスシテタヽイツレノ暦法カハシラネ𪜈ナトイフヤウナル譬論タルヿニテ人ノ説ヲケシカムトスルハオホケナシトヤイハン愚ナリトヤイハム又皇朝ノ上代ニ大小閏月モタシカニアリシヤウニイフハ其據ハ何ゾト思ヘハ書紀ノ文ナリ其外ニハ證ナシ書紀ノ文ハモトヨリ予ガ主トシテ疑フトコロナレバ證トハガタシ若シナホコレヲ證ニ引ムトナラバ是又其大小閏月ヲ立テラレシハカヤウ〳〵ノ法ナリトタシカニ其法ヲイハテハイタツラヿナリ書紀ノ文ヲ見ルニ上代ノ月次日次ノ立様全ク漢國ノ暦法ノトホリナリ神武天皇ノ御代ノコロ漢國ノ暦法ノアラムヿ大ニ疑フヘキニアラズヤ然ルニ今ノ論者此大ニ疑フヘキヿヲハ疑ハスシテ返テコレヲ疑フヿヲ難スルハイカナト点ソヤ此事要畧ニモ推古天皇十二年正月朔日ヨリ暦日ヲ用ヒ始メタマヒシト見エタリソレヨリ以前暦日ナキヿ明ニ暦日ナケレハ大小閏月モナカリシヿ明ラカナリ然ルヲ予ガ云トコロヲ妄説トイヒ狂氣ト云ハイサヽカ過言ト云フモノカ

右眞暦不審考ハ尾張國名兒屋人某ノ己カ眞暦考ヲ難ジタル書ナリ今毎條○ヲシルシタル下ハ其不審考ニ眞暦考ノ文ヲ抜出シタルナリ次ニ㊁難トシルシタル下ハ不審考ノ全文ナリ其次ニ㊁辨トシルシタル下ハ今己ガソレヲ辨シタルナリ見ム人ノワカチヤスカラムタメニ今カクハシルシワケツ

宣長

國號考

本居宣長考

大八嶋國

皇大御國の號、神代に二つあり、一ッには大八嶋國、二ッには葦原中國なり、その大八嶋國といふは、古事記に、伊邪那岐命伊邪那美命御合、生子淡道之穗之狹別嶋、次生伊豫之二名嶋、次生隱伎之三子嶋、次生筑紫嶋、次生伊伎嶋、次生津嶋、次生佐度嶋、次生大倭豐秋津嶋、故因此八嶋先所生、謂大八嶋國と見えたり、書紀にも、生淡る次第などは、傳々異なれども、八ッの數は同じくて、由是始起大八洲國之號焉とあり、そもそも志麻とは、周邊りに界限のありて、一區なる域をいふ名なり、然云本の意は、しまるしゞまるせまるせばしなどいふ言と同じきなるべし、これらも、取はなち離れ、界限なくはあらで、界限ありて、こりしまれる意よりいふ言なればなり、されば志麻てふ名も、本はかならず海のみならず、國中にて山川などのめぐれる地にもいへりと見ゆ、そのよしは下條なる秋津嶋のところにいふを見てしるべし、又この大八嶋などいふ名のごとく、いと大きなるにもいへれば、必しも小きをのみいへるにもあらず、但し小くて海の中にあるは、殊にめぐりの界限も炳焉ければ、專さる地のみ一名の如くにもおのづからなれるなり、さて嶋洲などの字をあてゝ書るも、その海の周れる地をいふ一かたにつきてなり、されどこれらの字に泥みて、必もとより海の中なるをのみいひ、又小きをのみいふ名なりとな思ひあやまりそ、凡て皇國の言に漢字をあてたるは、全くあたれるもあり、又かたへは當りて、かたへはあたらざるも多かるを、後ノ世には、たゞひたぶるに字にのみよる故に、言の本の意を誤

るこのみ多きぞかし、さてこの大八嶋の嶋も、海の周りて隔れる一界の國をいへるにて、その例は、書紀の神代ノ卷に、三韓ノ國をも韓鄕之嶋といひ、万葉集の哥には、海をへだてゝは、大和ノ國の方をさしても倭嶋といひ、又此大八嶋をすべても、倭嶋根とよめるなど是なり、さて八嶋としもいふは、海を隔てずて一連なるをば、幾國にまれ一嶋として、その數八ッなればなり、かくてその八は例の彌にて、もとはたゞ嶋の數の多かる意の號なりけむを、やゝ後に八つの意にとりて、その數をとゝのへていひ傳へたるかとも疑はるめれども、古事記にしるされたる八つにて、畿內七道の諸國みな備はり、又他の嶋々は一ッもまじらずして、餘れるもなく足ざるもなければ、本より八ッの數は動かざるにこそ、書紀の傳々には、此內に他の嶋々もまじれゝば、八ッの數動けれども、古事記の正しきにつきて定むべきなり、さて此號は、外國に對はず、ひとりだちて天の下を統言號なり、八千矛神の御哥に、夜斯麻久爾とよみたまひ、倭建命の御言に、吾者、坐纏向之日代宮所知大八嶋國、大帶日子淤斯呂和氣天皇之御子とのりたまひ、孝德天皇の詔にも、現爲明神御八嶋國天皇とのり給へり、公式令の詔書式にも、朝廷の大事に用ひらるゝ詔には、明神御宇大八洲天皇詔旨、とのりたまふと見えたり、

葦原中國　水穗國をも附いふ

葦原ノ中ッ國とは、もと天つ神代に、高天原よりいへる號にして、此御國ながらいへる號にはあらず、さて此號の意は、いといと上つ代には、四方の海べたはことごとく葦原にて、其中に國處は在ッて、上方より見下せば、葦原のめぐれる中に見えける故に、高天ノ原よりかくは名づけたるなり、かれ古事記書紀に、此號はおほく天上にしていふ言にのみ見えたり、心をつけて考ふべし、その中に此御國にていへるも、いと稀にはなきにしもあらざれども、そは御孫命の天降坐て後には、此御國にても、もと天上にありていひならへる號をもて呼べることも有しよりおこれるなり、さてしかおもの海邊のことごとく

に葦原なりしことは、續後紀に、仁明天皇の四十の御賀に、興福寺の僧等の獻れる長歌に、日本乃、野馬臺能國遠、賀美佐波能、宿那毘古那加、葦菅遠、殖生志川々、國固米、造介牟與理、云々、とよめる、此事今傳はれる古書どもには見えざれども、かくよめるは、必そのかみ據ありけむ、さればもこそ、大穴牟遲少名毘古那二柱ノ御神の、國造堅めために、殖生ノ遡らしたまへるなりけり、かくて中昔のころまでも、海の渚には、いづくにも葦の多かりしことは、世々の哥どもに見てもしるべし、さて此葦原ノ中ツ國てふ號には、くさぐさ説あれども、皆古への意にかなはず、そのわろき由は、ここに論はむもわづらはしければ、もらしつ、

又これを豐葦原之水穗國ともいへり、豐は美稱にて、大八嶋の大のたぐひなり、そは此ノ國號へすべて係れり、葦のみにかけて云にはあらず、葦原は上件にいへるが如し、水は字は借字にて、物のうるはしきをほむる言にて、これは穗をほめたるなり、書紀に瑞ノ字を書れたるはあたらず、彼字につきて、祥瑞などの意となもひまがへそ、穗は稻穗をいへり、葦のにはあらず、凡て稻穗をたゞに穗とのみいへるは、万葉に秋穗などもいひ、書紀に、天照大御神ノ勅曰、以吾高天原所御齋庭之穗ヲ、當ニ御ス於吾カ兒ニとあるがごとし、さて皇國は、萬ッの事も物も、異國にはまされる中にも、稻は殊に萬ッ國に比ひなく、はるかにすぐれて、いと美好きこと、神代よりかくのごとく深き由緒のありて、今に至るまでとことに此地國の名に負へるたふとさ、いふもさらなるを、天の下の諸人、かくめでたき稻をしも朝夕に給べながら、皇神の御恵をおほろかに思ひなすべきわざかは、そもそも人は命ばかり重き物はなきを、その命を續てながらふることは、もはら稻の功にしあれば、世にこればかり重く貴き寶は何物かあらむ、その稻のかばかりすぐれてめでたきにも、皇國の萬ノ國にすぐれて、尊く貴きことはいちじるきものぞ、

夜麻登 秋津嶋をいふ

夜麻登といふは、もと畿内なる大和ノ國の名なるを、神武天皇此國に大宮しきませりしよりして、後の御代〳〵の京も、みな此國内なりけるが故に、おのづから天の下の大名にもなれるなり、さて此名は、饒速日命のあまくだらし、時に、虛空見倭國といへる古語ありて、神代よりの名なり、又それよりさきに、八千矛神の御哥に、やまとの一本すゝきとあれども、そは此國の名をよみたまへるにはあらじとぞおもふ、又書紀の神武ノ御卷の末に、昔伊弉諾尊目ニ此國一曰、日本者浦安國、細戈千足國、磯輪上秀眞國一とも見えたり、かくて神武天皇は此國に宮しきましけるによりて、神日本磐余彥尊と大御名を稱へ奉れり、然るをかへりて、此大御名より起りて國の名ともなれりといふは、いみしきひがことなり、又或説に、夜麻登といふは、神代より天の下の大名なりしを、神武天皇の御代よりして、わきて帝都の一國の名にもなれるなり、其故は、此天皇ノ御卷に、皇輿巡幸、因登ニ腋上嗛間丘一、而廻ニ望國狀一曰、姸哉乎國之獲矣、雖ニ内木綿之眞迮國一、猶如ニ蜻蛉之臀呫一焉、由レ是始有ニ秋津洲之號一也、昔伊弉諾尊目ニ此國一曰云々、とある秋津洲と浦安國も、みな天の下の大名なれば、夜麻登もはやく伊邪那岐ノ命の御時より大名と聞え、又神代紀に迺生ニ大日本豐秋津洲一と見え、又狹野尊云々、後撥ニ平天下一奄ニ有八洲一、故復加號曰ニ神日本磐余彥尊一などゝある、これらみな神代より天の下の大名なりしおもむきなりといへるは、みな誤りなり、まづかの秋津洲も、大和の國内の地名なり、天の下をすべいふにはあらず、そは廻ニ望國狀一とあるにても知べし、いとも廣き天下の形狀は、嗛間丘より一目にはいかでか見わたしたまふべき、又内木綿之眞迮國とのたまへるも、狹き國といふ事なるをおもふべし、猶此地の事は、下に別に委くいふべし、又浦安國といふも、一國のことなるを、釋日本紀などにも、天の下の大名として說たるはひがことなり、大和は海なければ、浦安とはいふべからずと、疑ふ人もありぬべけれど、浦は借字にて、うらさびしうらがなしなどのうらの意なり、万葉十四の卷に、うらやすにさぬる夜ぞなきなどよめるにてもしるべし、また生ニ大日本豐秋津洲一とあるは、天の下の大號にもなりての後の世よりいへ

る語にして、神代の當昔の言にはあらず、秋津洲といふ號も、上に見えたるごとく、神武天皇の御代より始まれるにてさとるべし、そも〳〵神代より、大八嶋國葦原ノ中ッ國などいひしに、此號をあげずして、生二大日本一としもいへるはいかにといふに、かの二つの號は、八洲を惣たる大號なるに、これはそのうちの七洲をのぞきて、一洲をいふ所なればなり、かくて此一洲の大號は別になき故に、しばらく大日本とはいへり、夜麻登は一國の名なるが、天の下に大號にもなり、又一國の内にて、わきて京師をさしてもいひて、廣くも狹くも用ひらるゝ號なるが故なり、そは筑紫といふも伊豫といふも、一國の名なるを、九國四國の大名にもして、筑紫洲伊豫之二名洲などいへる例に同じ、又狹野尊とある文のさまは、天ノ下の大號を取て神日本磐余とは稱へ奉れるごと聞ゆめれど、然にはあらず、これも皇京しき坐る國の名をとれる大御名なり、かゝれば夜麻登といふは、本よりの大號にはあらず、一國の名より轉れること疑ひもなし、すべてもとは狹き名の、後に廣くなれる例おほし、出羽加賀なども、もとは郡の名なりしを取て、國の名とはせられつること國史に見え、そのほか駿河ノ國駿河ノ郡駿河ノ郷、出雲ノ國出雲ノ郡出雲ノ郷、安藝ノ國安藝ノ郡安藝ノ郷、大隅ノ國大隅ノ郡大隅ノ郷なども、もと郷名なるが郡の名にもなり、郡の名より國ノ名にもなれりと聞ゆるをや、書紀の崇神ノ御卷の哥に、椰麻等那殊於朋望能農之能る大物主神は、天ノ下を經營成たまへりしかば、此椰麻等は大號のごとく聞ゆれど、こはたとへば後ノ世の語に、日本一の剛の者といふなる日本は、皇國のことなれども、意はおのづから天地のあひだにならびなき剛の者と聞ゆるがごとくにて、古ノ大和の京の時は、その一國の名をいひて、おのづから天の下の事にもなれるにて、猶天ノ下をすべいへるにはあらず、さればこれは、意は天ノ下をいへるなれども、言はなほ一國の夜麻登なり、かくてやうやくうちまかせたる大號にもなれりと見えて、古事記に、仁德天皇日女嶋に幸せる時、其嶋にて雁ノ卵をうめるを、建内宿禰命に其事とはせたまへる大御哥に、たまきはる、内のあそ、汝こそは、世の長人、そら見つ、やまとの國に、鴈子産と、きくや、これに答へ奉れる

哥にも、そらみつ倭の國に、鴈子產と、いまだきかず、とよまれたり、日女嶋は津ノ國にあり、書紀には二首ともに、秋津嶋やまとゝ有て、地も河内ノ國茨田堤に鴈產とあり、いづれにまれ大和の國内にはあらず、又鴈の產むことは、すべて皇國にてはめづらしければ、此ノ夜麻登はまさしく天の下の大號なり、さて一國の名をもて天ノ下の大名とする事は、もろこしの國にても代々の例なれば、夜麻登もかれにならへるかと、疑ふ人あれども、仁德天皇の御世に、はやく御哥にもよませたまふばかりいひなれつる事なれば、いかでか然らむ、そのかみかの國籍は、既に渡りまうで來つれども、かの國の事を然ばかりならひたまふことは、いまだあらざりき、然るに萬の事、かの國のふりをならふことになれる後の世の心をもて見るから、神代より有ノ來つる事どもをすら、皆かれにならへるかとはうたがふなり、かならずしもならはざれども、こゝとかしこと、おのづから心ばへの相通へることも多かりかし、

夜麻登といふは、もと山邊ノ郡ノ倭ノ郷より始れる名なりと、くはしく師の万葉考ノ別記に見えたり、これにあまたの論あり、まづ此倭ノ郷は、和名抄には、城下郡大和於保夜末止と見えたるを、神名帳には、山ノ邊ノ郡大和坐大國魂神社と有て、郡のたがへるを、師は城ノ下ノ郡に入れるを、後の事なりといはれつれども、はやく續紀の天平寶字二年の文にも、城ノ下ノ郡大和神山とあれば、もと城ノ下ノ郡なりしが、後に山ノ邊ノ郡には入れるなるべし、かの御社今も新泉村といふに在て、山ノ邊ノ郡なり、すべて和名抄は後に出來つれども、諸國ノ郡郷の名は、奈良朝のころしるせる物によりて、そのまゝを擧たりと見ゆれば、かへりて神名帳よりはふるきこともあるなり、さて又此郷を紀などには、やまとゝのみいへるを、和名抄に於保夜末止とあるは、今の京になりての唱へなるかといはれつれども、垂仁紀に大倭直と見え、右の續紀の文にも大和とあるをや、一國を大和といふから、此郷の名にも同じく大てふ言を加へたるなり、さて夜麻登といふはもとかの郷より始まりて、後に一國の名にもなれりといふは、上に引る諸國の例ども、おほかれば、まことに論なきがごとし、然れども猶

よくりるに、此名はもとより一國の名なるを、かの郷ノ名は、後に倭ノ大國御魂神の鎮座るによりて、とり分て一國の名を負せて、その郷をも倭とはいふなるべし、今の世に伊勢の國内にても、大御神の宮のべの里をさして、殊に伊勢といふと、同じ心ばへなり、他所にも此例猶有べきなり、然るに書紀ノ神武ノ御卷に、以二珍彦一爲二倭ノ國ノ造一とあるは疑はし、其故は、まづ此倭は國のいはれつるごとく、倭ノ郷の事なり、然るにかの大國魂ノ神は、もと天皇の大殿の内に祭りたまへりしを、崇神天皇の六年に、始めて他所にはうつして祭りたまひ、同七年に、市磯長尾市てふ人を、神主としたまへり、又垂仁ノ御卷に、一ッの傳へをあげていはく、是時倭大神著二穗積臣遠祖大水口宿禰一而誨之曰云々、時天皇聞二是言一、則命二中臣連祖探湯主一而卜之、誰人以令レ祭二大倭大神一、即渟名城稚姫命食レ卜焉、因以命二渟名城稚姫命一、定二神地於穴磯邑一、祠二於大市長岡岬一、然是渟名城稚姫命既身體悉痩弱、以不レ能レ祭、是以命二大倭直祖長尾市宿禰一令レ祭矣、とあり、かゝれば此大國魂ノ神の倭ノ郷に鎮ノ座るは、崇神垂仁の御世よりなれば、神武の御代に倭と云ノ郷ノ名はあるべからず、もし此崇神の御代より前に、はやくその名ありなば、祠ノ於倭邑などあるべきに、さはあらで、定ノ神地於穴磯邑一、祠ノ於大市長岡岬一とあるは、いまだ倭てふ郷ノ名はあらざりし故なり、穴磯大市はともに、後には城ノ上郡に入れしかども、此わたり城ノ上城ノ下山ノ邊三郡ノ堺にかゝるところなれば、そのかみは大名を穴磯といひて、そのうちなる大市の地も穴磯といひけむを、其大倭ノ大神の鎮ノ座る故に、その地に倭ノ郷とは名づけたりけむ、さてかの長尾市宿禰は、其氏族にこそあるに、かの宇豆彦は彼處にて、倭ノ國ノ造の祖なり、然れども此長尾市の世は、いまだ倭ノ國ノ造といふ職にもあらず、その姓にてもあらずと見えて、垂仁ノ御卷三年七年廿五年のところに見えたるに、みな倭ノ直ノ祖とのみ有て、直に倭ノ直とも國ノ造とも見えたることはなし、履中ノ御世に至りてぞ、此氏はじめて倭ノ國ノ造とは見えたる、然れば此氏の倭ノ國ノ造といふになれるは、かの長尾市宿禰の、大倭ノ大神を祭る神主となりてのうへ、其後のことなりけむを、書紀に珍彦を倭ノ國ノ造とすとあるは、子孫の

國號を始祖ノへもさかのぼしてかたり傳へたるを取て記されたるものなるべし、抑神武天皇の御代には、道臣ノ命大久米命などこそ、功最大きなるを、此臣たちすら、居ニ于築坂邑ニなごゝのみありて、その國ノ造こしたまふ事は見えざれば、ましてつぎ〳〵の人どもをや、但しかの長尾市ノ宿禰も、いやしからぬ臣こは聞えたれば、始祖珍彦の世より、かの長岡岬のあたりの地を賜りて、相傳へてはありけむ、長尾市てふ名も、長岡岬てふ地ノ名によれりこ聞えたり、さて倭ノ大神こ申すは、大倭一國の國御魂神に坐故の御號にして、鎮ノ座る地名によれる御號にはあらず、故崇神垂仁の御世のころ倭こふ郷ノ名はいまだ聞えざれども、此神の御號はもとより有しなり、さて郷ノ名の倭は、仁徳天皇の大后石姫命の御哥に、始めて見えたり、なだて山、やまこをすぎ、こあるこれなり、さて又藤原ノ御井の哥に、日本の青香具山こいひ、また吉野宮ノ時の哥に、倭には、鳴てか來らむ、よぶこ鳥、云々こいへるも、こもに大和の國内にして、さらに倭こいへるは、かの山ノ邊ノ郡のやまこを、藤原ノ都のあたりまでも冠らせいひなれしなりこいはれつるも論あり、都の名なここそ、かたはらの郡までも及ぼしていふべけれ、かへりて隣ノ郡の郷ノ名を、何の由にかは都あたりまで冠らせいふべき、もしまた藤原ノ都あたりまでも倭ノ郷の内なりこせば、同じ倭ノ郷の内にしてさらにやまこゝいはむは、倭ノ國内にしてさらにやまこゝいはむも同じ事ならずや、さればこれも、かの伊勢こいふ例こ同じ心ばへにて、同じ倭ノ國の内ながらも、殊に京師のあたりをさして、倭こはいへるなり、香具山は、藤原ノ都の東ノ方にならびていこ近し、吉野にてよめる哥も同じ意なり、かゝればこは万葉考の說はわろくて、冠辭考のしき嶋の條に、一國の名を都に負せていへるなり、こいはれつるかたぞ宜しかりける、夜麻登こいふ名の意は、萬葉考の一つの考へに、此國は四方みな山門より出入れば、山門國こ名を負るなりこ有て、そのよし委くしるされたり、此說ぞ宜しかるべき、又己が考へあり、そはまづ書紀ノ神武ノ御卷に、天皇の御言に、此國の事を、聞ニ於鹽土老翁曰、東有美地、青山四周云々こ見え、又大己貴命は、玉墻内國こ曰けたまひ、又古事記倭建命の御哥

に、夜麻登波、久爾能麻本呂波、多々那豆久、阿袁加岐夜麻、碁母禮流、夜麻登志、宇流波斯、ことよみたまひ、又石比賣命の御哥に、袁陀弖夜麻夜麻登云々、ことよみたまふ、此比賣命の御哥なるは、かの倭郷をのたまへるなれども、袁陀弖夜麻といふは、一國の倭によれる枕詞にて、楯を立並べたる如くに、山のめぐれるをのたまへるなり、右の件の古言どもみな、此國は山の周廻れる中にあることをいへるなれば、夜麻の山なることは論なし、登にはふたつの考へあり、一つには、登は處にて、山處の意なるべし、處を登とのみいへるは、古事記に伏處寐處寢處井處眠處足處などの例のごとし、又止ノ字を古く登と訓むこと、書紀の私記に、古語謂二居住一爲レ止とあり、字書にも、居共住共注し、説文に處ノ字を止也と注し、玉篇に、處ノ字を居也と注したるなどをも思ふべし、二つには、登は都富の約まりたるにて、山都富なるべし、都は例の之に通ふ助辭、富ノ字は假字にて、すべて物につゝまれこもりたる處をいへる古言なり、されば是又山のめぐれるよしをもて負へる名なり、そのよしを委くいはむには、應神天皇の、葛野に望坐てよませたまへる大御哥に、知婆能、加豆怒袁美禮婆、毛毛知陀流、夜邇波母美由、久爾能富母美由とあるは、葛野のあたりは、今の平安京の地なれば、山のめぐりてつゝみたる中に在て、山代國の眞國なるをもて、國の富とのたまへるなり、さてこれに、かの倭建ノ命の御哥に、夜麻登波、久爾能麻本呂波云々、阿袁加岐夜麻、碁母禮流、夜麻登云々、とある御哥を合せて見べし、麻本呂波の麻は眞、呂波は助辭にて、これも久爾能富なり、又書紀には此御哥を、景行天皇の大御哥とし、麻本呂波を、摩保邏摩とありて、釋紀に私記曰、師説曰、摩ハ之訓太乃毛乎爲、保羅摩ハ也、摩ハ眞也、言鳥腋羽乃古止久掩藏之國也、案眞區也、今俗謂保呂羽是也云々、今案、大和國者四周之山襞美也といへる、これも山の周廻れる中につゝまれこもりたるよしなり、但し鳥腋羽乃古止久といへるは、いさゝかたがへるか、かの羽は腋へてまほらとはいふにはあらず、それも鳥の保羅羽も、翅の内につゝまれこもれる羽といふ意にて、羅は助辭なるべければ、保といふ言の意は同じきなり、又古言に、ふゝまるはゝまる、又

ふほごもりなどいへるも、布と保とは通ふ音にて、含まれこもれる意、また懐も、今伊勢人などは卽ふほところともいひて、これも衣につゝまれこもれる所をいふ、中昔の言に山ぶところといへるも、人の懐にたとへたるにはあらず、ただ山にこもれる地といふ意なり、又書紀ノ神武ノ巻に此倭を、秀眞國とほめたまへるよし見えたる、此秀も同じ意なるに、秀ノ字をしも書れたるは、上に引る古言どもにみな此國をば、山のめぐれるを以て美稱へて、勝れたる事にいへれば、おのづから此字の意にも相通ふなり、されど言の本の意は、浪秀などの秀とは異なれば、此字の意にはあらず、然るを契沖などか、かの摩保邏摩、又萬葉集の五の巻九の巻十八の巻などに、國之麻保良とよめるなど、みな眞秀の意なりとして、かの私記の説を、おぼつかなしといへるは、中々に考への至らざるなり、かの萬葉の哥どもなるは、山のめぐれる意にもあらず、又眞秀の意にもあらず、たゞ國といへるまでにて、麻保良はいと輕くて、意なきがごとく聞ゆめるは、上つ代よりいひなれたる言の、意の幾重も轉り變れる物なるべし、又眞原の意ぞといふ説も、かの應神天皇の大御哥に、富とのみよませたまへるにかなはず、すべてかゝることは、そのもとをよく考へ明らめて、末の轉れる方にはなづむまじきわざなるをや、三つには、登は、宇都の宇を省き、都を通はしいへるにて、山宇都の國なるべし、かくてその宇都は、うつほ無戸室などの宇都ならむかとも思へども、なほ内といふことなるべし、古へに内を宇都といへる例多し、其中に万葉の哥に、垣内とあるは、垣都とも書て、假字に可伎都とあると同じければ、然訓べきことしるし、今ノ本にかきうちとよめるはわろし、さればこれ、内をうつといひ、その宇を省けることをも兼たる例なり、さて今ノ世に、垣内と書て加伊登と唱ふる地ノ名、ここかしこにあるは、加伎都の轉れるにて、字は本のまゝに昔傳へたるものなり、これ又宇都の都を登ともいふべき例なり、なほ都と登と通ふ例もつね多き中に、上に引る應神天皇の大御哥には、葛野を加豆怒とよみたまへるに、和名抄などには加止乃と見え、參河ノ國の郷ノ名の磯泊を、和名抄には之波止としるし、萬葉に高圓を高松ともおほく書るなどは、ことに

近し、さてかの青牆山ごもれるこあるこ、玉牆内國こあるこを思ひ合せて、山内國こ名つくべきここをさこるべし、玉牆内國こは、玉牆を造りめぐらしたらむ如くに、山の周れる内なる國こいふ意なればなり、上件師の山門の說こ、已が此ノ三つの考へこのうち、見む人心のよらむかたをこりてよ、此國の名には、古へよりこりどりの說ごもあれごも、みなよろしからず、一つ二つ論はゞ、まづ書紀ノ私記に、天地剖判、泥濕未ㇾ乾、是以栖ㇾ山往來、因多蹤跡、故曰山跡、山謂之耶麻、跡謂之止、又古語謂居住爲ㇾ止、言止住於山也こいへるは、もこより天ノ下の大號こ見ていへる說なれば誤りなり、また泥濕未ㇾ乾などいへるみな、ふるくより山跡こ書ならへる文字につきて、おしはかりに設けたる妄說なり、泥濕の乾ざりし事も、山に住し事も、古書に見えたるここなし、書紀ノ神代ノ卷に、古國稚地稚などいへる事はあれごも、これは國も人もいまだ出來ぬさきの事なれば、山に住などいふべき時にはあらずかし　然るを契沖が、此名をもこ一國の名こ見て、和州にかぎりて泥濕のかわかざるべきにあらずこいひて、此私記の說を取ざりしは、さる事なるに、なほ山跡の字になづみて、和州は四面みな山なれば、往來の跡山におほかるべしこいひて、萬葉集におほく山跡こ書るなごを證に引るは、ひがごこなり、山に往來の跡のおほからむからに、國の名に負べくもあらず、もし山に住こならば、猶さもいふべけれご、その說をこらざるうへは、跡の意はいはれず、すべて古へは字の義にはかゝはらず、國の通へば、いづれにまれ借て書る例おほかる中に、地ノ名などはここに借字のおほかるを、契沖などは、猶文字になづみ世間のくせのうせざりしぞかし、さて又萬葉考の、かの倭ノ鄕を名の本こせられたる說に、大坂門木門などの如く、上つ代に此鄕より東へ越る山門有て名づけつらむ、こいはれつるは、從ひがたし、其故は、大和ノ國こそまことに四方みな山門より出入れば、其說いはれたれ、かの鄕のあたりは、然いふべき地のさまにもあらず、又さる古き證もなくして、たゞ上つ代に東へこのる山門ありて名づけつらむこは、みだりなればなり、おしてかくいはゞ、山近き地は、何處にても然いはるべし、その

へかの鄕の名を本とするは、いかゞなることと、上に委くいへるが如くなるをや、又或人の說に、大和は伊駒山の東南なる國なれば、山外の意なり、かの山の北なる國を山背といふにてしるべし、といへるもわろし、東南を外といふべき由なく、山背てふ國ノ名も、伊駒山によれるにはあらず、かれは大和を主として、その北の方の山の後なるよしなり、されば山背に對へては、倭は山内とこそいふべけれ、外とはいかでかいはむ、そのうへ外といひては、かの青垣山ごもれるなどおほくある古證どもにもそむけり、又倭は、北なる奈良坂の方のみ山低くして開けたるをもて、山門國といふ、といへるも心得ず、かの師の考への如く、四方みな山門より出テ入ラむにこそさは名づくべけれ、その中に一かた山低きにつきて山門といはむは、似たる事ながらいたく違へる物をや、又或說に、伊弉諾伊弉冉尊の大八洲を生ます時に、始めに大日本豐秋津洲を生坐る故に、やまとは八洲本といふ意の名なりといふは、七洲を除きていへる大號につきていへるなれば、かなはず、そのうへ八洲を生ませる次第も、古事記には、大倭は終りなるをや、又契沖が說に、釋名に山產也、產生萬物也といへるを引て、嘉號なる故に天ノ下の惣名に用ひらるゝよしいへるは、古への意にあらず、後に萬の事學問ざたになりての世にこそ、諸國郡鄕ノ名など、好字を着よ嘉名を取れなどいふことも有リつれ、夜麻登といふが天の下の大號になれるは、上つ代よりのことなれば、さるさだあるべくもあらぬをや、

秋津嶋は、古事記に、大倭帶日子國押人命、坐葛城室之秋津嶋宮治天下也と見え、書紀にも此御卷に、二年冬十月遷都於室地、是謂秋津嶋宮と有て、もと此孝安天皇の都の地名なり、かの神武天皇の、猶如蜻蛉之臀呫と詔へりしは、卽チ此地のことにて、かの大詔より起れる名なり、腋上も嗛間丘も室も、みな相近きところにて、大和ノ國葛上ノ郡なり、さて孝安天皇の百餘年久しく敷坐りし京師の名なるから、秋津嶋倭とつゞけていひならひ、その倭に引れて、つひに天の下の大名にもなれることは、師木嶋と全同じ例なり、次に委くいふを合せ見べし、然るにかの神武天

皇の國狀を御覽して、蜻蛉の臀呫せるか如しとのたまへるを、或は天の下のことゝし、或は大和一國の事とするから、此秋津嶋てふ名をも、然心得められども、然にはあらず、國狀とあるにつきては、なほ疑ふ人もありぬべけれど、古へ後に都などになれるほどの地をも、某國といへる、常のことなれば、なにごとかあらむ、さて雄略天皇の吉野に幸行し時に、虻の御腕を咋たるに、蜻蛉飛來て、その虻を咋ける時の大御哥に、手こむらに、虻かきつき、其あむを、阿岐豆はやくひ、かくのごと、名に負むと、そらみつ、倭の國を、阿岐豆嶋とふ、とよませたまひ、それより其地を阿岐豆野と名つけられし事、古事記に見えたり、此御哥の意は、古へより此倭ノ國を秋津嶋といふことは、今かくの如く、其名に負て蜻蛉か功あらむとてなり、ことはなしにまへるなれば、秋津嶋の事にはあづからず、然るを書紀には、此御哥の詞、はふ虫も、大君に、まつらふ、汝がかたは置む、秋津嶋倭とあり、是はすなはち汝が名におへる此秋津嶋倭ノ國に、形をのこしおきて、此地を蜻蛉野と名づけむ、とのたまふ意なるべし、されどこはよくせずば、此時の蜻蛉の功によりて、國ノ名を秋津嶋と名づけたまへること聞えし、まぎれぬべし、さてまた秋津の津は、古事記書紀萬葉など古書にあまた出たる、假字には皆阿岐豆と、濁音の豆をのみ書て、清音の假字書るは一つもなし、後ノ世に清てよむは訛なり、虫の名も同じ、又この嶋を洲とも書るにつきて、阿岐豆須ともいふは、ことにひがことなり、洲ノ字は須に用るはつねのことなれども、秋津洲のこと然いふことは、何もなくことわりもかなはぬことなるをや、さて又海なき地に嶋といふ名のあることは、志麻とは、もとは必しも海の中ならねども、山川などにまれ、周れる界限のある地をいふ名なること、始にいへるが如くなれば、此秋津嶋なども、山のめぐれるをもていふなり、蜻蛉の臀呫せるが如しとのたまへるも、青山のめぐれるよしなるを思ふべし、またそのあたりを室といひしも、さる山にてつけたる名にやあらむ、猶他にも例多し、書紀に、越國を大八洲の一つにとりて、越洲といへるも、海は隔たらねども、彼ノ國は、いづくよりも山を隔てゝ、別に一區なるが如くなればなるべく、筑紫の

宇佐ノ宇佐ノ嶋とあるも、山川などのめぐりて、一區の地なる故なり、又應神天皇の都は、大和ノ國高市ノ郡の輕といふ所なるを、輕嶋といひ、欽明天皇の都は、師木といふ所なるを、師木嶋といへるなども皆同じ、此ノ餘にも諸々の國々に、某嶋といふ地ノ名のおほかる、多くは此例にてぞつけつらむ、その中には、かならずいちじるき界限はなき地をも、ところに一區としめ定めて、名づけたるも有リぬべし、それもなづくる意は同じ事なりかし、

師木嶋は、古事記に、天國押波流岐廣庭ノ命者、坐二師木嶋大宮一治二天下一也と見え、書紀にも此御代の卷に、元年秋七月丙子朔己丑、遷二都倭國磯城郡磯城嶋一、仍號爲二磯城嶋金刺宮一と有て、もと此欽明天皇の都の地ノ名なるを、萬葉集の哥どもに、しきしまのやまとの國とよめり、抑かくのごとくしきしまのやまとゝつゞけいへる意は、もとは大和一國をさしてにはあらず、京師をさしてやまとゝはいへるにて、しきしまの都といはんが如し、かの萬葉の哥に、やまとには、鳴てか來らむ、よぶこ鳥、とよめるやまとも、殊に京師をさしていへると同じ、又かの秋津嶋倭とつゞけいふも、もはら同じくて、本は秋津嶋の京といはむがごとし、さればその秋津しまも師木嶋も、共にみな京の名をいへるにこそ、國の名にはあらず、これらもし一國のことならば、倭の秋津嶋、倭のしきしまとはいはではことわりかなはず、さて本はいづれも右のごとく、京師をいへるなれども、かくつゞけなれては、やがて一國の倭にも轉して、秋津嶋やまとの國とも、しきしまの倭の國ともよめるは、枕詞のごとくにもなれるなり、さてまた轉りて、萬葉十九ノ卷に、立わかれ、君がいまさば、しき嶋の、人はわれじく、いはひてまたむとよめるは、大和ノ國をやがてしき嶋といへるなり、こはかの奈良を青によし、難波をおしてるとのみいへるに似たり、さてまた倭にひかれて、つひに天の下の大號の如くになれることも、秋津嶋ともはら同じ、又哥の道をしきしまの道といふは、大號より出て、又轉れるものなり、さて此師木嶋てふ名の起りをとくに、崇神天皇と欽明天皇と二御代の都を兼ていふは誤リなり、其故は、すべてかゝることに、古へを考へ合せていふは、物しり人の

うへのわざにこそ有れ、世間のなべての人は、たゞ何となく、さしあたりたる事よりこそはいひ出る物なれ、古へを思ひていふものにはあらず、されば京をしき嶋といふも、たゞ欽明天皇の御時にいひならへる、當時の京の名を、他京にうつりて後も猶云へるが、おのづからなべての京の稱のごとなれるなり、たとへば、もろこしにも唐といへるが、後々の代までかの國の名になれる、それもたゞ李姓の唐よりいひならへるにこそあれ、古への唐堯の唐をもかねていふにはあらざるがごとく、これも古への崇神天皇の京までを思ひていひならへるにはあらず、もしまたはやく崇神天皇の都よりいひ出たりとならば、後の欽明天皇の都までを待べきにあらずかし、

又かの伊邪那岐ノ命の詔へりし稱辭どもの意、浦安國は、上にいへるが如し、細戈千足國とは、細戈は知の枕詞にて、細は戈をほめたる詞なれば、久波斯と訓べし、知とつゞく意は、玉矛の道といふと同じ、道も美は御にて、添たる言なれば、枕詞はかならず知へ係れり、さるは古へ戈の柄に、知といふ處の有しなるべし、凡て手に取て引擧べき料に付たる物を、知と云例多し、今も幕などに乳と云ものこれなり、されば戈にても、取ッ持ッところを然はいへるなるべし、さて枕詞よりつづきたる意は、此知てふ言のうへのみにて、千足の意は別なり、そは上に引る應神天皇の大御哥に、毛々知陀流、夜通波毋美由とある、知陀流これなり、此事は古事記傳に委くいへれば、こゝにははぶきつ、磯輪上秀眞國とは、磯輪上は、これも枕詞とは聞えたれども、いかにいへるにか、いと心得がたし、されど強ていはゞ、磯輪は磯にて、波をいへるか、古今集なる壬生ノ忠峯が長哥に、立浪の、浪の數にや、おほゝれむとよめるも、もしくはもとより、浪を數ともいへる事の有し故にや、と具はるればなり、もしさもあらば、上は浪の立のぼるなり、かくいふこゝろは、浪のたつを波の秀といふこと、書紀万葉などに見えたれば、波立のぼる秀といふ意につゞきたるなるべし、故上をもしばらく能煩流とは訓つ、それはこゝろみにいへるばかりなり、なほよく考ふべし、さてこれも、枕詞よりつゞきたる意は、右の如くにて、秀眞

國の意は然らず、その秀の意は上にいへり、かくて此三つは、たゞ畿内の大和ノ國をほめて、かくのたまへるのみにて、まさしき國ノ名にはあらず、故書紀に目之と書れたり、さればいふまでもあらず天の下の大號にもあらねども、倭のおなじにいさゝかこゝには擧つるなり、

倭の字

倭の字は、もろこしの國よりつけたる名にて、その始めて見えたるは、前漢書ノ地理志に、東夷天性柔順、異於三方之外、故孔子悼道不行、設浮於海、欲居九夷、有以也夫、樂浪海中有倭人、分爲百餘國、以歳時來獻見云、といへる是なり、その後の書どもにも、みなかく倭人といひ、又はぶきて倭とのみもいへり、さて倭とは、いかなる意にて名づけつるにか、その由はさだかに見えたる事はなけれども、かの漢書に、東夷天性柔順と書出して、有倭人とつらねいへるを思へば、班固が意は、説文に、此倭ノ字の本義を、順貌と注したると同じくて、柔順なる故に倭人とはいふと心得たるごとく聞ゆめり、されどそれも字につきてのおしはかりなるべし、また皇國の舊説に、此ノ國之人、昔到彼國、唐人問云、汝國之名稱如何、自指東方答云、和奴國耶云々、和奴猶言我也、自其後謂之和奴國也、と釋日本紀元々集などに載られたれども、これも信がたき説なり、そのゆゑは、まづ倭奴國といふ名は、後漢書にはじめて見えて、倭ノ國之極南界也とあれば、皇國の内の南の方の一國の名なるを、唐書などにこゝろえあやまりて、皇國の舊の大號のごとく書るを、そのゝちみな此誤りを傳へて、かしこにてもこゝにても、たゞさる事とのみ思ひ居るは、いみしきひがことなり、この事おのれ馭戎慨言につばらかに辨へ論へり、されば倭奴は、もとより國ノ名にまれ、又我といふ意にて答へたるにまれ、皇國の内の一國の名なれば、これをもて大號の倭てふ意を説べきにあらず、又或説に、倭奴國を唐國の音にていへば、於能許にて、磤馭盧嶋といふ事なり、といへるもひがことなり、殷馭盧嶋は、大八洲より先には出來つれども、淡路嶋のほ

とりにある一つの小嶋の名にこそあれ、神代より天の下の大號にいへることさらになし、然れば皇國人のいはぬ名を、外國の人の知て名づくべき由あらめやは、此說はもと、近き世に神道者といふものゝ、此おのごろ嶋を、皇國の本號のごと說なせるによりていへるなり、また倭奴國といふはおのころ嶋、おのころ嶋は丈夫嶋といふ意なりといふ說は、殊にあたらぬ事なり、こは於と袁と音の異なるをだにえしらぬみだりごとぞかし、

夜麻登といふに、やがて此倭の字をあてゝ書ヶ事は、いと〳〵古へよりのことゝ見えたれ、古事記にもみな此字をかき、又書紀にも、日本と書て夜麻登と訓事は、神代卷に、此云二耶麻騰一と註あれども、倭の字を書るにはかゝる註もなければ、世にあまねく用ひならへることとしられたり、すべて文字は、萬の物の名も何ももろこしの國のを借用ゐる例なれば、これもかの國より名づけて書る字を、そのまゝに用ひたる事、さもあるべきわざなり、然るを此字嘉號にあらず、といひて嫌ふ人あれども、字の意はいかにもあれ、皇大御國の號となりては、すなはち嘉號なるをや、さて此倭の字、もろこしより名つけたるは、大號のみにて、畿內のやまとをば、皇國人のいへるを聞てかけりとおぼしくて、後漢書魏志などに耶馬臺、隋書北史などにも耶摩堆といへり、然れども皇國にては、畿內のにも通はして、みな倭の字を用ひたり、

和の字

和といふは、皇國にて後に改められたる字なり、さる故に、異國の書に、大號に此字を書ることさらになし、思ふにこれは、古へより倭の字を用ひ來つれども、もと異國よりつけたる名にして、美字にもあらずとしてぞ、同音の好字をえらびて、改められたりけむ、さるは古へはたゞ、夜麻登といふ名をのみむねとはして、文字はいかにまれ、假の物なれば、よきあしきだにも及ばず、あるまゝに倭の字を用ひ來にしを、やゝ後には、文字の好惡をもえらばるゝ事になれりしなるけれ、とても和の字の事、上に引る漢書の文、又顏監貌と注せるなどに、和順などゝもつゞくを合せておもへば、倭と字

義遠からず、また書紀の繼體天皇ノ御卷の詔詞に、日本邕々名擅天下云々とある、邕は雝と通ひて、詩ノ大雅に雝々といふ註に、鳳凰鳴之和也とも、和之至也ともいへる、又聖德ノ太子の憲法の首に、以和爲貴とある、又もろこしにて雍州といふは、もと王都の國の名なる故に、皇國にても後ノ世にこれにならひて、山城ノ國を雍州といふ、此雍ノ字も雝と通ひて、和也といふ註ある、これらみな由あれば、いづれにまれその義を取れたるかとも思はるれど、それまでもあるべからず、すべての事後に考ふれば、おのづから由ある事どもは、くさぐさいでくる物なり、また子華子てふ書には、太和之國といふこともあれども、これらはさらに由なし、

倭を、この和の字に改められつるは、いづれの御代にかと考ふるに、齋部正通の神代ノ卷ノ口決に、天平勝寶改倭爲大和とあり、これらは後ノ世の書なれども、よりどころありげに聞ゆる故に、なほ古書どもを考へ見るに、まづ古事記はさらにもいはず、書紀にも和の字にかけることは見えず、續紀に至りて、はじめて此字にかけること見えたり、これによりて、かの天平勝寶とあるが、妄にもあらざることをかつぐしりぬ、されども然改められたることはしるされず、故なほ委く彼紀を考ふるに、はじめのほどは倭の字をのみ書て、そのあひだには、和の字に書るは一つも見えず、元明天皇の御代、和銅六年五月の大命に、畿内七道諸國郡鄕ノ名著好字とあれども、これは改まらずと見えて、其後も猶もとのまゝに倭ノ字なり、さて聖武天皇の御代、天平九年十二月丙寅、改大倭國爲大養德國、同十九年三月辛卯、改大養德國依舊爲大倭國とあれば、此時もなほ倭の字なりしことしられたり、其後も孝謙天皇の天平勝寶四年十一月乙巳ノ日の下に、以從四位上藤原朝臣永手爲大倭守とあるまでは、みな倭ノ字にて、その後天平寶字二年二月己巳ノ日の勅に、はじめて大和ノ國と見えたる、これより後は、又みな和の字をのみかゝれたり、これにてまづ、勝寶四年十一月より、寶字二年二月までの間に改められたりとはしられたり、それも何となく和の字を書出せるに

はあるべからず、かの養徳と改められし時の例を思へば、此和の字も、かならず詔命にて改められたりけむを、紀にはその事しるし漏されたるなるべし、類聚國史などにも見えざれば、後に寫し脱せるにはあらじ、さて又萬葉集を考ふるに、十八の卷までには、哥にも詞にも、和の字を書る所はなくして、十九の卷、天平勝寶四年十一月二十五日、新嘗會肆宴、應詔歌六首の中に、右一首大和國守藤原永手朝臣とある、これ和の字を書る始めなり、又二十ノ卷に、先太上天皇詔陪從王臣曰、夫諸王卿等宜賦和歌而奏、云々、右天平勝寶五年五月云々とある、これに始めて和歌とも書り、さも〳〵かの永手ノ朝臣を大倭ノ守とせられしは、上に引る紀の文のごとく、勝寶四年十一月乙巳ノ日にて、乙巳は二日なるに、そこに猶倭の字をかけるを、此万葉に、その同月の二十五日の事に、和の字を書ることを引合せておもへば、まさに天平勝寶四年十一月の、三日より二十四日までのあひだに改められたるなりけり、さて又大倭ノ宿禰といふ姓は、かの養徳と改められし時も、その字にしたがひて、大養徳ノ宿禰とかゝれたれば、和の字に改まりたる時も、それにしたがふべきわざなるに、寶字元年六月の所までも、なほ倭ノ字をかきて、同年十二月の文より、始めて大和ノ宿禰とあり、そのころは既に姓氏の文字なども、私に心にまかせてはかゝず、必おほやけより勅有て、定められし事なれば、國ノ名の和の字に成しときも、此姓の字も、然改むべき物なるべきに、其後しばしなほ舊のまゝに書しは、此姓の字改むべき物は、寶字元年に在りて有しなるべし、さて寶字元年の所に、此姓を大和ノ宿禰と書るにて、國ノ名の方は、それよりさきに既に改まりつること、いよ〳〵いちじるし、すべて續紀には、はじめに倭の字なるほどは、みな倭の字をのみ書て、和と書ることなく、和の字に書き始めて後は、又みな和の字のみにて、倭を書雜へたることはなければ、改められつる年月も、おのづから右のごとくには考へしらるゝなりけり、然るを田令の中に、大和と書る所あり、又書紀ノ崇神ノ御卷にも、和と書る所一つあり、又續紀八の卷にも、二所大和國とかき、和琴ともかき、又萬葉集七の卷にも和琴ノとかける、これらはみな後に寫し誤れるものなり、

その前にも後にもいとおほかるやまとに、みな倭の字をのみ書る中に、いとまれ〴〵に一つ二つ和と書べき由なければなり、後ノ世には、心にまかせて通はし書く故に、たゞ同じことゝ心得居て、ふと寫したがへたるなるべし、又和銅てふ年號もあれども、此和はやまとの義にはあらず、さて上件續紀に出たるは、皆畿内の大和一國の名の字にて、天の下の大號のやまとのさだにはあらず、大號のには、書紀よりして、おほくは日本といふ字を用ひられたりし故に、そのさだには及ばざりしにや、和の字に改まりて後も、畿内の國ノ名ならぬには、なほ倭の字をも廢ずして、すなはち續紀などにも、倭根子天皇などゝかゝれ、その外にもおほく見えたり、しかはあれども、大號も本はかの一國の名よりおこれるに、その本を改められつるうへは、何事にもみな、和の字を用ひむをや宜しとはいふべからむ、

日本　比能母登といふ事をも附いふ

日本とは、もとより比能母登といふ號の有しを書る文字にはあらず、異國へ示さむために、ことさらに建られたる號なり、公式令ノ詔書式に、明神御宇大八洲天皇詔旨とあるをば、義解に、用於朝廷大事之辭也といひ、明神御宇日本天皇詔旨とあるをば、以大事宣於蕃國使之辭也、といへるをもて知べし、さて此號を建られたるは、いづれの御代ぞといふに、まづ古事記に此號見えず、又書紀皇極天皇の御卷までに、夜麻登といふに日本とかゝれたるは、後に此紀を撰ばれし時に、改められたる物にして、そのかみの文字にはあらざるを、孝徳天皇卽位、大化元年秋七月丁卯ノ朔丙子、高麗百濟新羅並遣使進調云々、巨勢徳大臣詔於高麗使曰、明神御宇日本天皇詔旨云々、又詔於百濟使曰、明神御宇日本天皇詔旨云々と見えたる、これぞ新に日本といふ號を建て、示したまへるはじめなりける、故さき〴〵の詔のごまこは異になむありける、また同二年二月甲午ノ朔戊申、天皇幸宮東門、使蘇我右大臣詔曰、明神御宇日本倭根子天皇詔於集侍卿等臣連國造伴造及諸百姓云々、これは異國人に示す詔にはあらざ

れども、此號を建られて、始めたる詔なるが故に、かく宣て、皇朝の人どもにも、新號を示したまへるなり、もし然らざれば、日本倭根子と、倭へ重ねて宣たまへるは、やまと〳〵と、同じことのいたづらに重なるにあらずや、かゝればこの日本といふ號は、孝德天皇の御世、大化元年にはじめて建られたることいちじるし、然るを世々の識者ども、かの文をよく考へざる故に、何れの御代より始まりしとも、えしらざるなり、すべて此孝德の御世には、年號なども始まり、その外も新に定められつる事ども多かれば、此號の出來しも、いよゝ由有ておぼゆるなり、さてこれをもろこしの書どもと引合せて驗るに、隋の代までは倭とのみいへるを、唐にいたりて、始めて日本といふことは見えたり、新唐書に、日本古倭奴國也云々、咸亨元年遣使賀平高麗、後稍習夏音、惡倭名、更號日本、使者自言、國近日所出、以爲名、或云日本乃小國、爲倭所幷、故冒其號、使者不以情、故疑焉といへり、舊唐書には、倭と日本とを別に擧て、日本國者倭國之別種也、以其國在日邊、故以日本爲名、或曰倭國自惡其名不雅、改爲日本、或曰日本舊小國、倂倭國之地といへり、これらを見るに、此號の出來ていまだいくほどもあらざりしころなる故に、彼ノ國にては、いまださだかには知らざりしなり、大化元年は、唐ノ太宗が世、貞觀十九年にあたれるを、かの咸亨元年は、その子高宗が世にて、天智天皇の九年にあたれば、廿五年後なり、その間にも往來は有つれども、なほかの國へは、もとのまゝにて御言は通はされて、日本といふ新號の建しことは、たゞ此方の人のわたくしに語れるなどを、かつ〴〵聞るばかりにぞ有けむ、さて後文武天皇の御代に、粟田ノ朝臣眞人を大御使につかはしゝをりよりぞ、かの國へも正しく日本とはのたまはれける、此朝臣かしこにまかり着たりし時に、いづれの國の御使ぞとことはれて、日本國の使なりと名のりしこと、續紀に見え、又かの舊唐書にもさき〴〵の往來のことをば、みな倭國といふ方にしるして、日本國といふ方には、此眞人朝臣のまかりけるを始めとしてしるしたり、此時かの國は武后が世なりき、故或說に此號を、唐ノ武后が時にかの國よりつけたるごとくにいへる

は、ひが事なから此由なり、さて又三韓の使には、大化元年にすなはち宣知らせたまひしこと、上に書紀を引ていへるがごとくなるを、その國の東國通鑑といふ書に、新羅の文武王十年のところに、倭國更號日本、自言近日所出以爲名といへるは、唐の咸亨元年にあたりて、年も文も同じければ、かの唐書をとりて書たる物にて、論にたらず、すべて東國通鑑は、かくさまのうけがたき事のみぞおほかる、

日本としもつけたまへる號の意は、萬國を御照しまします、日の大御神の生ませる御國といふ意か、又は西蕃諸國より、日の出る方にあたれる意か、此二つの中に、はじめのは殊にことわりにかなへれども、そのかみのすべての趣を思ふになほ後の意にてぞ名づけられたりけむ、かの推古天皇の御世に、日出處ノ天子とのたまひつかはしゝと同じこゝろばへなり、

夜麻登といふに、日本といふもじを用ることは、書紀よりはじまれり、そはいまだ例なき事にて、世ノ人のまどふべき故に、神代ノ卷に、日本此云耶麻騰、下皆效此、といふ訓注はあるなり、古事記は、大化の年よりはるかに後に出來つれども、すべての文字も何も、ふるく書傳へたるまゝにしるされて、夜麻登にもみな倭ノ字をのみかきて、日本とかゝれたる所はひとつもなきを、書紀は、漢文をかざり、字をえらびてかゝれたる故に、あらたに此嘉號をあてゝかゝれたるなり、但し畿內の一國のやまとには、おほく倭とかき、天の下の大號のには日本とかき、又一國の名の時も、おほやけにかゝれるをば日本とかゝれて、紀中おほかた此例なり、人ノ名も此こゝろばへにて、天皇の大御には日本、さらぬ人のには倭とかゝれたり、神日本磐余彥天皇倭姬命などのごとし、日本武尊は、天皇の大御父に坐て、よろづ天皇とひとしきゆゑに、日本とはかゝれつるなり、

比能毛登といふ號は、古への書に見えず、日本といふは、意はその意なれども、もと異國へしめさむために設けたまへる

なれば、ひのもと、はよまず、始めより爾富牟と字音にぞいひけむ、萬葉集に日本之とあるを、ひのもとのと訓るところ多かるは、後ノ人の、しひて五言によまむためのひがことにて、皆四言にやまとのとよむべきなり、たゞ三の卷なる不盡山の長哥に、日本之、山跡國乃云々とあると、續後記十九ノ卷興福寺の僧の長哥に、日本乃、野馬臺乃國遠云々、また日本乃、倭之國波云々、などゝある、これらのみはひのもとのなり、されどこは國號にいへるにはあらず、倭といはむ枕詞なり、それにつきて、おのれいまだわかゝりし程に思へりしは、やまとを日本と書ク故に、その字のうへにまかせたる訓を、やがて枕詞におけるにて、春日の春日、飛鳥の飛鳥、などゝ同じ例なりと思へりしは、あらざりき、まづ春日のかすがとは、春の日影のかすむといふ意につゞけ、飛鳥のあすかとは、書紀に、天武天皇の十五年、改元曰朱鳥元年、仍名宮曰飛鳥淨御原宮とある、これ朱鳥の祥瑞の出來つるをめでたまひて、年號をも然改めたまひ大宮の號をも、飛鳥云々とはつけたまひしなり、さればこれは、とぶとりの淨御原宮とよむべきなり、あすかの淨御原といはむは、本よりの地ノ名なれば、ことさらにこゝに、仍名宮曰云々などいふべきにあらざるをおもふべし、とぶ鳥とは、はふ虫といふと同じくて、たゞ鳥のことなり、さて大宮の號を然いふから、その地ノ名にも冠らせて、飛鳥の明日香とはいへるなり、さてかすがの春日、明日香を飛鳥ともかくことは、いひなれたる枕詞の字もをて、やがてその地ノ名の字となせる物なり、そはかのあをによしおしてるなどいふ枕詞を、やがて奈良難波の事にしていへると、心ばへ相似たり、かゝれば春日のかすが、飛鳥の明日香といふも、その地ノ名の字よりもとづかせたる訓を枕詞になせるにはあらざれば、ひのもとのやまとも、然にはあらず、又これは枕詞のひのもとてふ字をもて、國ノ名の夜麻登の字として日本とかくにもあらざれば、かの二つの例にもあらず、たゞ日の本つ國なる倭といふ意にぞ有ける、それにつけて此枕詞、もしいと古くより有しことならば、孝徳天皇の、日本といふ名は、これをおもほしてや建たまひけむ、されどかの不盡山の哥は、いとしも古からず、それよりあなたには見えざ

れば、こは日本といふ號のこゝろをおもひて、後にいひそめつるにもあらむか、その本末はわきまへがたくなむ、

豐また大てふ稱辭

葦原ノ中ノ國秋津嶋などに、豐てふ言を冠らせて、豐葦原ノ中ノ國豐秋津嶋といひ、八嶋倭などには、大てふ言を冠らせて、大八嶋大倭といふ、これらの國號のみにもあらず、凡て豐とも大ともいへる例多き、みな上つ代の稱辭なり、然るを大日本などいふ大は、もろこしの國にて、當代の國ノ號をたふとみて、大漢大唐などいふにならへる物ぞといふ説のあるは、古へのことをしらぬ、例のおしあてのみだりごとなり、もし然いはゞ、かの豐葦原などの豐は、いかにとかいはむ、こはかの國にはさらに聞えぬ美稱なるものをや、又もろこしにては、王の母を大后とはいふを、皇國の古へには、當御代の嫡后を大后と申せりき、これらも、大といふこと、すべてかの國にならへるにあらざる證なり、然るを書紀には、古稱をたがへて、大御母をしも皇太后と記されたる、これぞ彼ノ國にならへるにては有ける、書紀にはかく、彼ノ國にならひてかゝれたる事もおほきからに、神代よりありこし事をも、かれと似たるをば、皆ならへるにやとは疑ふなり、抑大てふ美稱は、大臣大連などいふたぐひ猶多し、みないと上つ代よりのことにて、大倭といへるも、古事記の景行天皇ノ御段に、熊曾建が詞に、大倭國と見え、また懿德天皇孝安天皇孝靈天皇孝元天皇などの大御名、又古事記には、意富夜麻登玖邇阿禮比賣命と、假字に書る御名さへあるをや、

大和と書たるは、かならず意富夜麻登とよむことなり、和名抄に、畿内の大和も、又その國の城下郡なる大和ノ鄕も、ともに於保夜萬止とあるをもて知べし、然るをつねの語に、たゞ夜麻登とのみいふから、大ノ字の添へるをも、たゞ夜麻登とのみよみ、また夜麻登といふに、かならず大ノ字を添てかく事と心得たるなど、みなひがことなり、たゞ夜麻登といふに

は、和ノ字のみかけり、但し諸國の名、又郡鄕の名、皆必二字に書クべしとの御定なれば、畿内の國ノ名、又その鄕ノ名には、必大ノ字を添書て、意富夜麻登と訓ぞ正しかりける、

國號考

神代のまさことの序

千書八千書。ふみはあれども。漢國の書はさかしらぶみ。後ノ世の書はからぶり書。故縣居大人は。古學せむ人は、古事記日本紀万葉集をなも。しづたまきくりかへしよむべきなりと。いはれける。まことに此みともののふみはしも。古ぶりの書にして。主とまなぶべき書になもありける。そが中に日本紀は。かきざまをからぶみぶりにならひたれば。心せずてはあやまるべく。萬葉集は歌書なれば。古意のおもぶきこそあれ。古事の書にはあらぬを。古事記はや。飛鳥の淨御原の大宮に御宇しゝ天皇の御代。稗田の子にみことのらして。神代より傳はりこし古事をら。つたへのまゝに。言あやまらずよみうかべて。口にとなへならはしめたまひし古語にしあれば。これぞこの上つ代を。今のをつゝにうつし見るべき。まそみの鏡になも有ける。しかはあれども。世々の人の心。からぶみの塵にくもり。からもじにのみかゝづらひて。古言のふりをしわすれきぬれば。いまはたかの稗田の子がとなへしごとよまむことは。いとかたきわざとなも成にける。こゝに吾さくすゞの鈴の屋の

うしは石上古き世のふみらことゞ見あきらめときあきらめ給ひて。きたなきちりくもりを伊勢海のきよきなぎさに。はらひきよめそゝぎきよめてすが〳〵しき古語のまに〳〵なも。よみなほし給ひける故この大直日のみたまによそりて。くもりなきかゞみにむかひ。いよゝます〳〵いにしへをあふぎたふとむ人年月にそへておほくなもなり來にける其が中にも。眞玉つく尾張の國作風のなごや人横井千秋主はも。此とぎ清めたるまそみ鏡をあさよひと見めづるあまりに。いかで此神代の卷をら。かのからもじをはなして。わがともがらうひ學びの人にも。ふることあやまらず。古言よこなまらず。よみならはさむよしもがと。山すがの根のねもころにねがひおもひて。今の世の色葉假字にうつして。物し給むことを。大人にこひ申されけるに。大人はた此事おもほしよれるをりなりければ。たまちはふ神の御心と。きゝよろこびたまひてすみやけくおもほしおこして寛政のはじめの年四月ばかりよりさ月のほどまでに。かきをへ給ひて。三卷となもなしたまひぬる。をりしも土まろ。大人の御もとにまゐ來をりて。かつ〳〵もひらき

見れば。古事記をむねとして。もれたることをば。日本紀なるをもこれかれとゝりまじへ。またはやくより訓あやまりこし古言をば。ふる言によみ直し。ことのこゝろをさへに。かつ〴〵ときわきまへたまひぬ。いまよりのち。此ふみをよくよみうかべむひとは。漢もじなかりけむ上つ代の。まことのありかたをつばらにさとり。から國の書後の世のふみどもの。こちたきさかしら。いつはりかざりの多かることをも。わきためしりて。おのづからに大御國のなほくおほらかなりしいにしへを。たふとむ心はいやましなむ。あふぐこゝろはいやましなむと。遠淡海國人栗田土滿。よろこびかしこみ。うなねつきてまをす。

神代正語のゆゑよし

上つ代の事は、上つ代の語もてかたり傳へしを、それ記せる書は、みな漢字もて記せるが中に、其からぶみことばにかゝはらさるは、記せる事も傳説のまゝなるを、からぶり詞にかゝはれるは、しるせる事も其意も、おのづからみな漢めきてぞ聞なさるるを、其書どもならひよむにも、その漢籍ぶりのまゝによみならふから、よむ人の解る心も、おのづからみなこちたき戎ぶりにのみなりて、うるはしき直き正しき皇御國の意詞をば、みな失ひはてゝきかし、おのれはやくより、神代の御典を讀どに、此事のいとうれたきにつきて、思ひわたらくは、書紀は、からぶみ語のかざりを加へられたるところし多かれば、今ここごとに古語には訓直しがたきを、古事記は、古言をむねとせる御典なれば、いとうるはしき御ふみなるを、それすらそのかみのつねとして、大かたのもじつゞけは、なほ漢文さまにしあれば、おのづからそのもじつゞきにひかれて、なほ皇國言のふりならぬも、こころ〳〵まじらずしもあらねど、それはたことさらにかざりそへたるにはあらされば、かたはらに片假字といふ物つけて、此古事記は、みな古語に訓かへしはしつべし、然はあれども、かたはらに附たる假字は、かたはらなれば、なほむねと書たる漢文字に目うつりて、古語のかたには、もはらと心のしみがたきをば、なほいかさまにしてばよけむと、思ひめぐらして、此春のころ思ひよれるは、まづ此神世の御卷ばかりをだに、もはら假字つづけに書なしてば、からもじに目うつることなくて、うけばりたる古へのみやびとの書ならましを、さは思ひよれる物から、何くれことしあたりてなすべきわざのしげかるには、此事とみにも物すべくはた思へらざりしを、三月の末つかた、尾張ノ國の名兒屋ノ里に物せしに有て、横井ノ千秋主に逢けるに、殊にこひもとめらるゝ事こそ有けれ、そも〳〵此人は、かの國には世々かろからぬ列の殿人にて、國の政事をもすべきすぢを、ことに深く心にしめて、つねは、から國の教へ、かにかくにいつはりおほくて直からず、殊に君を輕めて、つかへの道にいたくそむけるとをうれたみて、ひたぶるにきる

をしへによる時は、おのづから世ノ人のしわざいつはり多く、うはべをのみかざらひつゝ、したの心には上を輕め、まめごころをしうしなひて、道の本國の本とあることわりの立ざらむことを、いみしくかしこみ歎きて、いかで皇大御國の正しき道の心ばへもて、萬ノを眞心に直くおこなひ、下が下までいつはりなく、まことのこゝろもて、まめやかに上につかへしめ、此ノ君臣の重きことわりをうまくさとして、永くめでたく國治めてしかと、朝よひに思ひねがはるゝ心なもいと深くして、其ノすぢをつばらかに書あらはされたるふみも、これかれこそ有ける、年ごろわがり言かよはして、物とひあきらめ、すべて皇國の古學に、いともいそしき人になむ有ける、故その殊なるまめごゝろをおむかしみて、我も又同じ心に、たからをそへつゝ有ッふるに、此度又其ノ殊にこひ求めらるゝ事は、古事記の上ツ卷を、古語の假字書にかきたびてよ、はやくも然せるたぐひはあれども、古言正しからず、つゞけざまうるはしからず、てにをはさゝのはずなどして、中々の物ぞこなひなめるを、今よくしたゝめてこゝのへてば、初學などのためにも、いとよきたづきならむかし、此事いかでとくと、いとねもころになもこひもとめらるなる、さるは本より古事記傳を板にゑることも、ゝはら此人ぞ事おこして、物せらるなれば、其ノ摺本出來ぬさきに、まづ此神代のかなぶみを世にはどこらし、讀ならはせて、みやびたるいにしへことばを、口なれしめ耳なれしめて、世の人のきたなき心を、すゝぎ清めむのこゝろざしなりけり、おのれ此ねぎことを聞て、あやしみ思へらくは、此事よ、おのれ此ごろ心のうちにかつぐ思ひよれるにあはせて、此人はたかくしもねもころにいそぎ思はるゝは、神直毘大直毘の神の、ここなる御心にこそはと、いとたふとく、かつはかしこく思ひおこして、國に歸りては、あだし事共をばうちおきて、すなはちまづ、よるひるといそぎなしたる此書になもある、かくてその書つゞれるさまは、古事記と書紀とを合せて、事のおもぶきいさゝしも異ならぬは、古事記によりて、いさゝかのたがひをば、二典別にはあげず、同ッ事の異なるをば、別にあげで、又はかくもありとしるし、古事記にもれたる事は、書紀を取ッて、古語にか

へしてあげつ、又此ノ二典にはもれたる事の、こゝ古書に見えたるをも、一つ二つあげつ、書紀のからぶりのかざり詞は、すべてとらず、なほこまかなるさまは、ひらき見てしるべきなり、大かた此書は、まづもはら古への雅言教へむとのしわざなれば、口なれたる後の世のひがよみ、言つゞきの便にくづれたる音などまじへず、清濁も何も、書るまゝに、正しくうるはしくよみならふべき物ぞ、ゆめ一もじもみだりにはよむべからず、又もろ〳〵の言の中には、古へ今ともはらかはらぬも多かるを、後の世のと同じ言をば、のぞかむとすれば、しひごとになりて、なか〳〵に正しからねば、今はしひてふるめかさむとはかまへず、たゞ有ルべきまゝに用ひつれば、なだらかに耳ぢかくして、たま〳〵今とかはらぬ詞もまじれるを、これ古へのにあらじかと、ないぶかり思ひそ、又眞假字をおきて、後ノ世の色葉假字にしもかけるゆゑは、眞假字は、今は猶もめごほく、よみぐるしければ、うひ學のともがらなどは、よむに語とゞこほりて、すが〳〵ともえあらず、中々に口にもみゝにもならふたよりあしければぞ、

寛政のはじめの年五月の晦　　伊勢人　本居宣長

神代正語上卷

〖あめつちのはじめのくだり〗

天地のはじめのとき、高天原になりませる神の御名は、天之御中主神、次に高御産巣日神、次に神産巣日神、此三柱の神は、みなひとりがみなりまして、御身をかくし給ひき、こゝにくにいまだわかくして、浮脂のごと、大そらに、くらげなすたゞよへる時に、其中より、あしかびのごと、もえあがる物によりて、なりませる神の御名は、宇摩志阿斯訶備比古遲神、次に天之常立神、此二はしらの神も、ひとり神なり坐て、御身をかくし給ひき、上のくだり五柱の神は、別天神、

高天原は、たかまのはら、　高御産巣日は、たかみむすび、　神産巣日は、かみむすび、　浮脂は、うきあぶら、あしかびは、かを清み、びを濁る、　別は、こと、　天神は皆、あまつかみ、

此段は、まさしくあめつちのはじめを語り傳へたるなり、故浮脂のたゞよへる物は、すなはち天地になるべき物にして、それ分れて、あしかびのもえあがりしは、天となり、のこりとゞまれるは、地となれるなり、

〖神代七世のくだり〗

次になりませる神の御名は、國之常立神、次に豐雲野神、此二柱の神も、獨神なりまして、御身を隱し給ひき、次になりませる神の御名は、宇比地邇神、次に妹須比智邇神、次に角杙神、次に妹活杙神、次に意富斗能地神、次に妹大斗乃辨神、次に淤母陀琉神、次に妹阿夜訶志古泥神、次に伊邪那岐神、次に妹伊邪那美神、

野は皆ぬ、　ひぢは、ひを清み、ぢを濁る、　妹はみな、いも、　角は皆、つぬ、

上件、國之常立神より、伊邪那美神まであはせて、神世七代とまをす、上の二柱は、獨神おのおの一代とまをし、次にならびます十柱は、おのおの二ばしらをあはせて、一代とまをす、

此いざなぎいざなみ二柱の神の成坐るまでも、なほ此地はわかくて、たゞよへりし時なり、

『おのごろしまの段』

こゝにかの天神もろもろの命もちて、伊邪那岐命伊邪那美命二柱神に、此たゞよへる國を、つくりかためなせとのりごちて、天のぬほこをたまひて、事依し給ひき、故二柱神、天の浮橋にたゝして、そのぬほこをさしおろして、うきあぶらなせる物をかき給へば、しほこをろころにかきなして、引上給ふ時に、其矛のさきより、したゞるしほつもりて、嶋となる、これおのごろしまなり、

ことよさしのさ清、おのごろしまは、ごを濁りしを清、

『みとのまぐはひのくだり』

故その嶋に天降まして、天の御柱をみたて、八尋殿をみたて給ひき、こゝに其妹伊邪那美命に、汝みましの身は、いかになれると問給へば、吾身は、なりなりて、なりあはざる所一ところありとまをし給ひき、伊邪那岐命のり給ひつらく、吾身は、なりなりて、なりあまれるところ一所あり、故此あがみの成あまれるところを、みましの身のなりあはざる所に、さしふたぎて、國うみなさむと思ふはいかにとのりたまへば、いざなみの命、しかよけむとまをし給ひき、いざなぎの命、然らば、あれとみましと、此天の御柱をゆきめぐりあひて、美斗能麻具波比せなとのり給ひき、かくいひちぎりて、すなはち、みましはみぎりよりめぐりあへ、あはひだりよりめぐりあはむとのり給ひ、ちぎりをへて、めぐります時に、伊邪那美命まづ、あ

なにやし、えをとこをとのり給ひ、後にいざなぎの命、あなにやし、えをとめをとのりたまひき、おのもおのものりたまひをへて後に、其妹に、をみなを言さきだちて、ふさはずとのり給ひき、然れども久美度におこして、御子ひるごを生給ひき、此御子は、あしぶねにいれて、流しうてつ、次に淡嶋を生給ひき、こも御子のかずにはいらず、

天降は、あもり、　八尋殿は、やひろどの、　まぐはひは、ぐを濁りはを清、　ひるごのこを濁、

又は、二柱神、みとのまぐはひし給はむとせしかども、そのすべをしり給はざりき、此時にはくなぶり飛來て、其尾かしらをうごかしき、故二柱神見給ひて、それにならひてぞ、其わざをしり給ひける、とぞあり、

『大八嶋なりいでのくだり』

こゝに二ばしらの神はかり給ひつらく、今あがうめりし御子ふさはず、なほ天神の御もとにまをすべしとのり給ひて、すなはちともにまゐのぼりて、天神のみことをこひ給ひき、こゝに天神の命もちて、ふとまにゝうらへて、のりたまひつらく、をみなを言さきだちしによりて、ふさはず、又かへりくだりて、あらためいへとのり給ひき、故すなはちかへり降り坐て、さらに天のみはしらを、さきのごとゆきめぐり給ひき、こゝに伊邪那岐命まづ、あなにやし、えをとのり給ひ、後に妹伊邪那美命、あなにやし、えをとこをとのり給ひき、かく詔ひをへて、御合まして、御子淡道の穂之狹別嶋を生給ひき、次に伊豫之二名嶋をうみ給ふ、此嶋は、身一つにして、面四つあり、おもごとに名あり、故伊豫國を愛比賣といひ、讃岐國を飯依比古といひ、粟國を大宜都比賣といひ、土佐國を建依別といふ、次に隱伎之三子嶋を生給ふ、又の名は天之忍許呂別、次に筑紫嶋を生たまふ、此嶋も、身ひとつにして、面四つあり、面ごとに名あり、故筑紫國を白日別といひ、豐國を豐日別といひ、肥國を建日向日豐久士比泥別といひ、熊曾國を建日別といふ、次に伊伎嶋をうみ

給ふ、又の名は天一柱といふ、次に津嶋を生給ふ、またの名は天之狭手依比賣といふ、次に佐度嶋を生給ふ、次に大倭豐秋津嶋を生給ふ、又の名は天御虚空豐秋津根別といふ、故此八嶋ぞ、まづ生ませる國なるによりて、大八嶋國といふ、

さぬぎのき濁、　秋津のつも濁る、すべてあきつといふ言皆同じ、　大八嶋國のく清、

佐度ノ嶋の亦ノ名は見えず、

又は、隱伎嶋と佐度嶋とを、ふたごに生給ふ、ともあり、

さて還かへりまし坐し時に、吉備の兒嶋を生給ふ、又の名は建日方別といふ、次に小豆嶋を生給ふ、またの名は大野手比賣といふ、次に大嶋を生給ふ、又の名は大多麻流別といふ、次に日女嶋を生給ふ、又の名は天一根といふ、次に知訶嶋を生たまふ、又の名は天之忍男といふ、次に兩兒嶋を生給ふ、又の名は天兩屋といふ、

吉備の兒嶋より、天兩屋嶋まで、あはせて六嶋、

此はかきこをろ〳〵の小嶋はみな、しほの沫のこりてなれるなり、

【諸の神たちあれましの段】

すでに國をうみをへて、さらに神を生ます、故其神御名は大綿津見神を生まし、次に水戸神御名は速秋津日子神、次に妹速秋津比賣神を生ませし、次に風神御名は志那都比古神を生まし、次に木神御名は久々能智神を生まし、次に山神御名は大山津見神を生まし、次に野神御名は鹿屋野比賣神を生ます、又の御名は野椎神とまをす、次に鳥之石楠船神を生ます、又の御名は天鳥船とまをす、次に大宜都比賣神を生まし、次に火之夜藝速男神を生ます、又の御名は火之炫毘古神ともまをし、又の御名は火之迦具土神ともまをす、

わたつみ、たもつも清、　水戸は、みなと、　凡てひこひめのひ、　比は清假字、毘は濁假字なり、　山つみ

のつ、いづれも皆清、　ぬづちのつ濁、　嗞は、かど、　かぐづちのつ濁、

故其速秋津日子速秋津日女二柱神、河海によりて持別て、生ませる神の御名は、沫那藝神、次に沫那美神、次に頰那藝神、次に頰那美神、次に天之水分神、次に國之水分神、次に天之久比奢母智神、次に國之久比奢母智神、

水分は、みくまり、

又其大山津見神野椎神二柱、山野によりて持別て、生ませる神の御名は、天之狹土神、次に國之狹土神、次に天之狹霧神、次に國之狹霧神、次に天之闇戸神、次に國之闇戸神、次に大戸麻刀比古神、次に大戸麻刀比賣神、

〔いざなみの命御石がくりの段〕

故こゝに伊邪那美命は、迦具土神をうみますにより、御ほこやかえて、やみこやせる、たぐりになりませる神の御名は、金山毘古神、次に金山毘賣神、次に屎になりませる神の御名は、波邇夜須毘古神、次に波邇夜須毘賣神、次に尿になりませる神の御名は、彌都波能賣神、次に和久產巢日神、此神の御子を、豐宇氣毘賣神とまをす、故いざなみの神は、火神を生ましゝによりて、つひにかむさりましぬ、

御ほとのと清、　屎は、くそ、　尿は、ゆまり、　みつはのめのつは共に清、下なるも同じ、

上件は、伊邪那美神、いまだ神さりまさゞりしほどに、生ましつるなり、其中にたゞ、おのごろ嶋いみは、生ませるにあらず、又蛭兒と淡嶋とも、御子のかずにいらず、

故こゝに伊邪那岐命のゝりたまひつらく、うつくしき我なにものみことや、子の一つけにかへつるかもとのりたまひて、御枕方にはらばひ、御あとべにはらばひて、なき給ふ時に、御涙になりませる神は、香山の畝尾の木本にます、御名は泣澤女神、故その神さりましゝ伊邪那美神は、出雲國と伯伎國との堺なる、比婆の山にかくしまつりき、

かぐ山のぐ濁、　伯伎は、はゝき、

又は、木國の熊野の有馬村に葬しまつりき、國人、此神のみたまを祭るには、花の時に、花をもてまつる、又幡たて鼓うち笛ふき、うたひまひて祭る、ともあり、

『かぐづちの神のころさえのくだり』

こゝに伊邪那岐命、御はかしの十拳劔をぬきて、其御子迦具土神の御頸をきり給へるに、其御はかしのさきにつける血、ゆつ石村にたばしりつきて、なりませる神の御名は、石拆神、次に根拆神、次に石筒之男神、次に御はかしの本につける血も、ゆついはむらにたばしりつきて、成ませる神の御名は、甕速日神、次に樋速日神、次に建御雷之男神、又の御名は建布都神、又の御名は豐布都神、次にみはかしの手上にあつまる血、手俣よりくきでゝ、成ませる神の御名は、闇淤加美神、次に闇御津羽神、

十拳劔は、とつかつるぎ、　ゆつのつ清、　甕速日は、みかはやび、　樋速日は、ひはやび、　手上は、たかみ、

手俣は、たなまた、

上件、石拆神より、闇御津羽神まで、あはせて八柱は、御刀によりて、なりませる神たちなり、殺さえまし、迦具土神の御かしらになりませる神の御名は、正鹿山津見神、次に御胸に成ませる神の御名は、淤縢山津見神、次に御腹になりませる神の御名は、奧山津見神、次に御陰になりませる神の御名は、闇山津見神、次に左の御手に成ませる神の御名は、志藝山津見神、次に右の御手になりませる神の御名は、羽山津見神、次に左の御足になりませる神の御名は、原山津見神、次に右の御あしに成ませる神の御名は、戸山津見神、故きり給へる御はかしの名は、天之尾羽張

といふ、またの名はいつのをはしりともいふ、

陰は、ほと、いつのつ清、下なるも皆同じ、

〔夜見の國のくだり〕

こゝに其妹伊邪那美命を、あひみまくおもほして、よもつ國におひいでましき、故其いざなみの命、殿戸より出むかへます時に、伊邪那岐命かたらひたまはく、うつくしきあがなにもの命、あれみましと作れりし國、いまだ作りをへずあれば、かへりまさねとのり給ひき、こゝにいざなみの命のまをしたまはく、くやしきかも、とく來まさずて、あはよもつへぐひしつ、然れども、うつくしきあがなせの命、入來ませるとかしこければ、かへりなむを、まづつばらかによもつ神とあげつらはむ、あをな見給ひそ、あがなせのみことゝまをし給ひて、其殿の内にかへり入ませるほど、いと久しくて、待かね給ひき、故左の御みづらにさゝせる、ゆつゝまくしの男柱を一つとりかきて、一火ともして入見給ふ時に、うじたかれころゝぎて、御頭には大雷をり、御むねには火雷をり、御はらには黑雷をり、御ほとには拆雷をり、ひだりの御手には若雷をり、みぎりの御手には土雷をり、左の御あしには鳴雷をり、右の御足には伏雷をり、あはせて八くさの雷神なりをりき、

一火は、ひとつび、　頭は、かしら、　若雷は、わきいかづち、

こゝにいざなぎの命、見かしこみて、にげかへります時に、其妹いざなみの命、あれに恥見せ給ひつとまをし給ひて、すなはちよもつしこめを遣して、おはしめき、故いざなぎの命、黑御鬘をとりてなげうて給ひしかば、すなはちえびかづらのみなりき、こをひりひはむあひだに、にげいでますを、なほ追しかば、又其みぎりの御みづらにさゝせる、湯津々間櫛を引かきて、なげうて給へば、すなはちたかむななりき、こをぬきはむあひだに、にげいでましき、又後には、かの八くさ

のいかづち神に、千五百のよもつ軍をそへて、おはしめき、かれ御はかしのとつかつるぎをぬきて、しりへでにふきつゝ、にげきませるを、猶追て、よもつひら坂の坂本にいたる時に、その坂本なる桃の實を三つとりて、まちうち給ひしかば、ことごとに逃かへりき、こゝに伊邪那岐命、桃にのり給はく、いまし吾をたすけしがごと、葦原中國にあらゆる、うつしき青人草の、うき瀨に落てくるしまむ時に、たすけてよとのり給ひて、意富加牟豆美命といふ名を賜ひき、故いやはてに、其妹伊邪那美命、御みづから追來ましき、すなはち千引石を、其よもつひら坂にひきさへて、其いはを中におきて、あひむきたゝして、許登度をわたす時に、いざなみの命のまをし給はく、うつくしきあがなせの命、かくし給はゞ、みましの國の人草、一日にちかしらくびりころさむとまをし給ひき、こゝにいざなぎの命のゝり給はく、うつくしきあがなにもみこと、みましかしたまはゞ、あれはや、一日に千五百うぶやたてゝむとのりたまひき、こゝをもて一日にかならず千人しに、一日にかならずちいほひとなもうまるゝ、

千引石は、ちびきいは、　千人は、ちひと、

故其伊邪那美命を、よもつ大神とまをす、又かのおひしきしによりて、道敷大神とまをすともいへり、又そのよみの坂にさやれりし石は、道反之大神ともまをし、塞坐黄泉戸大神ともまをす、故そのいはゆるよもつひら坂は、今出雲國の伊賦夜坂となもいふ、

〔御みそぎの段〕

故いざなぎの大神ののり給ひつらく、あは、いなしこめ、しこめききたなき國に至りてありけり、故あは、おほみまのはらひせでとのり給ひて、筑紫の日向の、橘之小門のあはき原にいでまして、みそぎはらひ給ひき、故なげうつる御杖に成ませ

せる神の御名は、衝立船戸神、次になげうつる御帶に成ませる神の御名は、道之長乳齒神、次になげうつる御裳に成ませる神の御名は、時置師神、次に投棄る御衣に成ませる神の御名は、わづらひのうしの神、次になげうつる御袴に成坐る神の御名は、道俣神、次になげうつる御冠に成ませる神の御名は、飽咋之うしの神、次になげうつる左の御手の手纏になりませる神の御名は、奥疎神、次に奥津那藝佐毘古神、次に奥津甲斐辨羅神、次になげうつる右の御手の手纏に成ませる神の御名は、邊疎神、次に邊津那藝佐毘古神、次に邊津甲斐辨羅神、

日向は、ひむか、　道俣は、ちまた、　冠は、かゞふり、

右の件、船戸神より、邊津甲斐辨羅神まで、十まり二ばしらは、御身に着る物を、ぬぎうて給ひしによりて、なりませる神なり、

こゝに上つ瀬はせばやし、下つ瀬はせよわしとのりごち給ひて、中つ瀬におりかづきて、そゝぎ給ふ時に、はじめて成ませる神の御名は、八十禍津日神、次に大禍津日神、此二柱は、かのきたなきしき國にいたりまし〵時の、けがれによりてなりませる神なり、次に其まがを直さむとして、成ませる神の御名は、神直毘神、次に大直毘神、次に伊豆能賣神、次に水底にそゝぎ給ふ時に、なりませる神の御名は、底津綿津見神、次に底筒之男命、中にそゝぎ給ふ時に、なりませる神の御名は、中津綿津見神、次に中筒之男命、水の上にそゝぎ給ふ時に、成ませる神の御名は、上津綿津見神、次に上筒之男命、故此三柱のわたつみの神は、阿曇連らが、祖神ともちいつく神なり、故其阿曇連らは、此綿津見神の御子、宇都志日金拆命のすゑなり、その底筒之男命中筒之男命上筒之男命、三柱の神は、墨江の三前の大神なり、

せばやしのば濁、　上津上筒の上は、共にうは、

阿曇連等がもちいつく神は、式に、筑前ノ國糟屋ノ郡志加ノ海ノ神ノ社三座【並名神大】、攝津ノ國住吉ノ郡住吉ニ坐ス神ノ社四座【並名神大月次相嘗新嘗】

こゝに左の御目をあらひ給ひし時に、成ませる神の御名は、天照大御神、次に右の御目をあらひ給ひし時に、成坐る神の御名は、月讀命、次に御鼻を洗ひ給ひし時に、なりませる神の御名は、建速須佐之男命、

月讀は、ツクヨミ、

右のくだり、八十禍津日神より、速須佐之男命まで、十まり四柱の神は、御身をそゝぎ給ふによりて、生ませる神なり、

生は、あれ、

『三柱のうづの御子御とよさしのくだり』

此時伊邪那岐命、いたくよろこばして、のりたまはく、あれは御子うみ〳〵て、うみのはてに、三柱のうづの御子得たりとのりたまひて、すなはち其御頸玉の玉緒もゆらに、とりゆらかして、天照大御神に賜ひて、のりたまはく、汝が命は、高天原をしらせと、事よさして賜ひき、故その御くび玉の名を、御くらたなの神とまをす、

又は、天照大御神、亦の御名は大日女命、此神、くしびにひかりうるはしくまし〳〵て、天地のうちにてりとほらせり、故二柱神いたくよろこばして、のり給はく、吾御子さはにあれども、かくばかりたふとき御子はあらず、故高天原をしろしめすべしと、とよさし給ひき、此時、天地いまだ遠くもあひさらざりしかば、天の御柱もて、あめにおくりあげまつる、ともあり、

日女は、ひるめ、

此傳へにては、天照大御神のあれませるも、伊邪那美命の、いまだ神避まさゞりしほどなり、故二柱神云々とはあるなり、

次に月讀命にのりたまはく、汝が命は、夜之食國をしらせと、事依し給ひき、次に建速須佐之男命にのり給はく、なが命は、うなはらをしらせと、ことよさし給ひき、

食國は、をすくに、　うなはらのは濁、

又は、月讀命は、天照大御神にならばして、天之事をしらせ、とも、月讀命は、青海原しほの八百重をしらせ、須佐之男命は、天の下をしらせともあり、

〔須佐之男ノ命御やらはえの段〕

故おのも〳〵、よさし給へる命のまに〳〵、しろしめす中に、速須佐之男命い、よさし給へる國をしらさずて、八つかひげむなさきにいたるまで、啼いさちき、其泣たまふさまは、青山を、枯山なす泣からし、海川は、こと〴〵に泣ほしき、こゝをもてあらぶる神のおとなひ、狹蠅なす皆わき、萬の物のわざはひ、こと〴〵におこりき、故伊邪那岐大御神、はやすさのをの命にのり給はく、何とかも、みましは、事依せる國をしらさずて、泣いさちるとのり給へば、まをしたまはく、我は、はゝの國根の堅洲國にまからむと思ふがゆゑになく、とまをし給ひき、こゝにいざなぎの大御神いたくいかりして、然らば、みまし、此國にはなすみそとのり給ひて、すなはち神やらひにやらひたまひき、故はやすさのをの命のまをし給はく、しからば、天照大御神にまをして、まかりなむとまをし給ひて、すなはち天にまゐのぼります、

枯山は、からやま、　さばへのば濁、　母は、はゝ、

かくて伊邪那岐大御神は、天にのぼりまして、かへりごとまをし給ひて、やがて天なるひのわか宮にとゞまりましますを、

又は、淡海の多賀にましますとも、淡道嶋にかくります、ともあり、

こは、御霊の鎮坐社をもてまをせるなり、式に、近江ノ國犬上ノ郡多何ノ神ノ社、淡路ノ國津名ノ郡淡路伊邪奈岐ノ神ノ社

【名神大】

〔御うけひのくだり〕

故こゝに速須佐之男命、天にのぼります時に、山川ことごとにとよみ、くにつちみなゆりき、故天照大御神きゝおどろかして、あがなせの命ののぼり来ますゆゑは、かならずうるはしき心にはあらじ、吾國をうばゝむとおもはすにこそとのり給ひて、すなはち御髪をとき、御髻にまかして、ひだりみぎりの御みづらにも、御鬘にも、左右の御手にも、みなやさかの勾玉の、いほつのみすまるの玉をまきもたして、そびらには、ちのりの靫をおひ、いほのりの靫をつけ、又いつの高鞆をとりおばして、弓腹ふりたてゝ、かたにはに、向股にふみなづみ、沫雪なす、くゑはらゝかして、いつの男たけびふみたけびて、まちとひ給はく、などのぼりきませるぞと問給ひき、

山川のか清、こゝよみのこも清、御髪は、みかみ、靫は、ゆぎ、ぎ濁、鞆は、とも、弓腹は、ゆはら、

こゝに速須佐之男命のまをし給はく、吾はきたなき心なし、たゞ大御神のみこともちて、あが泣いさちることをとひ給ひし故に、まをしつらく、あは妣の國にまからむと思ひてなくと、まをししかば、大御神、みましは、此國にはなすみそとのりたまひて、かむやらひやらひ給ふ故に、まかりなむことのよしをまをさむとおもひてこそ、まゐのぼりつれ、けしき心なし、とまをし給へば、天照大御神、しからば、みましの心のあかきことは、いかにしてしらむとのり給ひき、こゝに速須佐之男命、おのもおのもうけひて、御子うまむとまをし給ふ、

故こゝにおのもゝゝ、天安河を中におきて、うけふ時に、天照大御神まづ、建速須佐之男命の御はかせる、十拳劔をこひわたしゝ、三きだにうちをりて、ぬなとももゆらに、天之眞名井にふりすゝぎて、さがみにかみて、ふきうつるいぶきのさ霧に、成ませる神の御名は、多紀理毘賣命、又の御名は奥津嶋比賣命、次に市寸嶋比賣命、又の御名は狭依毘賣命、次に多岐都比賣命、

　天安河は、あめのやすのかは、たきりびめのき清、たぎつひめのぎ濁、

こゝに速須佐之男命、天照大御神の、左の御みづらにまかせる、八尺の勾玉の、いほつのみすまるの玉を、こひわたして、ぬなとももゆらに、天のまな井にふりすゝぎて、さがみにかみて、吹うつるいぶきのさぎりになりませる神の御名は、正勝吾勝勝速日天之忍穂耳命、又右の御みづらにまかせる玉を、こひわたして、さがみにかみて、ふきうつるいぶきのさぎりに、成坐る神の御名は、天之菩卑命、又御かづらにまかせる玉を、こひわたして、さがみにかみて、ふきうつるいぶきのさぎりに、なりませる神の御名は、天津日子根命、又ひだりの御手にまかせる玉を、こひわたして、さがみにかみて、吹うつるいぶきのさぎりに、成坐る神の御名は、活津日子根命、又右の御手にまかせる玉を、こひわたして、さがみにかみて、吹うつるいぶきのさぎりに、なりませる神の御名は、熊野久須毘命、

　正勝吾勝勝速日は、まさかあかつかちはやび、び濁、

〔ひこ御子ひめ御子御詔別の段〕

こゝに天照大御神、速須佐之男命にのり給ひつらく、此後にあれませる、五柱のひこ御子は、物實吾物によりて、なりませり、故おのづからあが御子なり、先にあれませる、三柱のひめ御子は、物實みましの物によりて、成ませり、故すなは

ち汝の御子なり、かくのりわけ給ひき、

物實は、ものざね、　汝は、みまし、

かれそのさきに生ませる神、多紀理毘賣命は、胸形の奥津宮にます、次に市寸嶋比賣命は、胸形の中津宮にます、次に多岐都比賣命は、胸形の邊津宮にます、此三柱神は、胸形君らがもちいつく、三前の大神にます、

又は、此三柱の比賣御子たちをば、筑紫嶋の北方の海道に降まさしめ給ひて、のり給はく、みましたち、みまの命を助けまつりて、みまの命にいつかれよとのり給ひき、ともあり、

式に、筑前ノ國宗像ノ郡宗像ノ神ノ社三座【並名神大】

故その後にあれませる、五柱の御子の中に、天之菩卑命の御子、建比良鳥命は、出雲國造、无邪志國造、上菟上國造、下菟上國造、伊自牟國造、津嶋縣直、遠江國造らがおやなり、次に天津日子根命は、凡川内國造、額田部湯坐連、茨木國造、倭田中直、山代國造、馬來田國造、道尻岐閇國造、周防國造、倭淹知造、高市縣主、蒲生稲寸、三枝部造らがおやなり、

國造は、くにのみやつこ、　すべてみやつこの、清、　むさしの、濁、　菟上は、うなかみ、　直は、あたへ、　湯坐は、ゆゑ、　淹知は、あむち、　三枝は、さきくさ、く清、

『すさのをの命御あらびの段』

ここに速須佐之男命、天照大御神にまをし給はく、あが心あかき故に、あがうめりし御子、たわやめを得つ、これによりてまをさば、おのづからあれかちぬといひて、勝さびに、天照大御神の御つくたの畔はなち、溝うめ、又其大嘗きこしめ

す殿に、くそまりちらしき、かれ然すれども、天照大御神は、とがめずて、のりたまはく、屎なすは、ゑひて吐ちらすとこそ、あがなせの命、かくしつらめ、又田の畔はなち、溝うむるは、地をあたらしとこそ、あがなせのみこと、かくしつらめと、のりなほし給へども、猶そのあしきわざやまずて、うたてあり、天照大御神、忌服屋にましまして、神御衣をおらしめ給ふ時に、其はた屋のむねをうがちて、天の斑馬を、さかはぎにはぎて、おとしいるゝ時に、天衣織女、見おどろきて、梭にほとをつきてみうせき、

畔は、あ、　大嘗は、おほにへ、　地は、ところ、　忌服屋は、いみはたや、　斑馬は、ふちこま、ふ淸、　梭は、ひ、

『天の石屋戸のくだり』

故こゝに天照大御神みかしこみて、天の石屋戸をたてゝ、さしこもりまし〳〵き、故高天原みなくらく、葦原中國と〴〵にくらくて、常夜ゆく、こゝに萬の神のおとなひは、さばへなすみなわき、萬のわざはひ、こと〴〵におこりき、こゝをもて八百萬の神、天の安のかはらに、かむつどひつどひて、高御産巣日神の御子思金神に、思はしめて、常夜の長鳴鳥をつどへて、なかしめて、天安河の河原の、天の堅石をとり、天の金山のかねをとりて、かぬち天つまうらをまぎて、伊斯許理度賣命におほせて、鏡をつくらしめ、玉祖命におほせて、八尺の勾玉の、五百つのみすまるの玉を作らしめて、天兒屋命布刀玉命をよびて、天香山の眞男鹿の肩を、うつぬきにぬきて、天の香山の天のはゝかをとりて、うらへまかなはしめて、天の香山のいほつまさか木を、根こじにこじて、上枝に、やさかのまがたまの、いほつのみすまるの玉をとりつけ、中つ枝に、やたかゞみをとりかけ、下枝に、しらにぎて青にぎてをとりしでゝ、此くさ〴〵の物をば、布刀玉命、太御幣とゝりもたして、天兒屋命、ふとのりと言ねぎまをして、天手力男神、御戸のわきにかくりたゝして、天宇受賣命、天

のかぐ山の天のひかげを、たすきにかけて、天のまさきを鬘にして、天の香山のさゝばを、手草にゆひて、天の石屋戸に、ほどころたき、うけふせて、ふみとゞろこし、神がゝりして、胸乳をかきいで、もひもをほとにおしたれき、故高天原ゆすりて、八百萬の神ともにわらひき、

堅石は、かたしは、 玉祖は、たまのや、 天香山は、あめのかぐやま、 根こじのじ濁、 上枝は、ほつえ、又かみつえ、 下枝は、しづえ、又しもつえ、 にぎてのて清、

又は、伊斯許理度賣命におほせて、天照大御神の御像の鏡、また日矛を作らしむ、こゝに其鏡、はじめの度つくれりしは、いさゝかあかぬこころありき、こは木の國にます、日前大神なり、故次の度に作れりしぞ、いとうるはしかりける、ともあり、

日前は、ひのくま、

式に、紀伊ノ國名草ノ郡日前ノ神ノ社【名神大月次相嘗新嘗】國懸ノ神ノ社【名神大月次相嘗新嘗】日矛は、此國懸大神にますといへり、

こゝに天照大御神あやしとおもほして、天の石屋戸を、ほそめにひらきて、内よりのり給へるは、あがこもりますによりて、天原おのづからくらく、葦原中國も、皆くらけむと思ふを、などて天宇受賣は、あそびし、又八百萬神もろ〳〵わらふとゝのりたまひき、こゝに天宇受賣、汝命にまさりて、たふとき神いますがゆゑに、ゑらぎあそぶとまをしき、かくまをすあひだに、天兒屋命布刀玉命、かの鏡をさし出て、天照大御神に見せまつる時に、天照大御神いよ〳〵あやしとおもほして、やゝ戸より出て、のぞみます時に、かのかくりたゝせる天手力男神、其御手をとりて、引出しまつりき、すなは

ち布刀玉命、尻久米縄を、そのみしりへ（後方）に引わたし（度）て、こゝ（此處）より内に、なかへりいりましそ（勿還入坐）とまをし（白）給ひき、故天照大御神出坐る時に、高天原も葦原中國も、おのづからてりあかり（照明）き、

汝命は、ながみこと、

又は、天兒屋命、廣く厚く稱辭のみまをす（祈白）時に、天照大御神きこしめし（所聞看）て、のり給はく、此ごろいのりまをす（祈白）者は、さは（多）にあれども、其言の、かくばかりうるはしき（麗美）はあらずとのり給ひて、すなはち天の石屋戸を、ほそめにひらき（細目開）て、のぞみ（臨）ましき（坐）、ともあり、

稱辭は、たゝへごと、

こゝに八百萬神ともにはかり（共議）て、速須佐之男命に、千位置戸をおふせ（負）、又鬚をきり（截）、手足の爪をもぬかし（拔）めて、かむやらひやらひ（神逐　逐）き、

神代正語中巻

〔須佐之男命たしなみの段〕

故速須佐之男命は、やらはえて降ります時に、ながめふりしかば、青草をゆひあつめて、蓑笠ときて、神たちに宿をこひ給ひき、こゝにその神たちみな、いましはしわざあしくて、やらはえたる神なりといひて、宿かさゞりき、こゝをもていたく雨ふり風ふけども、やすむともえせずて、たしなみつゝくだりましき、

またをし物を、大宜都比賣神にこひ給ひき、こゝに大宜都比賣、鼻口又尻より、くさ〴〵のためつ物をとり出て、くさ〴〵作りそなへて、たてまつる時に、速須佐之男命、其しわざをたちうかゞひて、きたなき物たてまつるとおもほして、すなはち其大宜都比賣神をころし給ひき、故ころさえ給へる神の御身になれるものは、御かしらにかひこなり、二つの御目にいなだねなり、二つの御耳に粟なり、御鼻に小豆なり、御ほとに麥なり、御尻にまめなりき、故こゝに神産巣日御祖命、これをとらしめて、種となして、まきおふし給ひき、

〔やまたをろちのくだり〕

故はやすさのをの命は、出雲國の肥の川上なる、鳥髪の地に降りましき、此時其川より、箸流れくだりき、こゝにはやすさのをの命、其川上に人在けりとおもほして、まぎのぼりいでましゝかば、老夫と老女と二人ありて、童女を中にすゑてなくなり、かれいましたちはたれぞとゝひ給へば、其老夫、あは國つ神、大山津見神の子なり、吾か名は足名椎、妻が名は手名椎、むすめが名は櫛名田比賣とまをす、又いましの泣ゆゑはなにぞと問たまへば、あがむすめはもとより八をとめ

ありき、こゝに高志の八俣遠呂智なも、年ごに來てくふなる、今それ來ぬべき時なるが故になくこまをす、其形はいかさまにかこゝひ給へば、それが目はあかゞちなして、身一つに、かしら八つ尾八つあり、又其身に、こけまた檜椙おひ、其長さ、谷八たに尾やをゝわたりて、其腹を見れば、こご〱にいつも血あえたゞれたりこまをす、かれ速須佐之男命、そのおきなに、これいましの女ならば、吾にたてまつらむやこのり給ふに、かしこけれご、御名をしらずこまをせば、おは天照大御神のいろせなり、故今天より降り坐つここたへ給ひき、こゝに足名椎手名椎神、しかまさばかしこし、たてまつらむこまをしき、かれ速須佐之男命、すなはちその童女を、ゆつゝまくしにこりなして、御みづらにさゝして、其足名椎手名椎神にのりたまはく、いましごも八しほをりの酒をかみ、又垣を造りもこほし、其垣に、八つの門をつくり、門ごこに、八つのさずきをゆひ、其さずきごこに、酒ぶねをおきて、ふねごに、其やしほをりの酒をもりて、まちてよこのり給ひき、故のりたまへるまゝにして、かくまけそなへてまつ時に、かのやまたをろち、まとにいひしがごこ來つ、すなはちふねごにおのも〱かしらをたれて、其酒をのみき、こゝにのみゑひて、みなふしねたり、すなはち速須佐之男命、そのみはかしの十拳劒をぬきて、其をろちをきりはふり給ひしかば、肥川血になりて流れき、故その中の尾をきり給ふ時、御はかしの刃かけき、あやしこおもほして、みはかしのさきもちて、さしさきてみそなはしゝかば、つむかりの大刀あり、故此大刀をこらして、あやしき物ぞこおもほして、天照大御神にまをしあげ給ひき、こは草なぎの大刀なり、

老夫は、おきな、　老女は、おみな、　童女は、をこめ、　八俣遠呂智は、やまたをろち、

〔須賀の宮の段〕

かれこゝをもて其速須佐之男命、宮造るべきこころを、出雲國にまぎ給ひき、こゝに須賀の地に至りまして、のり給はく、

あれこゝに來坐て、わが御こゝろすが〳〵しとのり給ひて、そこになも宮つくりて、まし〳〵ける、故そこをば、今に須賀とぞいふ、此大神はじめ須賀の宮造らしゝ時に、そこより雲たちのぼりき、故みうたよみし給ふ、その御歌は、八雲たつ、いづも八重垣、つまごみに、八重垣つくる、そのやへがきを、こゝにかの足名椎神をめして、いましは、わが宮の首たれとのりたまひ、又名を稻田宮主須賀之八耳神とおほせ給ひき、かくて後つひに根之堅洲國に降り入ましき、

首は、おびと、

『八十木種まきおほしのくだり』

又は、須佐之男命やらはえ給へる時に、其御子五十猛神をゐて、新羅國に降りまし、曾尸茂梨の地にいましてのり給はく、あはこゝにはまさじとのり給ひて、はにもて船を作りて、其船にのらして、東の方に渡りまして、出雲國にいたりましき、故その五十猛神、天よりくだらし時に、木種をあまた持て降りましゝを、かの韓國にはうゑずて、ことごとにもち來て、筑紫より始めて、大八島國の内に、あまねくまきうゑ給へる、みな青山となりぬ、故こゝをもて其神をたゝへて、有功之神となもまをす、こは紀伊國にます大神なり、こもわかれあり、

東は、ひむかし、か清む、有功之神は、いさをのかみ、

式に、紀伊國名草郡伊太祁曾神社【名神大月次相嘗新嘗】

又は、須佐之男命ののりたまはく、韓國の嶋は、こがねしろかねしあれば、あが御子のしらさむ國に、浮寶あらずてはよからじとのり給ひて、すなはち御ひげをぬきて、ちらし給ひしかば、すなはち椙となりき、又御むねの毛をぬきてちらし給へば、檜となり、御尻の毛をちらし給へば、柀となりき、かくして其木どもの用

ふべきをまを定めて、のりごち給はく、榲と楠と二つの木は、浮寶に作るべし、檜は、みづのみあらか造る木たるべし、柀は、うつしき青人草の、おきつすたへにふさむそなへとすべしとのり給ひき、又八十木種をもまきうゑ給ひき、こゝに須佐之男命の御子、五十猛命、次に妹大屋津比賣命、次に柧津比賣命、三柱ます、此神たちも、木種をまきほどこし給ひき、故木國にわたしまつりき、然ありて須佐之男命は、熊成峯にましくて、つひに根國にまかりましき、こもあり、

柀は、まき、柧は、つま、熊成峯は、くまなすのみね、くまなすは、出雲國の熊野をいへるにて、今に此大神をいつきまつる、式に、出雲ノ國意宇ノ郡熊野ニ坐ス神ノ社【名神大】紀伊ノ國名草ノ郡大屋都比賣ノ神ノ社【名神大月次新嘗】都麻都比賣ノ神ノ社【名神大月次新嘗】

『大國主ノ神の御祖の段』

故かの櫛名田比賣をもてくみごに起して、うみませる神の御名を、八嶋士奴美神とまをす、また大山津見神の御むすめ、名は神大市比賣にみあひて、御子大年神、次に宇迦之御魂神を生ましき、故みあに八嶋士奴美神、大山津見神の御女、名は木花知流比賣にみあひて、生ませる御子、布波能毋遅久奴須奴神、此神、游迦美神の女、名は日河比賣にみあひて、生ませる御子、深淵之水夜禮花神、此神、天之都度閇知泥神にみあひて、うみませる御子、游美豆奴神、此神、布怒豆怒神の女、名は布帝耳神にみあひて、うみませる御子、天之冬衣神、此神、刺國大神の女、名は刺國若比賣に御あひて、生坐る御子、大國主神、またの御名は大穴牟遲神、またのみなは葦原色許男神、又の御名は八千矛神、又の御名は宇都志國玉神とまをす、あはせて御名五つあり、

御魂は、みたま、大穴牟遅は、おほなむぢ、ぢ濁ル、葦原色許男は、あしはらしこを、

【いなばのしろ兎のくだり】

故此大國主神の御兄弟、八十神ましき、然れども皆、國は大國主神にさりまつりき、さりまつりしゆゑは、其八十神おのも〳〵、稻羽の八上比賣をよばはむの心ありて、共にいなばにゆきける時に、大穴牟遲神に帒をおほせ、とも人としてゐてゆきし、こゝに氣多の前にいたりけるときに、あかはだなる兎ふせり、八十神其兎にいひけらく、汝せむは、此うしほをあみ、風のふくにあたりて、高山の尾上にふしてよといふ、故其うさぎ、八十神のをしふるまゝにしてふしき、こゝに其しほのかはくまに〳〵、其身の皮、こと〴〵に風にふきさかえしからに、いたみてなきふせれば、いやはてに來ませる大なむぢの神、其兎を見て、なぞもいましなきふせることゝひ給ふ、うさぎまをさく、あれ淤岐嶋に在て、此國に渡らまくほりつれども、わたらむよしなかりし故に、海の鰐をあざむきて、いひけらくは、あれといましと、ともがらのおほきすくなきをくらべてむ、故汝は、そのともがらのありのこと〴〵ゐてきて、此しまより氣多の前まで、皆なみふしわたれ、あれそのうへをふみて、はしりつゝよみわたらむ、かくして、あがともがらと、いづれ多きといふことをしらむ、かくいひしかば、あざむかれて、なみふせりし時に、あれそのうへをふみて、よみ渡り來て、今地におりむとする時に、吾、いましはあれにあざむかえつ、といひをはれば、すなはちいやはしにふせりし鰐、あをとらへて、こと〴〵にわがきものをはぎき、これによりてなきうれひしかば、さきだちていでましゝ、八十神のみこともちて、うしほをあみて、風にあたりふせれと、をしへたまひき、故をしへのごとせしかば、吾身こと〴〵にそこなはえつ、とまをす、こゝに大穴牟遲神、其兎に敎へ給はく、今とく此水門にゆきて、水もてなが身をあらひて、その水門のかまのはなをとりて、しきちらして、其上にこいまろびてば、なが身もとのはだのごと、かならずいえなむものぞと、をしへ給ひき、故をしへのまに〳〵せしかば、其身

もこの如くになりき、これ稻羽のしろうさぎこいふものなり、今に兎神こぞいふなる、

兄弟は、あにおこ、水門は、みなこ、

故其うさぎ、大なむちの神にまをさく、此八十神は、かならず八上比賣を得給はじ、帒をおひ給へれども、なが命こそ得給ひなむこまをしき、こゝに八上比賣、八十神にこたへけらく、あはみましたちの言はきかじ、大穴牟遲神にこそあはむこぞいひける、

『手間山のくだり』

故こゝに八十神いかりて、大穴牟遲神をころさむこ、あひたばかりて、伯伎國の手間の山本にいたりて、いひけるは、此山に赤猪あるなり、故われごもおひくだりなば、いましまちこれ、もしまちこらずは、かならずいましをころさむこいひて、猪に似たる大いしを、火もてやきて、まろばしおこして、おひくだるを、まちこり給ふ時に、其石にやきつかえて、みうせ給ひき、こゝに其御祖命なきうれひて、天にまゐのぼりて、神產巢日命にまをし給ふこきに、すなはち蚶貝比賣こ蛤貝比賣こをおこせて、作りいかさしめ給ふ、故蚶貝比賣きさげ焦して、蛤貝比賣水をもちて、母の乳汁こ塗しかば、うるはしきをこここになりて、いであるき、

蚶貝は、きさがひ、蛤貝は、うむぎ、母は、おも、

『根のかたす國の段』

こゝに八十神見て、又あざむきて、山にゐて入て、大木をきりふせ、矢をはめ、其木にうちたて、其中にいらしめて、すなはち其ひめ矢をうちはなちて、うちころしき、故又其御祖命なきつゝまけば、見得て、すなはち其木をさきて、こり出

しいかして、其御子にのり給はく、いましこゝにあらば、つひに八十神にほろぼさえなむこのりたまひて、木國の大屋毘古神の御もこに、いそがしやり給ひき、こゝに八十神まぎおひいたりて、矢さす時に、木の俣よりくきのがれて、さりましき、

御祖命御子にのり給はく、須佐之男命のまします、根之堅洲國にまゐでゝよ、かならず其大神たばかり給ひなむこのり給ひき、故みことのまに〳〵、すさのをの命の御許にまゐたりしかば、そのみむすめ須勢理毘賣出見て、まぐはひして、みあひまして、かへり入て、其御父に、いこうるはしき神まゐきつこまをし給ひき、故その大神いで見て、こは葦原色許男こいふ神ぞこのり給ひて、やかてよびいれて、其蛇の室にねしめ給ひき、こゝに其妻須勢理毘賣命、蛇のひれを、其ひこぢにさづけてのり給はく、其蛇くはむこせば、此比禮を三たびふりて、うちはらひ給へこのりたまふ、故をしへのごし給ひしかば、蛇おのづからしづまりし故に、やすくねて出給ひき、又くる日の夜は、呉公こ蜂このむろ屋にいれ給ひしを、又呉公蜂のひれをさづけて、さきのご敎へ給ひしゆゑに、やすくて出たまひき、

蛇は、へみ、室は、むろや、呉公は、むかで、

又鳴鏑を大野の中にいゝれて、其矢をとらしめ給ふ、故其野に入ますこきに、火もて其野を燒めぐらしつ、こゝに出むこころをしらざる間に、鼠來ていひけるは、內はほら〳〵、外はすぶ〳〵、かくいふ故に、そこをふみしかば、おちいりかくりしかひだに、火はやけ過ぬ、こゝに其鼠、かのなりかぶらをくひもち出來て、たてまつりき、其矢の羽をば、其の子ごも皆咋持たりき、

鳴鏑は、なりかぶら、外は、こ、

故その御妻すせりびめは、はふりつ物を持て、なきつゝ來まし、其御父の大神は、すでにみうせぬとおもほして、其野に出たゝせば、すなはちかの矢をもちて、たてまつる時に、家にゐて入て、八田間の大室によびいれて、其御頭のしらみをとらせ給ひき、故その御頭を見れば、呉公おほかり、こゝに其御妻、むくの木の實とはにとを、其ひこぢに授けたまひき、故其木實をくひやぶり、はにをふゝみて、つばき出し給へば、其大神、むかでをくひやぶりて、つばき出すとおもほして、御心にはしくおもほして、御寢坐き、こゝに其大神の御髮をとりて、其むろやのたりきごとにゆひつけて、五百引石を、其室の戸にとりさへて、其御妻須勢理毘賣をおひて、其大神の生大刀生弓矢、又その天詔琴をとりもたして、にげ出ます時に、其天詔琴樹にふれて、つちとゞろきゝ、故その御寢ませる大神きゝおどろかして、其室を引仆し給ひき、然れども、たりきにゆへる御髮を、とかするあひだに、遠くにげ給ひき、故こゝに其大神、よもつひら坂までおひいでまして、はろ〲にみさけて、大穴牟遲神をよばひてのりたまはく、其いましがもたる生大刀生弓矢をもちて、いましがあにおとどもをば、坂の御尾におひふせ、河の瀬におひはらひて、おれ大國主神となり、又うつし國玉神となりて、そのあがむすめ須勢理毘賣を嫡妻として、宇迦之山の山本に、底つ石根に、宮柱ふとしり高天原に、氷木たかしりてをれ、こやつよとのりたまひき、

五百引石は、いほびきいは、天詔琴は、あめのゝりごと、嫡妻は、むかひめ、

故其大刀弓をもちて、かの八十神をおひさくる時に、坂の御尾ごとにおひふせ、河の瀬ごとにおひはらひて、國つくりはじめ給ひき、

故かの八上比賣は、さきのちぎりのごと、みとあたはしつ、こゝに其八上比賣は、ゐてきましつれども、かの御むかひめす

せりびめをかしこみて、其うみませる御子をば、木の俣にさしはさみおきて、かへりましき、故其御子の御名を、木俣神ともまをす、又の御名は、御井神ともまをす、

〔八千矛の御つまごひの段〕

此八千矛神、高志國の沼河比賣をよばひにいでまし、時、その沼河比賣の家にいたりて、うたひ給はく、八千矛の、神の命は、八嶋國、つまぎかねて、とほ〴〵し、高志の國に、さかしめを、ありときかして、くはしめを、ありときこして、さよばひに、ありたゝし、よばひに、ありかよはせ、太刀が緒も、いまだとかずて、淤須比をも、いまだとかねば、をとめの、なすや板戸を、おそぶらひ、わがたゝせれば、ひこづらひ、わがたゝせれば、青山に、ぬえはなき、さぬつとり、きぎしはとよむ、庭つ鳥、かけはなく、うれたくも、なくなる鳥か、此鳥も、うちやめこせね、いしたふや、あまはせづかひ、ここの、かたりごとも、こをば、

沼河比賣、ぬなかは、板戸のと清、さぬつとり庭つとりのと清濁、

ここに其沼河比賣、いまだ戸をひらかずて、内よりうたひたまはく、八千矛の、神の命、ぬえ草の、めにしあれば、わが心、うらすの鳥ぞ、今こそは、千鳥にあらめ、後は、などりにあらむを、いのちは、なしせたまひそ、いしたふや、あまはせづかひ、ここの、かたりごとも、こをば、青山に、日がかくらば、ぬば玉の、夜はいでなむ、朝日の、ゑみさかえきて、たくづぬの、白きたゞむき、沫雪の、わかやるむねを、そだゝき、たゝきまながり、眞玉手、たまでさしまき、もゝながに、いはなさむを、あやに、なこひきこし、八千矛の、神の命、ここの、かたりごとも、こをば、故其夜はあはさずて、くる日の夜、みあひし給ひき、

『うきゆひのくだり』

又其神の嫡后須勢理毘賣命、いたくうはなりねたみし給ひき、故其比古遲神わびて、出雲より、倭國にのぼりまさむとして、よそひしたゝす時に、かた御手は御馬のくらにかけ、かた御足其御あぶみにふみいれて、うたひたまはく、ぬば玉の、黒きみけしを、まつぶさに、とりよそひ、おきつとり、むな見るとき、はたゝぎも、これはふさはず、へつなみ、そにぬぎうて、そにどりの、青きみけしを、まつぶさに、とりよそひ、おきつとり、むなみるとき、はたゝぎも、こもふさはず、へつなみ、そにぬぎうて、山がたに、まぎし、あたねつき、そめきがしるに、しめころもを、まつぶさに、とりよそひ、おきつとり、むなみる時、はたゝぎも、こしよろし、いとこやの、妹の命、むら鳥の、わがむれいなば、ひけとりの、わがひけいなば、なかじとは、なはいふとも、やまとの、一本すゝき、うなかぶし、ながなかさまく、あさあめの、さぎりにたゝむぞ、若草の、つまの命、との、かたりごとも、こをば、

嫡后は、おほぎさき、おきつとりひけとりのと皆清、一本すゝきのす清、

こゝに其后、大御さかづきをとらして、立よりさゝげてうたひ給はく、八千矛の、神の命や、あが大くに、ぬしこそは、をにいませば、うち見る、嶋のさきぐ、かき見る、いそのさきおちず、若草の、妻もたせらめ、あはもよ、めにしあれば、なをきて、をはなし、なをきて、つまはなし、あやかきの、ふはやがしたに、むしぶすま、にこやがしたに、たくぶすま、さやぐがしたに、あわ雪の、わかやるむねを、たくづぬの、白きたゞむき、そだゝき、たゝきまながり、またまで、玉手さしまき、もゝながに、いをしなせ、とよみき、たてまつらせ、かくうたひて、すなはちうきゆひして、うながけりて、今にいたるまでしづまります、これを神語といふ、

〔大國主ノ神の御末の神たちのくだり〕

故此大國主神、胸形の奧津宮にます神、多紀理毘賣命にみあひて、生ませる御子、阿遲志貴高日子根神、次に妹高比賣命、またの御名は下照比賣命、此阿遲志貴高日子根神は、今迦毛大御神とまをす神なり、

式に、大和ノ國葛上ノ郡高鴨阿治須岐託彦根ノ命ノ神社四座【並名神大月次相嘗新嘗】

大國主神、又神屋楯比賣命にみあひて、うみませる御子、事代主神、又八嶋牟遲神の女、鳥耳神にみあひて、うみませる御子、鳥鳴海神、此神、日名照額田毘道男伊許知邇神にみあひて、うみませる御子、國忍富神、此神、葦那陀迦神又の名は八河江比賣にみあひて、生ませる御子、速甕之多氣佐波夜遲奴美神、此神、天之甕主神のむすめ、前玉比賣にみあひて、生ませる御子、甕主日子神、此神、淤加美神のむすめ、比那良志毘賣にみあひて、うみませる御子、多比理岐志麻流美神、此神、比々羅木之其花麻豆美神のむすめ、活玉前玉比賣神にみあひて、うみませる御子、美呂浪神、此神、敷山主神の女、青沼馬沼押比賣にみあひて、生ませる御子、布忍富鳥鳴海神、此神、若晝女神にみあひて、うみませる御子、天日腹大科度美神、此神、天狹霧神の女、遠津待根神にみあひて、生ませる御子、遠津山岬多良斯神、

鳥鳴海は、このなるみ、青沼馬沼押は、あをぬまぬおし、布忍は、ぬのし、山岬は、やまさき、

右のくだり、八嶋士奴美神より、遠津山岬帶神まで、とをまりなゝよの神とまをす、

帶は、たらし、

【少名毘古那ノ神の段】

故大國主神、出雲の三穗の御前にますときに、浪の穗より、天の羅摩の船に乘て、ひむしの皮をうつはぎに剝て、衣服に

して、よりくる神あれ、故其名をとはすれども、こたへず、又御ともの神たちにとはすれども、皆しらずとまをしき、ここに多邇具久まをさく、こは久延毘古ぞかならずしりつらむとまをせば、すなはち久延毘古をめして、とはす時に、こは神産巣日神の御子、少名毘古那神なりとまをしき、故こゝに神産巣日御祖命にまをしあげしかば、こはまことにわが御子なり、御子の中に、わが手俣よりくきし御子なり、故みまし葦原色許男命と、兄弟となりて、其國つくりかためてよとのり給ひき、故それより、大穴牟遲と小名毘古那と、二柱神、あひならばして、此國作りかため給ひき、さて後には、其少名毘古那神は、常世國に渡りましき、

羅摩は、かゞみ、　すくなびこなのび濁、

故其すくなびこなの神をあらはしまをせりし、いはゆる久延毘古は、今に山田の曾富騰といふものなり、此神は、足はおるかねども、天の下の事を、と〲にしれる神になもありける、

又は、大穴牟遲と少名毘古那と、二柱神、うつしき青人草、又けだものゝために、病をゝさむるすべをさだめ、又鳥けものはふむしのわざはひをはらはむために、其まじなひのすべをもさだめ給ひき、故おほみたから今にいたるまで、皆とのみたまをなもかゞふる、ともあり、

〔さきみたまくしみたまの段〕

こゝに大國主神うれひまして、われひとりして、いかでかも此國をえ作らむ、いづれの神とゝもに、わは此國をあひつくらましとのりたまひき、此時に、うなはらをてらして、よりくる神あり、其神ののりたまはく、わはいましの幸魂奇魂なり、あが御前をよくをさめてば、あれとも〲にあひつくりなしてむ、もし然あらずは、國なりかてましとのり給ひき、

故大國主神まをし給はく、然らば、治めまつらむさまはいかにぞこまをし給へば、あれをば、倭の青垣、東の山上にいつきまつれこのり給ひき、此は御諸の山の上にます、大美和大物主大神なり、

幸魂は、さきみたま、奇魂は、くしみたま、此ノ二つの名は、こもに和魂のはたらきをいふなり、前は、まへ、

式に、大和國城上郡大神大物主神社【名神大月次相嘗新嘗】

『大年ノ神羽山戸ノ神の御子たちのくだり』

故かの大年神、神活須毘神の女、伊怒比賣にみあひて、生ませる御子、大國御魂神、次に韓神、次に曾富理神、次に向日神、次に聖神、又香用比賣にみあひて、生ませる御子、大香山戸臣神、次に御年神、又天知迦流美豆比賣にみあひて、うみませる御子、奥津日子神、次に奥津比賣命、又の名は大戸比賣神、こはもろ人のもちいつく竈神なり、次に大山咋神、又の名は山末之大主神、此神は、淡海國の日枝山にます、又葛野の松尾にます、鳴鏑になりませる神なり、次に庭津日神、次に阿須波神、次に波比岐神、次に香山戸臣神、次に羽山戸神、次に庭高津日神、次に大土神、またの名は土之御祖神、

香用は、かゞよ、香山戸は、かごやまご、大戸は、おほべ、竈神は、かまのかみ、葛野は、かづぬ、

大國御魂神は、倭大國御魂神にます、式に、大和國山邊郡大和坐大國魂神社三座【並名神大月次相嘗新嘗】近江國滋賀郡日吉神社【名神大】山城國葛野郡松尾神社二座【並名神大月次相嘗新嘗】

上の件、大年神の御子たち、あはせて十まり六はしらます、

故其羽山戸神、大氣都比賣神にみあひて、生ませる御子、若山咋神、次に若年神、次に妹若沙那賣神、次に彌豆麻岐神、次に夏高津日神、又の名は夏之賣神、次に秋毘賣神、次に久々年神、次に久々紀若室葛根神、

葛根は、つなね、

上のくだり、羽山戸神の御子たち、あはせて八はしらます、

神代正語下卷

〔國むけ御はかりの段〕

天照大御神の命もちて、豐葦原の、千秋の長五百秋の水穗國は、吾御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命のしらさむ國ぞ、事依し給ひて、あまくだし給ひき、こゝに天忍穗耳命、天浮橋にたゝしてのり給はく、豐葦原の、千秋の長五百秋のみづほの國は、いたくさやぎてありけりとのりたまひて、さらにかへりのぼらして、天照大御神にまをし給ひき、こゝに高御產巢日神天照大御神の命もちて、天安河の河原に、八百萬神をかむつどへにつどへて、思金神に思はしめて、のりたまはく、此葦原中國は、あが御子のしらさむ國ぞと、ことよさし給へる國なり、故此國に、ちはやぶるあらぶる國神どものさはなるとおもほすは、いづれの神をつかはしてか言向なむとのりたまひき、

又は、高御產巢日神、八百萬神にのりたまはく、あし原の中國は、いはねこたちくさのかき葉もこととひ、晝はさばへなすみなわき、夜はほべなすひかる神ありて、いたくさやげり云々、とまをせり、

こゝに思金神又八百萬神たちはかりて、天菩比神、これつかはすべしとまをしき、故天菩比神をつかはしつれば、やがて大國主神にこびつきて、三年になるまで、かへりごとまをさゞりき、こゝをもて高御產巢日神天照大御神、又もろ／＼の神たちにとひ給はく、葦原中國につかはせる天菩比神、久しくかへりごとまをさず、又いづれの神をつかはしてば吉けむ、こゝに思金神まをしけらく、天津國玉神の子、天若日子をつかはしてむとまをしき、

〔天若日子のくだり〕

故こゝに天之麻迦古弓天之波々矢を、天若日子に賜ひて、つかはしき、こゝに天若日子彼國にくだりつきて、すなはち大國主神の御むすめ下照比賣を妻とし、又其國を得むと、思ひはかりて、八とせになるまで、かへりごとまをさゞりき、故こゝに天照大御神高御産巣日神、又もろ〳〵の神たちに問たまはく、天若日子久しくかへりごとまをさず、又いづれの神をつかはしてか、天若日子がひさしくとゞまるゆゑをとはしめむ、と問給ひき、こゝに諸の神たち又思金神まをさく、雉名鳴女をつかはしてむとまをす時に、其名鳴女にのり給はく、汝ゆきて、天若日子にとはむさまは、汝をあしはらのなかつくににつかはせるゆゑは、其國のあらぶる神ごもを、ことむけやはせとなり、なぞ八年になるまで、かへりごとまをさゞると、こへとのり給ひき、かれこゝに名鳴女天よりくだりつきて、天若日子が門なるゆつかつらのうへにゐて、まつぶさに天神の大命のごとのりき、こゝに天佐具女、此鳥のいふことをきゝて、天わかひこに、此鳥は、なくこゑいとあし、いころし給ひねと、いひすゝむれば、天若日子、天神のたまへる、天之波士弓天之加久矢をもちて、此雉を射ころしつ、こゝに其矢、雉の胸よりとほりて、さかさまにいあげらえて、天安河の河原にまします、天照大御神高木神の御もとにいたりき、此高木神は、高御産巣日神のまたの御名なり、故高木神其矢をとらして、見そなはすれば、其矢の羽に血つきたりき、こゝに高木神、此矢は、天若日子に賜へりし矢ぞかしと詔ひて、もろ〳〵の神たちにみせてのり給へらくは、もし天わかひこみことをたがへず、あらぶる神を射たりし矢の來つるならば、天若日子にあたらざれ、もしきたなきこゝろしあらば、天若日子此矢にまがれとのりたまひて、其矢をとらして、其矢の穴よりつきかへし給ひしかば、天若日子が胡床に寢たる高胸坂にあたりてみうせにき、又かの雉かへらず、故今にことわざに、きゞしのひた使とぞいふなる、

雉は、きゞし、

故天若日子が妻下照比賣のなかせる聲、風にたぐひて天に聞えき、こゝに天なる天若日子が父天津國玉神、又妻子ども聞

て、降來て哭かなしみて、すなはちそこに喪屋をつくりて、河雁を使佐理持こし、鷺を帚持こし、翠鳥を御食人こし、雀を碓女こし、雉を哭女こし、かくおこなひさだめて、日八日夜八夜をあそびたりき、此時阿遲志貴高日子根神來坐て、天若日子が喪をこぶらひ給ふ時に、天よりくだり來つる、天わかひこが父、又其妻皆哭て、あが子はしなずてありけり、あが君はしなずて坐けりこいひて、手足にこりかゝりて、なきかなしみき、かくあやまてるゆゑは、此二柱の神のかほいこよく似たり、故こゝをもてあやまてるなるけり、こゝに阿遲志貴高日子根神いたくいかりて、いひけらく、あはうるはしき友なれこそ、こぶらひ來つれ、なにこかもあれをきたなきしにびこになぞふるこいひて、みはかしの十奔劔をぬきて、其喪屋をきりふせ、足もてくゑはなちやりき、こは美濃國の藍見川の川上なる喪山なり、其持てきれる大刀の名は、大量こぞいひける、又の名は神度劔こもいふ、

翠鳥には、そこに、美濃は、みぬ、川上は、かはかみ、

故あぢしきたかひこねの神は、おもほでりて飛去給ふ、此神のかほすがた、いこうるはしくて、二尾二谷のあひだにてりかゞやく時に、其伊呂妹高比賣命、其御名をあらはさむこ思ひて、うたひけらく、天なるや、おこたなばたの、うながせる、玉のみすまる、みすまるに、あなたまはや、みたに、ふたわたらす、あぢしき、たかひこねの、かみぞや、此哥は夷振なり、

伊呂妹は、いろも、

『大國主ノ神國さりのくだり』

こゝに天照大御神のの給はく、又いづれの神をつかはしてばよけむ、かれ思金神又もろ〳〵の神たちまをしけらく、

天安河の川上の天の石屋にます、名は伊都之尾羽張神、これつかはすべし、もし又此神ならずは、其神の子建御雷之男神、これつかはすべし、まづ其天尾羽張神は、天安河の水を、さかさまにせきあげて、道をせき塞ければ、あだし神はえゆかじ、故ことに天迦久神を遣して、とふべしとまをしき、故こゝに天迦久神をつかはし、天尾羽張神にとふ時に、かしこし、つかへまつらむ、然れども此道には、吾子建御雷神をつかはすべしとまをして、すなはちたてまつりき、故天鳥船神を、建御雷神にそへてつかはしき、

こゝをもて此二ばしらの神、出雲國の伊那佐之小濱にくだりつきて、十掬劔をぬきて、浪の穂にさかさまにさしたてゝ、其劔のさきにあぐみゐて、其大國主神にとひ給はく、天照大御神高木神の命もちて、とひにつかはせり、ながうしはける葦原中國は、あが御子のしらさむ國と、事依したまへり、故なが心いかにぞとゝひ給ふときに、こたへまをさく、あはえまをさじ、あが子八重事代主神、これまをすべきを、鳥のあそびすなどりに、三穂の崎にゆきて、いまだかへりこずとまをしき、故こゝに天鳥船神をつかはして、八重事代主神をめし來て、とひ給ふ時に、其父の大神に、かしこし、此國は、天神の御子にたてまつり給へといひて、すなはち其船をふみかたぶけて、天逆手を、青柴垣にうちなして、かくりましき、故こゝに其大國主神にとひ給はく、今汝子事代主神、かくまをしぬ、又まをすべき子ありやと問たまひき、こゝに又まをしつらく、又吾子建御名方神あり、これをおきてはなし、かくまをし給ふをりしも、其建御名方神、千引石を手末にさゝげて來て、たれぞあが國に來て、しぬび／＼かく物いふ、然らばちからくらべせむ、故我まづ其御手をとらむといふ、故その御手をとらしむれば、すなはち立氷にとりなし、又劔の刃にとりなしつ、故おそれてしりぞきをり、こゝに其建御名方神の手をとらむと、こひかへしてとれば、若葦をとるがごと、つかみひしぎてなげはなち給へば、すなはちにげいにき、

故おひゆきて、科野國の洲羽海にせめいたりて、ころさむとし給ふ時に、建御名方神まをしつらく、かしこし、あをな殺し給ひそ、此ところをおきては、あたしところにゆかじ、又あが父、大國主神のみことにたがはじ、八重事代主神のことにたがはじ、此葦原中國は、天神御子の命のまに〳〵、たてまつらむとまをしたまひき、故さらに又かへり來て、其大國主神に問たまはく、なが子ども、事代主神建御名方神ふたりは、天神御子のみことのまに〳〵、たがはじとまをしぬ、故汝心いかにぞと問たまひき、こゝにこたへまつらく、吾子どもふたりのまをせるまに〳〵、あれもたがはじ、此葦原中國は、命のまに〳〵すでにたてまつらむ、たゞあがすみかをば、天神御子の、天津日嗣しろしめさむ、とだるあまの御巣なして、底つ石根に宮柱ふとしり、高天原に氷木たかしりて治め給はゞ、吾は百不足八十坰手にかくりて、さもらひなむ、又あが子ども百八十神は、八重事代主神、神の御尾前となりて、つかへまつらば、たがふ神はあらじ、又あれ此子をもて、言竟しをへつ、天神御子、此子をもて、國をすめ給はゞ必平安ましなむとまをして、其國むけし時、つゑつきたまへる廣矛をさづけまつりて、すなはちかくりましき、

葉は、ふし、　下木は、たなすゑ、　立木は、たちひ、　坰手は、くまで、

又は、高御産巣日神の命もて、經津主神建御雷神を遣はして、大國主神にのり給はく、汝がしらせる顯事は、御孫命しらすべし、いましは、幽事をしらせ、又汝がすむべき天日隅宮は、千尋栲繩百結むすび、八十結むすびて、柱は高く太く、板は廣く厚く、今作りてむ、又田もつくりてむ、又汝が海にかよひあそばむ具に、高橋浮橋、又天の鳥船もつくらむとも、又天安河にも、打橋わたさむ、又百八十縫の白楯も造りなへてむ、又天穂日命をして、汝を祭りをさめしつかまつらしめむとのり給ひき、こゝに大國主神こたへまつらく、かしこし、天神の命のまに〳〵たがはじ、あがしらす

る顯露事は、御孫命しろしめすべし、あはも、たらず八十坰手にかくりさもらひて、幽事をしるべしとまをして、すなはち隠りましき、ともあり、

顯露事は、あらはにごと、　御孫命は、みまのみこと、　幽事は、かみごと、　日隅宮は、ひすみのみや、　栲縄は、たくなは、

上件大國主神の、たゞあがすみかをば云々、とまをし給ひつること、高御産巣日神の、汝が住べき天日隅宮は云々、と詔へること、一つ事にて、こは此大國主神、現御身は八十坰手に隠りましての後、其御靈の、此顯國に鎮坐べき宮のあらましなり、今の出雲國の大社、其宮なるべし、かゝれば天菩卑命をして、汝の前をいつきまつらしめむ、とのり給へるまでの、くさ〴〵の供給も皆、現御身のためにはあらず、後の御靈のうへのためなり、

故まをし給ひしまに〳〵、出雲國の多藝志之小濱に、天の御あらかを造りて、水戸神の孫櫛八玉神を、かしはでとして、天の御饗たてまつる時に、ねぎまをして、櫛八玉神鵜になりて、わたの底に入て、底のはにを咋出して、天のやそびらかを作りて、海布のからを刈て、火きり臼につくり、海蓴のからを火きり杵につくりて、火をきりいでゝ、まをしけらく、此わがきれる火は、高天原は、神むすび御おやの命の、とだるあまの新巣のすゝの、八束たるまでたきあげ、地の下は、底津石根にたきこらして、栲縄のちひろなはうちはへ、つらせる海人が、大口の小はたすゞき、さわ〳〵に引よせあげて、さき竹のとをゝ〳〵に、天のまなぐひたてまつらむとまをしき、

孫は、ひこ、　海布は、め、　海蓴は、こも、

右の件は、出雲の杵築大社の神事なるべし、

又は、天菩卑命を、國覓見につかはしける時に、其天菩卑命、天かけり國かけりて、天の下を見めぐりて、かへり言まを

し給はく、豐葦原の水穗國は、いたくさやぎてあり、しかれどもしづめむけて、皇御孫命に、安國とたひらけく、しろしめさしめむとをして、おのれ命の御子天夷鳥命に、經津主命をそへて、天降し遣して、あらぶる神どもを言向、國つくらしゝ大神をもこびしづめて、大八嶋國、うつし事あらはに事、事さらしめき、故大穴牟遲命、大八嶋國事避まつりて、己命の和御魂を、八咫鏡にとりつけて、倭の大物主、櫛𤭖玉命と御名をたゝへて、大美和の神奈備にませて、皇御孫命の近守神と、たてまつりおきて、八百丹杵築宮にしづまりましきこともあり、

國體は、くにがた、　八咫鏡は、やたかゞみ、

國つくらしゝ大神とは、大穴牟遲命をまをす、此くだり、かの幸魂奇魂の段と、考へ合すべし、

『大美和ノ大物主ノ神の祭のくだり』

故こゝに大物主神事代主神、八十萬神をひきゐて、天の高市につどへて、天にまゐのぼりて、葦原中國すでに事避りしさまをまをし給ふ時に、高御産巣日神、大物主神にのりたまはく、汝もし國神の女を妻とせば、猶うとき心ありとおもはむ、故吾御むすめ三穗津比賣をもて、いましの妻とせむ、故此八十萬神をゐて、とこしへに皇御孫命をまもりまつれとのり給ひき、故こゝをもて、紀國の忌部の祖、手置帆負神を笠縫として、日子狹知神を楯縫として、天目一箇神を鍛人として、天日鷲神を木綿作として、櫛明玉神を玉作として、布刀玉命の弱肩に、布刀手次をとりかけて、御手代として、此神をまつりはじめ給ひける、又天兒屋命は、神事のもとをしろしめせれば、布刀麻邇の卜事をもてつかへまつりき、又此時の帥主神は、建御雷神なりき、こは今東國の香取にます、

忌部は斎いみべ、　鍛人は、かぬち、　手次は、たすき、　帥主は、いはひぬし、

此時は、大國主神事代主神ともに、既に隱りまして後なれば、此天に參上り給ひしは、現御身にはまさず、皆其御靈

なり、大物主とまをす御名は、大國主ノ神の和御魂の、皇御孫命の近き守リ神として、倭の大美和に坐ス御名となし、故此段は、其大美和ノ神を祭らし、始メの式なり、又事代主ノ神の御靈も、近キ守リ神と、倭ノ國に坐せば、其ノ祭も、此ノ中にこもりたるべし、式に、大和國城上郡大神大物主ノ神社【名神大月次相嘗新嘗】城下郡村屋坐彌富都比賣ノ神社【大月次相嘗新嘗】葛上郡鴨都波八重事代主ノ命ノ神社【名神大月次相嘗新嘗】高市郡高市御縣坐鴨事代主ノ神社【大月次新嘗】飛鳥坐神社四座【並名神大月次相嘗新嘗】又此齋主ノ神をまつれる社は、下總國香取郡香取ノ神宮【名神大月次新嘗】

故建御雷神かへりまゐのぼりて、あしはらのなかつ國、ことむけやはしぬるさまをまをし給ひき、

又は、建御雷神、あしはらの中國とむけをへ給へるに、たゞ星神香背男のみ、まつろはざりしを、しごり神建葉槌命を遣して、言向しめて、かへりまゐのぼりましつこともあり、

『御孫命御あもりの段』

こゝに天照大御神高木神の命もちて、皇太子正勝吾勝勝速日天忍穂耳命に詔はく、今葦原中國ことむけをへぬとまをす、故事依し賜へりしまに〳〵、降りましてしろしめせとのり給ひき、こゝに其ひつぎの御子正勝吾勝勝速日天忍穂耳命のまをし給はく、あれは降りなむよそひせしほどに、御子あれましつ、御名は、天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇々藝命、此御子を降すべしとまをし給ひき、此御子は、高木神の御女、萬幡豐秋津師比賣命に御あひまして、生ませる御子、天火明命、次に日子番能邇々藝命にます、故其天火明命の御子、天香山命は、尾張連らが祖なり、

火明は、ほあかり、香山は、此はかごやま、

故こゝをもてまをし給ふまに〳〵、日子番能邇々藝命に命おほせて、此豐葦原水穂國は、みましらさむ國なりと、事依したまふ、故命のまに〳〵あもりますべし、天津日嗣は、天地のむた、常磐堅磐にさかえまさむとのり給ひき、

又かの招禱をきし、八尺勾玉鏡又草薙劒、又常世の思金神手力男神天石門別神をそへ給ひて、のり給へらくは、これの鏡は、もはらあが御魂として、吾御前をいつくがごといつきまつり給へ、次に思金神は、御前の事をとりもちて、まつりごとまをし給ひき、此二柱神は、さくゝしろ五十鈴宮にいつきまつる、次に登由宇氣神、こは外宮の度相に坐す神なり、次に草薙劒は、尾張國の年魚市村にます神なり、次に天石門別神、又の名は櫛石窓神とまをし、又の名は豊石窓神ともまをす、此神は、御門の神なり、次に手力男神は、佐那縣に坐す神なり、

上件、副給へる神たちは、皆其御靈實なり、現御身にはあらず、をきしとは、大御神の天の石屋にさしこもらし、時に、招禱奉しをいふ、故此八尺勾玉は、今に天皇の大御許にます御璽なり、五十鈴宮は、式に、伊勢國度會郡大神宮、度相に坐す神は、度會宮とあり、尾張國愛智郡熱田神社【名神大】伊勢國多氣郡佐那神社二座、

又は、此時天照大御神、又吾が天原にしてきこしめす齋庭の穂も、吾御子にきこしめさしむべしとのり給ひき、ともあり、

齋庭は、ゆにはの穂は、稲穂なり、

こゝに天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命、あはせて五伴緒を、わかちくはへて、天降らしめ給ふ、故其天兒屋命は、中臣連らが祖、布刀玉命は、忌部首らが祖、天宇受賣命は、猿女君らが祖、伊斯許理度賣命は、鏡作連らが祖、玉祖命は、玉祖連らが祖なり、

上件五ともをの神たちは、皆現御身なり、

又は、高御産巣日神の命もちて、天兒屋命布刀玉命にのり給はく、あは天津神籬をつきて、天津磐境をたてゝ、これ吾孫の爲にいつきまつるべきなり、故いましたちも、天津神籬を、葦原中國に持くだりて、御孫命の御爲に、いつきまつれとのり給ひき、ともあり、

　石境は、いはき、　神籬は、ひもろぎ、

こゝに日子番能邇々藝命天降坐むとする時に、天之八衢に居て、上は高天原、下は葦原中國まで、照かゞやく神あり、故天照大御神高木神の命もちて、天宇受賣神に、いましは手弱女なれども、いむかふ神とおもかつ神なり、故もはらいましゆきてとはむは、吾御子の天降坐むとする道を、たれぞ、かくてをると、とへとのり給ひき、故かくとはし給ふときに、こたへまつらく、あは國神、名は猨田毘古神、出居るゆゑは、天神御子あもりますと聞つる故に、御前に仕奉むとして、參むかへさもらふぞとまをし給ひき、こゝに天宇受賣神又とひけらく、然して汝はいづくにいたらむ、又天神御子はいづくにいたりまさむとこふ時に、猨田毘古神こたへけらく、天神御子は、筑紫の日向の、高千穂之久士布流多氣に至りましなむ、吾は伊勢のさなかた五十鈴の河上にいたりなむとこたへ給ひき、

〔日向ノ宮御しりまりのくだり〕

かれこゝに天津日子番能邇々藝命、天之石位をはなれ、天の八重多那雲をおしわけて、いつのちわきちわきて、あもります時に、天忍日命天津久米命二人、天之石靫をとりおひ、頭椎之大刀をとりはき、天之波士弓をとりもち、天之眞鹿兒矢をたばさみ、御前に立てつかへまつりき、故此天忍日命は、大伴連らが祖、天津久米命は、久米直らが祖なり、

　石位は、いはくら、　頭椎は、くぶつち、

故天浮橋にうきじまりそりたゝして、筑紫の日向の高千穂之久士布流多氣にくだりいたりましき、こゝにそじゝのから國を、笠沙の御崎にまぎとほりて、のり給はく、こゝは朝日のたゞさす國、夕日の日てる國なり、故こゝは、いとよきところぞとのり給ひて、底津石根に宮柱ふとしり、高天原に氷木たかしりてましましき、

又は、そこに神あり、名は事勝國勝長狹といふ、天神御子、此神に、こゝはたが國ぞと問給へば、あが國なり、しかれど

も今は天神御子にたてまつらむとまをしき、故そこにとゞまりまし〳〵つ、ともあり、

『さるめの君のくだり』

故こゝに天宇受賣命にのり給はく、此御前にたちてつかへまつれりし、猨田毘古大神をば、もはらあらはしまをせるいましおくりまつれ、又其神の御名は、汝負てつかへまつれとのりたまひき、こゝをもて猨女君ら、其猨田毘古の男神の御名をおひて、をみなを猨女君とぞよぶ、故其天宇受賣命、かへるたびこの神をおくりて、伊勢國にまかりいたりて、すなはちことゞくにはたのひろ物はたのさ物をおひあつめて、いましは天神御子につかへまつらむやとことふ時に、もろ〳〵の魚ども皆、仕奉らむとまをす中に、海鼠まをさず、故天宇受賣命、海鼠にいひけらく、此口や、こたへせぬ口といひて、紐小刀もちて、其口をさきゝ、故今に、海鼠の口さけたり、こゝをもて御世〳〵、嶋の速贄たてまつれる時に、猨女君らに賜ふなり、

海鼠は、こ、紐小刀は、ひもがたな、

『猨田毘古神あざかの段』

かくて猨田毘古神、阿邪訶に坐ける時に、すなどりせすと、比良夫貝に其手を咋合されて、うしほにおぼれ給ひき、故其底に沈み居給ふ時の御名を、底度久御魂とまをし、其潮のつぶたつ時の御名を、都夫多都御魂とまをし、其泡さく時の御名を、阿和佐久御魂とまをす、

式に、伊勢國壹志郡阿射加神社三座【並名神大】

『大山津見神とこひの段』

こゝに天津日高日子番能邇々藝命、笠沙御前に、かほよき嬢女のあへるに、たがむすめぞととひ給ひき、こたへまをし給

はく、大山津見神の女、名は神阿多都比賣、又の名は木花之佐久夜毘賣とまをし給ひき、又いましがはらからありやと問たまへば、吾姉石長比賣ありとまをし給ひき、故のり給はく、あれいましにまぐはひせむと思ふはいかにと詔へば、あはえまをさじ、あが父大山津見神まをさむとまをし給ひき、

媛女は、をとめ、

又は、此さきたてる浪の穂のほさりなる八尋殿に、手玉もゆらに機織る媛女は、たがむすめにかと、事勝國勝長狹にとはしければ、大山津見神の御むすめたち、姉の名は石長比賣、弟の名は木花之佐久夜毘賣とまをすとまをしき、ともあり、

故其父大山津見神にこひにつかはしける時に、いたくよろこびて、其姉石長比賣をそへて、百取の机代の物をもたしめて、たてまだしき、故こゝに其あねは、いとみにくきによりて、見かしこみて、かへしおくりて、たゞ其弟木花之佐久夜毘賣をのみとゞめて、一夜みとあたはしつ、こゝに大山津見神、石長比賣をかへし給へるによりて、いたくはぢて、まをしおくり給ひけるとは、吾女二人ならべてたてまつりしゆゑは、石長比賣をつかはしてば、天神御子の御いのちは、雪ふり風ふけども、とこしへなる石のごとく、ときはにかきはにましまさむ、又木花之佐久夜毘賣をつかはしては、木花の榮ゆるがど、さかえまさむとうけひてたてまつりき、然るに今、石長比賣をかへして、木花之佐久夜毘賣ひとりとゞめ給へれば、天神御子の御いのちは、木花のあまひのみましなむとまをし給ひき、故こゝをもて、今にいたるまで、世の人の命長からざるなり、

〔木花之さくやびめ御子うましの段〕

故後に木花之佐久夜毘賣まゐでゝ、まをし給はく、あれはらめるを、今こうむべき時になりぬ、此天神の御子、わたくしにうみまつるべきにあらず、故まをすとまをし給ひき、故のり給はく、佐久夜毘賣、一夜にやはらめる、そは吾御子にあ

らじ、かならず國神の子にこそあらめとのり給へば、あがはらめる御子、もし國神の子ならむには、うまむ時さきからじ、もし天神の御子にまさば、さきからむさまをして、戸なき八尋殿をつくりて、其殿内に入坐て、はにもてぬりふたぎて、うますときにあたりて、その殿に火をつけてなもうましける、故其火のまさかりにもゆる時に、あれませる御子の御名は、火照命、こは隼人阿多君の祖なり、次にあれませる御子の御名は火須勢理命、次にあれませる御子の御名は、火遠理命、又の御名は天津日高日子穂々手見命、

火照は、ほでり、火須勢理は、ほすせり、火遠理は、ほをり、

故此木花之佐久夜毘賣、はじめにひこぢの神の疑ひ給ひしことを、猶うらみて、あひごともし給はざりしかば、其ひこぢの神うれひ給ひて、御哥よみし給はく、おきつもは、へにはよれども、さねどこも、あたはぬかもよ、はまつ千鳥よ、
故日子番能邇々藝命、御陵は、日向の可愛にあり、

御陵は、みはか、可愛は、え、

〔御さちかへのくだり〕

故火照命は、海佐知毘古として、鰭の廣物鰭の狭物をとり給ひ、火遠理命は、山佐知毘古として、毛の麁物毛の柔物をとり給ひき、ここに火遠理命、其伊呂兄火照命に、かたみに佐知をかへて用ひむといひて、三たびこはし、かども、ゆるさゞりき、然れども、つひにわづかにえかへ給ひき、又は、いろせ其いろとの命にこふ、ともあり、故火遠理命うみさちをもちて、魚つらすに、すべて一つも得給はず、又其つりばりをさへ、海にうしなひ給ひき、ここに其いろせ火照命其はりをこひて、山さちもおのがさち／＼、海さちもおのがさち／＼、今はおの／＼さちかへさむといふ時に、其いろと火遠理命のたまはく、みましのつりばりは、なつりしに、一つもえずて、つひに海にうしなひてきとのり給へども、其いろ

せあながちにこひはたりき、故其いろと、御はかしの十拳劒をやぶりて、いほはりを作りて、つくのひ給へども、ことはず、
又ちはりをつくりて、つくのひ給へども、うけずて、なほかの木のはりを得むとぞいひける、

海佐知山佐知は、うみさち、やまさち、魚は、な、

「わたつみの宮のくだり」

こゝに其いろどの命、海べたになきうれひていますし時に、鹽椎神來て、とひけらく、いかにぞ、虚空津日高の、かくなきうれひ給ふゆゑはとゝへば、こたへたまはく、われいろせと鉤をかへて、其はりをうしなひてき、かくて其はりをこふ故に、あまたのはりをつくのひしかども、うけずて、なほ其本のはりをえむといふなり、かれなきうれふとのりたまひき、こゝに鹽椎神、あれなが命のみために、よきことばかりせむといひて、すなはちまなしかつまの小船を作りて、其船にのせまつりて、をしへけらく、あれ此船をおし流さば、やゝしましいでませ、うまし御路あらむ、其御路にのりていまさば、いろこのごと造れる宮あらむ、それ綿津見神の宮なり、其神御門にいたりましなば、かたへなる井のべに、湯津香木あらむ、其木のうへにましまさば、其海神の御女見て、はからむものぞとをしへまつりき、故をしへしまに／＼、すこしいでましけるに、つぶさにその言の如くなりしかば、すなはち其香木にのぼりてまし／＼き、こゝに海神の御むすめ豊玉毘賣のまかたち、玉器を持て出來て、水くまむとする時に、井に影あり、あふぎて見れば、うるはしきをとこあり、いとあやしと思ひき、故火遠理命、そのをみなを見たまひて、水をえしめよとこひ給ふ、まかたちすなはち水をくみて、玉器にいれてたてまつりき、こゝに水をばのみ給はずして、御くびの玉をとかして、御口にふゝみて、其たまもひにつばきいれ給ひき、こゝに其玉、もひにつきて、まかたち此玉をえはなたず、故玉つけながら、豊玉毘賣命にたてまつりき、故豊玉毘賣命其玉を見て、もし門の外に人ありやと問給へば、まかたち、あが井のべの香木のうへに人います、いとうるはしきをとこ

にますを、あがきみにもまさらして、いとたふとし、故其人水をこはせるゆゑに、たてまつりしかば、水をばのまさずて、此玉をなもつばきいれ給へるを、これえはなたぬ故に、いれながら持參來て、たてまつりぬとまをしき、故とよ玉ひめの命あやしとおもほして、出見て、すなはち見めでゝまぐはひして、其父に、あが門にうるはしき人いますとまをし給ひき、

鉤は、つりばり、　香木は、かつら、　玉器は、たまもひ、

故こゝに海神みづから出見て、此人は、天津日高の御子、虚空津日高にませりといひて、すなはち内にゐていれまつりて、美智皮の疊八重をしき、又絁疊八重を其上に敷て、其うへにませまつりて、百取之机代の物をそなへて、御饗して、すなはちその御むすめ豊玉毘賣をあはせまつりき、

絁は、きぬ

故火遠理命は、みとせといふまで、其國にすみ給ひけるを、そのはじめの事をおもほして、大きなるなげき一つし給ひき、故とよたまひめの命、其御歎をきかして、其父にまをし給はく、此君い、三とせすみませれども、つねはなげかすこともなかりしに、こよひ大きなる歎ひとつし給ひつるは、もし何のゆゑあるにかとまをし給へば、其父の大神、其御むこの君にとひまつらく、今朝吾女の語るをきけば、三年ましませども、つねはなげかすこともなかりしに、こよひ大きなるなげきし給ひつとまをせり、もしゆゑありや、又こゝに來坐るよしはいかにぞととひまつりき、故其大神に、つぶさに、そのいろせの、うせにしつりばりをはたれるさまをかたり給ひき、

こゝをもて海神、ことごとにはたのひろ物はたのさもの をよびあつめて、もし此鉤をとれる魚ありやととひ給ふ、故もろもろの魚どもまをさく、このごろあかめなも、のみどにのぎありて、物えくはずとうれふなる、かならず、これとりつらむとまをしき、故赤海鯽魚の喉をさぐりしかば、鉤あり、すなはちとりいでゝすゝぎて、火遠理命にたてまつる時に、その

綿津見大神をしへまつりけらく、此はりを其いろせに賜はむ時に、のり給はむさまは、淤煩鉤須々鉤貧鉤宇流鉤といひて、後手にたまへ、然して、其いろせ高田をつくらば、汝命は下田をつくり給へ、其いろせ下田をつくらば、なが命は高田をつくり給へ、然し給はゞ、あれ水をしれば、三年のほどに、かならず其兄まづしくなりなむ、もしそれ、しかし給ふことをうらみて、せめなば、潮盈珠を出して、おぼらし、もしそれうれひまをさば、潮乾珠を出していかし、かくしてたしなめ給へとまをして、潮盈珠潮乾珠あはせて二つを授けまつりて、すなはちことごとに鰐どもをよびあつめて、問たまはく、今天津日高の御子、虚空津日高、上國にいでまさむとす、誰はいくかにおくりまつりて、かへりことまをさむと、とひたまひき、故おのも〳〵身の長さのまに〳〵、日をかぎりてまをす中に、一ひろ鰐、われは一日に送りまつりて、かへり來なむとまをす、故其一尋鰐に、然らばなれおくりまつりてよ、もしわたの中をわたる時、なかしこませまつりそと、のりて、すなはち其鰐の頸にのせまつりて、おくりだしまつりき、故いひしがごと、一日のうちにおくりまつりき、其わにかへりなむとせし時に、御佩せる紐小刀をとかして、その頸につけてなも、かへしやり給ひける、故其ひとひろわにをば、今に佐比持神とぞいふなる、

　喉は、のみど、四つの鉤は皆、ち、後手は、しりへで、高田は、あげた、下田は、くぼた、上國は、うつくに、

『火照ノ命まつろひの段』

故こゝをもてつぶさに海神のをしへまつりしことのごとくにして、かのつりばりをあたへ給ひき、故其兄それより後、いよゝまづしくなるまゝに、さらに心あらびて、せめきつ、故せめむとするときは、潮盈珠を出しておぼらし、それうれひまをせば、潮乾珠をいだしてすくひ、かくしてたしなめ給ふ時に、のみまをさく、あは今よりゆくさき、なが命の夜晝守護

人となりてなも、つかへまつらむとまをしき、かれ今にいたるまで、そのおぼれし時のくさぐさのわざ、たえず仕奉るなり、

　仕奉は、つかへまつる、

又は、其兒のみまをさく、今よりゆくさき、あがうみのこのやそつゞき、汝命のわざをき人となりて、つかへまつらむ、とも、いぬ人となりて、なが命の御垣のもとさらず、つかへまつらむ、ともあり、

〖鵜の羽うぶ屋のくだり〗

こゝに海神の御女豐玉毘賣命、みづからまゐでゝまをし給はく、あれはやくはらめるを、今は御子うむべき時になりぬ、ここを思ふに、天神の御子を、海原にうみまつるべきにあらず、故まゐで來つとまをしたまひき、かれすなはち其海べたのなぎさに、鵜の羽を葺草にして、産殿をつくりき、こゝに其うぶやいまだふきあへぬに、御腹たへがたくなりたまひければ、産殿に入ましき、かくて御子うみまさむとする時に、其比古遲にまをし給はく、すべてあだし國の人は、こうむをりになれば、本國のかたちになりてなもうむなる、故吾も今本の身になりて、うみなむとす、故あをな見給ひそとまをし給ひき、こゝに其言をあやしとおもほして、そのまさかりに御子うみ給ふを、かきまみ給へば、八ひろ鰐になりて、はひもこよひき、故見驚きかしこみて、にげそき給ひき、こゝに豐玉毘賣命、そのかきまみ給ひしことをしらして、うらはづかしとおもほして、まをし給はく、あれつねは、うみつぢをとほして、かよはむとこそ思ひしか、あがかたちをかきまみ給ひしが、いとはづかしきこととまをして、すなはち生給へる御子をば、草てつゝみて、なぎさにすておきて、海坂をせきて、かへり入坐き、こゝをもてそのあれませる御子の御名を、天津日高日子波限建鵜草葺不合命となもまをしける、

　葺草は、かや、産殿は、うぶや、海坂は、うなさか、波限は、なぎさ、葺不合は、ふきあへず、

然れども後は、そのかきまみ給ひし御心をうらみつゝも、こひしきにえたへ給はずて、其御子をひたしまつるよしにと

て、その弟玉依毘賣につけて、御哥をなもたてまつり給ひける、其御哥、赤玉は、緒さへひかれど、白玉の、君がよそひし、たふとくありけり、故其ひこぢの神こたへ給へる御哥、おきつとり、かもどく嶋に、わがゐねし、妹はわすれじ、よのことごとに、

故日子穂々手見命は、高千穂宮に、いほちまりやそとせましくて、かむさりましぬ、御はかは、やがてその高千穂山の西のかたにあり、又は、高屋の山上にあり、ともあり、

『鵜葺草葺不合ノ命の御子たちのくだり』

かくて此天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命、御姨玉依毘賣命に御あひまして、生ませる御子の御名は、五瀬命、次に稻氷命、次に御毛沼命、次に若御毛沼命、又の御名は豐御毛沼命、又の御名は神倭伊波禮毘古命、あはせて四柱ます、

故天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命、御陵は、日向の吾平の山上にあり、

故其御毛沼命は、浪の穂をふみて常世國に渡りまし、稻氷命は、御母の國として、海原に入坐き、又五瀬命は、登美能那賀須泥毘古が痛矢串をおはして、かむさりましぬ、こゝをもて神倭伊波禮毘古命、大倭國の畝火の白檮原宮にましくて、天の下しろしめしき、

白檮は、かし、

神代のまさごとのしりがき

思へば思ふまに〳〵。いよゝます〳〵あやしくくすしく。いへばいふまに〳〵いはむすべもたえて。尊(タフト)く妙(タヘ)なるは神代のことのかたちになも有ける。そも〳〵世ノ中のとき〴〵にうつりもてゆくありさま。ありとしあるよきあしき萬の事のことわりも。皆こと〴〵に。この神代の有來(アリコ)し趣にそなはりて。もれたる事はなくなも有ける。かゝれば天の下の大御政は。さらにも申さず。國々のまつりこと。又その君につかへて。其國内の事らとり行はむにも。ほど〳〵に己が身を治めむにも。まづ此神代のありこしかたちをし。しゞくしろうまらにしり。其つぎ〳〵のおもむきを。板屋の霰たし〴〵にわきまへて。そを心のあるじといつき定めてし。萬の事をばおもひはからひ。上にもつかへ。下をも治めば。今の世の御のりにもそむくことなく。おほみたからの心にもたがふとなく。玉ぢはふ神の御心にかなひて。世はます〳〵におだひしくめでたく。遠長に榮えなむ物ぞよ。然あれば世ノ中の人は。たかきもいやしきも。皆この神代のかたちをし。よくしらずてはえあるまじきわざ

なるを。さひづるやこちたき漢事學のみ。秋の狹霧のみちひろごりて。御國の古書は。おく山にさきちる花の。すべて見る人すくなきを。まして神代の御書はしも。此世の外の事のごとく。別事に遠ぞけおきて。これぞこの。國をも身をもをさむべき道の本とは。つゆしらずなも有ける。然あるまゝに。淸く正しき古への意は。よゝにすたれ。よゝにわすれて。大かた世の人心。月草の花染衣。さかしきから國ぶりにのみうつろひはてにたるを。ちかきころにいたりてぞ。石上古き世のふみらをも。妹がこきゞぬこきあきらむる人々世にいでゝ。其書共もこれやかれやと出來つれども。猶この神世の御書はしも。から意にこきまぐる人のみさはにあれども。古への淸く正しきこゝろもて解さとせるは。いまだ聞えず。まそみの鏡つばらかに見あきらむべき書もあらざりしに。わが本居大人の。ものゝふの取持弓のはじめて考へなし給へる。古事記傳なも。天づたふ日の御影の。いゆきいたらぬところもなく。春の月夜のおぼゝしきくまもあらざりける。然はあれども。その書はた。山鳥の尾のいと長く。しづのをだまき數おほき卷々は。よみならはむこと。よにたやす

くもあらざるにつきて己おもひよれらくは。古事記は、もと古への人の口によみならひこなへならひし言のまゝにかきうつせる書にしあれば。あはれ今の世の人も又この古言をよみうかべて。つねやまず口ならしてましかば。おのづから清く直かりし古への心にこゝろもうつり行て。其言の意も。くだり〳〵のことわりも。やうやくにきこりえてましを。いかで此古言あやまたず。今の世の假字にかきうつしてしがなとねぎ思ふまに〳〵天つ水あふぎこひのみ。奥津しら玉底ふかくもとめしかば。大人はたいれひもの同じ心におもほしよれるをりにあひて。白糸のいともうれしく。春野のすみれすみやかに。波よる磯のいそしみなして得しめたまへる。いせの海の清きなぎさのまさごこそこれ。

尾張の殿人　横　井　千　秋

天祖都城辨辨

ある人、神別本紀といふ物に、天照大御神の都は、豐前ノ國の中津也と謂るを、破りて、天祖都城辨といふ書一卷をあらはして、かの大御神の都は、大倭ノ國なりとして、そのよしをくさぐいへるを、おのれ今又その說を論ひわきためて、辨々と名づく、

天祖都城辨曰、道見二於形象一之謂レ物、物事也、形象所二以然一之謂レ道、道理也、自二其所一レ本言、則事理一也、自二其所一レ分言、則有レ理也、有レ事也、舍レ事而言レ理、雖レ高則放、遺レ理而言レ事、雖レ實則塞、邈乎神代、杳難レ可レ迹、蘇我氏之亂、舊典烏有、雖レ有二國史一、亡二復簡牘可一レ采、是故七五之際、其詳不レ可レ得而聞一也、降及二近古一、兵燹相尋、干戈惟棘、民不レ被二至治之澤一者、數百有餘載矣、我道幾殆乎熄、是以野史小說之所二言傳一、狡童俗子之所二攙入一、玉石混淆、眞僞相亂、氓之蚩々、惡能披二雲霧一、而覩二青天一哉、至二於延天之際一、曾有二俊民一出焉、好古天授、思探二溟海一、簡二金於沙礫一、揀二玉於碔砆一、道精而理純、啓二佑我後人一、以正、於レ是天地再闢、日月爲朗、其功可レ謂レ偉矣、維此輪奐廟堂宮廳、既言落成、廐庫垣牖、輪工或有レ未レ加也、世復有二一種和學一、間二其業所一レ成、則推二算年序一、條二疏地理一、檢二覈名物一、明二正訓詁一、其說、多二確乎不レ可レ移者一、雖レ復乏二棟梁之用一、而有二大可一レ觀、蓋上棟下宇、自有二規矩在一、冀有二口拮据一、亦足二以言一レ家、抑又有下襲二燕石一、以賈二周人之哂一者上、誦二齋部濱成所レ著神別本紀一、曰、古昔天照大神、生二於淡路津那之國一、而御二宇於豐前那珂津一、稱二之豐ノ天上一、既崩、葬二于伊豫國日籠山一焉、謂那珂津、卽今仲津郡仲津郷也、豐葦原中國之省言、比鄰有二京都郡一、乃此其證矣、日籠山、卽古之天香山也、大和州存二其名一者、以二神武東征、世定二都于此一、而放寫而言レ之者也、翹レ須攘レ臂、自以爲二陟二崑岡一、而獲二不夜之璧一

矣、若夫所謂神別記、其名雖存、久逸而不傳、故中世而下、諸家及者蓋鮮矣、而今所挙出、不知果何如、彼輩珍襲不出、予未及見之、雖然乎、若其所言、則自國史以降、數百載之間、所未聞、儻使賓成氏實有斯書、亦唯一家之私耳、固不足賴焉、況是一丘之貉、相聚纏綿胸臆、且相證者乎、安可道也、

右辨の中に、至於延天之際、有倭民出焉云々、といへるは、誰をいへるならむと、いふかしかりつるに、よく思へば、山崎垂加ごとにぞ有ける、延天とは、延寶天和をいへるにやあらむ、此辨者は、彼が流れの人なれば、かくことごとしくは、ほめあげたるなり、されどまことには、かの垂加にいたりて、いよ／＼ます／＼漢意の雲霧、ふかく立みちて、闇の夜のごとく、古への道は、見えがたくなりぬるを、かへりてかくいへるは、漢意によく合ゆゑに、いみしき事におぼえたるにて、そは中々に、道をつきくらすしわざなるを、えさとらざるは、いとをこ也、天照大御神を、大和ノ國に宮敷ましましつといふも、ひたぶるにからごゝろの甚しくなりぬるより、いひ出たる妄説にて、國史にも何にも見えず、いにしへにかつて聞ぬことなるをや、さて神別本紀といふ書は、おのれはじめに此辨々を書たりし時は、いまだ見ざりしを、其後見たりしに、此書四卷にて、序も有て、忌部ノ宿禰廣成撰としるしたり、されど見るにいみしき偽書にして、ここかしこ後ノ人の、みだりに造りいへる説也、いつはりといふ中にも、むげに近きころの、をこのものゝ、作れりと見えて、其説みな、今の世のなまさかしき人心をもていへる趣にして、中々にいさをさなくつたなく、いふにもたらぬもの也、さるはふるき書籍目錄に神別記十卷とあるは、傳はらぬ物なるを、其書也として、作れるもの也、十卷とあるを、四卷なるは、たへぎりしなるべし、又天照大御神の都の事、かの偽書に、此時父母尊、共諸子、居淡路津那國、而撰當所臨天下之良處、得豐中洲、且此近天、使日神和安於此處、四方皆且此敬天上也、としるせり、ことさら／＼都と定むることを、定天さいひ、その敬天上に、とゝいへるを見ても、近きころの人のしわざなることはしるし、これ漢ざまのなまさかしき心に、天

といひ、高天ノ原といへるは、帝都のことゝ、思ひとれる、おのが考へを、あらはさむとていへる也、すべてちかき世の傳書には、此たぐひ多くして、中々に僞りを、みづからあらはせるこそ、をこなりけれ、

夫天照大神在於大倭也、舊說曰、神代紀有天香山天高市爲有據、余竊嘗試辨之、

大和ノ國に、天ノ香山高市などいふ、地ノ名あればとて、大御神の都なりし證にはなりがたし、播磨ノ國揖保ノ郡にも、香山あり、常陸ノ國久慈ノ郡にも、高市あり、都あり、備後ノ國神名ノ郡、伊豫ノ國越智ノ郡などにも、高市あり、又神代紀に、天ノ安河ありて、近江ノ國にも安川あり、必しも神代の都の趾ならねども、天上なると同じ地ノ名あること、かくのごとし、[illegible]下ノ文に、彼復以豐前國有京都郡爲言、按景行紀云々、皆以爲皇祖之故趾乎、而可哉と、みづからもいへるにあらずや、そもそも天照大御神の都は、高天ノ原に在て、その高天ノ原といへるは、天上なること、古典の趣、いと明らかなれば、豐前ノ國也といふも、大和國也といふも、其外も、すべて此國土に在しどくいへる說は、みな古典にそむける私ごと也、其故は、まづ此大御神は、今もまのあたり仰ぎ瞻奉る、天津日にましまして、とこしへに高天ノ原をしろしめせれば、大宮所は、天上にあるを、申すもさら也、いかでか此國土にはあらむ、然るをなまさかしき後ノ世人の、からごゝろに、此大御神は、天皇の大御祖にましまして、神代紀に、さまざま故事もおはしますは、天つ日には坐まさず、此國土にましまし、神人なるべし、高天原といへるも、その都のことにて、必ず此國土の內にあるべき理りなりと、おしはかりて思ふから、くさぐさの邪說は出來る也、然れどもさやうに見ては古典といたく違ひて、一つもかなひがたきを、強てかにかくにいひくろめたるもの也、さるは其人みづからの心にも、こゝろよからぬことのみなめれども、なまさかしき漢意のはなれがたきは、後の世のならひにて、いとこゝろうきわざなり、そもそも神の御うへの事は、不測く妙理の有て、凡人心の、とかくはかりしるべきかぎりにあらざるを、漢人は、此ことわりをえさとらずして、今の現に見聞ところ、尋常の理りにな

づゐて、古今大地の間々の事、此理の外はなしと、かたおちに思ひこれるは、中々にいとおろかなるわざなるを、皇國人も、ことごとくその漢籍におぼれ惑ひて、それをひたすらにかしこきことに思ひこりて、かの妙なることわりを思はず、萬の事に、たゞ己がさかしらをのみ、さきにたてゝ、古ノ傳をば信ぜず、神代の奇異き事共をもみな、よのつねの理に合ふまに、說作て、高天ノ原といへるは、帝都のよしぞ、天照大御神は、此國にましくし神聖とやうに、おのが心に好むかたにまかせて、いひなせるものにこそあれ、古典には、さることまの說は、かつてなきこと也、まづ天照大御神は、天上にましくくて、卽天津日にましますし事、古事記書紀、その外の古典どものおもむき、さらに疑はしきことはなきを、なほ信ぜぬ人のために、ひとつ二ついはゞ、神代紀に、日月既生、次生蛭兒云々、ともあり、日ノ神とあるをば、なほ强て、日にはあらず、日の所化なりなどいはゞ、云まぎらはすべけれども、直に日月とあるは、今も世を照し給ふ日月にあらで、何ぞや、又此大御神、しばらく天ノ石屋に隱坐ましゝかば、六合之内常闇なりしとある、天つ日にあらずは、いかでか然らむ、すべてかゝるたぐひ、何事も、古書に記されたる事を、其事にかゝはらずして、己が心にまかせて說むには、水としるしたらむをも、實は水にはあらず、火なるを、水とは記したる也、ともいひつべし、さて高天ノ原の、天上なることをも、なほ疑ひて、此國土の内也といはむ人のために、その非を辨へむには、神代紀、伊邪那岐ノ命ノ詔に、天照大神者、可以治高天原也、素戔嗚尊者、可以治天下とあるにて、此ノ國土と別なることを知べし、高天ノ原もし此國土の内にて、帝都の事ならば、天下をば、須佐之男ノ命の治めして、天照大御神は、たゞ其内の帝都ばかりを治めすとの詔にや、さてその帝都、もし大和ノ國ならば、須佐之男ノ命のしろしめす域内にて、天照大御神は、大和ノ國造などのごとくにておはしませしことにや有けむ、すべて心得ぬこと也、そのうへ帝都をさして、高天ノ原といふむには、何處にまれ、治めしたらむうへにてこそ、其ノ處をさもいはめ、いまだ治めたまはざるに、帝都を治めすべしとは、いづれの地をさしてのたまふことかせむ、又此大御神、もし神代に

大和ノ國にまし〳〵たらむには、後には何れの國にうつり坐て、大和にはましまさゞるにか、かけまくもゆゝしく、かしこけれども、もし崩坐ぬことならば、六合之內、又永く常闇なるべきに、然らざるはいかに、かの天の石屋に隱坐し時は、日の所化なるゆゑに、天ノ日も光リを失へりといはむか、しばらく隱リ坐シしほどだに光をうしなへるには、崩リ坐なば、いよ〳〵日も光をうしなはであらめやは、又崩リ坐ッなば、かならず御陵あるべきに、無きはいかに、神代といへども、邇々藝ノ尊より三御代は、日向ノ國に御陵あるよしさだか也、これ此國土に天降リ坐し、崩リ坐るか故也、天照大御神天ノ忍穗耳ノ尊の御陵のなきは、永く天上に神留坐が故にあらずや、かの三御代の日向の御陵は、後々までも、山城ノ國葛野ノ郡に於て、祭リ給ふよし、諸陵式に見えたるを、天照大御神天ノ忍穗耳ノ尊も、もしはたして、此國土にして、崩リ坐ニなむには、かならずその御陵もさだかに有て、後まで祭らせ玉ふべきこと也、後ニ三御代の御ことをすら、祭り給ふに、まして大祖とましまず大御神の御ことを、祭り給はであるべき物かは、又たとひ朝廷より祭らせ玉ふことはなくとも、それとさだかにしられぬことは、あるべくもあらず、ちかきころ例のなまさかしきともがら、大和ノ國の天ノ香山を、此大御神の御陵となどいへるともあれど、それもかの神別本紀の、伊豫の日籠山と同じたぐひにて、いとも〳〵ゆゝしくかしこき狂言也、もしさもあらむには、古へよりかならずさる傳說、なくてあらめやは、又此大御神、もし大和ノ國にまし〳〵たらむには、その大和なる都城は、天ノ忍穗耳ノ命の後は、荒墟になし給へるにや、辨者此次の文に、大和ノ國を、爲リ宸ノ極不ノ動之靈域といへり、さばかりめでたき中州の、不動の靈域なる都をすてて、皇御孫ノ命を、日向ノ國に降し奉りて、西の邊の國をしも、しろしめさしめ給へるは、何の由ぞや、辨者これらの事は、いかに說きくろめむとかする、かの神別本紀に、豐前といへるを破りて、豐前より日向へ降し奉リ給ふべきことわりなきことをば、さばかり論ひながら、大和より日向に降し奉リ給ふべきよしも、さらになきことをば、など思はざるぞ、又神武紀に、抑又聞ニ於鹽土老翁ニ曰ク、東ニ有リ美地、青山四周、其中亦有リ乘リテ天磐船ニ飛降

者、余謂彼地、必當足以恢弘天業、光宅天下、蓋六合之中心乎、厥飛降者、謂是饒速日歟、何不就而都之乎といへり、もし此大和國、はたして大御神の御故跡ならむには、こゝに必其事をむねと擧らるべきに、たゞ饒速日ノ命の降玉へる事のみあるはいかに、かくよそげに、聞於鹽土老翁曰などあるは、そのかみ神武天皇も、大御神の御故跡なることを、しろしめさゞりしにや、又鹽土ノ老翁も、さることしらざりしにや、いふかしく〳〵、又かの巻の末に、昔伊弉諾尊目此國曰云々、とあるところに、大和ノ國の勝れたるよしある言ども、擧たる中にも、たゞ饒速日ノ命の事のみ見えて、大御神の御なのしるしは、かつて見えず、古事記又萬葉集の哥など、其外の書どもにも、大和國は、神武天皇より始めて、大宮敷きせるよしこそ見えたれ、天照大御神の宮處なりしことは、ふるくはいづれの書にも、すべて見えたることなきをや、

伏以、諾冊二神、始生大八洲國、獨名日本、以大者、蓋以其六合之中、而爲百代無窮、宸極不動之豐基、其此其所以遂以日本、總號於八洲、仍以大倭、命字於一國、寧無緣而然哉、神武紀曰、伊弉諾尊目此國曰、日本者浦安國、細戈千足國、磯輪上秀眞國、此非其頌泰山磐石、天府之國、而足以爲帝宅乎、大己貴神復目之曰、玉牆內國、【內宮訓于國、內木綿之眞迮國、內我拔首男鹿之肩骨】此非其贊宮牆珍寶、足以觀天子之尊乎、【也二神之言、因神武是大倭、附載之、舊謂名八洲誤矣】又與向背調護、則斯之說用是乎、此日本之、以日本字、塡前牟婁倭之義、其亦可明也、【大己貴神ノ曰、吾欲住於日本國三諸之山、或以、日本、我邦之大號、取日始昇、非其義也、】

やまとに大といふと、又浦安國などいふ稱あることなどは、皆神武天皇より御代々々、大宮敷坐國なるによれること也、かの浦安國といふ稱みな、神武紀に載られたるにても知べし、さらに天照大御神には、關かれることにあらず、又日本といふ號は、はるかに後、孝德天皇の御世に、定玉へる號にして、是ははじめより、天ノ下の大號に建給へるもの也、然るにこ

まことゝいふは、もと一國の名なるが、天ノ下の大號にもなれる故に、書紀には、かの日本といふ字を、すなはち耶麻騰と訓て、一國の名にも、天ノ下の大號にも、おほく通はして、日本とはかゝれたる也、これらの事、己に既に國號考に、委くいへるがごとし、然るを此辨者の意、日本といふは、日ノ神の都なりし故の名にて、もと大和一國の名也、大といふも、その御爲ことりなしたるは　さらにあたらぬこと也、日本といふ號、もと一國の大和には、闕かることなし、もし日ノ神の都のよしをもて、名けられむには、日ノ字こそあれ、本とはいかでかいふべき、本ノ字いと物どほし、又玉牆ノ內國といふは、倭建ノ命の御哥に、青垣山ごもれる、やまとしうるはしとよみ玉ひ、神武紀に、青山四周ともあるごとく、大和ノ國は、四方に垣いどく、山のめぐれるをほめたる稱なるを、大宮の御垣のことにいへるも、ひがこと也、もし宮の御垣ならば、うつ宮とこそいふべけれ、其國をほめて、玉かきのうつ國とは、いかでかいはむ、又たとひ宮を賛たるにもあれ、これ又神武天皇よりこなたの大宮とせんに、なてふとかあらむ、そも〳〵大和ノ國の、皇大宮所となるべきことは、あらかじめ神代より、幽契ありて、さだまれりし事とおぼしくて、大穴牟遲命の、皇御孫ノ命のしづまり坐む大倭ノ國と申して、己ノ命の和御魂を、大三輪ノ山にまさしめ、又その御子の神たちの御魂どもをも、かの國內にまさしめて、皇御孫ノ命の近き守リ神となしおき給へりし事、出雲ノ國ノ造の神賀詞に見えたるたぐひ、なほあれば、伊邪那岐ノ大神も、大穴牟遲ノ神も、かねてかく、さま〴〵ほめおき給へるなりけり、

至於萬葉集所載、則曰、八隅知之、吾大王乃、高敷爲、日本國者、皇祖乃、神之御代自、敷座流、國爾之有者、阿禮將座、御子之嗣續、天下、所知座跡、又曰、神代欲理、云傳介良久、虛見通、倭國者、皇神【官本作祖】能、伊都久志吉國、言靈能、佐吉播布國等、此其所傳、亦既舊矣、

萬葉には、古への御世〳〵をば、皇代をも、神代といへる、つねのことなり、こゝに引たる哥の、神の御代よりも、神武天皇

の御代より也、又皇祖と申せるも、古への天皇の御事也、然るを辨者は、天照大御神に限りて申すと、心得たるにや、すべて萬葉古言の例をもしらざる、ひがとなり、

天香山者、亦在宮側近之名區也、以故採五百箇眞坂樹、採天波々迦、而採金於是、神武紀曰、天皇東征、長髓彥要天神訓之曰、宜取天香山社中土、以造天平瓫八十枚、并造嚴瓫、而敬祭天神地祇、亦爲嚴呪詛、如此則虜自平伏矣、弟猾所奏、復如合符節、天皇因命椎根津彥及弟猾、以爲老公老嫗、往取其山巓土、虜咲而闢道、二人乃得至其山、取土來歸、果如彼所言、則香山之號、何定矣於東征之先、天神與弟猾、何有取乎爾、天皇何遽信而從之、天神世而來、天香山有異久矣、天皇濬哲、深知之、故遵神訓與弟猾之言、弗疑、而卒致大捷、此乃天香山、始在大倭、而日神定都于此審矣、

神代に眞坂樹波々迦をとり、金を採しは、天上なる香山にこそあれ、此國土にはあらず、さて神武紀に、天神の御訓によりて、土をとらしめ給へる香山は、もとより大和なるにて、かの天上なることは別なり、其說伊豫國風土記に見えたるを、辨者、風土記は信用しがたしといへれば、しばらく其說をばはなれていはゞ、大和國に、天香山又高市などいふあるは、神武天皇、此國に大宮敷坐るにつきて、かの天上なるに擬へて、其名を置れたりとせむも、何事かあらむ、天神のをしへ奉り給へる御言に、天香山とあれば、此名、神武天皇より前に有しと聞ゆれども、すべて物の名は、後なるをもて、前へもめぐらしいふと常也、又大和は、御代々々の帝京となるべきと、上にもいへるごとく、神代より幽契ありしかば、此山の名も、神代より有しにもあるべし、かの風土記の言、思ひあはすべし、天つ神の、此山をしも訓へ玉ひしも、さるよしに有けむ、又さらずとも、別よしの有しか、神の御心は、はかりがたし、必しも大御神の都のあたりの山ならずとも、よろしきよしあらば、などか取玉はざらむ、香山有異久矣、云々弗疑といへるも、ひがと也、たとひ其山に異はあらず

こも、天ッ神の御をしへならむには、なごか違ひ給はざらむ、ひたぶるに神の御をしへにはしたがはで、その異あることを、おのれも知ってしたがはむは、神を疑ひて、己が心をのみ信ずる、例の儒者心にこそあれ、なにかはそを濬哲とは申さむ、

據釋紀所引、伊豫國風土記曰、伊豫郡、自郡家以東北、有天山、所名天山由者、倭有天加具山、自天天降時、二分而、以片端者、天降於大倭國、以片端者、天降於此土、因謂天山本也、大和風土記、亦有是說、此折天香山、以爲天山香山、分屬二州也、更檢和名抄、伊豫國久米郡、乃有天山、未聞有所謂日籠山也、且日籠之名、有不可信者、夫日訓賀、固有之、如所謂足日山春日社、及第幾日之類、是也、然其字皆在下者然、在上者而訓賀、古書未之有也、彼其雖云風土記所載、而未必信、何、則以先輩所不引用而言之也、大抵諸國風土記、既已放失、而近世所有、或添入、或僞撰、未經所謂卒子甄、則非必橫目之民、當取以爲據也、抑天照大神之崩也、國史所不敢言、當深有以也、其葬于伊豫國者、神別記之所獨、它已無明證、而遂欲援天山、爲日籠山、以成日神籠居之說、嗟乎拙工代斲、斧鑿皆露、巨能救其傷指也、又有以入坐天石窟、言登假者、其說固拙、雖黨焉者、亦所不信、苟或執名而徵諸、出雲國風土記、有磐戸山、則日神之山陵、其在出雲矣、何必伊豫也、又以爲日神在於豐國乎、則方其奮武怒於乃弟也、蹈海攀山、而必隱於出雲耶、素盞嗚尊之見逐、猶爾蹋踖於簸之川上耶、彼亦必知其不然也、又若播磨國香山、傳言、本取諸鹿來之義、至道守臣、方始更其字耳、以是言之、出雲國磐戸山、別有故也、若乃日籠山、假使實有之、何必引而進之爲山陵哉、

此段、かの神別記の、日籠山の説を辨へたる、みなよろし、もとより日籠山といふ名も、造りたる物にて、いとつたなくいふにもたらぬ事也、かの書にいへる事共、みな此日籠山のたぐひにて、拙きことのみなり、そもそも日の大御神は、上にも

申せるごとく、すなはち天津日にましませば、此世のあらむかぎり、崩りますことましまさねば、いかでか其御陵はあるべき、すべて此大御神の御陵の事を、そこぞかしこぞなど申すは、かへすがへすいともゆゝしくかしこき狂言也、かくて此辨には、此大御神の崩りをも、御陵の事をも、いはされども、抑天照大神之崩也、國史所不敢言、當深有以也、といへるは、これ實は崩り坐りこしたるもの也、すでに大和ノ國にましくつこといへるからは、その意しるし、あなかしこく、

夫天祖之在於大倭也、荒服未服、遠夷不化、村有君、邑有長、各相陵轢、當是之時、大己貴神、乃襲父業、纉父志、奮廣矛、且摧伏、掃除北陸、澄清西海、而虎踞於出雲國、則遣天使于此、一問其歸順、然後車駕經攝播、踰三備、歷安藝周防、至長門、以入西州、竟戾止于日向襲之高千穗峯矣、故曰、排離天磐座、排分天之八重雲、稜威之道別道別、而天降矣、求諸事與辭、於情得矣、如從彼之言乎、豈前與日向一也、州相距、地相違、日向與出雲也、殊方異域、千里而遠、豈以皇天祖之大聖、其化尚未能及于數州耶、大己貴神居於北邊、反能二聖之所未能耶、以聖、則在前而通者弗能、以賢、則在後而遠者能之、此吾所未解一也、彼大己貴神也、監官當道、過其門而不請、昂然踞扈、管垂西偏耶、若然、二聖則不足以爲聖、而大己貴神、則違天意君之人矣、此吾所未解二也、其將降皇孫於日向也、寵大己貴神於出雲爲、其亦虔於膺、而殛於昔者、此吾所未解三也、較諸理與勢、吾亦決其不如此矣、彼謂仲津卽是葦原中國之遺號、不日仲津日向在、稱之曾之天上乎、然則仲津天上矣、非葦原中國也、言仲津、是葦原中國之略言、云者、祇容譜世非天上、而不容譜其爲天上耳、蓋稱葦原中國者、猶謂自天而指下方葦原中之國、而言爾、故神代紀一書高皇產靈尊曰、吾欲令撥平葦原中國之邪鬼、而天穗日命等、皆往詣於大己貴神所、又言下天稚彥在於葦原中國也、與味耜高彥根神友善、而味耜高彥根神、是下照姬兄、則此指出雲國、亦稱葦原中國、舊事紀曰、高皇產

靈尊、詔鹽風神曰、吾神子饒速日尊、所使於葦原中國、而有疑怪思耶、汝能降可復白、而其言饒速日尊乘天磐船、而天降坐於河內國河上哮峯、遷坐於大倭國鳥見白庭山、則是非但指河內直下大倭之地、亦稱葦原中國、豈唯西州而已哉、

此段、神別記のひがことを辨へたる說、みなさることこ也、そも〳〵辨者、かくのごく、天照大御神の、豐前ノ國に坐シましゝこといふとの、あたらざるをば、よく辨へしりながら、大和にまし〳〵しこいふ、みづからの說も、又同じくあたらざることを、かへり見ざるは、かのこちがらのたふとむ、から人孟軻が言に、いはゆる五十步にして、百步をわらふたぐひにぞ有ける、吾今そのよしを辨へむこす、まづかの大己貴ノ神の、北陸西海をきりしたがへて、うしはきいませりこいふは、書紀を考ふるに、いはゆる皇天二祖の詔命をうけ給はりてにはあらず、みな私シの䡾也、然るに、其神さばかりいきほひ大きになるまで、天照大御神、大和に坐て、皇御孫ノ命を、西ノ國に降し奉り給はむこするまで、歸順をも問ずして、するまゝに棄おき給へるはいかに、又かの神は、出雲ノ國に坐て、はるかに北陸西海まで、從へ玉へるに、大御神は、大和にましまして、出雲までだに、德化の及ばざりしはいかに、出雲より北陸西海までの、遠きにくらぶれば、大和より出雲まではほご近きを、かの聖こ賢こ、おこりまさりの論、これをばいかにこかする、なほいはゞ、かの神は書紀に、大己貴ノ命與少彥名命、戮力一心、經營天下、云々、大己貴神興言曰、夫葦原中國、本自荒芒、云々、然吾已摧伏、莫不和順、遂因言、今理此國、唯吾一身而已、其可與吾共理天下者、蓋有之乎こあれば、北陸西海のみにあらず、あまねく天ノ下を和順へ、經營給へる神也、然るを今辨者、この天ノ下の事をば、隱していはず、たゞ北陸西海をのみいへるは、大御神の大和ノ國にまし〳〵て、治めす地をのこさむための、まぎらかし說なれども、たれかかの書紀の文をしらざらむ、これ又かれがいへる、拙工代劉、斧鑿皆露、こいへるもの也、いこをかし、さて天照大御神、大和にまし〳〵て天の下しろしめし

ながら、彼ノ神の、さばかりいみしき大功あるを、賞給ひしとも聞えず、又歸順ひ參らぬを、罸め給ひし事もきこえぬは、すべて、天の下には、何事の有しも、知りたまはてありしにや、さてはいかでか大聖こいはむ、いみしき闇主にぞ有ける、されば果して大和に坐ましたらむには、天ノ下は大己貴ノ神の有ち給ひて、大御神は、はじめにも申せる如く、たゞ大和國造のごとくにてやましく〳〵けむ、すべてわれも又え解らぬとゞもにぞ有ける、又書紀に、かの大己貴ノ神の、その幸魂奇魂を、何處に住むこ欲ふぞこ、問玉ひしかば、吾欲レ住二於日本國之三諸山一こ對へ給ふ、故卽營二宮彼處一、使二就而居一、此大三輪ノ神也こあり、大和ノ國は、槇嚴之下なるに、かくはゞかりなく、宮を營りて、みづからの御魂を鎭座しめ給へるは、これまた、懸官當レ道、過二其門一而不レ請、昂然踞居、こいへるよりも甚しきわざにあらずや、いかに〳〵、吾も又これを理こ勢こに較るに、必ス如レ此にはあらざりけむと決し、されば此辨者が、彼ノ豐前ノ國こいへるが、あらざることを辨へたる言ごもは、みなすなはちさかへりて又、大和ノ國にもあらざることを證すべき言にぞ有ける、

凡除二宸居一之外、皆稱レ之爲二葦原中國一矣、故古事記曰、上光二高天原一、下光二葦原中國一、其所レ稱謂レ可レ知也、彼不レ達二于此一而曰、若夫日神、降誕之後、直坐二于大倭國一者、何故以二隣境河内國一、爲二遼遠之地一、稱二天降一乎、人亦曰、若夫日神、直坐二于仲津國一者、何故以二隣境宇佐嶋一、爲二遼遠之地一、稱二天降二女神一乎、不レ用レ疑、將以二何爲一之、蓋宸極稱レ天、使二徒出レ闔國一、半步謂二之天降一、奚復疑、彼又謂、伊豫國有二五十鈴川一、則伊勢五十鈴川、亦稱二日龍山之於二香山一也、伊豫五十鈴川、其所レ名、未レ可レ用也、猶若二向之磐戸山一也、苟以二其同一レ名、則悉以二四國九州一、宜レ名レ于、出雲國出雲郡、有二伊勢鄕一、將二伊勢國名、亦謂二自出雲一也、武藏國有二橘樹郡一、伊豫國有二立花鄕一、其與二豐前國橘一、同レ訓、執先後也、國史明載二猿田彦神之言一曰、吾則應レ到二伊勢之狹長田五十鈴川上一焉、猶可レ喜取二哉、實復日二豐前國有二京都郡一爲レ京、按二景行紀一曰、天皇幸二筑紫一、到二豐前國長峽縣一、興二行宮一而居、故號二其處一

曰京也、此卽爲今京都、無容疑者、彼講日本紀、必熟矣、猶有斯說、則國史亦不足取與、又常陸國久慈郡有都鄕、見源氏書、伊勢國壹志郡有都邑、今見存、皆以爲皇祖之故墟乎、而可哉、苟有識之爲、則伊豫之有味酒、土佐之有神河、不待於人言矣、且若夫神別本紀、所謂天忍穗耳尊中弱、不知何所據、而作是言也、不過其以復還於天而言耳、可謂恣矣、

凡除宸居之外、皆稱之爲葦原中國とは、あまりなる强說也、凡て古典に、葦原ノ中國とは、多く高天ノ原に對へていへるに、今その高天ノ原を、大和國としては、かなはぬ事おほきに窮みて、しひてかゝる僻說は出來たる也、古事記を引たるも、さらにあたらぬことなり、其故は、もしかれがいふごとくならば、宸居も、葦原ノ中國の中なれば、たゞ光葦原中國とのみにて、言たれり、宸居の外をみな照したらむには、宸居のみを照さぬやう有まじければ、いかでかわづらはしく、分て宸居を光せるとをいはむ、されば此文は、返りて宸居此國土にあらざる證とこそすべけれ、さて神代紀に、欲下立皇孫以爲中葦原中國之主上、然彼地云々、これ天上にして、此國を指て、葦原中國とはいへると、明らけし、もし此辨者がいへるごく、大御神大和にまし〳〵て、その宸居より外の處は、すべて葦原ノ中國ならば、天の下をば、悉く皇孫ノ命にしろしめさしめて、大御神は、たゞ宸居ばかりを、しろしめさむとにや、さる事あるべくもあらず、もし天の下なべては、大御神の所知看て、皇孫ノ命をば、西の國の主とし給はむとの大命ならば、必ズ其國を指て、西ノ國とも、日向ノ國ともあるべきとなるに、其國をいはでは、いづれの國の主とし玉ふとも、わかりがたし、又彼ノ地ハとあるも、かならずさすところなくては有べからず、宸居にして、四方の國を、なべて葦原ノ中國といはむには、そを彼ノ地とはいかでかいはむ、又天稚彦を降し給へる處に云く、來到卽娶顯國玉女子云々、また受勅來降、これら出雲ノ國に降れるをいへり、もし宸居大和ならむには、大和より出雲へ降るを、來ルとはいかでかいはむ、天上より降り來つる故にこそ、來ルとはいへるなれ、また經津主ノ神武甕槌ノ神、出

雲ノ國に降リ到リて、大己貴ノ神に問ヒ玉へる言に、高皇産靈尊欲下降二皇孫一君中臨此地上云々とある、是又天上より降リ來て、葦原ノ中國を、此ノ地とはのたまへる也、もし大和ノ國より降りて、出雲にて、此ノ地といはむは、かならず出雲なれば、皇孫ノ命には、出雲ノ國をしろしめさしめむとにや、又神武紀に、饒速日命、乘二天磐船一而翔二行太虚一也、睨二是郷一而降之、故因目之曰二虚空見日本國一矣、と見えたり、同じ大和國の内にして、たゞ宸居より外へ出給へるばかりを、かくいみしく言傳ふべきものかは、虚空見倭と、國の目にさへなりて、古への哥ごもにも、おほくよみ來つる、いかでか虚文ならむ、蓋宸極稱二天一云々といへるは、宸極の外は、天とはいはざるごと聞ゆるを、神代紀に、天稚彦之妻子、從二天降來一、將二柩上去一、而於二天一作二喪屋一云々とあるは、宸極に喪屋を作れるにや、さるは遠き國よりは、都のあたりを賤くさしても、天とはいふべしども、助くべけれど、そは事にこそよるべけれ、柩をゐてのぼりて、喪屋を作る事に、いかでか天とはいはむ、もし大和ノ國ならむには、於二倭國一作二喪屋一とこそはいふべきものなれ、又皇孫ノ命の、日向ノ國の高千穂の峯に天降リ坐る事、もし天上よりにはあらずして、大和ノ國より降リ坐るにては、さる高山の峯にしもまづ到リ着給へるは、何のよしぞや、又猿田彦ノ神の、皆先驅行とありし時に、天鈿女復問曰、汝何處到耶、皇孫何處到耶、對曰云々の事、かねて葦原ノ中國へとは、定まりて天降リ坐すなれども、天上よりのことなれば、その葦原ノ中國の内にては、まさしく到リ着給ふべき處は、いまだいづくとも定め給はざりし故に、何處到耶と問ヒ、又皇孫ノ尊は日向ノ國に、猿田彦ノ神は伊勢ノ國にと、別れて到リ着ませるも、いとノゝ遙にへだゝれる、雲路を經て、天降リ坐すこそなれば、その到リ着給ふ處は、必しも一つ郷ならねども、同じ葦原ノ中國の内なれば、たがひなきを、もし此ノ同じ國土の内にして、大和ノ國より降リ坐すとしては、これらの事、すべてかなひがたし、其故は、天ノ鈿女ノ命の、皇孫ノ命は何處に到リ坐むと問ヒ玉へるは、既に大和の京をば出給ひて、道までも、なほいまだいづれの國に降リ玉ふべしとも、ゆくさきのしられざりしにや、凡人のかりそめの旅行といへども、さるうきた

るとはあるべくもあらぬを、まして天ッ神の御子ノ命の、天つ日繼しろしめす始めの行幸をや、又大和よりは、日向ノ國は西の方、伊勢ノ國は東の方なるに、西なる日向へ降り給ふ啓行する神の、東なる伊勢に到リ着キ給へるは、いかなるたがひきや、そも／＼辨者、しひて大和の説をたてむとして、くさ／＼の強説すれども、これらいかにともいひくるめがたかるべし、まとや辨の上の文に、天照大御神を聖とし、大己貴ノ神を賢として、論へることあり、いみしきからごゝろのわたくしごと也、漢國にてこそ、聖人といふ物を、うへもなくたふときものにはすめれ、大御神たちの尊きにくらべ奉らむには、なほ凡人なり、殊に天照大御神は、天地とゝもに、とこしへに世のかぎりを御照しましまして、萬の國よろづに、此神の御徳をかうぶらずといふとなくして、あるが中にも、ならびなく尊くましませば、かけてもかの漢國の聖人といふ者などの、及び奉るべきゝはにあらず、其位はるかにへだゝれるをや、大己貴ノ神の御徳はた、聖人よりはるかにまさり給へるを、まして賢としも定め奉れるも、いとかしこきみだりごと也、そのうへすべて神は、天竺の國にいはゆる佛菩薩、もろこしの國にいはゆる聖賢などゝは、いたくおもぶきの異なるものなるを、儒佛のともがらの、かの佛ぼさち聖人賢人を、たふとむにならひて、神をも、そのたぐひにせむとするは、例の戎にへつらへる、いやしき揣き心にぞ有ける、こはたゞにいふべかりしを今思ひ出テつるまゝに、こゝにはしるせる也、

至如下以素盞嗚尊、稱爲中其父上、則亦不知物根之實、既害於國統焉、其害匪細、然此其識見之陋、猶可恕也、又有言焉曰、諸册兄妹也、遂爲夫婦、惡是何言也、二神氣化也、而足惶根造化也、同出父母、稱之兄弟、諸册而可謂兄妹乎、【瑞珠盟約有邪說、君子深以爲懼焉、】然彼輩、猶以後王後賢、或有昆季叔姪之合、爲我邦始有斯禮、而所弗諱、遂欲把彼不可道也、不可說也、以誣無上神聖、罪不容誅焉、當今明在上、倘有言我爲神道、違古禮、而有親々相姧者、在所賞耶在所罰耶、不曾取毀於大方、而將啓後人淫慝猥

裏、鳥獸之行、亦無忌憚之甚、可惡可惡、其少識義理者、猶弗取之、投畀豺虎、豺虎不受、投畀有北之爲、而反欲相與輔成翼戴、以逢世之觀聽、果何道哉、果何心哉、其他紛々、不足言、若其宣長在大倭、與在曹前、亦無所憚於大義、雖不須致力辨而後輒把名蹟、以逢人耳目、而復見曹之吠聲傳虛也、毋論夫蹟譔妄作、如是之甚、自近世先儒未辨古文辭、狗因微論事與辭之說也、海內靡然從之、浸淫及於我學、亜互相襲相著、唯患在後世、惟夫步趨之過、至此甚者、於今豈面抱匿焉、豈不亦甚哉、夫推歷年序、檢數名實、以此可據、然七篇之書、有齊湣王、前儒猶謂輒自著、十翼之傳、有子曰、尚爲仲尼所作、神武紀、雖曰始有秋津洲之號、先賢猶以神所名爲難、神代一書、雖曰奏聞、使於天皆根神、尚以爲柔鳴尊所獻爲據、寧任目視聽、從耳提、未有能不過者也、其可不用所慮乎哉、孟子曰、盡信書、不如無書、子且論其斷定也、豈云變之、謂不可執也、唯其採之以道、擇之以物、渙然氷釋、怡然理順、斯爲得之、不然殆哉夫、

明和四丁亥歳冬十月

本居宣長

上ノ作、辨の全文なり、辨者の姓名もあれど、こゝにはのぞきつ、

辨の此歌の中にも、論ふべき事ども多かれども、すべて此辨々は、たゞ天照大御神の宮所のことにあづかれるすぢをのみ辨へて、それより外の事どもは、すべてみなもらしつゝ

神代紀髻華山蔭

本居宣長著

書紀は、いにしへぶみのあるが中に、もとも たふとくめでたく、やむごとなき御典（ミフミ）になむあるを、さるにとりては、古へ學（ビ）のためにはしも、あかぬとはたおぼろけならずなむ有ける、しかいふ故は、まづふることしるす史（フミ）は、おほかた古へのつたへごとを、失はずあやまたずして、後の世に傳へむためなり、されば其の史（フミ）ども、ふるきは、上つ代の事をしるせるやう、たゞそのありかたのまゝにして、かざりそへたることなく、文（コトバ）のあやはた、おのづからにそなはりて、いとめでたくなむありしを、此書紀のつくりやうは、さる古傳書にはよりながら、當時（ソノカミ）の世ノ中の好みにかなへて、ことごとく漢（カラ）ぶみぶりに改めて、詞にその方のかざりの多かるのみならず、事にさへ意にさへ、そのかざりをくはへなど、すべてよろづを、いかでからめきたらむと、つとめられたるほどに、なべての詞の、古へにあらざることは、さらにもいはず、文の改めざまによりては、その事も意も、おのづからいにしへの傳へのおもむきとは、たがへるともあり、あるはいかなるよしとも、聞えがたくなりぬるふしさへ、をり〱にまじりなどして、大かた上つ世のこゝろは、うづもれはてゝ、世にしる人なくなむなれりける、これを物にたとへていはゞ、かの古傳書のやうは、人の像（カタ）を寫しかくに、顏（カホ）やうはさらにもいはず、なりすがた衣の色あやまで、そのさまのまゝに、物したるがごとくにて、いにしへの有リかたは、めのまへに見るが如くになむ有けるを、この書紀は、世の人の好みにかなへむとて、そのふるく寫せるさまをばかへて、見るめおかしくとかきなしたれば、其人には似もつかで、あらぬ漢人（カラヒト）のかほかたちになれるが如し、そも〱人の像（カタ）をうつすは、繪をもてあそばむとにはあ

らされば、いかに見るめはおかしきも、其人に似ざらむは、いとはいなきわざならずや、然かきあらためたるを見ては、いかでかその人の眞のかたちはしらるべからむ、世々の物しり人、たゞその繪のさまのおかしきにのみ、心をとゞめて、古のかたちに違、似てやあらむ、にずてやあらむとは、たづねもしらねば、いかなりけることゝかぞや、凡ふるき世のは繪も、うち見るには、うはべの筆きえて、見ごころなきがごとくなれども、今一たびよく見れば、後の世人の及びがたきところのあるを、たゞいまやうの、上手めき花やぎたるかたにのみ、人は目をとゞむるがごとく、いにしへ文いにしへ意の、ふかにめでたきことをばしらずして、ひたぶるにその漢めきたることをのみ、めであへるも、又いかなりけることゝかぞや、今其國書をかきあらはせるよしは、さばかりたふとくめでたき御典の、世に廣くはつたはりながら、かくのみいにしへのこゝろの、川水の底の埋木と、かくれはてゝ、久しく世にしる人なきが、いとあかずかなしく、うれたきにたへず、神代のことゞものたふときを、ふたゝび世に顯さまほしくてなむ、かの潤色の漢文漢意の紛はしきことを、はぶきわかちかけ、かき出し、又すべて此神代の御卷をよむ人の、こゝろうべきふしごもゝも、これやかれやと、ちなみに書出せるなる、

上卷

天地のはじめのくだり

古天地未剖云々、神聖生其中焉、これは漢籍の文で、そのまゝに引出て、首のかざりに加へられたる、漢書の序文めかしわざなれば、たゞ序文として、さしおくべし、既く釋にも、日本紀三十卷、無序、但開闢初文、然後神聖生其中已上漢籍文をかざり、ある物の、さる記文のおもむきは、みな漢國人の、例の己が心もておしはかりにいへることにて、皇國の古

傳說には、いたくたがへれば、心をとゞむべきにあらず、古言の訓を附てよむも、いたづらごと也、なほ委くは、古事記傳のはじめの卷に論へるがごとし、　○開闢之初、天地に開闢といふは、漢文にこそあれ、ふるくは天地のはじめ、或は天地のわかれし時など有て、開といへることはなし、天地のはじめの有さま、古傳の趣を考るに、まとにわかるとはいふべく、ひらくとはいふべきにあらず、　○遊魚、漢文なり、古言ならば、たゞ魚とこそいふべけれ、かゝるところに、あそぶ魚とはいかでかいはむ、凡て紀中、訓點も、古言おほけれども、字にすがりて訓たる故に、そのつゞきさまは、大かた古語にあらず、なほからぶみ讀のさまにて、みなこの開闢遊魚の訓の類となり、餘はなずらへてさとるべし、こは訓の心得のために、おどろかしおくなり、○天地之中生一物、此言心得ず、此一物は、かの浮膏の如くなる物の中より、萌上れる物にて、これ即天となるべき物也、古事記又此紀の一書どもの趣も然り、いかでか天地之中生とはいふべき、第一の一書に、在於虛中といへる一物は、天と地といまだ分れずして、一つに混れて、始めて生れるをいへるなれば、こゝとは異也、こゝは洲壤云々とあるが地なるに、天地之中といへるは、此一物は、天と地とは既に分れて、その中間空中に、又別に生れりと聞えて、事たがへり、大かた傳々は、さまぐ\なりけめども、其中には、事のまがひて誤れる傳へも有りと見え、又此紀は、すべて古傳の趣をば、さしもこまかにもたどらずして、たゞ漢文の文面をむねとせられたるほどに、いさゝかの文の脩りざまによりて、いたく意のたがへると多きを、こゝもそのたぐひなるべし、此所古事記の趣ぞ、明らかに聞えたる、○便化爲神、これも古事記には、因萌騰之物而といひ、一書にも、其中自有化生之神、また云々因此、などあるぞ正しきを、こゝと第五の一書とに、即葦牙のごとくなる物の、神と化とあるは、まがひていさゝか違へる傳へなるべし、葦牙の如くなる物は、上りて天となる物なれば也、　○國常立尊、これより前に、高天原に生坐る神五柱ますを、さしおきて、此國常立尊を第一に擧られて、これより前には、神なきが如くなるは、此國土を主として、天に生り

坐る神をば、撰者のこゝろしらひを以て、畧かれたるもの也、然畧かれたる意は、いかならむしるべからされども、おしはかりていはゞ、高天ノ原は、此國土をはなれて、外のとなるに、其天上の事を、まづはじめに記むは、漢籍めかざる方ある故にてもあらむか、はた高皇産靈ノ尊は、下卷に至りて、天照大御神と同時の神なるに、天地のはじめにこれを擧ては、時代のたがひ有て、漢意にかなはずとおほしての事か、すべて此紀は、さる意のつねに見えたり、そはいかにもあれ、始メに高天ノ原を先いはでは、末にいたりて天照大御神の、高天ノ原をしろしめして、かしこにして、さまざまの事の有しを記ること、由なし、又もし國ノ常立ノ尊より前には、神なしとならば、末に至りて、高皇産靈ノ尊の御事の出たるはいかに、かの神をば、國ノ常立ノ尊より後の神とせむか、そもそもかの神は、神武天皇紀にも、我ヵ天神高皇産靈ノ尊大日孁ノ尊と並べ申ノ給ひ、其外ふるき祝詞などにも何にも、天照大御神とならべ奉りて、最尊く重き皇祖神にましますを、ことのはじめに畧きて、畧かれたるは、後の世の私の記どもに、多く神武天皇より記して、神代を畧けると同じ事にて、あるまじきわざ也、君臣の稱にもいふべし、　○至貴曰尊云々、いにしへは、君の御名にも、臣の名にも、遲早等といふには、なべてみな命ノ字を借用ひて書たるを、此紀には、君臣の號を別むために、古より用ひならへる命ノ字をば、臣に用ひ、君には、新に尊ノ字を用ひられたる也、　○乾道獨化云々、又下文に、乾坤之道相參而化云々、これもはた、撰者の漢意を以て、まかしらに飾へられたる、潤色の漢文にして、さらにさらに古への傳説にはあらず、すべて乾坤などいふことは、もろこし國の、私の寓説にこそあれ、實にさる理はあることなきを、いかなればかゝるうるさき外國の言を書加へて、清らかなる古の傳へを、もとそこなはれけむ、當昔上も下も、ひたすら漢めきたることを、よろこび玉へる世なりしかば、かゝる文を、いみじき事にはせられたるなるべし、後ノ世の漢意の學者も、同じくこれを悦びて、御世七代を、かのもろこし國の八卦にいふ物に、當て說たがひは、いふしきひがこともあれば、かゝる文は、はじめには何心もなく、たゞかざりにぞ、おかれたる

ども、後の世の邪なる説を引出るはしとぞなれりける、此ところ古事記には、此ノ二柱ノ神亦、獨神成坐而、隱身也とあり、大かた古傳はかくのごとくなるもの也、これをくらべ見て、此紀の漢意のかぎりの、甚しきことをさとるべし、〇一書曰、すべて一書曰とあるは、まづ本書を、中に正しき傳として、むねと擧て、さてそれに異なる傳どもの中にも、棄がたきを、みな別に擧られたるものなり、さてそは原はみな細注なりしとおぼしくて、類聚國史には、一書はみな細注にてある也、但しそれも今の本どもは、おほくは今の神代卷の本どものごとく、本文にして書たるを、まれには細書にしたる本もあるぞ、古本のまゝなるべき、其故は、同書第四の卷、伊勢大神宮ノ部に、一書の文を擧られたるに、神代下注曰とあり、注ニ曰ッとは、細注のよしと聞えたり、然るを今の神代卷諸本、一書を、一字低て、本書とひとしく大字に書るは、後の人のしわざとこそおぼゆれ、類聚國史も、今大字にせる本は、後の神代卷の本にならひて、又後の人のしわざなるべし、大かた一書を大書にしたるは、口決の本などやはじめならむ、釋に、注文一書ニ云ク之處、多ク引ケリ古事記之文ヲとある、注文とは、細注のよしなれば、かのころまでの本は、なほ一書は細書にぞありけむ、又綏靖安寧崇神等の御卷に、一書ニ云ッといひてある文も、みな細書也、その外御世々々の卷に、おほく一ニ云ク本ニ云ク或本ニ云ッ別本ニ云ッなどあるもみな、一書云といへると同じことなるに、いづれもみな細注なるを以ても神代卷の一書曰も、原然りけむことをしるべし、近くも松下氏が評閲本、又尾張の河村氏が集解本などは、一書をば、細注にしたるは、古きにしたがへるなるべし、敎子なる上田ノ百樹がいはく、すべて訓注、本書には、おの／＼其下に細書にせるに、一書の訓注は、みな其終リに、一つところに集めて、書キつゞけに大字に書て、すべて一書どもの内に、細注は一つもあることなきは、これ一書はもと、みながら細注なりしが故也、然るを一書の訓注も、本書のごとく細字にて、おの／＼其所に書る本もあるは、又後の人の本書にならひて、改めたる也といへる、まことにさること也、又同人云ク、一書曰の曰ノ字、神武天皇よりこなたの卷々なるは、みな云ノ字なれば、これも後に大

字に改めたる時に、云を曰に改めたるなるべしといへる、これも又然るべし、さて件の如くなれば、すべて一書を、本書とひとしく、大字になせるは、決く後の事にはあれども、思ふにこれ靈ちはふ神の御心にぞあらむ、いともめでたくおむかしきことなり、其故は、古傳説のむねとある事は、すべて本書よりも、多く一書に見えたるを、それ細注にてあらむは、みかすくらをしかるべきに、今本書とひとしきさまになれる故に、よむ人の重く思ふ心、細注なるとは、こよなければ也、○亦曰、おほよそ紀中に、亦曰亦云又曰亦名亦號などあるは、異説にはあらず、同傳説の内の言なり、一曰一云或曰或云などは、一書曰といへると同じくて、異説にて、別傳説なるよし也、混ふべからず、　○一書曰云々、可美葦牙彦舅ノ尊古事記によるに、これは天ツ神也、然るに此一書にも、天に生り坐る神たちをば、畧かれたるに、此神を舉られたるはいかにといふに、此神は、天ツ神ながら、地より萌上る物によりて、生り坐ませればなり、下なる一書に、天ノ常立ノ尊を舉たるも同じ、○一書曰云々、始有神人焉、人ノ字、漢文のかざり也、此神たちは、人といふべきにあらず、　○一書曰云々、又曰高天ノ原云々、此ノ高天ノ原に生り坐る三柱ノ神は、最初なるに、これにも、國ノ常立ノ尊よりまづ舉て、さて又曰とて、此三柱神をば畧かれたるを以ても、本書には、ことさらに畧かれたるを知べし、　又曰陳一書其の傳にも、もとは初に此三神有けむを、いづれもみな此紀に畧かれたる物と見えたり、下卷に至りて、一書どもにも、或は天ノ神といひ、或は高皇産靈ノ尊ノ御事を、あまたいへるを思へば、いづれの一書にも、もとは初に此三神有けむとしられたり、さて本書にも一書どもにも、この三神をみな畧かれたれども、ひたぶるに棄さらむも、さすがにいかゞとおぼしてや、たゞ此一書にのみは舉られたりけむ、それはいかにもあれ、本書又諸の一書どもに、これを畧かれたるは、かへすがへすいはれなきことにぞ有ける、さて又上田百樹がいへるは、いづれの段も、一書どもの中の一つは、古事記を取れる也と、誰も思ふことなるを、よく見るに、然にはあらず、よく似たるは、たま〳〵似たるにこそあれ、似てはあれども、言も事もすこしづゝは異なれ

り、又生坐る御子たちの次第異りなどして、かの記と全く同きは、段々の一書どもの中に、一つもあることなし、然れば古事記は、天武天皇の勅語より出て、他の諸記の說の比にあらず、全備へめでたき書なるが故に、かの記はかの記と、別に立置て、此一書どものうちには、取り玉はざりしと見えたりといへる、さもあるべし、　○一書曰云々浮牛、牛ノ字は寫誤也、雲とあるを用ふべし、　○化ニ爲人ー、上にも神人とあれば、こゝも然有けむを、神ノ字脫たるなるべし、人とのみは書くべきにあらず、　○一書曰云々、有ㇾ物若ニ葦牙ー云々、又有ㇾ物若ニ浮膏ー、これに浮膏のごとくなる物と、葦牙の如くなる物とを分て、もとより二つとして、共に空中に生ルといへるは、紛れたる傳ヘなるべし、その故は、若ニ浮膏ーといふは、はじめて空中に生リて、天と地とになるべき物の、はじめをたとへ、若ニ葦牙ーといふ物は、かの浮膏のごとくなる物の中より、分れて天になるべき物の、もえあがるをたとへたるにて、もとは一つなれば、別に二つ生れるにはあらざるをや、古傳說といへども、かくのごとく、すこしづゝは、誤りたることも有し也、松下氏か、又ノ字の下に、曰ノ字の脫せる歟といへるは、ひがことなり、

四代八柱ノ神ノ段

云々大戸之道ノ尊、【一云大戸之邊】此細注六字、こゝにあるは誤なり、一本に、次なる大苫邊ノ尊の下にあるぞよき、古事記と照して知べし、すべて某邊といふは、みな女の名也、男の名には例なし、又他の例によるに、邊の下に、尊ノ字落たるか、但しこれは一云にて、異說なる故に、次なる亦曰の例と、混ぜざらしめむために、尊ノ字の畧かれたるにも有べし、さて此大苫邊といふ御名、大戸之邊と二つのうちに、大戸之邊の方を、正しく擧て、大苫邊の方を、一云とはせらるべきこと也、男神の大戸之道といふに、對ふべければ也、亦曰の御名どもの例も、みな然るをや、　○忌橿城ノ尊、類聚國史に、忌の上に吾ノ字あるぞよろしき、吾忌也、阿由と訓べし、　これまた亦曰の御名のたぐひにても知べし、　○伊弉諾ノ尊

伊弉冉ノ尊、此御名の文字、古事記に、伊邪那岐ノ神伊邪那美ノ神と書れたるぞ、古への書きまなるを、此紀には、すべて神ノ名人ノ名地ノ名など、古へより書ならへる字にはよらずして、多くは新に字をえりて書れたる中に、此二大御神の、御名の、諾ノ字冉ノ字などは、殊に物どほき書さま也、すべてかくのごとくまぎらはしき字どもなるを、後ノ世ノ人は、さることゝも思はず、たゞ此紀にのみなれて、古事記のごとく書るをば、かへりて異やうにぞ思ひためる、諾ノ字は、奴各ノ反にて、呉音那久なるを、韻の久を岐に轉じて用ひたる也、久の韻を岐に用ひたる例、地ノ名などに多し、冉ノ字は、史記の晉世家に、周ノ武王ノ同母兄弟の中に、冉季載といふが有ルを、正義といふ注に、冉音奴甘ノ反、或作ル那ニ同といへる、此字にて、奴甘ノ反呉音那牟を、那美に轉じ用ひられたる也、史記はいにしへより世にあまねく見る書にて、殊にこれは人ノ名なれば、由有りとおぼしてぞ、取リ用ひられけむ、然るを今の本に、成は册或は冊或は再などに作るは、皆叶はず、那美にさらに由なき字ども也、ふるくより寫し誤り來つる也、又或説に、南ノ字を誤れるなりといふ人もいへれど、南ノ字は用ひらるべくもおぼえず、

○一書曰、此ノ二神ハ云々、一書曰、國ノ常立ノ尊生云々、此二つの一書は、もと本書の上文、伊弉冉ノ尊の下に屬たる、細注にて有しを、一云とはあらで、一書云とありしから、他の一書の例に、別になして大字にせる、後ノ人のしわざ也、其故は、此ノ二神ハと、はじめにいひ出せると、一書ともに例なきこと也、此ノ二神とは、いづれの神をさしてかいはむ、又此次の本書の初ノに、凡八神と書出せるも例なきこと也、そは上よりつゞきたる文なるをや、これらにて、此二つの一書曰は、もとは上文の二柱ノ神の下に屬て、細注にて有べきを、誤りて別に大書にせるものなること明らけし、さて又此二つの説は、いさゝか異しき説にて、古傳ともおぼえず、古ノ好事の者のしわざなりけむを、漢意にはあへる故に、舉られたるなるべし、私記にも、或説云、是ハ後代之見、代代相譏、謬其未必事實也といへり、伊邪那岐伊邪那美ノ神より先に、子を生さいふことあるべくもあらざることをや、　○凡八神矣云々、こはもと上文のつゞきなると、右にいへるがごとし、矣ノ字を置れたるにても知べし、今の本はひが

となり、　〇神世七代、これを後世に、天神七代と申すは、いみしきひがこと也、此七代の神たちは、みな此國土に就て生坐せれば、天神と申すべきよしなし、最初に高天ノ原に生リ坐る、五柱ノ神をこそ、古事記にわきて天神とは記されたれ、然ればこれより下、國ノ常立ノ尊よりこなたは、天神にあらざること明らけし、又天照大御神より、葺不合尊までを、地神五代と申すも、いみしきひがこと也、天照大御神は、此國土には生リ坐シつれども、高天ノ原をしろしめして、天神なること論なし、忍穂耳ノ尊も、もとより天神也、故に此御子孫を、天ツ神ノ御子と申し、姓氏録にも、天孫とせり、地神とはいかでか申さむ、すべて天神七代地神五代と申すこと、古書にかつて見えず、忌部ノ正通の神代卷ノ口決にぞ、始めて見えたる、こは事のこゝろをも考へず、たゞみだりにいひ出せる、後世の俗説なるを、物知リ人たち、さるわきまへもなく、かしこげに天七地五などいひあへるは、いとかたはらいたきわざなりかし、〇一書曰男女云々、上件の次第、纂疏本には、本書伊弉冉ノ尊とある次に、一書曰此ノ二神ハ云々、次に一書曰國ノ常立尊生云々、次に一書曰男女云々、次に凡八神矣云々とあり、これは男女云々の一書の、一つ下にはなれたるを、いかゞとおぼして、かく次第を改め給へるなれども、なほ凡八神はなれて、穏ならず、又一本には、凡八神云々を、上文に書つゞけて、次に一書曰國常立尊生云々次に一書曰男女云々、次に一書曰此ノ二神ハ云々、と次第せり、これもさかしらに改めたる也、此次第は、よろしきが如くなれども、なほ一書曰此ノ二神ハといふと、穏ならざると、上にいへるがごとし、されば此段は、かにかくにはじめの二つの一書曰を、二柱ノ神の細注とせざれば穏ならざる也、〇樴ハ橛也、おほかた此類ヒの註は、後ノ人のしわざと見えたり、又樴此ヲ云ニ久比ト、とある本も有リ、

大八しまなりいでのくだり

伊弉諾ノ尊伊弉冉ノ尊云々、此段のはじめは、古事記に、天ツ神諸ノ命以テ云々と見え、一書にも、天神謂云々とあるごとく、かならず天ツ神の詔命を受玉ふ事の有ルべきに、其事のなきは、上ノ段にも、天神を畧かれたると同意にて、こゝも撰者の意

もし、畧き去ヶ給へりと見えて、いかゞなり、その由下なる段に、登ㇾ天報命云々とある處にいふべし、考へ合すべし、天ノ浮橋は、天上より國土に往來ふ道の橋なれば、さるところにこそいふべけれ、こゝは、天より降り給ふ事もなくて、ゆくりなく立₂於天ノ浮橋之上₁といへるも、よしなく聞ゆ、　○陽神陰神、また陰陽始遘合、また一書に、陰元陽元、また既遘₂陰陽之理₁などあるも、陰陽の字、例の漢文の潤色にして、こは殊に後世の漢意の邪説を招き、古意の世に明らかならざる基にして、いたく學びの妨となる書ざま也、委くは古事記傳にいへるがごとし、すべて陰陽といふことは、漢國人の私説にして、實にはその理あることなきを、いかでか古傳によらずして、外國の説にはよるべき、古傳説には、陰陽といふこと、有べきよしなし、もし陽神陰神といふと、古傳のまゝならば、もとは男神女神とこそ有けむ、かれ古事記に、此二柱ノ神を、男神女神といへるとも見えず、此記には、此段にのみこそかくあれ、次の段には、御名をもて記されたれば、此段なるも、もとはみな御名にぞありけむかし、　○憙哉遇云々、これはいとも〳〵めでたき唱和の御詞にて、哥のたぐひなれば、一もじも讀ミがふまじきことなる故に、古事記には、阿那邇夜志、愛袁登古袁と、哥のまゝ假字に書れたるを、ここには假字書ならざるだにあるに、遇ノ字をさへそへられたるは、いかにぞや、一書どもには、いづれも遇ノ字はなきぞ、正しき、かればこゝはかならず、憙哉遇可美少男焉、此云₂阿那而恵夜、哀烏等孤烏₁と、訓注の有べきことなるに、たゞ少男の訓注のみあるは、いとおろそか也、遇ノ字さへ添りたるに、すべての訓注なき故に、後世古言をしらで、あなうれしゑや、うましをとこにあひぬなど、えもいはぬひか訓を附て、あやしき常詞となれるは、いとかなし、此事猶下にもいふべし、　○卽共ニ相遇、此文、一書に、改メテ復巡ㇾ柱ヲとも、更ニ復タ改メ巡、ともある如くなるべきを、こゝは上に、宜シ以改巡、とある故に、巡ヲ畧かれたるなるべけれど、たゞ相遇とのみにて、めぐり給ふことなくては、穩ならず、　○雌元處元、古事記に、吾ガ身ニ成成テ不ㇾ成合處一處、とあるは、古言のまゝ、疑ひなきを、この雌ノ元雌ノ元は、撰者の改められたる文か、は

た古言のまゝか、言のさま疑はしくて、今わきまへかねつ、　○意所ㇾ不ㇾ快云々、此十一字は、或本に細書にしたるよろし、　○世人或云々、これも一本に細書なるよろし、　○隱岐洲、隱ノ字、億とある本よろし、一書みな億なればなり、一書にも、隱と作る本もあるは、みな後に改めたる也、　○大八洲國、此ノ八ツの洲、本書一書ども、おの〳〵みな異あり、いづれも古への傳へなるべけれど、その勝劣をいはむには、第七の一書、古事記と同じき、これぞ中に、正しかるべき、其故は、かの說は、八つの洲の內に、後に國と建られたるかぎりは、一ツも漏さず、又國と建られざる洲は、一つもまじらざればなり、其餘の說どもは、まづ本書に、大洲と吉備ノ小洲との入たる、此二つは、後に國と建られたる洲には非るに入て、かへりて壹岐對馬の入らざることいかゞ、すべて國と建られたることは、やゝ後の事なれども、かならず神世のこのはじまりの由緒に關かれることこそおぼゆれ、又越ノ洲は、海をへだてたる洲にもあらざるに、別にして入たるもいかゞ、又淡路洲は、胞とすと有て、此數に入ざれども、後に一國と建られたれば、これも入べきこと也、さるは胞とすといふは、もとは淡洲のことなりけむを、淡路とせるは、名の似たるから、まぎれたる傳へなるべし、さて又本書一書いづれもみな、豐秋津洲をば、淡路洲につぎて、初メに擧られたるは、もしくは撰者の心しらひにはあらざるか、古事記には、秋津嶋は、終リに生給へれば、このおほくの一書どもの中にも、此洲は終リに生給ふといふもあるべきに、然いへるは一つもなくて、皆同く初メなるは疑はし、　○亦曰水沫云々、此八字、一本に細書なるよろし、　○一書曰云々、有豐葦原云々、古事記には此ところ、是ノ多陀用幣流之國とあるを、かく記されたるは、後の號を始メへめぐらしたるにて、常のことなれども、ここに此國號は、につかはしからず聞ゆ、　○瑞此云ニ彌圖一、紀中すべて此美豆に、瑞ノ字を書れたるは、あたらぬこと也と、師もいはれたるが如し、　○循、脩ノ字を寫シ誤れる也、類聚國史に脩とあり、脩は修と同じ、つくりかたむと訓べし、循ノ字につきて、しらすと訓るはひがこと也、　○天上ノ浮橋、上ノ字いかゞ、　○畫ニ滄海一、畫ノ字、古事記にては、借リ字な

れば、こゝもなきを、漢文にしては、こゝにあたらず、此字の意と見ては、事たがへり又此下に、しばこかれ〴〵にかき
なしといふ言あるを、漢文のために省かれたるなれども、かの言にあたる文なくては、ことたらず、　○化作また化爲、
化ノ字いかゞ也、また柱を先にいひて、殿を後にいふべきとなるに、次第いかゞ、　○妹自左、次ノ段の一書にも、我
愛之妹とある、此たぐひすべて妻を妹といふは、古言なれども、漢文にはいかゞ、此紀すべて漢文をいたく修はれたれ
ども、をり〳〵はとりはづして、かやうに古言のまゝなることのまじれる也、雄略天皇紀に、吾妹とある所に、稱妻爲
妹、蓋古之俗乎といへる注は、古言をよくわけにいひなして、漢文にへつらはれたる、いかゞなるいひざまなるを、もしか
く注せむとならば、こゝにこそ注すべきとなれ、いたく後れて、かしこにあるはいかに、　○姸哉此云云々、此御詞、本
書の意哉も、下の一書の美哉も、こゝの姸哉も、みな古言は一つなるを、字をいろ〳〵にかへて書れたる也、されば、い
れをも同じく、こゝの訓注のごとく訓べき也、それにとりて此ノ訓注は、本書に有べきこと、上にいへるがごとし、而惠伐
は、古事記には遲佐志、此紀神武ノ御卷には、姸哉此云阿那而夜と有、これらいさゝか異あれども、意はいづれにて
も同じ也、又本書の可美もこゝの可愛も、下の一書の善も、これ又古言は一つ也、みな延と訓べし、又本書の爲字、
こゝの轍ノ字、これ又同じき也、下の一書には此助字なきも、又同じ、すべて同じ古言を、かくいろ〳〵に文をかへられた
るは、此紀のつね也、　○卜定時日、いみしき漢文の潤色也、これらの文は、あまりなることぞかし、　○同宮共住、
こは上の遂爲夫婦の下に有べき言なるに、こゝにあるはいかゞ、　○一書曰云々、以淡路洲淡洲爲胞、淡洲二字
は衍か、或説に、此一書は、本書と全く同じきに、別に舉られたるは、二つの洲を胞とするが異なるを以て也、といへ
れども、もし然らば、本書の以淡路洲爲胞の下に、細注に一云として有べき也、又洲二つを胞とせむこともいかゞ也、故
思ふに、本書の伊豫二名洲を、たゞ伊豫洲といひ、吉備子洲を、たゞ子洲といへるを異とせるか、されどこれも、本書

に細注にても有べければ、猶いかゞ也、先以淡洲為胞、生淡路洲など有けむが、まぎれたるにもや、

神たちあれましのくだり

次生海云々、こは古事記又第六の一書などのごとく、古傳には、海ノ神水戸ノ神山ノ神を生給ふことぞありけむを、神といはずして、たゞ海川山と書れたるは、撰者の意にて、さては前後齟齬になることを、おぼえられざりし也、上の段に、是謂滄海こと見え、また是ノ潮ノ沫ノ凝成などもあれば、既に海は有と聞えたるに、生海とは、これくひちがひにあらずや、然るを漢意の物しり人どもの、返りてこれを意味ふかきやうにいへるは、笑ふべし、　○木ノ祖また草ノ祖、これ又神といはずして、祖とはいかなるよしぞや、　○何不生天下之主者歟、そもそも天照大御神月讀ノ命須佐之男ノ命は、泉ノ國の汚穢を滌ぎ清め給へるによりて、生り坐ること、古事記又一書の如くにて、これ道のむねとある事なるに、その正しき傳說をばとらずして、かく異さまなる說をしも、本書にし給へるは、いかにぞや、思ふに、かの泉ノ國ノ段、又此神たちの、御禊に生坐る事のさまなどの、漢籍ざまにうときを嫌ひて、撰者の新意をもて、かくは記し給へるにもやあらむ、　○大日孁貴、此御名は、師も疑はれたるごとく、まとにうたがはし、そはまづ神武天皇紀には、大日靈ノ尊と有て、こゝと前後にかへるといかゞ、なほ一書にも大日孁ノ尊、萬葉集にも天照日女之命と有て、其外にもみな比流賣乃命とこそあれ、此御名を牟智と申せることは、こゝより外に見えたることなし、もし牟智ならば、大穴牟遲八嶋牟遲などの名の例のごとく、大ひるむちとこそ申すべけれ、唯能武智といふつゞきもいかゞ、一書に道主ノ貴と申すがある、かの御名も疑はしき也、又牟智といふに、貴ノ字を書れたるも、心得がたきことなり、さて又此ノ御名に、尊とも神ともなきもいかにぞや、貴と申す御名には、尊神などは申さぬ例かとも思へど、大己貴ノ命八嶋牟遲ノ神などいふもあるをや、　○孁ハ音力丁ノ反、此たぐひの注は、いづれも後の人のしわざなるべし、　○一書云、天照大神、こは亦曰とか、亦名とかあるべき也、其故は、此大御神ー

御名、こゝにこそ大日孁貴と出されたれ、次ノ段よりは、いづこも／＼天照大神とあれば、これ異説とすべきにはあらざるに、一書云とては、次ノ段とたちまちたがへれば也、そも／＼神代ノ巻のやう、おほくの古記の中に、正しきをとりて、本書とはせられたる物と、誰も思ふ事にて、まことに然あるべきことわりなるに、今よく考ふれば、本書には、かへりていかがなること多く、はじめをはりさはらで、前と後と合ハざる此御名のたぐひなること、猶これかれ有り、次々其所々にいふを見て知べし、されば本書は、はじめをはりとほりたる、一つの古傳説にはあらで、たとひいさゝかにても、からぶみざまに近き説を、これかれの中より、摘取合せて、すこしは新意をもまじへて、つゞりなし給へる物とこそ見えたれ、　○一書云天照大日孁ノ尊、神武天皇紀に、此御名を書れたれば、一書といへると、前後相違也、　○日賓早逢、日ノ字は、固の誤か、次に例ありと、師のいはれたる、さも有べし、　○授以天上之事、此文あまりかにめき過たり、いかゞ、一書に、可以治高天原也、とあるぞ正しき、　○是ノ時天地云々、此八字の文を、或説に、後ノ人のしわざ也といへるは、中々にわろし、　○生月神、此神に御名のなきはいかに、一書云は異説なれば、別なるをや、　○一書云、月弓ノ尊、月夜見ノ尊、月讀ノ尊、此しるしざま、何もなくことわりもいかゞ、下二つの御名の上にも、おの／＼一書云と有べき也、次の素戔嗚尊の下なる、一書云も同じ、又月夜見と月讀とは、たゞ字の異れるのみにて、唱へは同きに、別に擧られたるはいかゞ、月夜見はつくよみ、月讀はつきよみ也と、分ていはむもしひ言也、二つともに、つくよみともつきよみとも訓べけれ、○固當遠適之於根國、これはすなはち素戔嗚ノ尊に對ひて御主ノ御言なるに、適之の之ノ字いかゞ、紀中すべて之ノ字のつかひざま、古言にも漢文にもかなはざるが、いと／＼多きを、こゝなどは、殊に意のたがへること也、下なる陰の一書に、到之於天上也とある、之ノ字なども同じ、　○一書曰云々、白銅鏡、こは何のよしにて白銅とは書れけむ、訓注なくては、いかにとも訓がたし、たゞ神の鏡ならむには、いたくものごほき書ざま也、　○顧眄之間、こは何を見給ふさま

かりそ、心得がたし、上の白銅鏡を見玉ふとならば、此文字似つかはしからず、そのうへ又廻し首こいへるも、他物を見玉ふやうに聞ゆ、例の容理の説こもはあれご、いふにたらず、○有ニ化神一、上の例のごこく、化の下に出之の二字有べし、舊事紀には、此二字有ル也、　○一書曰云々、罔象女、此罔象、又海神の少童こ書れたるなご、漢籍なる名をこり用ひられたる、こゝろよからぬ書きざま也、から國には、かやうの神たちを輕んじて、卑き物のごこ思ふならひなるに、其名をこりて書きては、おのづから神をかろしむる心になるわざぞかし、又この罔象の訓注は、こゝにあるを、神武ノ御卷にも又あるは、重なれば、　○一書曰云々、亦云神避矣、これは一本にかく有しを、後ノ人の注せるなるべし、　○一書曰云々、花時亦以レ花祭、此文いかゞ、花ノ時こは、何の花の時ぞ、古への文にあるまじきこと也、亦ノ字も聞えず、一本に必こ作るもいかが、こゝはこゝろみにいはゞ、有ル花時則以レ花祭るなごあるべし、　○一書曰云々、級長戸邊ノ命、亦曰云々、級長戸邊ノ命は、女神の名なるに、亦曰級長津彦ノ命こはいかゞ、こは一云を、後に亦曰こは誤れるなるべし、師、これは級長津彦ノ命、次ニ級長戸邊ノ命こ有けむを、誤れる也、古事記にはまた、女神を脱せる也こて、龍田ノ風ノ神ノ祭の祝詞を證に引て、必二神なるべきよしいはれたれご、かならずしも然らず、女神こせるも男神こせるも、又男女二神こせるも、おの〳〵一つの傳へなり、　○倉稲魂ノ命、倉ノ字よしなし、誤字ならむか、神武天皇紀には、稲魂女此云二于迦能迷一こ有て、倉ノ字なきぞよろしき、さてこゝの訓注の介ノ字の事、此紀にては此字は、いづこにても加の假字也、氣こよむはひがこと也、然るに介ノ字は、古拜ノ反音戒なれば、加の假字には用ふべき例にあらざれば、介はみな、个を誤れるもの也、个は古賀ノ反にて、加の音也、　○海神等、等ノ字いかゞ、次々なるも皆同じ、　○山祇、すべて山津見の津見に、祇ノ字を書れたるは、いかなる意にか、もし山は地にあるを以て、地祇の意にや、然らば野なごも地にあれば、其神の名の野椎なごをも、野祇こ書べきに、山神にかぎれるは猶いふかし、　○土ノ神、上の例によらば、此下にも等ノ字あるべきに、脱たるか、　○生ニ

萬物ノ上下の例みな、その神を生とあれば、これも萬物の神なるべければ、神ノ字あらまほし、　〇畝丘樹下、畝丘も樹下も、大和ノ國十市ノ郡香山の邊にある地名にて、畝丘の内の樹ノ下といふ地也、國をいはざるは、大和なればぞかし、〇是即天安河邊所在五百箇磐石也、こは傳説のまぎれて誤れるものか、はた例の撰者の、文を改むとて、誤り給へるか、其後は、劒鋒頭などより垂血は、おのおの皆神となりて、其名あるに、同じ例にて、及この垂血のみは、神とならずして、磐石となりぬと、いかゞこれは心得ぬ、そのうへ磐石にては、即チ此ノ經津主ノ神之祖也とあるにも、かなひがたかるべし、然ればこゝの文は、復劒刃垂血、激越着天ノ安河邊所在五百箇磐石ニ爲ル神ト、號曰磐裂神、次根裂神、即此經津主ノ神之祖也、復劒鐔垂血云々と有て、下なる劒ノ鋒垂血云々の神は、一書のごとく、磐筒ノ男ノ命磐筒ノ女ノ命なるべし、但し件の如くにては、下なる一書、又下條の本書、又古事記なども、いさゝか違へども、そは傳々の異なるなれば、嫌なし、或説には、磐筒男ノ命の下に、其磐裂神即此經津主神之祖矣と有しが、其磐裂神の四字脱て、即此云々の九字亂れて上に入れる也といへるも、さも有べきことなれども、なほ上にいへるごとくならでは、磐石とあるといへるところ、穩ならず、〇熯火也、此注ひがこと也、又下の段の一書には、熯ハ干也とも注せる、前後相違いかゞ、共に後ノ人のしわざ也、　〇亦曰甕速日命云々、こは異説なれば、一云とこそ有べけれ、亦曰はいかゞ、　〇雖然吾當寢息、此文聞えがたきを、古事記に此ところ、且與黄泉神ノ相論とある、且ノ字を、稻葉ノ通邦が、日の誤也といへる、その説によれば、こゝの文は大に闕たれども、上に引たらで、文面は聞えがたし、かの通邦が説は、古事記傳六の卷の追考に書せり、〇今世人夜忌云々、此十八字いかゞ、一片之火とは、下の一書にこそ見えたれ、こゝにはたゞ秉炬と有て、一片之火といふことはなきに、かくいふべきよしなし、後の人の、さることをもわきまへずして、加へたるにや、但し秉炬と書れたるは、書紀の此文にこそあれ、古事記にも一ッ火とあれば、こゝもこの古傳の書には、一ッ火と有し故に、それに就て、何心もな

く一片之火と記されたるにもあらむか、さることはうしも、をり〱例あればなり、さて又此文の在ル所も、こゝにてはいかゞ、櫛を擲る事を忘るべきよふし、これより上には有ことなし、一本にこゝの文、下の又投湯津爪櫛の下にあれども、かしこにてもいかゞ也、今よく考るに、噉了則更追の下などにやあるべからむ、又松下氏は、亦自來追の下に在ルべしといへれど、それもなほいかゞ也、　○不須也凶目汚穢、此云伊儺之居梅根根多儺根、此訓注、古事記と照して思ふに、梅の下に、今一つ之居梅の三字有しが脱たる也、それなくては、語のしらべよろしからず、下の之居梅根は、汚ノ字にあたれり、下卷に、不須也頗傾凶目杵之國と有、さて此段の訓注どもみな、次の一書の終、兒經津主神の下にあるを、今はこゝに出していふ也、餘も同じ、　○今吾恥辱、今ノ字は、令と作る本よろし、　○一云泉津日狹女、上田ノ百樹がいはく、すべて一書の中に、細注ある例なきに、たゞこれ一つのみあるはあやし、後ノ人のしわざか、　○背揮此云云々、此訓、注の俱ノ字、或本に、倡とも屢ともあるは、みなわろし、　○千頭また千五百頭、古事記に千頭とあるは、絞殺といふにつきての言也、さる故に産かたには頭といはず、立千五百産屋とあり、然るにこゝに、産かたにも、千五百頭と書れたるはいかゞ、人の數を幾頭といふことやは有べき、また當縊の當ノ字、下の將ノ字と重なりていかゞ、當産の當も同じ、さばかり漢文を修はれたれども、其格にかなはざること、此類猶多し、　○因曰自此莫過、此事下の一書に、投其杖曰、自此以還雷不敢來とあるは、さるべきことなるを、こゝは上より意つゞかず、又上に以千人所引磐石云々とあると、同じこゝろばへなれば、事重なりてくだ〳〵し、自此莫過といふは、彼處にあるべき御言なるをや、師ノ曰、杖帶衣褌履などを投玉ふこと、こゝには由なし、古事記によるに、これらは次なる祓の時の事也、といはれたる、まことに然なり、今思ふに、かの下の一書に、投其杖曰云々の傳へと、祓に、御身に着たる物どもを、投棄給へる傳へと、一つに混じて、こゝには入れるにや、但し道饗ノ祭ノ祝詞に、久那斗ノ神の事ある文、またこゝの神名、長道磐ノ神千敷ノ神なども、泉ノ國より逃か

へり給ふ道に、よしあれば、ひたすらに祓の事とのみも決めがたし、されどこゝの記しざま、上よりのつゞきよしなければ、かにかくにまぎれたるとぞ有けむ、○其於泉津平坂一或所謂云々、或より下廿五字の文、類聚國史に、道返大神矣の下にあるよろし、但し此文は、後の人の、漢意のさかしらに加へたる也、決してもとよりの語とは聞えず、○遂將盪滌身之所汚、此八字なくてよけむ、上文の故當云々と重なりて、わづらはし、○表中津少童命、表ノ字衍也、なき本よろし、○一書曰云々、天八十河中云々、軻遇突智を斬リ玉へるは、此國土にての事なるに、その血の、天なる河中の石に激越むとは、少しいかゞ、古事記には、たゞ湯津石村と有て、天ノ八十河といふことなし、○一書曰云々、麓此ヲ云簸耶磨一、もし此訓注の如くならば、麓山祇は、はやまやまつみと訓むべきか、いかゞ、これらも津嶋を對馬洲と書れたる類に、たゞ字面をとゝのふるとをのみ、むねとして、口語の違ふことを、思はれざる也、麓山祇と書るによらば、麓山祇此云簸耶摩都微一とこそ注せらるべけれ、○正勝此云麻沙柯兎、兎字は衍也、なき本よろし、○一云龍在河邊、此六字は、後ノ人の加へたるなり、なき本よろし、○一書曰云々、乃到殯斂之處ニ、此傳ヘは、たゞ殯斂の所に至り坐るにて、黄泉ノ國にはあらず、さる故に、此傳への内には、泉の事は、いさゝかも見えず、還り給ふ道の間タの事も、たゞ殯斂の處よりかへり給ふ道也、然るを他の傳へと同じさまに心得て、黄泉の事とするから、殯斂之處とあるを疑ひ、于時闇也といふ字も疑ふめり、○此本號曰云々、此十一字の文は、後ノ人の、道饗ノ祭ノ祝詞によりて、書キ加へたるにて、ひがごと也、そのことは、古事記傳六の卷にいへるがごとし、○一書曰云々、追ヒ至伊弉冉尊所在處ニ、こゝに黄泉ノ國に至リ坐スよしあるべき也、然らざれば、下ノ文の神ノ名の泉津云々、また相ニ鬪於泉津平坂ニなどいふこと、ゆくりなし、○汝已見ニ我情ヲ、我の見ル汝情ヲは聞えたるを、この見ル我情ヲは、心得ず、形を見るとこそいふべけれ、○于時不ニ直默歸一、此六字なくてあらまほし、すべて此一書の文は、つたなきことおほく、又聞えがたき事どももあり、古傳書には、いかに有けむ、撰者

の文を改められたるによりて、其意もかはり、或はあやしく聞えぬ事になれるも有と見えたり、　○不負於族、此云二宇我邏磨概茸一、こは訓注古語にて、うがらまけじといふ意なれば、族不負、と書ッべきことなるに、不負於族と有ては、うがらにまけじと訓ムべくして、意たがへりいかゞ、さて訓注の茸ノ字は、耳の誤か、茸は而容ノ反にて、じようの音なれば、じの假字に用ふべき字にあらず、すべて紀中、假字を寫ノ誤れる多し、心得おくべし、　○乃所唾之神、言たらず、乃唾其是化ニ爲ル神一など有ルべくや、　○次ニ掃之神、これも掃とのみにては、いかなるしわざともしられず、　○及二其與一妹相闘一、相闘こと俄に聞ゆ、又上に泉ノ國なるよし見えざれば、泉津平坂もゆくりなし、妹といふとも、漢文にてはいかゞ、

○悲及思哀者、此文いかゞ、及ノ字は、寫し誤れるものか、　○有言矣曰云々、たゞかくのみにては、誰が言ともわかりがたし、又此のたまへる言、相闘ノといへること、似つかはしからず、　○有二白事一、事ノ字漢文にいかゞ、有レ白セルの意か、又有二白言一の意か、　○還向於橘云々、還ルといふことよしなし、　○大綾津日ノ神、綾は麻賀と同じければ、これは即チ大枉津日ノ神なるに、大直日ノ神より後に生りませる、次第いかゞ、又磐土は長筒ノ男、赤土は中筒ノ男、底土は底筒ノ男なるに、此水に入り出る次第もいかゞ、　○大地云々、或説に、大ノ字は天を誤れるにて、天地海原之諸神は、すなはち天照大神月讀ノ尊素戔嗚ノ尊也といへるは、さもありげに聞ゆれども、わろし、此三神を、いかでか御名を擧ずして、さは申さむ、諸神といへるもかなはず、たゞ大地の神たち、海原の神たち也、　○一書曰云々、宜爾月夜見尊、此文は、在二於天上一勅シテ月夜見尊ニ曰ク、云々、宜三爾月夜見尊就二候之一とあるべきを、月夜見ノ尊といふとの在りどころいかゞ、　○已ニ到、已ノ字いかゞ、

○鰭廣鰭狹、物ノ字を省かれたるは、古言の方はさらにもいはず、漢文の方にても、聞えぬと也、毛云々も、下巻なるも同じ、　○撃殺、此下に、保食ノ神となくては言たらず、然後の二字は、なくてよけむ、　○一日一夜、いかゞ、日ノ神と月ノ神とは、常にも、一つところには住給はざる物をや、こは三大考に論へるとぞいはれたる、　○天熊人、人の上に大ノ字

ある本よろしかるべし、但し熊之大人、猪之大人など、大人には之ノ字ある例なれば、これも之大人とあるべきにや、
○化爲牛馬、爲ノ字いかゞ、次の例どものごとく、これも生ノ字なるべし、爲にては、意もたがへり、

御うけひの段

昇二詣之於天一也、例の之ノ字いかゞ、　○靈運當遷、撰者の例の潤色にて、殊にうるさき文也、此四字を除キ去リてよく聞ゆ、　○構幽宮、古事記と合せて考ふるに、此三字も、潤色の添へ言と聞ゆ、　○寂然長隱、これもいたく漢めきて、古傳説には、さらにあるまじき事也、こゝはたゞ亦曰云々の方ぞ、古傳とは聞えたる、　○德亦大矣、此一句も、からぶみにへつらひたる、例の潤色と聞えたり、　○登天報命、すべて亦曰とあるは、異説にはあらざること、上にいへるがごとし、然るに最初に、天ノ神ノ命を受玉へる事、本書にはなきに、こゝにいたりてかく記されたるは、前後闕漏也いかが、實に最初に天ノ神の命を受給へりし事、必ず有しを、撰者の畧かれたりといふを、こゝの文にてもさとるべき也、さてこゝの淡路の宮といへるは、後に此神の御靈を鎭祭れる、神社なれば、古事記に、坐二淡海之多賀一也とあるごとく、こゝも古傳書には、坐二于淡路一とこそ有けむ、然るを現御身の、かの嶋に退隱坐るさまにとりなして、いろ〳〵うるさき漢語を添へ加へて、記されたるは、古傳にたがひて、いと心づきなし、此亦曰の説のごとく、現御身は、天にのぼりて、天ノ神に復命給ひて、長に天上の日之少宮にこそ、とゞまりたまふらめ、さて又、其後事畢謂といふより、日之少宮矣といふまでは、古傳書には、古事記に、坐二淡海之多賀一也とあると同じごと、上ノ段の末に在リけむを、撰者の心もて、此段にうつされたるなるべし、そは素戔嗚ノ尊の、天にのぼらむとを請ヒ申シ給ふ事、そを許し給ふ事の、淡路に隱レ坐ての後にありては、いかゞとおぼしてぞ、其事を前へ移し給ひけむ、然れども此段は、乃昇二詣於天一矣、于時素戔嗚尊云々と、つゞくべきさまなるに、昇二詣於天一矣といひ竟て、其次に他事をいひて、又立かへりて、始素戔嗚尊云々といへる、おだやかな

らず、始メと立かへりていふべきこころにはあらず、されば伊弉諾ノ尊の、淡路ノ宮の事、登天報命の事は、古傳の如く、上段の終リに記して、此段の初ノを、先レ是ヨリ素戔嗚尊請ニ伊弉諾尊ニ曰云々として、さて昇ニ詣於天ニ矣、于時溟渤云々とつゞかば、穩ならむかし、さて又上田ノ百樹が云ク、こゝにかく伊弉諾ノ尊の御事のとぢめを記されたれば、伊弉冉ノ尊の終りをも、必ズ記さるべきことなるに、本書にこれを畧き給へるは、いかにぞや、そは火ノ神に燒れて、神去リ坐セし事、泉ノ國ノ事など、漢めかさんを嫌ひ玉ひてにやといへる、まとにさると也、　○天照大神、上の段には、大日孁貴と記して、天照大神と申すなれば、異説としながら、こゝにかくあるは、前後相違也いかゞ、さて又此御名、ふるくは皆、天照大御神とあるを、此紀に御ノ字を省かれたるは、漢文にせむため也、かくて後ノ世にはおしなべて、大神とのみ書キ奉りて、大御神と申すとは、をさ／＼しれる人もなきが如くにて有けるに、近く吾ガ師の古きによりて物せられしより、此ノ古への御名、ふたゝび世に顯はれ玉へり、さて又大神と書キながら、おほんがみと讀ミ奉るは、口語には、大御神と申せしまゝに殘れるが、音便にくづれたる唱へにて、かを濁るも、んのつゞきの音便也、正しくは、おほみかみと唱へ奉るべき也、　○是レ素戔嗚ノ尊ノ物也、次の文に、爾兒とあれば、これは素戔嗚ノ尊に對ひて詔ふ御言なるに、素戔嗚ノ尊のとはいかゞ、是レ爾物也とこそいふべけれ、　○一書曰日神本知云々、此傳へと、又下なる、一書曰日神與云々の傳へとは、まぎれたるものにて、物根たがへり、もしこれらの説のごとくならば、皇統は素戔嗚ノ尊の御末にこそあれ、天照大御神の御末にはあらず、いかゞ、かかる異説は、舉らるべくもおぼえず、○奉助天孫、師ノ云ク、此時天孫はいまだ生まさず、此勅いかゞ、　○一書曰云々嚼ニ斷劍ノ末ヲ、師ノ云ク、こゝに劒ノ末とあれば、次なる正哉の上、天津の上などにも、劒ノ葉といふとなくては、事たらずして、上の瓊に、端と中と尾とを分ていへるに、對せず、言を畧き過たりといはれたる、一わたりはさることなれども、これは畧きたるにはあらず、もとより五男神共に、たゞ劒ノ末を嚼斷て、生坐る也、末といふを、上の瓊の、端中尾と分たるに對へては

見べからず、次の段の一書に、嚼其瓊響云々とのみも有て、中と尾とはなし、こゝの劒ノ末も、かれになすらへて心得べし、又上の三女神には、又云々といへるに、こゝには、次云々といへる、これその異也、　○一書曰云々、勝速日天忍穂耳ノ尊　勝の上に、正哉吾勝の四字ある本もあり、ひがと也、　○著於左臂中ニ　中といへるといかゞ、　○自右臂中云々、自左足中云々、自右足中云々、此ところ六神共に、同じく瓊を著給へるによりて、生坐るなるべきに、其内の後の三神には、瓊の事をいはざるは、上に准じて、略ける文とは、おしはからるれども、略きざまあしき故に、まぎらはしくして、後三神は、瓊によらずして、たゞに生坐るやうにも聞ゆるはいかゞ、然れども、瓊をはなれて、種なしにたゞに生坐むとは、こゝによしなければ、必ず皆瓊によりてぞ生坐けむ、されば自ノ字とつながらみな、著於とあらば、瓊によれることもよく聞えて、さだかなるべきものをや、　○燠之速日ノ命、此神名に之ノ字あるといかゞ、衍なるべし、又此神を、此段に生坐りとするも、いみしき異説なり、　○取其六男云々使治天原、此六神みな高天原をしろしめすにや、いかゞ、　○今在海北道中云々、今在といふといかゞ、もしはじめには、宇佐ノ嶋に降居しめ給ひしを、今は海北道中にましますよしならば、後遷とこそあるべけれ、また道主貴と申す御名も、疑はしく、また胸形君をいはずして、水沼ノ君らうに祭はし、　○燠ノ中也、此云備此御名、上にも出たる、そこには火田と注せるに、又こゝにかくあるは、共に後ノ人のしわざ也、訓注も、上にはなくして、こゝにあるがいかゞなるのみならず、濁音の備ノ字をしも用ひたるは、これ又後ノ人のしわざと見ゆ、

天の石屋戸ノ段

顯佩野根、顯ノ字は誤也、顯とある本よろし、　○復見天照大神當云々、此文いかゞ、又當ニ天照大神ノ磐戸ノ時ニ見レ之、ここそ有べけれ、　○八十萬神、こは古言には、八百萬ノ神といへることにて、古事記をはじめ、いづれの古書にも、み

な然あるを、此紀には、いづこにもかく八十萬神とのみ書れたるは、故有ルべし、もしは八百といふことを、諱避玉へるよしなどあるにや、日高といふ事を、避られたる例もあり、其事は下巻にいふべし、　○遂業、遂ノ字いかゞ、　○忌部ノ遠祖、部の下に、首ノ字有しが脱たるか、中臣にも連、猿女にも君と、餘はみなかばねあれば也、　○手持云々、顯神明憑談、こゝの文、次第みだれたり、古傳書によるに、則以ニ天香山之眞坂樹ヲ爲ニ鬘ト、以ニ蘿ヲ爲ニ手繦ト、手ニ持ニ茅纏之矟ヲ立ニ於天石窟戸之前ニ、而火處燒、覆槽置、顯神明憑談、巧ニ作ニ俳優ヲ、とやうにぞ有けむを、例の撰者の、文を改められたるにて、中々にかくは次第のみだれたるなるべし、件ンの事は皆同く、天ノ鈿女ノ命のなす事なるに、こゝの文のごとくにては、亦以より下、別事になりて、異人のしわざと聞ゆるをや、さてまた眞坂樹を爲ニ鬘トといふこと、師の、これはまさきなるを、眞坂樹と誤りたる也といはれたる、まことに然也、坂樹は、鬘にすべき物にあらず、此事古事記傳に委くいへり、また火處燒覆槽置の燒ノ字置ノ字、漢文ならば、上に有べきに、下にあるは、古傳書のまゝに書れたる、とりはづし也、また覆槽置といへるは、古たらず、こは古事記に、伏ニ汙氣ニ而蹈登杼呂許志とあるごとく、ふみとゞろこしといふに當る字、蹈之而など有ルべきに、其字なければ、此物を置ること、何の用ともなく、いたづらに聞ゆ、さて覆槽此云ニ于該ニ、此訓注、或人、類聚國史に、于該布西とあるよしいへれど、今かの書數本を見るに、布西ノ二字あることなし、此ノ二字有ては、置ノ字あまれり、もし然訓べくは、覆槽置此云とあるべき也、置ノ字布西にあたればなり、さて又此訓注、纂疏ノ本には、于該布禰とあるもいかゞ、そは于該布西とある本と、古語拾遺に、宇氣布禰とあるとによりて、さかしらに改められたるなるべし、すべてかの本には、かうやうのさかしら多し、さてまた神懸を、顯神明之憑談と書れたるは、顯ノ字にて意たがへり、爲ノ字などにて然るべし、神がゝりと云ふ言の意、古事記傳にいへるを、考へてしるべし、　○葦原中國云々、古事記には、天原自闇、亦葦原中國皆闇とあるを、こゝには天ノ原をいはざるはいかゞ、此天ノ鈿女ノ命の所行は、天上にての事なれば、かならず天ノ原の

長夜ふしをいはでは、聞えず、　○縄亦云ニ左縄ト端出此云云々、こは文みだれ字脱たる也、端出ノ縄此云ニ斯梨ト云々、亦云ニ左縄ト、こ有べき也、但し亦云左縄は、後ノ人の加へたるにもあらむか、私記に長々こ論あれども、其意さだかならず、○竟遂降焉、遂ノ字は誤也、逐こある本よろし、　○一書曰云々閉著磐戸焉、師ノ云、著ノ字いかゞ、　○故會八十萬神云々、こは八十萬神會ニ於天高市ニこ有べきに、會ノ字の置きごころたがへり、師は、故の下に、高皇産靈尊の五字あるべし、こいはれたれど、然らず、此段石屋戸の前にて行ひし事共は、高皇産靈ノ尊の命を受たるにはあらず、たゞ諸神會ひ議りてせしこと也、されば本書にも、八十萬神會合云々こいひ、次なる一書ごもにも、諸神憂ノ之云々、また諸神遣云々、また諸神科以云々など有て、いづれも高皇産靈ノ尊の命の事はなし、古事記も同じこと也、こは故あるとなるべし、　○高皇産靈之息、類聚國史に、靈の下に、尊ノ字あるよろし、　○思兼神云者、云ノ字なき本よろし、　○以作日矛、又云々、日ノ神の御象を造り奉るこて、日矛を作れるは、何のよしぞや、聞えぬこと也、また又云々奉シテ造ル之神是即云々も、聞えぬ文なり、もし日矛これ日ノ神の御象ならば、奉造之神は、いづれの神の御象こかせむ、もし又奉造之神これ日神の御象ならば、日矛は何の象ぞ、上に宜下圖ニ造彼神之象上こあれば、かならずその日神の御象を作り奉る事をこそいふべきに、二の物を作る事をいひながら、いづれその御象こも分りがたく、いこまぎらはしきはいかにぞや、また以作ニ天羽鞴ヲ用レ此こいふことも、異田に聞ゆ、羽鞴の事は、かやうに殊にいひあぐべき事にもあらざるをや、こゝに横井ノ千秋云、日矛こある矛ノ字は、象の誤れるなるべく、文の次第も、採ニ天香山之金ヲ、又全ニ剝眞名鹿之皮ヲ、以作ニ天羽鞴ヲ、用レ此以作ニ日象ヲ、是即紀伊國云云、こあらばよけむこいへる、まことに然也、かくあるこきは、羽鞴の事も穩にて、すべてよく聞ゆるなり、然れども紀伊ノ國の日前宮に、現に日前ノ大神こ國懸ノ大神こ、並ニ坐て、國懸ノ大神は、此日矛に坐ますよしなれば、此時日矛こ日像の御鏡こ、二つ造り奉れる事は、たがひ有まじき也、然るを、二つ造り奉れる事の由をもいはず、又奉造之神こいふが、日ノ神の御像な

るよしをもいはず、すべて記しざまあしき故に、聞えがたき也、これも古傳書の趣は、よく聞えたることにて有けるを、撰者の例の漢文の改めにて、かく聞えぬやうにはなれるにこそ、口決に、奉造之神の神ノ字を、訓ニ美佳多トといへるは、しひ說なり、又或本に、此神ノ字の下に、象ノ字あるは、後ノ人のさかしらに加へたるなるべし、さてはこれ日神の御象とは聞ゆれども、なほ日矛を作れるは、何のよしとも聞えず、　○一書曰日ノ神ノ尊、尊ノ字めづらし、或本にはなし、　○冒以、冒、纂疏本に頁とあるよろし、　○恩親之意、不レ慍不レ恨云々、此文、古事記と照し見て、古語と漢文とのたがひをもしるべく、此紀の、文を改められたることの、甚しきことをさとるべし、○及至日神當新嘗云々、及と至と當と、いたづらなる言の重なりて、煩はし、　○於新宮云々、この新宮、素戔嗚ノ尊の新宮の如く聞えて、まぎらはし、其新宮と、其ノ字などあらまほし、　○由是日神、日神ノ二字、なくてあらまほし、　○野薦、師ノ云、薦ノ字は、篤の誤也、　○只神逐之理ヲ、神逐之理とは何事ぞ、心得がたき文なり、古言は、神やらひやらひきなるを、かくまでしひて漢めかされたるは、あまりなること也、　○此云ヲ波羅賦ト、波ノ字は、夜を誤れるなり、　○一書曰云々邑幷田、此名の義聞えがたし、說どもあれど、皆しひごと也、もしは幷は誤字にて、邑寄田にはあらざるか、川依田といふもあれば、これは村里に近くて、佃るに便りよきよしの名にもやあらむ、　○己凝戸邊、己ノ字は、石の誤也、　○遂同距之、遂ノ字いかゞ、　○瑲々此ヲ云平奴云々、瑲々の上に、瓊響ノ二字ある本よろし、また平奴の平ノ字は衍也、削り去るべし、これは上の乎謀苦留々爾の乎よりまぎれて、こゝにも書るなるべし、　○嚼ニ右瓊ヲ、こはあまりに略き過たり、いかにはぶくとも、嚼ニ右髻之瓊ヲとこそ有べけれ、　○活目津彦根命、目ノ字は、まづは衍と見ゆれど、決しがたし、此字なき本もあれど、そはさかしらに削れるなるべし、○自可平安、自ノ字いかゞ、

八俣をろちのくだり

毎年爲云々、年ノ字、一本に生と作るは、一書によりて、改めたるものか、まことに毎年はいかゞ也、されど此紀の文、かやうの事つねに多ければ、改めがたし、もし毎年ならば、其下は、有リ二八俣大蛇一來呑レ之ヲ、などあるべき文也、　○立化奇稲田媛爲云々、こは須佐之男ノ命、立ニ奇稲田媛の身躰を、湯津爪櫛と變化て、須佐之男ノ命のみづからの御髻に挿玉ふ也、此こころ、昔より、訓をも意をも誤れり、　○果有大蛇、此下に、來ノ字なくては、たらはず、　○頭各一情、各の下に、乖ノ字などの有しが、脱たるか、　○出雲之清ノ地、上文に既ニ出雲ノ國とあれば、こゝには又出雲といふべきにあらず、　○清地此云云々、地ノ字は有まべきにあらず、後ノ人のさかしらに加へたるか、　○此今呼云々、此ノ字いかゞ、　○生レ兒大己貴ノ神一、此ノ神は、素戔嗚ノ尊の六世の孫なるを、こゝにかくのごとく記されたるは、古へは、末々まで子孫をばすべて、子といへるより、まぎれたるものなり、六世の孫なることは、古事記に、其間ノの世々の神の名をも記されて、たしかなるをや、一書の説も、六世にあたれり、又一書には、所生兒之六世ノ孫とあるは、一世の異あり、但し古書に、世嗣の數をいふに、其身より其身までを計へたるもあれば、兒之六世ノ孫といへるも、同じことにても有べし、　○一書曰云云、於ニ奇御戸一爲起而、こは漢文にうつしがたかりしにや、全く古言のまゝにて、漢文にあらず、又湯津爪櫛などの湯津、また後檢之道別道開などのたぐひも、漢文にあらず、古言のまゝ也、　○一書曰云々至産時必有大蛇、必ノ字いかゞ、一本に恭と作れど、それもいかゞ、果とあるべきところ也、また大蛇の下に、來ノ字あらまほし、　○大己貴此云云々、此訓注は、本書に、此御名の出たるところに有べきに、こゝにあるはいかゞ、或本に本書に記したるは、後人の私に所々改めたるなるべし、さて此御名は、古書共に見えたる皆、おほなむち、又おほなもちなどのみこそあれ、おほあなむちといへる例はなければ、こゝの訓注は、後ノ人のさかしらに、穴ノ字は添へたるにやあらむ、古書に、大穴牟遲とも書たれば、穴といふべき事かと思ふめれど、和名抄に、信濃ノ國の郷ノ名に、大穴といふあるをも、於保奈と注せるをや、さて又此御名を、

此紀に、大己貴と書れたる、己ノ字も心得ぬを也、古事記傳九の巻にいへるがごとし、又此ごろ思ふに、下なる一書に、云々遂因言、今理二此國一、唯吾一身而已云々とのたまへる意を以て、己貴といふ意などを以て、書給へるにもやあらむ、かにかくに心得ぬを也、　○兩脇有レ山、聞えぬ事也、　○斬レ腹其斬レ尾之時、腹の下に、斬尾の二字あるべし、もし此二字なくは、其ノ字を至にかふべし、　○此劍昔、昔いかゞ、　○吉備ノ神部、吉備、類聚國史に、吉備とあり、釋紀纂疏に、或本に然有ルよし見えたり、然れば吉備とは、後ノ人の改めたるなるべし、　○出雲ノ簸之川上ノ山是也、此上に文脱たるなり、通證に、或曰、春日所藏古本、出雲上、有下其斬二大蛇一之地則十字上といへり、　○一書曰云々、五十猛ノ命上には、二處ながら神とあるを、これのみ命とあるは、いかなるよしにか、一本にこれをも神と作るは、上にならひて改めたるなるべし、　○一書曰云々、夫須曒、此三字いかなる事ぞや、又これより上に、木種の事は見えざるに、こゝに八十木種皆能播生といへるを、ゆくりなし、亦殖二八十木種一皆能云々などこそ有べけれ、　○抓津姫ノ命、抓ノ字は、柧ノ字を誤れる也、柧は、古胡ノ反音孤にて、棱也とも、四方木也とも注せり、これ也、然るを都麻といふから、爪の事を思ひて、抓とは書るなるべし、纂疏本に爪と作玉へるも、此誤也、　○凡此三神、こは、凡三神、此三神亦能と有べきを也、○居二熊成峯一、此一書、はじめに、素戔嗚尊在二出雲國一曰とあるべきを也、然らざれば奉レ渡二於紀伊國一といふも、何レノ國よりともしられず、此熊成ノ峯も、何レノ國ともしられざる也いかゞ、　○一書曰大國主ノ神亦名大物主ノ神云々、大物主を、うちまかせて大國主ノ神の亦ノ名とせられたるはいかゞ、大物主と申すは、大和の大三輪に限りて申す御名なるをや、又次々の御名を、亦名とも亦號とも亦曰とも、文をかへて書給へるは、何のよしにか、　○是談也云々、此十字の文、師は、後ノ人の加へたる也といはれしかども、かならず然りともいひがたし、　○此神之子即云々、之ノ字を、無と作る本は誤也、さて子とは、子孫のよし也、先祖をすべて於夜といひ、子孫までを子といふは、古へのつね也、但し漢文には、子孫を子とは

いひがたきに、甘茂ノ君大三輪ノ君を、此神の子と記されたるは、古傳書のまゝ也、然るを師の、子に下に大田田根子の五字、また下の君等の下に、遠祖也の三字脱たるか、といはれたるは、子は子孫のよしなるを思はれざりし也、師又云、又姫の上に、大己貴ノ神の子事代主ノ神云々の事有しが脱、下にも脱たる事あるべしといはれたれど、これも然らず、本のまゝにて、よく聞えたり、五十鈴姫ノ命を、大三輪ノ神の御子といふは、古事記の神武天皇ノ段の傳へと同じければ、たがへる事なし、それは此傳へには、事代主ノ神の事は、有べきにあらず、さて又曰云々の説は、此紀の神武天皇ノ御卷の傳へと同じ、又曰は、一云と有べき例なり、上の説と異なれば也、そも〳〵此姫命を、大三輪ノ神の子といふは、神武ノ御卷と齟齬へれども、こゝは一書なれば、妨なし、又事代主ノ神の子といふとは、神武ノ御卷に出たれば、こゝは同じとの重なれるが如くなれども、化爲八尋熊鰐の事、かしこには見えず、又溝樴姫といふ名も異なれば、こゝにはその異説を擧られたる也、　○初大己貴ノ神之云々、師は、これより又別に一書なるべし、といはれたれども、然らず、上に少彦名ノ神の事をいへる、其神のはじめの事をいはむとて、立かへりていへる文也、終に、少彦名ノ命是也、とあるにてしるべし、　○且當飲食、且當の字いかが、　○自即少彦名命是也、此と是と重なりていかゞ、

下卷

○御孫ノ命御子ものの段

天津彦彦火瓊瓊杵尊　天津彦、古事記には天津日高とあり、〔海〕神宮ノ段の虚空彦も、後ノ記には、虚空津日高と有、故思ふに、此御名、〔もと〕天津日高なりけむを、當時の天皇の大御名を避て、天津彦とは改められたる物なるべし、されば、こゝ

書に、此御名の異說を多く擧られたる中にも、日高と申すとは、一つも見えざるなれ、抑當時の御諱をさくとて、皇祖神の御名をしも、改めて記されけむは、いと心得ぬこと也、そのうへ彥々と重なりたるもいかゞ也、或說に、此紀に依て、古事記の日高をも、比古と訓むべしといへるは、いみしきひがこと也、　○皇祖高皇產靈尊云々、欲立皇孫云々、此高皇產靈ノ尊、上卷の首には、畧きて擧ずして、こゝに至りて、はじめてゆくりなく出給へるは、いかなるよしの神とかせむ、欲立皇孫云々より以下の事ども、皆此神に係りて、最も重く尊き神にましますを、はじめに畧き給へる事、かへすがへすいはれなし、又皇祖と申すとは、上の娶高の間々に置るべきとなるに、彼處にはおかずして、こゝにしも出されたるは、瓊々杵ノ尊の御外祖父の義にとりて、記されたりと聞えて、これ又甚いかゞ也、そもそも此神は、神武天皇ノ御卷に、我ヵ天ッ神高皇產靈ノ尊と見え、鳥見ノ山中に祭ノ場を播へて、皇祖天神を祭り給ふなども見え、古語拾遺には、天照大御神と二柱を、皇天二祖とも申せる如くにて、古傳には、此神を皇祖と申すは、皇統の祖神とあふぎ奉り給ふよし也、たゞ御外祖の意にはあらず、遂欲立皇孫云々などの事、御外祖の故のみにして、よくかくはあらむや、又御外祖の由のみならむには、御名のみここに、尊ノ字を書れたるも、あたらぬことなるをや、　○啼哭悲歌、　こは古事記に、日遊とあるぞ古傳なるを、喪に樂するは、漢意にあらざるをもて、改めてかくは書なされたる也すべて漢文の潤色によりて、古への趣のたがへると、かくのごとし、遊とは、哥舞樂ぶことなるを啼哭悲歌は、いみしき相違にあらずや、　○遠自起哀、起ノ字は誤也、赴とある本よろし、　○經津主ノ神、こは武甕槌ノ神の亦ノ名なること、古事記傳に委く辨へたるが如し、此紀に二神とせられたるは、もと傳へのまぎれたるものなり、　○拔二十握劍一云々、踞二其鋒端一、これは二神おのおの同じやうに、かくせられしにや、一ッノ劍の鋒に、二神は踞し給ふまじければ也、上に二神といひながら、此ノしわざは、一神の爲のごと聞ゆるはいかに、○當聞二我子一、然後將報、また下文に、今我當於百不足之八十隈將隱去矣、これらの文、當ノ字と將ノ字と重なりて、わろら

はし、凡て紀中、當ノ字を好みて、いさ多くつかはれたる中に、いかよなるぞおほき、これらも、降下到二我子一然後報ニま

た今我將ト隱ニ於百不足之八十隈一去ト矣、ここそあるべけれ、　○在ニ於出雲國三穗之碕ニ、出雲國こいふ𛀁は、上に既にあるを、又こゝにもいへるはいかゞ、　○高皇産靈ノ勅、靈の下に尊ノ字脱たるなるべし、　○造ハ重云々、此ころ古事記の趣は、船をふみかたぶけて、天ノ逆手を打給へば、其船たちまちに青柴垣こ變化て、其垣の内に隱れ玉ふこいへる、これ古傳のまゝにて、其趣いさ明らかに聞えたるを、こゝの文は、避之こいふに、蒼柴籬を造れるは、何の用こもなく、船ノ枻を踏こいふも、いたづらごさ也、これかの天ノ逆手をうちて、船を青柴垣に變化すこいふこ𛀁の、漢めかざるを嫌ひて、これを除きて、文を修りかへられたるによりて、かく聞えぬ事こはなれる也、　○使者既還、既ノ字いかゞ、　○天孫、皇孫命こ申すは、古言なるを、天孫こ申すは、古言にあらず、こは天神之御子こ申す古言を、漢文になしたるなり、あまつかみのみここ訓べし、あめみまこ訓るは、字につきて造りたるひがよみ也、　○倭文神、倭文は、古傳書のまゝに書れたる借字にて、後取なり、訓注の國ノ字、この假字に用ひたる也、此神、經津主ノ神武甕槌ノ神の殿後ノ神にて、健葉槌ノ命は其ノ名也、　○立於云々、此云羽企爾磨利云々、爾は、じの假字に用ひたる也、古事記にも、士ノ字を書れたり、こゝ讀はひがこ也、すべて假字は、何れの古書にも、大かた一字を一音に用ひたるに、此紀には、ことさらに、他の古書に用ひず、耳なれぬ遠き字を、多く用ひられ、しかのみならず、一字を二音三音に通はし用ひ、又同字を或は呉音、或は漢音を用ひなごせられたる故に、まぎらはしくして、其訓み調ひ誤れるたぐひ多し、心得おくべし、　○吾國有美人云々、皇孫問此美人曰、かくのみにては、皇孫云々の事ゆくりなし、いかなるさまに問玉ふ、こふかせむ、一書に、遂幸ニ海濱一見ニ一美人一、皇孫問曰、こあるさまにぞ有べき、　○天神娶云々、こは大山祇ノ神の女を娶ひ、然らば女ノ字脱たるなるべし、　○天關降命、此神は、始メテ起レル烟より生ノ出ニこいひ、一書には、

火炎盛時生兒、火進命、又曰火酢芹命とも有て、此御名の須素里は、進む意なるに、聞降と書れたるは、いみしきひがこと也、委くは古事記傳にいへるか如し、　○此云二褒能須素里一、能ノ字は、後ノ人の添へたるか、姓氏録に、富須洗利ノ命とあるぞ正しき、此御兄弟の御名ごもいづれもみな、富能と之を添へてよむはひがこと也、　○避二熱而居一、此言、生出る御子たちの御名ごもにかなはず、いかゞ、一書に、避二火炎一時生兒火折云々などは、御名にかなへり、　○火闌命、此御名は、古事記のごとく、火照命也、火明にはあらず、一書ごもなるも、皆同じこと也、然るをみな火闌と記されたれは、忍穂耳ノ尊の御子の火明ノ命と、混ひたるひがこと也、　○是尾張ノ連等ノ始祖也、これも又御名のまがひたるからまがひたるひがこと也、尾張ノ連の祖は、忍穂耳ノ尊の御子火明ノ命也、一書の説のごとし、　○可愛此云レ埃、可愛の訓注は、既に上卷にあるを、又あるはいかゞ、　○一書曰云々、然慮有云々、慮ノ字いかゞ、こは彼地の二字に易まほし、　○先是天稚彦云々此レ其縁也、此ノ間々の事、本書と全く同じ、畧きて、云々としてよろし、　○光儀花艶、花ノ字、一本に華とあるよろし、　○多麿廼彌素磨屢廼、屢の下に、今一つ彌素磨屢の四字有しが脱たる也、今の本のまゝにては、哥のしらべたらず、　○阿麿佐箇屢云々、此哥のこゝに出たるは、傳への まぎれなり、決して此時の哥にはあらず、さまぐたすけたる説あれごも、皆しひごと也、なほ古事記傳に、委く辨へたるが如し、　○頗傾、簒疏ノ本に、下に也ノ字あるよろし、　○因目杵、言はさることなれごも、漢文にこりて、杵ノ字いかゞ、あやしき書ざま也、　○時有奏曰、時ノ字の下に、勝速日天忍穂耳ノ尊と、御名なくては、皇孫の奏し給ふになる也、いかゞ、　○上祖、凡て紀中に、遠祖始祖上祖本祖など、言をかへて、いろくに書れたるは、みな例の漢文なり、古傳には、古事記のごとく、たゞ祖と有し也、右の中に遠祖といふは、古言なれごも、事によりてこそ、さもいひつれ、某氏ノ遠ッ祖某、某者某氏ノ遠ッ祖、などはいはざりしとぞかし、　○其ノ鼻ノ長サ云々、此文は、古傳のまゝと聞ゆれば、その量を、こまかにはかりて見るべきにはあらず、七咫

こいふは、たゞ七八寸ばかりと心得べし、七八五尺六寸をいふにはあらず、又背ノ長ッといふも、頭足をば除きて、たゞ背ばかりの長さ也、長立(タケダチ)をいへるにはあらず、當言七尋の四字は、後人の、鼻の長さと背の長さとかなはず、と思ひての、さかしらにて、中々にひがこと也、また七尺は、七丈の誤也といふ説もあれど、それもわろし、 ○猿田彦ノ大神、此御名、下文に地の祠にすら、たゞ神とある物を、こゝにみづから名のり給ふ言にしも、大神とあるは、いかなるよしにか、 ○將抑我、將抑いかゞ、或本に將ノ字なきは、削りたるならむ、 ○僞姓氏云々、猿女ノ君之號云々、上には姓氏といひ、下には號といへる、たがひたがへるはいかゞ、また故ノ猿女君云々も、心得ぬ文なり、そのよしは、古事記傳にいへるがごとし、 ○一書曰云々、時ニ神曰云々、此星神の事、かく申せるばかりにて、其神を誅(ツミ)ひたる事のなきはいかゞ、是時ノ齋主ノ神云々、とつゞきたるも聞えず、其下に、既而といへる言も聞えず、彼ノ是ヲ以テ思ふに、是時の上に、星神を誅(ツミ)ひたる事、又齋主ノ神の事をいふべきよしの事など有しが、其文どもの脱たるにぞあらむ、 ○是時ノ齋主ノ神云々、此廿一字の文、上よりのつゞきも、下へのつゞきも、由なくして、是ノ時といふこと、何事の時とも聞えず、齋主も何の齋主にか聞えがたければ此上に、文おほく落たりとおぼしきに、其文今傳はらざれば、いかなるよしとも知がたけれども、姑く今の文のうへに就ていはゞ、この齋主も、大物主ノ神を祭り始め給へる時の齋主と聞えたり、齋主は、後世の祭主の職の如しといへる説のごとし、さて大物主ノ神の祭の齋主ならば、此文は、下なる而奉仕焉の下に在べきに、まづこゝにいへるは聞えがたし、今ノ世に或本に、此文、下の請起於此矣の下に書るあれど、件の本は、すべてさかしらに改めたること多くして、こゝの文も、私に處をかへたるなれば、取がたく、そのうへ請起於此矣の下に在ては、なほよろしからず、もし當時ノ文ならば、而奉仕焉の下にこそ移すべけれ、そのよしは下にいふべし、さて又師は、齋主神とあるは、經津主ノ神と有しを、誤れるなりといはれたる、そは齋主と齋之大人(イハヒノウシ)と、同じことの重なれるによりてなれども、此重なれるは、由ある

こと也、又たとひ經津主神としても、齋之大人、こゝにはよしなきこと也、さて齋主と齋之大人とは、同言なるを、かくいへるは、いたづらに重なりたるにはあらず、こゝは齋主とは、其時の其職をさしていひ、齋之大人とは、其齋主たりし神の號をいへる也、そは武甕槌ノ神、此祭を總掌りて、その大人たりしを以て、世に此神を齋之大人と號して、即ち此神の號のごとくなりし也、かくて齋主といふは、すなはち齋之大人のつゞまりたる稱にして、後にはすべて祭の大人たる人を、齋主といひて、其職ノ號となれるを、こゝにはその後の職號をまづ擧て、其時の齋主たりし神は、世に齋之大人と號せし神也きといへる也、さて此神は、いづれの神ともなけれども、今在乎機取とあるにて、武甕槌ノ神也とはしらるゝ也、神ノ名をいはざるは、そのかみ齋之大人といへば、武甕槌ノ神の號のごとくなりし故に、それとしられし也、されば機取に祀る御名をも、たゞ齋主ノ神とのみ、古書にも擧て、神名をば申さゞる也、なほこゝの齋主ノ神は、武甕槌ノ神なること、又機取神宮の事など、古事記傳五の卷に委く云り、　○齋主此云伊波毘、主ノ字は、後ノ人の加へたるなるべし、毘の下に、奴志ノ二字脱たるかともいふべけれど、此訓注は、齋之大人の方をも兼たるなるべければ、主ノ字は有まじくおぼゆ、　○於是經津主神、師ノ云、此下に、武甕槌神の四字あるべし、次の文に、還遣二神とあれば也、　○神事、下に幽事とある一つ事也、ともにかむごとゝ訓べし、　○即以千尋云々、こは出雲ノ國風土記に、千尋栲縄持而、百結結、八十結結下而、とある古語なるを、漢文に改められたるにて、あやしき語となりたり、　○其造宮之制者　此六字は、今當供造の下に有べき文なり、千尋云々も、造宮の制なれば也、　○將田供佃、これもあやしき文なり、　○岐神、こはもと夷鳥ノ神の名のまぎれたる傳へなるべし、古事記に、天ノ鳥船ノ神副建御雷神而遣とあるも、船鳥を下上に誤り傳へたる名にて、これも同じく夷鳥神のことなるべし、夷鳥ノ命は、天ノ穗日ノ命の御子にて、此時大己貴ノ神に附きて坐る神にて、出雲ノ國造の祖なり、下文に爲鄕導とあるは、岐ノ神といふからの潤色か、はた此事のあるによりて、岐ノ神とは誤り傳へたるか、　○大物

主神、此御名は、大己貴ノ神の御魂を、倭の大三輪に祭れる御名なるを、此下の祭の式はみな、その大三輪ノ神を祭り給ふ式なるが故に、こゝには殊に此御名を擧たる也、さてこゝは、大己貴ノ神、現御身は、既に八十隈手に隱坐ス後なれば、今天ニ上リ給ふも、此ノ御魂なり、現御身にはあらず、　○配シ汝爲レ妻、これも現御身の御妻にはあらず、大三輪ニ鎮マリ坐ス神の御妻こし給ふ也、さる故にこの三穗津姫も、大三輪の近き地に鎮リ座り、神名帳に、大和ノ國城下ノ郡村屋ニ坐ス彌富都比賣ノ神社これ也、　○即以紀伊國忌部云々、これより皆大三輪ノ神を祭る式なり、但し此諸部、かならずしも此神を祭るに限れる職にはあらず、職はいづれもみなすべてにあづかれども、こゝにいへるは、大三輪の祭に係しいへる也、

○此天兒屋命云々、これも此職は、すべての神事に奉仕る職なれども、こゝに擧たるは、大三輪の祭につきて也、すべての事をいふにはあらず、されば奉仕といふも、大三輪ノ祭に奉仕也、皇孫ノ命に奉仕といふにはあらず、これらの意、よく辨へずはまがひぬべし、さて上なる是時齋主神云々の廿二字、こゝの奉仕焉の下に在てよろしといふ説は、上件の諸部、又天兒屋ノ命までは、こゝに擧たるは、大三輪の祭に係しなれども、いづれも其職は、此祭にはかぎらざるを、この武甕槌ノ命ノ齋主たりしは、此祭に限りての事なる故に、分て是時とはいへるにやとおぼゆれば也、　○起ニ樹天津神籬及天津磐境ヲ、及ノ字は、於なるべしと、師のいはれたる、まことに磐境は、起樹といふべきにあらざれば、此文いかゞ也、造ニ天津磐境ヲ、而起ニ樹天津神籬ヲなどやうにこそ有べけれ、磐境は、すなはち神籬を樹る境域なれば也、さて書紀ノ御卷に、神籬此云比莽呂岐とある訓注は、こゝに有べきに、かしこにあるはいかゞ、　○持ニ天津神籬ヲ、此持ノ字をも、師は、樹の誤也として、降ノ字は衍也といはれたるは、わろし、これを持て降れと詔ふは、高天ノ原より葦原ノ中國までの、道中ノ爲ノためもある故なるべし、さて此段ノ降ノ字、乃使太玉命より、奉仕焉までを例ニ書して、中臣連祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、使配侍焉、の十九字にかへて、高皇産靈尊因勅こつゞくべし、といはれたるもわろし、又或人も類聚

也とて、文を多く入レかへたれども、それもわろし、すべて此段、昔より物知リ人たち、よく解キ得たるはなし、　○亦曰、侍ノ殿内ニ云々、こは同床共殿といへるを承て、兒屋太玉ノ二神も、亦天ノ忍穂耳ノ命と同く、其殿内に侍て、寶鏡を防護奉れと詔ふ也、　○諸部神等云々、師云、諸部ノ神とは、上の作笠者より、作玉者までをいふ、然れば上の此諸部は、大己貴神を祭るには非ることをしるべし、といはれたれど、此諸部ノ神の事、こゝに有とても、上は大物主神を祭るに始て、かの大物主神の祭に奉仕るよしいへる諸部ノ神をも、初メには天ノ忍穂耳ノ尊に授ケて降し給へるを、今改めて、皇孫ノ尊に授て降し給ふといふ也、　○巻皆相授、此下に皇孫ノ二字あらまほし、　○次生兒號彦火々出見尊、次の下に、下なる一書のごとく、焔起時の三字有べし、焔初起時、また火盛時とある、上のつゞきの例なれば也、　○一書曰云々天梔弓、梔ノ字、栀と書る本は誤也、又此訓注の波茸の茸ノ字を、葺と書る本も誤也、　○一書曰云々、聞喜而、此文、漢文にとりても、古言にとりても、聞えぬ書ざま也、きゝよくもといふ訓あればこそ、聞えたれ、もし此訓なくば、いかなる意ともさとりがたかるべし、すべて漢文にはうつしがたきことを、しひてそのふりに書むとせられたるから、かゝることの多き也、　○心之疑矣、あやしき文也、　○入居其内、此上に、抱レ子と有べき也、本のごとくにては、御母のみ入リ坐ること聞ゆ、　○妾所娠、娠いかゞ、口決本には、妊と有ルも同じ、纂疏ノ本に生と作るは、改められたるなるべし、　○火折ノ尊云々、彦火々出見ノ尊、こは同神なるを、二柱とせるは、まぎれたる傳へなるべし、さて二柱とするうへは、いづれにまれ一方は、命と書るべき例なるに、ともに尊とあるはいかゞ、　○一書曰云々、亦云高皇産靈ノ尊ノ兒、高より下六字、なくて有べし、　○火瓊々杵ノ尊、杵の下に、根ノ字あるべし、下文大國饒石云々の御名も同じ、　○熛火、褒倍は火瓫の義也、熛火と書れたるは、いたく違へり、喧響も、火瓫にかなはず、こは出雲ノ國造ノ神賀詞に、夜波如ニ火瓫ノ光神在、といへる如くなりけむを、此紀は、事のまぎれ誤りたる傳へ也、そのよしは、かの神賀ノ詞の後釋に委クいへり、　○及テ其遊行ツル時ニ

也、此七字なくてよろし、　○秀起此云云々、此訓注の豆ノ字は、旦を誤れる也、　○一書曰云々、一云高皇産靈ノ尊ノ兒、高より六字、なくて有べし、　○天忍骨命、命ノ字、例にたがへり、尊なるべし、次なる天杵瀬ノ命の命ノ字も同じ、

わたつみの宮のくだり

欲易幸、此段すべて佐知に幸ノ字を書れたる中に、漢文にこりては、聞えぬこころあり、海幸山幸などはさもいふべし、易幸とは、釣鉤と弓箭とをかふるをいふなれば、幸とのみ書ては聞えず、此類なほ有り、　○盛一箕、古語に一箕に盛といふは、箕に滿るとなるを、漢文にては、一つの箕に盛にて、意異也、こゝは古語の意也、　○雉堞云々、此八字、又一書の、城闕云々の八字、共に全く漢文の添言也、古事記にはたゞ、如魚鱗所造之宮室とあるぞ、古傳とは聞えたる、○徒倚、徒ノ字は、徙の誤也、　○來當没水、當ノ字なくて有べし、　○坐定また從容、これらの言、一書どもにも多くあり、みなうるさき漢文のかざり也、古傳書には、かゝる言あらめや、　○吾田君小橋等、小橋の下にも、君ノ字有しが脱たるか、又古事記ノ神武天皇ノ段によらば、吾田ノ小橋ノ君なるべし、さて此火闌降ノ命は、上ノ段には、隼人等始祖也とあるに、こゝに又かくあるはいかに、たとひ隼人と吾田小橋と、同じとにもあれ、文をかへて二度舉べきにあらず、すべて本書の本末とほらず、齟齬ひたること、かくのごとし、　○化爲龍而、此下に文落たるか、本のまゝにては、たらはぬこゝちす、一書どもと考へ合すべし、　○如有不幸我、有不は、不有とこそあるべけれ、　○故因以名兒曰云々、こは聞もいはれたるごとくにて、こゝにはたゞ以草裹兒とのみこそあれ、鵜の羽を以て、産屋を葺たる事は見えざれば、御名の鸕鷀草葺不合といふとの由縁は、あるとなきに、故因以名とはいかゞ、すべて本書は、多く撰者の意もて、物せられたるから、かうやうに誤のある也、　○一書曰云々玉水、玉ノ字いかゞ、此字なき本よろし、　○一云云々、倚[illegible]樹、こは古事記又次なる一書のごとく、皇孫ノ命は、杜樹上に登りて坐りし故に、豐玉姫、その影の井ノ水に寫れるを見て、

る也、然るを、倚とあるはいかにぞや、もし樹に倚て坐したらむには、水底の影よりさきに、まづ直にその御形をこそ見奉るべけれ、影を見て、始めて知りたるはいかゞ、さるとあるべくもあらず、然ればこれも古傳書には、樹上に昇りて坐すよし、記したりけむを、例の撰者の改めて、倚とせられたるとしるし、又これによりて思へば、本書又此上に、就二樹下一徙倚彷徨とあるも、撰者の作り文にて、古傳は右の如くぞ有けむ、擧レ目視レ之といひ、仰見といへるも水の影を見て、樹上を仰き見たるにてこそ、穩當なれ、　○授彦火々出見尊、此彦ノ字はあるべくもおぼえず、　○因教之曰云々　此言すこしゆくりなく聞ゆ、上文の海神於是の下に、謂二火々出見尊一曰、天孫若欲レ還レ郷者、吾當レ奉レ送乃、と本書にあるごとくなる文あらまほし、　○果如二其言一來至、言の下に、本書のごとく、將二其女弟玉依姫一といふを有べし、然有て、下文なる其女弟の三字は、削去てよろし、　○遊蛇、透ノ字は、透の誤也、　○留二其女弟玉依姫一、上に、此姫を將て來坐る事なくて、こゝにかくあるは、よしなし、　○一書曰云々但亦女、こはもと口女と有しを、本書又上の一書にならひて、赤女とは寫誤れるなるべし、次の文には、口女とのみあれば也、さて亦云口女云々は、一本によりて、又後の人の注せるならむ、　○針鉤、針ノ字は終りに、不レ債二失針一云々といふとのあるを以て、後ノ人の、さかしらに加へたるひがと也、　○一書曰云々、其幸不惑、惑ノ字は、惑の誤なるべしと、或人のいへるがごとし、　○鉤鉤、上の鉤ノ字は鈎の誤也、下文なるも同じ、又次なる鉤魚の鉤も、鈎なり、　○急責故鉤云々、この云々の字、なくてよろし、　○可怜御路、漢文にとりて御ノ字いかゞ、なくてもよけむ、　○海神乃召鯛女、海神の下に、云々と有べき也、言たらず、　○擬駿鉤、駿ノ字は、騃の誤也、　○須々能美賦、賦は、纂疏本に、膩と作るよろし次なるも同じ、　○將作以奉致、作ノ字は、送を誤れるなるべし、　○一遣神教、師ノ云、神の上に、海ノ字脱たる也、　○弟時云々、此二十一字、纂疏本には、行之の下、其後の上にあり、よろし、　○造屋於海邊、屋の上に、産ノ字落たるなるべし、　○取婦人、纂

疏本に、姉の上に、他ノ字有よろし、但しかの本、さかしら多ければ、私に加へ玉へるか、　〇于時權云々、爲まで十三字は、後ノ人の加へたるなるべし、其故は、于時云々皇子とは、何れの皇子をさせるぞや、火々出見尊の御事は、既にいへれば、事重なれり、もし又後の世々の皇子ならば、于時といふとかなはず、そのうへ此世云々と重なれり、もし此文を助けていはゞ、于時の二字を、此ノ字にかへ、爲此の二字を、及ノ字にかへなば、ことわり聞ゆべし、　〇遣女弟玉依姫云云、上に許ノ女弟玉依姫ノ來とありて、こゝに渉ノ海ノ徑夫といふ所には、此姫を將て、共に去ノ給ふとはなければ、こゝの文いかが也、されば渉海徑夫とある處に、此姫をも將て去ノ坐るよしをいひて、こゝは、來養の上に、還ノ字もしくは復ノ字などあらまほし、さて又女弟といふ三、上に既にあれば、こゝにはなくて有べし、　〇豐玉姫命云々、命ノ字、こゝにのみあるは、何のよしにか、又此字を下へ置ても、命寄とつゞかむといかゞ、又寄ノ字も、訛もしは脱などの字にてこそ有べけれ、　〇企那我　耶ノ字は、彌を誤れる也、異疏本に彌と作るは、さかしらに改められたるなるべし、　〇一書曰云云、山幸利云々海幸利、こは海と山とを相誤れると、人もいへるがごとし、　〇討曰、此一字なくてよろし、夫ノ字など有べし、　〇豐玉姫侍者、此上に、海神之女といふこと有べし、然らざれば、豐玉姫いかなる人ともしられず、　〇前取之、之ノ字は、水を誤れるか、之にしては、人影を汲取むとすると聞ゆ、さる事は有べくもおぼえず、〇入海鉤者、鉤ノ字は、鉤の誤也、下文の鉤之日の鉤も同じ、　〇遑神救、こゝも神の上に、海ノ字有べし、　〇吾生兒云々、民也との此字は、こゝにはいまだいふまじき言にして、欲因代等といふよの下に有べきこと也、又下に同じ意の重なりたるもいかゞ、されば吾諸兒西の四字を除きて此世字の文をば、下へうつして、こゝは顯以我、我爲是事已後、とつゞきてよけむ、　〇永隣故云々、故隣等といふも、上にもあるを、又あるはいかゞ、されば右にいへる世字の文を、こゝにうつして、如此下に、吾生兒八十連屬、不離汝之垣邊、永當爲俳優之民也、とあらばよろしかるべし、　〇千顆、前後の例によ

るに、口決ノ本に、腋の下に、時ノ字あるよろし、　○當産時　これより上に、姙娠の事をいはずして、かくいへるはいかが、もし畧文ならば、先是の下にも、云々の字あるべき也、　○置ニ兒於波瀲ニ者非也、此八字は、後ノ人の加へたる文なるべし、かくさまにいへるは、例なきこと也、　○初豐玉姫、此文いかゞ、こゝは即入レ海去矣といふより、つゞきたる處なれば、初ノといふべきにあらず、また豐玉姫といふことも、有べきにあらず、たゞ其ノ將ニ別去ト時こそ有べけれ、思ふにこは、此御哥を贈り給へる事、もしくは此傳說にては、ほど經て後の事なりし故に、其意を以て、初云々とは書キ給へるにや、さるにても猶、上文よりのつゞき、かなはざる也、

○一書は、もとはみな細注なりしといふ事、吉田ノ兼俱卿ノ抄にいはく、流通の本には、一書を如レ註ノ細字に書レ之ぞ、吾祖兼延曰、此一書は天上天下海中の神の語也、與ニ正文ト不レ可ト優劣ス也、故ニ家本には、一字さげて、大字に書レ之ぞといへり、此事おのれ考へもらせしを、長谷川ノ菅緒が見出て、告おこせたるまゝに、追てこゝにしるしつ、件のごくなれば、一書を大書にしたるは、卜部家の本よりおこれる也、兼延は、一條天皇の御世のころの人なれども、其家本の世にあまねくなれるは、はるかに後のこと也、兼俱卿のころだに、流通の本は、細字に書りとあればなり、

古語拾遺疑齋辨

疑齋一書、まことによく論せられて、悉く當れることなり、然れども、其あたれりといふは、世間おしなべたる漢人流の議論の當れるにて、古への意を以て見れば、又あたらざる事も有とぞ思はるゝ、そも〳〵古語拾遺の書、宣長が思ふは、古へにあらざる誤も多かれども、又中にはめづらしき事の、古事記書紀にはもれたるが、此書に傳はれりとおぼしき事もなきにあらず、正史にたがへりとて、必すこれを非とすべきにあらず、古傳説は、正史にもれたる事もなどかなからむ、又正史はたがひて、かへりてかたはらの書に、正しくのこれる事もなどかなからむ、さて又宣長が此書を論せむには、此論に出さる外に、なほ誤はこれかれ有て、これに論ぜられたる事には、かへりてさもあらじと思ふこと多し、まづ此書、忌部を上に過て、實にたがへりと見ゆることは、まことにおほし、然れども、これは必しも有べきおのづからの勢なり、いかにといふに、まづ神代におきて、中臣と忌部との上下のけぢめは、此論にいはれたるごとく、忌部はやゝ下りたり、然れども又、大かた相並びて、ひとしく聞ゆることもあるを、中臣の榮えはいふばかりもなくして、忌部の衰へはこよなし、かの神代のけぢめの比ならむや、然れば、他より見てだに、此忌部のおとろへは、いと〳〵かなしく、なげかはしき事なれば、まして其家の人の歎きは、いとことわりなることにて、それに付てはいさゝかいひ過したる事も、おのづからあるべきわざなり、又まことに此書にいへる如くなることもなどかなからむ、中臣のいきほひにおされて、まがれりし事も、あるまじきにあらず、朝廷に奉る書に、ひたすら理なき事を申すべきにあらざれば後世の今よりしては、みだりに論じがたき事あり、そも〳〵古への名家どもの、必榮ゆべきが、いたく衰へ、あるは絶などせるも、みな神の御心なれば、力およばず、せむかたなしとはいへども、然りとて其家に生れて、衰へたるをも憂へず、たえなむとするをも歎かず、いはゆる

命なりとして、安んじ居らむは、先祖へ不孝のいたりなり、又己が身の貧く賤きを愁へざるも父母先祖へいみしき不孝なり、不義を行ひて、富貴をもとめむこそあしからめ、及ぶべきかぎりは、力をつくして、身をも榮やし、家をも起さむこそ、父母先祖への孝には有けれ、然るを天命に安んずといふをいみじき事にして、父母先祖へ不孝になることをかへりみず、ひたすら己が潔白なる名をのみむさぼる、漢國人の議論は、いと〳〵うるさきことなるに、此疑齋の論、その漢意の、議論にのみ泥みて、人情を思ひはからずまことの道にうときことあり、此書忌部を上ヶ過たるは、少しいかゞなるやうなれども、廣成の身になりて見れば、さも有べき事なれば、深くとがむべきにあらず、もろ共にかの家のおとろへをこそ歎くべきことなるに、此論は、廣成の忌部を上ヶ過くるをにくむあまりに、おのづから又忌部を下し過ぎ、廣成をそしり過たりと見ゆることなむ多かりける、同じ過したる中に、廣成の過したるは理りにて、順なるを、此論の過したるは、逆にして、理なくぞ思はるゝ、

初條　故及寶龜中云々、これその勢なることはもとより然り、然れども、舊式にしたがひたれば、廣成の愁訴いと理りなり、而陰希己躬之擢用云々、己躬を榮やさむことをこひねがふは、人の眞情なり、先祖父母への孝なり、然るに、身の榮えをねがはざるは、名をむさぼる漢人のしわざなり、

其四　和區取是最古矣云々、おほよそ稚子をば、古き書にはみな、和久與とのみいひて、和伎與とも和加與ともいへる例なし、然れども、宇治ノ若郎子を、古事記には和紀良子と書き、又神名上古の人の名などに、和加某といへるは、常の事なり、然れば、和加も和伎も和久も、ともに本より古言にして、いづれを古しとも、後なりともいふべきにあらず、然るを和久を最古とし和伎を轉用とし、和加を後なりとせむは、言のさまにつきてのおしあてごとなり、

其五　穀木種殖之五字不成語、かゝる文は、皇朝の古書のつねなり、舍人親王の書紀にすら、文字の錯置、又かゝるたぐ

ひの不成語、これより甚しきも有をや、

其七　天鈿女云々、蓋取風流都雅之裝飾、以爲女神之美稱也、可知矣、こはいみしきひがことなり、此神、さらに風流都雅の物を以て名くべきよしなき神なり、二典に記されたる事蹟にて知べし、鈿は假字にて、さらに此字の意にあらず、無用のからぶみを引て證せむよりは、皇國の古への名のつきざまの例をよく考へて、しるべきことなり、此神の名は、此本書に註せるぞよくあたれる、然るに、强悍猛固を、凌侮の義と見て、押勝の押のごとくとられたるはひがことなり、廣成の註、字義は少し當らぬやうなれども、意は龍驤近云々の意にて註せるものなり、謂之於須志とあるにて知べし、

其八　于誠、足馬槽之古語、これは書紀にかゝれたる槽ノ字少泥みたる註なり、うけは馬槽にはあらず、神代のうけといふ物に、正しく當べき字のなき故に、やむことえず槽とは書れたる物なり、そは其かみ用ることろのうけの形の、槽に似たる故なり、すべて書紀の文字の用ひざま、此類多きを、ひたぶるに其字義にのみよりて解ときは、いたく本義を失ふことおほし、

其十一　此條の論、一わたりの理はさることなれども、すべての事、その理のごとく、制のごとく、法のごとくにはえあらぬ物にて、たがふ事はおきならひたれば、天平の時、神帳勘造のさまも、此本書にいへる如くなる事も、必あるまじきにあらず、今たやすく議しがたし、廣成のころは、天平より、さしもいたく遠からず、殊に神祇の家の人なれば、正しく見る所有しなるべし、其時朝廷に奏する言にひたすら理なきことを申すべきにあらず、然るを、一わたりの理を以て、齋氏を深くとがめらるゝは、いかゞなり、宣長が思ふには、齋氏の中臣を恤れるは、なほことわり有をや、此論書の趣こそ、いたく僻とは思はるれ、

其十二　其古公私相例、叙次錯亂云々、これは何事をさしてかくいはるゝにか、心得がたし、其所云一也より、十一也ま

での席次を見るに、さのみ私を先にしたることは見えざるなり、此箇條は、草薙ノ神劍云々より始めていへり、それより上は、御世〳〵の次第をもて、其時々の事をいへるなれば、公私先後のさたはあるまじきことなり、右十一箇條の中には、齋部の事を先にして、公を後にせる書ざまは、宣長が目には見えざるを、論者の目には、よく見ゆることあるにや、あなかしこ、

本居宣長

伊勢二宮さき竹の辨

本居宣長 著

伊勢二所大神宮、内宮は天照大御神、いともかしこき天皇の大皇祖神にましくて、すなはち高天ノ原をしろしめして、常しへに今も世を天照し給ふ、天津日の大神にましますなり、外宮は豊受ノ大神、その御名を豊宇氣毘賣命と申し奉りて、御食の本元の御靈にましくて、高天ノ原に於て、天照大御神の重く祭らせ給ふ、御食津大神にまします也、かくて内宮の天照大御神にましまず御事は、人みなよく知りて、古來異論なけれども、その天照大御神に、近來異説あり、よく世人は惑ひぬべし、その異説といふは、天照大御神に、天皇の大祖にましませば、天津日なるべき理なしとして、これをよのつねの人體なりし神にして、此國にましまして、神代に大和國に宮敷いまして、既に崩御なりし神のごとく說なせる、これなり、こはいとも可畏く忌々しき邪說にぞ有ける、抑この大御神の、即チ今もまのあたり世を照し給ふ、天津日にまします御事は、神典のおもむきいと明らかにして、いさゝかもまぎらはしきことなければ、古へよりさらに異說はなかりしを、かくのごとく說枉たるは、いかなるよしぞといふに、近代神典を說物知リ人みな、なまさかしく儒者ごゝろ盛にして、漢籍の趣になれなづみて、古傳說を信ずることあたはず、神代の事どもをも、ひたすら漢流の理を以て、測らむとするから、或は高天ノ原といふをば、帝都のことぞとこゝろえ、天照大神を、日ノ神と申せるをも、其德を天日に比し奉れる也、とやうに思ひとれる故也、すべて萬ヅの事を、かやうに漢流の理を以て測りて、此理の外なしと思へば、常理の外に、妙なる理のあることをえさとらざる、小量の見識にして、いみじきひがこと也、天照大御神は、天皇の大皇祖にましくて、すなはち此世を照し給ふ、

天津日にましますこと、何かは疑はむ、これ理はかぎりなき物にして、さらに測りがたく、妙なるところ也、また高天ノ原といふは、神典に見えたるごとく、天上のことにして、その天は、皇國の天も、唐天竺の天も、其餘の國々の天も、たゞ一つにして、隔なければ、天照大御神は、皇國のみの天照大御神にはましまさず、唐天竺をも、その餘の國々をも、あまねく照し給ふ、天照大御神にましますものを、かの近代の神學者流の說のごとくにては、たゞ皇國に限れる天照大御神の如くなれば、これその廣大なる御徳御蔭を、ことさらにちゞめて、狹く小く說キなし奉る物にして、いとも慨きわざにぞ有ける、そのうへ此大御神を、神代に既に崩御有し神のごとく說キなせるは、かへす〴〵忌々しき禍事にて、恐るべきことの極たり、天地のかぎり四海萬國、一日も、此大御神の現御蔭を蒙らでは、えあらぬわざなる物をや、かくて内宮に齋祀る御神體は、神代に、皇孫邇々藝ノ命の、高天原より、此御國に天降らせ給はむとせし時に、天照大御神の、御手づから八咫鏡を取リ持タせ給ひて、此鏡は、吾御靈として、吾を齋祭るごとく、拜祭り給へと詔して、授け奉り給へる、その御鏡にましませば、即チこれ此世を照しまします、天照大御神の御神靈を託玉へるところ也、然れば此ノ伊勢内宮の御神は、皇國の人はさらにもいはず、漢天竺其餘の國々、天地の間の萬の國、天津日の御蔭を蒙るかぎりの國々の人は、王も臣下も民も、みなその御徳御蔭を、たふとみ拜み奉らではかなはぬ御神にましますを、すべて外國には、神代の正しき傳說なきが故に、今に至るまで、件ンの子細をえしらずして過キ來ぬるは、憐むべきことなるを、皇國には、此子細正しく神典に傳はりて、明らかなれば、此御徳御蔭を、たれかは仰ぎたふとみ奉らざるべき、天皇の大皇祖神に坐ます御事の尊さは、今さら申すに及ばぬ御事ながら、たゞその尊さをのみ思ひ奉りて、天下萬國の人こと〴〵く、今現在に御蔭をかうぶるたふとさを思はざるは、いとかなしきこと也、ゆめ〳〵かの邪說に惑ひて、此御蔭をおろそかに思ひ奉ることなかれ、あなかしこ〳〵、

○外宮は、御食津大神にて、高天ノ原に於て、天照大御神の、重く祭らせ給ふ御神にまします事、上に申せるがごとし、い

でその御食津大神の、いともく\尊き御神にて、天照大御神の、さばかりおもく祭らせ給ふ子細を、いさゝか申さむ、そもそも世ノ中に、實は數々おほしといへども、一日もなくてかなはぬ、無上至極のたふとき寶は、食物也、其故は、まづ人は、命といふ物有て、萬ヅの事はあるなり、儒者佛者など、さまぐ\高上なる理窟を說ども、命なくては、仁義も忠孝も、何の修行も學問も、なすことあたはず、いかなるやむごなき大事も、命有てこそおこなふべけれ、命なくては、皆いたづらごと也、然れば人の世に、至て大切なる物は命なるに、其命をつゞけたもたしむる物は何ぞ、これ食也、金玉など尊しといへども、一日の命をも、保たしむることあたはず、故に世ノ中に無上至極のたふとき寶は、食なりといふ也、此ことわりは、誰もみなよく知れることながら、たゞなほざりに知れるのみにて、これを心によくたもちて、眞實に深く知れる人のなきは、いかにぞや、又主君父母の恩は、至て重く大なれども、命をつゞくる物なくては、えあらぬことなれば、食の恩も、又至て重く大ならずや、此こころよくく\思惟すべし、されば朝廷にして、年々新年ノ祭、廣瀨の大忌ノ祭、龍田の風ノ神ノ祭、神今食、神嘗祭、相嘗祭、新嘗などいふ、重き公事ども、皆これもはら食穀のためにせらるゝ御祭也、殊に御一代に一度の大禮なる大嘗の、食穀の禮典なるを以ても、食の義の至て重きほどを知べし、又年穀の事につきて、重く祀らせ給ふ神社は、神祇官に御食津神、山城ノ國乙訓ノ郡大歲ノ神社【大月次新嘗】大和ノ國廣瀨ノ郡廣瀨ノ坐和加宇加乃賣ノ命ノ神社【名神大月次相嘗新嘗】葛上ノ郡高木ノ御歲ノ神社【名神大月次相嘗新嘗】河内ノ國高安ノ郡恩智大御食津彦ノ命ノ神社、大御食津比賣ノ命ノ神社【並名神大月次相嘗新嘗】など、畿内のうちかくのごとし、七道にも猶多し、なほ又上ミ天皇の新嘗は、申すに及ばず、古は下々民間にいたるまでも、年々新穀を食ひ初むるを、新嘗とも通閉ともいひて、甚大切なることゝせしを、古書をよめる人は、皆よくしれることにし、又上古には平日にても、天皇の朝夕の大御饌の御儀式の、嚴重なりしこと、古書どもに往々そのことゞも見えたり、後世とても平日、大床子の御食朝餉などいひて、其御儀式おろかならず、又古今上下の人、古事にも、肉

事にも、何事にも、ほど〳〵に其禮式をおこなふに、かならず食膳を調へて、羞の饗ずるを以て、第一の儀とせざるなし、し、これらもみな食の義の重きが故也、すべて此穀食の事には、神代より殊に重き子細どもあると、くはしくは演がたし、古書どもを、心をつけてよく考へてしるべし、かくて此世のはじめに、かばかりたふとき食物の、出來始まりたるは、此ノ豐受ノ大神の御神靈より成ッ出て、天地のあらむかぎり、永く世ノ中に、穀食の絶ず、年々に出來るも、みな此大神の御德御蔭なり、世の中の人、高きも卑きも、命をつゞくると、食によらざる者は、一人もなければ、此大神の恩賴の、よにたふとき御事は、片時も忘れ奉るまじきわざなるに、萬の事、馴てつねになりては、心もつかず、其御蔭のたふときことをもわすれて、たゞなほざりに思ひて過るは、いと恐るべきことぞかし、をり〳〵凶年など有て、米穀ともしき時は、貧き者いみしく困窮し、餓死する者も多く、又それまでもなく、常にも、物食ふべき時刻おくれて、腹中空虚になる時は、何事も思はれず、只食を思ふと切ならずや、これらの事共をもよく考へて、食のよに重くたふときと、此大神の御めぐみのたふとき御事を、つね〴〵思ひて、忘れ奉るまじき也、さて食を以て命をつぐことは、皇國の人にはかぎらず、萬國の人皆同じことなれば、萬國の人みな、此大神の御蔭を蒙らずといふことなし、そも〳〵皇國は、萬國の本ッ國祖國にして、顯れてこそしられね、萬ッの事の根元は、みな皇國より始まれることにて、日ノ神月ノ神の、神代に皇國に生出坐ひて、四海萬國に御蔭を敷ヶ施し給ふごとく、此豐受ノ大神の御蔭も、同じ御事にて、萬國の人どもの命をつぐ其國々の食穀も、みな此大神の御靈より生出るもの也、かのもろこしの國におきて、神農などいふ王、又周の先祖の后稷といひし人などの、民に農業を敎へて、功をなせりしなどいふたぐひも、その根元は、皆此豐受ノ大神の御靈によれる事なるを、外國なれば、然ることわりをば、夢にもしらで、たゞ己レかしこげにのみいひ居る也、すべて外國には、神代の正しき傳說なきが故に、かやうの子細をも露しらざるは、せむかたなきを、皇國には有がたくも、その傳說明らかなれば、これをなほざりに思ひ奉るべきにあらず、猶

又中國は、殊に稻穀の、はるかに萬國にすぐれて、めでたくうるはしき御國にして、瑞穗國といふも、稻穗のすぐれてうるはしくめでたきよしの國號にして、神代より稻穗の事に、格別にたふとき子細あれば、殊に御食津神の御事は、やむことなきことわりあり、上に申せるごとく、すべて食穀の事につきては、朝廷の重き禮典ども數々ある御事なるを、思ひ合すべるべし、然れば天照大御神の、此豐受ノ大御神を、とりわきておもく祭らせ給ふは、かた〴〵深きよしある御事にぞ有ける、さて此御神は、かくのごとく天照大御神の、重く祭らせ給ふ御神にましませば、かぎりなく高く貴き御事勿論也、されば上古には、おしなべて世ノ中の人みな、何事も古來の傳說のまゝに心得をりて、疑ふこともなく、さらに異論はなかりしに、やゝ世くだりて、外國の說ども、これやかれやと入り來りまじりて、それをよきことゝして、信ずる人出來て、世々をふるまゝに、そのならはし次第にひろごりて、つひに世ノ中の人みな、ひたすらにその異國の說をのみ信じあへるからに、中ごろ神代の傳說のこゝろは、みな隱れて、しる人なきやうになり、すべて人の心、直からずこざかしく、理をのみさきとし、何事も皆、意にのみよるから、神代の傳說にも、とやかくやと疑ひをさへおこし、異說もいでき、又かゝる事にも、僞をかまふる者さへ出來て、中古に至りては、此外宮の御神の御事も、異說おこりそめて、其後またさま〴〵の異論あるがゆゑに、世の人その是非をえわきまへず、いかなる御神ぞと、思ひまどふとにはなれるぞかし、

○中古に至りて、此外宮の御神に、異說の出來そめたるは、おほよそ五六百年ばかりもや昔のことなりけむ、五部の祕記とて、外宮の書出來て、その書どもに、御食津神と申す御號を、水德の義に說なし、水氣ノ天地ト云々、名曰天御中主神、故ニ稱ニ豐受一、水ノ之靈ノ生、續命之術、故名亦曰ニ御饌津神一ト、といひて、御食津神を、天之御中主神也として、或は萬物靈神物也、陽中山氣大神太子、高皇產靈神也、皇孫命等也、故天照皇大神與、止由氣皇大神、二社御大神、則日神月神也といへり、又はかやうのすぢに說なせる、さま〴〵のことあり、かの書どもをひらき見て知べし、或は天

照大神と止由氣ノ大神との御事を、合レ明齊レ徳などいひ、或は爲レ月爲レ日など、いろ〳〵相對せる事どもをいひて、内宮外宮共に大祖にして、尊卑勝劣なき、同等の神のごとく說なせる、これかの書どもの主意なり、然るに又近代にいたりて、外宮を、内宮より上にたてむとせる說出來て、其輩は、外宮の御神は、國ノ常立ノ尊也といふ、又外宮を貶して、卑き神にせむとする輩も有て、その說には、外宮の神は、御食津神と申せば、これ膳部ノ神也といふ、かくのごとくたがひに、兩宮の尊卑勝劣をあらそひ論ずるまゝに、さま〴〵のひがこと強說ども出來つゝ、其說いよ〳〵紛々たるによりて、天下の人これに惑ひて、いかなる御神とも、え思ひ定め奉らず、豐受ノ大神の實の尊き御德の、かくれて顯れがたきは、いとも〳〵かなしく、歎かはしき事也、さる故に宣長いともかしこけれど、今其異說異論をわきまへ正して、此大御神の尊きまことの御德を、あらはし奉むとする也、此書をさき竹の辨としも名けつるゆゑは、世のたとへに、竹を二つにわりたる如し、といふたるこころばへをとりて、かたよらずまがらず、正しく眞直にことわれるよし也、

○かの五部の書の作れるやう、古事記日本紀などよりも、はるかに古き書也として、おの〳〵その作者をもふるき世の人として、名を出したる、みな後の人の僞作にして、その趣意は、ひたすら内宮外宮共に皇統の大祖にして、尊卑勝劣なく、同等の御神也とせるものにして、其說どもの事は、次にいふ神路記又說辨などいふ書に、一々辨じたるがごとくなれば、今さら辨ずるに及ばず、然れども猶少々いふべき事あり、まづ此五部書の中に、倭姬ノ命ノ世記のみは、同じ僞書なる内にも、決して後ノ世ノ人は、え造るまじき古き事ども、あれば、ひたすらには棄がたし、そのところ〴〵眞僞をえらびて取ルべし、其餘の四部は、むげに見どころなき俗書也、さて五部ともにいづれも、世ノ中學問の道いたく衰へて、學者の見解いと昧く、拙かりし時代の人々の作れる物なる故に、すべて例の漢籍の說にすがりて、陰陽水德火德などいふ、空理をとけるなども、そのいひなしざまいとつたなく、むげにをしなく聞え、又をり〳〵は、佛書の說をさへまじへなどしたるも、そ

のかみ天下の人こと〴〵く、佛法を信じて、これにまされる尊き道なしと、思ひしみたるが故に、さる世ノ中の人に、たふとがらせむためと聞ゆれども、これらもさらに因付たる事のみにて、すべていと愚につたなきことのみなれば、論ひにいふをかしくて、ひとり笑ひのせらるゝこと多きを、此書どもを作れるころは、世間の人おしなべて、學問のすぢ無味なりしかば、さやうのことにても、人みな貴き事と思ひて、信じ尊み居たりしを、近き世になりては、學問の道開け、人の見識もさとくなりぬれば、上の書共のやうなる、拙き造り事などは、大かた誰もよくさとりて、をさ〳〵尊まるまじ也、然れども猶ともすれば人も、作りまじりにあざむかるれば、なほこれかれと辯すべき也、まづかの書どものやう、多くの神たちの中に、天ノ御中主ノ神と申ス神を、作れる神道は、此神、天地のはじめの第一番に生坐る神なれば、天照大神よりも先の大祖にて、これにまさる尊き神なしと心得たるから也、然れどもこれ大に僻る後世の俗意也、先ニに生坐りて尊く、後に生坐りとて卑きこと、さらになし、もしその前後を以て、尊卑を定めば、天照大御神よりも先に生坐せる神たちは、みな天照大御神より尊しとせむ歟、又高皇産靈ノ神は、至て尊き神にて、もとより朝廷に重く祭らせ給ふを、次下にいふがごとくなれども、これすら伊勢ノ大御神には及び坐はず、又伊邪那岐伊邪那美ノ大神は、天照大御神の大御親神にましませども、なほ伊勢にても別宮の列に、淡路などに鎮り坐すも、大社の列にはあれども、伊勢より下れること、申すもさら也、又その伊邪那岐伊邪那美大神の御子たち、多くましませる中に、天照大御神等の三柱こそ、最後に生出給ひて、あるが中に最尊くし、これをも以て、かならず先ニなるを尊しと思へるは俗意なることをしるべし、さて又天ノ御中主ノ神を、大祖と心得たるも、甚違也、又此天ノ御中主ノ神を、殊に祭り給へる事も、古へにかつてなき事也、これらの事、なほ次下にくはしくいふべし、さて又近代に至りては、天ノ御中主ノ神をば、名のみいひにすくして、ひたすら國常立ノ尊也といふことを、盛にいひたてたる書どもあり、日本紀を本とせる輩も一變りて、いよ〳〵ます〳〵國常立ノ尊をいひたて、例の陰陽水火の理屈を以て、内外宮

同等にて、相對せるよし、かの五部の書と同じ趣なる事共を、猶おしひろめて、いろ〳〵といへり、然るに又其書をもみな難破したる、神路記といふ書も一巻出たり、いで今此二書の得失を判斷せむ、まづかの水火陰陽相對する事共の説は、何の漢風(カラフウ)の空論にて、すべて信(ウケ)がたき中に、殊に内宮と外宮とは、もとよりさやうに相對せる神にはましまさず、そのよし次下にくはしくいふがごとくなれば、陰陽の理などは、いさゝかもなきこととなり、さて外宮を國ノ常立ノ尊也といふ、そのよりごころは、たゞかの五部の僞書のみこそあれ、ほかにはかつて見えたることなし、又その國ノ常立ノ尊は、御食津神豐受大神に、露ばかりも由縁なきこと也、然るにそのよりごころなる五部ノ書には、天ノ御中主ノ神なるよしをのみこそいひたれ、國ノ常立ノ尊の御事は、天ノ御中主ノ神、亦名ニ國常立ノ尊ト、たゞ一言いへるのみにて、其外には、國ノ常立ノ尊ノ所化ノ神、外宮に祀(マツ)る神鏡を、鑄造(キツク)り給へるよしはいへれども、外宮の御神國ノ常立ノ尊なるよしいへることなし、されば國ノ常立ノ尊也といふ説は、實は五部の書の旨にもたがひて、さらによりごころなきこと也、又かの五部ノ書に、國ノ常立ノ尊を、天ノ御中主ノ神の亦ノ名としたるは、外宮をもはら天ノ御中主ノ神なりとはいひたてながらも、國ノ常立ノ尊をも、外(コツ)にせむとの惜(ヲシ)さに、これをもはづさじとて、とりこみたる物なれども、これいみしき牽強の説也、此二神を同神といふことは、正しき書とさらに見えたることなきを、たゞ心にまかせて、みだりにいへるにぞ有ける、然れば外宮を國ノ常立ノ尊也といふ説、いよ〳〵よりごころなきこと也、そも〳〵近代、天ノ御中主ノ神也といふことをば停(ヤメ)て、ひたすら國ノ常立ノ尊也とのみいふは、いかなる故ぞといふに、天御中主ノ神は、神代紀に、一書にたゞ一所見え玉へるのみにて、本書に載せられず、又人臣之祖也などいふ説もあれば、かた〴〵好ましからず、それよりは國ノ常立ノ尊こそ、本書の最初に出玉ひ、一書どもにも、多く此御神を最初にあげ、殊に又帝王の大祖にましませば、これこそ第一の尊神なれと、思ひとりたるもの也、しかれども是又五部の書に、天ノ御中主ノ神を、上(ウヘ)なく尊き神と心得たると、同じことにて共にいと拙き後世の俗意也、いでそのよしを詳にさとさ

む、まづ神武天皇の大御世に、御みづから顯齋して、高皇産靈ノ尊を祭らせ給ふ事見え、神祇官に於ても、神産日ノ神高御産日ノ神を祭り給ひ、其外神名帳に、山城ノ國乙訓ノ郡、大和ノ國添上ノ郡十市ノ郡、又對馬ノ國などにも、高皇産靈ノ尊を祭る社あり、皆大社の列にて、祀典重きを、天御中主ノ尊國ノ常立ノ尊を、朝廷に殊に祭らせ給へる事は、上代より聞えず、古書にかつて見えたることなく、國々に其社といふも、古へは一つも聞えたることなきを、今の世には、國々の大社の中にも、數座の内を一座は、國ノ常立ノ尊也といふあり、又此神を祭るといふ小社も、所々あれども、それらはみな、此伊勢の外宮をいふたがひにて、後世の俗意よりおこれること也、すべて近世の神學家の、何につけても國ノ常立ノ尊をいふなども、皆同じことにて、古へをしらざるものぞかし、神武天皇紀に、鳥見ノ山中に祭の場をかまへて、皇祖大神を祭り給へる事ある、其中に國ノ常立ノ尊も有べしと思ふ人もあらむか、それも俗意也、世に天神七代地神五代といふことは、古へをしらざる後世の俗説にして、かつて古書に見えたることなく、大に義理も相違したること也、そのよしは古事記傳にくはしくいへるがごとし、國ノ常立ノ尊をいかでか天神とは申さむ、又國ノ常立ノ尊は、此國土に生坐る、最初の神にはましませども、皇祖とは申しがたし、そのよしは次にいふべし、されば此國ノ常立ノ尊を、天神と思ふも、帝王の大祖とおもふも、みな後世の俗意にして、か神武天皇の祭らせ玉へる皇祖大神は、高皇産靈ノ尊天照大御神也、いかにといふに、神代紀に、皇祖高皇産靈ノ尊と見え、神武天皇紀に、昔我ガ天ノ神高皇産靈ノ尊大日孁ノ尊云々など見え、古語拾遺に、皇天二祖とあるも、此二大神を指して申し、古き祝詞どもに、皇親神漏伎神漏彌とあるも、皇祖のよしにて、此二大神の御事也、されば神代に、世の大事は、いつとても此二大神のはからひ玉へること、神代紀を見てしるべし、然るに天ノ御中主ノ尊國ノ常立ノ尊などを、皇祖とも大祖とも申せることは、古へはいづれの書にも見えたることなく、その始めて生坐る所より外には、御名だに見えたることなきをや、されば かの五部の書を作れる時に、その人々の、もし古の趣をよくしれらば、かならず外宮の御神は、高皇産靈ノ尊也と造りいふ

べきに、かの神の殊に尊き御事をばしらずして、たゞ上もなく尊きは、天ノ御中主ノ尊ぞとこゝろえ、又近代國ノ常立ノ尊を、さやうに心得たるも、ともにつたなき後世の俗意にぞ有ける、但しかの五部の書を作れるころは、世間學問すたれ愚昧なりし時代なれば、なほさもあるべきことなるを、近き世になりては、學問の道ひらけて、人の見解さとくなれるに、なほいまだ件ノのいにしへの趣をえわきまへず、高皇産靈ノ尊をば、たゞ皇孫ノ尊の御外祖とのみ、なほざりに心得て、殊に重く祭らせ給ふ、皇祖神にましますす御事をしらず、たゞ國ノ常立ノ尊を上もなき神と心得たるは、いかなるまどひぞや、此國ノ常立ノ尊を、帝王の大祖也とし、或は天ノ御中主ノ尊は、君臣の大祖など申すは、例の漢意にのみなづみて、右に引る神代紀神武紀、其外の文どもには、心もつかず、古への趣をしらざるものなり、そもそも天地の成れるをはじめ、あらゆる諸の神たちも、萬國の人類も、萬物も、みなことごとく高皇産靈ノ尊の、産靈の神徳より成リ出る事なれば、天地諸神萬物の大祖とも申すべきは、此御神也、されば天皇の、皇祖と崇め奉り給ふと、勿論にして、諸の祝詞に、神漏岐と申せるも、そのよし也、又とり分て帝王の大祖と申シ奉るべきは、天照大御神也、君臣などいふとも、天照大御神の、高天原をしろしめしそめて、其君となり坐てこそ、その差別はあれ、それより前に君臣といふ事なし、又夫婦父子といふとも、伊邪那岐伊邪那美二柱ノ大神の、みとのまぐはひして、國土諸神を生給ふより始まれり、それより前には、夫婦もなく、父子もなければ、國ノ常立ノ尊は、いかでか皇統の大祖たらむ、日本紀にたゞ一書に、國ノ常立ノ尊生ニ天鏡ノ尊ヲ云々といへる説あれども、これは古傳説の趣と相違して、意得ぬ説也、さればはやく私記にも、信がたきさまにいへり、又たとひ此説を立ても、國ノ常立ノ尊を、帝王の大祖とは申シがたきと、古典の趣上件のごとし、又國ノ常立ノ尊を、天地のはじめ第一番に生坐る神と心得たるも、ひがことなるよし、古事記のはじめの段にて明らか也、日本紀に、最初に此神を舉られたるは、なほ最初に、高天原に生坐る神たちをば畧して、たゞ此國土に始めて生リ坐る神より記されたる物也、そのよし委き事は、別にいへれば、こゝにはもらせ

り、大かた上件の趣ごもを、よく考へて、國ノ常立ノ尊は、開闢第一の神にもあらず、天神にもあらず、帝王の大祖にもあらざることをさとるべし、そも〳〵此事を、かく委くいへる故は、國ノ常立ノ尊より尊き神はなしと心得たる人々の、まとひをさとらしめて、外宮を此神也といふ舊說を、速に改めしめて、豊受ノ大神の、よにたふとき眞實の御德を、あらはし奉らまほしく、願ひ思ふ心切なるが故なり、かくまでくはしくさとしても、猶えさとらざらむは、愚昧のいたり也、又心の内にはさとりながら、今さら改めむことを、くちをしく思ひて、猶おして此舊說を立とほさむとして、いよ〳〵牽强附會の事共を、增加していふ人もあれども、いへばいふまゝに、いよ〳〵愚昧醜陋の恥をかさねて、天下後世の人の笑ひを求むるわざなり、今い世學問の道大にひらけ、殊に古學おこりては、古へのおもむきいと明らかなれば、國ノ常立ノ尊にては、とても承引する人なきに、猶その說をたてむとするは、たとへば宝機の既に破碎けて、用にたゝぬを、なほいくたびも糊を以て接合せて、器械にもちひむとするが如し、愚の至りにあらずや、又此天ノ御中主ノ尊也といひ、國ノ常立ノ尊也といふは、先輩の說にて、既に久しくなりぬれば、天下の上下みなよくしれることなるを、今さらにこれを棄改めむとは、はゞかりありといはむか、まとにこれはことわりにて、さも有べきことながら、なほよく思ふべし、かゝる愚昧の妄說を、よき時節に改めず、猶立置て、天下後世までの人に笑はれむは、先輩の恥を、永く世に遺すといふ物にて、かへりて先輩のためにも、こゝろうきわざならずや、又いとも尊き御神を、由縁もなき他神に說なして、至て大切なる御食の大德を、永くおほひ隱して、あらはし奉らざる事は、大御神への恐れ少なからず、かた〴〵以て、此舊說をば、すみやかに改め清め奉らまほしきわざ也、すべて過ある時は、あらはして改め清むるぞ、上古よりの憲法にして、罪穢も清むれば、何事もみな改まりて、清まる也、外國にても、儒の道にも、過ちては、速に改むるをよしとし、佛の敎にも、懺悔といふことあれ、然ればいづれの道にていふも、此よしなき舊說をば、早く改めて、眞實の明らかなる正說によらむことこそ、大御神の御心にかなひ、先

輩のためにも、かへりて忠孝なるべきものをや、

〇寶永十條を破りたる神路記の辨は、一々みな穩當にして、論ずべきとなし、間々いさゝかづゝの誤は、なきにあらざれども、此兩宮の論の義に關かれる事におきては、違へるとなし、さて件ノ書には、外宮の御神を、天照大神の、皇孫ノ尊に授ヶ奉リ給へる、齋庭の稻穗を祭れる神也として、上一人より下萬民にいたるまで、皆これ齋庭の稻穗に因て、命をたもち、身を安んず、誰かこれを仰がざらむといへる、これ又外宮を貶したる意なく、穩にして、正しき云分也、然れどもかの齋庭の稻穗を祭るといへるは、相違なり、其故は、此齋庭の稻穗も、豐受ノ大神の神靈によりて、生れるにはあれども、此稻穗すなはち其神なるにあらず、そも〳〵この齋庭の穗と詔へるは、新嘗の御料の稻穗のことにて、天照大御神の、高天原にして、新嘗を所聞食すごとく、皇孫ノ命もまた、葦原ノ中ツ國にして、新嘗を所聞食すべしと詔へる也、新嘗は、重く齋忌み給ふ御わざなるが故に、齋庭とはいふ也、さて新嘗は、御みづから所聞食すを主として、先ツ神に獻り給ふも、御みづからきこしめさむとての祭也、さる故に新嘗をば、すべて所聞食といふなり、神代紀の件の文にも、所御また當御とある、御の字にて心得べし、もし此稻穗外宮の御神にて、これを祭り給ふべしとの意ならば、所レ祀當レ祀などこそ詔ふべけれ、御とはいかでか詔はむ、さて又此書に、內宮は宗廟、外宮は社稷といへるは、內宮は皇統の大祖神、外宮は御食津大神にましますが、たま〳〵かの漢國に宗廟社稷とならべいふ物に、いとよく似つきたると故に、漢意の神學者など、そのかれに似たるをよろこびて、つねにいみしげにいひたつることなれども、これ例の漢籍にへつらひたる、後世の私言也、そのよしおのれ玉勝間第六、からあゐの卷にいへるが如く、すべて神社を宗廟で社稷ぞといふは、古への御さだめにたがへる事なり、まして伊勢の大神宮を、いやしき戎國の王の、先祖の祀屋と、同じさまに申シ奉むとは、いと可畏きことぞかし、そもそもこの宗廟社稷といふとは、おしなべてたれもいふことにて、必しも神路記に負せていふべき論にはあらざれども、

今は事のついでに、こゝにはいふなり、

○外宮の御神、天ノ御中主ノ神にもあらず、國之常立ノ神にもあらずといふとは、近きころは、人みなよくわきまへしりて、をさ／＼まどふ者なけれども、天照大御神の御食津神と申すにつきて、又異説有て、世の人の思ひあやまることある也、ちかき世に尾張ノ國に、吉見幸和といへる神學先生、五部ノ書の説辨といふ書をあらはして、かの五部書の説を、一々詳細に辨駁して、外宮の御神をば、皇孫ノ尊の天降らせ給ふ時の、供奉の臣列にして、膳部神(カシハデノ)也といへり、ともく〳〵此書の論、ことごとく公の正しき書どもを引證して、辨じたれば、皆否(イナ)といひがたく、かの五部書の妄説なると、いよ／＼明白にして、まことに正説と聞ゆる故に、たれも皆これを信じて、外宮の御神は、膳部ノ神とこゝろえ、又いかにもして外宮をいひ貶(オトシ)さむとする輩は、なほさら此書をよろこびて、いよ／＼臣列膳部ノ神なるよしを、いひひろめあり、これによりて、從來紛紛たる論、はじめて膳部ノ神といふに定まりたるがごとし、然るに、宣長又大にこれを辨ずべきことあり、まづ此説の大なれ、もとかの五部書の説妄をふかくにくみ、憤激して、あらそふ心より書きたる故に、ひたすら外宮を貶して、卑くせむとつとめたるから、すべて其論平穩ならず、いひ過しの罵言惡口いと多く、ひがことも少なからず、又強(シヒ)ておしつけたる臆説も、をり／＼まじれり、然れども一々はこれを辨ずるにいとまあらず、今はたゞその主(ムネ)たるところの、外宮の御神の説の、いたく違へるを、委く辨明せむとする也、そはまづ此吉見氏は、山崎ノ垂加が流れにて、神の道を説ことも、悉皆儒意にして、神典古記は、儒意をはなれて、別に異なる趣のあることをしらず、たゞ漢籍を見る心を以て、神典を見たるゆゑに、此豐受ノ大神の始めて見え給へる、古事記の文をも、大に解し誤りて、供奉の臣列の神といへる也、いでその誤なるよしをとかむ、古事記の、皇孫ノ尊を此御國に天降らしめ奉り給ふ段に、爾天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命、并五伴緒矣支加而、天降也、と先いひて、次に於是副賜其遠岐斯八尺勾璁鏡、及草那藝劍、亦常世思金神、

手力男神、天石門別神、詔者、此之鏡者、專爲我御魂而、如拜吾前伊都岐奉、次思金神者、取持前事爲政、此二柱神者、拜祭佐久々斯侶伊須受能宮、次登由宇氣神、此者坐外宮之度相神者也、次天石門別神、亦名謂櫛石窓神、亦名謂豐石窓神、此神者御門之神也、次手力男神者、坐佐那縣也、といひて次に、故其天兒屋命者、中臣連等之祖、布刀玉命者、忌部首等之祖、天宇受賣命者、猿女君等之祖、伊斯許理度賣命者、鏡作連等之祖、玉祖命者、玉祖連等之祖、とある、件の文をよく味ふべし、まづはじめに擧たる、天兒屋命等の五伴緒の神たちは、皇孫命の供奉の現御身なり、次に擧たる、思金神、手力男神、天石門別神、登由宇氣神、此四柱は、供奉の現御身の神たちにあらず、其神たちの御靈實にして、御鏡などゝ共に副て、授け玉ふところ也、すべて古書に某神といへるに、現御身なると、御靈なるとの差別あり、現御身とは、其神の現在の御身をいひ、御靈とは、その神靈をいひ、御靈實とは、鏡にもあれ何物にもあれ、其神靈を託着たる物をいひて、俗にいはゆる御神躰なり、然るに現御身をも御靈實をも、同じくたゞ某神といへり、崇神紀に、以天照大神、託豐鍬入姫命、以倭大國魂神、託渟名城入姫命云々とある、此時に此兩神、現御身は、天皇の大殿に坐ことなければ、その御靈實なること論なきに、現御身と同じさまに、天照大神と申し、倭大國魂神と申せるたぐひを以てしるべし、又同紀に、天皇幸于神淺茅原、而會八十萬神、以卜問之とある、此八十萬神も、神代高天原のごとく、その現御身を會へ玉ふべきにあらざれば、その御靈を招請し給へるをいへるとしるし、大かたこれらに准じて、某神といへるに、現御身と御靈との差別あるをしるべし、されば件の古事記の文段なる神たちにも、此差別あるを、その差別は、何を以てしるぞといふに、かの時、供奉の現御身の神と、御靈實なる神とは、段を分て別に擧たり、まづ始に擧たる、天兒屋命等の五伴緒は、供奉の現御身なる故に、下に至りて、いづれもその子孫の氏を、擧たることゝ、右に引るが如し、又かの下の段なる、天忍日命天津久米命なども同じ、これらはみな現御身にて、此國に天降り坐るが故に、子孫ある也、然

るに思金神等四柱は、かの五伴ノ緒とは別に、端を更めて、於是云々とて、勾玉鏡剣につゞけて挙て、此ノ二柱ノ神者云々といへるは、天照大御神の御霊實なるかの御鏡と、思金ノ神とを指り、此二柱の内の一柱、これ御鏡なるを以て、今一柱の思金ノ神も、その御霊實なることを知ルべし、されはそれにつゞけて挙たる、豊宇氣ノ神も、御霊實にて、その御霊實、外宮に鎮ニ坐ことなり、さて思金ノ神と、五十鈴ノ宮に祭るといひ、手力男ノ神も、佐那縣に坐スといふは、神名帳に、伊勢ノ國多氣ノ郡佐那ノ神社とある、これなり、天ノ石門別ノ神を、御門ノ神也といへるも、神祇官坐御門ノ巫ノ祭ル神、櫛石窓ノ神豊石窓神【並大月次新嘗】また丹波ノ國多紀ノ郡、櫛石窓ノ神社二座【並名神大】など是也、かくのごとく此四柱ノ神は、いづれもその眞靈の處をのみ挙て、某氏の祖といへるは、一つも無し、かの天ノ兒屋ノ命等の五伴ノ緒の、子孫の氏を挙て、鎮座の所をいはざることをむかへて、その現御身なること、御霊實なることの、けぢめあることをしるべし、さて又日本紀の此ノ御大神ノ段に、此ノ豊宇氣ノ神思金ノ神など四柱をば、記されざるも、現御身にあらざるが故也、彼ノ紀は、供奉の現御身の輩たちはかりを挙て、鏡劒玉劒たゞは、皇孫ノ命の御璽のかたにつきて、記されたるにこそあれ、其際は御霊實なるをば、皆略して、挙られざる也、されば豊宇氣ノ神、日本紀の此ノ段に記されざるにても、供奉の現御身にあらざることと、いよ〳〵明らけきものぞや、吉見氏上件の子細をわきまへず、現御身と御霊實との差異あることをしらずして、これを同列供奉の神也といへるは、神典のおもむきをしらざる、闇の淺意の麁忽にぞ有ける、すべて世の神學先生、神に心化氣化など、無用の説めきたることをばさたすれども、現御身と御霊との差別あることをば、しらざるはいかにぞや、此豊宇氣ノ神、神代紀に見えずとて、卑き神也と思ふも、件の差別をしらざる故也、すべて外宮の鎮座の事、國史に見えざるを以て、卑き神にあらずとするに、かれこれなの、皇孫命を、外宮の相殿に祭ることをも、國史には見えず、又應神天皇をば、筑紫の宇佐に祭れとも、その御鎮座の事も、國史には見えず、又神武天皇の御霊を祭るとは、その神社だに聞ゆることなし、これらをも卑からずとせむか、

日本紀などすべて、かならず記さるべき重事も、漏たることもあり、又いさゝかの細事をも、記されたることあり、必しも國史に見えたると見えざるとを以て、其事の輕重は、定むべきにあらずかし、

○豐受大神を、天照大御神の祭らせ給ふ神也といふことは、その證據ありやといふに、延暦の外宮ノ儀式帳ニ云、天照坐皇大神云々、大長谷天皇御夢爾、誨覺賜久、吾、高天原坐氏、見志眞岐賜志處爾、志都眞利坐奴、然、吾一所耳坐波、甚苦、加以大御饌毛安不聞食坐故爾、丹波國比治乃眞奈井爾坐、我御饌都神等由氣大神乎、我許欲止、誨覺奉支、爾時天皇驚悟賜氏、即從丹波國令行幸氏、度會乃山田原乃下石根爾、宮柱太知立、高天原爾比疑高知氏、宮定齋仕奉始支、是以御饌殿造奉氏、天照坐皇大神乃、朝乃大御饌夕乃大御饌乎、日別供奉と見えたる、此文に心をつけて、よく〲味ひ見るべし、吾一所耳坐波甚苦と詔へるは、一所は、一柱といはむがごとし、すべて貴人をば、一人二人を、一所二所といへり、さて高天原にして、常に祭らせ給ふ、御饌都神の、他國に遠離りてましますが故に、大御心安んじ給はず、苦くおぼしめすと也、かの古事記に見えたるごとくは、思金ノ神なども、同じく五十鈴ノ宮に坐せども、なほ豐受ノ大神の近く坐シまさゞるによりて、吾一所耳坐と詔まへるにても、豐受ノ大神の殊に重く尊き御ほどをしるべし、なほざりに看過すべからず、もし臣列の神ならむには、思金ノ神も坐スに、かくは詔はむやは、又皇孫ノ命の供奉の膳部ノ神ならむには、近く坐サずとて、天照大御神は、何のよしにか、甚苦きまでは、おぼしめすとのあらむ、我御饌都神とは、我ガ祭る御食ツ神といふ意也、又我は、我ガ君などいふごとく、尊み親む言と見むも、同じこと也、さて等由氣ノ神とは詔はずして、等由氣ノ大神と詔へるにても、尊神なることをしるべし、もし臣列の膳部ノ神ならむには、いかでか大神とはのたまはむ、すべて大神とは、尊みて申す稱也、この儀式帳のみならず、公の大神宮式などにも、豐受大神と擧られたり、さて大御饌も安くきこしめさずと詔へるは、祭り給ふ御食の神の、近くましまさぬ故なること、勿論也、上件のごとく、膳部ノ神にあらざること、既に

明らけく、又天照大御神の御言に、尊みてのたまへるうへは、我ヵ御饌都神とゝ我ヵ祭ヵ給ふ御饌都神にあらずして、何の神ぞ、儀には義を取るべきやうなかるべし、さら／＼件ヵの儀式帳は、外宮ノ祠官の撰進せる書なる故に、豊受ノ神を褒して、大神とは書る歟と、疑ふ人もあらむか、もしさやうの私の心を以て、枉てかゝば、大御饌の事をも、かの五部ノ書のごとく、二所皇大神の大御饌予云て、ことごとになすべきに、然はあらで、たゞ天照坐皇大神乃大御饌予云々、と書るを見れば、さらかもさやうの我慢の私はなく、いと正しく、古傳説のまゝに記せる書也、後世人の例を以て、議すべきにあらず、さて天照大御神の朝夕の大御饌を、かく外宮にして仕奉る事は、大御神の祭り給ふ御食つ神を、齋祀りて、この御前にて調たてまつることし也、これらの文をも、勝る神なる故とするは、いみしき僻違なり、然るに大神宮雑事記といふ書に、件の御託宣を載ていはく、云々早奉ㇾ迎ㇾ彼神ㇾ可ㇾ奉ㇾ令ㇾ調ㇾ備我朝夕御饌物ㇾ也といへるは、外宮を睦むとて、かく書きなしたるさまもいふべけれど、次に天御託宣偏云々の事を記せるを思へば、然にはあらず、これはたゞ儀式帳の文を心得誤りて、書るにぞ有ける、さて神楽の取物の歌に、幣、「みてぐらはわがにはあらず天にますとよをか姫の宮のみてぐら、」「みてぐらにならましものをすべかみの御手にとられてなづきはるべく、」杖、「このつゑはいづこのつゑぞ天にます豊岡姫の宮のつゑなり、」篠、「此さゝはいづこのさゝぞあめにますとよをかひめの宮の御篠ぞ、」桙、「このほこはいづこのほこそゝめにとすとよをか姫の宮いふにこそある、此豊岡姫と申す神は、古事記日本紀正の神典にも、見えたることなき神なるに、かくやむごとなきうたにしあるは、なみ／＼ならぬ御神とこそ聞えたれ、これを天照大御神也といふは、たゞむしあてのみざとにて、うしたる説也、宣長つら／＼思ふに、これ決して豊宇気毘売神を、豊宇加能売とうたひ奉りたる物也、これを豊受の事には、ことわか姫ともあり、さやうにもうたひしなるべし、すべて神楽催馬楽の歌は、うたひ誤れる例多し、高彦に、ひきかたのあみもふのなむとある詞を、ひたぶるの事にて、或ひてうたふたくひ也、さて豊宇気を、豊

乎加と誤るべきよしは、まづ宇氣を宇加ともいふは、常のとにて、宇氣之御魂を、宇加之御魂とも申し、又豐宇加乃賣とど申す類也、されば豐宇氣姫の御名も、もとより豐宇加姫とも申せる事も有べし、さて宇と乎と通はしいふ例も多し、現を、萬葉の哥には乎都々といひ、菟を乎佐岐といひ、俗言の虚言を乎曾といひ、白木を宇氣良といひ、をこがましの乎胡を、應神天皇の御哥には、宇許ともよみ玉ひ、儲弦を、神功紀には、乎佐由豆流と訓るたぐひ、なほあり、然ればとよをか姫と申すは、豐宇氣姫なると、疑ひなし、かく通音を以て說を、なほ牽強也と信ぜぬ人もあらむか、然らば豐岡姫、いづれの神とかせむ、さばかり重き神と聞えたるに、神典どもに見えざるは、これ即豐宇氣姫なるが故也、かくてかの哥どもに、とよをか姫の宮といへるは、すなはち高天原にして、天照大御神の、此神を祭らせ給ふ神宮にして、かの幣の哥に、皇神の御手にとられてとあるも、天照大御神の御手にとられてなり、これもとよをかびめの神を祭らせ給ふとての御幣なることは、前後の哥どもにてしられたり、取物の哥ども、一首のみならず、幣にも杖にも篠にも桙にも、たゞ同じさまに、此神の宮をのみうたふは、おぼろけの神事ならむやは、天照大御神の祭らせ給ふ、重き御神事なるが故也、さて又古事記日本紀に、天照大御神坐二忌服屋一、而令レ織二神御衣一時二云々とある、此神御衣、いづれの神に奉り給ふ御料とも、しられねども、件の神樂の哥どもを以て見れば、これも豐受姫の神の御料にてもあらむか、例の漢意の理窟の說はあれど、こゝにたらずかし、大かた上件の子細どもを以て、豐受大神は、天照大神の重く祭らせ玉ふ御神なるとをしるべし、そも〳〵後にいたるまで、祭典其外萬の事みな、外宮は内宮とは劣り給へれども、又内宮より外宮を先にせらるゝ事ども、あり、御祭の次第、十六日にまづ外宮を祭りて、内宮は十七日也、又大神宮式に、正月元日、御厨に集會の時の遙拜も、先拜二度會宮一次大神宮、次諸宮とあり、又二月祈年の幣使、臨時の勅使などの參宮も、先外宮より參り給ふ例也、かくのごとく外宮を先にせらるゝ事どものあるも、天照大御神の祭り給ふ御神に坐が故なるべし、然るに外宮を強ていひおとさむとする輩は、

これらかも猶いろ〳〵といひ曲て、強たる説ともあれども、皆正しからず、或は十六日十七日は、おの〳〵御鎮座の日なりなどいふも、いまだしき説也、垂仁天皇また雄略天皇の御世のころ、いまだ暦日あることなければ、何を以てか、御鎮座十六日十七日なることをしることを得む、すべて上代の事に、月日支干を記せるは、いと心得ぬことなるに、その支干によりて、暦算を以て、逆に推て、これを定むるは、いと〳〵信られぬことぞかし、なほ二月の祈年、臨時の幣使の参宮など、かならず十六日十七日にあらざれども、外宮を先にせらるゝをば、いかにとかいはむ、又外宮を先に祭るも、即内宮の神事の次第也といふは、まことにさる事にて、豊受ノ大神は、天照大御神の御食津神にましませば、外宮は内宮の外宮にて、其神事も、内宮の神事の外ならず、然れどもその神事の次第の内に、先さに参り先に祭るは、かならず先さにすべき故あるを以て也、何の故もなきに、先にすべきにあらず、されば外宮を先に拝み先に祭るは、天照大御神の命以て祭らせ賜ふ御詔にますが故とこそおぼゆれ、かの五部書の中に、天照大神の御託宣とて、吾祭を仕奉る時は、先ノ豊受ノ大神ノ宮を祭りて、後に吾宮を祭れと詔へりしよし記せるは、例年の祭禮の前後によりて、例の造り出たることゝは聞ゆれども、かの儀式帳なる御託宣の趣を以て思ふに、これは實にも御神の御心に、然おぼしめすべきことゝぞおぼゆる、さて又外宮は、いまだ豊受ノ大神の御鎮座ならざりしほどより有て、天照大御神の外宮にて有し也、その外宮の事は、末に委くいふべし、かくて此外宮の相殿に坐、皇孫邇々藝ノ命、并天ノ兒屋ノ命太玉ノ命二柱ノ神は、みな天照大御神に殊に因縁ありて、相坐べき神たちなれば、豊受ノ大神のいまだ御鎮座ならざりし以前よりも、此神たちは、外宮に祭れりしなるべし、然れども皇孫ノ尊といへども、なほその外宮の主たりしにはあらず、たゞ天照大御神の外宮の内に祭れるのみなりけむ、さる例、別宮の伊雑ノ宮瀧原ノ宮なども、天照大御神の遙宮とありて、外宮めきたるたぐひなるか、彼ノ宮々にも、別に祭る神は有と聞えたれども、其宮に、其神の宮にはあらず、なほ大御神の遙宮にて、同じこゝろばへなり、然るに豊受ノ大神を、丹波國より迎へ奉りて、御鎮座ありてよ

りは、外ノ宮は、即チ豊受ノ大神の宮となりて、豊受ノ宮とも申シて、かのもとより祭れる皇孫ノ尊などは、相殿の神となり給へる也、そもそも皇孫ノ尊の尊といへども、なほ吾ヵ宮とはしたまはざりし外ッ宮を、吾ヵ宮と敷坐る、豊受ノ大神の尊を、思ひはかり奉るべし、天照大御神の、殊に尊み祭らせ玉ふ御神にあらずは、よくかくのごとくあらむやは、かの膳部ノ神などゝ申せる說のひがごとなること、いよいよいちじるきものなり、但し豊受ノ大神御鎭座の前より、皇孫ノ尊などは、外宮に祭れりと申すことは、宣長が今按なれども、事のこゝろをよくよく思ひはかるに、此相殿の三柱ノ神は、必ス天照大御神に屬給ふべき神たちにこそあれ、豊受大神に屬玉ふべき由緣は、殊にあらざれば、丹波より遷り給へるにはあらで、もとより伊勢に坐けむとこそおぼゆる、萬幡豊秋津姫ノ命の、内宮の相殿に坐スをも、思ひ合せ奉るべし、又たとひ此今按は、ひがごとにもあれ、皇孫ノ尊の相殿に坐ス御事は、論なければ、豊受ノ大神の尊きは、いづれにしても同じ御事ぞかし、

○皇孫ノ尊の天降リ坐ス時に、豊受ノ大神の御神躰を添へて降し奉り玉へる故は、高天原にして、天照大御神の、常に重く祭り給ふ御神なるが故に、その天照大御神の御靈實に、此御靈實をも副奉り給へる也、然らばその御靈實は、即チ高天原にして、天照大御神の祭らせ給へるところの御神躰といふに、然には有べからず、高天原にて祭り給ふ御神躰は、此後も永く高天原にて祭り給ふべければ、此時に降し奉り給へるは、別物なるべし、すべて神の御靈實は、一ッには限らざることにて、勸請して祀るところところ、いくつにても神靈は分れて、託着給ふことなれば也、此外かの思金ノ神手力男ノ神御門ノ神などの御神體も、これに准へて知べし、さて此ノ天降し奉り給へる、豊受ノ大神の御靈實は、何物ならむ、知ルべからざれども、かの五部の書に、御鏡なるよしいへる、これはまことにさもあるべくおぼゆ、但しその御鏡を造れる緣起をいへるは、例の信られぬこと也、されどいかさまにもあれ、やむことなきゆゑよしある御鏡にぞ有べき、

○外宮の御神は、皇孫ノ尊の御天降の時、天照大御神の御靈鏡に添へて、降し奉り給へる、御靈實なれば、垂仁天皇の御時、天

照大御神の御靈實と共に、倭姫ノ命に託し奉リ給ひて、そのかみより、共に伊勢に御鎭座あるべき御事なるに、雄略天皇の御世まで、丹波ノ國に離れてましくしはいかなる故にか有けむ、又その丹波ノ國に御鎭座なりしは、御天降のはじめよりの事蹟、はた天照大御神を、倭姫ノ命に託して、自ノ大宮より、他所に遷し奉り給ひし時よりの事蹟、これらのこともすべて詳ならざるを、今つらく思ひめぐらすに、神名帳に、丹波ノ國多紀ノ郡、櫛石窓ノ神社二座【並名神大】とある、これかの御天降の時に、共に、天降し給へる神也、又丹後ノ國丹波ノ郡、大宮賣神社二座【名神大】とある、此大宮ノ賣ノ神と申す神は、古事記には見えねど、いかなることにか、漏て記されざれども、古語拾遺に見えて、重き由縁ある神にて、神祇官の八神の中にも祭り給ひ、すべて朝廷の祭典、輕からざる御神也、然るに此神も、豐受ノ大神の御鎭座有し、比治乃眞奈井と、同國同郡にしも鎭リ座すを思へば、かの御天降の時に、此大宮ノ賣ノ神の御靈實をも、共に副へて降し給ひけむ、古語拾遺の天ノ石屋戸ノ段に、云々令ニ大宮賣神侍ニ於御前ニとあれば、天照大御神の御靈實に、必ズ添へ奉らるべき由縁あり、又同書に、件ノ文のつゞきに、令ム豐磐間戸ノ神云々ともある、其神も同國に鎭リ座すなど、かたぐよしあるを思へば、御天降の時に、豐受ノ大神ノ御靈實、并ニ此ノ大宮ノ賣ノ神御門ノ神ノ御靈實などは、いかさまにも故ありて、そのかみより共に丹波ノ國に鎭リ座る歟、次下にいへる丹後國ノ風土記の事をも、思ひ合すべし、然れどもさやうに丹波ノ國に離れて、御鎭座なりし、其故は、いかなる故ともしりがたくなむ、

〇元々集に引れたる、丹後ノ國ノ風土記に、比治山ノ頂ニ有リ井、其名云ニ眞井ト、今既ニ成レリ沼ト、此ノ井ニ天女八人降リ來テ、浴ム水ヲ、于時有ニ老夫婦、云々、竊ニ取テ天女一人衣裳ヲ、云々、天女復至ニ竹野ノ郡船木ノ里奈具ノ村ニ、卽謂ニ村人等ニ曰ク、此處我心奈具志久、乃留マリ居ニ此村ニ、斯所謂竹野ノ郡奈具ノ社ニ坐ス、豐宇賀能賣ノ命也と有、そもく元々集は、すべて怪き說のみを記されて、信用するにたらざる、偽書なれど、此ノ引れたる風土記は、眞の風土記也、さてすべて風土記といふ物は、いづれもその國々の風俗

の、語りつたへたるところを、そのまゝに記せる事ども多ければ、これに天女ハ人間ニ來といへるは、終ッの書と合せて思ふに、かの皇孫ノ命の御天降の時、豊受ノ大神の御靈實を、降し奉り給へる事を、姫神に坐スから、天女と傳へ誤り、天女といふから、かの駿河ノ國などにかたり傳へたる、天女の故事と混雜して、老夫婦云々の事などをも、語リ傳へたるものなるべし、さて豊受ノ大神の、彼ノ國に御鎭座有し地は、儀式帳によるに、丹波ノ郡比沼眞奈井ノ神社、これ其跡なるべきに、竹野ノ郡奈具ノ社に坐スといへるは、彼地にも御鎭座ありしと有つる歟、又同神を別に祭れる社なるを、かく語リ傳へたるか、いづれにもあれ、もと御鎭座ありし國なれば、こゝかしこに、此御神を祭れる社は有べき也、奈具ノ社の同郡に、大宇加ノ神社といふもあり、これも同神ならむ歟、然るをかの五部ノ書に、奈具ノ社ニ坐ス豊宇賀能賣ノ命をば、豊受ノ大神とは別也として、いへる事どもあり、そはかの奈具ノ社に坐ス神は、卑きやうなるを嫌ひて、風土記に見えたる事を、異さまに作りかへたるものにして、かの説辨に辨じたるがごとし、然れども又説辨に、豊受ノ神は、奈具ノ社に坐ス神なれば、尊からざるやうにいへる、それもかれもともに、後世の俗意なり、まづかの天女といへる事は、天の羽衣の事にて、俗傳の混雜したることいちじるければ、とかくいふにも及ばず、又奈具ノ社にもあれ、麻奈爲ノ社にもあれ、彼ノ國なるは、既に伊勢へ御遷座ありし跡なれば、その社小社なりとて、豊受ノ大神の尊きに何の妨かあらむ、天照大御神すら、その御靈を祭れりとおぼしき、神名帳の小社の中にも、これかれ見え、又大和ノ國より、こゝかしこを經て、伊勢へ御遷幸ありし道のほど、しばし留坐りし跡とて、小祠を建て祭れるも、所々にあり、又今の世に、神明と申して祭れる社、國々に多し、これらのたぐひ皆、その祭れる社小社なればとて、天照大御神をも、卑き神也とせむや、これに准へても、かの説どもの、俗意なることをさとるべし、

○或人問テ云、豊受ノ大神をもし、天照大御神の祭らせ給ふ神ならば、内宮よりも外宮尊き歟、答テ云ク、宇宙の間に、天照大御神にならぶ尊き神はあるとなし、然るに又その祭らせ給ふ神あるは、たとへばこの國土にして、天皇の、もろ〳〵の神を

祭らせ給ふがごとし、高天原にしては、天照大御神は、現御身の天皇也、その祭り給ふ豊受ノ大神は、御霊にして神也、現御身にはあらず、そも／＼此國土にして、天皇より尊きはなけれども、なほ神をば祭らせ玉ふ、かくて天皇の祭らせ給ふ神なればとて、其神みな天皇より尊しといふべきにあらず、然れども天皇の祭らせ給ふ神なれば、此神、天皇より卑しといふべきにもあらざるがごとく、外宮の御神、内宮の御神より卑しといふべきにあらず、大かた兩宮の御事、世に齋祀るとこれは、内外共に同じく神の御霊にて、差別なく、殊に今の世のすがた、兩宮相對して、同等にならび玉へる御神のごとくなれども、その神と神との御うへにては、天皇と神とのけぢめのごと、そのたぐひ異にして、相並び玉へる神にはましまさゞれば、これを比べて、いづれ尊しとも卑しとも、申し奉るべきにはあらざるに、なほその尊卑をあらそはんは、いやしき俗意にぞ有ける、

○又問云、朝廷よりの祭典、其外萬の事、兩宮等差ありて、ひとしからず、多くの事、内宮は勝り、外宮は劣れり、此勝劣を以て見れば、外宮は、内宮の尊きに及ばずと見えたるに、内宮の御神より卑しといふべきにあらずとはいかゞ、答云、内宮は、天皇の皇祖神にまし／＼、殊に皇孫ノ命の御天降の時、よにことなる勅託ましませる、御霊ノ鏡を齋祀らせ給ふ御宮にてましませば、其祭典萬の事、もとより天下にならびなかるべきことわりなれば、豊受ノ大神いかにたふとくましませばとても、同等たるべきにはあらず、外宮は内宮に劣るべきは、勿論なると也、然れどもあながちに、その祭典等の勝劣を以て、尊卑を定むべきにはあらず、これ又上にいへる、天皇と神との譬へのこゝろばへにて、なほたとへば、天皇の大宮と、神の宮とのごとき、神の宮は、伊勢ノ大神宮といへども、その宮殿の御構へをはじめ、天皇の宮の廣大壯麗に及ばず、其外官司よろづの儀式、供御の品物等、すべて天皇朝廷には及ばざること遠し、然りとて天照大神は、天皇より卑しと申さむや、その勝劣は、現御身の天皇と、神の御霊なるとの、けぢめあるが故也、兩宮の御神のあひだも、此けぢめのあることを

思ふべし、なほ又譬へをもていはむ、内宮は太政官のごとし、外宮は神祇官のごとし、百官の中に、太政官は第一なれども、今にも神祇官を第一に擧て、次に太政官をば擧られ、又自餘のもろ／＼のつかさは、皆職寮司などいふを、ひとり神祇官のみは、太政官とひとしく、官といふ、これら神の事を掌りて、尊きが故に、かくのごとし、然れども太政官は、國天下の大政を統(スブ)るが故に、大臣は一位二位の官なるに、神祇伯は從四位の官也、これ神祇官は尊しといへども、掌ることは神祇の事に局(カギ)りて、廣からざるが故也、外宮の祭典の、内宮に劣れるも、必しも其神の尊卑によれるにはあらざること、これらのこゝろばへを以てもさとるべし、但し此大臣と神祇伯とは、祭典の勝劣のたとへなり、御神の尊卑をいふにはあらず、譬への意を思ひ誤ることなかれ、さて又出雲ノ國にては、熊野ノ社は須佐之男ノ大神、杵築ノ社は大穴牟遲ノ神にて、神社の列次は、熊野を第一として、杵築は第二なれども、祭典萬ッの事は、杵築の方はるかに勝りて、熊野はこよなく劣れり、又近く伊勢にても、伊邪那岐伊邪那美ノ大神は、天照大御神の大御考妣(オホミチヽハヽ)神にましませども、別宮の列にて、其祭典、本宮に劣れること、申すもさら也、又皇孫ノ尊も、豐受ノ大神の相殿に坐(マシ)まして、その祭典、こよなく輕し、これらを以て、祭典の勝劣輕重、かならずしもその神の尊卑にのみはよらざることを、思ひさだむべし、然れどもなほ強(シヒ)て祭典の勝劣を以て、尊卑を定めむといはゞ、かの伊邪那岐ノ大神の、別宮にまし／＼、皇孫ノ命の、相殿にましますを以て、豐受ノ大神の尊き御事を知ルべし、外宮の祭典よろづの事、内宮には及ばずといへども、相殿別宮等の劣れるにくらぶれば、その勝れること又はるかにして、本宮との違(タガヒ)めは、いくばくもあらず、すべて古へより萬ッの事、大抵内宮と同じさまに備(ソナハ)りて、まさに相對せるが如くにて、式文にも、二所大神宮とならべ稱し奉らるゝほど、豈(アニ)おぼろけならむやは、そも／＼此両宮の大神の御事、或は外宮を尊くせむと欲する輩は、みだりにたゞ外宮の尊きよしをのみいひたてゝ、その内宮に劣れるすぢの事をば、おほひ隱(カク)しといはず、又外宮を貶(オト)さむと欲するともがらは、たゞ内宮より劣れる事をのみ、引出いひたてゝ、外宮の尊きすぢの事

をば、おほひかくしていはず、たがひにあらそふこゝろにて、其論みな直からず、平ならず、ひさむきにかたよれり、惣躰世の中に、かくのごとく二つに分れて、相並びたる處は、おのづからたがひに妬忌の心有て、勝劣高下をあらそふ事、自然のいきほひにて、止がたき世のならひとはいひながら、伊勢両宮の御事は、いづれ尊し、いづれ卑しなど、高下を申すべき事にはあらざるに、しひてこれを事はむは、上にもいへるごとく、かへす／＼俗意なるうへに、殊に其ノ恐ある事也、外宮は、さばかり天照大御神の重くし奉り給ふ御神なるを、ほどかりもなく、みだりにいひおとして、しひて卑き神になしまゐらするをば、天照大御神は、まさに歡ばせ給はむや、又御食津大神の、たぐひなく尊き御食の御靈の御徳をば、ことさらに蔽ひかくして、天御中主ノ尊ぞ、國ノ常立ノ尊ぞなど、さらにゆゑしもなき神に說なして、みだりに誣奉るをば、豐受大御神もまさによろこばせ給はむや、もし二大御神の現御身の大御前ならむには、かやうのみだりなるわたくしごとどもは、さらさらに申すまじきを、今眼のまへに見えさせ給はねば、物謂ふことなき故に、なほざりに思ひて、神慮のほどを恐れ奉らざるから也、あなかしこあなかしこ、

○宣長大人の外宮考といふものにいはく、萬葉集にもまた見えたる外宮は、天皇の外宮にして、内つ宮に對へたる名なれば、其宮に別に主はなし、されば此度會の外宮も、同じ天照大御神の宮にこそあらめ、されど此大御神は、荒魂ともなるに、外宮に名あるは、内宮に和御魂、外宮には荒御魂を齋奉れるならむ、さて豐受ノ大神は、相殿に坐すなるべし、然るにこれをひとへに豐受宮とのみいふは、奈良ノ朝のころより、一宮の神司のあらそふ心より、五十鈴宮の本よりふるきままに、たゞ一宮のごとくいひなし、世ノ中の人も、五十鈴ノ宮の和御魂を敬ひて、事たるまゝに、外宮の荒御魂の大御名はかくれて、豐由氣大神のみ、もはら聞えつらむとおもひて、次に神御魂荒御魂の事を論ぜられたり、さま／＼說の世に、世間にも知る人もすくなく、兩宮にも、これを用ふることも聞えず、されば、其說に同ずるにも及ばざれども、かの大人は、古

學の本つ祖にて、天下に古へをたふとむかぎりの輩は、神のごとく仰ぎ信ずる大人なれば、まことに此說の如くならむと思ふ人も、有ッまじきにあらざれば、今事のついでにこれをもいさゝか辨ずる也、まづ此度會ノ宮は、上古豐受ノ大神御鎭り座しより、外宮と申ッて、まことに件ノの考の說のごとく、天照大御神の外ッ宮にて、天皇の外ッ宮と同じこゝろばへなりき、此外にも瀧原ノ宮伊雜宮なども、天照大神の遙宮と、儀式帳大神宮式などに見えたる、これらも大小勝劣のかはりこそあらめ、外宮のたぐひなり、さて外ッ宮を、内つ宮に對へたる名也といはれたるは、たがへり、天皇の宮も、常の宮をば、大宮とこそ申せ、内ッ宮と申せることはなし、外ッ宮といふは、つねの大宮の外にあるよしの名也、内ッ宮に對へていふにはあらず、さて伊勢の外ッ宮も、五十鈴の正宮の外なる宮のよしにて、内ッ宮といふに對したる名にはあらず、後にこそ外宮に對へて、五十鈴ノ宮を内宮とは申せ、古へは延喜式のころまでも、内宮といふ稱は、かつてなかりしこと也、されば事のこゝろを正していはゞ、五十鈴ノ宮は、大御神の正宮なれば、大宮もしくは本宮などゝこそ申すべけれ、内宮とは申すまじきことわり也、さて又考に、此大御神は幸すこともなきに、外ッ宮の名あるは云々といはれたるは、天皇の外ッ宮は、時々行幸ある料なるによりてなれども、大御神の外ッ宮に、幸のありなしはいふべきにあらず、幸なしとても、外ッ宮有ッまじきにあらず、又人こそしらね、幸すこともあるも知ッがたし、とにかくにそのさだは無用の事也、さて内宮を和御魂の宮、外宮を荒御魂の宮と思はれたるは、いみしき相違也、此說は、神宮の書とては、儀式帳をだに、いまだ見られざりしほどの說にて、たゞ古學のこゝろを以て、おしあての大づもりに、はかられたる物也、儀式帳にも大神宮式にも、荒祭ノ宮をこそ、大神ノ荒魂とは見えたれ、外宮に大神の荒御魂を祭るといふことは、公の書にも神宮の書にも、かつて見えず、それも事によりて、たしかなる證など有て、さるべきよしもあらばこそ、古書に見えぬことをも、さもいふべけれ、此說は、いさゝかも然るべきよしも證據もあることなし、たゞ兩宮相對し、並び玉へるのみのよしを以て、然心得られたるものなり、すべて此大人の和御

魂荒御魂の說は、取がたし、同神を祭れる社の、二社あるをば、かならず和御魂、荒御魂とのやうにいはれたれど、皆相違なり、この二御魂、かならずしも同じく祭る事にもあらず、又二社ある一ヶ和御魂なればとても、今一方必荒御魂なるにもあらず、すべていづれの神社にもあれ、古典に和御魂とも荒御魂ともいへることなきを、おして此二御魂にあつるは、ひがこと也、されば内宮を和御魂といはれたるも、外宮を荒御魂といはれたるも、ともに信がたきこと也、なほ此二御魂の委き事は、古事記傳の神功皇后の段にいへり、さて又書に、豊受ノ大神は、相殿に坐なるべしといはれたるも、さらに據なき說也、みづからの今據の說を主にたてゝ、舊日本紀に豊由気宮とあるをさへ、却て後のたがひのごとくいはれたるは、いかにぞや、二宮の神司のあらそひ心このふさとは、後世のあらそひを見て、古もさぞ有けむと、おしはかりてなるべけれど、儀式帳などの書どもを見るに、いさゝかも両宮あらそひたる私意は見えず、いにしへはたがひにあらそへる心はなかりしとおぼしくて、たふとし、もし争ふ心あらば、和御魂荒御魂を祭る社、両宮ならむには、外宮なにも、いよいよ天照大御神の荒御魂なるよしをいひたつべき事なれば、返て其御名の隠るべきよしはなきをや、とにかくに此和御魂荒御魂の說は、あたらぬことにて、雄略天皇の御世に、豊受ノ大御神を遷し奉りて、鎮座ありしよりは、外宮は此大御神の宮となれるが故に、豊由気ノ宮とは申すにこそ有ける、

○豊宇気毘賣命と申す御名の意は、豊は賞辭にて、神の御名にも人の御名にも例多し、宇気は食の義、毘賣は姫也、さて、此宇気を、古のつゞきによりて、宇迦とも通はしいひ、又宇を省きて、気とのみも多くいひて、尊みては御気ともいふ、皆食の事にて、同じ意の義也、さて豊宇気と申す御名を、つゞめて豊由気とも申すは、宇字の反、由なれば也、又豊受ノ命、受字は、たゞ訓を借たるのみにて、さらに此字の意にはあらず、さて豊受と書るをも、昔へは豊由気とも、よむべし、豊宇気とは古書に見えず、又古事記に、豊由宇気神とある、由字は用の誤歟、はた字ヶ字の衍文か、さ

ゆうけはいかゞ也、さて又御食津神と申すを、御饌神御膳神なども、さま／＼に書る、みな御食の義にて、同じこと也、此御名を、御食津之神と、之を添て唱ふるはひがこと也、津といふが之の意なれば、みけつかみと唱ふべき也、天つ神國つ神などいふ例をも思ふべし、かくて此豐受姫の外にも、同じく稻穀御食の事に、御靈を施し給ひて、功德ある神たち、これかれ有て、豐受姫の御名と、同義の似たる御名多し、然れどもその本元は、豐受姫ノ命にして、其餘の其神たちもみな、末は豐受毘賣ノ神の御靈により給へるものなるを、其御名の似たるまゝに、本の豐受毘賣ノ命と、末の神たちと、同異わかりがたく、まぎらはしきと有て、其說もまち／＼にして、誤れるもの多きが故に、いよ／＼世の人これに惑ふを、今ことごとく辨明して、詳にその同意をさとさむ、大殿祭の祝詞に、屋船豐宇氣姫命と有て、分注に、是稻ノ靈也、俗ノ詞宇賀能美多麻とあるは、豐受姫ノ命を、世の人宇賀能美多麻と申奉るよしにて、日本紀に、伊弉諾ノ尊又飢時生兒、號倉稻魂命、倉稻魂此云宇介能美拖磨とある是なり、和名抄には、日本紀云、稻魂、和名宇介乃美太万、俗云宇加乃美太万とあり、日本紀の倉ノ字は、心得ず、誤字歟、食ノ字を誤れるにや、又衍字にてもあらむか、和名抄にこれを引て、此字なし、又神武紀なるも、倉ノ字はなし、然るを倉稻魂と稻魂とは別也といふ說は、ひがことなり、又俗ノ詞俗云などあるは、世の人の唱ふるところといふこと也、かならずしも鄙俗の稱にして、正しからずといふにはあらず、日本紀にも宇加とあれば、これ鄙俗なる唱へにはあらず、日本紀にては、介ノ字は、みな加の假字に用ひたる例也、和名抄と同じからず、思ひまどふことなかれ、さて件のうかのみたまはみな、豐受姫ノ命を申せる稱也、然るに又須佐之男ノ大神の御子にも、宇迦之御魂ノ神と申す有て、古事記に見えたり、これは別神なれども、同じく食の事に御靈を施して、功德ある神なるが故に、同じく此御名を負ひ給へるなり、又かの丹後ノ風土記に、豐宇賀能賣神とあるも、豐受姫ノ命也、そのよしは上にいへるが如し、また神武紀に、糧ノ名爲嚴稻魂女、稻魂女此云宇伽能迷とある、これも此神の御名を借れるもの也、これら比賣といはずして、宇迦之女とい

へるを、卑き名のやうに心得て、豐受姫ノ神の御事にはあらずとするは、ひがことなり、女とのみいふも、賤き名にはあらず、天照大御神をも、比流女ノ神と申すを思ふべし、それは日本紀に、靈ノ字を書れたる故に、ことぐしく聞ゆるやうなれども、女の意の外なきをや、さて又神祇官に坐ス八神の中の、御食津神も、豐受姫ノ命にて、これを祈年祭ノ祝詞には、大御膳都神とあり、其外も御食津神とは、多く豐受毘賣ノ命を申せり、但し河内ノ國高安ノ郡、恩智ノ神社二座の神ノ名、大御食津彦ノ命、大御食津媛ノ命と申すは、男女ノ神なれば、別神か、又これも豐受姫ノ命なるを、その御靈を、男女と分て祭れる歟、凡ノ神も、日本紀に鹽長戸邊ノ命とある、戸邊は姥と同くて、女神の名なるに、亦日ニ鹽長津彦ノ命トとあるたぐひにもやあらむ、又古事記に、越前ノ國ノ氣比ノ大神をも、御食津大神と申せることあり、それも御饌物の事によりて也、また廣瀬ノ大忌ノ祭ノ祝詞に、彼ノ社の神を、御膳持須留若宇加能賣能命とあるは、若といへば、別神歟、はた若も賛稱なれば、これも豐受姫ノ神歟、詳ならず、また古事記に、大氣都比賣ノ神と申す二神あり、其一ノ神は阿波ノ國ノ名なり、今一ノ神は、伊邪那岐ノ命の御子にて、須佐之男ノ命に殺され給ひし神也、此御名は、御食津神と申すと同じことなれども、豐受姫ノ神とは別也、又日本紀に、保食ノ神と申す有て、保食神此云宇氣母知能加微とあり、月讀ノ命に殺され給へる神なり、其事、かの大氣都比賣ノ神の事と、全く同じければ、同神にて、御名の傳への異なる也、又此大氣都比賣ノ神保食ノ神の事と、稚産靈ノ神頭上ニ生蠶與桑、臍中生五穀とあると、又よく似たれども、是は別也、上ノ件の神たちいづれも、神典に記されたる事實によりて、異同をさだむべし、空理を以て、みだりに混同すべきにあらず、さて豐宇氣毘賣ノ命は、古事記に和久產巢日ノ神の御子とあり、和久產巢日ノ神は、伊邪那岐ノ命の御子也、日本紀には、軻遇突智娶ニ埴山姫ニ生ニ稚産靈ニとあり、異説也、とにかくに豐受姫ノ命、御祖神等からさるやうに聞ゆるを以て、天照大御神の祭らせ給ふといふを、疑ふ人もあらむか、そは例の俗意也、すべて神の尊卑は、はじめ生出給ふ由緒によれる物にはあらず、又此豐受姫ノ命は、和久產巢日ノ神の御子なれば、天照大御神の御

姪にあたり給へば、祭り給はむこといかゞと疑はむも、神代の趣をしらざる俗意也、大穴牟遅ノ神は、須佐之男ノ命の六世ノ孫なるに、須佐之男ノ命の直の御子なる天ノ穂日ノ命、その祀を掌り給へり、すべて神代には、かゝるたぐひなし、後の人の代の心、又漢意の理窟を以て、論ずべきかぎりにはあらず、又豊受ノ大神を、女神とするを嫌ひて、男神也といひなすも、いみじき強ごとなり、近世天照大御神をさへ、男神也といふ説あり、これ帝王の大祖の御神、女神なるべき理なしと思ふ、例の漢意を以て、説枉たるしひごと也、神典の旨にそむくことをば思はず、ひたすらに漢籍のおもむきにたがはむことをのみ恐れたるは、いと〳〵つたなき心にあらずや、豊受ノ大神も、女神にますが、何のあしきことあらむ、

石上私淑言序

四條大納言の新撰髄腦俊頼の朝臣の無名抄なとをはしめにてつき〳〵の歌髄腦かそふるにおよひもそこなはれぬはかりいとおほかれと歌といふことよむさいふとよりしてときさとしたる書いにしへ今にをさ〳〵みえすそあなるこゝに伊勢の國なる本居の老翁いそのかみふりにし世の心にたちかへりて中今の世の哥人にさゝめことのやうにときさとされたる書なむ有ける石上私淑言こそいふなるそは歌のうへのことのみかはこと事にいたりてもかの山彦のこゑのまに〳〵こたへたらんやうに人のこひにこたへられし書也けりいてやおほろけの人なりせはちからのかきりを盡してあけつらひまうけたりこともかくまてはいたりくるしからむをたゝかたはらの手すさひのやうにかいつけられし書さへ後の世のあかしこともなりぬへきはあはれいみしきせむたちにこそはなといはんも今さら二の舞なるへけれと心におもふことをはいかにたゝにはやむへきしかも其　世のうちにあらはされし書とも車五りやうにつむともあまりぬへくいとおほかるをそかうちよりここきらにこりいてゝよみ考へられしいきを人は我友あしのかり庵の

あるし齋藤彥麿のぬし也けり抑此書の名とせる石上の語はふるとのおやなる古事記にはしめて出て私淑の文字はかしこき人の殘せる孟子といふ書にみえたりとなむ

文化十三年七月

岸本由豆流

石上私淑言序

いでや今の御世にはいにしへ學びみさかりに行はれて漢國のひじりのふみら說あきらむる人も佛の敎へたふとむ法師もかつ〳〵我大御國の御ふみらうかゞひしることゝなりぬれはいとめでたくよろこばしきことならずやさるを世の哥よみ人よいにしへ學びは異なるわざとのみはるかに思ひさけて哥といふこともよむといふ言の意をも辨へず狹きむねのうちにしりぬるたけをいひつくしていける世のかぎり心をやれるはをぢなきわざぞかしこゝに我本居翁はいにしへの學びに委くして世のためにいさをあることはおのれ言あげせずとも天の下に誰かはしらざらむそがうへに哥よむわざさへ人に立まさりて其哥といふことよむといふ言の意を始め哥のうへにえうある筋どもを書あらはして石上私淑言と號けられたるを今の藤垣内大人ひめおかれしをかり得てみるにいと嬉しくて哥といふことよむといふ言の意をだにしらずしてはかなく哥にのみほこれる人々に見せて誠の哥のゆゑよししらせまほしくこたび英遵にはかりて木にゑらせつるになむさるはもとよりかしらに物し給ひしうへにをこなるわざとはしりながらお

のが思ひよれることをもいさゝか書そへたる也今の大人にかたらはずしておのれさかしだち物せるつみさりどころなけれどいかゞはせむ世のためなれば見ゆるし給ふべくやちかき世にはふるき寫し卷これかれたづね得てこと〳〵しくはしに奥にみづからのいさをゝ言擧して板にゑらせてむなしき名をもとむる人々もあればそれとひとしなみにいひくたせる人もあるべけれどこはあらぬくまゝでもとめさがしてとりいだせし物にもあらず我師翁の物せられしふみにしあればいさゝかすくなかるべくやかくいふは石見國濱田の殿の江戸の舘につかうまつる芦のかり菴のあるじ

藤原彦麻呂

石上私淑言上卷

本居宣長

ある人とひていはく哥とはいかなる物をいふぞやまろこたへていはくひろくいへば卅一字の哥のたぐひを始として神樂哥催馬樂連哥今樣風俗平家物語猿樂のうたひ物今の世の狂哥俳諧小哥淨瑠璃わらはべのうたふはやり哥木びき哥のたぐひ皆詞の程よくとゝのひあやありてうたはるゝ物はみな哥也この中に古今雅俗のけぢめはあれどもこと／＼く哥にあらずといふ事なしされば今あやしきしづの女が口ずさびにうたふ物をも哥といふ是則まことの哥也かの卅一字の哥のたぐひはむかしの人の哥なり小哥はやり哥のたぐひは今の人の哥也これおなじ哥にして其さまはるかにことなるは古今のけぢめ也むかしの哥は詞も意もみやびやかにてめでたく今の小哥はやり哥は詞も意もいやしくきたなきは雅俗のけぢめ也かくの如く其さまは古今雅俗のけぢめはるかにたがひて同じ物ともいふべくもあらねどみなこと／＼く哥にあらずといふ事なしこのゆゑにかのわらはべの口すさびにうたふをも則哥といふなり是神代より今にいたるまであひつたはりておのづからその名義を失はぬまゝの也哥のさまは意も詞も世々にうつりかはりぬれども其おもむき心ばへは神代の哥も今のはやり小哥もひとつにしてかはる事なし猶下にくはしくいふべし人のみにもあらず禽獸に至るまで有情のものはみな其聲に哥ある也古今集の序に花になく鶯水にすむ蛙の聲をきけばいきとしいけるものいづれか哥をよまざりけるといへるをみるべし鳥虫なども其鳴聲の程よくとゝのひておのづからあやあるはみな哥也しかるを鶯蛙の哥とて卅一字の哥を傳へたるは古今の序の詞にこりて好事の者の作りたる也禽獸はいかでか人の哥をよむことあらむ鶯は鶯蛙は蛙おのがじゝ鳴聲のあやあるぞそれが哥とはいふ也されば此世にいきとしいける物はみなおの／＼其哥ある也或說にいはく哥は天地のひらけしはじめよりありし物におのづから其理そなはりて風の音水のひゞきにいたるまでこと／＼く聲ある物はみな哥

彦麻呂云古今集眞字序に若夫春鶯之囀花中秋蟬之吟樹上雖無曲折各發歌謠物皆有之自然之理也云々とあるは實に曲折なきを云にはあらず人のうたふ哥にくらべみれば曲折なきが如きをいふ意なるべし鳥むしすらもほと〳〵につけて曲折ある物なり

也といへるは事の心を深く考へて哥の心ばへをひろくいへるに似たれども返りて淺き説也その故は哥といふ物は程よくとゝのひてあやあるをいふ也されば鳥虫の聲すべて哥也といふにはあらず其鳴聲のあやある所を哥といふ也又人の詞もあや有てうたはるゝを哥といふ其外は哥にあらずたゞの詞也かく哥は有情の物にのみ有て非情の物には哥ある事なしこの故に古今序にもいきとしいける物といへれよろづの物とはいはずおなじく眞名序に物皆有之とかけるも生物をいふ也されば萬物の聲みな哥也といふは妄説也いける物はみな情有てみづから聲をいだすなれば其情より出てあやある聲則哥也非情の物はみづから聲を出す事なし外物にふれて聲ある也哥は情よりいづるものなれば非情の物に哥あるべきことわりなしされば金石絲竹のたへなる物の音さへ哥とはいはず是情有てみづから出る聲にあらざる故也かゝれば風の音水のひゞきはいかでか哥といはむたとひあや有ても非情の物の聲は哥にあらずましてあやなからむは哥といふべきことわりなし　問云詞のほどよくとゝのひてあやあるとはいかなるをいふぞ　答云うたふに詞のかず程よくてとゞこほらずおもしろく聞ゆる也あや有とは詞のよくとゝのひてみだれぬ事也大方五言七言にとゝのひたるが古今雅俗にわたりて程よき也されはむかしの哥も今のはやり小哥もみな五言七言也是自然の妙也上代の哥は文字の數も定まらずといへるは誤也神代の哥といへども五言と七言とにもるゝ事なし其中にあるひは五言を四言又は三言によみ七言を六言八言によめる事もおほけれどそれもみなうたふ時はたらざるをば節を永くしてこれを足しあまれるをば節をつゞめてみじかくうたひてみな五言七言の調にかなへてうたへるものなれば三言四言六言八言もうたふ所はみな五言と七言の調也何をもて是をしるといはゞ今の世に兒童の謠ふはやり小哥うすつき木びきの哥をきくにみな五言と七言也其中にあまるたらぬことをば節の長短をもてのべしゞめて五言七言の調にかなふるにうたふ所をきけばみな五七の調也是自然の妙にして神代も今も異なる事なし然るに古今序の小註に下照姫の哥を文字の數も定まらず哥のやうにもあらぬといへるはこのことわりをしらずしてたゞ日本紀にかける所を見て後の世の心からいへる也神代の哥もみな程よくとゝのひてあや有也

五七の調にもれざるへしかの下照姫の哥は殊に其詞程よくきこゆのびてうるはしくきこえたりもし其文字の數定まらざれ
ばうたふに其詞とゞこほりみだれて耳にさはりて聞よからぬ也今のはやり小哥のたぐひも又しかり也これ人のよくしる所
也上代の哥は其ふしある時に聞うたふ故にうたひて調とゝのへば三言にもあれ四言六言八言にもあれみな五言七言の調に
きこへうたへば字のたらぬこともあまることもかゝはらざりし也これもあまりてもよき所たらでもよき所あまりてはあしき所た
らではあしき所あるべしふなうたの時にしるゝ事也病在[illegible]にこゝのふる事は下にくはしくいふべし調の程よくきこゆ
のびみゞあるさはいくつの細きをいふ也禽獣のなくこゑも是になぞらへてしるべし五言七言は人の詞の程よき也鳥虫など
もそれぐに其鳴の程よき事の有なれにてこれが調よき物の哥也　問云まへにいへる平家物語今の淨瑠理のたぐひは
哥にもあらじまたおもふはいかに　答云これらはもと物語のたぐひにて其節をつけてうたふ所は哥也物語のたぐひは
もとうたふべき物にはあらねども平家物語にふしつけてうたふ事始りてこの頃の淨瑠理のたぐひ出來たり人の聞
にも詞と文とのわかち有て文はうたふ事なき物なるをちかき世に至りては文の体なる物にもうたふが有とかや時分にて
も物語のたぐひは文也うたふべき物にはあらず哥と文とは其詞も異なる事おほし其さまことなる物なるを文の詞をもう
たふ事になりぬるは末の代のわざなるべし平家は其ふしを程よくうたひたはるやうにつくりてうたふ所は哥也たゞし平家
はうたふとはいはず語るといふ也うたふべき物にあらず物語のたぐひなる故に其心ばへをしりていへる名目也とかきこゆる
にはあれど其曲はうたふ也此故にこれらをもまづ哥のたぐひとする也　又問云此哥と云何時より始りけるぞ
答云くにの始に其哥のめでたのひらけ始まりける時より出きにけりといへるを顕昭抄に註して神代紀云陰陽二神巡
[illegible]陰神先唱[illegible]也この時をいへるにあらず古語拾遺云、開闢之初伊弉諾伊弉冉二尊共爲夫婦生大八洲國
及山川草木、云心也【日本紀神代】といへり　ある説に天地開闢の始より音の理そなはるといふ　陰陽五行の哥を
きゝくいへるは鳥のひらけはじまりける時よりいてといへるに理でかなへむとする説にして此おこる也言には物の根

万葉第三赤人富士長哥に天地之分時從といひ又第二人麿長哥に天地之初時之云々天照日女命天乎波所知食登といひ第十に乾坤之初時從天漢射向居而　續草庵集にきゝわたる天のうきはし遥にれと今も神代の道の殘れり　伊勢物語に云おにはやひとくちにくひてけりあなやといひけれと神なるさわきにえきかさりけり　万葉第八長哥に櫻花能丹穗日波母

をも開闢のはじめといふ事をしらぬ故也よりて餘材抄に古語拾遺を引て二神の時をも開闢のはじめといへる事をしらせたり其時に哥の始ていできたる事は伊弉諾伊弉册二神磤馭盧島に天降て共爲夫婦として天之御柱をめぐりあひ給ひて唱へ給へる辭をいふ也其詞は古事記云伊邪那岐命先言阿那邇夜志愛袁登賣袁後妹伊邪那美命言阿那邇夜志愛袁登古袁とある是也かくのたまへる御詞の意は神代紀に妍哉可愛少男歟妍哉此云阿那而惠夜可愛此云哀これにてしるべし古事記は古語のまゝを假字にてかき神代紀は文字に譯して其義をあらはしたる物也妍は字書に麗也とも好也とも註したれさればたがひに佳偶をよろこび給へる御辭也猶くはしく解かば阿那は古語拾遺に古語事之甚切皆稱阿那とあり【此事舊事記にもみえたれど僞書なればひかず】万葉には痛と書りあなこひしあなたふとなどのあなに同じすべて阿那河夜阿々などみな歎ずる詞也邇夜志は外にみあたらぬ詞なれども神代紀に妍哉と書たれば其意也其中に邇といふが言にして夜志は助辭也波斯祁夜斯などのやしに同じ又神代紀には而惠夜とある是も惠夜は助辭也同じ妍哉を神武天皇紀には此云秧奈珥夜とあれば惠も助辭なる事をしるべしかつ余志惠夜志といふも惠夜志は助辭にてたゞ余志といふ意也（武烈紀繼體紀の哥には誰人と云事を陀黎耶始比登とあり）万葉第五に古飛斯宜志惠夜とよみ天智天皇紀の童謠に苦しを俱流之衞とあるこれらも同じ事也（万葉第四に吾者左夫思惠）愛袁登古はよきをとこといふに同じ神代紀に善哉善少男ともかけり佳吉を須美能愛日古を比愛といふたぐひよきをえといへる事多し古事記の愛は假字にて音をかる計にて字に意なし神代紀の可愛は文字の義をとる也混ずべからず又上の惠とこの愛とは義も音も別也是又混ずる事なかれ袁登古は少男袁登賣は少女にてともに少壯をいふ也末代に老少をえらばず於登古といふは義も音もたがへり（彦麻呂云古今集今こそあれ我もむかしは男山さかゆく時も有こしものを）さて下の袁は助辭也今の世のてにをはの袁の意にはあらず上代の哥には詞の下に袁をおける事多し加賀那倍弖用邇波許々能用比邇波登袁加袁の袁（屋並而夜者九夜日者十日）瀰富佐迦邇阿布夜袁登賣袁美知斗閇波云（大坂遇少女道問者）

な奈何と訓たれともいかゝアナニとよむへし何は荷也又一本樹に作り卷七二十丁にも何字なことよめることあり

云の袁のたぐひ万葉にもおほしみな助辭なるうへに余と呼にある也袁登古余袁登賣余といはむやうの詞也これを神代記には少男賦又少男乎とかけり賦乎は常には加とよみ又は夜とよみて疑辭なれども字書に語末之辭とも註し語之餘也共註したれば今の袁といへるにあたれば神代紀をも古事記のごとくよむべしさて此御詞は古事記日本紀ともに哥とはいはず又日本紀は哥をばみな假字にてかけるにこれは常の詞とひとしく漢文にかけりけにもたしかに哥といふべきほどの事にはあらずさるごとも五言二句にさゝのひて其詞のやうもたゞの詞にあらずこの故に唱といひ和といふこれ常の詞にあらざる故也されどこの唱和をもて歌の始とする事いはれたりすべて何事も始は後々のやうにきだかにはあらぬ物也　問云此唱和の御辭は日本紀の神代紀に憙哉遇可美少男焉憙哉遇可美少女焉とあるを取らずして古事記をひけるはいかに答云日本紀はすべて漢文をかざりてつくるはしからむとかける故に古語にかゝはらずたゞ文章を主としてかける事多し古事記は文章にかゝはらず古語を主としてかける物也然るに末の代にはたゞ文章のうるはしき方にのみなづみて古語を考る事なしこのゆゑにもはら日本紀をのみ用ひて古事記ある事をしらずよりて古語は日々にうしなひゆく也詞はもとにして文字は末なる事をしらずかなしき事也今この憙哉云々といへるも文字を見れば其こゝろは聞えたれど其詞を考ふべきたよりなし其故は文字のかたはらにつけたる訓は後の人のしわざなれば信じがたきことおほしされば憙哉の古語は何をもてしるべきぞや少男此云烏等孤と註し神武天皇紀に可美を于麻詞と訓したる事あれば可美少男をは宇麻志烏等孤とも訓つべし憙哉はおぼつかなししひてよまば古事記と一書とを據にて阿那邇夜志または阿那邇夜志なとよむべし其故は姸哉をし訓じてるは此憙哉のもの美哉へもわたるべし又可愛を哀と訓じたるも愛の可美後の音の字へもわたるべければこゝを憙哉遇可美少男焉とよむべきにや遇の字はたゞ義理をもて書る字にて古語にはあるまじくや今の本の如くあなうれしやうましをとこにあひぬとよまむは唱和の詞とも聞えずとにかくにさだかならねばたゞ古事記のまゝなるこそ古語をもそこなはで後に日本紀の文字によりて其義理を解すべき事也すべて何ごとも古事記を本文とし日本紀を註解として

前漢書天文志云陣雲如ニ立垣一彦麿云垣ハ堺トスヘキカギリノ隔チ云也大和

みるべき事也殊に古の世の道においては古語をむねとして考ふべき事なれば古事記は又たぐひもなくめでたき書にて此道にこゝろざさむ人はあけくれによみならふべき物也　又問て云たしかに哥といへる事の始はいかに　答て云古事記にも日本紀にも哥のはじめといふ事見えねばさだかならずといへども二記に始て記せる歌はかの八雲の神詠といふ哥也古事記曰作二須賀宮一之時自二其地一雲立騰爾作二御歌一其歌曰夜久毛多都伊豆毛夜幣賀岐都麻碁微爾夜幣賀岐都久流曾能夜幣賀岐袁これ也日本紀には菟磨語昧爾とあり微と昧と一字異也さて此御哥の意を解くに古来さま〲〳〵の附會の說多しみな古にくらき事にてさらに取にたらず必邪說にまよふべからず餘材抄云八雲とは八は數の多きにいへば八重雲也八重櫻八重山吹など必八重ならねど多くかさなれるをいひならへるが如し出雲とは國の名には此御哥によりて後につけたるなるべければ此時はまだいつもの枕詞に八雲立とのたまへるにはあるべからず上の八雲をかさねていづる雲とのたまへる詞也としるべし宣長按ずるに夜久毛多都はかの雲の立のぼるを見給ひて彌雲立とよみ給へる也伊豆毛は風土記にも此御哥によりて國の名となれるよしありされば爰は國の名をよみ給へるにはあらずたゞ出る雲也伊豆毛を國名とし八雲立を枕詞とするはひが事也八穗蓼乎穗積摩鮮餓豫蘇餓などの例になつむべからず夜弊賀岐は彌重垣也これは須賀宮の實の垣にはあらずたゞ雲を垣といひなし給也やくもたちといはずしてたつといへるは見渡し給ふ所をのたまへる也いづもやへがきとは即そのみる所の雲を垣といひなし給ふ詞にていづる雲のやへがき也都麻碁微爾夜弊賀岐都久流とは今わが妻と共に住べき料に雲もやへがきをつくるよとよみ給へる也雲の垣つくらむことといかゞと思ふ人あるべしこれは實に造るにはあらず立のぼる雲をみてやへがきを造るといひなし給ふ也雲霧はたちふさがりて物をへだつれば垣にいふ事後の世も同じ心ばへ也天雲垣其既立など人の國にもいへりこれを須賀宮の墻の事とするは誤也たゞ雲の事也曾能夜弊賀岐乎とかさねていへるは上代の哥に多き事也謠ものは今の世の童部の口すさびも同じ事にて上の詞をかへして再いふ事おほし是哥謠の自然の事にて人の國のも同じ事也とまりの袁はかの二神の唱和の留りの袁と同じこの時須賀宮を造るをりふしな

物語ニ異竹ノヨノカキノキリデカギリテ云々トアリ垣ハ限アル也

續日本後紀第十九興福寺法師長哥に歌語に詠反志天とある反といふもうたふものは本へ反して再うたふ事多きゆゑの詞也

れば立のぼる雲をみてかくやへがきにとりなしてよみ給へる也哥はすべて雲をよみ給へる也　問云古今序にひさ方のあめにしては下照姫にはじまるといへるに今八雲神詠をはじめとするはいかに　答云哥のいできたる時をもていへは八雲の御詠前也此序の詞は哥の前後をばさしおきて天地の次第にていへる也天上にてよめる事は下照姫の哥始也といふ也されど古事記日本紀ともに八雲の御哥は前にいできたるよしなれば是を始といふ也其上古事記には八雲の御歌の次に八千矛神の長哥二首沼河日賣の長哥須勢理毘賣の長哥など有て後にかの下照姫の長哥はのせたれば始といふべからず序などはたゞ文章をめでたくかゝむために天と地とを對していはむとてかくはかける也天上にてよめる歌は此下照姫の哥始也とたしかにいへるにはあらず上文に世に傳はる事はといへるにてしるべし天上にてよめる歌といひつたへかきつたはりてあるは是ぞ始也といふ也然るに天上にてよめる哥といふはこの阿米那流夜の哥と同時の阿摩佐箇屢避奈菟謎といへる哥と二首の外はみえず又此哥を天上にてよめる事もさだかならず其故は古事記にては全く天上にての事にあらず此國にてよめる也　日本紀には將報上天而於天作喪屋殯哭之といひ登天弔喪とあれども下照姫の天へ登て此哥よめるよしはみえず其上作者は喪會者歌之曰或云味耜高彦根神之妹下照媛欲令衆人知映丘谷者是味耜高彦根神故歌之曰とあれば下照姫の哥といふは紀中の一説也其上今一首の哥も其時によせなく別の事をよめるやうに聞ゆればかれこれ日本紀はうたがひあればたゞ古事記のさだかなるにしたがふべし古事記にては此時の事すべて天上の事にはあらず此國にての事也作者は高比賣命とあり下照姫の別名也今一首の阿磨佐箇屢(アマサカル)の哥は見えずすべて古來日本紀をのみ用ひて古事記はうづもれて取見る人もなかりしかば古今の序もたゞ一わたり神代紀につきて此哥を天上にてよめる始とせられたる也其上まへにいへる如く序なれば文章を對してめでたくかゝむとてすこしの瑕をもかへりみぬ物なればしひて事實の説とはすべからずくはしき事は二記をひらきてしるべしまづ世に傳はりたる哥の始は八雲の御詠としるべし下照姫のは後の事也

問云三十一字の哥は八雲御詠を始とし長歌は下照姫のを始とすべきか　答云長哥の類は旋頭なとは

ふ事は後につけたる名目にて神代にさやうのわかちはなければたゞ長短をいはず八雲御詠の哥の始也そのかみはたゞ五七言の調をとゝのへて句の數にはかゝはらず思ふ心のかぎりをいかほどにてもほどよくよみし物にて是は長哥ぞ是は短哥ぞといふ事はなかりし也されば別に長哥の始といふ事はなきことわり也たゞし後世の名目をもてしひて其始を一々にわけていはゞ卅一字の哥は八雲の御詠なり長哥の始は古事記にある八千才神と沼河比賣とよみかはし給へる哥也旋頭哥混本哥は神代には見えず神武天皇の御時に至りても三句の哥四句の哥は見えたれどもまさしく旋頭混本といふ哥はなし其後三句四句の哥もあれど猶すこしたがへりまさしく旋頭哥の五七七五七七にとゝのへるは雄畧天皇紀の哥にあたらし(怪)きゐなべ(猪名部之)のたくみ(工)かけし(掛)すみなは(墨縄)しが(縄之)なけば(亡者)たれか(誰)かけむ(掛)よあたら(怪)すみなは(墨縄)是也混本哥は古事記仁徳天皇の御哥にめと(女鳥)りのわが(吾)おほきみ(大王)のおろす(織)はた(機)たが(誰)ねろ(料)かも(歟)是也たゞしこれらもおのづからかくとゝのひたる物にてたくみて此格をよめるにはあらず一字二字たらぬ哥又は五言七言のおき所のたがへるなどは此まへにもあればたゞしく是を始といふべきにはあらねどたま／＼とゝのひて後の體に同じ哥の始て見えたるをあぐる也たゞ上古の哥は三句よりして句數はいくらと定まりたる事なければ長哥短哥といふわきまへなき事ぞ　問云人の世となりてすさのをの尊よりぞみそもじあまりひともじはよみける古今序にあるはいかなる事ぞ地神五代をば人の世といへるか　答云餘材抄に云人の世となりて後すさのをの尊の御哥にならひて三十一字に定めてよむといへる心也と是にて心得べしたゞし此御哥にならひてよむといふはいかゞ也後世はもはら三十一字の哥のみ多くなりたる事はかの御哥にならひてよむとにはあらず人の世となりてもはらよむ所の卅一字の哥はすさのをの尊より始まるといふ意也それにならふにはあらねど自然に此體がすぐれてほどよくとゝのひてことにうるはしく聞ゆる故に後にはおのづから此體が多くなりゆく也是自然の事也神代に卅一字の哥は八雲の御詠の外に瓊々杵尊の御哥

　おきつもはへにはよれどもさねどこもあたはぬかもよはまつちどりよ

豊玉姫命の御哥

あかだまはをさへひかれごしら玉の君がよそひしたふとくありけり

彦火々出見尊の御かへし

おきつどりかもづくしまにわがゐねしいもはわすれじよのことごとに

右も古事記のまゝにしるす日本紀にすこし異なる所あり人の代となりては神武天皇の御哥に

あし原のしけこきをやにすがたゝみいやさやしきてわがふたりねし

同じ御時伊須氣余理比賣の御哥に

さゐ川よ雲たちわたりうねび山このはさやぎぬ風ふかむとす

また

うねび山ひるは雲とゐ夕されば風ふかむとぞこのはさやげる

これら人の代となりて卅一言の哥の始まり也

又問云連哥は日本武尊のにひばりつくばをすぎていくよかねつると問給へるを御前にさぶらふ人の中に秉燭者の

かゞなべて夜にはこゝの夜日にはとをかをと申たる是が始也といふはまことに然るや　答云是は日本紀に時有秉燭

者續王歌之末而歌曰とあれば後世の連哥の心ばへのやうに聞ゆれども實は續末にはあらず一句の哥の贈答也一句の

哥は日本紀に見えたるはこれが始なれども古事記には神武天皇の御哥に

かつがつもいやさきだてるえをしまかむ

ともよみ給へり又贈答したる事は同じ御時に伊須氣余理比賣の御哥に

あめつゝちどりましとゝなどさけるとめ

古事記下清寧天皇段云志毘臣歌曰オホミヤノヲトツハタデスミカタブケリ如レ此歌而乞ニ其哥末一之時袁祁命歌曰オホタクミヲヂナミコソスミカタブケム乞ニ續末一とあるにといふに似たり

後撰集第六　秋のころほひある所に女とものあまたすのうちに侍けるに男の哥のもとをいひい

大久米命のかへし

　をとめにたゞにあはむとわがさけるとめ

これらあれば日本武尊のを始といふべからず例の日本紀ばかりを見て古事記をしらぬ人のいひ出せる事也たゞしかれは續レ末とある故に始也としひていはゞ古事記にも續ニ御歌一とありて大久米命のはさいはずたゞ答歌曰とあればかれを始とするもさも有ぬべき事ともいふべけれ共哥のさま全く同じ事なれば前をさし置て後なるを始とはいふべからず續とある詞になづむべきにあらず其故は二記ともに地の詞は後にいひつたへ書つたへたるまゝを書る物なれば也後には三句の哥は絶てもはら五句六句の哥をのみよむ世になりてはかの三句の哥はみなれぬ故に六句の哥のかた〳〵のやうにみゆる故に其時の心をもて續とはいひつたへしなるべし　はしけやしわぎへのかたよ雲ゐたちくもといふ哥を片歌也と有も此意にて後につけたる名目なるべしさて三句の哥は齋明天皇の御時の童謡にうつくしきあがわかきこをおきてかゆかむといふまで日本紀に見えたり其外上古には三句の哥もおほく見えたりそれを贈答したるを連哥の始とせばかの神武天皇の御世の贈答が始也　たゞし是等はみな旋頭哥の上下なれば卅一字になる連歌にはあらず　万葉第八に尼作二頭句一幷大伴宿禰家持所三誂（ラレアトラヘ）レ尼續二末句一等和歌　さほ河の水をせきあげてうゑし田を【尼作】かるわさいひはひとりなるべし【家持續】とあるは卅一字にて連哥のたぐひ也されど是は一首の哥を二人してよめる迄の事也拾遺集に内にさふらふ女をちぎりて侍ける夜おそくまうできける程にうしみつ時と申けるをきゝて女のいひつかはしける

　人ごゝろうしみつ今はたのまじよ

良岑宗貞

　夢にみゆやとねぞすぎにける

といひ伊勢物語に業平朝臣伊勢へかりの使にいきて齋宮にあひ奉りける朝女がたよりいだすさかづきのさらに哥を書て

れて侍けれは末は内よりよみ人不知
しら露のおくにあまたの聲すれは花のいろいろ有としらなむ
是は時代しれす

彦齋云清少納言に蘭省花時錦帳下と[illegible]

拾玉集 [illegible]

出したりこりてみれば

うち人の　わたれごぬれぬえにしあれば

こ書て末はなし其さかづきのさらについまつのすみして哥の末を書つぐ

またあふ坂のせきはこえなむ

こいへるこれらはまさしく後の連哥のさま也連哥こいふ名目は金葉集に始て出たり下句をまづよみかけて上句を下てそれにつく事こ拾遺集に見えたり〔連哥することこ云ここ詞花集巻九の詞がきに見ゆ〕　又問云　哥のはじまりはくはしくうけ給はりぬさて此哥こいふ物はいかなる事によりていでくる物ぞ　答云　歌は物のあはれをしるよりいでくるもの也

問云　物のあはれをしるこはいかなる事ぞ　答云　古今序にやまと哥はひこつ心をたねこして萬の言の葉こぞなれりけるこあるこ此心こいふが則物のあはれをしる心也次に世中にある人ことわざしげき物なれは心に思ふ事をみる物聞物につけていひ出せる也こある此心に思ふ事こいふも又則物のあはれをしる心也上のひこつ心をこいへるに大綱をいひこゝは其いはれをのべたる也同眞名序に思慮易遷哀樂相變こいへるも又物のあはれをしる也これらの物のあはれしる也こいふいはれはすべて世中にいきこしいける物はみな情あり情あれは物にふれて必思ふ事ありこのゆゑにいきこしいけるものみな哥ある也其中にも人はことに萬の物よりすぐれて心もあきらかなれば思ふ事もしげく深し其上人は禽獸よりもことわざしげき物にて事にふるゝ事多ければいよ〳〵おもふ事多き也されは人は哥なくてかなはぬことわり也其思ふ事のしげく深きは何ゆゑぞこいへば物のあはれをしる故也事わざしげき物なれば其事にふるゝごとに情はうごきてしづかならずうごくこはある時はうれしくある時は悲しく又ははらだゝしく又はよろこばしく或は樂しくおもしろく或はおそろしくうれはしく或はうつくしく或はにくましく或は戀しく或はいこはしくさま〴〵におもふ事のある是則物のあはれをしる故にうごく也しる故にうごくこはたこへばうれしかるべき事にあひてうれしく思ふは其うれしかるべき事の心

しつらきもつらしとにかくにこゝろあス身に何うまれけむ

白氏文集巻十五劉家墻上花還發李十門前草又春處々傷レ心心始悟レ多情不レ及二少情人一

源重之集
あはれをはしらしとおもへと虫の音に心よわくもなりぬべきかな

古今集序
におにかみをもあはれとおもはせといへるを眞名序には感二鬼神一といへりこれ感す

をわきまへしる故にうれしき也又かなしかるべき事にあひてかなしく思ふは其悲しかるべき事の心を辨へしる故にかなしき也されば事にふれて其うれしくかなしき事の心をわきまへしるを物のあはれをしるといふなり其事の心をしらぬ時はうれしき事もなくかなしき事もなければ心に思ふ事なし思ふ事なくては哥はいでこぬ也しかるを生としいける物はみな程々につけて事の心をわきまへしる故にうれしき事も有かなしき事もある故に哥ある也其中にも事の心をわきまへしるに淺深のたがひ有て禽獸は淺ければ人にくらぶる時は物のわきまへなきが如し人は物にすぐれて事の心をよくわきまへて物のあはれをしる也其人の中にも淺深有てふかく物のあはれをしる人にくらぶる時はむげに物のあはれしらぬやうに思はるゝ人も有て大に異なる故に常には物のあはれしらぬといふ人も多き也是は誠にしらぬにはあらず深きと淺きとのけぢめ也さて哥は其物のあはれをしる事の深き中よりいでくる也物のあはれをしるといふ事は大畧かくの如し猶くはしくいはゞ物に感ずるが則物のあはれをしる也感ずるとは俗にはよき事にのみいへどもさにあらず感字は字書にも動也と註し感傷感慨などゝもいひてすべて何事にても事にふれて心のうごく事也然るに此方にては其中にてよき方につきて心にかなふ事をのみ感ずるといふ賣豆留(メヅル)といふに感の字をかくはよけれ共感の字をめづると訓ずるはあしき也其故はめづるも感ずる事の一つなれは感字をかきてもよし感字はめづる事ばかりにはかぎらねばめづると訓じては字義をつくさず何事にも心のうごきてうれしともかなしとも深く思ふはみな感ずるなれば是が即物のあはれをしる也物のあはれをしる事は紫文要領にもくはしくいへりさて阿波禮(アハレ)といふは深く心に感ずる辭也是も後世にはたゞかなしき事をのみいひて哀字をかけども哀はたゞ阿波禮(アハレ)の中の一つにて阿波禮(アハレ)は哀の心にはかぎらぬ也万葉には何怜などゝ書て阿波禮(アハレ)とよませたり是もたゞひとかたにつきて書る物にて阿波禮(アハレ)の義理はつくさゞる也阿波禮(アハレ)はもと歎息の辭にて何事にても心に深く思ふ事をいひて上にても下にても歎ずる詞也　阿那(アナ)といひ阿夜(アヤ)といふと同じたぐひ也仁賢天皇紀吾夫何怜矣此云二阿我圖(ガツ)摩播耶(マハヤ)一とあり皇極天皇紀に咄嗟を阿夜(アナ)とよめるなどにてしるべし　又漢文に嗚乎于嗟猗などの字を阿々(ア・)とよむ事多しこ

るけ則あはれと思ふことゝ也

の阿々も同し歎詞なり古語拾遺云當此之時上天初晴衆俱相見面皆明白伸手歌舞相共稱曰阿波禮阿那於茂志呂阿那多能志阿那佐夜憩云々此文うたがひ有といへども古語とみえたり是は天照大神天のいはやより出給ふ所の文也然るに阿波禮は言天晴也なりとある註は後人の臆説にして信ずるにたらず學者此文によりて阿波禮は天晴の意と思ふ故に今ここに辯ずる也こゝに阿波禮阿那と重ねていへるもみな歎辭也日本武尊の御歌に

尾張にたゞにむかへるひとつ松あはれひとつまつ人にありせば衣きせましを大刀はけましを

やつめさす出雲たけるがはけるたちつゞらさはまきさみなしにあはれ

其外思ひづまあはれ影媛あはれなどゝいふ哥有聖德太子の御哥にもいひにゑてこやせるそのたびとあはれとよみ給へりこれらはあはれぶ事のやうに聞えてそれをあはれに思ふといふ意にみゆれどもそれは後世の意也上古の意はしからずこれらもみな歎辭にして影媛はや旅人はやといふに同し日本武尊の吾妻者耶とのたまひ允恭天皇紀にうねびやまみゝなし山を宇泥咩巴椰彌々巴揶と新羅人のいへるたぐひと思ひあはせてしるべしさて阿波禮奈といふ詞はあはれと思ふ心也かなしと思ふをかなしむといふ格也されば是もすべて深く心に感ずる事をさしてなにをあはれむといふ也愛する事にはかぎらず然るをすべて詞の用ひかたも世々にうつりて本の心とはたがひゆく事多き物にて阿波禮といふ歎息の詞も後にはさま〴〵に用ひてすこしづゝは心もかはれる也万葉集に大伴坂上郎女

早川のせにゐる鳥のよしをなみ思ひてありしわが子はもあはれ

此あはれも古事記日本紀の哥共によめると同じいひやうなりまた作者未詳

なごの海にあさこぎくれば海中にかこぞなくなるあはれそのかこ

かききらし雨のふるよを郭公なきてゆくなりあはれそのとり

これは同じ意にていひかたすこし異也右いづれも文字は阿怜とかけり此二字を仁賢天皇紀に郁耶と訓ればあはれと歎す

る辭なる事しるべし又万葉第十八ほとゝぎすのなくを聞てよめる長哥に家持卿

うちなげきあはれの鳥といはぬときなし

これはすこし後のよみかたに似たりまへにひく哥共のいひかたとかはれり其故はまつ上代の哥によめるやうは一にあはれ旅人あはれあはれ其鳥なとやうに其物々にふれて心の感(ウゴ)く時に其あはれと歎する詞也あはれ其鳥とよめるもあゝ其鳥といはむが如く是も同じく歎する詞也然るに今のあはれの鳥とよめるいひかたは少し變じてあはれと歎ずべき物をさしてあはれの鳥といへり其後にいたりては古今集に

あれにけりあはれいくよの宿なれや住けむ人のおとづれもせぬ

あはれむかしべ有きてふ人丸こそはうれしけれ

拾遺集に藤原長能

東路の野路の雪間をわけてきてあはれみやこの花をみるかな

これらのあはれは全く歎息の詞にて後世迄この一格あり俗に天晴(アッパレ)といふ詞は此あはれをつめていふ也又古今集に

とりとむる物にしあらねは年月をあはれあなうと過しつるかな

又長哥に

すみぞめのゆふべになればひとりゐてあはれ/\となげきあまり云々

これらも歎息する事也又蜻蛉日記の詞に關の道あはれ/\と覺えてゆくさきを見やりたれは云々とあるも同じく心の内に歎する也又古今に

あはれてふことをあまたにやらじとや春におくれてひとりさくらむ

あはれてふことだになくば何をかは戀のみだれのつかねをにせむ

あはれてふことこそうたて世中を思ひはなれぬほだし也けれ

あはれてふことのはごとにおく露はむかしをこふる涙也けり

後撰集に

ちることのうきもわすれてあはれてふことを櫻にやどしつるかな

あはれてふことになぐさむ世の中をなどかかなしといひてすぐらむ

きく人もあはれてふなるわかれにはいとゞなみだぞつきせざりける

これらの哥にあはれてふことゝあるはあはれといふ言なる事にあらずことの葉ごとに共云へるにてしるべしさてあはれといふ言は心に深く感じてあはれ／＼と歎ずる言也かの春におくれてといへる哥の如き人のみてあはれ／＼と感ずる詞を他へやらず己ひとりいはれむとて春におくれてひとりさきたるかとよめる也餘は是になぞらへてしるべし万葉集

作者未詳

すみのえの岸にむかへるあはぢ嶋あはれと君をいはぬ日はなし

古今集

世中にいづらわが身の有てなしあはれとやいはむあなうとやいはむ

後撰集

あはれ共うしともいはじかげろふのあるかなきかにけぬる身なれば

拾遺集

あはれとも君だにいはゞこひわびてしなむ命もをしからなくに

あはれともいふべき人はおもほえでみのいたづらになりぬべきかな

こぬ人をしたにまちつゝ久がたの月をあはれといはぬよぞなき

これらのあはれといふことはあるも心に感じてあはれ／＼と歎ずるをあはれといふといへる也たとへば人をあはれといふは其人に感じて歎ずる也わが身をあはれといひ月をあはれといふもみな此意也又古今

よそにのみあはれとぞみし梅の花あかぬ色香はをりてなりけり

むらさきの一もとゆゑにむさし野の草はみながらあはれとぞみる

拾遺集

山里は雪ふりしきて道もなしけふこむ人をあはれとはみむ

月影をわがみにかふる物ならばおもはぬ人もあはれとやみむ

これらのあはれとみるも心にあはれと歎じてみる也また

彦麿云源氏横笛に深き夜の哀斗は聞わけとことより外にえやはいひける

これらあはれときくといへるも同じ心也又古今に

色よりもかこそあはれとおもほゆれたがそでふれし宿の梅ぞも

我のみやあはれとおもはむきり／＼すなくゆふかげのやまとなでしこ

たちかへりあはれとぞ思ふよそにても人に心をおきつしらなみ

あはれともうしとも物を思ふ時などかなみだのいとながるらむ

ちはやぶるうぢの橋守なれをしぞあはれとはおもふとしのへぬれば

拾遺集

身をつめば露をあはれとおもふかなあかつきごとにいかでおくらむ

これらにあはれとおもふこともあるも同じく心に感じて歎ずる義なりかくの如くあはれといふあはれとみるあはれときくあはれとおもふみな其物に心うごきて歎ずる事也さて又拾遺集に

おもひでもなきふるさとの山なれどかくれゆくはたあはれなりけり

年ごとにさきはかはれど梅の花あはれなるかはうせずぞ有ける

これらはかの家持卿の長哥にあはれと歎ぜらるゝ物をさしてあはれの鳥とよまれたる如くふるさとの山は心に感じてあはれと歎ぜらるゝといふ意又あはれなる香とはあはれと歎ぜらるゝ香といふ意也さて右の哥共によめるあはれはみな用の詞也それを體の詞にいへるもあり

後撰集

あたらよの月と花とをおなじくばあはれしれらむ人にみせばや

拾遺集

春はたゞ花のひとへにさくばかり物のあはれは秋ぞまされる

かやうに體にもいふ也さてかくの如く阿波禮といふ言葉はさま〳〵いひかたはかはりたれども其意はみな同じ事にて見る物聞事なすわざにふれて情の深く感ずる事をいふ也俗にはたゞ悲哀をのみあはれと心得たれ共さにあらずすべてうれし共おかし共かなし共恋し共情に感ずる事はみな阿波禮也されば おもしろき事おかしき事などをもあはれといへり物語文などにもあはれにおかしうあはれにうれしくなどとつゞけていへり伊勢物語に此男人の國より夜ごとにきつゝ笛をいとおもしろう吹て聲はおかしうてぞあはれにうたひけるとある笛を面白く吹てうたに聲のおかしきがあはれなる也蜻蛉日記につねはにくかるこゝちもあはれにうれしう覺ゆることかぎりなし是又心ゆきて嬉しき事にあはれといへりたゞし源氏其外の物語ぶみにはおかしきとあはれなるとを反對にしていへる事もすこしあれそれは類していふと殊し

新古今集
清原深養父
うれしくは忘るゝこともありなましつらきぞ長きかたみなりける
是うれしきは情の淺きゆゑ也

ていふこのかはり也總じていへばおかしきもあはれの中にこもれること右にいへるが如し別していへば人の情のさま〴〵に感く中におかしき事うれしき事などには感く事淺しかなしき事こひしき事などには感くこと深し故にその深く感ずるかたをとりわきてあはれといふ事ある也俗に悲哀をのみあはれといふもこの心ばへ也たとへばすべて木草の花はいかる中に櫻をとりわきて花といひて梅にも對するが如し源氏若菜卷に梅花を花のさかりにならべてみばやといへる是也又十二律といへば呂も其中にこもれ共わけていへば六律六呂と反對するに同しされば阿波禮といふ事を情の中の一つにしていふはとりわきていふ末の事也其本をいへばすべて人の情の事にふれて感くはみな阿波禮なり故に人の情の深く感ずべき事をすべて物のあはれとはいふ也さて其物のあはれをしるといひしらぬといふけぢめはたとへばめでたき花を見さやかなる月にむかひてあはれと情の感く則是物のあはれをしるなり是其月花のあはれなるおもむきを心にわきまへしる故に感ずる也そのあはれなる趣をわきまへしらぬ情はいかにめでたき花見てもさやかなる月にむかひても感くことなし是即物のあはれをしらぬ也月花のみにあらずすべて世中にありとある事にふれて其おもむき心ばへをわきまへしりてうれしかるべき事はうれしくおかしかるべき事はおかしくかなしかるべき事はかなしくこひしかるべき事はこひしくそれそれに情の感くが物のあはれをしる也それを何とも思はず情の感かぬが物のあはれをしらぬ也されば物のあはれしるを心ある人といひしらぬを心なき人といふなり西行法師の

心なき身にもあはれはしられけり鴫たつ澤の秋のゆふぐれ

此上句にてしるべし伊勢物語にいはくむかし男有けり女をとかくいふ事月日へにけり岩木にしあらねば心ぐるしとや思ひけむやう〳〵あはれと思ひけり蜻蛉日記に云くいふかひなき心だにかく思へばましてこと人はあはれとなく也これらにて物のあはれをしるといふ味をしるべし猶くはしく紫文要領にもいへりさて物のあはれをしるより哥の出來る事は古今集第十九ふる哥奉りし時の目錄の長哥貫之ちはやぶる神の御代より吳竹のよゝにも絕ずあま彥の音羽の山の春霞思ひ

源氏松風巻に云むかしの人もあはれと云ける浦露へたたりゆくまゝに云此哥にあはれといふ詞はなけれとも此浦の朝露のけしきに感して此哥をよめる本一説あはれといひけるとは書る也哥よむはあはれと云と同し意なるへし

みだれ五月雨の空もとゞろにさよふけて山時鳥なくごとに誰も寝覚て唐錦たつ田の山のもみぢ葉を見てのみ忍ぶ神な月しぐれ〳〵て冬の夜の庭もはたれにふる雪の猶きえかへり年毎に時につけつゝ阿波禮てふことをいひつゝ君をのみ千代にといはふ世の人の思ひするがのふじのねのもゆる思ひもあかずしてわかるゝなみだ藤衣おれる心もやちぐさの言のはごとに云々此卷なる長哥は貫之みづからよみおける哥といふ事にはあらず　序に　万葉集にいらぬふるき哥奉らしめ給ふとみゆる其古哥の目録の心也舊代よりよみ来れる四季戀雜のさま〳〵の哥はことごとく一つの物のいはれよりいできたることいふ意にて此長哥の目録の中に四季と戀雜との間に年ごとに時につけつゝあはれてふことをいひつゝといはれたる・其前後の四季戀雜の哥にいふ時につけつゝ物のあはれにふれてあはれ〳〵と歎じつゝいできたる哥ども也といふ義也其物のあはれの品々を目録によみたる長哥也伊勢物語第十八に云ある所にてすの前にかれこれ物語し侍りけるをきゝて内より女の聲にてあやしき物のあはれしりがほなる翁かなといふをきゝて貫之

あはれてふ言にしるしはなけれども　いはではえこそあらぬ物なれ

哥は物のあはれよりいでくる故に哥仙とある人をさして物のあはれしりがほなるといへることおもしろし（山家集戀の哥の中に西行かきみこふる心やすめのことくさはあはれ〳〵となげくばかりぞ）さて返哥にあはれてふことゝよまれたるは前にもいへる如く情に感じて歎息する詞也あはれ〳〵といひて歎じたればとて何の益もあらねども物のあはれに堪かねてはいはでもえあらぬ物でいへる也さて此詞書にあやしく物のあはれしりがほなるといへるは貫之なる事をしりて哥よみ顔なるといふ事をおぼめいていへる詞也返答も其意を得てよめい詞よみたりとて何の益もなけれど物のあはれに堪ぬ時にことまではあらはれぬ情でいへいふ下心也土佐日記にもあることもからおもふ事にたへぬ時のわざとか哥よむ事といへれ又みやこの思ひうれしきあまりに哥もあまりぞおほかるといへるも嬉しさのあまりに其情に堪ずしてよみ出る哥の多ほかりしと也さればこの思ふこの物のきはにて哥のあはれ也源氏物語螢巻にも哥は情をのぶといひてこそをかしきにもめでたき

にもあはれなるにもさま／＼の人のまづよみ給ふものなればこそいへるはあはれを取分て一つの情にしていへる事前にいふが如しすべていふ時はおかしきもめでたきもみな物のあはれ也これらをもて哥は物のあはれより出来る事をしるべし

問云 哥は物のあはれをしるよりいでくる事はうけ給はりぬ さて其物のあはれに堪ぬ時はいかなる故にて哥はいでくるぞや　答云 哥よむは物のあはれにたへぬ時のわざ也物のあはれにたへぬとはまづ物のあはれなる事にふれてもあはれをしらぬ人はあはれとも思はずあはれともおもはねば哥もいでこずたとへばおどろ／＼しう神なりさわげども耳しひたる人はきこえねばなるともおもはずなるともおもはねばおそろしとも思はぬが如ししかるに物のあはれをしる人はあはれなる事にふれてはおもはじとすれどもあはれとおもはれてやみがたし耳よく聞人はおそれじとすれどもおそろしく鳴神を思ふが如しさてさやうにせむかたなく物のあはれなる事ふかき時はさてやみなむとすれども心のうちにこめてはやみがたくしのびがたしこれを物のあはれにたへぬとはいふ也さてさやうに堪がたき時はおのづから其おもひあまる事を言のはにいひいづる物也かくの如くあはれにたへずしておのづからほころび出ることばゝ必長く延きてあやある物也これやがて哥也なげく／＼ながむるなどいふも此時の事也【此事下にいふへし】さてかく詞にあやをなし聲を長く引ていひ出ればあはれ／＼とおもひむすぼゝれたる情のはるゝ物也これいはむとせざれども自然にいはるゝ物也あはれにたへぬ時はいはじとしのべどもおのづから其おもむきのいはるゝ物也まへに貫之ぬしのいはではえこそあらぬ物なれとよまれたるが如しされはあはれにたへぬ時は必覺えず自然と哥はよみ出らるゝ物也

問云 たへがたき時に其思ふすぢを覺えずいひ出るはさることなるべしそれはたゞの詞にても有ぬべき事なるを聲を長くし詞にあやをなすとは心得がたし此義いかゞ　答云 今の人の心にては此疑さる事なりすべて万の事其本をたづねてよく／＼そのあぢはひを考べし末の心をもて見ればうたがはしき事多き物なれば其本の心になりてあぢはふべしまづ哥といふ物のおこる所は右の如しそれをたゞの詞にいはずして聲を長くし詞にあやをなすこともたくみて然するにはあらずたへがたき事をいひ出るはおのづから

神代紀に天照大御神天岩戸をさしてこもり給へる時に兒屋命廣ク厚き稱辭して新る給へ神聞之曰頃者人雖多請未有若此言之麗美者也乃開而窺云これをもて詞の音の美を感し給ふる事をしるへし源氏若菜下巻に明

詞にあや有て長くひかるゝ物なりそれをたゞの詞にいふはあはれの淺き時の事也深き時は自然とあや有て長くいはるゝ也深きあはれはたゞの詞にいひてはあきたらず同じ一言も長くあやをなしていへば心はるゝ事こよなしたゞの詞にてはいかほど長くこまノ\といひてもいひつくされぬ深き情も詞にあやをなして長くうたへば其詞のあや聲のあやによりて情の深さもあらはるゝ物也されば其詞はほどよくあや有て長き所に無量無窮の深きあはれはこもりて有物也されを聞人もたゞの詞にていふをきゝてはいか程あはれなるすぢをきゝても感ずる事淺しされを詞にあやなし聲を長くしてうたふ時はきく人のあはれと感ずる事こよなく深しこれみな哥の自然の妙也おに神のあはれと思ふ所もこゝにあるなりかやうにいひても猶精違ざることもなくして心得がたく思ふ人有べし今目にちかく有事を引ていはゞ今人せちに物のかなしき事有一事かたからむに其かなしき筋をつぶノ\といひつゞけても猶たへがたきのやむべくもあらず又ひたぶるにかなしノ\とたゞの詞にいひ出ても猶かなしさの忍びがたくたへがたき時は覺えずしらず聲をさゝげてあらかなしやなうノ\と長くよばゝりてむねにせまるかなしさをはらす其時の詞はおのづからほどよくあや有て其聲長くうたふに似たる事有物也是則哥のかたち也たゞの詞とは必異なる物にして其自然の詞のあや聲の長き所にそこひなきあはれはあらはるゝ也かくの如く物のあはれにたへぬところよりほころび出ておのづからあやある詞が哥の根本にして眞の哥也さて右のやうに覺えずしらずほころび出るにはあらでよまむとおもひてよみ出る事もあれどそれも本は物のあはれにたへぬ時のわざ也其故はふかく物のあはれなること有て心のうちにこめしのびがたき時にたゞの詞にいひ出ては猶心のなぐさめ其れはれなる趣を詞にあやをなし程よくつゞけて聲長くうたへばこよなくなぐさむもの也千言万語にもつくしがたく深き情もわづかに一句の詞一言にてはにあらはるゝ事は哥の妙也さて又右の如くあはれにたへぬ時にさやうにしてよむ哥あはれいつくしがたくれみとせ出す時は耳にふるゝ風の音蟲のねに至てこれをかぐ或は目にふるゝ花の匂ひ雪の色にもたへでは まうたふ事あり古今序に心に思ふ事を見る物きく物につけていひ出すとあるは是也ありのまゝをいひてはいひつくされ

石入道の顯文の事を云く、たはしりかきたるおもむきのまえさこしくはかはかしく佛神も聞いれ玉ふへきことのはあきらか也なとこれも言葉にめて給ふよし也

彦麿云古今集に貫之忍れと戀しき時はあしひきの山より月の出てこそくれ黑主思ひ出て戀しき時は

すあらはしがたき物のあはれもさやうにみる物きく物につけていへはこよなく深き情もあらはれやすき物也さて其例は

託てうたふといふは神武天皇の大御哥に

みつ／＼し久米のこらが垣下（カキモト）に植しはじかみ（薑）口ひゞく我はわすれずうちてしやまむ

これは長髄彥をうち給ふ時の事也これよりさきに孔舍衛坂といふ所にて戰ひ給ひし時に御兄五瀨命なかれ矢に中られて神さり給ひし事を天皇深くうらみいきどほりて今にわすれ給はぬといふ事を薑をくひて辛味のうせがたく口にのこりてひゞらくにたとへてよませ給へる也さて後にいたりては古今集に

音にのみきくのしら露よるはおきてひるは思ひにあへずけぬべし

物に託ておもふ心をのぶる事此たぐひむかしも今もかぞふるにたへずおほかり又ひとつのやうあり物のあはれにたへぬ時それをあらはにいひてもさはる所有ていひ出かたきを物に託していふことあり伊須氣余理比賣命の御哥に

さゐ川よ雲たちわたりうねび山木の葉さやぎぬ風ふかむとす

うねひ山ひるは雲とゐゆふされば風ふかむとぞ木の葉さやげる

此ふた哥は神武天皇崩じ給ひし時に手研耳命の弟皇子たちを殺さむと謀り給ふ事を皇子たちの御母后にてかなしび給ひて此事をしらせむために風雲に託てかくうたひ給へる也さて皇子たち此御哥を聞知て其よういし給へりこそ手研耳は異母の皇子也けりくはしくは古事記にみえたり此外も多し又後々も猶此たぐひ多しこれら皆見る物きく物につけて物のあはれをいひのぶるなりさて此たぐひはことさらに其物をひきよせてよめるやうに聞ゆれども本をたづぬればさにあらずすべて心に深くおもふ事ある時は目にふれ耳にふるゝ物ことごとく其すぢに思ひよそへられてあはれなる物なればやがてゝ其物に託ていひいだす哥なれば　是又自然の事にして本はたくみたる事にはあらず　さて又哥といふ物は物のあはれにたへぬ時よみいでゝおのづから心をのぶるのみにもあらずいたりてあはれの深き時はみづからよみ出たるばかりにては猶

初雁い鳴てわたると人しならめやるとあるはこの心にかなへり貫之の哥の月の黑主の哥の初雁のともに此の文字はの如ゝといふ意ゝにてたゝに見共物を見聞てれ身にたくへニよめる也

慈鎮大僧正集
うれしかなし我思ふ事を誰にいひてさはさかとたに人にしられむ

心ゆかずあきたらねば人にきかせてなぐさむ物也人のこれを聞てあはれと思ふ時にいたく心のはるゝ物也是又自然の事也たとへば今人せちに思ひて心のうちにこめ忍びがたき事あらむに其事をひとり言につぶ〳〵といひつゞけても心のはれぬ物なればそれを人に語て聞すればやゝ心のはるゝ物也さて其きく人もげにと思ひてあはれがればいよ〳〵こなたの心ははるゝ物也さればすべて心にふかく感ずる事は人にいひきかせではやみがたき物也あるひはめづらかなる事おそろしきことおかしき事などを見聞て心に感ずる時は必人にもいひきかせまほしくて心にこめがたしさていひきかせたりとても人にも我にも何の益もあらねどもいはではやみがたきは自然の事にして哥も此心ばへある物なれば人に聞する所もつとも哥の本義にして假令の事にあらず此ことわりをわきまへぬ人はたゞわが思ふ事をよくもあしくも有のまゝにいふこそ實の哥なれ人の聞所にかゝはるは眞實の哥にあらずといふ是ひとわたりはげにと聞ゆれ共哥といふ物の眞の義をしらぬ也 かの愚問賢註の首の問答にいへる所は末の事なれ共 猶其源をたづぬるにも哥といふ物は人の聞てあはれとおもふ所が大事なれば其詞にあやをなし聲を程よく長めてうたふが哥の本然にして神代よりしかある事也是を聞人あはれとおもへばこなたの心もはるゝ事こよなしきく人あはれと思はざればこなたの心のぶる事すくなし是自然の事也今世中にある事に引あてゝ心得べし 心にあまる事を人にいひきかせても其人あはれともおもはざれば何のかひなしあはれときかるればこそ心はなぐさむわざなれされば哥は人のきゝてあはれと思ふ所が緊要也此故に神代の哥とても思ふ心のありのまゝにはよまず必ことばをあやなして聲おかしくあはれにうたへる物也妻といはむとてはまづ若草のといひ夜といはむとてはぬば玉のとうち出るたぐひなどみな詞をあやにして詞をほどよくとゝのへむためならずや後には

敷嶋 やまとにはあらぬからごろもころもへずしてあふよしもがな

みかのはらわきてながるゝいづみ川いつみきとてかこひしかるらむ

よそにのみ見てややみなむかづらきやたかまの山の峯のしら雲

これらおもふ心をはたゞ二句にいひてのこり三句はみな詞のあや也されば、いらぬ物のやうにおもふ人有べけれど無用の詞のあやによりて二句のあはれがこよなく深くなる也万葉集に此たぐひこゝに多しすべてたゞのことばと哥とのかはりはこれ也たゞの詞は其意をつぶ〳〵といひつゞけてことわりはこまかに聞ゆれども猶いふにいはれぬ情のあはれは哥ならではのべがたし其いふにいはれぬあはれの深きところの哥にのべあらはさるゝは何ゆゑぞといふに詞にあやをなす故也其あやによりてかぎりなきあはれもあらはるゝ也さて其哥といふ物はたゞの詞のやうに事の意をくはしくつまびらかにいひのぶる物にはあらず又其詞に深き義理のこもりたるにもあらずたゞ心にあはれとおもふ事をふといひ出てうち聞たるまでのわざなれども其中にそこひもなくかぎりもなきあはれのふくむ事は詞にあやある故也　　又問云歌の字の義ならびに和訓に于多（ウタ）といふ意はいかゞ　答云とはるゝ所大にことわりにそむけり其故はまづはじめに哥の字の義をとひ又于多（ウタ）を和訓といはるゝ事甚いはれなき事也于多（ウタ）は神代よりいふ古言也歌の字ははるかに後に人の國より來れる物也されば于多といふ言に歌の字を借用るまでの事なれば于多（ウタ）といふ詞の意だにもしりなば歌の字の義はしらずとも有なむ物を歌の字の義を先にとはるゝ事いはれず又和訓といふ名目は人の國の書籍文字につきていふ事にてこそこゝのことをいふ時に古言を訓といふべきことわりなし于多（ウタ）は神代よりいひ來れる詞にてこそあれいかでか歌の字の訓ならむすべて此方の詞を和訓といふはあたらぬ事也　于多といふが主にて歌の字は僕從なり　すべてよろづみな此意にて言を主とし文字を僕從としてみるべき事也よく〳〵事の本と末とをわきまふべきこと也わきて哥の道におきては今にいたるまで神代よりいひ來れるふる言をたふとむ事なれば何事も詞の意をよく〳〵考ふべし文字は全く假の物にて其義をふかくいふにもおよぶまじき事也然るに人みな此ことわりをわきまへず文字を主として古言をば假の物のやうに心えてよろづをいふ故にひがこと多しかの和訓といふ名目も此故にもちひあやまれる也これかりそめの事に似たれ共學問の大なる害となることおほき故に今くはしく辨ずる也さればまづ于多（ウタ）といふ言の義をいふべき事也于多（ウタ）は于多布（ウタフ）の體なり于多布（ウタフ）は于多（ウタ）い

體井ヤハ
體なり日

本紀に井ヤフと訓す是用なり

用也すべて一つの言を體と用とにいふたぐひ多しそれに二つの分あり一つには體の言の下にはたらく言を加へて用とし省きて體とす たとへば宿といふは體也 それに留を加へて耶杼留といふは用也此留は良利留禮とはたらきてやどらむともやどりて其やどれともいふ也 又は體都加叙は用にて是又奈爾などはたらく事上に同じ[illegible]奈爾伎と淤邪布などのたぐひみな同じ又味と阿遅波比と曾毛奈布幣と麻比奈布のたぐひは體の下に二言を加へて用となり下の一言にてはたらく也すちは于多波奈于多比なとゝ用の時は下の一言波比布倍とはたらき其一言をはぶきて體になる也さて二つには下のはたらく言をやがて體にしたる也 たとへば思といふ言は用にて於毛波布於毛比於毛布於毛倍とはたらくを於毛比といひて體にもなる也其時用にいふ於毛比と體にいふ於毛比とは其こゑ音かはるなり[illegible]ル祭ル渡ル趣ク歎ク施ス勝ツ裝フ畳ムなどのたぐひ同じ格にて下の一言を[illegible]用比美理などの第二の音にして體になる事思に同じ今の世に歌といふ詞は此格にて宇多布を比といひて體になしたる詞也意は于多といふに同じ其例は上[illegible]へと耶杼留といふ用の詞耶杼とも耶杼理とも體にいふが如し又[illegible]ご第四の音にて體になる有[illegible]へば用にて佐加延などいふもはたらくを佐加延といひて體にもなる也 助 序 [illegible] 数 など皆同格也かやうに體にも用にもいふ言どもは本は體の言なるを後にはたらかして用の言になしたるか又用の言を體になしたるかその本はわきまへがたしあるひは上つ代には用の詞のみ多くて體の言はすくなしされば體用の言はみな本は用の言なるを後に體にもいふ也これもさる事なれど詞によるべしよりて按ずるに上にあぐる二種のうち下のはたらく言をやがて體になして助とも助ともいふやうなるは用の言が本なるべきか又帷束のたぐひは體が本にしてそれに言を加へて用にもいふなるべし古語をよく考るにしかおもはるゝこと有也されば于多と于多布といづれか本ともたしかには定めがたけれど宇多[illegible]には下の[illegible]といふが本にてそれに言をくはへて于多布とも[illegible]于多比とも[illegible]用の言にもいよにはいはれ[illegible]用にいへる事は古事記[illegible]内宿禰の哥に宇多比都々[illegible]といふ詞あり日本紀には此哥見えたる體に于

多といへる事は神武天皇紀に謠此云宇多預瀰とあり古語也されど是は地の詞にて後よりもいふべければたしかに其時の詞とはいはれず此外に宇多といへる事見あたらずとまれかくまれ深く考へずともありぬべしたゞ宇多は宇多布の體宇多布は宇多の用と心得てありなむさて宇多を宇多布と體用かさねていふも常の事也是は後の事なるべしさて宇多といひ宇多布といふ言の意は一說にうつたふる也心のうちに思ふ事を告訴る意也といふ今按ずるに常にはうつたふといへども刑部省を和名抄に宇多倍多々須都加佐とあれば宇多布留が本語にて宇都多布といふは俗語也されば宇多布と宇多布留と同じ意もあるべければかれも一說には備ふべし此外いふべきといまだ考へず推古天皇紀蘇我馬子大臣の哥に宇多豆紀麻都流といふ言もあり　問云　歌字の義はいかゞ　答云　さきにいへるごとく字義は考るにたらぬ事也　問云　宇多に歌字を用るはいかなる故ぞや　答云　かやうにこそとはるべき事なれ宇多に歌字かくゆゑはまづ宇多と詩とこゝろばへ本同じ物也【此事後にいふべし】されば宇多は此方の詩也万葉集第十七に倭詩といへる所あり又長哥を二上山賦立山賦などゝいひ短哥を並一絶並二絶短歌一絶などゝもかけり又第十九にも宇多を詩とかける所ありたゞし是は詩字を寫し誤れるにても有べし又續日本後紀にも詩といへる事ありさて詩はもろこしの宇多也この故に古今序には加羅能宇多といひ土佐日記には加羅宇多といひ源氏物語桐壺巻には毛呂許斯能宇多といへりしかれば宇多には詩字を書べき事なるに是をおきて歌字をかく事はいかにといふに尚書舜典に詩言志歌永言とあるは詩と歌と二つあるにあらず歌とは即詩を長くうたふ事也故禮樂記に詩言其志也歌詠其聲也といひまた歌之爲言也長言之也といひ說文には詠也と註し漢書藝文志にも詠其聲謂之哥とも有しかども歌字は用にのみいひてうたふ事也歌といふ物はなかりし也されどもそのうたふ言をさして則歌ともいひて體にもいふ事にて文選にも載せて歌といふ物も有也たゞしそれも體の別にあるにはあらず詩と同じ事也さて後世にいたりても歌字は體にも用にももちふる也體に哥といふ物を按ずるにその大抵をいはゞ正しく詩にはあらねども詩に似てうたふ物のたぐひをすべて歌といふ也さて詩字は古より後世にいたる迄體にのみもちひて

續日本紀第三十歌垣の事をいへる所に哥二首をのせて其次に云く其餘四首並是古詩云々この詩字は詩字の寫誤なり

彥曆云說文に引其聲其詠之也

詩に搖云作歌

用にもちふる事なし歌字は右の如く體にも用にも通用して字義も聲を長くしてうたふ意なれば此方の于多布といひ于多といふ言の意も體用にいふ所もよく相かなへる故に歌字を用る也又此方にてももろこしの書籍をつねに學び詩をも作れる故に于多に詩字を用ひたるは詩ことさらはしくもあれば歌字を用る事かれこれいはれたる事也　問云釋名に人聲曰歌歌柯也以聲吟咏有上下如草木有柯葉也とあり此方の于多も此義なりや　答云あらず是は歌字の音につきていへる説なり文字の音を此方の言にあつかる事さらになし于多といふ言につきてこそ義理は註すべき事なれ歌字の音につきたる義をもて于多の義とせむ事大にいはれぬ事也それも于多と歌字とは義理よく相かなひたれば歌字の義にかなへる事ならば于多の義にもおのづからかなふまじき物にもあらねど柯の柯也といふ説は歌字の義にもかなはず牽強の説也されば まして此方の于多にはさらにあたらぬ事也すべて是のみならず字音によりていへる字義は誤たる事おほし信ずべからずまして此方の言を解するに文字の註ばかりを見て心得るは大なるひがこと也言の意と文字の意と相かなはざるもいとおほき故に文字の義を考ふべしそれも言の意だにもあきらかならば文字は皆借物なれば深くいふべき事にもあらずしかるに文字の義理のみをくはしくいひてそれを此方の言の義とするははなはだ誤也　問云神武天皇紀に謌此云之日高丸云字多謌とあり謌字も于多にあたるか　答云歌謌といひて大かた歌も謌も同じ事也たゞし詩經の毛傳の中の詩に孔穎達が疏に謌といふ言あり是は有章曲曰歌無章曲曰謠と有又說文にも謠徒歌也といへり分ていふときはかくの如くなれども總に謠字をかけるは歌字と差別あるにあらずこれ故に古謠といへる于多を是謠と歌と今案也　孔歌言ふことあれば正しき歌也　問云謌哥なとは歌字と差別あるや　答云みな同じ事也　又問云詠と詠哥といひ詠ずるといひ又詠字を歌詠言などいへる是この義いかゞ　答云于多余牟といふは于多の後の事なるべし其故は于多を于多の叫詞なれば根本の詞にはたゞ于多布といふべしこの故に古事記に哥を載るとて歌曰とかけるを上の文章のつゞき様于多比弖伊波久とよむべき所おほしこれ古語には于多布といへる故にそのまゝに書る物なるべし

余牟といふ事はやゝ後の事なるべし　たゞし神武天皇紀に宇多預離といふ言あり　たゞし是は後よりいへる言なるべければ二しかに其時の言とは定めがたけれど紀の出来たるより以前の古語にては有也　しかるに余牟とはなくて預離とある預離は下によみつゞけたための（は）たらく詞にはあらで體語と聞ゆる也　故に天子を余美志天能多賀波久とよませたり　後には枕草子にもうたよみしておこせたるといふ事二所あり　今も女わらへの詞にもいふ也　さてその于多余美といふと本うたをよむといふことゝある故の詞なるべければ余牟といふもいと古き言とみえたり　于多布といひては古き哥を吟詠にもまずるゝ事あれば今あらたに製作する事をば余牟といひて新古をわきまふるためにても有べし　すべて余牟といふ言の意を按ずるにまづ書をよむ經をよむなどいふ常の事なれどこれらは書籍わたりて後の事也　もとはあるひは歌にもあれ祝詞のたぐひにもあれ本より定まりてある所の辭を今まねびて口にいふを余牟といふ　それに聲を長めてうたふをば余牟とはいはず　たゞよみにつぶ／＼とまねびいふをしかいふ也　後の世に經を誦陀羅尼を誦と同じ事なりき　後に書籍わたりてはそれにおかひて文の詞をまねびいふをも同じく余牟といふ也　さて又物の數をかぞふるをも余牟といふ事古語也　古事記上巻稲羽之素菟の故事をかける所に見えたり　神代の事也　則讀字をかけりこれ字義にかゝはらずして古語のまゝにかける也　万葉集にも月日余美都々なとよめる事多し　又第四巻に月日乎數而　第十一に打鳴皷數見者なともあり　哥物語にもおほし　今の俗語にもいふ事也　されば本定まりてある辭を口にまねびていひつらぬるも物の數をかぞふるに似たればその意同じ事也　是につきて哥を始て製作するを余牟といふに二つの義有べし　一つにはまづ余牟といふはもと右にいへる如く定りてある詞をたゞことばにつぶ／＼とまねびいふ事也　されば古き哥をも後にうたはずしてたゞよみにつぶ／＼とまねびいふをば余牟といへるなるべし　古事記に此二歌者讀歌也といへる事有　これはすべて哥を載て次にあるひは夷振也宮人振也宇岐歌也などゝあるはみな後世に遺りて奏につきてなづける目也　讀歌也とあるは此哥は他の哥のやうにうたはずして後世迄たゞよみによむ哥なる故にかく稱ぜしなるべし　されば始てあらたに製作したる哥をもうたはずしてたゞよみによみ聞せた

後拾遺集巻三十俳諧哥に橋季道みちの國に下りて武隈の松を哥によみて侍りけるに二木の松を人とははみきとこたへ

おなとよみて侍りけるをつてに聞てよみ侍りける
術正曾覺武良の歌の二木をへきといこはよくとめるにけめらはなる一し此下句是を余事と歌とすことを歌にしたる也

万葉第十五に贈歌一首又贈二相歌一

日本後紀第八にも作歌といふ事あり

る事もおほくありけらしそれかなならひになりておのつから製作することをも余牟といふやうになりけるなるべし字を作
といひては古歌を吟詠にまかふ事もあり又かならずしもうたはぬ事も多かればすへて歌にもたゞことにもあらぬ製作
するをば余牟といふ事にはなれるなるべし〔一〕の義は歌は心にあはれと思ふ事共をいひつらぬることは物をかぞふる
と同じ意にて余牟とはいふ也もろこしにて詩を作る事を賦するといふに此義かなへり釋名云賦敷也敷二布其義一謂二之賦一とこれ
物をかぞふるを余牟といふと其義同じこの故に此方にて歌を六くさにわかてる中に加叙帯手をといへるを詩の六義の中
の賦にあてたりよく〳〵漢書に班固かいはく不歌而誦曰賦とこれ又余牟といふにかなへり説文云賦者斂也古とこ
れ又此方にて新歌を始て製作するをも古歌をたゞよみによむをも共に余牟といふに全くかなへり雄略天皇紀に謂二[illegible]一
日倭[illegible]采二讃[illegible]歌賦之二相臣能歌詠者これすなはち賦字を余牟と訓せり万葉第二十に賦二事歌一とかける所あれは
たしこれらは其字の義のかなへる故にかくかけるにはあらず只賦詩といふに本づきてかける也さて右の義のう
ち彼の義はおのづから賦字の意と相かなひたるはさる事なれ共上古のよのやう事の心をつら〳〵思ふに初の義とさる
べき也さてすべて余牟といふ言に誦詠などの字を用ふるなり誦字は大方書紀にならひて余牟とこに古字也誦は同義
宮大同案山誦とある詞に作二文曰一誦二大殿祭之日一誦といへるも此方の余牟といふにかなへり故に物語文などにも歌
を誦すといふ事をもしたゞし古歌をよみあぐる事也あらたによむ事にはかなはずあらたに製作するをも是をよ
むといふには賦字よくかなへる事右にいへるが如し日本紀にも余牟と訓じたる所あればいよ〳〵さる事也さて古
に歌を製作するを余牟といふに詠字を用るはあたらぬ事也此字の義は下にくはしくいふべし又古事記に作二御歌一とい
日本紀にも作歌などこそあるれ三代實録などにも作とかき万葉にもみな作とかけりこれらはみなよむとこしに作とい
になりけてかける也大方漢文にかける物にはみな作とある也万葉も詞書はみな漢文なればしか書る也古事記に歌を詠と書
といふ事は聞つゝはあの作字もみな余牟と訓すべき事也神代紀に詠歌之神武天皇紀に為御謡之としるしたる字をつけるゝ

うつほ物語藤原君巻【四十一丁】に哥一首よむといふ事を比登都々久里天とあり

みな倭字多余牟と訓じたるになぞらへて作字も余牟といふべし都久留といふ事はやゝ後の言也顯宗天皇紀に詞人に于多都久留比登と訓じたるは作歌といふ字をみてそれによりて後の人のしたる訓なるべし古言にあらじ是は于多比登と于多余美比登とか訓ずべしすべて都久留といふ言は體のある物にいふ言也哥は口にいひて其聲のみ有て形なき物なれば都久留とは云べからずすべて此方の言ともろこしの言と全く同じき事もあり又かはる事も有也もろこしにて作字は形有物を作るにも詩文などを作るにもわたる字也こゝにて都久留の言は哥などやうの事にはわたらず是文字の義と言の義と分別ある所也　問云新哥を製作するを余牟といふ故は聞えたり古き哥を今よむとはいかゞ　答云まへにもいへる如く余牟といふ言はもとより定まりてある詞を今まねびいふ事也されば人のよみおきたる哥を今まねびいふをも又余牟といふ也枕草子におかしと思ひし哥などをさうしに書置たるにげすのうちうたひたるこそこゝろうけれとあるはよむかしとある是也さて于多布は聲を長くしてうたふ事なれば余牟は聲を長くせずしてたゞ詞のやうにつぶ／＼とよみあぐる事也万葉集第八に右二首若宮年魚麿誦レ之第十六に誦二此歌一又第廿に右一首左大臣讀レ之主人大原今城傳讀などゝあるみな古哥をよみあぐる事也　問云詠ずるといふはいかゞ　答云詠字は聲を長くしてうたふ事なりまへにひける尚書の舜典に歌永レ言とある永字則咏詠に通じて歌字と同じ意也この故に説文に詠歌也また歌詠也とたがひに註せりされば此字を奈我牟流とも于多布ともよませて古哥にても新哥にても聲長くうたふ事也然るに後世にいたりて余牟といふに此字を用ひて哥を製作する事とするは字義かなはずたゞし哥は于多布といふが根本の稱呼なれば詠字かきて于多布と訓ぜばあらたに製作するにも用ふべし余牟といふに此字はあたらずされど中古以來おしなべて此字を余牟といふに用る事になれりいにしへはたゞ聲を長くしてうたふ事にのみもちひたり古事記に云此歌者國主等獻二大贄一之時恒至二于今一詠レ之歌者也日本紀崇神天皇紀に乃重詠二先歌一などゝ有万葉第十六にあさか山の哥を載たる所に詠二此歌一とあるはあらたによめる哥なれどもそれを則うたひたるといふ事を詠とかけるなり哥はもとうたふ物なれば新に製作するをも詠とかくは

爲詠歌といふ事古事記中巻にみゆこれも宇多豫瀰須流とよむへきなり

夫木集十二建長八年百首哥合　光俊朝臣　月のよの

うたふ義にてかく也それを奈牟と訓ずる事はふるくはみえず又万葉第七第十に詠レ天詠レ月詠レ鳥詠レ霞などいふ事おほし是はうたひたるといふにはあらず詩に詠物とて草木禽獸其外何にても詠レ某といふ事あるにならひてかけゝる物也されど是は詩のひとつのやうにしておしなべていふ事にはあらずよりて万葉にも詠物にのみ書てなべての事にあらず詠レ懷詠述懷などゝいふことはなき也とにかくに哥をよむといふにすべて詠字を用るはすこしあたらぬ事也同じ事ながら詠哥といふはよき也是は二字共に于多布といふ意にて哥を製作することの様本の義にかなへりされど後世にはあしく心得て詠歌二字を哥をよむといふ義とおもふはたがへりもろこしにも詠歌すといひて二字ともにうたふ事也故に歌詠ともいふ也　問云　奈我牟流(ナガムル)と宇多布(ウタフ)と差別ありや　答云　大かた同じ事なれどくはしく分ていはゞ奈我牟流(ナガムル)とは聲を長く引ていふ事をすべていふ也于多布とは其ながむる音の中にてほどよく調ひあやあるをいふ也されば すべて聲を長く引ていふはみな奈我牟流也其聲にあやをなしてほどよくながむるが于多布也故に于多布をも通じて奈我牟流といへどもこはおほし奈我牟流をすべて于多布とはいひがたき事多しより文字も詠字は奈我牟流にも于多布にも用ひ歌字は于多布にのみ用て奈我牟流には用ひずもろこしにても此こゝろばへにて歌字と詠字と用ひかたに差別ある故也猶後にくはしくいふべし　問云　奈我牟流とは物思ひしてなげく事又物をつく〴〵と見る事にこそ常にはいへ聲を長くひく事とはいかゞ　答云　すべて二の詞の後にはさま〴〵に意かはりてあらぬ事にも轉じ用る事多し奈我牟流の言も其定にて後にはさま〴〵の意に轉れる也其よしをくはしくいはゞまづ奈我牟流は長くする義也廣くするを比呂牟流(ヒロムル)といひ加多久流を加多牟流といふ格也されば奈我牟流はもと聲を長くする事也住吉物語に人ならばとふべき物をとうちながめて云々又たづねてもきくらなきの住のえにたれまつ風のたえず吹らむとうちながむるをきけば云々枕草子にもながやかにうちながめて云々源氏におくより人よの寒て几帳のもとなる人にたゞうらぶる哥をはゝこまみかけとこそすゝめくなれば云々ふをかのごとくのはさらに〴〵とわらひあひけるに云々などいへるは中ごろになりても猶其意也人の言の葉にあ

暮もほそめこ怨あけて心をやれるうたたかめおな

万葉第二
夜者裳氣衝明之嘆友云々
又第十三
吾嘆八尺之嘆
彦麿云
万十四
つくはねのねろに霞ゐ過かてにいきつく君をいねてやらさね
沖にすもをかものもころやさか鳥いきつく妹を置てきにかも
あちのす

らす蜻蛉日記にはなしはなれたる谷のかたよりいとうらわかき聲にはるかになかめなきたなりと鹿の聲をもいへりこれみな聲をながくする事也さて又物思ひしてなげくことを奈我牟流といへることも哥にも物語ぶみにもおほしこれは奈宜久といふ言と同じ事也其故は奈宜伎(ナゲキ)は長息(ナガイキ)といふ事也これを奈宜久ともはたらかしていふ事は息と生と同じ言也生と死は一つの息によりて分るゝ物にて息すれば生也せねば死也されば生は息するといふ意にて本は息と生と同じ言なれば息も以久ともはたらく言也されば其息を長くするを奈我以久(ナガイク)といひそれをつゞめて奈宜久(ナゲク)ともいふなれば奈宜久はながいきするといふ事也万葉集に長氣所念鴨(ナガケニオモホユルカモ)などゝよめる事數しらず　さて何故に息を長くするぞといふにすべて情に感じ深く思ふ事あれば必長き息をつく俗に是を多賣伊幾都久(タメイキツク)といふ漢文にも長大息などゝいへりその長く息をつくによりてむすぼゝれたる心のはるゝ故に心に深く感ずる事あればおのづから長息はする也万葉第八に波のうへゆみゆる小嶋の雲がくれあな氣衝之(イキヅカシ)あひわかれゆけばとよめる氣衝之は即なげかはしといはんが如し　此外なげきいきつきなども多くよめりこれらをもて奈宜久は長息するといふ事をしるべしされば息を長くする事なれば奈宜久をも奈我牟流ともいふ也さて心に深く感(アハレ)と思ふ事あれば必長息をする故に　其意より轉じて物に感ずる事をやがて奈宜久とも奈我牟流ともいふ也との故に奈宜久といふ詞はすべて情の感ずる事にはうれしきをもおもしろきをもたのしきをもみないふ言也然るに後にはうれはしくかなしき事にのみいふは深く感ずる情の一つをとり分ていふ也奈我牟流も其定也さて奈宜久には歎字をかく字書に歎吟也とも太息也とも註し常に歎息といふ此方の奈宜久によくかなへり又稱歎とも歎美ともつゞけいひて此字の義もかなしき事のみにはかぎらぬ也さて右の如く情に深く感(アハレ)と思ふ事ある時は必長き息をつく是則奈宜久也奈我牟流也其時は息のみにもあらず聲に出てもながむる物なり阿那阿夜阿々阿波禮(アナアヤアヽアハレ)などゝいふ言はみな此長息と共に出る言にて其情感の深きにしたがひておのづから其聲長く出る物也これ又則奈我牟流(ナガムル)也源氏漂渚巻にあはれとなかやかにひとりごち給ふとある是もあはれといふ詞をながめていふ也　古今の長哥にもあはれ〳〵となげきあまりとよめる是も長息と共に

なすとの入江の隈沼のあたいきつかしみすひさにして

古事記景行天皇段に長眼といふ事有

古今六帖
めをさめてひまより月をながむれはおもかけにのみ君はみえつる

新勅撰集
[illegible]
物思ふに月みる事はたえねどもながめてのみ

阿波禮といふ詞のいはれ也さてかく長息をあはれ〳〵とながめても猶あかぬ時は其情に感ずるまゝをうち長めていひつゞくる其詞の程よくとゝのひてあやある是則于多也于多也【此事前にもくはしく云り】詩序に情動於中而形於言言之不足故嗟歎之嗟歎之不足故永歌之といへるもすこしも同じこゝろばへ也息を長くするも阿波禮なごといふ言の長くいふも于多を作るもみな通じて奈我牟流といふ是みな物のあはれにたへぬ時のわざなれば其あはれの深き事をさしていふさてそれをも奈我牟流といへるが如し　問云　物をつく〳〵とみるを奈我牟流といふはいかなる故ぞ

答云　奈我牟流はもと聲を長くする事にてそれより轉りて物おもふ事にも云なる事まへにくはしくいへるが如し　三代集の頃迄も猶此意也物語文などにも多くはこの二つの意にのみ用ひてみる事にいへるはまれ也然るを千載新古今のころよりしてもはら物を見る事にのみいへるは又其意を一轉せる物也　彦[illegible]云千載集に時鳥鳴つる方をながむれば云々とあるは聲を長くするより轉してはるかに遠く見放る事にもなりたるなるべし　それにつきて二つの今按有一つにはまづ物思ふ時は常よりもみる物ごとに物に心のとまりてふと見出す雲霞木草にも目のつきてつく〳〵とみらるゝ物なればかの物思ふ事を奈我牟流といふよりして其時につく〳〵と物をみるをもやがて奈我牟流といへるより後には必しも物おもはねどもたゞ物をつく〳〵みるをもしかいふ事にはなれるなるべしされば中頃は物思ふ事とみる事とをかねていへるやうに聞ゆる歌は詞にも多しこれ物思ふ時は必物をつく〳〵とみる物故也蜻蛉日記にもみちをながめおもふに又かゝる事つきせずながむる程になどいへるはまさしくなげくといふに同じくして物思ふ事也又同日記に

かひなくて年へにけりとながむればたもとも花の色にこそしめ

源氏手習卷に

山のはにいるまで月をながめみむねやの板間もしるしありやと

これらは二かたをかねたるやうに聞ゆる也此たぐひ猶多し今一つには三代集の頃の歌にも詞にも物思ひなげく事を奈我

もあかし
つる哉
これみる
となかむ
るとたし
かにわか
れたり

弁流といへるが物をみる事のやうにも聞えてまぎらはしきがおほかるゆ誤て物をみる事ぞと心得て後には其意に用る事になれる也さればむかしの哥に物思ふ事によめるをみる事と心得る事今もおほし此兩義をならべて按ずるに猶まへの義まさるべしとまれかくまれ物思ふ事より轉ぜしはたがはぬ也さて奈我弁流といふに眺字をかくはこの字は視也望也と註したれば後に物をみる事にいふこゝろ也古言の義にはかなはず奈我弁流には詠字よくあたれりたゞし後の哥共に見る事を奈我弁流とよめるに詠字をかくは文字は假物とはいひながら目にたちてあしきものなり

石上私淑言下卷

本居宣長

ある人又問けらく、やまとうたといひ倭歌といふ事はいかゞ　まろ答云　夜麻登宇多といふは古語にあらず倭歌とかく事出来て後にその文字につきていひいだせる言也　問云しからばまづ倭歌といふ事をうけ給らむ　答云倭歌といふ名目ふるくはいはぬ事にて古事記日本紀にはみえずたゞ歌とのみある也倭歌といふことはもろこしの書籍をもはら學ぶ世になりて詩をも作り又かの國にも哥といふ事もあればかれこれまぎらはしきによりて此方のをば倭哥とはよぶ也これにこりて二つの義有べし一つにはもろこしにて國々の哥を呉歌楚歌などいへるにならひて倭歌とかくか二つにはすべてもろこしの歌詩に對していふか大方和漢からやまとゝ何事にも對へていふ事なれば後の義まさるべしいづれにもあれ同じやうなることながらすこしは其心ばへ異なる故に二義をあぐる也さて倭歌といふ事の始て物にみえたるは万葉集第五に書殿餞酒日倭歌四首【天平二年のことなり】又第二十に先太上天皇詔ニ陪從王臣一日夫諸王卿等宜ニ賦和歌而奏云々これ也さて後には日本後紀よりして代々の國史そのほかにも漢文かける物には多くいへりこれはあるべし漢字文にはかりそめにもかくまじき名目なれどもいひなれて後には物語文などにもまゝ見えたりさて倭も歌の事をいひし所にはたゞ哥とかくべきこと也この故に万葉集は書はみな漢文なれどもたゞ歌とのみかけり倭歌とかけるは彼に對へて二つのみなりかれも第五巻なるはその時に詩などをも作りけむ時にかけてかける事も有べし第廿なるは諸爵の詞なれば是又詩にまぎるゝ事有ぬべき故也その外倭歌とかけることなし又ところ〳〵に和歌とかけるは後の集に返しといへる物にて答る歌也和謌といふ事にならひてかける和字にてやまと哥の義にあらず又今の世の外

拾遺集五に康保三年内裡にて子日せさせ給ひける日殿上のをのこども和哥つかうまつりけるに

總角巻云つゝりけるふみ共のおもしろき所々うちずしやまとうたもことにつけておほかれと云々椎本巻云からのもやまとの

題に萬葉和歌集とかけるは事をしらぬものゝみだりにかける事なればいふにたらず和歌集といふ題號は古今より始まる事也さて延喜の勅撰集を古今和哥集となづけ眞字序に大和歌者とかき出し紀氏の新撰の序にも和哥といへるたぐひ哥の事のみいふ書に和哥といふはすこしいはれぬ事なれ共ふとおし出していふ時には必和歌といふがなべてのならひになりて後々はいよ／＼さのみかきあふめり　問云　倭歌とかく事はうけ給はりぬやまとうたといふはいかゞ　答云　夜麻登于多(マトウタ)といふは古語にあらず倭歌といふ文字につきていひ出せる言也すべて詞にもとよりの古言と文字につきて出來たる詞と有也たとへば宗廟を久爾伊(クニイ)幣とよみ納言を毛能麻宇須都伽佐(モノマウスツカサ)とよむたぐひ古語にあらず文字につきていひいだせる詞也夜麻登于多も此たぐひ也それにつきてことわりをもていはゞ唐にも歌といふ事有又詩にもまがへば倭歌とかゝむは猶ことわりなれど于多(ウタ)といふことは唐にはなければまぎるゝこともなしされば夜麻登于多といふはわづらはしき事也しかはあれどおしなべて倭歌といふによりて其文字のまゝにやまとうたとよぶ事もあまねくなりて自然の古言のやうにおもふ人も有也されば今しかよぶを必あしゝとにはあらねど其本のおこりをよくわきまへおきて俗說にまよふべからず夜麻登于多といふ事の始て物に見えたるは伊勢物語にかりはねむごろにもせで酒をのみ飲つゝやまと哥にかゝれりけるとあるこれらなるべし是は詩などをも作るべきをりふしなる故にわきてかくもいふべし又源氏物語などにも詩をもつくりて混ずる時にはからのもやまとのもなどゝいへり　常にはたゞうたとのみ有也　しかるに古今序の首にやまとうたはとかきいだされたるはすこしいはれぬ事也是はもはら哥の事をのみいふ書にて異に其根本をかきあらはす所なればたゞ于多とのみあらまほしき所也しかるに後世に是を釋するとて夜麻登といふにさま／＼の義をつけてこと／＼しくいひなすは甚いはれなくおろかなる事也　夜麻登は哥につきたる言にあらず　たゞ倭歌といふこと出來て後に其文字につきていひならはせる言にて古語にもあらず其倭字はたゞ人の國の歌詩にわかたむ料にて此方の哥といへるまでの事也それも唐哥にまぎるゝ事なき時はたゞ歌とのみいふべき事なるを後には夜麻登于多といふをめでたき事のやうにさへおもひいふは

も部こも　おほかれ　と、々　う、ほ物　語、原各　卷　よりひふ　みのやま　とのなき　はのあな　つのしむ　るものむ　りな々な　十一丁四

大なるひが事也あるは夷曲といふ事のあるに對して京華の哥を大和歌といふなどいへるは、るにもたらぬ俗説也又大和歌とかきて哥は大きにやはらぐてふことわりなれば和をもてむねとするなどいふはいよ／＼論するにもたらぬ事也夜麻登は、我國の名にて哥にあづかる事にあらぬを思ふべし　問云夜麻登といふに古來さま／＼の説あり、くはしくき給はらむ　答云夜麻登は哥にあづかれる事にもあらねばくはしくいはすとも有ぬべけれどやゝことうたといふ事もしきていひなれたる故に浮世には哥のことをいふとてはまづ論ずる事にこそ有りてさま／＼の説ある故に人のまどふ事なればよく辨へて知べき也さて夜麻登はもと一國の名にて則今ともいふ大和國の事也さるを神武天皇はじめて此國の畝傍宮にあめの下しろしめしてより世々の皇都も皆此國の内にあれば帝都の御國の名なる故にやがてはおのづから天下の總名にもなれる也　問云やまとの名はいつよりの始めけるぞ或説に神武天皇を神日本磐余彦と申奉る故に此御世の時國となる故にしかなづくるといふはいかゞ　答云あなかしこ夜麻登といふ事は八千矛神の御哥にも見え又饒速日命の天降の時ふ時に虚空見日本國といふ言にも有て神代よりの名也神武天皇の御號は此國の名によりて後に申せる也神代紀に其の號亦號神日本磐余彦火火出見尊所稱狹野者是年少時之號也後撥平天下奄有八洲故復加號曰神日本磐余彦尊これと共文うたがひなきを始よりの御號にあらざる證にはなりぬべし紀にも其おもむきみえたり又饒速日の大和の國の號は皆さればこの御號より出たる國の名にあらざる事あきらけし　問云或説にやまとはもとより天下の總名なるを神武天皇の御後に其國の國の別名になれるといふはいかゞ　答云大なるひが事也大かた地名といふ物はもとは別名なるを後に總名にも用ゐる事はおほかれど總名なるを後に別名とする事は例なしたとへば駿河・參河・常陸・出雲・國出・羽出・越前・國又郡の、越前、大隅、豐前、大隅郡のたぐひも今もこは郡の名なるを國の名にもとし又其郡の名をとりて一國の總名にもし又筑紫といふはもとは今の筑前筑後の事なるを後には九國の總名にもなれり又陸奥を分て出羽を建らるゝ時も出羽といふ郡の名をとりて一國の總名とし加賀の國も又然りいづれもみな別名よりおこりて後に總名

にこたれる也これらの例を引までもなく夜麻登は神代のふる言にもたゞ一國の名にのみいひて神武天皇の以後までも惣名にいへる事は見えず　問云神武天皇紀に皇輿巡幸因登腋上嗛間丘而廻望國狀曰妍哉乎國之獲矣雖内木綿之眞迮國猶如蜻蛉之臀呫焉由是始有秋津洲之號也昔伊弉諾尊目此國曰日本者浦安國細戈千足國磯輪上秀眞國云々とあるに日本者と有て前後の諸名皆天下の惣名と聞えたりいかゞ　答云これみな一國の事也廻望國狀といふにてもしるべし天下の廣大なる形狀はいかでか一目にみゆべき又内木綿之眞迮國とのたまへるも明らかに一國の事と聞えたり眞迮國は眞狹國也是又天下をいかでかさはのたまふべきされば浦安國などもみな一國の事也然るに釋日本紀などにこれらを惣名にして註したるは大にあたらぬ事也大和國は海なければ浦安とはいふべからずと疑ふ人有べけれど是はうらなきうらがなしうらさびしなどのうらにて浦は借字也さて後に夜麻登が惣名になりては其外の秋津洲なども惣名になれるは後の事也　問云神代紀に廼生大日本豐秋津洲云々これは筑紫四國などのはなれたる國々はのぞきても猶惣名と聞えたりいかゞ　答曰まづ大八洲といふはその大小にかゝはらず海をへだてたる國を一洲として其數八つ也八つとは古事記には淡道之穗之狹別嶋伊豫之二名嶋隱伎之三子嶋筑紫嶋伊伎嶋津嶋佐渡嶋大倭豐秋津嶋也【日本紀一書同】日本紀には大日本豐秋津洲伊豫二名洲筑紫洲隱岐洲佐度洲越洲【うたがひ有】大洲吉備子洲これ也この中の大やまとは七洲をのぞきて地界のつゞきたる國々を一つにすべていへれば猶惣名也しかれどもこれは惣名にもなりて後の世よりいへることにて神代の古言にはあらずまへに引る神武天皇紀に始有秋津洲之號也とあるにてもしるべし神代よりいひ來れる天の下の惣名は葦原中國大八洲國など也このうち神代のふる言をかむがふるに天上より此土をさしては葦原中つ國といひ此土にていふ時は大八洲國といへる也やまとゝ惣名にいへる事は見えず後の事也　問云しかあらば生大八洲國とか書つべき事なるを二紀ともに大やまとゝはなど書けむ　答云葦原中國はもとより天下の惣名なれば其中には餘の七洲もこもれりこゝは其七洲を除きていふ所なればば葦原中國とも大八洲國とも書がたし夜麻登はもと一國

神代紀上に三韓をさしても韓郷島とも云り

崇神紀御哥にヤマトナスオホモノヌシノ云々このやまとも惣名か

舊事紀神武紀に

の名にして他にわたらず又後には惣名にもなれゝはかの七洲を除きての惣名に借てかけたる物也さる例は伊豫も一國の名なるを四國の惣名にも借てかけり筑紫もその定也是らを思ひあはすべし　問云もと一國の名なる事は聞えたりそもそも惣名にはいつの頃よりかなれるぞや　答云いつよりこいふ事なくおのづからなれるなるべし惣名にいへる事の古言にたしかにみえたるは古事記に仁徳天皇日女嶋に幸(イデマ)し時に其嶋にて鴈卵を産りよりて建内宿禰命(タケウチノスクネノミコト)をめして問事をしては せ給へる御哥にたまきはるうちのあそ(内朝臣汝)なこそは世の長人そらみつやまとの國に鴈こむ(卵産)ときくや是にこたへ奉りし哥にもそらみつやまとの國に鴈こむといまだきかずとよまれたり　日本紀には是を河内國茨田堤に鴈産とあり　いづれにもあれ和州の内の事にあらず且嶋の産ことはすべて此方にしてはめづらしき事なればこの夜麻登は惣名也屋空見の枕詞もやまとにつきたる詞なれば惣名の時にもいふべし日本紀にのせたるには二首共にあきつしまやまとゝ有同じ事也さて此御世にすでにかくよませ給へれは是よりさきにはやく惣名にもなれる事しられたり　問云本國の別名をもて天下の大號とする事はもろこしにて歴代の通例なれは此方もそれにならひて夜麻登を惣名にもいひらるゝか　答云仁徳天皇の御世にはや大御哥にもよませ給ふばかりいにしへなればいかでかはしからむかの御世には書籍はすでに渡りたれどまださる事はいさゝかもまじはらず神代の心ばへをうしなはぬ時也しかるにかの國の書籍をあまねく學びて何事も其かたをのみ效ことにこれる後の世の心ともていへる故に神代よりある事共をもかれにならへるかとのみうたがふ也すべて万の事さかしりある國の世にならひてこそれがくに人の國にならふ事のいとおほけれいと上つ代の有様はいづくもゝ／＼同じ事にてこゝさかしこゝよもつかもしのはゝの制通ふ事もあはかりけむとかは唐土の國號の例も夜麻登の惣名になれるやうさおのづから似かよひたりけむかし　問云やまといふ名の意はいかゞ　答云此義いまだひとかならず古來其説おほくあれどみなわろし[illegible]おもひ求るに山處の意なるべし[illegible]
大倭紀に大日の御子に國[illegible]日本[illegible]山國[illegible]云々これ大和國の事也古事記傳[illegible]

も國號考に山秀といはれたそよろし其よしはこゝにひかれたる古書ともによくかなへり猶諸國名義考にいへり

彥麿云鉤を知といへると同し格也

彥麿呂云外國にて聖人宮室を造らさる以前はかゝる住處なる事周易なとに見ゆ

能麻本呂波多々那豆久阿袁加岐夜麻碁母禮流夜麻登志宇流波斯これも思ひあはすべし　たゞなづくは疊附也　又神武天皇紀に大己貴命の玉牆內國と目け給へるとあるも青垣山ごもれる故の名也又古事記仁德天皇の皇后石之日賣命の御哥に袁陀豆夜麻夜麻登これも楯を立たる如くに山のめぐれるよし也又神武天皇の內木綿眞迮國とのたまへるも万葉第九菟原處女墓の長哥に廬木綿乃窄而とつゞけたると合せてみるべし　右の古言共みな青山のめぐれる中にある國なる事をいへれば夜麻登といふも其意にて山處なる事明らけし大方ふる言に此國をば山のめぐれるよしをもていへることのみ見えたる事右の如く且其北なる國を山脊といふをも思ふべしさて山處の義とするにつけて二つの取やう有べし一つには處の意なることを登といふ例は立所伏所祓所などいふ登はみな處のこゝろ也夜麻登の登はこれらとつゞきさまは異なれども義は同じ事也宿里などの登も同じ意なるべし又止字を登とよむ事　日本紀私記に古語謂居住爲止と有字書にも居也とも住也とも註し說文に處字を止也と註し玉篇に處字を居也と註したる彼是あはせて考べし一つには夜麻都登許呂のつづまりたる也都登を切むれば登也登許を切めても登呂を切めても登となれば都登許呂の四言は登の一言につゞまりて夜麻登とはなれる也是も前の義とおのづから相通ふ也　問云私記に天地剖判泥濕未乾是以栖山往來因多蹤跡故曰山跡山謂之耶麻跡謂之止又古語謂居住爲止言止住於山也とあるはいかゞ　答云これはもとより天下の惣名としていへる說なれば誤也やまとはもと一國の名なる事前にいふが如し且たとひもとより惣名なるにもせよ此說うけがたし其故はまづ是は山跡と山止と二義にいへる共に泥濕未乾栖山ゆゑの義とする事いはれず神代紀に古國稚地稚などいへる事はあれどそれは二神よりも前の事にて人物はさらにもいはず大八洲國さへまだ出來ぬ時の事なれば栖山などいかでかはいふべき其外に泥濕のかはかざりし事も山に住し事も物に見えたる事なく又さる事有べくもなしみな妄說也さて又一國の別名として見ればいよ〳〵あたらぬ事也契沖師の和州にかぎりて泥濕のかはかざるべきにあらねばとらずといはれしはさる事也たゞし沖師は猶山跡の義を用ひて和州は四面みな山なれば往來の跡山におほかるべしといひ万葉に

とおぼしく山跡とかきしことに帝國雅言には詞書にさへしか書たれば倭名抄にはしるされたれど字はたゞしからず且故は往來の跡
山におほければとて國の名になるべくもおぼえず楠山の說を用ゐることならば猶さもいふべし楠山の義を用ひざらんへは
跡の義いはれぬこと也大方泥濕未乾の時山を蹤跡といふ說はふるく山跡と書ならへる文字につきて思ひよれる事なる
べし跡字につきて往來の跡と思ひよりて山にすむといひ山に住のあとをいはむとて泥濕未乾といふ事を設いでたるなる
べし神代にそれやわかしと見なして猶山跡とかけるに合ずまれたる万葉にこれを正字のやうに詞書に並用ひられたるは
古く書ならはしたる故也○何故にしか書ならへるぞといふにもと借字也すべて古へは字義にかゝはらず本訓を借てか
く事おほし跡は阿止にて其阿は口の中におく時は皆く阿おほく且上の韻に阿の韻あればかたく山跡とかゝれてかくべ
き事也上つ代の文字のつかひざまにいとたがはず又且義をとるにあらずよて近代述べたる此義を用ひて山跡の意と
し古今序文は懐弉と換讀するにもやまあとといふやうによむをならひとする事陸いはれなしたとひ山跡の說にもあれ
上古よりの書にも何にても夜麻登といひて夜麻阿登といふ事はさらに見えずいにしへにくらき事也いはむや其義
はあらぬをやすべて上つ代にはふくせといふ物には此たぐひおほし事の本をばよくも考へずしていさゝか似たる事をとらへ
所にとて耳なれぬ言をふかくいひて人の耳をおどろかしおろかなる人をまどはす也さて今山處の意とするにつきて山
止の義に通ずれば其止住山止の說はさらに山のめぐれる中にある國といふ義にてこそ叶也　問云山外山戸とさの說も
いかゞ　答云山外は前に引る古語其のそむきにてむげにうけがたし又山戸の說もいにしへの名づけざまの心に
へにあらず　問云或說に二神大八洲を生給ふに大日本をはじめ也されば八洲のもとつ國といふ意にて八洲本と書
也といふはいかゞ　答云いみじきことに埋ぬまちたる名は古言のさまにたがへれ山跡の說こそはあたらねども
騒ぐ日に近く此說のやうに事の道理なる名づくるやうの事は後世學問の法のうへの事也すべてあやまりにつかれた
ものを論は後の世の物也下にたく此論代の名義にあらず其うへ八洲の出來たる次第も古事記に日本書紀の初よりて後

民部式云 凡諸國部内郡里等名並用二二字一必取二嘉名一

釋日本紀 問師說此國之人昔到二彼國一唐人問云汝國之名稱二如何一自共二東方一答云和加國耶云々和奴猶レ言二我國一自レ共後謂二是和奴國一

彥麿云後漢書に倭奴國は倭國之極南

終り也されば其次第はたしかにしられぬ事也しかるに古質なる古事記にそむきて潤色多き日本紀をこしらへてにはかに神代の古言を定めむこそ甚いはれず　問云 餘材抄に釋名に山産也産生物也といふを引て嘉號なる故に天下の惣名に用ひらるゝよしあるはいかゞ　答云 心得ぬ事也惣名になれる事は前にいへる如く仁德天皇より以前の事にて上代にさやうのことさかしき事はさらになき事也和銅の詔に著二好字一とある延喜の式に取二嘉名一とあるこれらはみな後世學問沙汰になりての事なれば上代の事にはあづからず其上これらも文字をよきにこそあれよび來れる名を改めよとにはあらず夜麻登も文字の沙汰は有しかど言につきて嘉號醜名の沙汰は用なき事也　問云 やまとに倭字をかく事はいかゞ　答云 倭字は唐よりつけたる名也その始て書にみえたるは前漢書地理志に東夷天性柔順異二於三方之外一故孔子悼二道不一レ行設二浮於海一欲レ居二九夷一有レ以也夫樂浪海中有二倭人一分爲二百餘國一以二歳時一來獻見云とある是也 其後の書どもにもみなしかいひ常には畧して倭とのみいへりさてかくなづけたるよしは物にたしかに見えたる事なしよりて思ふに倭字の本義は說文などに順貌と註したるを右の漢書の文を引合せて考ふるに東夷天性柔順なる故に倭人といふと心得て班固はかけるやうにみゆる也おぼつかなき事也又此方の舊說に此國之人昔到二彼國一而 問云 汝國之名稱如何 答曰和奴國耶ト云 和奴猶レ言二吾也自後謂二之和奴國一也とあるよし元々集に載たれど是又信がたき說也又一說に倭奴國を唐音によべは於能許にて磤馭盧嶋といふ事也といふは大にうけられず附會の言也すべて近世の神道家はみだりに空理を說て磤馭盧嶋を吾御國の本號のやうにいひなせども此島はたゞ一つの小島にて八洲の數にさへいらず人の代になりても其名殘りて仁德天皇の大御歌にもよみ給ひ私記にも今見在二淡路嶋西南角一小嶋是也と有て神代よりさらに我御國の名にいへることなく其よしも物にみえずされば八洲夜麻登などいふことを聞傳へて其音の文字をもて名づけむはさも有ぬべけれど此方の人の上代よりさらにいはぬ名を外國の人のしるべきことにあらず此說きはめてわろしされば倭となづけたるゆゑはさだかならぬ事なり　問云倭字を夜麻登とよむ事はいかゞ　答云もろこしの書どもに倭とあるをみてやがて其字を此方の號の

界也とあり唐書に倭と倭奴とひとつにしたるはみたり也 魏志に耶馬臺といひ隋書に北東なと云る際は堆と即倭麻名と國てかけきもいへ

夜麻登に用てかける也さてそれは何れの時よりの事ぞと尋ねんにいと古への事とみえて古事記にもやまとゝいふには皆な此字を用ひてふるくよりよみなれたる書ざま也すべて此記は古語をむねとしてかける故にいさゝか見なれぬ文字つかひの所には必注を加へて天之常立神とあるに訓常云登許訓立云多知といへる程なるに倭とかきて云々夜麻登と注せざれば世にあまねく書なれたる事しるべし 此心は八序にも見えたり さて唐よりは国の惣名なれ共此方にては惣名のやまとにも別名のやまとにも用る也　問云 倭を和ともかくはいかゞ　答云 古来倭字を用ひ来しことなるを後に唐国より名づけたる字にて倭奴などゝもいひて美名にあらずここにや後に此方にて和字に改められし也故に唐の書には後世迄も倭字を用ひたる事はみえぬ也さて和字も国号にするによしある事か尋るにまづ倭と同音にて好字なる故取られたるまでの事なるべしそれも上古はたゞ夜麻登といふ言をむねとして文字は借物なれば其意味にも及ばずあるにまかせて倭字を用ひ来れるに後には文字の好悪を撰ぶことになりて好字には改められたる也 然るに和字の義につきて人ごとにのはるゝは吾邦国の風俗也などゝいふは又後の附会の説也文字は借物也といふ事をしらぬ故にかゝる説はいでくる也たゞし前に引る漢書の文又順貌といへるなどに和順などゝもつゞくを思ひ合すれば和と倭と字義も相近きをも取れぬからさそれも倭のおもひやりたる事なるべし又継体天皇紀の詔に日本邕々名擅天下秋津赫々誉重王畿とある也は難こと通して高詩大雅に鑑などいふ詩に鳳凰鳴之和也とも和之至也ともあり又聖徳太子十七条憲法の首に以和為貴とあり又もろこしにて神州はもと帝都の国の名也故に此方にても後世これにならひて山城を神州ともいふ其字も和也これらの義に通する故也大方これらみな和字によしあればいづれにもあれ義をとられたる事もあるべきことと聞これまでもある事也すべて後に考ればおのづから似たる事はおほくある物也文字事にも大和之国といふ事もあれどこれらは皆これもつかぬ事也　問云 和字に改られしは何れの御代の事ぞ　答云 それがしに記することなしされど考るに古事記はさらにもいはず日本紀にも和字を用ひたる事いまだ見えず 第五巻にたゞ一つあるは後に伝写の

誤也旦故はもし既に和字を用る事ならば必それをかゝるべき事なるを紀中に數もしらずおほき倭國にみな日本倭ニみ書れたれば也後の世には通用してかく故にふと寫し誤れる物也 さて續日本紀にいたりて始て此字見えたれ共改られたるよしは記されずよりて猶此紀のやうを考るに首は倭字をのみかきて元明天皇和銅六年五月甲子詔に畿内七道諸國郡郷名著二好字一ともあれど是は改められずとみえて其後も猶倭字也 さて聖武天皇天平九年十二月丙寅改二大倭國一爲二大養德國一同十九年三月辛卯改二大養德國一依二舊爲一大倭國一とあれば此前後も猶倭字なる事しられたりさて孝謙天皇天平勝寶四年十一月乙巳の文に以二從四位上藤原朝臣永手一爲二大倭守一とあるまではみな倭字にて其後天平寶字二年二月己巳の勅に大和國と始て見えたる後はみな和字を書れたりこれをもてみれば勝寶四年十一月より寶字二年二月迄の間に改められけらしそれも何となく和字を書出せるにはあるべからずかの養德の例を思へば和字も必詔命にてたしかに改められたるなるべきを紀にはしるし漏せる也 續紀國史などにも見えず 拾芥抄に天平勝寶年中に改まるよしあるは據ありけるなるべしたゞし大倭宿禰といふ姓は養德と改められたる時も其字にしたがひて大養德宿禰と書たれば和字に改まりてもそれにしたがふべき事なるに寶字元年六月の文迄も猶倭字を書て同年十二月の文に始て大和宿禰と有是をみれば寶字元年六月より十二月迄の間に改まるかとも見えたれど又万葉集を考るに第十八巻までは哥にも詞にも倭字を用ひたる事多し第十九巻天平勝寶四年十一月廿五日新嘗會肆宴應詔歌六首の中に右一首大和國守藤原永手朝臣とある これ和字をもちひたる始也第廿巻に先太上天皇詔二陪從王臣一曰夫諸王卿等宜下賦二和歌一而奏上云々有天平勝寶五年五月云々始て和歌とも書たり藤原永手朝臣を大倭守とするよしは十一月乙巳の日の事にて前に引り乙巳は前後を考るに二日也そこに猶倭字をかけるにこゝに和字をかければ此月の内に改られたるやうにも見えてかの姓のやうと相違せるやう也たゞし万葉は見聞にしたがひて次第に書る物なるにこゝに始て和字に書たるはさる事なれ共やゝ後に書れたることも有べし 又たゞ二つのみなれば傳寫の誤もはかりがたしこゝに大和國も和哥も後の世には常にかきなれたる事なれば倭字なりけむをふと寫し

拾芥抄中末巻云天平勝寶年月日改爲二大和國一 神代巻口決云天平勝寶改爲二大和一

公式令詔書式云明神御宇日本天皇詔旨謂以大事宣於蕃國使之辭也

たがへる事に心有べきことゝ也又二日より廿九日迄の間にかはりたるはあまり僻にも覺ゆる也されば是これ万葉にもかたまのかこし又此は倭字のほどはみな倭と書和字を書始てはまたみな和とあれば書誤れるか疑ひはなけれど此の文字は心にまかせて書きたりし事なれば程へて後別に改められたるもしられねばこれもさはあるまじきにもあらねどたゞし國名よの前に此文字に用ひ始たるとしの事にて其かみの後の事なるべければ大和宿禰とかけるより前に國名は改まりたる事うたがひなしされば勝寶四年十一月より寶字元年十二月までの内を出ざる事としられたり さて右にいへる所はみな諸内のやまとの國の名の文字の沙汰にて天下の號の事にはあらず惣名のやまとには日本と書ならはして多くは日本の字を用て倭字をかく事はまれなる故に其沙汰にも及ばざりしにや此後とても一國の名の時にこそ必大和とのみかけ其外の二には倭字をも捨ずして續日本紀にも其後の物にもたゞ倭根子天皇とかき其外も多しされば後の世まで倭歌とも書事有也しかはあれど惣名も本は別名より出たる事にて其本を改られたるうへは何事もみな和字を用べき事也 問云り歌に和歌あるひは續日本紀第八に二處まで大和國とかき和歌ともかけり又万葉集第七に和歌とかけるは勝寶より以前の事なるに和字はいかゞ 答云 みな倭の誤也其よしは前にくはしくいへるが如し和銅の和は夜麻登の義にあらねば別の事也 又万葉第五第十六の目錄にも和字にかける所あれど 目錄は後の人の加へたる物なればいふべきかぎりにあらず其外何にても天平勝寶四年より前の事に和字をかけるは後のしわざとしるべし 問云 日本といふ號はいかゞ 答云 此號は本は大八洲也 日本はもと異國へしめさむ爲に作られたる號也この故に詔書などにも常には大八洲天皇とまうし異國へしめさるゝ時に日本天皇とは申す也令にも其おもむきみえたり さて此號は何れの御代に出來たるぞといふにさだかに記せる事はなけれど日本紀をみるにまづ神武天皇紀までに日本とあるはみな修撰の時に改めて書るにていにしへの號にはあらず 只此は異國へしめさむにも倭字を用ひられしなるべし さて孝德天皇御世大化元年秋七月朔丙子高麗百濟新羅並遣使進調巨勢德太臣詔於高麗使曰明神御宇日本天皇詔旨又詔百濟使曰

八洲天皇詔旨義解云謂用二於朝廷大事一之辭云々

明神御宇日本天皇詔旨云云これ始て日本といふ號を建てしめされたる書樣にて以前と異也 同二年二月甲午朔戊申天皇幸於宮東門使蘇我右大臣詔曰明神御宇日本倭根子天皇詔於集侍卿等臣連國造伴造及諸百姓云々これ異國へしめす詔ならざるに日本とあるは新に此號を始め給ふころなる故なるべし又倭字を重ねてかけるをもて日本といふ號の別に出來たることをしるべしかゝれば日本といふ事は孝德天皇の御時に始給へる號也すべて此御世には新に定められたる事共おほく年號なども始りしかばいよ〳〵よし有ておぼゆる也さて是をもろこしの書と引合せて驗るに隋代迄は倭とのみいひて日本といふ事は唐にいたりて始て見えたり 唐書云日本古倭奴也云云咸亨元年遣使賀平高麗後稍習夏音悪倭名更號日本使者自言國近日所出以爲名この時に始て日本といふ事を聞たるか 咸亨は高宗が年號其元年は天智天皇九年にあたる也されば此使者は天智天皇紀に八年是歳遣小錦中河内直鯨等使於大唐とある是なるべきかしからば大化元年より廿四年後也その間にも往來ありし事はこゝにもかしこにも見えたれども猶彼國へは聞えざりしなるべし又まさしく咸亨元年とも見えざる書樣なればそれより少し前にも聞けむかしいづれにまれ相違はなき也又三韓にはやがてしるべき事なるに東國通鑑に倭國更號日本自言近日所出以爲名とあるも新羅の文武王十年のころにて唐咸亨元年にあたれりされどこれは唐書によりてかける物と見えたり其故は年も文も同じければ也　問云 日本となづけられたるゆゑはいかに　答云 萬國ことごとく光を仰ぎてめぐみあまねき大御神の御國なる故に日の本つ國といふ意也又西蕃諸國よりみれば日の出る方にあるもおのづから其こゝろにかなへりさればもろこしへ御使を遣はしゝ時に日出處天子致書日沒處天子とかゝれたるよし隋書資治通鑑などに載たりこれ推古天皇の御世の事也又右に引る唐書のおもむきも同じ意也これらの事此方の史には見えず後の物にかけるはみな彼を見てかければ引べきにあらず大かたもろこしの書に此方の事をいへるはいづれも誤のみおほくて さらに證にひくべくもあらねど又こゝによるべき也 これらの事はもと此方よりいへる事を其まゝにかき傳へたる物にてたがふことなかるべしそれをかへりて此方には傳へうしなへる也さ

月清集
我國は天てる神の末なれは日の本としもいふにそ有ける

文選揚子雲長楊賦云西厭二月窟一東震二日域一

北史與隋書同　彦麻呂云漢書に東北神明之舎とありて其晏註云神明日出とあり後漢書に最東向化臨日出なといへるおのつから皇國を日本といふへきゆゑよしもとよりそなはりてありけむかし

て右にひける唐書の文のつゞきに或云日本乃小國爲倭所幷故冒其號これあとかたもなき事なれば此方の人のいふべきにあらず彼國にておしはかりの說なるべし又或說に日本は唐の武后が時にもろこしよりつけたる號也といふもひがことも也これはかの咸亨元年のころのはたゞ使者の語りしを聞るばかりにてまだたしかなる事はなかりしを文武天皇の御世に粟田眞人の渡りし時などにもや書籍などにも書れてたしかに日本といふ事をしりけむこれ武后の時にあたればかの國にても其ころより日本とはいひはじめたれば それを傳へ誤れるなるべし　　問云 ひのもとゝいふは古語か　答云 前にいへる如くもとより其こゝろはある故に日のもとつ國の義にて日本とはつけられたれども比能毛登といふ名にはなかりし事也この故に古き物に見えたる事もなし万葉にところ〴〵日本とかけるをしか訓じたるは後人のしわざにてしひて五言によまむとする故の誤也古哥には四言の句もおほかる事にてみな日本之とよむべし第一卷に山上憶良在唐時作とある哥去來子等早日本邊大伴乃御津乃濱松待戀奴良武又第十一卷の哥に日本之室原乃毛桃本繁言大王物乎之成不止このほかもみなかくの如くよむべし比能毛登とよむべき所は第三卷不盡山の長哥に日本之山跡國乃云々續日本後紀第十九興福寺法師の長哥に日本乃野馬臺能國遠云々日本乃倭之國波云々これら計也たゞしこれらも國の名にいへるにはあらず下のやまとぞ即總名のやまとなればなほうるはしく國名を重ねていふべきにあらずこれは只やまとといはむとての枕詞也枕詞とするにつきて二つの意あり一には夜麻登は常に日本と書ゆゑにその文字の本訓をやがて上におく也春日之春日飛鳥之明日香などのつゞくる格也二つには日の本つ國のやまとゝいふ心につゞくる也それらは日本と名づけられたる意をとりて名をほめたる也ことにかくまれ枕詞によみならへる也國號にいふは又後の事也日本紀にも日本とかゝれたるを夜麻登と訓せたり　　問云 やまとゝいふに日本を用るはいつのころよりぞ　答云 日本といふ號は孝德天皇の御時にはじまりたるにそれより六十年後の和銅五年に出來たる古事記にいまだ見えざるを思へば其ころもまた夜麻登にいふに用る事はなかりし也此記は推古天皇までを記したるに其御世にはいまだ此號なき故にすべて總名のやまとにも用ひられた

まさしく和州をさして大倭國と云へる事は古事記景行天皇の段熊曾建か詞に云へり

るにまかせて倭字をのみ書て一つも日本といふ事は見えずこれ古語をむねとして文字にかゝはらぬ故也其後日本紀に始めて夜麻登を日本とかゝれたり此紀は文をかざり字をえらびて書れたる故にやまとゝ文字によき嘉號を取たる也神代紀に日本此云耶麻騰（ヤマト）下皆效此世の人のいまだしらぬ事なるに故此註はある也さて紀中のやうを考るにおほく別名には倭を用ひ惣名には日本を用ゐまた別名ながらも公にかゝる所は日本と書りこと〳〵くしかるにはあらねど大かた此定也されば人の名も此心ばへにて天子には日本とかき他のには倭と書り神日本磐余彦（カムヤマトイハレヒコノ）天皇倭姫（ヤマトヒメノミコト）命などのたぐひ猶ひらきみてわきまふべし日本武尊（ヤマトタケノミコト）は天子に准ずる故に尊とかき崩と記せり　およそこれらのたぐひ文字に心をつけてかゝれたる所也

問云　吾御國の號はおほく有中にやまとをしも日本とかくはいかゞ　答云　葦原中國は天上よりいへる名也大八洲國はひとりたゞて海内をすぶる心にいふ號也秋津島は夜麻登につれて惣名にもなれる也されば是らは日本といふ號を建られたる心ばへと異也夜麻登はもと一州の事にて餘州にならひし名なれば後に惣名になりてもおのづから其心ばへにて外國に對する時の號也　さればかの仁德天皇の大御哥も其心ばへある也　又日本といふ號も紀にこそ何となく惣名に用ひられたれどもとは異國へしめさむ料に建られて文字も其意なればとりわきて夜麻登といふに用ひらるゝ事なしある也【紀に何となく惣名に用とは題號などのたぐひ也】

問云　大日本大和などかく大字はもろこしにて當代の國號をうやまひて大漢大唐などいふにならへるか　答云あらず懿德天皇は大倭日子鉏友（オホヤマトヒコスキトモノミコト）命孝安天皇は大倭帶日子國押人（ヒトノ）命孝靈天皇は大倭根子日子賦斗邇（オホヤマトネコヒコフトニノ）命孝元天皇は大倭根子日子國玖琉（オホヤマトネコヒコクニクルノ）命と申せり　又意富夜麻登玖邇阿禮比賣（オホヤマトクニアレヒメノ）命と假字にてさへ書る名もあれば古語なること明らけし此時に異國のやうをいかでかしらむ又夜麻登のみならず意富（オホ）の言を冠せていふこと外にもあまた有古書をみるべし又登與（トヨ）の言を冠せたるもおほく國號は八洲夜麻登には意富（オホ）を冠せて大八洲大夜麻登といひ葦原中國秋津洲には登與（トヨ）を冠せて豐葦原中國豐秋津洲といふこれ神代より定まれる古言なり豐を冠しむることは唐にはなき事也いづくよりならひけむおぼつかなし又唐國にては當代の國母を大后と稱ずるを此方にては當代

俊成卿の私記にやまとみことのことのはを云云

の嫡后を大后と申て古事記にしか書りこれ大の字の用ひやうかれにならはぬ證也然るを日本紀には古語を廢て國法を皇
大后と書れたるは是ぞ唐にならへるにては有けるかくさかしだちて何事も唐のやうをならへる事のみ見なれたる後の心か
ら神代の古言をさへ疑ふはいとあぢきなきわざ也まことや夜麻登てふ言の心をいひきあてことかく聞るよしまゝに哥の道に
ようなき事共を長々しういひつゞけたるうるさくこゝたしこ聞む人もあるべかめれど是はた大かたの事のこゝろをわき
まへしらむ道のたづきともなりぬべければすゞろごといはむやうにもあらじをや　問云　やまとみこと哥といふはい
かなる事ぞ　答云　ふるき物にはみえぬ事也千載集序にやまとみこと哥はこかき始められたり是は俊頼朝臣の無名抄
序にやまとみことの哥はさみるてぞやはじめならむ和御言哥の意にてほめていふ詞也　又　問云　敷嶋(シキシマ)のやまと哥とい
ふはいかなる事ぞ　答云これもふるくはみえぬ名目也後拾遺集　序に見えたりそれらや始めならむ是は和の枕
詞にて万葉第十三　人麻呂歌集哥に志貴嶋(シキシマノ)倭國(ヤマトノクニ)とよみ　同巻に式嶋之山跡之土(シキシマノヤマトノクニ)また礒城嶋之日本國(シキシマノヤマトノクニ)又第九巻にもかく有貫
之らしき島のやまとにはあらぬことよまれたりさてかくつゞくる故は古事記に天國押波流岐廣庭(アメクニオシハルキヒロニハノ)天皇坐師木嶋(シキシマノ)大宮治
天下也これ欽明天皇の御事也又欽明天皇紀に元年秋七月丙子朔己丑遷都倭國磯城郡磯城嶋仍號爲磯城嶋金刺宮とて
有てよき地名也古事記に世々の帝都の中に大宮とあるは此都のみなるも故ある事にてめでたき御世にて御位年久しくた
もたせ給へる都の名なる故におのづから大和國の一名のやうにもなりていひならへるを又枕詞にもしてつゞけたる也
其例は秋津嶋も大和の一名なるを秋津嶋倭國とつゞけていふが如しさて皇都の名の一國の名になれる事は夜麻登は一
國の名なるを天下の總名ともなれると同じ心ばへ也さて礒城嶋を正しく大和の事にしていへる證は万葉十三に大和の國
哥に立いかれ君がいまさば之奇嶋(シキシマ)の人はわれしくいはひてまたむとよめる是也又それをうちかへして一國の名をその
まゝて都の名にしてもいへり仁徳天皇記皇后の御哥に阿袁邇余志(アヲニヨシ)那良袁須疑(ナラヲスギ)袁陀弖夜麻登袁須疑(ヲダテヤマトヲスギ)とあるは世々の都の
わたりをさしてこゝにやまとゝよませ給へるなるべし万葉第一に太上天皇幸于吉野宮時高市連黒人作歌やまとには鳴

玉葉集雑五　伊勢大輔　しきしまの道もたえぬへき事なといひつかはして侍けれは　赤染衛門　八重葎たえぬる道とみえしかとかくれぬ人は猶たつねけり

てか来らむよぶこ鳥象の中山よびぞこゆなるとよめるに同じ大和國のうちにてもわきて都の方をやまとゝいふにかよふ磯城嶋といふ事和の枕詞となれるうへは別名惣名ともにつゞくる事右にひける哥どもの如くなれば和哥といふ時もつゞけて磯城嶋之和歌といふ也　　問云　或說に崇神天皇紀に三年秋九月遷二都於磯城一是謂二瑞籬宮一とあると欽明天皇の磯城嶋宮と二代を兼ていへるはいかゞ　　答云　然るべからず大かた古き事を考へ出ていふは學問沙汰の事也是は欽明天皇の御時より自然にいひならはしたる事とみゆればいにしへの事を思ひあはせていふべきにあらず只當時の磯城嶋宮よりり出たる事也其うへ崇神天皇の宮は磯城とこそあれ嶋とはいはず又もし其時よりすでにいふことならばいかに後の欽明天皇の宮の事をまちて引べきにあらず　すべて何事にも二つながら得むとすれば一つをも得ぬ事おほき物ぞ　　又問云　歌道を敷島の道といふはいかに　　答云　これ又右の義より轉じていよ〳〵後の事也しき嶋は和歌につゞけていひなれては哥の枕詞のやうにも聞ゆればやがてそれをとりて敷嶋の道とはいふなるべししくはしくいへは磯城嶋之和歌之道といふ意也たとへばおしてる難波と常にいふ故に難波宮をやがておしてる宮とも家持はよまれあをによし奈良とつゞくるよりあをによしをやがて奈良の事にもよみ又あしひきの嵐あしひきの岩根などよめるも山の嵐山のいはねといふ意なるを其枕詞のみをいへるが如し　　問云　おしてる宮などのたぐひとはいはゞしき嶋も和の枕詞なれば大和の道といふ意なるべきを和哥の道といふ義とはいかゞ　　答云　神道をこそは大和の道ともいふべけれ哥道をしもしかいはむ事はすこしふひろげたるこゝちしていふべくもおぼえずそれも後の世の事なれば事の心にたがひてもいひつべけれどすべて和の道といふ言はみえぬ事なれば　いづくよりも轉じ來るべき所なし哥道を和の道といふ事あらばこそいふべし　さて右にひけるおしてるみやなどいへるたぐひはみな万葉集に見えてやゝふるき哥なるさへしか轉じてよめりましてしき嶋の道といふ事はいよ〳〵後の名目なればふたゝびも轉じていふべければ猶やまと哥の道といふ意とおもはるゝ也桂の里を古今集の伊勢のごの哥には久かたの中なる里とよめりこれも久かたは天の枕詞なるを二たびも轉じて月といふにもつゞくる

まく備じて卽これを月こして月の中なる柱の意にこのなせしる思ひあはすへし大の中なる柱こいふ事はなき物をうしき
しきの寄こつゞけたる例はなけれこも留寄こいふには常につゝくる故に 和寄の枕詞こ聞えして轉したる物也　問云
しきしまの正字はいづれぞ　答云 さきにかゝもいへる如く文字の沙汰はよしなけれこ後世は何事ももはら文字の事
のやうになりてふかここなりて言の義をも害する故に譏てここのみおほくされば一わたり心得置て彼說によるふべからず
大かた地名は多くは借字にて正字になくはすくなし本正字を書しきも改めて借字に書らるほく文正字のなきもあまた
有也しきしまも本いかなる故の名こもさだかなる事はなけれこ日本紀に磯城島こかゝれたる字の意なるべきにや其故は
磯はむかし伊予けける石也此例もし城を起こいふは古語にて磯の城こいふ意になつけたる地名こおもはれば也石もて
城を築ることは近代のわさこのみ思ふ人もあるべけれご上古にも有し事にて物に見えたりされはこれぞ正字なるべき今
さしなべて敷島このみかくはもこより借字なる中に万葉なごにも見えず後世にかきいだせることも也かりそめにも敷字に
こゝろあるべきこ思ふべからず　問云 磯城島こいふ所はいづくぞ　答云 前に引る如く欽明天皇紀に倭國磯城郡
有もミ神武天皇紀に倭國磯城邑 云々又崇神天皇紀に遷都於磯城 謂瑞籬宮 云々こあるもみな同所にて
郡名も邑名も出たる物也　郡名は倭名抄に上下に分れしきのかみしきのしもこいふこの二郡大和記にも志貴上郡見えたり　さて後に郡名
郡郷の名こさへ二字に定められしより磯字を省て城上城下こは書は其これぞ磯なかりしのまゝに之紀乃加美之
紀乃之毛こいふ和名抄に見えたり今もしかよむ也且たくひ磯あし島上嶋下なども同じ事也さて磯城島は三輪より泊瀬へ
ゆく間にて磯字を省ていふも略したる島あるこそこれおの大宮の跡にやたつぬへし此わたり城上郡にはある也　又 問云
冒に逸こしたる古そのいふこここか　答云 まつ泉郡こいふ二言の意を辨へおくへし泉郡は和泉にて和といふが本語也今も
山邊郡河内郡の郡なこは和泉のなみいふをもてしるべしそれに又寧をそへて和泉こはいふ也 古事記に味鄒路日本紀に寸
野路等とある安芸代の古語也 それに泉ごいふも大和ごいふも同じ事にて共に通路の意のみにて其外の義は上古はなかりし

彦麻呂云日本書紀神道又古道天道などいふ事あれど漢めきたる音讀也万葉集三に世間之遊道附冷者云々とあり遊樂する事を遊の道とよめり

なかりし也然るに外國より文字渡りては道は道路の意のみならず道德道義天道人道心道道理など其外もさま〲の意をかねたる文字なるを此方にて美知（ミチ）といふ言に用るによりて此字をばいづれの意に書たる處をもみな美知と訓ゆゑに後にはおのづから美知の言をも道の字の義ともにいづれにも用ることにはなれる也すべての言に此たぐひ多しされば道字にはさま〲の義をかねたれど美知の言は本は道路の外の意なし然るを後世の學者このわきまへなくして道德などの道字の義をもて美知の言の義をいふは大に牽强附會の事にていはれなし事の本末をよくわきまへおくべき也神道は皇御國の大道なれどもそれを道と名づくることは上代にはなかりし也文字わたりてかの國の道字の用ひやうを見ならひて後にこそは天照大御神より傳へまし〱て天日嗣（アマツヒツギ）しらしめす天皇の高御座（タカミクラ）の御業（ミワザ）をも神道とは名づけられたりけれさて後にはそれに準へてかの國にて道といふ事をば此方にても大小にかゝはらずよろづの事業を何の道くれのみちといひ雜藝のたぐひまでしかいふ事にはなれる也　されば哥よむ事をも歌の道といひ後には音にて哥道ともよぶ也　續日本紀卷十九に斯道と哥の事をさしていへり　古今集眞字序にも斯道とも吾道ともあり　たゞし假字序にはしかいふべき所をも道とはかゝれざるを思へば其ころ迄も常にあまねくいふ事にてはあらざりしと見えたり　又　問けらく詩と于多（ウタ）とは心ばへ同じ物にや　答云　詩の事はしらねど古きふみどもにいへるをかたはしみればそのもとの心ばへはもはら于多と同じ物と聞えたりげに風雅【詩經】三百篇の詩をみるにことばこそ唐めきたれ心ばへは吾御國の哥といさゝかもかはる事なし人の心のゆくへはいづこも〱同じ事なるべければ　さも有ぬべきことなりかし　されど世のくだるにつけては人の心も國のならはしもとり〲にうつりもて行ものにしあれば後の世にはこゝとかしことは何事もこよなうなりて詩と哥との趣もはるかに異なるやうになむなれりける　　問云　其おもむきはるかにことなるけぢめはいかさまにか　　答云　まづもろこしの詩もかの詩經のころのは猶上代のすなほなりし心ばへの殘りてあはれになつかしきふしおほかるをかしこの人心はすべてさかしげなる事をたふとびていさゝかなるわざにも人のよしあしをこちたく論らひ何事もわれがしこに物い

ら國のならはしなるが周の代の中ごろよりこなたはいよ〳〵年月にそへてさのみなりもてきぬれば詩も其ころの作りいづる物に人情のあはれなるすがたはうせていひさいふ事ことご〳〵しくしたゝかなることのみ也さればかの詩經の詩と後の世のさまくらべみるに其心ばへさらに同じ物にはあらず　しかるを詩の古今のけぢめは詞のみこそあれ意は上代も今もいさゝかかはらずといふ人もあれど心詞の事也意も詞もみなかはりにたりさて稍世のうつるにしたがひて下れる代のさまことはこよなくかはり來つれど我國の人心は人の國のやうにさかしだちたる事なくおほどかにやはらぎたるなればしかれば今の世までよみ出る歌もおのづから其心ばへにて詩のやうにさかしだちたるすぢはさらにまじらずたゞ物はかなくあはれにこまやかなる事のみなるをいまめかしくおいらかにこゝろなしよむとては詞のいひざまこそいにしへ今のにみはのにたれいふ事の心ばへは神代も今もたゞ同じ事ぞかしさればかの詩の變れるやうとは異なるにあらずや　問云　もろこしにても詩は情性を吟詠する物と　温柔敦厚をむねとすれば後の世とても經學などのやうにこちたく理をしたに胸いぶせきにはあらざるか　答云　さる事也いはゆる經學などはかの國にてもことに斯せにこちたき教へにていとゞおのふしふきもやすからず　ことにかくに人のこゝろあしき事にさがなくいひかゝづらふをのみいふ事にしてたをやきたる風雅のおもむきは露しらずそれにくらぶれば詩人の心ばへは優にあはれなるかたこよなし　されど又後の詩になれこれは風雅也ともいへる事もおのづから國のならはしにひかれてさかしげにことご〳〵しうのみ聞えてなつかしからずれ〳〵物にあはれなるすぢをいひたるも猶こざかしくめきてぞみゆめる　問云　詩こそはむべ〳〵しくあざやかにことはしきみちを明らかならすなほびまねぶべき物なれ歌はひたすらに物はかなくめた〳〵しう聞えてたゞ婦女のもてあそびたるにこそしつべけれまことしういふべき物とは見えぬにや　答云　實にさる事也さはあれどことにこそよるべけれ事を論ずるならばかの經學などこそはさるすぢなれ詩はもとよりさやうにはか〳〵しうしたゝかなるべき物にはあらずその詩經のやうなるは上にいへるごとくはかなげなる後の世のやうにさかしげなる心はいさゝかもまじらぬこそは詩の本意なるべきにあ

禮記經解
孔子家語
曰詩之失
愚

しう心得てかの經學の心ばへをもてとかくつきぐ\しう說なす人のみ多く又此方の人はその詞のからめきたるにまどひてみな有々しき事とのみおもふこれらはみな詩の義にもたがひ孔子の心にもそむけり其故は詩はもと人の性情を吟詠するわざなればたゞものはかなく女わらはべの言めきてあるべき也孔子家語に詩之失愚といへる言にて其心ばへをさとるべし唐のやうにさかしらをのみ常にいひありく國の人も詩にはいつはらぬ心のまことをいひいづればこそいみじき物にして孔子も六經の一つには備へ給へれ然るを後の世の詩はその本の意をばわすれはてゝたゞよろづにかごと〳〵しくかしこからむとのみする程にかざるまじき性情をさへいたくつくろひかざりてむべ〳〵しう見せたる物なればまことの人情の有樣にはあらずみないつはれるうはべの情なればいかにめでたくうるはしとてもなにゝかはせむいと心づきなくうるさきわざにこそあめれ　問云道々しくうるはしきはみないつはれるうはべの事にて人のまことの情を吟詠したるはかならず物はかなかるべき故はいかに　答云　おほかた人はいかにさかしきも心のおくをたづぬれば女わらはべなどにもことに異ならずすべて物はかなくめゝしき所多き物にてもろこしとても同じ事なめるをかの國は神の御國にあらぬけにやいと上代よりしてよからぬ人のみ多くてあぢきなきふるまひたへずともすれば民をそこなひ國をみだりて世中をだしからぬ折がちなればそれをしづめ治めむとてはよろづに心をくだき思ひをめぐらしつゝとにかくによからむ事をたどりもとむる程におのづから賢(サカシ)く智(サト)り深き人も出來(イデク)るからいとゞ方の事にさるまじき事にも　いたく心を用ひて目にみえぬ深きことわりをもあながちに考つくしなどしつゝいさゝかのわざにも善さ惡さをわきまへあらそふをいみじき事にしておのづからさる國のならはしになりぬれば人ごとにおのれかしこからむとのみする故にかの實の情の物はかなくめゝしきをば恥かくして言にもあらはさずまして作りいづる詩などはうるはしく道々しき事をのみ言よくめでかりにもはかなだちたる心はみえずなむあるげに國を治め人をみち引教へなどするにはさも有ぬべき事なれどこれみなつくりかざれるうはべの情にて實の心の有樣にはあらざる也史記といふふみに箕子朝周過故殷墟(アト)感宮室毀壞生禾黍箕子傷

亡之歔欷則不可禁泣傷其近婦人乃作芳秀之詩以歌詠之云云といへるをみよ箕子はかりの人たに物のあはれにたへぬぞかしこかゝりけるを不可なり近婦人と思ひなほせるはまことにかしこけれどそはもてつけ用意したるうはべの事にてたゞ物はかなくめゝしう歔欷泣しぞまことの情には有けるされはこの心ばへをもて世の人のあるやうを思ひすごるべしすべてなべて〳〵しうるはしき事はみなかの不可也近婦人といへる心にてげにうるはしくはたれも〳〵さるべき事こいふしく思へ共人情の眞實なる所にはあらずしかるに人はいふ事なすわざすべてそれをのみよき事にして是は不可也これは近婦人ぞやうにのみ言繕ひいひかゝづらひて物のあはれといふ事は忘れはてゝかへりもみぬやうになれるかふ物はかなくめゝしき事をば人わろくおろかには思ふぞかし　されどさいふ人もみな心のおくは同じはかなさにて　まぬかれがたき人情なれば常にこそさかしげに物をいひかしこくうちふるまふめれど深く哀しき事にあたりてはかならずめゝしく人わろき情の出來てはおもひしづめず心まどひもしつべきをりもおほかる物也　これぞまことの人情なればことわりなれども〳〵さりぬべき事なるをさかしらがる世のならはしにはぢては人目をつゝみつれなしつくりて思ひいれぬさまにもてなしあるは天地の外までもくまなくさとりきはめたる顔つきして世にたかぶるよ見る人も又それをいみじき事に思ふはすべてわれも人もいつはれるうはべをのみよろこびてまことの心をわすれたるにはあらずやかなしき事もかなしからずうきわざもつらからぬは岩木のたぐひにてはかなき鳥虫にもおとれるわざなるをいみじき事におもひてうたがひきぬ二人の心はいかにぞや　問云　世の中にかなしき子をさきだてゝ思ひ歎く親の有様をみるに父は猶つよきかたに思ひしのびてさまでみえず母はひたぶるにふししづみて涙にくれまどひかたくなしき事共をいひつゞけてぞうちなくこゝを思へば猶はかなくめゝしきは女わらはのしわざなるにや　答云　此事をおし父はさすがにまことの思ひしらぬにはあらねど猶はかなくいみじき事には人めをつゝみ世にはづるゆゑにかへしき情をおさへてもてつけつくろひたるうはべ也　又母の人めもおもはてひたぶるになきこがるゝさまは　まことに女々しく人わろくは一ゆれ

彦麻呂云　古事記いさなみの命のかくれさせ給ひし段に乃匍匐御枕方ニ匍匐御足方ニ而哭云々

ど是ぞかざらぬ眞の情にては有けるさればさまよく堪忍ぶとしのびあへぬとのうはべのけぢめこそはあれ心のおくはてもはもかなしみの深さ淺さのかはるべうもあらねばまことにはいづれをかしこし共おろか也とも定むべき事にあらぬ中にも詩歌といふ物は思ひむすぼゝれて心にあまるすぢを詠め出るわざにてかの箕子てふ人のやうにかなしさを堪忍びてこれは不可これは近婦人などやうに心のうはべを用意するにせかれてはいよ／＼かなしくむねにせまりて堪がたければこそ詩に詠め出て其かなしさをばはるけやれる物なれば其詩は必女々しからではかなはぬ事也もし雄々しくつくろひていひ出たらむには何によりてかは欲泣ばかりのかなしさは　はるくべきぞ　されば詩哥はこと書のやうにとあらむかくあらむとよろづにつくろひかまへていふべきならずたゞよくもあしくも思ふ心のありのまゝなるべきことなるを今の樣に是は不可それは近婦人といふ心ばへなるかしこき詩は詩の本意にあらずたゞ物はかなく女々しげなる此方の哥ぞ詩哥の本意なることはいふ也　問云　唐の詩は世のうつりかはるにしたがひて人の心と共にさかしくなりもてゆき又此方も万の事みな後の世になりてはさかしくのみなりぬるにたゞ哥のみはいかなれば今も猶上代にかはらず物はかなくて雄々しき事のまじらぬぞ　答云　吾御國は天照大御神の御國としてあだし國々にすぐれめでたくたへなる御國なれば人の心もなすわざもいふ言の葉も只直くみやびやかなるまゝにて天の下は事なく穏に治まり來ぬれば人の國のやうにこちたくむつかしげなる事はつゆまじらずなむ有ける然を海西の國より書といふ物わたりまうで來しそれをよみならひ學ぶことはじまりては其中に人の國のやうをかけるをみるに万の事さかしく心ふかげにみゆめるにめでゝ此方の人もそれをいみじき事に思ひそめてはいつとなく其心ばへをしたひならふやうにのみなりもてゆくほどにならの京のころほひになりてはつひに万の事みな唐國の如くになむなれりけるされど哥のみぞ其ころも猶万の事にたがひて意も言も吾御國のおのづからの神代の心ばへのまゝにては有けるそはいかなる故ぞと考るにかのから國のやうにさかしだちうるはしき事は詩に作るが例なりければ人みなそれにのみ心をよせて哥をばすてゝよまず　されば古今集の眞字序に曰　大津皇子之

玉葉集雑五　前参議為明

これのみぞ人の國よりつたはらで神代をうけししき嶋の道

初作詩賦詞人才子慕風雲輝於漢移字化我日域之俗民業一改和歌漸衰といへる此時の事也和歌の衰へはすべて世の風儀の移りきたるに詩よむ人はすくなきをいふ也哥は神代よりおのづからの實言のみにてから國のやうをまじへ詠出るにからみやかしたるたる事といはむこすればきたなくなりて優ならねば其ころの人のおほく好ましうする筋にうすくとおのづからよむ人もまれにはなりけらしかく哥の衰へたる事は深くなげくべき事也されど又今思へば深くよろこぶべき事にも有けり其故は其ころの人の好める筋にまかせて詩哥をもあまねくもてあそびたらましかばこうせずはしひて詩のきたることゝふこゝとばにもぞよみなすらむさもあらましかばおのづから其体に變りて哥さへも唐やうに成ぬも哥なきしかも哥よまざる人のこなきそのける故に哥は哥にて衰へながらも神代の心ばへのまゝにでは傳はりけるさて後の世にいたりてはいよ〳〵唐やうに何事もなりはてぬれど猶哥のみ今も神代のまゝに御國のおのづからの言詞にて露こかはる異國のやうをまじへぬはいみじくめでたきわざならずや是何故ぞといへば哥に後異國のこゝろたくむつかしげなる心こゝばをよみては叶ひがたしからずいふしるく耳にたつてあやしくまかせ〳〵に文字の音ひとつもまじへてはたにかならずきたなく聞ゆればぞかしこれはたもとより我御國の心詞の直くみやびやかにすぐれて妙なるしるし也これを思へば人ここに唐の何事にも優れたりとのみ思ふは猶末の世の思ひなし也けりされば其道をしも吾御國の大道といふ事の聞ゆるもある事のみかしまことに大道といひつべき道にかへりし世その學者さへ唐ぶみにまよひてひが〳〵しくさしもなき理をもことごとしく說なしつゝもはら御國の道にかなはぬさまに說なして聞えける大御國の光をけがし奉る故になほくみやびやかなる御國の禮儀の心はいまはうせはてにたりなげかはしき事にはあらずやされど此哥の道のみ猶神代の心をうしなはぬはとこのこりても猶あまりある事になむ　問云哥にも人の國の詩の心ばへをうつしてよむ事むかしよりおほしこゝに詩題を詠などは殊にこそあまたあるをいかでか人の國のやうをば言葉かけかゝらずとはいふぞ　答云さも一偏に心得られたる問ぞ人の國と詞ことにかはることなるべきはすべて大かたの世のたゝずまひはいづこも〳〵似かよひたる物にしあれ

彦麻呂云定家卿詠哥大概に雖レ非二和哥之先達一時節之景氣世間之盛衰爲レ知二物由一白氏文集常可二握翫一深通二和哥之心一云々

ばもとよりこゝもこゝ只同じ事も多きぞかしこゝに哥と詩はもと同じ心ばへなるべき物なればこゝとかしことならはしことはかはりたれおほかる中にはなどてかは同じ心ばへなる事もまじらざらむされば後の世のもおのづから其心ばへの哥にかはらぬもある事なればそこを取用むは只此方のふるき歌にならひてよむも同じ事にこそはあめれさりとていさゝかも此方の心ばへにかはりたる所をば露ばかりもまじへぬとはいふ也　同じき所と異なる所のある事をわきまへてよ

問云　ことさらにから國のやうをば學ばすとも　よのうつりかはるにしたがひては自然に哥のやうもかはりもてゆくらむをなどか此道のみ神代の心ばへのまゝなるとはいふぞ　　答云　まへにもいへるやうに哥とても其体は世々に變らぬにはあらねどそは只ことばのいひさまのかはりぬるのみにていふ事の心ばへは神代も今も同じ事也これはたかはれる所とかはらぬ所のある事をわきまへしるべき事也そのかはり來しやうは後にくはしくいふべし今そのかはらぬ故はいかにとならばさき〱もいへるごとくわが御國はおほとかにやはらびたる人心にし有ければよみ出る歌もたゞ古への物はかなげなるまことの心ばへのまゝにしたがひ來てさらにわれかしこからむとさかしだつ事なき故に今迄も猶神代の心ばへはうしなはぬ也さるはならの京のころほひなどのやうにひたぶるにもろこしをしたひてよろづにさかしかる世も有しかどさる人々は深くもてあそばず又其ころとても哥よむ人の心は猶なつかしうやはらかになむ有ければおのづから哥は歌の心ばへをうしなはで後の世にも傳はりし物也さてさる物に定りてはからめきて詩作る人もよみけれど哥は歌にてすぢことにわかれ來ぬれば詩に妨げられて心ばへのかはる事はたなく　又世の風儀にひかれて變る事もなかりけり　　又問云

拾玉集七
戀
こひといふ心の人になかり

戀の哥の世に多きはいかに　　答云　まづ古事記日本紀に見えたるいと上つ代の哥共をはじめて代々の集どもにも戀の歌のみことに多かる世にも万葉集には相聞とあるが戀にてすへての歌を雜歌相聞挽哥と三つに分ち八の卷十の卷などには四季雜歌四季相聞とわかてりかやうに他をばすべて雜といへるにて哥は戀をむねとすることをしるべし詩經にも戀の詩多しそもいかなればかくあるぞといふに戀は万のあはれにすぐれて深く人の心にしみていみじく堪がたきわざなる故

かはある
かひもある
らし秋の
々くれ
モ二集上
忍覽
身のうさ
を忍ひた
れたる心
さへこひ
には色に
いではへ
きかな

也されはすぐれてあはれなるすぢはつねに歌の道におほかる事也　問云　さはかの世の人ごとに常に深く願ひしのぶ事は色を思ふよりも身の栄えを願ひ財宝をもとむる心などこそはあながちにわりなくみゆるになどてかうやうの事は歌にはよまぬぞ　答云　情と欲とのわきまへ有先すべて人の心にさま〳〵思ふ思ひはみな情也その思ひの中にもとかくあらまほしかくあらまほしと思ひもとむる思ひは欲といふ物也されば此二つはあひはなれぬ物にてなべては欲も情の中の一くさなれば又とりわきては人をあはれとおもひかなしと思ひあるはうしともつらしとも其思ふすぢのたぐひを情とはいへけるさるは其情より出て欲にもわたり又欲より出て情にもわたりて一やうならずとり〳〵なれどとにかくに歌は情の方より出来る物也これ情の方の思ひは物にも感じやすくあはれなる事こよなう深き故也欲の方の思ひは一すぢに願ひもとむる心のみにてさのみ身にしむばかりこまやかにはあらねばにやはかなき花鳥の色音にも涙のこぼるゝ事ふかゝらずかの財宝をむさぼるやうの思ひは此欲といふ物にて物のあはれなるすぢにはうときゆゑに歌はいでこぬなるべし色を思ふも本は欲より出れ共ことに情の方に深くかゝる思ひにていきとしいけるもののまぬかれぬ所也まして人はすぐれて物のあはれをしる物にしあれば殊に深く心にしみてあはれにたえぬは此思ひ也其外もとにかくにつけて物のあはれなる事には歌は出来るを前としるべしさはあれ共情の方は前にいへるやうに心よわきをはづる後の世のならはしにつゝみ思ふ事は思ふ故にかへりて欲より浅くもみゆるなめりされど此歌のみは上つ代の心ばへをうしなはず人の心のまことのさまをありのまゝによみてめゝしく心よわきかたをもさらにはづる事なければ後の世にいたりて優にやさしくおもしろき事とすにはいよ〳〵物のあはれなるかたをのみむねとしてかの欲のすぢはひたすらにうとみはてゝよまむ物とも思ひたらずまれ〳〵にはかの財宝の事によみ出たる歌のたぐひは時には常の事にてあふたつのみならずあはれなる歌にはいとこよなうきたなく思はれてさらにおつかしからず歌の見どころもなしおのづから欲はうたてきたなき思ひにてあはれならざる故也しかるを人の國にはあはれなる情をば恥かしくきたなき道をしもいみじき事にいひあへるはいかなる事ぞや　只

人間けらく上つ代には飲食財寶をむさぼる心の哥もまれにはみえたるに欲よりは哥のいでこぬといふはいかに　答云　かの毛を吹てきずをもとむてふ世のたとひのやうに人のいふ事を強にもとがむるとてまれ／＼に見えたる事を固く執へてなべておほかる方をおしけたむとかまふるはあらそひといふ物にてわろき者の必有事也火を寒しとも水をあつしともいへばいはるゝ物ぞかしされど何事もこと／＼く一やうにはあらぬ物なれば一つ二つのたがひはおのづからあれどもそはなだらかに見なしてたゞなべておほかる方をもていかにも／＼物は定むる事ぞかしされば黄牛もあれ共牛は黒き物にいはぬかは

問云　慾はから書にも禮記には人の大欲といひすべて夫婦の情とて深き事にすめれどそれはおのれ／＼が妻をこひたを思ふ事なればさも有ぬべき事也然るに哥の戀は定まりたる夫婦のなからひのみにはあらずあるはふかき窓のうちにかしづきて親もゆるさぬ女をけさうしあるはしたしき閨の内に居て人のかたらふ妻に心をかけなどすべてふだりがはしくよからぬ事のみなるにそれをしもいみじき事にいひ思ふはいかに

答云　前にもいへるやうに此色にそむ心は人ごとにまぬかれがたき物にて此すぢにみだれそめては賢きも愚なるもおのづから道理にそむける事もおほくまじりて終には國をうしなひ身をいたづらになしなどして後の名をさへ朽しはつるためし昔も今も數しらずさるは誰も誰も悪しき事とはいとよくわきまへしる事なれば道ならぬけさうなどはことに心から深くいましめつゝしむべき事なれども人みな聖人ならねば此思ひのみにもあらずすべて常になすわざも思ふ心もよき事ばかりは有がたき物にてとにかくにあしき事のみおほかる中にも戀といふ物はあながちに深く思ひかへしても猶しのびがたくみづからの心にもしたがはぬわざにしあればよからぬ事とはしりながらも猶忍びあへぬたぐひ世に多しまして人しれぬ心の内にはたれかは思ひかけざらむたとひうはべはさかしらがりて人をさへいみじく禁むるともがらも心のそこをさぐりてみればこの思ひはなき事かなはず殊に人のゆるさぬ事を思ひかけたるありなどもあるまじき事とみづからおさへ忍ぶにつけてはいよ／＼心のうちはいぶせくむすぼゝれしわりなかるべきわざなればここにあはれ深き哥もある時にこそはいでくべけれされば戀

の哥には道ならぬみだりがはしき事の常におほかるぞもことよりさるべきことわり也けることまれかくまれ哥は物をあはれと思ふにしたがひてよき事もあしき事も只その心のまゝによみいづるわざにてこれは道ならぬ事これはあるまじき事と心にえりとゝのふる本意にあらず　すべてよからぬことをいさめとゞむるは國を治め人を教る道のつとめなれば　よこしまなる戀などはもとより深くいましむべき事也さはあれども哥はその道のをしへのかたにはさらにあづからず物のあはれをむねとして一すぢに異なる道なればいかにもあれ其事のよきあしきをばうちすてゝとかくいふべきにあらず　さりとてそのあしきふるまひをよき事とするにはあらず只其よみいづる哥のあはれなるをいみじき物にほうする也　すべて物語文などもみな此心をもてよく／＼あぢはひてそのむねとする心ばへをしるべしされば此事は源氏の物語につきて委悉の詞をひき證をあげて別にくはしくいひおければあはせて見てかむがへてよ大かた此哥のみならの心ばへはかの物語のうへにてしるべきことぞ　問云　から國のは詩もさらぬ書も色このむすぢをいへる事いとまれなるにこゝの書どもには戀の事のみおほく見えて上も下もみだりがはしきことゝいとおほかるにそれをあしき事にもいはぬは國の風俗のすきずきしくあだなる故か　答云　いろ好む事は昔も今もこゝもかしこも只同じ事といふ中に歴代のからふみを見るにかの國はすこしみだりがはしき事は多くみえたり　しかるを前にもいへる如くかの國は何のことも人の善悪をあらはしたてゝくいひさわぐならはしにて色このめる事などをばけいのきかしらする學者がつまはじきをしてあはめつゝいみじくにくうとましげに書しるし文詩もおほくつくらぬ國のならはしにひかれてたゞ丈夫の雄々しき心ばへをのみ好みてこしらへて戀する情のめゝしく人わろきさまなどをばはぢていはず是みなつくろひかざれるうへにての事にて人の心のまことにはあらず　然るを後にそれをよむ人は深くたどらでかの詩文のやうなる實の情と心得かの國の人は色にまよふふるまひすくなしと思ふはおろかなる事也我御國はよろづおほらかにてかしこだゝしからず人のよしあしをいつはらずしていひたつる事もなくたゞ有しまゝにいひつたへ書つたへたる中にも歌物語などはことに物のあはれなる方をむねとせる事なれば色こ

のある人のさま〴〵心々を有しまゝになだらかに書のせたる物也又同じ此方のふみも唐書をまねびてかける世々の國史などはもはらかの國のやうとかはるけぢめも見えずされば其書ざま作りやうによりていかにも〳〵みゆるわざなるをわきまへずして此國は殊に色にまよふならはしぞと思ふは國史などをば見ずわづかに哥物語のたぐひをのみ見る人のひがこゝろ也信ずべき事にはあらねど魏志といふからぶみには 此方の事を其風俗不淫とさへいへるをやすべて戀のみにもあらず万の事に唐はよからぬ人ことに多しさばかりゆるしなくいましめてだになほ多かるはもとより國のわろきゆゑ也我御國はむかしより人のふるまひをとかくほめそしる事もせす たゞなだらかにおほどかなれ共 あしき人のことに多くも聞えぬは神の御國の故ぞかし　問云 法師の戀する事はいとあるまじきわざなるを哥の道にはとがめずして世々の集にもその哥共多く見え今もはゞからでよむはいかに　答云 婬慾は佛のいみじき戒なれば法師の深くつゝしむべき事とはたれも〳〵いとよくしることにて今も猶このすぢにまよふをばよにあさましき事になむすめるしかはあれどさやうのよきあしきことのさだめはその道々にてこそともかくもいひあつかふべき事なれ哥はすぢことなる事にて必儒佛の教にそむかじとするわざにもあらねばそのしわざのよきあしきなどはとかくいふべきにあらずたゞ物のあはれをむねとして心に思ひあまる事はいかにも〳〵よみ出る道也法師は世をのがれて道に入ぬるうへはその教をおもくまもりてかりそめにもみだれたるふるまひはうちすまじきことなれ共それは猶しひてしのびつゝしむうはべの身のおこなひこそさもあらめ法師ならむからに俄に俗と人情のかはるべきものにあらず みな佛菩薩のへんぐゑにもあるまじければ いまださとりをえざらむほどは心のそこまでいさぎよくすみはてむ事はえしもあるまじく猶此世の濁ものこりぬべきわざなれば色を思ふ心もなどかはなからむこれもとよりさるべきことわりなれば心におもはむ事は恥べきにもあらず又とがむべき事にもあらず又とりはづしてはあるまじきあやまちをしいづるも凡夫なる程はつねの事にてせむかたなしされば佛のいましめの重きも人ごとにまぬかれがたくまどひやすき故ぞかししかるを僧とだにいへば心のそこまで皆佛の如くなる

いみ物と人もおもひみつからもさる顔つきはすれごそは中々罪おもかるべきわざなれ今その心ばへをうけていはゞ世にたふときひじりのあらむにいみじく盛なる花紅葉の木にはしばし立よりてあなめでたといひ思ひ又道かひにておかしき女に行あひては目も見やらずして過行あり此二つを思ふに花紅葉もおなじこのよの色香なれば心とむべきにはあらねど殊に執心とまるばかりはあるまじければ法師もすこしはめでたらむもさのみとがあるまじく女の色はことに人の心をまどはして必のちのよのさはりとなりぬべき物にて世すて人はさらに目にも觸まじき事にしあればこれ聖のふるまひはげにいとたふとしされど心のそこよりまことにしかりといはゞいみじき偽なるべし其故は花紅葉のいろかはめでたきも猶かぎり有て人の心にそむ事あさく女の色はそこひもなくかぎりもなき物にて心にそむ事こよなう深しさるをかぎりある花紅葉をさへめづる心にかぎりなき女の色をはいかでかめでたしとはおもはざるべきことにたとへば百両のこがねは得まほしく千両の金は得まほしからずといはむが如くにてさることわりあるべくもなしよき女を見ていさゝかも心をうごかさゞらむはまことの佛なるべしさらずは鳥虫にもおとりてむげに情なき岩木のたぐひとやいはまし人とある中にも殊に法師は妻をもたらずこの欲を常につゝしむ物にていよ〳〵心には思ひのむすぼゝるべき事なれば俗よりもまさりて戀の哥は多くあはれにいでくべき事也かの志賀寺の上人の何がしの御息所の御手を給はりて玉はゞきの哥をうち詠したりとかいふ事こそ法師の心ばへにかなひてあはれなるわざ也けるさやうに心のうちに深くつもれる妄念をもこの哥によみいでゝいさゝかも思ひはるかさむは發露懺悔の心にもかなひぬべくやよしかなはずとも哥は歌なればそのうたためはようなき事になむ

神風の伊勢の海の磯もとゝろにきこえし老翁ありその老翁の學のすちは棟にみち牛に汗あゆはかりのふみともにときあらはされたる中に歌つくることゝろはへをゝしへみちひかれしは石上私淑言になむいかてこの書ふるきうたよみわかき歌よみたちにふけらかさはやと村肝の心おこしてよみつゝかうかへつゝきよく紙にかゝせめてたく板にゑらせなといそしまるゝは石見のや濱田の殿のつかうまつり人とりかなく吾嬬のみやこのさゝら荻あしの假庵にかり居せるあるしにこそあるしかの老翁のなかれをくみてふることにくらからすものせらるなるはとし比おとにのみきゝわたりしをこのひとゝせ二年のほとよりそあま雲のへたてなくすかのねのねもころに語らひかはしていみしき心しりとはなれりける過にし日まろかまつの屋のかとおとなひふみつくゑのかたへに來いりましていてこのおく書をとありけるに中〳〵につたなきこと葉そへたらむはほとけの御くしのはことかいへるものわらへにもこそとちたひ八千度しゝまはれしをさりともとて禿さまなる筆とりもてはしりかきしつるは御世の名を文化とまをす十三年のふみ月はかりおほやけとのいとまあるゆふへひとまところのともし火かきあけつゝなんみぬま川の漕運主事たか田の與清

藤原常彦書

いてやこの二百年このかた吹なせる小角のひゝきとゝのふるつゝみのおとをきかすゆはすのさわきはたのてのなひきをもみすしほなわのとゝまるかきりたにくゝのさわたるきはみをさまりにをさまりゆきておのかし心のゆくかきり花に月にあこかれあかし哥にふみにあそはひくらすことはあかりての世にもたちまさりたる大御世のたりみよにしあれはかれにつけこれにつけつゝ出くるものもいやたりにみちたらひぬれはおのつからみち〳〵にとりてもさえかしこきひと〳〵もいてきぬへきことわりになむ有けるしかあれは物まなふすちにたけたる人哥よむわざにすくれたる人野へにおふるかつらのはひゝろこり林にしけき木葉の如くとかいときはにそなりにけるさはれそれか中にはふりにし世々のふみとくわさはあきらめても猶のちの世のならひにくらき又は後の世のはなやきたるかたにのみ心うつりていにしへの質なるすちはふつに忘れにたる或は哥よむかたはまさりたれとふみつくるわさにおとりたるあるは哥よみふみつくることはかとありてしいてたるも古ことのまなひにうとき或は古ことのまなひはえたるさまなからうたよむくちつきのむけにつたなきなといひもてゆけはかれも

附錄

古事記日本書紀萬葉集のふるき歌どもをおのが物として心のまゝによみ出せる人々はみづから哥のことを得たりと思ふめれど猶歌といふことよむといふことの意をも辨へしらぬぞおほかる其故はいにしへぶりの歌は眞心よりよみ出る物後の世ぶりの歌はたくみてつくれる物ぞとのみかたくなに思ひをるからに後の世ぶりの歌はよむべき物とも思ひたらずひたぶるにいにしへぶりをのみ好みて人の耳遠き言などあながちにもとめ出して殊更に四言六言八言などよみ出るを心とせりそはいたくうらうへの違ひになむあるにいにしへ人こそ眞心よりよみ出せれ今世の人のいにしへぶりの歌よめるはしひてつくれる物をや中々に後の世ぶりの哥にこそ眞心よりよみ出せるはあれそはいにしへと今とは時世も人もたがへる故ぞかしされどいにしへぶりの歌よめるをわろしといへるにはあらずあながちに異さまなる詞をえり出て殊さらに四言六言八言によめるをわろしとはいへる也やむ事を得ずしておのづからこそ四言六言八言にもなれ好みてよむべき事かはいにしへの歌は謠ひし物なれば或は聲を長くひき或は聲を短くしづめて五言七言のしらべにとゝのへ謠ひし事既に師翁のいはれつるが如く也今の世にてはさる事もなく人につぶ〳〵といひきかせ又は書てもくする事なれば四言六言八言などは口調もあしく聞ぐるしきもの也そが中にもやむ事をえずしておのづから四言六言八言になれるはよくとゝのひて口調あしからぬ物也それすら好みてよむべきにはあらぬをやそは年ごろいにしへぶりの歌あまたよみなれ人のよめるをもこゝらよしあしあげつらひたるうへにてはよくしらるゝ也古事記日本書紀万葉集の歌ども常によみなれて我物としたる人にてもみづからあまたもよまず人の哥をこゝらもあげつらはぬ人はこのさかひはしられぬ物になむ有ける

文化十三年七月　　　藤原彦麿

國歌八論　同斥非評

國歌八論

歌源論

一、歌は言葉を永うして心をやるものなり、然るを心に思ふ事を、見る物聞く物につけていひ出せるなりとのみいひては未盡さず、古事記日本紀等に見えたる伊弉諾伊弉冉命の、あなにやしえ男をあなにやしえ少女をと唱へ給へるは、心に思ふ事を云出せるなり、されど是をば言ふとのみ言ひて歌とはいはざるは、たゞ唱へ給へるのみなればなり。

二書ノ明拠ナクハ此論未タ定ラス予別ニ辨スル所アリ

神代之卷の、八雲たついづも八重垣つまごみに八重垣つくる其八重垣をと宣ひしも、同じく心に思ふ事をいひ出でられたれど、是を歌といへるは歌ひ給へるなればなるべし、又味耜高彦根神の妹高姫命の、あめなるやおとたなばたのうながせるたまのみすまる、みすまるのあな玉はや、み谷ふたわたらす、あぢしき高彦根の神ぞといへる歌も、高彦根神の名を、其時人のあふ人に顯はさんとて、歌ひたるといへり、是もうたはざれば、あまたあふ人の聞くべきにあらず、されば歌はうたひたる事明なるべし。

アリアン人ノキクキカスマデモナクミナウタヒ給ヘルモノナリ

漢籍の歌を見るに又同じく然り。

漢國ノ詩モ本ハ皆うたひたるなり

擊壤の歌はたしかなる書にも出ざれば、暫くおきて論せず。尙書益稷にある帝舜皐陶の歌は、六經の中にて始て見えたる歌にして、則うたひ給へるなる事は益稷の文にて明かなり。〔卓見ナリ〕實にうたはざれば心をやるべからず。うたふには言葉を永うすべし。然れば吾國も歌はうたふものにこそありけれ。うたはんとて作るものなれば、よの常の詞と全くは同じかるべからず。一句の文字の數も必しも定まるべからざれど、大むね五言七言をたゝむ事、漢國の昔の歌の、大むね四字を以て一句とするに同じく、うたふ聲の長短の程よからんがためなり。然るに高姫命の歌の末、六言九言十言四言などの句あれば、句の長短ひとしからずして、八雲立つの歌及其外の神代にある歌よりもおこりて聞ゆ。されば古事記にも日本紀にも是を夷曲(ヒナブリ)といへり。〔此說ヲロシ別ニユヱアリ〕又火々出見命に至りては、豐玉姫と贈答の歌あり。贈答なれば歌ふにはあらずといはん。されど此時世の贈答は、後世男女互に歌を書きて相贈る類にはあるべからず。各心をやらん爲めに、歌作りて常の詞を用ひて、其いはんとする事をば盡し、其いふに及ばぬ詞をば加ふべからず。白玉の光はといひ、沖つ鳥かもとのたまへるを以て思ふに、其作る所は、うたはんとて作りたるものとこそみゆれ。是より外古事記日本紀等にみえたる歌ども、皆これうたふ所なるべし。

歌ハ必ウタフ物ナル故ニ歌トハ云也サテソノ古歌ノ中ニ往昔ウタハズシテ只唱ヘシヿモ有ベシサレドウタフ物ナル時ニヨリテウタハヌモ何事カ有ラン

其外或は句の長短ひとしきあり。或はひとしからざるあり。均しき中にも語路の宜しからずして口に滯るあり。均しからざる中にも句調のとゝのほりて、口に滯らざるあり。此時世は詞花言葉を翫ぶ時にあらざれば、よく風情景氣を摸(ウツ)したる歌はなし。もし歌の優劣を論ぜば、長短ひとしうして句調とゝのひたるを優とし、長短ひとしからずして語路の滯りたるを劣とすべけれど、其優劣を論ずる事も見えず。たゞ其口にまかせてうたひたるを傳へたりと見えたり。

優劣ヲ論スルヿハナケレド優劣ハ自ラ有テ其劣レルハ後世ニ傳ハラズ後世ニ傳ハリテ古事記日本紀ニノセタルハ皆上古

ノ歌ノスグレタル物也サテ其中ニモ又優劣ハアル也

然るに漢國は吾國より文華の早く開けたる國なれば、毛詩より以後漸に詞花言葉を翫び、李唐に至りては最も文華盛の時なり。唐高祖の始は吾國の推古の御宇にあたり、盛唐は元明元正の頃にあたりたり。其間吾國にても詩は大津皇子始て詩（此又ナロン）賦を作り、それより漸唱して作る所皆唐詩を摸せり。蓋此頃吾國にても毛詩の漸變じて唐詩となれるを見て、吾國の歌も是に准じて始て詞花言葉を翫び、其詞漸く華にうつりたるなるべし。如何にとなれば、神武より天智に至るまで三十九世、すでに千百餘年に及べり。

歌ノ優劣ヲ論スルヿ是ヨリ以前ヨリヤヽ始リテ次第ニ委クナレリ是自然ノ勢也詩ニ倣ヘルニアラズ

神武ヨリ天智マデノ風体變ゼズト思フハ誤ナリ次第ニ變シタルヿ後世モ同ジヿナリサレド夫ヨリ後ノ變ハ能ワカリテソレヨリ前ノ變ハ分レ難クシテ今ヨリ見レバ一体ノ如ク見ユルハ上代文字ナクシテ口ヅカラ傳ヘシヿナレバ轉々シテ次第ニ詞ノ少ヅツ變リテ傳ハリタルモ有ベシ其故ハ萬葉ノ古歌ヲ後ノ撰集ニ入ルヽトテハヒタスラ當代ノ風ニ叶ヒ様ニ直シテ入レラレタル如ク上代ノ歌ヲ傳フルトテモ自ラ其時々ノ詞ニ直シテ歌ヒタル事モ多カルベシ其證アル也具ナレバ此ニハ載セズ又一ツニハ天智ノ比ナドヨリ以前ハ遥ニ古ナレバ千歳ノ下ヨリ見ル時ハ變ジタル差別ノ見エヌ事モ有ベシ假令バ二里ト三里アナタノ山ヲ見ルト廿里三十里アナタノ山ヲ見ルトノ如ク二里三里トノ山ハ遠近ノ違ヨク明ニ見ユレドモ廿里三十里ノタグヒナハ倶ニ見エ難キガ如シ然レバ神武ト天智トノ間ハ卅里ト廿里トノ如シ天智ト醍醐トノ間ハ三里ト二里トノ如シサテ又一ツニハ人々心ヲ用ヒテ巧ヲ勤ムルヿ甚クナルニ随テ變ズルヿモ上代ヨリハ速カナリ

然るに天智の齊明を哀し給ふ御歌に、君が目の戀しきからに泊ていてかくや戀むも君が目をほりとよみ給へるは、其体時代の歌に異なる事なし、其三十九世の間の歌にも、何事にもよりてはことよく、後世の歌に近きもの多、語路宜しからずし

て、大に後世の歌に異なることもなきにあらず。是は其作る人の賢愚もあるべし。作る時の義意にもよるべければ、概していふべからず。古事記日本紀に載せたる前後の歌、大むね其質朴なる事同じければ、其体變ぜずといふべし。天智より醍醐までは二十世、いまだ三百年に及ばず。然るに漸變じて、古今集の如く文章美なる躰となれり。是他なし、たゞうたふ謌によると、詞花言葉を翫ぶとの差別あればなり。萬葉集には仁徳雄略皇極齊明の頃の歌も入たれど、是は四五首の間にして、其外は皆天智より孝謙迄の間の歌なり。故に古事記日本紀の歌よりは文にして、古今集の歌よりは質なり。其廿卷の中にても、第十二卷と、第十九廿卷とを比校する時は、風体の漸變せるを見つべし。されど萬葉集を見るに、大伴家持が頃も、舊歌を（今ノ京ニナリテ漸ク絶ユ）（三十一字ノ歌ヲウタヒタルヿ多クミエタリ）もうたひたるとみえて、宴會の席などの中に、自作の新歌を誦ずる者と古歌を誦ずる者とあり。其誦するを聞て記すもの、古歌にも新歌にも詳ならざるをば古今未詳と記せり。うたふ事なくば古歌を誦する事あるべからず。且諸國の防人の歌を夥しく載せたり。今とは時世異なればとても、詞花言葉を翫ぶのみならば、至て卑賤の者の人々好よむべきにあらず。蓋今世の人の流行小歌をうたふ類なるべし。されど家持が頃歌毎に必うたふには非ざる事、萬葉集を見てしるべし。其うたはざるものは、ひたぶるに詞花言葉を翫ぶべければ巧拙を論ずべし。されば萬葉集は聞くまゝに取り載せたる物にて、古今集の如く歌を撰びたる物とは見えず。わづかに最末に至りて、遠江以下諸國の防人の歌の中に拙劣の歌をば取り載せざる由見えたり。それらは定めて方言鄙語都人の耳には通じ難き程の歌なるべし。然れども大伴家持が林王の宅にて、白雪のふりしく山をこえゆかむ君をぞもとな生のをに思ふといふ歌を、左大臣尾を換へて、いきのをにすると改めんとせる事見（此頃ニ非ス上代ヨリ然アルベシ）えたり。然れば此頃既に拙を去て巧につく事なきにはあらず。以前に論ずるが如くなれば、古事記日本紀等の歌は、うたはん料のみにして、詞花言葉を翫ぶには非ざれば、其詞の巧拙を論ずべからず。萬葉集の歌はうたふもありうたはざるもあり。其うたはざるは詞を翫ぶのみなれば、もとより巧拙を論ずべく、歌ふも又巧拙に拘はらざるにはあるべからず。

ウタフトウタハヌニヨリテ巧拙ヲ論スル論セヌノ差別ハ更ニナキヿナリ

古今集に至りては、大歌所の歌東歌の類を除きて外は、歌ふ事は見えず。此時に至りては詞花既に隆盛の時に至り、専巧拙を論じて其優なるのみを撰びたる事序文にて明かなり。是より後今の世に至るまで、同じく其詞花言葉を翫ぶが故に、あるは風姿の幽艶なる、あるは意味の深長なる、あるは景色の見るが如き、あるは難題をよく得たる、あるは連續の巧なるを悦びて、其優劣を定むるにおいては異なる事なし。されど古今より後、其時々の風体いさゝかづゝかはりもて行て、新古今の頃に至りては其体華麗を極めたり。それより後は又轉質（拙キ故ナリ）にかへりぬ。衆人のしる所なれば詳に論ずるに及ばず。

新古今ヨリ後ノ作者ハ新古今ニ不及サレド其分ヲ守リテ制度ヲ越ザル故ニ拙ナキナガラモ正風ヲ失ハス分ヲ不守シテ其ハヌ處ヲ強テ及バントセシハ玉葉風雅ノ流ナリサテ又逍遙院已來ハ制度ヲ守レ正風ヲ失ハザレド歌ハ一ナゲヤリノ其ハ制度ニハヅレ正風ニ背キテ本ヨリヲノ新古今ニハ遙ニ及ハス其後ノ歌ヨリ拙キノ強テ巧ナツトムル故ニ愈々賤シキナリ

翫歌論

歌の物たる六藝の類に非ざれば、もとより天下の政務に益なく、又日用常行にも助くる所なし。古今の序に、天地を動し鬼神を感ぜしむるといへるは、妄説を信ぜるなるべし。勇士の心を慰むる事は輒あるべけれども、いかでか彼に及ぶべき。男女の中を和ぐるはさる事なれど、却て好色の媒ともなるべからん。

歌ノ本分ノ體ヲ知ラズ後世ノ歌ニナヅメリ

テキトコニ感スレバコキヿニモ感スル事知ルベシ人ヲ一感スレバ神ノ感シ給ノハモトヨリノ事ト知ルベシ　媒者ノ媒ト

ヨシヤ鬼ヲ聞人心ヲ感ゼシムル歌ノ體ナラズヤ

されば歌は貴ぶべき物にあらずといへども、其風雅幽艶にして、人味深長に、連續精巧にして風景見るが如くなる歌を見ては、其も

及ばん事を欲し、一首も心に叶ふばかり詠出ぬれば樂しからざるにあらず。譬ば畫者の繪がき得たる、奕者の棋に勝得たる心に同じ。されど學者の歌を嗜むは心なきにあらず。いかにとなれば、日本は我萬世父母の國なれども、文華の遅く開けたる故に、文字も西土の文字を用ゐ、禮義法令服章器財等に至るまで盡く異朝に本づかざるはなし。

此論殊に拙シ

唯歌のみ我國自然の音を用ひて、聊も漢語をまじへず。冠辭或は心を轉じて言をつゞくる句などに至りては、西土の言語の及ばざる所あり。其吾國の純粹なるを悦ぶのみなり。然るを中古已後の官家の人は、天下の政務の武家にうつりて、我閑暇なるまゝにひたすら歌のみを好みて、遂に我敷島の道と稱す。これ歌の本來を知らざるのみならず。道といふ事をもしらざるからの妄言なり。論破するにたらず。

公ヨリモ許シ給ヒテ此道ヲ專ト任シ給フ家ノ人ナレバ我敷島ノ道トイハンコハ時代ニ取テハ難ナシ

擇詞論

右にいへるが如く、歌は我國の純粹なりとて、是を嗜まば、時世推移りて其風体は大に變じたりとも、世人には拘はらず、猶上古の詞を用て歌よみなばいかに。さては古語も長く傳りて廢絶すべからずといはん。（拙キ説ナリ）是誠に一理あり。されど歌の本來はうたふものなり。昔は大人もうたひて心をやりぬべし。今世にあたりては小人ならでは、自ら聲を發して樂むべからず。たゞひ聲を發したりとも、今雅樂謡聲の耳を悦ばしむる多きが中に、自ら作りたる詞なればとて、いかなる節を付てうたひてか、心をやるばかり樂しかるべきなれば、暫歌の本來をすてゝ世と同じく詞花言葉を翫ぶにしかず。詞花言葉を翫ぶまでなれば一首の風姿句々の連續を擇まずばあらず。然るに古言はたゞに質朴なれば、その中に迂遠なる詞、急迫なる詞、細碎なる詞ありて、こと〴〵に用れば幽艶ならず。故に天智持統の頃より以後漸に其詞を轉じて雅樂に移れり。譬ば萬葉第一にある中皇

命の歌に、玉きはる内の大野に馬なめて朝ふますらむその草ふけ野こいへる歌、元より情の深き歌にあらず。且此詞も未艶ならず。玉きはる内の大野にこいふまでは嫌ふべき詞にあらざれば、今も猶よみいづべし。されご此歌第四句五句に至てはいこ急迫なるを、上に冗語の冠辭までを用ひていこ長くよみ出たるは他なし。古人句作の拙きなり。馬なめてこいふ詞も、後には駒なめてこ轉す。同じ事なれご馬は平聲なれば、なめての詞に續くれば碎けて聞ゆ。駒は上聲なれば、つどきて聞ゆ。詞じたる所只也。朝ふますらむの詞も急迫にして碎けたり。是朝こいふ詞の下に、てにをはの詞なければなり。其草ふけ野の詞も急迫なり。是無益の詞を加へて、句の終りにてにをはの詞なければなり。況(イハンヤ)落句に此のごこき句をおきては其風存幽ならず。

愚テ此歌ノ論上古ノ歌ノ趣ヲ知ラズ後人ノ俗意也

又同卷にある額田王の歌に、秋の野のみ草かりふき宿れりし宇治の都のかりいほしぞ思ふこいふ歌も、元より餘情ある歌に非ず。且此詞も未艶ならず。(上ニ同ジ　コトニ優艶ナル歌也)是も秋の野のみ草かりふきこいふ迄は嫌ふべき詞にあらず。今も猶よみ出べし。宿れりしの詞迂遠なり。後ならば宿りつるこいふべし。(ヤドリツルニテハノビヤカナラズ)義は同じけれども、やされりしこいへば聞ふからず。かりいほしぞ思ふの詞、七言の所に九言を用ひては、長きに過て甚迂遠なり。字餘リノ格ヲ知ラヌ論ナリ)但この所もし、かりほしぞおもふこよむ心か、かりいほしぞもふこよむ心か、未明るべからず。何れにても又迂遠なる詞なり。今此二首の歌を、其迂遠急迫細碎なる詞を去ていはゞ、草深きうちの大野に駒なめて朝露ふむら踏ていたらむ、秋の野の千種かりふきやどりつるうぢの都は忘れやはするなどこ云べし。(下句殊ニ卑俗ナリ其ノ歌ヨリフキト云テ嘘トモ何ノナクテハイカヾヤハスルノ詞モ穩當ナラズ)かゝればおのづから中古以後の風体こなる。然してれば優艶なる事なき故に、詞花言葉を翫ぶこならば、上古質朴の詞を去らずばあるべからず。

右にいふ如く風姿を幽艶にせんとては、質朴の詞を去らずばあらず。質朴の詞には迂遠急迫細碎ある詞あればなり。もし迂遠急迫細碎なる詞にあらずば、上世の詞といふとも本より用ふべし。又古今集以後猶用たる詞にても、聞にくき詞は猶去るべし。たとへはべらなり、しかはあれどの類なり。凡歌の物たる詞花言葉のみにして、必用の物にあらざれば、法令制度のかゝる物ならず。歌はかくの如く詠べし。かくの如くよむべからず。かくの如くの詞は用ふべし。かくの如くの詞は用ふべからずなどといふ法制はなし。然れば何様の詞を用て、何様によみたればとて、誰か咎むべき。されど詞花言葉を翫ぶから幽艶にせんとて、詞にも取捨する所あるは、各よむ人の心によるべきなり。但其取捨する所を初學の人已が心に任すれば、もしくはあたらざらんの恐あるゆゑに、先人に從ひ先覺につきて是を正し是を問のみ。必しも先人の取捨せるに聊も違はず、後人も取捨すべしといふにはあらず。（是マデヨシ）又迂遠急迫細碎なる詞にはあらざれども、今の世に至ては避て然るべき詞あり。たとへば五文字に八雲立と用ふるは、出雲と云冠辭にして幽艶なる詞なり。されど是は素盞嗚尊の出雲八重垣の歌あまねく人口にありて、況や神詠とて仰ぐ歌の初五文字なれば、是を避て初五文字に用ざる事、實に敬神の義に叶ふべければ、此類はさりて可なり。中の五文字に用ひんは本より憚るべからず。歌ざま相似ざればなり。然る故に八雲立の初五文字を避くべしなど云説出來たり。彼貫之の、袖ひぢてむすびし水のといへる歌いかばかり敬すべき歌にや。かゝる説を設けたるなど、則上にいへる取捨のあたらざるなり。從ふべからず。（此取捨モ又當レリトモ見エズ是ヨリ下皆ヨシ）又世俗の歌學者流に制の詞といひて、譬ば霞かねたる、うつるもくもるなどいふ詞數十句あり。是を制の詞と名附けたるは誰が名づけ初たるにやしらず。又これ〳〵は制の詞、是より外になしと限を立てたるもいと心得難し。彼霞みかねたる、うつるも曇るなどの詞は其世の時華にて、多くは第四句に力を入れ一句の樞要とせる新句なり。されば今も又此句を用ては、始てよみ出たる人の勞を盜むに似たり。仍て是を避て用ざるは實に廉なりともいはん。此類は避て

可なり。但制の詞といへる數十句の中にも、雨の夕暮、雪の夕暮など云詞は、一首の樞要とせる新句にあらざれば其道くべき義をしらず。又其數十句の中には入らずとも、感慨ある歌の一句を以て髓腦とする新句は同じく是を避くべし。實は近世に至ては、詩語院の、眞を捨てといへる句など、是等の取捨皆後人の心にあるべし。

止過論

右にいへる如く、當時歌をよまんに用る處の詞は、必いつの代の詞を用べしといふ事なし。上世よりの詞にても、中世よりの詞にても、ただ正道なる温雅なる詞を除て其外を用べし。其漢語俗語は、ことより用べからず。かくの如きにては歌となす事こすきが如くなれども、猶やすからず。いかにとなれば、頗る會通せる人の詠出せるにあらざるは、一首の中に全く過失を免るゝ事少し。其過失をさすには誰を祖とし誰を宗とするに及ばず。只當然の理を責て可なり。（此說大ニ非ナリ其當然の理を責るとは、畢竟今世見女子の百人一首とて翫ぶ嵯峨中院の障子の歌の中にていはんに、秋の田のかりほの庵の苫をあらみ我衣手は露にぬれつゝと云歌、後撰集の撰者等いかなる浮說を傳へたるにや。天智天皇の歌とて集に入れたり。此歌天智天皇の頃の風躰ならめや。其義は論するに及ばず。（眞ニ然リ）第二句にかりほの庵といへる詞いかなる事にや。一說にはかりほは苅穗なりといへど、（此說ソリヨリ床井ニ辯ズルガ如シ）庵を作るに穗を苅て作るといふ事あるべからず。又一說にはかりほは假庵なりといへど、假庵の庵と詞を重ねたるなりといへり。苅穗といはんよりは勝りぬべし。されど古へよりかくの如き重ね詞やはあるべき。重ね詞といふは、畢竟秋田かりかけほを作りなど、重ね、志賀の辛崎とそくすれど、みな重ね。是上のかりは苅の義にて、下のかりは假の義、或は上のさきは崎の義にし、下のさきは幸の義なり。かくの如くにてこそ重ね。上のかりは、假庵にて下のいほは庵の字とては、上下共に同義なり。同義にて詞を重ねたる例なし。此句用べからず。（イト多ク例アルナルヲ何ト見テ云ルコゾイブカシ〳〵是ニテモ當然ノ理ヲ責ムト云フ說ハ知ルベシ）又第五句に、露にぬれつゝ、

といへるはぬれながらとといふ詞になるなり。此歌ぬれながらとして上へかへりては聞えず。且留る詞なし。又つゝといふにひたすらの心なるもあり。此歌ひたすら袖のぬるゝと見ても叶はず。いづれにも此つゝのてにをはたがへり。（此ツヽモ萬葉ヲ始トシテ中古マデモ例多ク有ヿニテ疑ナキヲカク云ルハイカナルヒガメヅヤ斯様ノ事ニテ當然ノ理ヲ責ンヿイト覺束ナシ）又春過て夏來にけらし白妙の衣ほすてふ天の香具山といふ歌、新古今の撰者等萬葉集をよみたがへたるか。又此時世の風にて古歌を直して〔直シタルヿ疑ナシ〕集に入れたるか。第二句第四句萬葉とは同じからず。其萬葉と違ひたる第四句の衣ほすてふといふ詞心得難し。〔眞ニ心得ヲ〕ちふとはといふ云義なり。といふの詞を約ればちふの詞なり。故に萬葉集にはちふといへる詞多し。皆といふと云ふ詞なり。是を古今以後はてふと記せり。謠ちふの詞聞よからざれば、同音なる故てふと轉じたるか。其古今集以下に見えたるてふの詞皆といふの義にてよく叶へり。此春過ての歌、衣ほすと云ふと見ては義聞えず。是は新古今の撰者のてふといふ詞を解せざる故の誤と見えたり。さればこそ家隆卿なども、月にほすてふ初雁の聲と云歌などをよまれたり。今二條家の傳とて、てふは無心の添詞なりと云説あり。新古今の撰者等よりして、さ心得たるなるべし。（新古今ノ撰者ヨリモ前ニ俊成卿ナドモサ心得ラレタルヿアリ別ニ記シ置タリ） いづれにても此所にてふの詞を用るは過失なり。 如此論ずるを當然の理を以て責るとす。（是ハ古書ヲ證據トシテ責ル也當然ノ理ヲ以テ責ルト云フニハアラズ） 假令人麿赤人口を揃へて褒稱し、友則貫之手を拍て稱嘆するとも、當然の理の責べきあらば許すべからず。〔卓見ナリ〕又人麿赤人頤を解て嘲弄し、友則貫之頭を掉て誹評するとも、當然の理の責べきなくばゆるすべし。歌の精粗を論ずるに當然の理より急なるはなし。

官家論　（此論スベテヨシ）

然るに今の官家の人は、當然の理を論ぜずして妄に〔必シモ然ラズ〕歌の緩急のみを論じ、ひたすらに緩ならん事を欲す。（此論ニ緩ト云ルハ平易ナルヲ云ト見ユ）夫緩なるは大むね弱し。〔然ラズ〕強きは大むね急なり。〔然ラズ〕強して緩なるを最上とす。 されどさはよみ出難きな

らば、強くして急ならんこれは筆力弱くして緩なれとはいふべし。ひたすらに緩なれとは誰かいひ初たるにや。今の官家の人を見るに、たまく〜二三首は、一首力ありて過失なき歌をよむ人あり。（然ニハ非ズ）（細カニ見レバ三百年來ノ歌ニ全ク過失ナキハ千ノ中ニ一二首ナラデハ見エズ）其餘の數十首は則妄りに緩を事とする徒にして、其よめる所を見るに風情淺薄力なき事御傍の如し。（力ラナクモ御傍ノ如クナラバ見所アリナン予ナ以テ見レバ八十ノ翁ノ足ナエタルガ如シ）かゝる歌をよみて何の變る所ぞ。余固陋なりといへども、しか如きの歌をは執筆の下によみ出し、（マコトニ笑フベシ）一則數百首に滿しむべし。（壯哉々々）然るに彼妄に緩を事とするの徒、たまく〜力ある歌をみては則いはく、是地下風也歌にあらず。是俳諧なり歌にあらずと。其是を聞く人も、（實ニ然リ〳〵）我歌の卑く強より長ぜるをば知らずして只おもへらく、歌の事にわたりては堂上の人に企し及ぶべからずと。更に是を疑慮する事なし。（此ソタリ頼ノ適當ノ論ナリ）歌とのみ見ゆる物を歌に非ずといはんならば、何ぞ其歌にあらざるといふ道理を以て是を責めざる。これ論時に及ばずして、妄に堂上といふ目を以て地下に誇る事、大概今官家の人の風なり。且下いつの世の情にあるや（ドイハルマデラハコト二緊要ノ論ナラズ）夫堂上と地下とは其本職掌によりてわかるゝ所ぞ。中古已前百官其官する時世には、其職殿上に侍るべき侍從内記の類は、高官にあらずといへども必殿上に昇り、其職諸司に在て小武官以下の七者輩の類にいたりては、故有て許されざれば殿上に昇らず。昇る者必貴きにあらず。昇らざる者必賤きにあらず。たとへば當時武家の奧向諸役人と表向諸役人との差別の如きのみ。故に菅原大臣在衛の時は前後六度昇殿を留めらる。（且ッ之ヲ申明）時許されたる事と、源ノ光卿の宰領の時許されたる事は、皆に人の親王集説抄などにも見えたり。然るを末の世にて、昇殿せる人の子は必通々昇殿するを堂上の家とし、昇殿せざる人の子は必通々地下の家とす。其堂上ニ地下を見る事賤民の職尺を見るごとくに甚しく、堂上の子は、未其位無官の時に地下の三位以上をも我家臣の一列に思ひ、地下とさへいへば人品にもあれ、歌の道にも見下す事、そもいつの世の習にあるや。到歌の本意をしらざる故に、歌は堂上のよむ物に

しと地下の偏るへからさる事と稱す。たとへ堂上地下といふ差別往古よりある事にもせよ、歌において輕しとし卑しとし侮る所の人麿赤人をば、いかなる人とか思へる。人麿は萬葉集を考ふるに、官位は稱せされども、蓋し石見國の掾目史生などの屬なるべし。人麿卒すとはいはずして死と記したれば、六位以下なる事は明かなり。赤人も萬葉に官位を稱せず。五位已上ならば位叙を必史に記すべし。もし上世なる故位叙は脱して記さずとも、續日本紀の書例、四位已上は其薨卒を記せり。然るに赤人の名前後にみゆる所なければ、たとひ五位たりとも四位には及ぶべからず。然れば兩人共に賤官もしくは無位の人なり。又古今集の撰者にては、甲斐少目凡河内躬恒右衛門府生忠岑あり。並に卑賤の人ならずや。何を以てか歌を地下の偏るものにあらずといはん。また歌と誹諧の差別は、その求むる所の情にありて詞にあらず。古今集の誹諧歌の部を見ても知るべし。かの官家の人は誹諧歌の体をしらざるにや。いさゝかちからある歌をみては、わがつたなき歌に似ざるを以て、かへりてこれを誹諧歌と稱すらめ。

古學論

歌をよむに、古歌を解せずしてはよまれざるにはあらざれど、一切に古歌を解せざれば、面に墻して立るが如く實も使なし。其古歌を解する事を學ぶを歌學と云。我國及第甍へて歌作盛に、撰集ありて國史絶たり。故に古來歌を嗜む人の文才を兼たるは稀なり。さるから歌學とて學ぶ所と〴〵く其標のみにして、其本には目を及ぼす者もなし。それ歌書の中には萬葉集より古きはなし。是を學ばずば歌學といふべからず。彼集は天平寶字三年元日の歌迄を載せたれば、是を作りたる時世しるべく、これをしるせる人は大伴家持なる事書中にて明なり。然るを古今集第八に、貞觀の御時萬葉集はいつばかりつくれるぞと問せ給ひけるによみて奉りける文屋有季、神無月時雨ふりおけるならの葉の名におふ宮の古ことぞこれと見えたり。然れば清和天皇も萬葉集を見給はざりけるにや。又は見給ひても作者を解し給はざるから、天平寶字迄の歌を跡より

書き集めたる事もやとおぼしけるにや。百季がならの葉の名におふ宮と答へ奉りしも誤としたる答にこそありけれ。平城(ナラノ)宮に元明より光仁まで七世の間なれば、其七世の中いづれの御世とか定むべき。貫之淑望が古今の序を見れば、平城宮といへるをも混じて、平城天皇の御宇になれる書と心得たりと見えたり。彼序の如くなれば、人麿赤人も同じく其時の人なりと心得しにや。さるは又甚しからずや。しかのみならず、長歌を集めて其端に短歌と題し、萬葉集に入らぬ歌を集むと序し、續萬葉の歌をも撰び入れたり。（是ハ後々ノ集ニモ多キ事也深キ難ナラズト覺エヌ事ハ誰モアルベシ）但シ其中人麿赤人を平城天皇の時の人とせる文は眞名序に合はされば、もしくは人麿の上の正三位の字などと同じく後人の加筆なともしらず。萬葉にある歌の入りたるも後人の加へたるも同じく知るべからず。唯萬葉を平城天皇御宇に作る所とし、長歌を以て短歌と稱せし誤はまぬかるべからず。然れば貫之も萬葉集を見ざりけるにや。又見つれども一切にとめざりけるにやあらんといぶかし。（見ズバ古今集ヲ撰ムニ萬葉ニ入タルト入ラヌトハイカデカ知ラン）其のち後鳥羽土御門の頃に至りて、定家卿といふ人出來てより後、今の世に至る迄、彼歌學者流の人いかなる故によりてか、彼卿を歌聖の如くに尊信す。然れども彼卿歌學を得たりとも見えず。いかにとなれば、古歌の心を得ず古語の義を誤れる事、彼卿の歌及び記せる物にて見つべし。今是を論ずれば事長ければここに略す。（歌ニ聖ナリ歌學ハ得ズ）抑我國音に、おとをとゑとえといとゐとに音を用る事同じからず。又下につくははわに同じからず。ひはいゐに同じからず。ふはうに同じからず。へはゑえに同じからず。ほはをおに同じからず。卽此等の類、日本紀古事記萬葉集等には數十所に出ると雖も一所も是を混雜する事なく、俗にいふ假名遣ひ甚正し。古今集は平假名にて書きたる物なれば、鈔寫する者心を用ずして誤書したる故に、今にては字面を以て論ずべからず。然れど假名遣ひにわたる歌は一首も見えず。定家卿は萬葉集をも見たる人なれど、此所に心を付ざりけん。彼卿の書かれたる物は假名遣多く違へり。梅しうめは梅をむめ、馬をむまと書くにまされり、又まされたる歌の中にも、假名遣ひの誤

ごもあり。然るを後人定家卿を尊信し、其誤れる假字を準則とす。たま〳〵古事記日本紀萬葉集等の假字、古聲の假字に同じからざる所を見つる人は却て思へらく、昔は假字遣と云事なし、定家卿より始まると。是いたりに彼卿を尊信するから大に誤れり。假字をしらざれば古歌を解するに必誤あり。彼卿の歌學を得ざる事知るべし。

定家卿ハ末代ノ宗匠ト仰ク故ニ世間ノナベテノ罪ヲモカノ人一人ニ負セテ論スルカサラバ此論絶スベシ若然ラズバ如此キ種々ノ誤ハ彼卿一人ニ限ラズ夫ヨリ稍前ツ方ヨリ世間オシナベテ誤リ來レルヿニテ誰アリテ一人其誤ヲ知ル者ナシ去レバ彼卿ノ罪ニ非ズ世間一同ノヿナリ

しかのみならず、後人僞作する所の書も、定家卿の名を冒して杜撰甚しきものあり。然るに多くは其眞僞を辨へず、數百年來妄に彼卿を尊信して、彼卿の筆作する所とさへいへば、國史萬葉等よりも是を證とし、長く琴柱に膠して、其上世にかへり考ふる事をしらず。(誠ニ是哥學ノ大厄也)歌學の明かならざる本是によれり。(最大厄ナリ)降りて近世に至りては古今傳授といふ事出來れり。それ書を解するには書を以て相照し、まゝ發明を加ふるの外なし。何の傳授といふ事か是あらん。(壯哉)況や古今集は一箇の撰歌の集のみ。何ぞ言外の意味を秘して作る所あるべき。故に中古以後に至りても猶古今傳授といへる目なし。是蓋東常緣が僞作にて宗祇法師より弘まる物なり。(後世ヲ誤ル姦賊此常緣ニキハマレリ)彼傳授を得たりといへる宗祇が古今集を釋せる、細川幽齋の伊勢物語百人一首詠歌大概を解せる書共を見るに、卷首より卷尾に至る迄の間一言も仰ぎて取るべき說なし。其淺見寡聞にして妄に無稽の言を信ぜる事、彼書中を瞥見しても明なれば煩しく論破するに及ばず。見つべし、古今傳授を得たる人の歌の事をしらざる事を。故に今の世も其才有りて譏られざる人は、古今傳授の人の子たりといへども自は遺脱して是を受得せず。近くは近衞家熙公野宮定俊公等是なり。又予が同氏の祖に筑後守荷田信次といふ者あり。御陽成院の上北面に進ず。院其歌を嗜むを悦ばせ給ひ、宸筆を以て添削し給ふ所の詠歌數百首に及び、又併て古今集の說を

授け給ふ。且書及詠草、今に至るまで予が同氏出羽守信言といふ者の家にあり。故を以て予も又今と其說を聞く事を得たるな
り。其世の事には其證ありてこゝに論せず。同近世及當時の人にもたまく博覽強識なるありて、世々の撰集、人々の家集でも
讀のするばかりの人なれども、情識力を古書に用る事なくして其本を辨ぜざるが故に、定家卿を尊信する事近世の學者に
も論なしとする所也。其精微研覈に用る事能はず。是を以て中古もしくは歌學聞かべからず。歴世の聞傳に諸種關係に傳明の法
聞こゆるのみ、其國の中に限るべき事かなり。其ことわりを得たりとしも云べきには非ず。只近年に至りて津の國大坂の僧契冲と
いふ者、此等の事を窮め、若干の歌書を釋す（契冲ノ歌學ニオケル師代ヨリ只一人ナリ）。其說猶十に一二は甘心し難き事あ
りといへども、凡そ古書を考へ、千載の惑を一時に開けり。又予が義父春滿といふ者、幼より古學を好みし故に雲門に遊嵎
する所なし。某人の僻說を改め、其說契冲の說に合へる物あり。（正說ニ至リテハタゾ契冲ヘモ自ラ宿合スルモノナリ）但
この始あるを知らず、只北南人、向ふはいづれ知らず中古以來聞ゆることなし。然るに其說の闕く人、明かならねば則ち
は田舍人にて人間に暗く、時は人は心を閑に備せり。然れども時大本に關して更日々に開け、此數年に及びて一學者を出し
既に此室を開きて、時々に契冲が遺作の書を抄寫し、是を悅び、彼定家卿を信ずべからざる事をさとるものあり。歌學
の道も其本に復さんこと今より難からず。

準則論

古へ歌の盛なりし時より今に至る迄の間、いづれの世を歌の盛なる時とし、誰を歌の法則とすべき人とせんといふに、或官家の
人を用ゐる家には、古今集を以て規模とし、又新古今を以て至極とすべき事なる時とす。今時官家の歌は新古今を崇信なり。されども是は官家の人を宗
とする事なれど、只ひとつにもあらずして、其の本づきたる事として、且當時の歌意なる歌といふなれば當時を取る事甘心せず。一此もまた此論
賞翫はるゝ古今集を以て見るに、萬葉集を以て花實兼備の世の法則とすべしといふ人あり。但予が鑒するに

やゝ後時世には猶實に過て（然リ〳〵）花やかならずとこそおもへ。新古今集をば學者只華に過て實少しとして（盲人ノ論ナリ）とらず、然れども詞花言葉はもとより華を貴ぶべし。（シカリ）然るに華に過たるをいとふ事未だ會通せず。歌の最も隆盛なる事は新古今の時世と思はる。されども是は各の執する所にあるべければ人を指麾すべからず。（古學者ニシテ新古今ヲ隆盛ノ極トイヘル又卓見ナリ只古ヘニ偏ナル輩ノ及バサル處也各ノ執スル所ハアリトモ人ヲ指麾スベシ）古來の歌人を評せんも又是に同じ。人麿赤人の歌は其時世にしては勝れて華なり。後世に比する時は甚實に過たれば、（文タラザルニハアラズ）今の世より則るべきにあらず。（シカリ　及ビガタシ）貫之は實に絶代の豪傑なり。されども猶上世に近ければ質勝て文足らず。今の世にては全く貫之が如くによみ出たりとも至れり盡せりとはいふべからず。（誰カヨミ出ルヿヲ得ン至レリ盡セリトイフベシ）たゞ後京極攝政の歌毎首皆錦繡句々悉金玉、（毎首ニハアラズ）意情を述ればたどりに感慨を生じ景色をいへばまのあたり見るが如し。（攝政ノ歌誠ニ絶妙也）風姿幽艶にして飽まで力あり語路透逸として聊も閑あらず。實に詞花言葉の精粹なる物なり。然るを世人定家卿を尊信するの餘りに後京極の歌の絶妙なる事を知らずして、其心是を定家卿の左に序づ。（父ニ優ルコト一等）彼卿の歌いづれの歌かすぐれて感慨なる。いづれの歌か至て秀絶なる。見つべし、歌合に彼卿の歌負多き事をば。父俊成卿に比すれば劣れる事甚遠し。予が私意を以て是をついづれば、後鳥羽院家隆卿等彼卿の上にあり。然りと雖も是又各執する所にあるべければ強ていはず。汝は汝たり我は我たらんのみ。

近代ノ弊ヲ正サン爲ニ定家ヲ貶スルヿ實ニ過タルハ又古學ノ弊ナリ歌學ハ實ニ取ニ足ラズ詠歌ハ古今獨歩ノ人也イカデカ後京極ニ劣ラン彼卿ノ歌感慨ナクバ後京極ノ歌モ感慨ナカルベシ後京極ヲ信シナガラ彼卿ヲ信セズト云フハ予ハ取ラズ

又歌の風骨に至てはいよ〳〵人を指麾すべからず。（ツクサズ）彼定家卿の頃にあたりて、俊成卿ののびやかなる、（此評盡サズ）家隆卿の四の句に（盡サス）力を入れたる、西行法師のよみ流したる、三人の風骨各大に異なり。然れども並に秀絶の歌人にて今に至る迄皆人の仰ぐ所

ならずや。もし俊成卿の氣骨を以てことはゞ家隆卿西行が風をば非とせんか。家隆卿の氣骨を以てせば俊成卿西行をば非とせんや。西行を以てするも又之に准ず。しかれば氣骨は人の好む所にあり。我好む所を以て人にすゝめんは上戸の下戸に酒をしふるが如し。

寛保壬戌八月四日贈友人之往歸隱事倉卒匪筆未加複閲將他日筆正

荷田在滿

國歌八論斥非

歌源論

當に此に論文を具て斥非は其下に附すべし。今略するものは一時勞を厭ふのみ。下倣之。

案にこゝの歌は則チ彼の詩なり。詩は志之所ν之也とて、心に思ふ事を見聞くにつけていひ出せる物なり。(尙書ノ文ヲアシク心得タル說ナリ上古ノ詩ハ皆ウタフモノナリ)其詩の中に（此說ワロシ）うたふが爲に作れるものを歌と云。其歌は詩中の一ッなり。こゝの歌も、又同じく志のゆく所を耳目にふれて（耳目ニフルヽ物ニツケテトコソ云ベケレ）云出せる物にて、其歌の中にうたふが爲に作れる物もあり。大歌所の歌神樂催馬樂の歌など是なり。是うたふものは歌の中の一種なりけるを、其一種の名につきて槩して之を歌といへるは歌の義を盡すに不足なり。(大ニ非也上代ノ歌ノヿヲ知ラヌ妄說也　タヾ歌ノ字ニノミ心ヲツケテ宇多ト云此方ノ語ノ本ヲサヘ辨ヘズ異國ノ歌ノ上ノ論也文字ハ假タル物ナレバサノミ深ク正スニ及バズ　宇多ト云物ノ此方ノ上代ノヿヲバナド考ヘヌゾモシ上代ノウタノサマヲヨク考ヘナバカヽルヒガコトハイハジ)もし歌の義を盡さんとならば直に是を詩と云べし。もし其大歌所などの歌をば歌といふべし。(歌ノ字ヲ用テ能叶ヘルコト別ニ委ク記セリ事長ケレバ此ニ載セズ) 是予が新意にあら（新意ノ惡說也）ず。萬葉集已に詩の字を用たり。（タヾ一ツ二ツノミ惣テ歌ト書ルハ見ズヤ）然らば今も改めて詩と云べきことなれども、猶詩と云事を得ざるものは、此の人彼の詩をも作りてこれを旣に詩といへば、此の歌をも詩と云ては、こゝの歌彼の詩と辨別する事あたはざれば、古人も是和歌といひ或は倭歌などいへるは、皆不得止事の斟酌に出るなり。されども倭はかしこよりこゝを夷にするの稱なれ（此事予古事記ノ注ニ委ク辨ズ）ば、吾國人の倣ふべき事にあらざるを、定家卿好て倭歌の字を用ひ給へるは字義に味ければなり。又和歌は、和は此國の稱といふめれど、吾邦よりいかめしげに特に指して和と稱すべき義なき事なり。唐人唐詩といはざるが如し。其唐詩の

稱あるは、唐已に亡びて宋人より名づくるなり。故にこゝの人自らこゝの國號を稱するは、吾邦を外にするの道にて非禮なれ。又和順の義なりといへども歌皆和順の物ならんや。恨あるも有べし悲しめるも有べし。和順の一義をもて惣名とする事を得ず。和順の義とするは事餘章の説なり。倭學辨に見えたり。(和順ノ義トスルハ云ニモ足ラズ)然らばこゝの歌何と命けて可ならんと云に、萬葉にも既に用たる如く、詩と云ん事其義的當なれども、是を詩とのみ云ては彼(カシコ)の詩に辨別なければ、倭の文略削して國詩といふべし。(是又大ニ非也凡テ此論ハ名ト字トナ一ツニ心得タルヨリ皆誤レリ唐土ニテハ字即チ名也此方ニテハ名ハ名ニシテ字ハ後ニ假タル物也其ワリヲ能ク得ナバ、カシコノ詩ヲバ詩ノ字ヲ専ラニサセテナド云ヒガヒガシキ事ハアルマジキ也彼(カシコ)ハ文字本ヨリ我物ナレバ専ニスルハ勿論也此方ハ此方ニテ字多ト云名ノ正シクアルナレバ文字ハイカヤウヘテモサノミ嫌フニ此方ノ語ハ又此方ニテ専ニスル故ニ詩ヲバカラウタト云是ニテ心得ベシ然ルヲヒタスラ唐土ヲノミ名ノ正シキト思ヒテ彼ノハ文字ニノミ迷ヒテ此方ノ名ノ別ニ正シキ事ヲ知ラヌユヱ也) 彼(カシコ)の詩をば詩の字を專にさせて此の詩をば國詩といはんも、(詩歌ト云ハ誤リ也)吾邦人自吾邦を小にするの道にて、言意なき事にはあらざれども、凡の物の稱呼、中華にては作者(吾邦人ノ云コトナリ)の制語に從ひたれば、名正しく言順ひたれ共、此には遂にかる理由(日神ハ聖ニ劣リ臣ハリヤイヤナリ[illegible])なれば、自事の稱呼、皆中華の制作を受て行はるゝ國俗にて、其名は中華に從ふるぞ、いと見にく、我も國にても、詩制は皆彼の制作を用ひて事あるにあらず、たゞ自ら國の[illegible]制の物を日本に持ちきぬれば、[illegible]義ヲ祖トセナバ何ノ古歌用ヒシル日歌ノ語ヲ[illegible]れの物にて、方及ばれずのければ、義を任て出す、歌の國詩といはずしてあるべからず、又幽哉の音を統べて義の名[illegible]さるを國詩必しもうたとよむ物と思ひて、歌は詩を求ることの名といへり。是俗の誤に毀言を假し給ふの語にて、是自歌の事なり。故に歌と云は歌と聲を載せん事あたらずといふべし。されども又詩の字の義を歌の字にて取るは既に第二義語つゞきなれば詩に敷こといへ、但是字につきて[illegible]せたに、何の異かあらんといふ人もあれどこれ稽考る事の淺きなり。凡中華は文字あれば、[illegible]字義は文字なければ名を正しからざるなり。文字なき故に名を正すと云ハ文字ニノミ目

ナレテ是ニマヨヘル故也）故にふたへなるうたふの一義を取て 此説コトニワロシ 歌こ始より名付たれど、うたふの義にはあらずして詩の義なるが故に、詩を一類として詩の字をからうたとよめるなり。是詩の字をよみてうたとすればうたふの義にあらざる事明 此義通ぜず也 らかならずや。もし又うたふの義ならんには、歌を一類として歌の字をからうたとこそよむべきに、歌の字をからうたと不讀は、こゝの歌かしこの歌の字に相當せざる事以て知るべし。イカデカ相當セザル識ニハナラン（歌ハ本オシナベテウタフ物ナル故ニウタトハ云ナリ詩ハ唐ノウタニテ是モ本ハ皆ウタヒシ物ナレバウタフノ義ニ非ズト云ヒガタシ此方ノウタニハ歌ノ字ガヨク相當シタル故ニ此字ヲ用テ歌トイヘバ此方ノウタノ事ニナルユヱニカラウタトハヨマス）蓋こゝの詞に始よりいひたる事にても、文字に譯せん時は其言に拘はるまじきもの多し。たとへば歌よむといふが如きも、讀むにはあらで作るなり。（是又文字ノ義理ニノミ拘リテヨムト云詞ノ義ヲ深ク考ヘザル誤也ヨムト云言ハ讀ノ字誦ノ字數ノ字ナドノ意モ有又歌ヲ作ルニモ本ヨリ云詞也此事予カツテ委ク論ジオケリ事長ケレバ此ニ略ス）さるを始よりこゝの言によむといへば、讀の義とせんに何の誤かあらんといひて可ならんや。又讀の字義に渉り作の字義に渉るは、第一義に落つと云て可ならんや。可也可也何ゾ字義ニ拘ハラン 是又予が新意にはあらず。萬葉既に作の字を用たるなり。辨アリ別ニ委クイヘリ さるを荷田子僞にうたふの一義に據て、八雲立の歌うたふ也と目とあれば、高姫の天なるやおとたなばたの歌もうたひ給ふなるべしといへれど、ナルベシ迄モナクウタヒタルハ上代ノ常也 古書ヲヨク學バヾオノヅカラ知ベシ 其歌ひ給へりしや否や誰か得てしらんや、歌はずば有合ふ人に聞しゐ難しといへれど、高姫婦人の身として、いかばかりの聲をか發し給はん。凡人ノ云ベキ辨也 是又微とするにたらざる事なり。（哭聲天ニ達ト神代紀ニアルヲバ見ズヤ）又豐玉姫火々出見贈答の歌をも必うたひ給ひけんといへれど、男女の中にて相贈答するの言、公然として聲を揚て歌ひ給ふべしとも覺えず。聲ヲ揚テウタヒ玉フベシ 上古と云ともひそかにこそいひかはし給ふらめ。（後世ノ心ヲ以テ神代ヲ推ハカルベカラズタヾ古書ニツキテ考ベシ）然るを千載の下より推て是を歌ひ給へりと定めまく欲するは固なりといふべし。

又云、上古の歌の質なるはうたふが爲に作ればなり。中古已來の文なるは詞花を翫ぶのみにてうたふが爲にせざればなりと

いへれど、只歌のみ（以下御大方宜ニ）ならず、凡天下の事物質より文にゆくは自然の理勢なれば、うたふうたはさることにならず惣て皆華美に趣くなり。故に今うたふ所の猿樂の歌うたは、ゐ所の記録などに在る歌、いづれか古への神樂歌催馬樂草紙物語の如き物ありや。（後世記録ナドノ古ヘノ物語ナドヨリ華美ナル物未タ見ズ）予を以てみれば、たゞに口に發せんよりも、うたはん料に作んには（歌ニ然リ）いふ／＼精麗なるべしとこそ覺ゆれ。されば催馬樂の艶なるは他の歌の類には非ずとみゆるに非ずや。然るをうたへば質にてうたはされば文也といへるは不通の論なり。又云、家持が林王の宅にて、白雪のふりし山をこえのかむ君をばとこないきのをに思ふと作るを、左大臣尾を換ていきのをにすると改めんとせるをみれば、此時既に拙を去て巧につく事なきにあらずといへり。按するに、拙を去て巧に就くは作詩の常なり。家持の頃漸く起るには非ず。上古八雲立の歌も大なるやの歌も、素尊の心の餘の拙を去り、高姫の心のかぎり巧に就きたる成べし。されど古事記などにも高姫の作を夷曲とせるは、（踏ヲ夷曲ニ作ル）猶其歌の拙きか爲に非ずや。巧拙の去就此時なしといふべからず。然るに其巧と拙との形常體あるに非ず。昔の巧といふもの巧にて、後の拙とする物拙なり。故に巧拙未論を經て後定る。是其風體轉りもてゆく故なり。古への時巧拙の論さかりし故、其いふ所と同じかるべきにはあらず。知るべし、左大臣のいきのをにすると改られたるも、當時いかばかりの優美にか思はれけんなるべけれども、今よりいへば質朴みるに足らざるが如し。

翫歌論

此ノ條雅楷氏ハ後世ノ歌ニ泥ミテ歌ノ本分ノ德アリトシテ、其非ハ徒ニ異國ノ詩ノ用ナルノミ知テ此方ノ歌ノサマヲ不同文時國ヲ不同國ヲ執ヘ失セリ

其詩ハ大ユヲ所生ノ詩ヲ以方ノ歌ヲ全ク同ジ物ト一同ニ思ヘルヨリシテ詩ノ論ヲ以テ歌ノ上ヲ定メントス世ノ人ヲ全ク同キ所ノミヲ知テ異ナル所ヲシラズ、其異ナル所ハ古書ヲ讀ク者ハ了サトルベシ然ルニ此方ノ歌ノ本ヲモ能ク知ヘス上代ノヲ

國歌八論同序評

マナモ辨ハスシテタヾ異國ノ詩ノ論ヲトラヘテ云ハ荷田子ノ論ニハ劣リテ聞ユル也先ツ古書ヲ能考テ此方ノ歌ノ上ニツキテコソ論スベキヿナレ至ク異國ノ詩ノ意バカリヲ以テ論シテハ此方ノ歌ニハ叶ハヌヿモ多キゾカシ

實に此論こゝに卑下其俗見淺識、卷を掩て嘆息するに堪たり。荷田子は國詩古學の大家なりと聞及びたれば、其人の論もさこそ奇論ならめと目を刮て讀たりしに、其首論の淺きを疑ひしを二論に至て則しりぬ。此人杢々王道を講せざる事なし。只其古學に務て大言を發すといへども其瑕玼往々に見ゆ。蓋歌は詩なり。詩の用聖人是を盡し給へり。（タレカ知ラザラン）（唐ノ王道ヲ古道ニソムケリ何ゾヨルニタラン）（聖人ノ道コヽニ用ナシ）夫聖人の道は天下に王たるの道なり。國詩も又王道の一端なり。故に王道を用らざれば國詩の道をもしる事あたはざるなり。今いふ、歌の物たる六藝の類にあらずと。（荷田子ノ所謂六藝ハ六經ノ了トキコエタリ）此言いかめしく言ひ起して、經典をも覗たるらんと見ゆる如くなれど、是則耳學の縦露する所なり。六藝誠に詩をいはずといへども、先王天下を治め給ふ道の其目の大なるものを詩書禮樂と云ふ。而して其小なるものを射御書數といふ。然も詩を書禮樂の上におかせ給へり。其詩は則こゝの歌なり。是を天下の政務に益なきものと云て可ならんや。蓋天下の政は何の爲とか思へる。兆民を安んせんが爲に非ずや。其兆民はいかにすれば安んずると思へる。其情をうれば安んずるに非ずや。故に兆民安んずれば天下治り、兆民安んせざれば天下亂る。是人情の得失は天下の治亂にあづかる所甚に大ならずや。然るに天下の政を執る人は必高位に居給へば、兆民の情安んずるや否やいかにしてか知ろしめす事を得んや。故に先王諸國の詩を徵て人情を鑒み給ふなり。治世の音は樂み亂世の音は怨めり。（音ト云ハウタノニ付テ云ヿ也是ニテモ古ヘ詩モ皆ウタヘルヿ知ベシ）是において得失を正し風俗を移し給ふ先王の治術至れる哉。時賴入道の人情を觀んとて微服潛行せられたるは、其志實に殊勝なれども不學無術悲哉。荷田子國詩の古學を任としながら、此義に至ては夢にだにも知らず。（北條氏ノ時代ニ歌ヲ以テ當時ノ人情ヲ知ルベキニ非ズ時世ヲ知ラズ儒者ノ迂遠ノ尙大ムネカクノ如シ　異國聖人ノ書ニマヨハサレズ此方ノ古ヘヲ明ムルヲ古學トス斥非ノ作者此義ハ夢ニモ知ラヌト見エタリ）國詩政に補なしと云。是も又西明寺の嚢を垂て諸國行脚せしものなり。一笑に堪たり。又曰く、日用常行

にも助けとなしこそ卑俗に流るゝといふにたらず。以下ノ論又カラ人ノサカシタチテワレカシコキ物ニ云高論歌人ノ情ニ非ズ聞クモウルサシ。吾人の此世に處する、貴賤となく貧富となく、意を得たる程は和順なれども、一旦失意の事にあへば必常度を失ひて、或は其心荒に怒りて、小にしては和氣を傷り罪を招き、大にしては悖を行ひ身を害す。嗚呼此風習の致す古今人情に然ることし者、或は其境、時に遇て歌をよみてはいふも更なり。もし其逆境に遇ふと雖も、天をも恨みず人をもとがめず、德行成者、人も境に遇て身悶窮するに於ても詩に其思を洩す道なり。もし此道にあらざれば悖逆の事もなさんとす。小人窮すればここに濫すとのたまへるは是なり。俗も此道による時は憂悶の思を發洩して自ら安んずるのみならず、千載に傳へて其身を哀ましむ。昔國の、延引のこなた彼方に道はあれど都へいざこといふ人のなきぞ、と深のことば侍る。國詩にあらずは何ぞ其心を窮途に命んや。國詩の德豈盛ならずや。然るに是を日用行事に益なしと云。豈そして一旦逆境に遇ふの時、國詩に由りて思を出さず悖倒錯亂すべきなり。嗚呼是を備ふべきざらんや。

逆境ニアウテ悖倒錯亂スルハ人情ナレバ其所ヨリ歌ハ出クベシモシ斥非ノ云如ク逆境ニアヒテモ志ヲ動サズ從容ヲ得タランハ聖賢ノ境ニテ歌ノヤウニアハレナル歌ハ出來マジキ也且唐人ノ口カシコキ議論ニテハ心ヲ奪ハレナマヨリ人情ト云モノヲ知ラヌ論也凡テ唐人ノ議論ハ皆賢ノ人情ニ叶ハヌ只口サキノカシコキノミニテサイフ人ヲ心ノ儘ニ得シハ皆偽也アレヲ才ナリト思ヒアリヤウニ云ハイトアサマシ

又云、古今の序に天地を動し鬼神を感ぜしむるといへるに是語を信ずるべしと、嗟呼何の言ぞや。古今何にも是孔門の聖書（詩國ヲ思ヘバ孔子ノ引出シテイカメシクモドシタルハ何トツヤ前田子ハ孔門ノ人ニアラデ又必ズ）ず夏の言を知てや道にはあるべからず。必ず上の法なるべし。論に唯王道を示し人情を離れ人情に背て或（キアレ其ノ義ニ不叶トテ論ズル事也 此言不通）を動して天地位し萬物育す。何の鬼神か感せざらん。凡天地人鬼の情感するや各異人の目には見えず。見えざれば繋（以下ソロシ）る物にあらずは凡庸常の人得目を以て目には見えねど、かゝる神かゝる鬼のあるべき事を簡にしろしめして鬼と名付け

神と名付け給ふ。（聖人トテイカデカホガラカニ知ンタゞ上古傳來ノ言ニヨレルノミナリ傳來ノ旨ヲ信セズシテ己ガ心ヲ以テ事ヲ定ルハ周以後ノサカシラ也）凡形あるものに凡人といへども名付くる事をしる。形無き物に至ては聖人に非ざよりは名付る事を知らず。孝悌忠信陰陽鬼神の類是なり。子たるもの父母に事ふる、必此孝なくんはあるべからず。さる事を知ろしめして孝とは名付給へるなり。其始は孝とて掌の上に見るべき物は無りしかども、かく聖人の名付給へる後は凡人といへども、孝といへは手にとり目に見るべき物有が如く思ひて疑はず。天地を動し鬼神を感ぜしむる事も、凡人の目に見えずとて聖人の言を疑ふべからず。然るを荷田子、（荷田子ハ日本ノ人ニテ歌ヲモ好メバ聖人ヨリ貴シトナヲ貴ブベキニ其貴キヲサヘ妄語ト云ナカラ）此言何人の口より出たりと思ひてか妄りに妄語なりと貶す。其罪（ハ異國ノ聖人ヲ引異ニ非ズ聖人呼ハリイタヅラ言ナリ）小々ならんや。

父母ニ能事フルヿヲ孝ト名ヅケタルハ異國ノ風ハ悪キガ故也其所以ハ吾邦上代ニ孝ト云名目ナシ故ニ日本紀ナドニ正訓ナクテオヤニシタガフナドゝ訓セリ孝ト云ヿナキハ父母ニハ能事ルベキモノト云ヿハ人毎ニ能知リテ誰アリテ父母ニアシクスル者ナケレバ格別ニ孝ト云テ教フルニハ及バサリシ故ナリ唐國ハ風俗アシケレバヤゝモスレバ父母ヲアシクスル者多キ故ニ名目ヲ立テ敎ヘザレバ父子ノ間亂レシ故カヤウノ名目𪜈出來シ物也然ルニ是ヲ却テヨキヿト思フハ大ニ誤ナリタトヘハ京人バカリヨリ合タル所ニテハ京人ト云名目ハ無用也田舍人ノ多キ中ヘ京人ノ接ハリタル時ニ京人トハ分テ云也此方上代ハ皆孝ナリシ故ニ孝ト云名目ハ無用ナリシ也サテ又聖人ナラデハ名ヅクルヿヲ知ラズト云モ大ニ誤也タトヘバ歌ニ常ニヨム戀ト云モ形モナク目ニモ見エズ手ニモ取ラレヌモノナレ𪜈戀トイヘバ人皆心得テ疑ハズ是モ聖人ノ必此戀ナクンバアルベカラザルヿヲ知テ名ヅケタリトセンカ此一ッヲ以テ斥非ノ妄ヲサトルベシ

又云、歌は貴ぶべき物にあらずと。嗚呼荷田子未ゝ嘗て國詩の故に達せずして妄に臆斷するものなり。荷田子幸に太平の世に

生れ、かしこの月の夢こゝの花の陰或は月次の會後朝の歌合などに變りて、國詩を一座の興に備へ、巧を闘し奇を競て國詩の用こゝにきまれると思ふと見えたり。淺見なるかな。かく心得たる輩の月花を見るやうここそ頑なれ、待得たる月か吾妻より
サレド斥非ノ孔子ノサタヨリハ勝レリ
たれは、爪彈きし獨言してあたにくの出雲やなど打言ひ、花見んさて立出たるに嵐ありしか、賤敷しぬれは、三戸の神こそ惜しらねなど言ふ事は本に歸りぬつたるひ國詩いみじく作り出たりとも、風人の趣に至りては未だ指を染たる事もなしと
此風人ハイカナル異風人ヂヤ
コト／＼ノ論ヤハメノ爵ニ出リノマヘニ雲ナイトヒ花ノ下ニ風ナニクムコトハ古今歌人ノ常情ニテコツアルニソレヲ風人ノ趣ノ知スト八胡亂ナル御說ヂヤ彼聖好法師ナドノ詞ナヨキコト思ヒテ古今ノ月花ノ歌ヲ忽ヂ忘レタルニヤ
又月次の會等にも、其題出事につきいれ彼事に紛れて風情を得すご國をなし、又後朝にゐるこては、後宴井題咄が濁吟鎮昏
真心ノイキスサミアリアハ
今人ホ〻ヲ謡ヲ何トカメン
見るから苦しきされさ見る貴き人富る人の遊に偏へ、或は己が生產助スキハヒ爲の義とせんにはさてもかくてもありなん。誠に爲用ゆる輩く、論士の詩を嫌ひ得夾音の様に勝得たる思をなしても止ぬべし。噫可悲はかゝる淺見俗情の輩、仕官の身なれば一旦君に不通なるか、陛下の人なれば一旦苗に住せられざるか、工商の家なれば一日利を失ふるか、農者の者なれば一旦水旱にあへるが如きの也に推らん事に至りては、義を罪し文を恨み義を行ひ媚を求めて爲ざる事なく、甚き失
是又人
ト憂ヲ記シ詩ヲ進退セシ心ヲ改ムコツ人トイフハ斥人ノ誤リナリ
ひきゐて争はれば斥し浮雲を見る事なく行に流れ、譽を好む如し、又後聞しからずや。
義の罪こ及ブ惧ふナド皆人情ナレバ歌人ニモ輩セナニ義ヲ行ヒ媚ヲ求ルハヨキ人ノセヌルコトナルヲ歌人ニ負セテ論ニハイカニゾヤイカニ俗情ノ歌人ナレバトテ俗人ニマサリテ義ナルベキイハレナク媚ベキイハレナシコレ柱ノ實ニスキタルモノナリ

又云、それ此俗者の歌を嗜むは故なきに非ず。いかにとなれば日本は抜文事の國なれば文事廢・開ける故、文を學び好み情法令に至る迄ここみ〜一異朝に本づきたるに、唯此歌のみ、我國自然の音を用て聊る論詞を交へすといへり。遂にたに見る

又國詩のたしむべきの一端なれど、是其細なる物にて抑末なり。もと其本は、上にいふが如く人情を知しめすの道にて、人（本分ニノキテ云ヘハ末ナレドモ世ノアリサマヲ以テ見レバ是可楽ノ具ナル也）其情を得るに至ては、天地を動し鬼神を感ぜしめ教化を美し風俗を移すの具なりと知るべし。

人情ヲ知シメス道ト云モ未タ歌ノ本分ニハ非ズソレハ歌ヲ採用ル時ノヿナリ採用ハ末也本分ハタヾ心ニ思ヒアマルヿヲナガメテウタヒ出セルノミ也必ソレヲ採リ用ヒラレントテヨミ出ル物ニハ非ズモシ採リ用ヒラレン爲ニヨミ出サバ必實情ニハアラデツクロヒアルベケレバ返テ人情ヲ知ルノ用ナカルベシ儒者ハ此所ヲ不知タヾ採用ヲ本分ト思ヘリ

又云、天下の政武家に入ぬれば、官家の人閑暇なるまゝにひたすらに歌を好みて我敷島の道と稱す。是歌の本來を不知、又道を不知の妄言なりといへり。案に政武家に入て閑暇なれは、官家にて國詩を專ら翫び給はん事其所なり。（其所也ト云ルモ云ルヿナレ𪜈前ノ論ト自語相違ス）何ぞ咎めんや。我敷島の道と稱せん事も、元來我敷島の道なれば何の不可なる事かあらん。たゞ國詩の重き事と人情にかゝる事を知ろしめさずして、（マコトニ大ナルアヤマリナリ）或は佛神の靈を借り或は傳授口訣に託し給ふ事こそ誤なれ。（是ハコヽニ云ベキホドノヿニ非ズ　是ハ誠ニ第一ノ誤ナリ）予を以て見れば、荷田子も又未だ曾て國詩の本來を不知、道を不知の妄言を吐り。（予ヲ以テ見レバ斥非モ又歌ノ本來ヲシラズ道ヲ不知妄言トコソ思ヘ）

モトヨリ我敷島ノ道ナレバト云ハモトヨリ此日本ノ道ナレバト云意カ其意ナラバイヒシ人ノ心トタガヘリコレハ私ノ物ニシテ我ト云ルナリ故ニ荷田子トガメタリモシ又上ノ心ハイカニモアレタヾ此國ノ道ト云ヿニ見テユルストナラバ、ウキ世ノヿト云ルニ叶ハズ此國ノ道ト見ルト云ハソレモウキ世ノヿノ中ナレバ、ナラデト云ルニカナハザレバ也モシ又私ノ物ニシテ我ト云ルヲユルストナラバ又前ノ論ト矛楯ス

擇詞論

此意、千年以前紀貫之ミ云人いまそかりて、萬葉體を改めて（改タルニ非ズオノヅカラ改リタル也）古今集を撰み萬世の標準ミなせり。（ナセルニ非ズナレル也アマリコトコトシ）不言の教

集中に存す。又後人の作□を待ず。（ナホイハズバアルベカラズ）以下ノ論甚宜シ學者心ヲトメテ讀ムベシ 然れども其之の意、荷田子が如く、萬葉の歌を雌黄して近體に改竄せんとにはあらず。萬葉は萬葉にて古體を存し、古今は古今にて近體を示す物なり。猶中華の詩に古詩近體の二體あるが如し。故に今人も又萬葉體を擬作すべきなり。古今を始め續萬葉集と號すれば、萬葉をば父とし、古今を子とせるの言以て知るべし。然るを其後萬葉體を作んとする人なかりしかば、遂に萬葉をば高閣におきて取て見るものなし。國詩の詞語を失ひたるは職として是によれり。然るを荷田子漫に萬葉に雌黄し古人の所作を塗抹せんとす。海內の人を率て國詩に叛せんものはそれたゞ荷田か。

遣詞論

此論、大むね古人の已に論せし所にて皆是木屑竹頭なり。只其制の詞を辨ずるは至論なり。學者其說を可用。予も又こゝに隨筆において論じき。

正過論（此論又宜シ）

箋に、上にいへる如く、雅俗は定準あるにあらず。衆人の好惡に定まるものなり。衆人の好む所も又定準あるに非ず。時世を以て移るものなり。今の世に居て、今の人の當然の理をもて古のことを責んとせば、猶冬日裘を着て夏月の葛を衣るを笑ふが如くならん。故に假字の誤は萬葉を法として改べし。風情の過は古今を則として可正也。其法則を執て過を正さんとするは、猶規矩を執て方圓を正すが如し。且當然の理とは定準なき物にして、己が是は彼が非、彼が是は己が非、最適するとし過るを許さずして是を拘束せんものぞ。又古く、天智帝秋の田の歌、後撰の撰者いかなる淺見にてか天智の作とせるや、此歌天智帝の時の風體ならんや。又かりほの庵、此苫をあらみとすれば庵を作るに苫を用る事あるべからず。一夜假庵の類なし。假庵の言ひ、たとへば秋田刈假廬をつくりといひ、宇治の宮處の崎にかれこそ云是なり。上のかの岡は北にて下は假になり。其のきの時にて下は辛きに、今上も最にて文直の類の一皂体ならぬを諸しとせん。文のされつ、あつて、はなはたの

義、此歌ぬれなからさしては上に承る詞見えず、又つゞにひたすらの義あれど、ひたすらの義にも叶はず。いづれにも此言てにをはを失せりと。案に此說非なり。此國詩、天智帝の作なりや否は今日何をか徵とせん。推て知る事能はされども、又撰の時いかなる據ありて此帝の作と定められしやらんも又しるべからず。されば別に正しき左券もなくば、しばらく後撰に從はん事何の妨かあるべき。此歌、此帝の時の風體に非ずといふは大に然らず。

此歌キハメテ天智帝ノ時代ノ風体ナラズ日本紀萬葉ノ歌ノ風体ノサマヲ能知ル人ハ可疑ニ非ズ證據ナケレバ定メ難ミト思ノハ古歌ノ風体ヲ能得ヌ故ノ疑ナリ一人ノ歌必シモ一体ナラズト云ドタトヒ千變万化シテサマノ〳〵ノ体アリド此歌ノ以テ天智帝ノ時ノ歌トハナシガタシ時代ノ風体ハ爭ヒ難キ處有ル者ナリ其中ニマレノ〳〵上代ノ歌ノ今ノ風ニモサノミツムカヌ歌モアル〻ナレドソレハ猶上代ノ風ハアリナガラ後世ニモ通ズルモノ也上代ノ風ニ違ヒテ後世風ナルニハ非ス凡後世ノ人ノ上代ノ風ヲ學ビ似セテヨマンニハ其人ノ才ニヨリテ劣能トシテ分チ難キ歌モ出クル〻ナレド上代ノ人ノ上代ヲハナレテ後世風ニヨメルハ一首モナキ〻也コヽニ引ル仁德帝御製ト傳ヘタル高キ屋ノ歌モ後人ノ作也キハメテ後御歌ニアラザル〻風体ニテ疑ヒナシ然ルニ是モ後人ノ作カト云會釋モナク證據ニ引ルハ總テ風体ヲ辨ヘ知ラヌ故也衣通姫ノ歌ハモトヨリ上古ノ風也サテオコナヒヲフルマヒト改メテ後也ニモ通ズル也建内ノ歌後世ニ叶ハズ赤人ノ歌トテ引ルハ後世ニモ通ズ此歌万葉第十ニ作者不知ナルヲ赤人ト云ヘルハ拾遺集ノ誤ヲ考ヘズ妄リニ引タル也時代ノ風體ヲ辨ズル處ニ何トテ其本ヲモ不正シテ杜撰ナルヤ

是をいふものは、此帝御母齊明帝を哭し給ふ詩に、君が目のこほしきからに泊てゝゐてかくや戀ひんも君が目をほりとよみ給ひしに似ざればなるべし。凡國詩體多し。一人の作必しも一體ならんや。譬ば家持、鵲の渡せる橋にの歌に、今更に妹にあはめやと思へかもこゝだ我胸いぶかしからむとも作れり。是豈同調ならんや。もし又此帝の時、國詩未ダ古質を存して優

暢なしてこそんか。此帝の代よりは二百年前仁德帝、高き屋に上りて見ればの作あり。又二百年前衣通姫、我せこがくべき宵なりの作あり。又武內宿禰、近江の海せたのわたりにかつく鳥田上すぎてうぢに捕へつ。赤人、昨日こそ年は暮しか春霞春日の山に早立にけり。前後皆如此きものあり。（此說ヨロシ）何ぞ秋の田のばかりを其時代の風體に非ずと云んや。（是マデヨロシ）又かりほの庵の事予既に小倉百首批釋に辯せし如く、是觀勝の法なりつきひの隈ひのくま、つゝ井づつ井づつ、み吉野の吉野、春されば木の本（此說ヨロシ）のそれ、づくはねの峰よりおつる、皆此格なり。古人云、見る事寡ければ怪む事多しとは荷田をいふか。見るべし、當然の理（適當ノ譬）準據とすべしに不足事や。且つゝの結句發句に無せずといへども、是ものの一つから古代の風體如此もの多し。（此辨又宜シ）（古代迄ヤヤク中世迄モ此格イト多シ）あれつゝめるを云ひ一坏に含みけり。これ民の己が油は衙作をあはれがらせ給ふなり。又持統帝衣ほすてふ事又批釋に詳にせする故に此に贅せず。且といふと云を反せば言ふなるを、てふとするは補ひしきにつきて同音なれば不圖轉じたるにこそ（此說ヨロシ）こそ非なり。古への歌韻調にしていへども五音通するものは自然に協ず。中華三百篇などの詩體も又如此。然るを朱子古人の韻を叶へし前にあやまりに肆せるは過てるなり。此古の旁韻に渉るも如此。何といへばを何でふと云も同じ。怪むに不足。野山の夜萬もに當然の理を以て、てふは助語にて意なしとせられたるなるべし。今日萬葉を以て推すれば其說見ゆ。ケリツラテスト云ヘル萬葉マデハ一ツモ見エズ今ノ調ハ萬葉ニモ少々ハ皆アリ、ト云ヘリ然ルヲ今ノ京ニヨリテナルハ云他ナレド是モ皆自然ノ事ナリ。然るを荷田子當然の理を以て論ず故に思はざるの極まされ。下に至り、人丸赤人を何ぞと云所において變せんとするは則彼呵佛罵祖也。我論の道如此もありといへども、佛家に所謂これ又一見解に留るべからず。無明の縛といふべし。

官家論

官家學者說の如し。予も又官家輪變の中に遊し所なり。然れども荷田子官家の勤ありといふべしまたはその中に、今時の

官家の作淡薄なり。予に如此ものを作らしめば、執筆の下に數百首を得んといへるは予未ゝ信ぜず。譬ば今劍の擧を習ふ者（コノタトヘ甚オモシロシ）見るに華法多し。もし是を往昔戰國の武夫に觀せましかば、兒戯に近しといはんか。さりとて其武夫一旦に今時の華法を擬する事を得んや。蓋シ今太平の世なれば、死を以て鬪ふ事有るにあらず。唯假に相撃の樣を象る。いつしか終に玩具となりて只旁觀の美を務る事になりぬ。されど武家專門には是を構ふ事なれば又妙境なきに非ず。國詩も然なり。國家無事にて身に切なる憂喜あるにあらずして、只假に感慨の情を模す人、終に玩具となりて徒に言句の巧を務る事になりぬ。されど官家專門に是を構ふ事なれば、又妙境なきにあらず。荷田子よく作るにや。吾甚是を疑ふ。（國家無事ニテハ言ナ去テ可ナリ）

予未ダ信ゼスト云ヒ下ニ荷田子能作ンヤト云ルハ荷田子ノ歌ロヲヨク知テ云ルカ能知テ云ハヾサモアリナンモミ未ゞ其歌ヲ不知シテオシハカリニ云ハヾナラバ此言モ予未ダ信ゼズ其故ハ荷田子能作ルト能作ラヌトハ何ヲ以テ可知ゾ予ヲ以テ見レバ今時官家ノ人々ノ歌イトヤスクヨミ出ベキ事ナレバ荷田子モシ能歌ヨム人ナラバ忽チ數百首ヨミ出マシキ者ニモ非ズ然レバ是ハ其人ノ歌ノホドヲ能見テ後ニ定ムベキ事ナルヲ未ダ其歌ヲ不知シテオシハカリニカク云ハ猶官家ノ歌及ビ難シト思フ俗習ノハナレヌ所ナリ

三百年來妙境ナシモシ妙境アラバ荷田子ノ歌モ又妙境アルベシ然ルヲ官家ハ妙境アリ荷田子ハ能作ルニヤト疑フハイカニゾヤ俗習未タマヌカレズ悲哉

然るに世繞季に及び風俗汚染なれば、たとひ感中に動くとも、先其辭を學ばずしては何を以てか言表に顯れん。故に國詩を學ぶ者、先其の題を設けて是を作るは辭を學ぶの道なり。辭已に學びたれば、何事にても感内に動かん時是を言に發するに滯らずつゞけうるなり。上りての代の人は、其世のいみじき俗に浴りたる中より、自分の識にて其動きし情のまゝを吐出せり。今よりみれば調はざる言も有る樣なれど、是を草木に比ふるに、造化の花は麁に似たれども拙に類すれども、其生氣本色

（以下ノ論又宜シ）（此譬モ又イト面白シ）

工々たる詩なり。後世の人は其世の濁れる風に染たる中より、思ひを設けて動かぬ情を强る故に、巧なりといへども麗し。といへども其正しき姿は掩ふべからず。故に後世の歌は剪裁の花の如し。然れども剪裁其功熟しぬれば、いつしか化して造化に叶ふ事も有るべし。中華の聖の教にも、誠は天の道なり。是を誠にするは人の道なりといへり。古人の作は自然に出づ。風化に當れるの誠なり。誠とは、生れながら能し、他の借らぬを云の名なり。今人の作は學の力以て誠ならむ。是詠習に前せるの誠なり。其誠するに及ぶては一なり。已に是一なり。人丸赤人を交へし事へ、貫之躬恒を見こし事へ、其他の者賢輩を同じ、躬を比へんとす、或は性なからずや。然るを何田す、古今詩を岐して、逆になして曰く、上世の歌は歌ふが爲にすゝ、今の歌は晩に出づるにすれば古今十一首を法とすべしと云り。此處又論アリ下ニ至テ云ノヲ待べし。是何ぞ、詞を學ぶ者の、戰國の將は北地の爲にし今日の爲は最の爲にす。既に最の爲にす、能法を用べしと云に異ならんや。蓋又其本に復りことぞ。

古學論

且論學者說ふべし。予も文荷に論ずる所なり。た、古今集文屋有季が詩を以て清相帝殆萬葉集を見給はざるかと疑ひ、文屋を歎く又を不いこ讖せるは不然いす。奈樂の、時頃も萬葉を反復ゐ楽し給へきにもあらず。又天平寶字の作も當時を去ミ事又久しからずといへども、親ら折も開し給ふべきにも非ず。平城ナレバトテ天平寶字ヨリ當時マデノ代イクバカリモ云フヲ知リ云ハデアルベキカハ。貫人の習ひ不用意に、萬葉はいつにかの作れるぞと問せ給ひたるなるべし。それを文屋が其下に歎に、昔へ奈りしを稱して集には取にるなり。奈良の宮に世の名は忘るを、いづれとも辨せざるは親としにても言へるも又國詩を不同肯の體なり。凡詩は記事と異なる。只其事の感をる事を取る物なれば、必しも事切にも世の事何れぞまでもあられにし。開せ給へる帝も此歌を聞し召していふむと、答へたりと思し召し、其を、千載の下より疑ふにも音、閑を聞ゆにあ足ここ記ならば撃そりと云べし。(左マデヨロシ)蓋萬葉を學ぶ故し、事實に不可。甞此歌面の衞唐に赤らん

む。其詳なる事は別に年暦を歩して答へ奉るならん。事體を以て考ふるに正に如此なるべし。又貫之假字が序をも難ずといへども、總て此二序、按に當作序稿原文不全後人攙入亦多と見ゆ。予さきに序考を著して是を論じき。荷田子も二序の原文ならざる事を論じて、人丸の上の正三位の字は後人の加ふる所とす。然るに又云、萬葉を平城の御宇に首るとし、長歌を短歌と稱するの誤は不可遁とす。此言大に怪しむ。荷田子既に云ふ、平城宮は元明より光仁まで七代を云ふと。蓋その七代は元明元正聖武孝謙廢帝稱德光仁也。又云、天平寶字三年元日迄の歌有れば、是を作れる時知りぬべしと。所謂天平寶字三年は廢帝即位の年なり。光仁の世を終るまで猶廿三年を餘せり。この七代並に平城に都し給ひたれば、七世の帝みな平城天子と稱せん事違へりといふべからず。

七代ノ事ヲ平城天子トハ云ガタキ事條材抄ニ委ク辨セリヨシサハ云ニモセヨ時歷十代數過百年トアルハ高彦天皇ニアラスサレバ合スイカニ考テモ此誤ハノガレ難シ又人丸ヲ奈良ノ朝ノ時ノ人トスルモ貫之ノ誤也序非ノ作者貫之ヲ信スルアマリニ力ヲ盡シテ助ケントスレ𪜈是レラノ誤ノガレヌモノ也二序共ニ後人ノ攙入多シト云𪜈サノミハイカデ後人ノ所爲トセンモトヨリ貫之ノ考案ノ淺カリシモノ也

然れども光仁の次を桓武とす。桓武の次を高彦尊とす。位を嵯峨帝に讓りて平城宮に遷り給ひたれば是を平城帝といふ。序にいふ所の平城天子は高彦をいふと見て、紀氏の誤遁れぬとするか。されども有季平城の宮といふを併せ考ふれば、平城天子も高彦をいふには非ずと見ゆ。また短歌と篇目に出したるは（此辨宜シ）必是貫之の筆に非ず。何を以てか知ると云に、其篇內の小序皆長歌と書けり。（一ツハ遁レ難シ）篇內是を長歌といひてひとり篇目に短歌といはんや。決して貫之の原文にあらず。予古今集略解に論ぜり。ゆゑに此ふたつの難貫之の受くる所にあらずと知るべし。

準則論

この論すべて大に予が意に異なり。予は誠にいふ、新古今意を構ふる事たくみなれども、古今の高古に及ばず。詞を選ぶこと華なれども、古今の渾雅にしかず。

古今集ノ高古渾雅ナルヿハ論ナシ又万世ノ準則ナルヿモ論ナシ誰カ是ナウケザランサレド古今ハ古今ニシテ猶近体ノ像陸密ハ猶古今也此新古長ヲ故ニ記シガタシ予姑ク別ニ記シオケリ

ふのでいふ、貫之いかによく國詩を知りてありけん。古今の前には曰く、秋萠すわざゝいかすにつけおきて嫁にくはれし園におくとも、相思はぬ人を思ふは大寺の餓鬼の後に（註一）ぬかづくがごとし。古今の後には曰く、盗人といふもことわりさ夜中に人のこゝろをとりにきたれば、流俗のものとも見えず梅のはな珍重なりといふべかりける。その前後撰を隆たるものなは知れず。貫之古今集撰ばん折にもとめあつめられし歌とも、その體思ひやるべし。然るを貫之、卓然の鑒識の眼を以て、千百調らず、高古圓なたく、ひ偏なる古今を撰み出されたりける故に、古へより風體の變革も詩人の取捨も區々なれども、古今を議するものといまだ聞かず。○古今ニモ又「スシサタマラヌ續セラルハタ、ネガラノ〳〵トアケコケバ「メヅラシキナモヨルツガコヒ「山ノハニケテ入ズモアラナント云ル歌モアルヲバナド思ハズゾサレドカヽル歌アリトテ古今ワロシト云ベカラズヨキナトリツロキナスツヘシ今ハ一ヘンニ云ルヲ猶スル也○義物皆極あり。古今集はこれ國詩の極か。極ほたとへば山の頂上の如し。頂上を踰れば卽下らんとす。故に古今を越し巧ならんとすれば卽拙き理なるを、荷田子深く考へず偏に後京極の歌を主張す。偏見なりといふべし。○是又荷田子ノ當然ノ理ヲ責ムルト何ゾ異ナラン理ハ一準ナラザルモトスヿナナト思ハズヤ）今試に良經の作をみるに、其自讃歌の中に、足引の山の高根は久方の月の都の檍なりけり、（此氣ハ理窟スギタリ）秋の風尾上の松にことゝへば人は答へずさを鹿の聲（讃ニヤロシ）「雅の施なにの事にや」又松にことゝはんに人はもとより答へざるところに非ず（突然ニアラズ歌ノ体ニヨルヿナリ）や。又さを鹿の聲も突然たらずや。しげき野は虫の音たかく露がれて昔の瀬今も一ゝ。下句不成（不成ニハアラズ俗調也）、論なり。驅ふべき國

じ山路にわけきても花ゆゑ惜くなる此世哉。惜くなる、句を跨ぎたるも不調なり。世に人の皆知れる、蛬なくや霜夜の下句

常ノヿ也アヤシムベカラズ

是ハ古人ノ常ニ有ルヿ也古今ノ中ニモ上句全同句ノ歌サヘ入タリ

は今萬葉の歌を襲へり。然るを荷田子風姿幽艶語路透邐といふ、吾は信ぜず。

後京極攝政ノ貶スルアマリニ其ソロキ歌トテ出セルサノミソロクモ見エズコレラヨリソロキ歌モ猶多カルベシ凡テヨキヲバサシオキテ其ソロキノミヲエリ出テ此人取ルニ不足トセバ人丸赤人ヨリ今ノ世迄ノ中一人モ可取人ハアルベカラズヨミ出ルホドノ歌難ナク勝ルヽヿハナキヿ也其中ニアシキハステヽ勝レタル處ヲ以テ優劣ハ定ムベキヿナリモシ其アシキ歌ヲエリ出テイハヾ此斥非ノ作者ノ信ズル貫之ニモイトソロキ歌多シ其中ニモ自ラ撰ベル古今ノ中ニモ一風ハ心ニマカスベラ也ヿムネノアタリハ色モエナマシナドヨメリ何ゾ優ナランサレドコレラノ歌アリトテ貫之スツベカラズ又句ヲ跨タルトテ後京極ノ歌ヲ難シタレドモ古今ニ貫之ノ歌ニ ナキトムル花シナケレバ鶯モハテハモノウクナリヌベラ也ナシクナルモモノウクナルモ同シ語ノ格也然ルニ後京極ノ歌ニオイテハ句ヲ跨キタルカ不調ニテ貫之カ歌ニテハ不調ナラヌニヤサキニ自ラ見ル所寡ナケレバ怪シム所多シト云テ荷田子ヲ嘲リツルニ何ゾ自ラカヘリミザルヤ

されども荷田子云、風體は人々己が執する所あるべければ必しも人を指麾すべからずと。此言誠に然り。實にも杜子美陶淵明が詩を喜ばず。歐陽公杜子を喜ばずといへば、人の好尚同じからざる事なり。猶酸鹹の嗜異なるが如し。吾亦他人を强て予が說に從はしめんとならんや。只一二同志の爲に其非を斥んとするのみ。縱人はさもあれかくもあれ、予においては古今集に香火し、貫之に尸祝し侍らんものなり。もし其取捨は見る人のまに〳〵せよといふものならん。

寶曆十一年辛巳三月上巳　　中養父　大菅公圭璸美氏

右八論と其斥非と明和五年戊子九月の頃俄に寫しとりぬ又其論辨の中に互に得たる所得ぬ所ありて見過しがたければ筆

のついでに其旁もしは頭におのが思ふ所を書つけつ

いせ人　本居宣長

明治三十五年十一月十日印刷
明治三十五年十一月十五日發行
大正十五年八月二十一日增訂再版印刷
大正十五年八月二十五日增訂再版發行

（本居宣長全集第六卷奥付）

再校訂者　本居清造

發行者兼印刷者　東京市京橋區鈴木町十二番地　吉川弘文館
代表者　吉川半七

印刷所　三重縣四日市市[illegible]番地　四日市印刷株式會社

發賣所

東京市日本橋區數寄屋町　六合館
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社　柳原書店
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社　川瀬書店
東京市京橋區鈴木町十二番地　日用書房
東京市牛込區早稲田鶴巻町二五一　國際美術社

